

日野市議会会議録

平成10年 第1回定例会

第1号～第11号

3月9日 開会

4月3日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



5017090

平成10年 第1回定例会日程

- | | | |
|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月9日 | (月曜日) | 仮議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、日野市議会議長選挙、会期の延長 |
| 3月10日 | (火曜日) | 日野市議会議長選挙、日野市議会副議長選挙、会期の延長 |
| 3月11日 | (水曜日) | 日野市議会常任委員会委員の選任、日野市議会議会運営委員会委員の選任、日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙、東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙、南多摩斎場組合議会議員の選挙、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙、日野市農業委員会委員の推薦、日野市消防委員会委員(議会選出)の選任、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定 |
| 3月12日 | (木曜日) | 所信表明、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程 |
| 3月25日 | (水曜日) | 議案審査報告、議案上程 |
| 3月26日 | (木曜日) | 一般質問 |
| 3月27日 | (金曜日) | 一般質問 |
| 3月30日 | (月曜日) | 議案審査報告、一般質問 |
| 4月1日 | (水曜日) | 一般質問 |
| 4月2日 | (木曜日) | 会期の延長 |
| 4月3日 | (金曜日) | 一般質問、議案上程、請願上程 |

平成 10 年
第 1 回定例会 日野市議会会議録目次

○3月9日 月曜日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
仮議席の指定	5
会議録署名議員の指定	5
会期の決定	5
（選 挙）	
日野市議会議長選挙について	6
会期の延長	6
延 会	7

○3月10日 火曜日（第2日）

出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	10
議事日程	10
開 議	13
（選 挙）	
日野市議会議長選挙について	13
日野市議会副議長選挙について	16
（設置・選任）	
日野市議会常任委員会委員の選任について	16
日野市議会議会運営委員会委員の選任について	16
日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会 の設置及び委員の選任について	16

日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について	16
(選挙・推薦・選任)	
東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について	16
東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について	16
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について	16
南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について	16
南多摩斎場組合議会議員の選挙について	16
南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について	16
日野市農業委員会委員の推薦について	16
日野市消防委員会委員(議会選出)の選任について	16
会期の延長	18
延会	19

○3月11日 水曜日(第3日)

出席議員	21
欠席議員	21
出席説明員	22
議事日程	22
開議	25
議席の指定	25
会議録署名議員の指名	26

(設置・選任)

日野市議会常任委員会委員の選任について	26
日野市議会議会運営委員会委員の選任について	26
日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会 の設置及び委員の選任について	27
日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について	27

(選挙・推薦・選任)

東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について	27
東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について	28
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について	28

南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について	29
南多摩斎場組合議会議員の選挙について	30
南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について	30
日野市農業委員会委員の推薦について	31
日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について	32
会 期 の 決 定	35
散 会	35

○3月12日 木曜日（第4日）

出 席 議 員	37
欠 席 議 員	37
出 席 説 明 員	38
議 事 日 程	38
開 議	43
所 信 表 明	43
行 政 報 告	80
諸 般 の 報 告	80

（議案上程）

議 案 第 1 号	日野市農業基本条例の制定について	81
議 案 第 2 号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議 案 第 3 号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	84
議 案 第 4 号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	84
議 案 第 5 号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	86
議 案 第 6 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	86

議案第7号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する 条例の制定について	86
議案第8号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	89
議案第9号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について	93
議案第10号	日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	93
議案第11号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部 を改正する条例の制定について	93
議案第12号	日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例 の制定について	93
議案第13号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定に ついて	93
議案第14号	日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定 について	97
議案第15号	平成9年度日野市一般会計補正予算（第5号）	98
議案第16号	平成9年度日野市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	103
議案第17号	平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第3号）	106
議案第18号	平成9年度日野市下水道事業特別会計補正予算 （第3号）	109
議案第19号	平成9年度日野市立総合病院事業会計補正予算 （第3号）	111
議案第20号	平成9年度日野市受託水道事業特別会計補正予算 （第3号）	113
議案第21号	平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計補正 予算（第1号）	114
議案第22号	平成10年度日野市一般会計予算	116
議案第23号	平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算	127

議案第24号	平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算	…	127
議案第25号	平成10年度日野市下水道事業特別会計予算	……………	127
議案第26号	平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算	……………	127
議案第27号	平成10年度日野市老人保健特別会計予算	……………	127
議案第28号	平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算	…	127
議案第29号	平成10年度日野市立総合病院事業会計予算	……………	127
議案第30号	日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する 業務委託契約の変更について	……………	136
議案第31号	日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に 伴う水道施設の整備に関する協定の締結について	…	137
議案第32号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の 制定について	……………	139

(報告)

報告第1号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告 について	……………	142
-------	--------------------------------	-------	-----

(請願上程)

請願第10-2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から 破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採 択を求める陳情	……………	143
請願第10-3号	更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求 める陳情	……………	143
請願第10-4号	介護保険制度の準備・施行に関する陳情	……………	143
請願第10-5号	医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医 療の充実を求める陳情	……………	143
請願第10-6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反 対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災 害時避難場所の確保を求めることに関する請願	……	143
請願第10-7号	市民生活の快適な環境を求める請願	……………	143
請願第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情	…	143
請願第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願	……………	144
請願第10-11号	0～3歳児保育の充実と保育時間の延長について		

	の請願	144
請願 第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願	144
請願 第10-13号	日野市立第三幼稚園の増員に関する請願	144
散 会		144

○3月25日 水曜日 (第5日)

出席議員	145
欠席議員	145
出席説明員	146
議事日程	146
開 議	149

(議案審査報告)

(総務委員会)

議案 第 2 号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	149
議案 第 3 号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	150
議案 第 4 号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	150
議案 第 5 号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	150
議案 第 6 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	150
議案 第 7 号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	150
議案 第 8 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	152

(文教委員会)

議案 第 14 号	日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定
-----------	------------------------

	について	153
	(厚生委員会)	
議案第9号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について	154
議案第10号	日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	154
議案第11号	日野市心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部 を改正する条例の制定について	154
議案第12号	日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例 の制定について	154
議案第13号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定に ついて	154
	(建設委員会)	
議案第1号	日野市農業基本条例の制定について	156
議案第31号	日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に 伴う水道施設の整備に関する協定の締結について	158
	(一般会計予算特別委員会)	
議案第22号	平成10年度日野市一般会計予算	159
	(特別会計予算特別委員会)	
議案第23号	平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算	185
議案第24号	平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算	186
議案第25号	平成10年度日野市下水道事業特別会計予算	187
議案第26号	平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算	189
議案第27号	平成10年度日野市老人保健特別会計予算	189
議案第28号	平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算	189
議案第29号	平成10年度日野市立総合病院事業会計予算	189
(取り下げ)		
	紹介議員の取り下げの件	191
(請願審査報告) (厚生委員会)		
請願第10-11号	0～3歳児保育の充実と保育時間の延長について の請願	191

(議案上程)

議案第33号	日野市監査委員の選任について	192
議案第34号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	193
議員提出議案第1号	日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	193
議員提出議案第2号	所得税・住民税減税を求める意見書	194
議員提出議案第3号	保育施設の充実を求める意見書	195
散会		196

○3月26日 木曜日(第6日)

出席議員		197
欠席議員		197
出席説明員		198
議事日程		198
開議		199

(一般質問)

中谷 好幸議員

1. 緊急融資など中小企業への不況対策を急げ 199
2. 精神障害者への生活支援の強化を 210
3. ミニバスの延長、乗り合いタクシーの運行を 219

名取美佐子議員

1. 学校教育充実 223
2. 介護サービス充実 231
3. 女性参画推進 237
4. ごみ減量リサイクル 240

中野 昭人議員

1. “すずかけの家”の法人化にむけた支援のあり方と具体的な中身について 246
2. 南部地域住民の切実な要望となっている南部診療センターの実現を!
..... 254

3. 中学生・高校生をめぐる状況とその対策について	260
出沼恵美子議員	
1. 子育て支援策の充実を	270
2. 遺伝子組み換え食品の給食への対応を問う	277
3. 百草園駅周辺の歩行者への安全確保を	280
散 会	284

○3月27日 金曜日（第7日）

出席議員	285
欠席議員	285
出席説明員	286
議事日程	286
開 議	287

（一般質問）

宮沢 清子議員

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から尊い命を守るために | 287 |
| 2. 子どもたちが輝く子育て支援事業について問う | 291 |

佐藤 洋二議員

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. JR西豊田駅誘致事業の展望について | 304 |
| 2. 衝突の弾みで滝合橋下へ転落した事故で思うこと | 321 |

奥住日出男議員

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1. 公的介護保険導入に伴う日野市の対応について問う | 325 |
|----------------------------|-----|

沢田 研二議員

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1. 日野市の財政立て直し計画を問う | |
| —— 危機的状況下にある厳しい財政をどう対処するか —— | 336 |

執印真智子議員

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 豊南橋の実現と浅川散策路の整備を | 354 |
| 2. 介護保険に向けての市の対応を問う | 360 |
| 3. 入学通知書は何故遅れたか | |
| —— まず情のある教育行政を —— | 369 |

散 会	376
-----	-----

○3月30日 月曜日（第8日）

出席議員	377
欠席議員	377
出席説明員	378
議事日程	378
開議	381

（議案審査報告）

議案第32号 日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の 制定について	381
-----------------------------------------	-----

（一般質問）

小山 良悟議員

1. ゴミ・ゼロ社会を目指しての対応開始を望む 385
2. 明星地区にミニバス（ワゴンタクシー）を早急に
（丘陵地帯に住む高齢者に配慮をして） 393

田原 茂議員

1. 多摩平五丁目13番地、20番地地域の浸水対策について 399
2. 長山市営住宅の早期の建て替えと修繕について 403
3. 市立総合病院の建て替えに伴う近隣住民への配慮について（プライ
バシーの保護、悪臭対策等） 409

佐瀬昭二郎議員

1. 福祉事業団が市民とともに育ててきた「在宅老人ケア事業」と
「老人給食事業」の今後について 422
2. 『機関団体名簿』から多くの市民団体を一方的に削除した理由はな
にか 440
3. ミニバスなど市内の交通体系の見直しをすすめるべきだ 440

菅原 直志議員

1. 市の契約事務について
～ 市民にわかりやすい契約事務を ～ 445
2. 市民の命を守る情報ネットワークの構築を 456

散会 462

○4月1日 水曜日（第9日）

出席議員	463
欠席議員	463
出席説明員	464
議事日程	464
開議	465

（一般質問）

奥野 倫子議員

1. 教育の現状と教育行政の果す役割	465
2. 平和問題に取りくむ日野市の姿勢	487
3. 交通安全対策	487

森田美津雄議員

1. 介護保険導入に向けた準備の状況と問題点、課題について問う	490
2. 切実な要求としての延長保育等、保育行政をめぐる諸課題について問う	507

清水登志子議員

1. 乳幼児医療費無料化制度の拡充について	513
2. 多摩平団地建て替えにともなう住民対策について	521
3. 豊田南地域の区画整理事業、下水道事業について	529

散会	539
----	-----

○4月2日 木曜日（第10日）

出席議員	541
欠席議員	541
出席説明員	542
議事日程	542
開議	545
会期の延長	545
散会	546

○4月3日 金曜日(第11日)

出席議員	547
欠席議員	547
出席説明員	548
議事日程	548

(一般質問)

板垣 正男議員

1. 市民の願いに応えた介護保障を実現するために
～ 介護保険法の実施を前にして～ 551
2. 「産業用自動車専用道路構想」を白紙撤回せよと表明されたい 571

夏井 明男議員

1. 行財政改革の今後の取組み 571
2. 語る会で市民から出された諸課題 576
3. 多摩平団地建て替え計画の現況 585
4. 豊田駅始発問題 591

竹ノ上武俊議員

1. 多摩動物園通りに桜並木は復活するかと問う 594
2. バス進入路の先行整備をと問う
—— 高幡区画整理に関連して —— 599
3. 「公団民営化」は自治体にとっても不利益にならないかと問う 602

(議案上程)

議案第35号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	615
議案第36号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	618

(継続審査)

請願第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情 (文教委員会)	619
請願第10-13号	日野市立第三幼稚園の増員に関する請願 (厚生委員会)	619
請願第10-3号	更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求	

	める陳情	620
請 願	第10-4号 介護保険制度の準備・施行に関する陳情	620
請 願	第10-5号 医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情	620
請 願	第10-7号 市民生活の快適な環境を求める請願	620
請 願	第10-10号 猫の不妊手術の補助に関する請願 (建設委員会)	620
請 願	第10-2号 人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情	620
請 願	第10-6号 日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願	620
請 願	第10-12号 多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願	620
(継続審査議決)		
	議会運営委員会の継続審査議決に関する件	621
	市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件	621
	行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件	622
	スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件	622
	ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件	622
(請願上程)		
請 願	第10-14号 歩行者横断信号機の設置に関する請願	622
請 願	第10-15号 「南部診療センター」の建設促進を求める請願	623
請 願	第10-16号 旭が丘一丁目の子供広場(緑地)と雑木林のみどり保全を求める請願	623
閉 会		623

3月9日 月曜日 (第1日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第1号)

3月9日 月曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	名取美佐子君
5番	手嶋精一郎君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	出沼恵美子君	16番	秋山薫君
17番	奥住日出男君	18番	中野昭人君
19番	奥野倫子君	20番	清水登志子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	土方尚功君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	板垣正男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 樋園裕子君

議事日程

平成10年3月9日(月)
午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
(選挙)
- 日程第 4 日野市議会議長選挙について
- 追加日程第 1 会期の延長について

本日の会議に付した事件

日程第1 から第4 及び追加日程第1 まで

午前10時15分 開会

○議会事務局長（田中正美君） おはようございます。議会事務局長の田中でございます。

本日は改選後初の議会でございますので、先例に従いまして議会事務局長名をもって参集の御案内を申し上げた次第でございます。

したがいまして、一般選挙後の初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務をとり行っていただくことになっております。

ただいまの出席議員中、福島盛之助議員さんが年長の議員でございますので、御紹介を申し上げ、臨時議長をお願い申し上げます。

福島議員さん、議長席にお着きください。

〔臨時議長 着席〕

○臨時議長（福島盛之助君） おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました福島盛之助でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして臨時議長の職務を行うことになりました。特段の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員29名であります。定足数に達しておりますので、ここに平成10年第1回日野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程第1、仮議席の指定の件を議題といたします。

仮議席の指定の件につきましては、議事進行上、臨時議長において指定いたします。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

これより日程第2、臨時議長における会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、臨時議長において、

秋 山 薫 君

板 垣 正 男 君

を指名いたします。

これより日程第3、日野市議会議長選挙における会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。日野市議会議長選挙における会期については本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、日野市議会議長選挙における会期は本日1日と決定いたしました。

これより日程第4、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午後4時46分 再開

○臨時議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を3月10日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は3月10日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後 4 時 48 分 延会

3月10日 火曜日 (第2日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第2号)

3月10日 火曜日 (第2日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	名取美佐子君
5番	手嶋精一郎君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	出沼恵美子君	16番	秋山薫君
17番	奥住日出男君	18番	中野昭人君
19番	奥野倫子君	20番	清水登志子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	土方尚功君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	板垣正男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 本間ムツ子 君

議事日程

平成10年3月10日(火)
午前10時開議

(選挙)

日程第1 日野市議会議長選挙について
日程第2 議席の指定
日程第3 会議録署名議員の指名
追加日程第1 日野市議会副議長選挙について

(設置・選任)

- 追加日程第2 日野市議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第3 日野市議会議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第4 日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第5 日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について

(選挙・推薦・選任)

- 追加日程第6 東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について
- 追加日程第7 東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について
- 追加日程第8 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
- 追加日程第9 南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 南多摩斎場組合議会議員の選挙について
- 追加日程第11 南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第12 日野市農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第13 日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について
- 追加日程第14 会期の延長

本日の会議に付した事件

- 日程第1及び追加日程第1並びに追加日程第14

午前10時05分 開議

○臨時議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前11時05分 再開

○臨時議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（福島盛之助君） ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に手嶋精一郎君と佐瀬昭二郎君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって立会人に手嶋精一郎君と佐瀬昭二郎君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（福島盛之助君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（福島盛之助君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（中野 修君） それでは、ただいまより点呼をいたします。

江口 和雄議員〔投票〕	佐藤 洋二議員〔投票〕
菅原 直志議員〔投票〕	名取美佐子議員〔投票〕
手嶋精一郎議員〔投票〕	小島 久議員〔投票〕
小川 友一議員〔投票〕	森田美津雄議員〔投票〕
佐瀬昭二郎議員〔投票〕	中谷 好幸議員〔投票〕
沢田 研二議員〔投票〕	田原 茂議員〔投票〕
宮沢 清子議員〔投票〕	執印真智子議員〔投票〕
出沼恵美子議員〔投票〕	秋山 薫議員〔投票〕
奥住日出男議員〔投票〕	中野 昭人議員〔投票〕
奥野 倫子議員〔投票〕	清水登志子議員〔投票〕
内田 勲議員〔投票〕	馬場 繁夫議員〔投票〕
夏井 明男議員〔投票〕	黒川 重憲議員〔投票〕
土方 尚功議員〔投票〕	小山 良悟議員〔投票〕
一ノ瀬 隆議員〔投票〕	竹ノ上武俊議員〔投票〕
板垣 正男議員〔投票〕	福島盛之助議員〔投票〕

以上でございます。

○臨時議長（福島盛之助君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（福島盛之助君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（福島盛之助君） これより開票を行います。

手嶋精一郎君と佐瀬昭二郎君、立ち会いを願います。

〔開 票〕

○臨時議長（福島盛之助君） 選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（田中正美君） 選挙の結果を御報告申し上げます。

投票総数 30票

有効投票 26票
無効投票 4票でございます。

有効投票中

馬場繁夫議員 18票
板垣正男議員 8票

以上でございます。(拍手)

○臨時議長(福島盛之助君) 以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって馬場繁夫君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました馬場繁夫君に本席より会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

馬場繁夫君、議長席にお着き願います。

これをもって議長を交代いたします。御協力まことにありがとうございました。(拍手)

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長(馬場繁夫君) ただいま日野市議会議長選挙におきまして、19代議長に御推挙いただきました馬場繁夫でございます

まことに身に余る光栄でございます。時代の大きな変化の中で、16万市民の生活を守るため、その責任の重さを深く痛感しております。微力な私ではございますが、スムーズな議会運営と本市の発展のために、誠心誠意努力をしておりますので、今後とも一層の皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(馬場繁夫君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後4時53分 再開

○議長(馬場繁夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 4 時54分 休憩

午後 5 時07分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、日野市議会副議長選挙、日野市議会常任委員会委員の選任、日野市議会議会運営委員会委員の選任、日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙、東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙、南多摩斎場組合議会議員の選挙、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙、日野市農業委員会委員の推薦、日野市消防委員会委員（議会選出）の選任の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって本13件を日程に追加し、先議することに決しました。

日野市議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（馬場繁夫君） ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に手嶋精一郎君と佐瀬昭二郎君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって立会人に手嶋精一郎君と佐瀬昭二郎君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（馬場繁夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（馬場繁夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（中野 修君） それでは、ただいまより点呼をいたします。

江口 和雄議員〔投票〕 佐藤 洋二議員〔投票〕

菅原 直志議員〔投票〕 名取美佐子議員〔投票〕

手嶋精一郎議員〔投票〕 小島 久議員〔投票〕

小川 友一議員〔投票〕 森田美津雄議員〔投票〕

佐瀬昭二郎議員〔投票〕 中谷 好幸議員〔投票〕

沢田 研二議員〔投票〕 田原 茂議員〔投票〕

宮沢 清子議員〔投票〕 執印真智子議員〔投票〕

出沼恵美子議員〔投票〕 秋山 薫議員〔投票〕

奥住日出男議員〔投票〕 中野 昭人議員〔投票〕

奥野 倫子議員〔投票〕 清水登志子議員〔投票〕

内田 勲議員〔投票〕 夏井 明男議員〔投票〕

黒川 重憲議員〔投票〕 福島盛之助議員〔投票〕

土方 尚功議員〔投票〕 小山 良悟議員〔投票〕

一ノ瀬 隆議員〔投票〕 竹ノ上武俊議員〔投票〕

板垣 正男議員〔投票〕 馬場 繁夫君議員〔投票〕

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（馬場繁夫君） これより開票を行います。

手嶋精一郎君と佐瀬昭二郎君、立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（馬場繁夫君） 選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（田中正美君） 選挙の結果を御報告申し上げます。

投票総数 30票

有効投票 13票

無効投票 17票でございます。

有効投票中

竹ノ上武俊議員 13票

以上でございます。（拍手）

○議長（馬場繁夫君） 以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって竹ノ上武俊君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹ノ上武俊君に本席より会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

新しく当選されました副議長のあいさつを求めます。

〔副議長 登壇〕

○副議長（竹ノ上武俊君） ただいま皆様方によりまして、市議会副議長に選出をいただきました竹ノ上武俊でございます。まことにありがとうございました。

力不足ではございますが、議長を補佐するとともに、日野市議会の民主的な発展のために、いささかでも寄与できればと念願をいたしております。今後、ぜひ御指導と、また御協力をよろしく願います。

簡単でございますが、副議長就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月11日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会期は3月11日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後5時23分 延会

3月11日 水曜日 (第3日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第3号)

3月11日 水曜日 (第3日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	名取美佐子君
5番	手嶋精一郎君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	出沼恵美子君	16番	秋山薫君
17番	奥住日出男君	18番	中野昭人君
19番	奥野倫子君	20番	清水登志子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	土方尚功君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	板垣正男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 山川芳子君

議事日程

平成10年3月11日(水)
午前10時開議

(設置・選任)

- 日程第 1 日野市議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 2 日野市議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 3 日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

- 日程第 4 日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について
(選挙・推薦・選任)
- 日程第 5 東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について
- 日程第 6 東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 南多摩斎場組合議会議員の選挙について
- 日程第 10 南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 11 日野市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 12 日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について
- 日程第 13 議席の指定
- 日程第 14 会議録署名議員の指名
- 日程第 15 会期の決定

本日の会議に付した事件

日程第1から第15まで

午前10時10分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時56分 休憩

午後5時52分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第13から日程第14までを先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって日程第13から日程第14までを先議することに決しました。

これより日程第13、議席の指定の件を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

○議会議務局次長（中野 修君） それでは朗読いたします。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 中野 昭人議員 | 2番 清水登志子議員 |
| 3番 奥野 倫子議員 | 4番 菅原 直志議員 |
| 5番 出沼恵美子議員 | 6番 名取美佐子議員 |
| 7番 秋山 薫議員 | 8番 佐藤 洋二議員 |
| 9番 手嶋精一郎議員 | 10番 小島 久議員 |
| 11番 中谷 好幸議員 | 12番 佐瀬昭二郎議員 |
| 13番 森田美津雄議員 | 14番 執印真智子議員 |
| 15番 江口 和雄議員 | 16番 沢田 研二議員 |
| 17番 田原 茂議員 | 18番 宮沢 清子議員 |
| 19番 小川 友一議員 | 20番 奥住日出男議員 |
| 21番 竹ノ上武俊議員 | 22番 板垣 正男議員 |
| 23番 一ノ瀬 隆議員 | 24番 内田 勲議員 |
| 25番 夏井 明男議員 | 26番 馬場 繁夫議員 |
| 27番 黒川 重憲議員 | 28番 土方 尚功議員 |
| 29番 福島盛之助議員 | 30番 小山 良悟議員 |

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたしました。

これより日程第14、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員については、会議規則第80条の規定により、議長において

- 1番 中野 昭人君
- 2番 清水 登志子君

を指名いたします。

これより日程第1、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第2、日野市議会議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会議会運営委員会委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第3、日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成10年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第4、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第5、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都11市競輪事業組合議会議員に黒川重憲君、小山良悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君が東京都11市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、小山良悟君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第6、東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都4市競艇事業組合議会議員に黒川重憲君、小山良悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君が東京都4市競艇事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、小山良悟君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第7、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題

といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に沢田研二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました沢田研二君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました沢田研二君が東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました沢田研二君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第8、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩東部共立病院組合議会議員に秋山薫君、小島久君、中谷好幸君、小川友一君を

指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました秋山薫君、小島久君、中谷好幸君、小川友一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました秋山薫君、小島久君、中谷好幸君、小川友一君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました秋山薫君、小島久君、中谷好幸君、小川友一君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第9、南多摩斎場組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩斎場組合議会議員に中野昭人君、一ノ瀬隆君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中野昭人君、一ノ瀬隆君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました中野昭人君、一ノ瀬隆君が南多摩斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中野昭人君、一ノ瀬隆君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第10、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩農業共済事務組合議会議員に佐瀬昭二郎君、執印真智子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐瀬昭二郎君、執印真智子君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました佐瀬昭二郎君、執印真智子君が南多摩農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐瀬昭二郎君、執印真智子君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第11、日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市農業委員会委員に板垣正男君、内田勲君、土方尚功君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず、板垣正男君の退席を求めます。

〔22番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。板垣正男君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって板垣正男君を推薦することに決しました。

板垣正男君の除斥を解きます。

〔22番議員着席〕

○議長（馬場繁夫君） 次に、内田勲君の退席を求めます。

〔24番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。内田勲君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって内田勲君を推薦することに決しました。

内田勲君の除斥を解きます。

〔24番議員着席〕

○議長（馬場繁夫君） 次に、土方尚功君の退席を求めます。

〔28番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。土方尚功君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって土方尚功君を推薦することに決しました。

土方尚功君の除斥を解きます。

〔28番議員着席〕

これより日程第12、日野市消防委員会委員（議員選出）の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって選任の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市消防委員会委員に菅原直志君、中谷好幸君、江口和雄君、奥住日出男君、夏井明男君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず、菅原直志君の退席を求めます。

〔4番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。菅原直志君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって菅原直志君を選任することに決しました。

菅原直志君の除斥を解きます。

〔4番議員着席〕

○議長（馬場繁夫君） 次に、中谷好幸君の退席を求めます。

〔11番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。中谷好幸君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって中谷好幸君を選任することに決しました。

中谷好幸君の除斥を解きます。

〔11番議員着席〕

○議長（馬場繁夫君） 次に、江口和雄君の退席を求めます。

〔15番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。江口和雄君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって江口和雄君を選任することに決しました。

江口和雄君の除斥を解きます。

〔15番議員着席〕

○議長（馬場繁夫君） 次に、奥住日出男君の退席を求めます。

〔20番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。奥住日出男君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって奥住日出男君を選任することに決しました。

奥住日出男君の除斥を解きます。

〔20番議員着席〕

○議長（馬場繁夫君） 次に、夏井明男君の退席を求めます。

〔25番議員退席〕

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。夏井明男君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって夏井明男君を選任することに決しました。

夏井明男君の除斥を解きます。

〔25番議員着席〕

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時13分 休憩

午後7時19分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第15、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（内田 勲君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

先ほど、初めての議会運営委員会が開かれました。委員長に私、内田勲、副委員長に小島久議員が選出されました。公正かつ効率的な議会運営を心がけますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、委員会の報告をさせていただきます。議会につきましては、今月9日に招集されました平成10年第1回定例会の期日は、本日から23日間を延長とし、4月2日までと決定いたしました。また、追加議案が予定されていることを申し添えておきます。なお、日程内容についてはお手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

以上、確認をいただきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を4月2日まで23日間延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日から4月2日まで、期間23日間延長することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後7時22分 散会

3月12日 木曜日 (第4日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第4号)

3月12日 木曜日 (第4日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 樋園裕子君

議事日程

平成10年3月12日(木)
午前10時開議

日程第1 所信表明
日程第2 行政報告
日程第3 諸般の報告
(議案上程)
日程第4 議案第1号 日野市農業基本条例の制定について
日程第5 議案第2号 日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の

			一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案	第 3 号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案	第 4 号	日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案	第 5 号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案	第 6 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案	第 7 号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案	第 8 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案	第 9 号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案	第 10 号	日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案	第 11 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案	第 12 号	日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案	第 13 号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案	第 14 号	日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定について
日程第 18	議案	第 15 号	平成 9 年度日野市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 19	議案	第 16 号	平成 9 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 20	議案	第 17 号	平成 9 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予

			算（第3号）
日程第 21	議案 第 18 号		平成9年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 22	議案 第 19 号		平成9年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）
日程第 23	議案 第 20 号		平成9年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 24	議案 第 21 号		平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 25	議案 第 22 号		平成10年度日野市一般会計予算
日程第 26	議案 第 23 号		平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第 27	議案 第 24 号		平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第 28	議案 第 25 号		平成10年度日野市下水道事業特別会計予算
日程第 29	議案 第 26 号		平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第 30	議案 第 27 号		平成10年度日野市老人保健特別会計予算
日程第 31	議案 第 28 号		平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算
日程第 32	議案 第 29 号		平成10年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第 33	議案 第 30 号		日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について
日程第 34	議案 第 31 号		日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について
日程第 35	議案 第 32 号		日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
			（報告）
日程第 36	報告 第 1 号		議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
			（請願上程）
日程第 37	請願 第10-2号		人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情
日程第 38	請願 第10-3号		更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求め

			る陳情
日程第 39	請 願	第10-4号	介護保険制度の準備・施行に関する陳情
日程第 40	請 願	第10-5号	医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情
日程第 41	請 願	第10-6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願
日程第 42	請 願	第10-7号	市民生活の快適な環境を求める請願
日程第 43	請 願	第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情
日程第 44	請 願	第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願
日程第 45	請 願	第10-11号	0～3歳児保育の充実と保育時間の延長についての請願
日程第 46	請 願	第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願
日程第 47	請 願	第10-13号	日野市立第三幼稚園の増員に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第1から第47まで

午前11時25分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

日程に入る前に、理事者から発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（河内久男君） 去る2月1日付の人事発令に伴う理事者側説明員の変更について御報告申し上げます。

学校教育部長、米倉幹雄であります。

なお、上下水道部長加納久照が病気療養中でございます。このため本会議を欠席させていただきますので、かわって堀江参事が説明員となります。よろしく願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより日程第1、所信表明を行います。

理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 本日ここに参集されました議員各位に対し、さきの日野市議会議員選挙における栄えある御当選をお祝い申し上げ、日野市発展のため、今後の御活躍と御指導をお願い申し上げる次第であります。

さて、平成10年第1回定例会の開会に当たり、市政への所信と新年度予算の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

基本姿勢。私は昨年4月、幅広い市民の皆様の御信任を得て、第5代日野市長に就任させていただきました。私の原点は、戦争を決して許さず、日本国憲法の理念を守る立場から世界の恒久平和のために働くこと、そして弱い立場にある人をまず考えること、この二つであります。

さらに私は、市長就任のとき以来、①市民のボランティア精神に基づく市民参画の市政、②環境に優しい市政、③経営感覚を持った効率的な市政、この3点を基本として市政運営に努力してまいりました。

我が国の経済は、今日、個人消費の低迷などにより長期にわたって停滞局面にあります。本市財政においても歳入の根幹をなす市税収入の伸びが期待できず、大変厳しい状況です。少子・高齢化が急速に進む中、子育てや高齢者介護の問題、地球規模の環境問題、おこなっている都市基盤整備など、市政の課題は山積しています。しかし、私は決し

て焦ることなく、市政全般にわたる行政改革を推進しながら財政状態を立て直し、魅力と活力ある日野市を再生するため邁進する決意であります。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

当面する行政課題。1、計画性のあるまちづくり。現在、市には第3次基本構想・基本計画がありますが、これはバブル経済期の指標に基づいて作成されており、現状に合わないものもあります。そこで現在の財政状態や今後の見通しを踏まえて、実現可能な「2010年プラン」の策定に取り組みます。そのため、現在の実施計画は軌道修正いたします。

2、健康と医療の充実を目指して。出生から老後までの生涯を通じての健康管理が重要です。都から移管された母子保健業務を軌道に乗せるほか、障害者等の保健相談の充実に努めます。また、定期検診の充実を初め、予防医療にも力を入れてまいります。

さらに市立病院の建て替えにつきましては、より充実した内容として、平成11年6月着工へ向けて着々と準備を進めております。現在ある建物の移転や用地の整備に取りかかります。なお、社会教育センターについても移転を前提に話し合いに入っています。

3、高齢者へのまちづくり。人生の先輩である高齢者の方々が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携を強化するため、市の組織を改正します。

介護保険制度の導入については、国の動向も見定めながら、広域的な対応も視野に入れつつ準備を進めます。

旧日野保健所の利用については、日野市立福祉支援センターとして開設し、在宅介護支援センターや24時間ホームヘルプサービスなどを実施します。

4、子育て支援のまちづくり。近い将来、市政一番の課題は少子対策になると考えています。子供がいなくなったら国や町はつぶれます。そろそろ準備を始めなければなりません。既に3カ所で実施している子育て相談ネットワーク事業を拡充させながら、関係民間機関との連携を図りつつ、日野版「エンゼルプラン」を推進してみたい。市民の参画もいただきながら新しい保育の仕組みを考え出したいと思います。

5、環境と共生するまちづくり。環境基本計画並びに指導指針の策定に当たっては、通称「百人委員会」など多数の市民の参画をいただきながら手続を進めています。また、多摩丘陵の恵まれた自然や豊かな緑を次代へ引き継ぐため「緑の基本計画」を策定し、緑地の保全にも努めてまいります。

「ごみゼロ運動」を進めるため、ごみの減量化、徹底したリサイクルと分別収集の推進に努めます。

また、農業用水から環境用水への見直しを持って、日野の貴重な資産である用水路の保全と水質の改善に努めます。

6、下水道と区画整理・地区計画によるまちづくり。下水道の普及は生活環境の整備の上で大切な課題です。過去の借入金の返済額や使用料収入などに配慮しつつ、供用面積拡大に向けて着実に取り組んでまいります。

区画整理事業については、それぞれの地域にあった見直しを行います。生活環境の改善、防災的見地への配慮、主要な都市計画道路の推進などへの傾斜配分を行い、事業期間等についても市民の理解をいただきながら、メリ張りのある事業展開を進めます。さらには、従来の手法にこだわることなく、地形や水路を生かす地区計画によるまちづくりも進めてまいります。

7、教育の充実を目指して。施設の改善を進めながら教育内容の充実を図ります。学区の運用緩和などにより、選べる学校システムの方向を模索したい。子供たちの個性を生かし、創造性と人間性豊かな人材を育てる教育でありたいと思います。

生涯学習については、長寿社会の到来や余暇時間の増大などによるライフスタイルや価値観の多様化に対応して、市内の大学や市民ボランティアと連携しつつ、生涯学習推進計画の策定を進めます。

8、夢のある文化のまちづくり。分権の時代です。我がまち日野だけが持っている歴史、伝統をはぐくみ、そこから新しいものをつくっていききたい。この秋、博物館を中心に新選組の企画展を開催します。各種団体にも呼びかけ、サブイベントによるまちおこしに結びつけたいと思います。いずれにせよ、近隣市にはない文化的イベントを市民参画によってつくりたいと考えています。

9、国際平和へのまちづくり。自治体もみずからの意思で世界の恒久平和に向けて行動すべきだと思います。特に、戦前の数十年にわたって大変な迷惑をおかけした東アジア、東南アジアの人々との国を越えた住民同士の交流を図れないものかと思います。国際交流協会を生かし、あるいはNGOの交流などを支援する動きを始めてみたいと考えています。

10、行政運営の効率化を目指して。市民意識の多様化が進む中、市民要望も複雑多岐にわたっており、行政への期待はますます増大しています。緊縮財政の中で多くの市民要望にこたえるためには、市政全般にわたる根本的な見直しが必要です。事務事業の見直し、職員数及び職員給与の適正化、民間活力の導入など、行財政改革大綱に基づく行政改革を積極的に推進してまいります。

11、さらなる情報システムの活用を目指して。大幅におくれている日野市のコンピューターシステムを改善するため、組織変革とともに人員を配置し、全庁的コンピューターシステムへの方向づけを進めていきたい。その中で、介護保険のスタートもにらみながら、住民基本台帳、保険年金、税務証明、教育分野、図書館などをLANで結べるように準備を始めてまいります。

12、女性参画の推進を目指して。男女平等社会を実現するため、男女が平等・対等な立場で方針や政策の決定過程に参画することができるよう、各種審議会等への女性の積極的な起用を図ります。女性があらゆる場に参画できる風土と環境をつくるため、「男女共同参画宣言都市」の実施に向け努力してまいります。

13、開かれた行政を目指して。市民参画の市政の根本は情報公開にあります。プライバシーにも配慮した上で、情報はできる限りオープンにし、市民と行政との信頼関係を強め、開かれた行政を目指してまいります。

平成10年度予算と主要事業について。

平成10年度の国の一般会計予算額は77兆6,691億円で、前年度に比べ2,791億円0.4%の微増であり、主要経費に具体的な削減目標を明記した財政構造改革法に基づく初めての予算は、公共事業費を7.8%削減するなど、政策的経費である一般歳出を1.3%減とした内容になっています。

一方、東京都の一般会計予算額は6兆6,750億円で、前年度に比べ200億円、0.3%の微増で、予算編成に当たっては財政健全化計画実施案を掲げ、公共事業などの投資的経費を10.8%削減するなど、国同様、超緊縮予算となっています。

本市の平成10年度予算編成をめぐる財政環境も、国や都と同様厳しい状況にあります。一般会計の総額は448億8,800万円で、前年度当初予算に比べ3億8,300万円、0.9%の微増であります。歳入の根幹をなす市税収入は296億4,700万円で、前年度に比べ7億1,900万円、2.5%の伸びで、これは減税により個人市民税が前年を下回ったものの、法人市民税、固定資産税、都市計画税が増加したことによるものです。

また、平成9年度から導入された地方消費税交付金は平年度化され、18億6,500万円が交付される見込みです。これは前年度に比べ11億1,500万円、148.7%の増加になります。

国庫支出金については、財政構造改革の影響について注目していましたが、その影響額は3,000万円程度にとどまりました。影響額については普通交付税に算入されることになっていますが、不交付団体である本市は一般財源で補てんすることになります。

一方、都支出金については、東京都財政健全化計画実施案の実施状況について危惧しておりましたが、幸いにして市財政に大きな影響を与える保育所運営費補助事業、定期予防接種、学童クラブ運営費等については、市長会を初めとする各機関の強い働きかけにより引き続き検討することとなり、平成10年度予算にはほとんど影響がありませんでした。

したがって、国・都支出金については、補助対象人員や事業の増加により、合わせて6億2,500万円、9.7%の増になりました。

しかし、一方で消費譲与税が廃止になったことや、利子割交付金、収益事業収入、不動産売払収入が前年度予算額を大幅に下回りました。公共施設建設基金、環境緑化基金から、それぞれ目的に沿った所要額を繰り入れて財源の確保に努めました。

特別減税に伴う個人市民税の減収による補てん措置につきましては、従前の特別減税と同様、特別の地方債で手当てされることになっています。これは地方自治体にとって後年度に大きな財政負担となるものであります。

歳出予算については、厳しい財政の現状を踏まえ、組織機構の見直し、定数管理の適正化、事務事業の見直し等、内部努力を実行し、歳出の節減を図っています。平成10年度予算は福祉優先、教育充実、環境に配慮した内容となりましたが、限られた財源の中、やむを得ずまちづくりについては見直さざるを得ない結果となりました。

次に、平成10年度の主要事業について申し述べます。

1、福祉。①在宅介護支援事業を実施いたします。②痴呆性高齢者デイホーム事業の充実を図ります。③老人家庭24時間巡回ホームヘルプサービスを実施いたします。④高齢者無料入浴サービスの充実を図ります。⑤高齢者民間賃貸住宅斡旋事業を実施いたします。⑥保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。⑦国民健康保険加入者の乳幼児医療費助成制度の所得制限を一部緩和いたします。⑧市立総合病院の建て替えに先駆け、たまだいら保育園、第一幼稚園、さくら第一学童クラブを移転いたします。

2、環境。①資源ごみ回収の充実を図る等「ごみゼロ」施策を推進いたします。②ごみ焼却施設から出るダイオキシンの削減対策に着手いたします。③自主防災組織の支援を強化いたします。

3、都市基盤整備。①土地区画整理事業は、限られた予算の中で各地区のテーマに沿ってめり張りをつけて効率的に事業を進めていきます。②日野本町地区に加え、百草谷戸地区の地区計画を推進いたします。③公共下水道事業は、浅川処理区を中心に効率的に管渠の整備を進めるとともに、供用開始地区の下水道使用切りかえを促進いたします。

④日野駅前に防災・環境型公衆トイレを設置いたします。⑤一番橋架けかえに着手いたします。⑥平山緑地を取得し、緑地の保全に努めます。

4、教育・文化。①日野第八小学校に加え、日野第七小学校の大規模改造・耐震補強工事、日野第六小学校の給食室改修工事、日野第二小学校の給水管改修工事を実施いたします。②コンピューター教育推進のため、小中学校にパソコン設置を進めます。③外部指導員による中学校部活動を支援いたします。④中央図書館に障害者サービス室を設置いたします。⑤万願寺土地区画整理地区内に少年野球場を新設いたします。⑥多摩平テニスコート夜間照明施設を設置いたします。⑦市民会館舞台照明設備ほかの整備工事を実施いたします。⑧市制施行35周年記念企画展「日野新選組展」を開催いたします。

5、その他。①インターネット・ホームページを開設いたします。②市民意識調査を実施いたします。③多摩平支所廃止の代替施設として、(仮称)日野市役所市民課豊田駅連絡所を開設いたします。④電算システムの総合計画を推進いたします。⑤中小企業者の経営支援を推進いたします。

以上、市制施行35周年の記念すべき年に当たり、市政運営の基本並びに平成10年度予算の概要を申し上げます。

いずれにせよ、私は16万4,000日野市民すべての奉仕者として、住民の皆様にわかりやすい市政を心がけつつ、市民サービス向上に取り組む所存であります。厳しい財政状態を乗り越えるべく、前向きに行動する市長として精一杯努力いたします。市議会議員各位並びにすべての市民の皆様に重ねて御理解、御協力をお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時17分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島久君。

○10番（小島 久君） 1点だけ伺っておきたいと思います。平成10年度のいわゆる主要事業についての御報告を拝聴いたしました。

たしか昨年だと思えますけれども、日野駅前に日野駅商栄会という商店街の名前がございます。さらにまた、日野駅の西側には西口商店街という商店街がございます。それぞれ会長さんがいるのは当然でございます、また連合会の会長などもいらっしゃいます。それらの方々のお話をお伺いいたしますと、いわゆる東京都が生活都市東京の創造計画というようなことで東京都全域で9カ所のモデル地区を指定したと、こういうふうになっております。そのモデル地区の一つに、日野駅周辺の整備計画を含むところの計画が示されたと、このように伺っておるわけでありまして、既に東京都の行政組織の内部ではプロジェクトチームが編成されたと。つまり係長クラス、課長クラス、部長クラス、それぞれ発足して、本年の6月をめぐりにそれらのものを集大成したいと、こんなようなお話を伺ったわけでありまして。

そこで、今、市長から平成10年度の主要事業というようなことで、環境都市基盤整備を含むところの報告がなされました。私はこの件について市当局が、市長以下、事務部門当局がどうかかわり方を持ってそれらのところに反映をさせていくのか。いわゆるハード、ソフト面を含めて日野市当局はどうかかわり合いを持っていくのか。あるいは予算上、全部拝見したわけではありませんけれども、市としての財政面の状況もそれらに含まれていくのかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） 小島久君への答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 日野駅周辺につきましては、現在、組合施行、それから地区計画ということで、駅周辺のまちづくりを市としては進めているところでございます。そういう中で、駅周辺のまちづくりの整備に合わせまして、東京都の方で今御質問がございましたようにモデル地区、東京都の中の9カ所のモデル地区ということで日野市が選定をされております。

このモデル地区につきましては、内容につきましては、周辺の組合施行地区計画等のまちづくりと合わせまして、日野駅を含める整備を検討していこうということでございます。これの検討機関としましては、東京都の関係部局、それから日野市が入って、今後検討をしながら整備の内容等について詰めていきたいということでございます。したがって、まだ今後、これから内容を詰めていくという段階でございます。

したがって、予算の上では、平成10年度については反映されておられませんけれども、今後、事業を進める中でこのモデル地区の展開を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございます。おおよその判断はつきましたんですけども、この件について市長は、特に都の方からこんなようなことがスタートしているというようなお話は伺っておりますでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 既に伺っております。この所信の中では具体的なことを一つ一つ取り上げるわけにはまいらないわけで、概略、日野本町地区が既にいろいろな形で始まっているということの中に含めたつもりでありまして、それに非常によい素材として、東京都が日野駅周辺の住宅の密集している地域に新しいまちづくりの核としてつくり上げていこうという意思を示されたということで、大変心強く感じているところであります。すぐに形になるようなものではないと思いますが、積極的に協力をし合って、あるいは地元の住民の皆さん、あるいは商店街の皆さんとも協調しつつ、よりよい日野駅周辺のまちづくりに向けてスタートをしていきたい、このように考えているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 小島久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございます。最後にいたしますけれども、私は少なくとも日野駅の周辺の件につきましては、ハードの事業としては、いわゆる新坂下の跡地の都営住宅の建て替え計画がございますですね。それからさらにまた日野駅北の区画整理事業が組合施行で施工されております。さらにまた四谷前の区画整理事業も進行しております。問題は、どの範囲かということが私には定かではありません。特に日野本町の4丁目付近については既成市街地が連なっております。このことを東京都がどうこのプロジェクトの中に、具体的にどういう計画を持ってやるか、非常に興味深く拝見していることが一つでございます。でなければ日野駅周辺一帯の整備計画が完了したということは言えないわけでありまして。

したがって、その辺はぜひ市長部局の中で、この6月をめどにそれらのことが集大成されるというふうに伺っておりますから、あるいは時期が延びるのかもしれませんが、その辺を強く、具体的な計画が示されるように、ひとつ要望しておきます。

さらにソフトの面につきましては、いわゆる商店街の活性化という問題が一つございます。このソフトの面について、同時にそのプロジェクトの中でも、どうすれば商店街が活性化するかどうかというようなこともソフト面の大きな柱になっているということも伺っておりますので、この件もぜひひとつ反映されるよう、よろしく願い申し上げます。

ます。

以上、要望いたしまして終わります。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 所信表明について1点だけお聞きしたいと思います。

市長の4ページ、「国際平和へのまちづくり」というところで、「自治体もみずからの意思で世界の恒久平和に向けて行動すべきだと思います。」、またその後で「東アジア、東南アジアの人々との国を越えた住民同士の交流を図れないものかと思います。」、こう述べておられます。非常に必要なことであり、積極的なことだと思います。そこで、この東アジア、東南アジアの人々との真の交流を進めていく上で避けて通れない問題、欠かせない問題、歴史認識の問題についてお伺いしたいと思います。

当時、絶対主義的天皇制を中心とした日本の軍国主義は、軍国政治は、1931年柳条湖事件を初めとする中国東北地方に対する侵略戦争、また1937年の蘆溝橋事件、これを初めとする中国全土における侵略戦争を開始し、その後も東南アジアへの侵略戦争を開始してきました。この中で東アジアの2,000万人にも及ぶ人々や、日本国民であれば310万人にも及ぶ人々が尊い命を奪われました。また多くの日本の国民、東アジアの人々に耐えがたい苦痛を強いました。この戦争に対する基本認識、特に中国、東南アジア地方に対する日本の軍国主義の権益の獲得を目的とする侵略戦争についての市長の明確な御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私は日野市の市長としてこの場にいるわけでございまして、歴史は私は大好きであります。過去の国がどうであった、こうであったということを経験して市長としてこの場で答えるというのは、なかなか難しい立場ではあります。

ですが、私は父親を戦争で亡くしております。そういう関係で、いろいろな角度から日本がかつてやったことについて、ある面ではすまないなという面がたくさんある、こういう認識は持っておりますが、その反面、やはり戦争となりますと、すべて片方が善で、片方がすべて悪というふうなことはあり得ないわけでありまして、私ども日本人の中にもいろいろ苦痛を受けた方がたくさんいらっしゃるわけでありまして、例えば私の父は赤紙で召集をされて、通常であれば人殺しといいますが、戦場に送られるような者ではないにもかかわらず、ある力によって行かざるを得なかったというような面があるわけでありまして、そういう面もしっかりと理解をしなければいけないであろうと。戦後、戦犯の裁判でありますとか、シベリア方面に抑留をされた六十数万人の日本国民もまた

いるわけでありませぬ。

そういう中で、私はこの所信に書きましたように、そういうものをすべて乗り越えた上で、やはり東アジア、東南アジアの民族の皆さんには、日本人はやはり迷惑をかけたなという認識を持っているということ素直に申し上げているわけでありませぬ。個々の事変、個々の事件等々について、これはああだこうだということになりますと、いろいろな議論が全部できるわけでありませぬ、そういうことには私は余り立ち入らない方がよろしいのではないかなというふうに思っております。

さらに申し上げますと、歴史は50年前から始まっているわけではありませぬ。数千年の歴史、あるいは数万年に及ぶ人類の歴史があるわけでありませぬ。そういう中で、例えばヨーロッパ等を見ますと、お互いの国同士、あるいは民族同士が争い合う、戦い合うというふうな歴史もあるわけでありませぬ、どこか一つを取り出して、そこだけで我が日本は悪ではないかというふうな論旨には私は全くくみしない、このようにだけは申し上げておきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 市長のこの「国際平和へのまちづくり」のところ、自治体もみずからの意思で積極的に東アジア、東南アジアへの交流を進めていく、こういう立場を言明しているわけですから、市長自身が今後の東アジア、東南アジアとの交流を進めていく上でどういう立場、歴史認識を持つかというのは、相手側、東アジア、東南アジアの住民の皆さんにとっても欠かせない必要な問題だと思うんです。（「そうだ、必要だ」と呼ぶ者あり）

特にこの間、歴代自民党政府閣僚なんか盛んにあの戦争に対して肯定する、美化する発言を行ってきたときに、中国や韓国、東南アジアの人々なんかも含めて圧倒的な批判、不満の声が上がったのは承知のことだと思います。この歴史認識をあいまいにしたまま真の友好関係を結べるのかどうか問われていると思います。市長自身がこの東南アジア、東アジアの人々との交流を進めていくためには、その戦前の15年にわたる戦争に対する歴史認識を明確にすることと同時に、その戦争を行った責任と反省の立場を明確にして、さらに明確にすることこそが東南アジア、東アジアの諸国民との真の連帯、友好関係を結びつける、友好関係を實現することができることを申し添えて、私の質問とします。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 2点ほど質問をさせていただきます。

この4ページ目ですか、夢のある文化のまちづくりの冒頭に「分権の時代です」というふうに言われております。この分権の時代ということを明確にされたということからしますと、本当にこうした視点がおありだということを前提にしますと、やはり私は国と自治体との関係、その中で自治体としての権限というものを総点検され、そして明確化されることがまず最も大切ではないかというふうに印象として持つわけです。

そうした上で、財政の分野で自治体としての課税自主権、これを含む財政の自主権の点検とその行使こそが、やはり今どき急務だろうというふうに思うんです。今ある財源の枠内でどうこれを配分するのか、もちろんそれは大切な点ですけれども、事務事業の見直し、あるいは職員数及び給与の適正化というようなこと、行政改革の推進ということもここに掲げてあるわけですが、この財政枠自体を広げるために、財政の自主権限を明確にして、そして自主財源を積極的に確保していくという責任ある財政運営の前提としての積極的な姿勢、これを示すものが、この中からは積極的に読み取れていないと思うんですね。

今日の厳しい財政認識が私どもにももちろんあるわけですが、財政枠の拡大に向けた意欲、そしてその方法ですね。これを具体的に示すことこそが大切ではないか。私はこの所信表明の中でそうしたことをきちんと示していくということが読み取れると、私どもにも市民にも読み取れるということが特に大切ではないかというふうに思うわけですが、この点をいかがお考えなのか、これが1点です。

それからもう1点は、念のためなんですが、13のところの「開かれた行政を目指して」というところで、市民参画の市政の根本は情報公開にあると。プライバシーにも配慮した上で、情報はできるだけオープンにしたいと。これは、この文字面は、あるいはおっしゃっていることはわかるわけですが、これは念のためにお聞きしますが、ここに使われているプライバシーという言葉は、これはどのような意味でお使いになっているのかという点ですね。旧来言われています、私事をみだりに公開されないということ、これが公開されてしまうことの危険があるので、そういうことを公開されないというような意味で使われているのかどうか、この2点、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 分権、特に財政における自主権といいますが、そういうことについてのお尋ねと、情報公開についてのお尋ねであります。1点目のことにつきましては、私の文章の下手さでそういう御理解になったのかなということで、重々勉強をさ

せていただきたいと思います。私も市長会、あるいはいろいろなところで、前にも申し上げたことがあると思いますが、地方交付税不交付団体が今受けている扱いというのが非常に厳しい状況であるということをご承知のところであります。

特に今回の政府が突然行いました2兆円の減税につきましては、皆さん御承知のとおり6億2,000万円からの影響が出るわけですが、国はこれについては債権を認めたから、起債を認めたから大丈夫ですよという、こういう説明であります。ところが、地方交付税を受けている、いわゆる交付団体には後ほど交付税のような形で埋め合わせがされるわけがあります。そうなりますと、一生懸命財政運営に努力をしている、特に首都圏近郊とか財政力のある自治体は努力をした成果を認められないというふうなことがございまして、そういうことについては今後厳しく、都、あるいは国へ申し上げていかなければいけないという認識は持っております。

それからもう1点、国の財政投融资計画というのがございます。これは全部、いわゆる郵便局、あるいは年金等の原資を国が一まとめにしていろいろなところに融資をしていく。特に公団とか公社とか、そういうたぐいが中心になるわけですが、こういうことが果たして国の専権でいいのかと。例えばこの地域で集めたそういったものは、この地域の自治体がもう少し自主的に運用ができるような方策ができないか。このことも実は既に何人かの代議士の方々には、私、個々に申し上げているところでありまして、市長会でも陰でいろいろな話題として取り上げているところであります。

そういうような意味で、ともかく分権、私は「地域主権」という言葉をあえて申し上げますが、それをするには財政的な裏づけがきちとなければ到底不可能であります。幸いにも——幸いにもという言い方はおかしいですが、今、国も財政的に非常に苦しい中で、補助金によって自治体を縛ることがなかなかできにくい状況になっておりまして、そういう意味で、まさに分権の時代を一生懸命頑張らなければいけない、このような認識を持っているということだけは申し添えておきますが、初めに御指摘のような質問を受けたということは、あくまでも私の勉強不足でございますので、これから森田議員の御指摘をいただきながら一生懸命研さんを積んでまいりたい、このように考える次第であります。

それから2点目の情報公開。これは私は情報公開はかなり重要だと思っています。できるだけ市政の基本を形づくる形成過程から情報公開をしていく。今どの程度にある施策が進んでいるかということまで、広報等を使ってお示しをしていくということも必要でしょうし、その中に多くの市民の参画をいただくとともに考えていくというふうなこ

とが必要だろうというふうに思うわけでありませう。

ただ、その際、非常に問題になりますのは、どうしても個人としてかかわってくる皆さんの個人的な、あくまでも個人的な情報が、ある面で公にされてしまう恐れがあるということでありまして、それをどう避けていくかと。これはなかなか難しい問題ですが、この辺について十分、学者の先生方、あるいはそういった方々のお考えを伺いながら、個人情報の変に漏れるということがないような情報公開の形をぜひ積極的にやっていきたい、こういう意味合いでございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 1問目の、第1点目の説明は私も同感する部分があるんですけども、その減税分についてということですが、これはもう本当に、起債をすればいいんだというふうなその手法は、これはもう国が自治体の懐に手を入れてお金を取って行って、そしてその穴埋めをしないという、まさに起債というのは救済の方法では根本的にはないというふうに思うんですね。

その点については全く同感なんですけれども、私は9月、12月を通して一般質問の中でもお話しさせていただいたんですけれども、どうも自治体の課税権というものに対する、この検討、検証が行政内部でしっかりしていないんじゃないかということを感じる節が幾つもあるんですね。

と申しますのは、その理事者の皆さんとのやり取りの中でも、例えば固定資産税もそうですけれども、この税目とか、あるいは税率とかというものはどこから出ているかというふうな事柄について、これは地方税法そのもので税目を起こしたり、あるいは課税対象や税率を決めるということはないんですね。これは税法の第2条の地方公共団体の課税権という中で、地方税を賦課徴収することができるんだと。そしてその第3条で、その地方税の税目、課税客体、課税標準、それから税率その他の課税徴収の定めをするには条例によるというふうに言っているんですね。法律はその枠法としての意味を持っているということは、もう学説上も判例上も疑いのないところで、このことがやっぱり前提だと思うんですよ。

とすれば、市長がこの間おっしゃった入湯税という、ヒットを飛ばしたというふうな感じでおっしゃったと思うんですけれども、これは本当に大きなヒントだと思うんです。できるんですよ。入湯税もその線に沿った解釈の中から生まれてきているんですね。そうでしょう。（「日野だけじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）うん、だからね。（「どこだやってるじゃないか」「どこだって一律だよ、入湯税なんていうのは」「日野だけじゃ

ないよ」と呼ぶ者あり)

したがって私は、憲法第92条の、この自治体における組織や権限、これは地方自治の本旨に従って法律でこれを定めると。その法律は旧来、もちろん租税法律主義と言われてはいますけれどもね、税に関しては。しかし、これは具体的にやるには条例なんです。だから、だからまさにここをもってすれば相当いろいろな工夫がなされると。固定資産税もそうですけれどもね。

答弁の中で気になりましたのは、市長の答弁ではないんですけれども、法律に規定がないじゃないかということをおっしゃったことがありますけれども、法律で規定しないんです。例えば固定資産税の客体としてはいけないという除外例については明確に規定していますよ。そうではないものについては条例の中で、税条例の中でこれをきちんとつくっていくんです。そうでしょう。そういう理解が私は行政全体にないと、やはり財源を生んでいくという具体的な手法になっていかないというふうに思うんです。だから、ぜひこの点は、もちろん皆さんはそういう法律の中できちんとやっておられると思うんですけれども、いま一度、財源をどうして生んでいくかということに関して研究をしていただきたいというふうに思うんです。

そして、全体として少し、財政、財源については消極的な印象を受けるんです。何度も読ませていただきましたけれどもね。もっと積極的に踏み出していきたいというふうなことを思っております。ちょっと最後にその点だけ、市長の答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう1点のプライバシーに関してですけれども、これは先年、私どもは個人情報保護条例というものを、これをつくり得ているんですね。その中には、市に保有された情報が、これが流出しないというだけではなくて、市に保有されている情報そのものが本当に正しいかどうか。それを個人がきちんとこの開示を求めたり、あるいは訂正をすることを求めたり、そうした積極的な権利があるんだという位置づけを既に条例の中ではしているんですね。ですからそういう意味合いで、ここは私ちょっと気になっていたんで、念のために質問したんですけれども、情報公開にあると。そしてプライバシーにも配慮するという、そのプライバシーを、これは個人情報の保護にも配慮するという、つまり消極的に私事がみだりに公開されないだけでなく、個人には自分の情報についてコントロールする権利があるという、こういう積極的な権利をきちんと明記した条例を私どもはつくり得たんですね。持ち得たんですね。だからこの点がやっぱり大事ではないかなというふうに私は思うんです。

この2点ですが、もう一度御答弁いただければと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 森田議員の見識に非常に感服をしておるところであります。

確かに課税権は条例があればできるわけでありまして、条例はまさにこの議会でお決めにいただくものであります。いろいろ勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

情報公開につきましては、私も今お話を伺いながら改めて勉強をさせていただいた次第であります。これからいろいろ御指導をいただきたいと思います。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 所信表明の「教育の充実を目指して」の部分に対して質問いたします。

このところ連日のように痛ましいいじめや殺傷事件が相次いでいるわけですが、その多発する心理的背景の一つに、今日の子供を取り巻く非常に複雑な環境が子供たちに過重なる負担や抑圧を与えていることが指摘されています。そして、その抑圧や負担の重大な原因の一つに、中教審路線の学校現場への押しつけということがあります。すなわち、今、学校現場では詰め込み教育や管理主義、そして個性の名のもとに行われる生徒の選別や差別という問題があるわけで、こうした学校現場で起きている抑圧した体制から子供たちを直ちに解放することこそが、今、教育行政に緊急に求められている最大の課題ではなからうかと思うわけです。

今回の所信表明で市長は、学区域の運用緩和などによる選べる学校システムの方向を打ち出していらっしゃるわけですが、また昨年の議会ではもっと詳しくこの内容を述べていらっしゃいますが、結局これは中教審路線をさらに押し進める、「違うよ、逆」と呼ぶ者あり）そして義務教育の段階で学校間格差を持ち込むシステムをこの日野市でもやろうとしていると言えるのではないかと思います。なぜならば、言うまでもなく、学校を自由に選べるようなことになると、必然的に人気の高い学校と低い学校が出てくるわけですから、そうすると当然何らかの選別システムが行われることとなります。これが競争をますます激化させることは明らかなわけです。

現在でも小学校の現場では、新学習指導要領に基づいて、低学年のうちから発達段階をはるかに超える内容と量を持つ学習が強要されていて、競争させられ、落ちこぼされていく現状があるわけです。そのことがどれほど子供たちの心を傷つけて、人格形成の

障害になっているかという問題があるわけです。市長が打ち出している方向は、子供の負担や抑圧を一層大きくするものであり、現在早急に解決が求められている問題の解決にならないばかりか、問題をさらに深刻にするものだと思います。

ここに書いてある、個性を生かし、創造性と人間性豊かな人材を育てる教育の実現のためには、子供たちの発達段階に見合った、本当の意味でのゆとりの教育を保証する環境をつくるのが行政の果たす責任だと思いますが、選べる学校システムの方向のほかに、この責任を果たすべく、施策としてどのようなお考えがあるのか。

また、少なくとも早急に30人学級を実現しなければならないと思うわけですが、その点でのお考えをお尋ねいたします。市長にお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 教育問題について私が発言をいたしますと、教育への介入ではないかというふうなことを言われる方もいらっしゃるわけでありまして、今の質問にどのように答えるべきか、甚だ迷っているところでありますが、「（そうだ、教育長だ」と呼ぶ者あり）どうもお話を伺いますと、随分子供たちは抑圧をされていて、強要をされていて、競争をさせられているのが我が市の教育の実態であるかの印象を受けたわけですが、私はそのようなことはないのではないかなというふうな認識を持っております。よく申し上げておりますが、日本の教育はおおむねのところではまあまあいい線に行っているという認識を私は持っているところであります。ただ、個々の問題を取れば、いろいろ具体的な問題点がありましようけれども、それを取って全部の我が教育が悪いというふうな認識は、私は持っておりません。

そういう中で、少しでもよりよい方向を目指すには、やはり自分がある地域に住んでいるから、自動的にあなたはこの学校しか行けないんですよというシステムが果たしていいものかどうか、一度議論をしてもらいたい。こういうことだけは私は教育委員会サイドに投げかけているところであります。私からああせい、こうせいということを申し上げているわけではございません。

今、お尋ねでございますので、私の認識だけを申し上げました。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 私は日野市が悪いと言っているわけではございません。日野市に競争原理を持ち込もうとしていることが悪いというふうに申し上げております。

それで、今の答弁では30人学級についてのお答えがなかったんですが、やる気がないというふうにとってもいいかということだと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「謙虚に聞かなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場繁夫君) 市長。

○市長(馬場弘融君) はい、謙虚に聞きますけれども、やる気がないという御指摘でございますが、私は24時間、365日市長のつもりで、16万4,000日野市民の福祉向上のために、あるいは市民生活向上のためにこれまでも頑張ってきましたし、今も頑張っておりますけれども、将来も前市長に負けないようにずっとずっとやっていきたい、このような認識を持っているところであります。

○議長(馬場繁夫君) 奥野倫子君。

○3番(奥野倫子君) 今、ここの所信表明の中に、個性を大切にすることが書かれているわけです。しかし、この競争原理の中では、やっぱり個性とか人間性とか創造性というのは、やっぱり一人一人の子供たちに行き届いた教育が保証されるような学校現場があって初めて成り立つわけですから、その辺のところを、やっぱり30人学級の早急な実現をお願いしたいということ。

あと、個性ということをもうちょっと言わせていただきますが、個性というのはその子にしかない特徴的な性質とか性格のことを言うわけですね。能力のことでは決してないわけですね。ですから、この学校現場に、どこの学校でも行っていいですよという状況が起きますと、どうしてもやっぱりそこで競争が起こってくるのは目に見えていますから、そこで能力によって振り分けるということが個性を尊重することには全くならないということを申し上げたいと思います。

そして、個性にしても創造性にしても人間性にしても、いろいろな子供たちがぶつかり合う中で育っていくわけです。レベルをそろえるということが個性を育てることにはならないわけですね。小中学校時代というのはあくまでも個性を見つけ出す途中の段階ですから、個性や自我の育たないうちから選択を迫って選別していくのは、子供たちの発達段階を無視したやり方であると思います。教育上、大問題であると同時に、人間形成にとっても大変危険なことであることを指摘し、この質問は引き続き一般質問で追求させていただくことにいたします。

○議長(馬場繁夫君) 沢田研二君。

○16番(沢田研二君) 1点だけ質問させていただきます。個々の内容につきましてはこれから予算委員会等々ございますので、個々の内容ではなくて、この所信表明そのものが、これまで24年間、前市長のもとで行われてきたことと、それから実際にみずから手で予算を編成し、そして所信表明された今回の森田市長から馬場市長へかわった、

この内容の違いという面でちょっと触れさせていただきますが、これまでの市長に対して私は、当面する行政課題といったようなところは、これまでは20項目なり30項目なり、ただ箇条書きに羅列するだけと、こういうことでして、何度かそのことについて、余りにも手抜きで、しかも内容のない表明ではないかということの問題提起をしまりました。今回、馬場市長になられて、数は絞られ、そして行数は少ないんですけども、限られた紙面の中でそれぞれその項目についてのコメントがあると。そういった意味では非常に誠意も感じられますし、従来に比べたときに前進しているなど。まだまだ改善の余地はもちろんありますけれども、従来と比べれば相当改善されたなど。そういう意味では、まず評価をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、それともう一つ、従来からの絡みで申し上げたいのは、この所信表明なり、あるいは予算書、こういったものが労働組合の幹部に対してどのような扱いをされているかということでございます。これは前市長のときにも申し上げたんですが、これだけ財政の厳しい状況の中で、市長を先頭とした行政幹部の方が幾ら必死になって取り組みをしても、一方の車である労働組合の幹部が同じような認識をしないまま日常交渉を持たれているとすれば、これは非常に不幸なことであるし、また一緒に改善するということが不可能だろうというようなことで、以前も問題提起をしたことがあるわけですが、そのときの答弁が、こういうものが管理職、職制に配られているということは知っているだろうと、この程度の答弁だったものですから、その後、市長がかわられて、所信表明の扱いなり、あるいは予算書等々の扱いがどういうふうな形になっているか、あるいは今後どのような扱いを考えておられるか、その点を確認したいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　沢田議員から、前市長の所信と比べて、やや進んだといいますが、そういう御評価をいただきまして大変うれしく思います。

それから職員組合との対応であります。既にこれまでも申し上げておりますが、職員組合の幹部とはほぼ定期的に昼食会等を持っておりまして、今どういうことをやりつつある、どういう考えでいるということは、私から直に、昼食をとりながらいろいろな砕いた話をしております。それらを踏まえて、いわゆる組合交渉と言っているんでしょうか、そういうものがいろいろな、人勧の完全実施、いろいろな問題について行われている、こういう図式でありまして、特にとがったといえますか、そういう関係は全くございません。

そういう中でございますので、今回のこの予算、あるいは所信の表明につきましても、

三役と私どもと話し合いの場を持ちまして理解を求める、そういう場をつくっていることだけは申し添えておきたいと思います。

あと詳しくは助役の方から説明をさせたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） この予算編成に先立ちまして、ほぼ内容が固まりつつある段階で、非常に予算の組み立てが難しい、非常に厳しい状況になった、そのあたりから数回にわたって一緒にこの勉強会と申しますか、意見交換の場を設けて、役員の方たちとも私ども事務局とのいろいろな話し合い、勉強会をやったと。今の厳しい財政の状況、これらも数字を挙げながら説明をして、一定の理解をいただいているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。前市長の段階では、こういった提言をいたしましても一向に改善されることなく長年続いてきたわけですけれども、今の答弁を伺いますと、早速そういう認識のもとで情報交換をされているということでございます。やはりこの厳しい、いろいろな面での、財政に限らずいろいろな面での厳しさを乗り越えていくためには、やはり車の両輪とでもいいでしょうか、そういう関係を、同じ目線で判断できるような状況に置かれて初めて一緒に、真っすぐ進んでいけるわけでございますので、そういう面からもぜひ今後もそれを続けていただきたいということを要望しまして、終わります。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 「子育て支援のまちづくり」と「環境と共生するまちづくり」のところで伺いたいと思います。

子育て支援ということでは少子化対策を取り上げていらっしゃいますけれども、少子化対策で一番肝心なことは、今、働きながらの子育てが難しい状態にあるので、働きながら安心して子育てできる環境を整えば、少子化対策には一番有効だと思うんですけれども、それについては日野市では、特に今、ゼロ歳児保育を初め保育園の待機者が多く出ている、そういう状況はどのように把握されているのでしょうか。まずそれについて伺います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 御質問にございました、安心して子育てができる環境づくりと申しますか、その中で具体的に保育の低年齢児におけます待機、これは前回の議会でも多くの議員さんから御指摘を受け、今までの取り組みの状況、またこれからの取り

組みの方向、これについて一定のお答えをさせていただいたわけです。

その中では、待機児の状況でございますけれども、平成7年ごろから徐々にふえてきている傾向でございます。今年、平成10年の措置につきましてはまだ集計できておりませんが、追加の措置をやっている段階でございますので、前年と同じ、あるいは若干ふえるかなと、そんな感じを持っております。これは御承知のように、日野市だけに限らず、社会的な傾向でもあるわけでございます。

数といたしまして、かなり多ございますので、既存の施設の手直しによつての拡大、それからいろいろな制度がございますので、この制度をフルに活用しての枠の拡大。それからあと緊急避難といひますか、恒常的な認可の措置ではございませんけれども、無認可の方の保育室、あるいは家庭福祉員さんの対応のようなことで今まで対応してまいりました。これからもそういった対応、それからさらに、特に民間の園、ただいま7園ございますけれども、民間の園の方にも協力を願ひまして、さらに枠の拡大を図り、待機児を少なくしていくということに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 特に働いているお母さんの中で、保育園に待機をする、そういう子供を抱えている場合には、お母さんに毎日通ってきてもらってずっと見てもらう、もしくは連れていく。それからたとえ入れたとしても、兄弟で同じ園に入れなくて2園をはしごして送り迎えをしている。また2次保育も必要になっている。そういう本当に働きながら、朝の忙しい時間に物すごい労力を使って子供を預けに行かなければいけない。そういう環境ではとても2人目、3人目をどんどん産みましようというふうには思ひ切れな思ひうんです。ですから、エンゼルプランということも出ておりますけれども、緊急の対策としては、やっぱりゼロ歳児保育の枠の拡大を初めとして、保育園の拡充をまず先に進めていただきたい、そのことを願ひしたいと思ひます。

もう一つお聞きしておきたいのは、今回、日野版のエンゼルプランということで、新しい保育の仕組みを考えていきたいということ、特に関係の民間機関との連携を図りつつというふうに出ているのですが、今、多くのお母さんたちの中で、公立の幼稚園と保育園の統廃合が進められていくのではないだろうか、これからお金のあるなしによつて受けられるサービスに格差が出るのではないだろうか、そういう不安が出ております。そうした方向を取られるのか、それともそういう方向は取らずに、きちんと市が責任を持って公立の幼稚園、保育園は拡充していく方向でいらっしゃるのか、そのところの

見解を求めたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私のこの文章のまず第1行目、2行目をよく御理解をいただきたい。子供がいなくなれば国や町はつぶれますよという認識を私はまず申し上げております。その前段をどうぞ外さないようにしていただきたいと思うわけであります。今、清水議員が御指摘のゼロ歳児保育、何とかもう少し場を取って待機者がなくなるような方向は、緊急的といいますか、退避的な施策としては一生懸命頑張っていく必要があらうというふうには考えているところであります。

じゃあ将来、これからずっとこのままで、いわゆる対症療法だけでよいかということになりますと、つい先日も国の方で、文部省あるいは厚生省が一緒になって、幼稚園、保育園をこれから別々にしていっていいのだろうか。もっと一緒に考えて、ゼロ歳から学齢までの子供を統一して扱うというふうなシステムを考え出すべきではないだろうかというふうなことを申しているわけでありまして、私も全く同じような認識を持っているところであります。幼稚園の教育時間といいますか、遊ぶ時間、あるいは保育園の時間の長さ、いろいろな問題がございまして、それをなぜ、これまで子供が少なくなっている中で分けていく必要があるだろうかと、こういう認識は私は持っているところであります。

そういった、幼保の一元という少し大げさになりますけれども、一緒に考えていくということがまず前提に必要だろうと思いますし、さらには、それには私立の幼稚園、あるいは保育園、未認可の保育所等々とも話し合いをして、そういった新しい保育のシステムをつくる必要があるだろう、こんな認識を持っているわけでありまして、さらに申し上げれば、市内にはいろいろな企業があるわけございまして、そういうところに働く方々の保育はどういうふうになるのかなというふうなことを考えますと、企業とも手を携えてそういった新しいシステムをつくっていく。そしてそこに、さらには住民のボランティアといいますか、私は子供が大好きですよ、扱えますよという方々の自主的な参画をいただく。こんなふうな新しいシステムをつくることができれば一番いいかと、こんなふうな認識を私は今持っているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 今、母親たちの中で一番心配をされているのが、国が措置制度をやめたことによって、国や公的な機関がどんどん保育、そういうものから手を引いていって責任を放棄していくのではないかという、そういう不安です。特に今、消費税

の増税、医療保険の改悪と、若い世代、収入が少ない世代ほど家計は本当に逼迫しています。そうした中だからこそ、公立の幼稚園、保育園への要望が強いのだと思います。だから、それが民間の機関であれば、お金のあるなしでサービスの格差が生まれます。そうしたことを防ぐためにも、公立の幼稚園、保育園、国が責任を持ってやること、都が責任を持って、特に日野市の場合には、今までずっと市民と一緒に公立の幼稚園、保育園を拡充してきた歴史があります。市民の中でも大きく評価をされております。

そうした中で、まだゼロ歳児保育は半数足らずの保育園でしか実施をされておられません。まだまだ拡充の余地があります。そこをぜひ進めていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 前段の質問だと思いますが、もう一度お答えをいたしますが、私は子供がいなくなれば国や町はつぶれてしまうんだと。ですから、ゼロ歳児保育については対症療法ではあるけれども、今の施設を少しずつ改良をしてふやしていきたい、このように申し上げたところでございます。繰り返しになりますけれども、お尋ねでございますので、再度お答え申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） では重ねて、ぜひ公立の幼稚園、保育園の拡充の方に力を入れていただきたいと思います。

次の「環境と共生するまちづくり」の方に移りたいと思いますが、ごみの減量については、もとに当たります製造者の責任を明らかにして応分の負担を求めていかない限り、市民に一方的な負担を押しつけるような形でのごみの有料化みたいなことに道を開いていくことになると思うのですが、今回、日野市はリサイクル率がワーストワンになったということで、「前の市長のときだろう」と呼ぶ者あり）市民の皆さんからの批判も起きておりますが、その中で、市民の中でごみの有料化が進められるのではないか、そういう不安が起きておりますが、「前はだれがやってたんだ」と呼ぶ者あり）リサイクルシステムをきちんと整えないままで一方的にごみ有料化を進めるということになりますと、市民にすべての負担を押しつけるような形の解決策になるかと思えます。ごみの有料化についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 誤解があるようでございますので、はっきり申し上げておきます。今回リサイクル率が最下位になったという御発言であります。訂正をいただきたい

と思います。96年度の決算についてそういうふうな新聞の報道があったわけでありますので、今回そうなったと言われますと事実と全く違いますので、まず訂正をしていただきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それから、私は有料化するということは、まだ一度も言ったことはございません。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） では「今回の報道」と訂正をさせていただきます。

有料化について、するという発言はありませんでしたが、検討はされているのかどうかというふうにお伺いしております。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 全く検討をいたしておりません。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 4ページの「教育の充実を目指して」ということに関連して1点だけ質問をいたします。

先ほどの奥野議員と市長とのやり取りを聞いていまして、大変、変だというふうに感じました。やり取りされている中身は教育の内容、それから教育システムそのものにかかわることについてやり取りされているわけでありますが、このような問題について、本来答弁すべき責任を負い、また答弁し得る権能を持っているのは教育長の方でありますから、なぜそのような変なことが起こるのか。（「市長にと質問したんじゃないか」と呼ぶ者あり）それは市長自身がこの所信表明の中で自分の権能を超えて、教育の内容や教育システムそのものにかかわるようなことを書いているからなんですね。そのことについて私は大変問題を感じますので、その点について見解をただしたいというふうに思います。（「何言ってるんだ」と呼ぶ者あり）

戦後の教育というのは、教育権が国家に掌握されて教育が国民を戦争に動員をする手段として利用された、そのような歴史への痛切な反省に立って、教育権は国民のものであると、この原則の上に築き上げられてまいりました。内容を教育行政の分野に限定すれば、教育への権力の介入を排除するために教育委員会という新しい制度が導入されました。教育委員会には一般行政から独立した地位が保証され、一般行政から独立して教育行政を行う権能が与えられることになったわけであります。これが戦後教育行政を成り立たせている大原則だろうと思います。この原則をお認めになるのならば、市長が議会本会議など公の場で教育内容や教育システムそのものについて発言することは、その

こと自体慎まなければならないのではないのでしょうか。あるいは、教育内容や教育システムについての発言は極めて抑制的なものであることが求められていると言うべきだと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

市長ももちろん日野の教育に責任を負っています。しかし、それは教育内容や教育システムについてではなくて、財政を運営する責任者として教育施設の改善、教育計画の発展、教育システムの充実などのために財政的措置を取る、そういう責任を負っている。その分野に限定されているというふうに抑制的にとらえるべきだろうというふうに思います。

ところが、先ほどの所信表明では、「教育内容の充実を図ります」と教育内容に踏み込んだ発言をし、さらに「学区域の運用緩和などにより、選べる学校システムの方向を模索したい」と、教育システムのあり方を市長の意思で改変するおつもりがあるのかと受け取らざるを得ないような発言となっています。

市長は一体、戦後教育行政の大原則である教育行政の独立性ということをどのように認識し、理解されているのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 先ほど前段できちっと申し上げたとおりでありまして、お尋ねになるからお答え申し上げますよと初めに申し上げたところをきちっと聞いておいていただきたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）このようにまず初めに申し上げます。前段についてはそのように私は申し上げます。

次に、日野市長というのは日野市民全体から、有権者全体から選ばれたただ一人の人間であります。教育問題についても選挙のときには議論がございます。どういうお考えで市長をおやりになるつもりですかという質問がございます。それについては、前の市長さんもそうでありますけれども、私は教育についてはこういう考えを持っていますということは伝えてまいりました。そのことを私は伝えて、それを教育委員会がどう理解をしてやるかということまで指図をしているわけではありません。教育内容について全く触れない市長があるとすれば、ぜひ教えていただきたいと思います。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 全くわかっていらっしゃらないというふうに思います。質問をされたから答えたというのは全く無責任きわまりない。市長自身が所信表明に書かれたから、そういう質問が発生したんです。そのこと自体がおかしいんだということを私

は指摘しているわけです。(「質問されたから言っているんだよ」と呼ぶ者あり)

皆さん、よく聞いていただきたいんですけども、この学区域の運用緩和による選べる学校システムを検討したい、模索したいというふうに言い切ってしまうんですけども、この問題については、日野市の小中学校の適正規模・適正配置の検討委員会がずっと進められてきて、この問題も検討の対象になりました。さまざまな意見が出ましたけれども、私も参加をいたしまして、むしろ慎重に取り扱うべきだと。今、教育に求められているのは、学校がいかに地域に支えられ、地域に開かれたものになるのかということが大きなテーマとして、課題として上がってきているわけでありますから、余りこの学区域を自由に選べるというようなことに簡単に踏み込むべきではないという慎重論が多かったように記憶しております。ぜひ、このように教育委員会が市民も参加した場で真剣に議論している問題について、市長が一方的にこちらがいいのであるかのような印象を与えるような言い方をされることには大変問題があると思います。私が言っているのはそういうことなんです。

市長がお書きになったものを添削するようで申しわけないですけども、もし、もし教育について発言されるのであれば、教育内容の充実を図ろうとして努力している学校現場や教育委員会の努力を財政的に支援するとか、そういう表現にとどめるべきだっただろうと。(「そうだ」と呼ぶ者あり)再度、答弁をいただきたいと思います。ちょっと勇み足で踏み込み過ぎたんじゃないですか。

○議長(馬場繁夫君) 市長。

○市長(馬場弘融君) 認識が全く違います。(「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場繁夫君) 佐瀬昭二郎君。

○12番(佐瀬昭二郎君) 私はよくわかるように質問しているつもりですが、認識が違うという一言では答弁にならないと思います。まじめに答えてください。

○議長(馬場繁夫君) 市長。

○市長(馬場弘融君) 佐瀬議員の認識と私の認識とはかなり異なる点があるように見受けられます。

○議長(馬場繁夫君) 佐瀬昭二郎君。

○12番(佐瀬昭二郎君) 私の質問に答えていただきたいんですが、認識に違いがあるように見受けられるという全く第三者的な話をされても、これは困るわけであります。認識が違うというのはどこが違っているというふうにお考えなのか、ちゃんとまじめに答えてください。(「見解が違うんだよ」と呼ぶ者あり)

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私はまじめに答えております。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 質問に答えるおつもりはないようですので、一言だけ申し上げて私の発言をおしまいにしたいと思いますが、先ほど前段で私が申し上げたことは、戦後の教育を支えている本当の原則だと思うんですね。機会があれば、別の場所であれば、ぜひ教育長の見解も伺いたいたところでありますけれども、本当に市長の今回の所信表明のこの表現の仕方というのは、そのことについて全く理解がされていないと言われても仕方がないような表現だということを再度指摘しておいて、私の質問をおしまいにします。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 所信表明について2点伺いたいと思います。一つは当面する行政課題の「高齢者へのまちづくり」に関連して、介護保険についての市長の見解を求めたいということと、もう一つは来年度の予算案に関連して、国の財政構造改革について馬場市長の見解を求めたいのです。

最初に、介護保険について市長の見解を求める前に、福祉部長にお聞きしたいと思います。（「市長が所信表明しているんだから」と呼ぶ者あり）前提としてお聞きしておきたいんですが、市長でも別に構いません。私のところにホームヘルパーの派遣を受けている市民から何件も訴えが最近ありました。市の職員から4月からホームヘルパーの派遣時間を短縮させてもらうと言われたと。なぜかと聞いても要領を得た説明がないと。要するに理解できないと。だれにも言わないでほしいと言って帰ったと。一体どういうことなのかと、こういうふうに電話がかかってきたんです。これは1人だけではないから、これはその家族から伺っている話なんですけれども、一体どういうことなのかということについて説明をしていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） ホームヘルプサービスの平成10年度からの対応といたしますか、形態でございますけれども、平成9年度までは国・都の補助のシステムといたしますか、あり方が、人件費補助方式と申しまして、介護券3時間券、6時間券による補助システムであったわけでございます。それが新年度、平成10年度からは、事業費補助方式という呼び方でございますけれども、システムが変更になります。それは市の方でもそのように対応していきたいというふうに考えております。これは介護保険をにらんでの

方法の変更ということでございますけれども、内容的には、従来、現行が3時間、6時間券というようなやり方でございますけれども、それが1時間単位、それから追加1時間以上30分単位と、こんなふうに時間が短く小刻みになるという形でございます。これが概要、大きな変更の点でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 市民の皆さんが、なぜ3時間今までサービスしてもらっていて、なぜ今度は2時間になるのかというふうに説明を求めたときに、そういうふうなことの説明で理解ができると思いますか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） サービスを受けられる方が、必ずしも時間がすべて減ってしまうということにはならないわけでございまして、必要な時間につきましては、単位時間は短くなりますけれども、プラスで対応をしまっているわけでございますので、今までとまるっきりサービス時間が同じというふうにはいきませんでしょうけれども、必ずしも3時間券がなくなるので1時間になってしまうと、こういう認識は持っておりませんけれども。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） ええとね、介護というのは必要に応じて介護の時間というのは決められるべきであるわけですよ。そうすると、その人が3時間になるのか6時間になるのか、あるいは短くなって2時間になるのかというのは一定の基準が必要なわけですね。最初、さっき馬場市長は、この所信表明でも言われていますけれども、政策については形成過程から市民参加でやっていくんだと。情報公開をやるんだと、こういうふうに言われているわけですよ。今、問題となっているのは形成過程どころか、もう最後の措置の段階で、あなたは2時間になるとか、1時間短縮するのかということを、客観的な基準というのを明らかにしないで、本人が納得できるような形で示せないでそういうふうなことができるんですか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 変更後はサービス時間が短くなるという点でございますけれども、新しい制度でサービスを求める方に個別の援助計画というものを作成をいたしまして、それに即して必要なホームヘルプサービスを提供すると、こういうことでござ

います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） それでは別の角度から聞きますけれども、その新しいサービスの量なり質なりを決めていく基準というのは公開されているんですか。また介護を受ける方々に、こういうふうな基準になりましたのでこうなりますという説明はやられていますか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 新たな新年度からの対応の個別計画の内容ということになるかと思えますけれども、その点については、まだ細かい点、具体的には明らかになっておりません。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） このこと自身も非常に問題だと思うんですね。一定の基準があって、情報公開というのはそういうことでしょうか。行政手続法の精神だってそういうことでしょうか。そういうふうな不利益を受けないようにすべての情報を公開してというのが、これが原則だと思うんです。いろいろ不十分な点があったとしてもね。

そういうことはあるんですが、私、実はそういうことを聞きたい、そのことが中心的に質問したいということではなくて、今、人件費補助方式から事業費補助方式に変わったという中で、それは大事な点というのは、時間が1時間単位になったとか、3時間だったものが1時間になった、そういうことだけではないんですね、この制度の変更というのは、一番大事な点だと思うのは、これまでいろいろな、これは介護保険に向けてこういうふうな方向、制度の変更というものがやられているんだという、今、最初の説明がありましたでしょう。介護保険においては、これまでどういうふうな介護が必要なのかということ、かなり総合的に措置制度の場合やられてきたわけですよ。ある1人の人を見る場合でも、その人がどういうふうな家族の構成のもとで、家族介護があるのかないのかによってサービスの量も全然違って来るわけですよ。それからその人の精神状況、いろいろなことを総合的に判断して、これまでそういうふうな介護サービスというのを、措置を市ではやられてきたと思うんです。

今度の大きな変更というのは、そういうふうな総合的な判断ではなくて、今度は介護保険の判定の基準に沿うような形で介護の必要さを時間ではかっていこうという、そういう大変な制度変更というのがやられようとしているわけでしょう。基本的には、本人の生活動作から何が必要かと。その家族がいるのかどうか、若い奥さんが介護されてい

るのかどうか、あるいは高齢者同士で住んでおられるお宅、本人だけしか判断の基準がなくなっていくから、介護保険ではね。大変な矛盾が出てくるわけですよ。既にもう介護保険を進める前から、そういう方向に大きく制度変更されようとしているわけでしょう。これは大変な問題だと思うんですよ。

しかも、その基準について、これまでヘルプサービスを受けていた人についてはわからない。私はだれにも言わないでほしいと言ったのかどうなのか知らないけれども、少なくとも、うまく職員が説明できないのも無理ないですよ。もともと矛盾があるんですから。恐らく職員の皆さんはよくわかっていてこういうことを言わざるを得ないのかなとも思うんですけれども、大変なことが、もう介護保険、大変大きな期待を持っている人もいたと思うんですけれども、その前に、実施の前はかなり不安だとか失望が大きく広がっているというのが今の現状ではないかと思うんです。

今取り上げた問題は一例なんですけれども、本当にひどい欠陥だらけの制度ではないかと私は思うんですけれども、この介護保険制度について市長の認識も聞いておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 中谷議員の発言にはかなりとがった面もございますが、その角を取って中身を見ますと、かなり共通の認識を私は持っております。

土屋正忠武蔵野市長とはよくこの問題で議論をいたしますが、国は何もわかっていないでやろうとしている。もうやろうとしてしまった、スタートした。ほとんど中身が政令、省令に委ねられる。こんな恐ろしいことがあっていいのかという認識をもっともって我々自治体は伝えなければいけない、こういうことをよくお話をしているところであります、実は住民の皆さん、被保険者といいますか、が負担をする金額、二千幾らぐらいただろうなんていうふうな試案があるようではありますが、とてもそんな金額では済まないだろうというふうに私も認識しておりますし、そうなったときに皆さんがきちっと払えるのか。サービスが準備できているのか。そのときに、じゃあ自治体はどういう対応をするのかというふうなことで、非常に難しい。そこで私はこの中でも、広域的な視野を踏まえてみんなで一緒にやらなければまずいぞという認識を今持っている、そこまでは申し上げたところであります。

くどいようですが、周りの角を取れば、かなりのところで認識が共通しているんじゃないかな、こんな思いを私は思っています。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 介護保険の方に角があるんですよ、物すごく。私は角はないつもりではいるんですけども、馬場市長は弱者の立場というのを非常に強調されて、また福祉は後退させないという立場だというふうに言われるんですけども、この介護保険、実際にやる場合どんな問題が出てくるのかということを引ききって洗い出さないと、これまでやってきたこと、今のホームヘルプサービスも一例ですけども、切り崩されてしまうと。後退をすると、大幅に。こういうことが今現実には迫っていると思うんです。

広域的な対応も大事なんですけど、広域的な対応の意味というのは、他の市町村ともというふうな意味なのかなとも思うんですけど、市民の皆さんに、武蔵野市長、私たちと政治的な立場は違いますけれど、介護保険がどういうものなのかということ立派なパンフレットを出して、市民と一緒に考えようという立場を取られていますけれども、さっきの措置する段階でも説明できないようなやり方というのはまずいと思うんですね。やっぱりきちっと説明して、欠陥がここにあるということで、こういう欠陥についてはこういう形でカバーしていくのだというふうな、やっぱりある程度の展望を示さないと、市民の中で本当に大きな不安になっているというふうには思うんです。

ぜひ、先ほど情報公開の真の意味を生かすという点でも、市民参画を進める上でも、ぜひこの介護保険の問題ではそういう視点、福祉を絶対後退させないと。市民の皆さん御安心くださいと、こういうふうな言明をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） いつの時代でも、それからどのような方が首長になられようとも、財政問題というのはいつもやっぱり大きな行政課題であると思うんですね。馬場市長の所信表明の中にも財政問題の苦労した側面が、私もある部分では感じることができるものであります。

それで質問したいのは、この7ページのところに書いてありますように、特別減税に伴う補てん債が触れられております。この補てん債につきましては、先ほど森田議員の質問でも触れておりましたけれども、地方自治体はみずからの責任で事業を起こして起債を仰ぐ場合と、全くその責任はない、あるいは意思のない、減税補てん債のような形で国が起債をおろしてくるという場合がありますよね。これは非常に困ったものだと思うんです。馬場市長もそうだと思うんですけど、これをもう少し具体的に、みずから起こした事業に伴う起債と、今回のような減税補てん債に伴う起債が、馬場市長の認識の中でどんな違いがあるか。ただ厳しいということだけではないと思うんです。同列にされ

ては困るという気持ちや考えが当然あるかと思うんですね。その点いかがですか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 板垣議員からの質問は、先ほど私、お答えをしていると思うんですが、ダブってしまうかもしれませんが、再度の質問でございますのでお答えいたしますが、確かに議員おっしゃるとおり、市が独自に何かの事業をする。それについて自前のお金ではなかなかできない。どうしても起債を起さなければいけないと言って、お願いをして起債を認めていただく。こういう起債とかなり性格を異にしたものでありまして、実はこれもいろいろな市長が集まった、正式な会議じゃありませんが、懇談の場でよく話題に出る問題でありまして、先ほども申し上げたように東京都下は割と財政力があるといえますか、不交付団体が多いわけでありまして、そうなってくると一体何のために我々は努力をして不交付団体として頑張っているのか、財政努力をしているのか、意味が全然国に認められていないではないかというふうな話はよく出るわけです。

そういうのを踏まえますと、実はよその市長さんでこういう方がおりますね。これはいずれ、10年ですか、返せという時期が来るわけですよ。まとめて返せと。そのときにじゃあどうするのか。それこそ自治体みんな手を合わせて、そんなものは一遍にできませんよと。今度もう1回、じゃあ20年後にしてくださいとかですね、極端なことを言えば。そのぐらいのパワーを持たなければ、とてもじゃないけれども、この負担を自治体だけが押しつけられるというのは大変なことになるぞという、そういう認識を私は持っております、くどいようでございますが、通常の、特に建設等に伴う起債とこの特別減税に伴う起債による手当とは全く違った性格を持っている、こういう認識は持っております。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 新年度では6億2,000万円余り、それから昨年度は、9年度は税収補てん債というのが8億円、当初予算に計上されているんですね。これだけでも14億円でしょう。みずからの意思で起債を起すのと違って、この国の一方的な起債の押しつけということについては、私は厳密に区別して、今後東京都あるいは国に、やっぱりこの問題の解決を強力に働きかける、またその意思をいろいろな機会で表明することが大事だと思うんですよ。

市長も今、一般の事業を起こした際の起債と明確に違うという認識を示されました。平成6年、7年、8年、3年にわたってやはり特別減税が行われたんですね。その際に、やっぱり今と同じように国からの起債で当面穴埋めをなささいということになったわけ

ですよ。しかし、それをまた10年間かかって返済しなければならないと。その枠が、利子も含めて約90億円近いお金が、今後日野市の財政が大きく負担しなければならないということになっているわけですよ。単純に今、日野市が、馬場市長が市政を引き継いで、幾ら幾らの借金があるということは言えないような内容ではないかと思うんですよ。

今、市長が言われたとおりのことなんですね。そうでしょう。それはやっぱりこの今日の起債を受けざるを得ないというのは、国の一つの政策に基づいて、全国の地方自治体と同じようにこのような起債、借金を背負わされているということを明確に示すことによって、その起債の内容が市民の前に明らかになるということではないでしょうか。私はその点がこれまでなかったと思うんですよ。馬場市長の約1年近くのこれまでの市政運営の中に。そここのところを間違わないでやる必要があると。広報に幾ら幾らの借金が過大にあるということを書いたとしても、その内容は、私はみずからの意思で起債を受けたものではないということが多分に含まれているということを明らかにする必要があると思うんです。

地方自治体の財政問題を論じるには、国との関係を明らかにしなければならないということも、今の市長の発言でも明らかではないでしょうか。補助金の削減なども同じですよ。これもやっぱり同じように一方的なものなんですね。ちゃんとでき上がっていた制度を一方的に崩すわけですから。このし寄せは結局は地方自治体や住民にし寄せされると、こういうふうになっていくわけですよ。十分そここのところを心得ていただいて、今後も財政運営に努力していかなければならないんじゃないかということをおし上げておきたいと思うんです。

それと、この所信表明には書かれてありませんけれども、昨年度のこの議会で質疑、やり取りをされた中で、当面手数料等の公共料金の見直しはしないと、昨年たしかおっしゃっておられたと思うんです。消費税の上乗せも当初予算には乗せませんと。上乗せしませんと、こういうふうに説明されておりました。10年度の年度途中で手数料の見直し、あるいは消費税の上乗せを含めた公共料金の見直しを考えておられるかどうか、伺っておきたいと思うんです。

それからもう一つ、先ほど小島議員が質問いたしました、日野駅の周辺を含む東京都のモデル地区に指定された整備の問題がありました。これはごく概要でありましたけれども、先ほど説明がありました。この程度のものしかまだわかっていないとすれば、これはやむを得ないことなんです。しかし東京都のモデル地区に指定されたということは、私はいち早くやはり情報として、この議会なり市民に明らかにすべきではなかった

かと思うんです。質問されなければ黙っているということではなくて、こういう重大な問題と思えるものは、やはりいち早く議会に説明するという姿勢があってしかるべきではなかったかと思うんです。当然、所信表明に含まれてもいような事業ではないかと思われまので、その点を私は指摘しておきたいと思うんです。

先ほどの件について。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 手数料、または消費税の転嫁の問題についての御質問です。今、行財政を運営する上では、あらゆる面から見直しをかけていく必要があると思っております。手数料あるいは消費税の転嫁の問題につきましても、いろいろな側面から研究を重ねていく必要があると思っております。さらに論議を深めながら、この問題については対応してまいりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 今の助役の答弁を市長に伺っておきたいんですが、10年度中、検討されるのかどうかということを再度伺っておきたいと思うんです。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 今は平成10年度の予算を、これからどうなるのか非常に不安を持って眺めているところでありまして、国会ではございませんが、その議論を審議する前に、先のことをまたどうだということについて今申し上げるのはいかがなものかというふうに私は思います。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 明確な答弁を避けたいようであります。これはきっと10年度中に手数料見直し、あるいは消費税の上乗せ等も考えているというふうに受けとめざるを得ないような今の答弁ではなかったかと思えます。そのことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 先ほど平成10年度の市政運営に向けての市長の基本姿勢、そしてまた当面する行政課題、また大きく分けて3点目、平成10年度予算と主要事業についてという形で所信が述べられました。多くの市民の代表者として、この予算に対する所信表明に対して、中身のある、非常に市民福祉向上のために努力をしているな、やる気十分だなという部分を強く感じたと同時に、市民の代表者の議会人の一人として大きな期待を持ったところであります。

その中で、2点目の「健康と福祉の充実を目指して」の中で、平成11年6月着工へ向けての市立病院の件に関して一、二点確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、昨年12月、いろいろ市立病院建設に向けての検討をなされている、医療の部分、そしてまたある面ではソフトの部分、ハードの部分という形で、我々議会にも資料が送付されている中であります。今回、この市立病院建設に当たっては、昭和52年に市立病院の建て替えの話が持ち上がりました。なかなか市立病院建設に向けての動きが見えてこないということで、昭和63年3月19日、議会の方から市立病院建て替えに対する特別対策委員会を設置して議論がスタートしました。早いもので、もうそれから10年が経過しております。さきの革新市政は、まさに市民に対してリップサービスはしているけれども、なかなか形として見えてこなかったわけでありまして、昨年4月に新しい市長を迎えて方向がしっかりと定められた、このように思ったところであります。

それを受けて、今回、市長の所信表明の基本姿勢の中に、大きく二つに分けて、弱い立場にある人をまず考えることが市長の基本姿勢だということでもあります。今、公立病院、自治体病院を含めて、また国立、そして医療機関等で、いわゆる弱者の立場に立ったという形の中で、シーワップという形が今マスコミ等でもささやかれているところがあります。これはまさに社会的弱者を災害時にどのように医療施設の中で対応するのかということがシーワップということだそうです。シーワップということは子供、婦人、老人、病人、このような弱い立場にある方を災害時にどのような対応をすべきかということがこれからの医療施設には必要だということでもあります。今回のこの市立病院建て替えに関し、事務方でも市長でも結構ですが、そういうふうな問題に対してどのような配慮をした病院建設を考えていらっしゃるのか、これが1点。

そしてまた、今、より充実した内容として着々と進んでいるということでもありますけれども、先ほど述べたとおりソフト面、そしてまたハード面、そしてまた経営面、いろいろと整理ができ上がる時期はいつごろをめどに考えていらっしゃるのか、2点合わせてお伺いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） ただいま小川議員さんの方から御質問がございましたように、昨年12月19日、本会議におきまして、市長より市立病院建て替え計画につきまして正式に発表がございました。御案内のとおり、今まで進めてきた計画を11月の時点で一時ストップさせていただきまして、現状に合った、より近い、皆さんの御要望も踏

まえた中でどういう病院にしようかということを見直して、再スタートをさせていただいたわけでございます。

そういうふうな経過の中で、ただいま御質問がございました弱者の立場、患者に優しい施設とか、いろいろな問題があるかと思えますけれども、それらの問題も踏まえて現在進めているところでございます。患者さんに対する優しさという問題の中には、職員、そこで働く職員の接遇のあり方というものも大きなウェイトを占めてくるだろうというふうには思えますけれども、ハード面においてもできるだけ弱者に対する配慮をしていかなければいけないという立場で、今、詳細の詰めをるしているところでございます。

そこで、社会的弱者等の災害時の問題のお話が現在ございました。先ほどいただきましたけれども、御案内のとおり、今回の病院の建て替えについては、災害時にも強い、要するにそういうときの中心的な施設になれるような配慮をしていこうというのが当初の計画にございます。したがって、建物も本体部分については免震構造にして地震にも強い建物にしようと、こういうような配慮をいたしております。さらには、市内により多くの死傷者等が出た場合にするかというような問題の中では、病室が当然不足することが想定できますので、講堂であるとか、広い廊下であるとか、そういうところにも一時的には患者を収容できるように、酸素とかの配管等についても配慮をしていかなければいけないと、このような形で現在進めております。

また、市民の立場をいろいろ考えて、病室の構造などにおいても個室のパーセントは低くしまして、4床部屋を個室的な環境にしようということで、凸型の窓等も採用し、奥まったベッドの方も窓に接触できるような配慮をし、トイレ、洗面所等もそれぞれの部屋につけるような分散トイレといいますか、そういう形の配慮もいたしているところでございます。

まだまだ御質問の趣旨にぴたり合ったお答えができないわけですが、個々の細かい点については日野市の福祉の指導要領等もちろん遵守して、今、設計を依頼しているところでございます。

それから2点目の時期の問題でございますけれども、10～12月と一応設計をストップさせまして、1月早々から見直しにかかった部分の院内での内部調整をしております。これが大体2月いっぱいまで終わりましたので、3月からは本格的な設計に入ってもらっております。したがって、従来3月10日に実施設計が上がることになっておりましたけれども、これを9月30日まで延期をさせていただいて、その間に詰めていくと、こうい

うことになろうかと思えます。したがって、契約上は3月5日に工期の延長をしていただきました。また、見直しにかかる業務の予定量が変更になりますので、それらの予算については今回の補正予算をお願いをし、9月末には実施設計を上げていきたいと、こういうこととございます。

設計の段階で詰める問題については、細部をこれから詳細設計に入っていくわけでございますけれども、システムのなもの、ハード的なものについては9年度中にある程度の方向をまとめたいと。業者委託で進めてまいりましたので、それが3月に完成をいたします。例えばカルテ搬送の方法であるとか、物流の方法であるとか、患者の流れであるとか、ごみ等の処理の方法であるとか、こういう問題については本年度中にはある程度の方向づけができると、このように思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） あのね、免震だとか廊下だとか窓というのは、要するにハード面のことなんだよ。今言っているのはね。私が言ったのはそうじゃなくて、運用上で、いわゆる社会的弱者の方を災害時にどのようなことを検討してやられるんですかということ私を質問したんです。免震なんていうのはもう今、当たり前なことなんだよ。私はそのことを言ってるんじゃない。

市長にお伺いします。基本姿勢の中で、弱い立場にある人をまず考えますと。これがいわゆるこれからの市政運営の中での基本的な考えだとおっしゃっている。今、私が言った社会的弱者、シーワップというのは、いわゆる災害時における小児や高齢者の方や、そしてまた婦人の方や病院に入院している方が収容をされている施設として、安全とか保安とかそういうふうなものが、人的、設備的な配慮がどういうふうになされているのかということが、今、叫ばれているんですね。もし事務長、その部分がよく理解できないのであれば、今、病院建設に向けては多くの医療施設がこの問題に取り組んでいるんですね。ぜひともこの問題に取り組んでいただきたい、このように思います。市長の見解をお伺いします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 小川議員の新しい病院の中身といいますか、ソフト面での御指摘でありまして、特に社会的な弱者といいますか、弱い立場にある人のために十分有効に活用できるような病院であってほしいという意味での御指摘は重く受けとめているところでありますし、今、あるいは医師会、あるいは歯科医師会、薬剤師会等々関連をす

る方々といろいろな話し合いを、つまりソフト、運営面について始めたところでありまして、そういう中でも今御指摘のことにつきましては十分配慮をして、従来から申し上げておりますが、福祉・医療・保健、こういったものが連携をできる、それがひいては弱者にとってよかったなというふうな病院であるように、日野市の基幹病院として成り立つように、そういう病院であるように作業を進めていきたい、このように感じたところであります。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） ぜひ、一般会計からの繰り出しが10億円前後予想されているわけでありますから、市民が納得できる新しい病院建設に向けて努力をしていただきたい。要望して終わります。

○議長（馬場繁夫君） ほかに御質疑ありませんか。夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 佐瀬議員の方から先ほどお話がありましたけれども、ちょっと認識が違いますし、これから重要な話になりますので、教育長の方に一言、所信表明に関連してですが、教育のことについて確認をしておきたいと思います。

先ほど所信表明の中で、市長の教育に関する、これはもう権限の介入のような立場のお話がありましたけれども、そうではないというふうに私も認識をしています。

一つは、実際に私も、過去、前の市長の所信表明の中でかなり教育についてもさまざまなお話をされてきましたし、所信表明の中でも表明されてきたというふうに記憶があります。ぜひこの辺のことを踏まえておいていただきたいということ。

それから、ここに述べられている表現の中身の方向性ですが、私も学区の検討委員会の委員でしたから、その辺の雰囲気もわかっているわけですが、その中でこういうふうな、基本的にここまで述べることは教育委員会のいわゆる独立に持っている権限の逸脱であるような、そういうふうなお話がありましたけれども、今の教育委員会制度、完全な独立性というふうな議論も、戦後のすぐ間もないときには教育基本法の性格の問題として随分論争されましたけれども、現在の時点では落ち着いた段階にあります。私の記憶では、三権分立みたいな、そういうふうなものではなくて、一つの行政機関の中の市長権限という中の調和が一つの、もっとざばり言いますと、輸入された国との違いということで一つ定着をした経緯があると思います。ですから、そういうことで教育委員の公選制の問題につきましてもさんざん議論されましたから、そういうふうな土壌で言えば、今、市長がおっしゃっている所信表明のこの内容については、決して私はそうではないというふうに認識をしていますが、教育長の認識をいただきたいというふう

に思います。一言お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） ただいま夏井議員からの御指摘いただきました件につきまして、特に佐瀬議員の御質問の中で、選べる学校の問題については市長は介入し過ぎているというお話がございましたが、教育委員会といたしましては、直接市民から選ばれた代表者であるという一人の市長の所信表明の趣旨は十分受けとめて、教育委員会としては検討、対処していきたいと、かように考えております。

特に、選べる学校の問題につきましては、学校教育法施行令の中で既に、この通学区域の問題についてはこれを越えて行うことができるという要綱もあることもありまして、この問題に触れることが、それぞれの方々がお話しいただくことが違法ではないことはもちろん当然のことでありまして、特に現状におきましては、通学区域制度の弾力的運用というのは、子供を学校に通わせる立場の保護者にとっては大きな課題であると、希望であるということは十分受けとめております。

直接選挙で選ばれた市長がおっしゃることにつきましては、当然大きな比重を持って私どもとしては受けとめ、この問題については対処していきたい、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君） これをもって所信表明を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後 3 時 02 分 休憩

午後 4 時 15 分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 2、行政報告を行います。

行政報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、報告は省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第1号、日野市農業基本条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第1号、日野市農業基本条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、農業に関する基本理念を定め、農業を市の基本産業として位置づけ、発展させるため、日野市農業基本条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 提案理由の詳細につきまして説明申し上げます。

日野市は古くから豊かな農村地帯として、また昭和10年ごろからは大企業進出により都市化が始まり、30年代には多摩平など団地進出により首都圏のベッドタウンとして、農業、商工業が市の主要産業として行われてまいりました。平成4年には生産緑地法が施行されたことにより農業環境が大きく変わり、農地は生産緑地と宅地化農地の選択を迫られ、都市型農業にさま変わりしております。

現在、市を取り巻く農業環境は、ウルグアイラウンドの合意、農業の自由化、新食糧法の制定、農業基本法の改正など大きな転換期を迎え、農産物の価格低迷、担い手の高齢化、後継者の問題など、大変厳しい環境に立たされています。

農業は環境と調和することなしには生産活動を長期的に持続させることができない産業と言われております。二酸化炭素等の排出ガスによる地球温暖化やさまざまな環境汚染により、地球規模での環境問題が高まる中で、農業と環境との共存、持続可能な農業の促進が課題となっております。

特に1992年6月にリオデジャネイロで開催された地球サミット以来、環境保全型農業の促進等の施策が展開され、環境管理が農業にとって重要であると認識され始めました。地球規模まで拡大した環境問題の解決のためには、環境負荷の少ない地球に優しい農業が求められております。

日野市における農業の役割は、生産機能だけでなく、環境を維持する機能、安全で新鮮な食生活を保証する生活文化機能、子供の農業体験など多様な機能を持ち、これらの機能を十分に発揮できるようにするためには、農家の生活を安定させ、魅力ある農業と

することが必要であります。市は1997年、農業振興プランを策定し、農業の基本施策を位置づけました。水と緑、土の3要素を持つ農業の大切さを継承し、後世に残していくため、日野市農業基本条例を制定し、農業を市の基本産業として位置づけ、発展させようとするものでございます。

内容は条文を追って説明させていただきます。2ページ、3ページをお開きいただきたいと思っております。前文でございますが、前文は農業及び農地が市民生活に果たしている役割を掲げるとともに、現在日野市の農業が置かれている背景を示して、市としての今後の方針を明らかにしているものであります。

第1条は目的でございます。

第2条は基本理念でございます。

第3条は農業施策の基本事項でございます。施策の内容を農業振興プランとも連携を図りながら具体的に掲げております。

第4条は市の責務でございます。

第5条は農業者の責務でございます。

第6条は市民の責務でございます。

第7条は農業団体及び関係行政機関との連携に努めるという規定でございます。

第8条は農業懇談会の規定でございます。市長の附属機関として設置することとなりますが、先ほども申し上げましたとおり農業振興計画を定めておりますので、この計画の具体化策と5年ごとの見直し等を主に検討していただきたいと考えております。

第9条が委任でございます。

付則でございますが、この条例は平成10年7月1日から施行するというものでございます。

なお、市ではこの条例の制定に当たり、日野市農業委員会に考え方を示し、意見を伺うとともに同意をいただいていることを申し添えます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第1号、日野市農業基本条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第2号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第2号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市役所支所のうち、多摩平支所を本庁に統合するため、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） それでは議案第2号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

支所の設置につきましては、地方自治法第155条第1項の規定に基づきまして、名称、位置及び所管区域は条例で定められております。多摩平支所につきましては、市立病院の建て替えのため代替措置を講じ、本庁へ統合するものでございます。

4ページ、5ページ、新旧対照表をごらんください。5ページの旧のところでございますが、第2条関係の日野市役所多摩平支所の部分でございます。この部分を、項の部分、日野市役所、それから位置、所管区域、これを削るものでございます。

なお、代替措置につきましては、JR豊田駅北口市有地、多摩平二丁目1番地の1に（仮称）日野市役所市民課豊田駅連絡所を設置いたします。業務内容につきましては、住民票の写し、戸籍の謄抄本、印鑑証明書の交付、それと年金の現況証明に関する事務を予定しております。

また、この条例につきましては平成11年1月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第2号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第3号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第3号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、臓器の移植に関する法律の施行に伴い、常勤職員同様、非常勤職員の補償のため、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例等の制定、及び日野市史編さん委員会条例等の廃止に伴い、各機関の委員報酬規定についての整備が必要となりましたので、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　それでは議案第3号につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、ただいま提案理由にもございましたように、臓器の移植に関する法律の施行により、地方公務員災害補償法における療養補償に関して、脳死した者の身体に対する処置につきまして、療養の給付とされたものとみなされることになったことに伴い、条例において所要の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表で説明をいたします。4ページ、5ページをお願いいたします。昨年10月16日から臓器の移植に関する法律が施行されましたが、地方公務員災害補償法による補償を受けるべき常勤職員につきましては、療養の給付の対象に継続しております脳死した者の身体への処置がなされた場合、当分の間、当該処置は療養の給付としてみなされるということになりました。これを受けまして、条例による補償を受けるべき非常勤の職員の公務災害補償制度につきましても、常勤職員と同様の措置が講ぜられるべきであるということから、付則第2条の次に第2条の2を加えたものでございます。

この条例は公布の日から施行するというようにいたしております。

続きまして、議案第4号でございます。ただいま提案理由にもございましたように、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例等の制定、及び日野市史編さん委員会条例等の廃止に伴い、各機関の委員報酬規定について整備を行うものでございます。

それでは新旧対照表で御説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。第2条の関係の別表でございます。上から順に説明をさせていただきます。

まず旧表にあります市史編さん委員会委員の報酬でございますが、今回の議案第14号にもありますように、日野市史編さん委員会条例の廃止に伴いまして、ここにある表中の項目も削除するものでございます。

その下にまいりまして、電子計算組織運営審議会委員、そして情報公開審査会委員の報酬でございますが、平成10年4月1日より日野市個人情報保護条例が施行され、これと同時に、日野市情報公開条例の中におきまして現在未施行となっている審議会への諮問の部分が施行されることにより、この二つの審議会は根拠法規を失うこととなりますので、改正後はこの二つの項目は削除し、これにかわりまして、6ページの新表にありますように情報公開・個人情報保護審査会、そして情報公開・個人情報保護運営審議会が新たに設置されることとなります。委員の報酬につきましては、新表報酬額にあるとおりでございます。

次に新表中、中ほどにあります農業懇談会委員をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、今回の議案第1号にあります日野市農業基本条例の制定に伴い設置

されるものでございます。

次に旧表の下にまいります。交通安全対策協議会委員でございますが、予算執行上、現在は報酬により支出されておりますが、新年度より報償費により支出することとなっております。つきましては、これも表中の項目から削除いたします。

最後になりますが、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。新表の方に、教育委員会において昨年、日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会の設置に関する条例を制定したところでございますが、委員の報酬額を新たに加えた次第でございます。

この条例の施行につきましては平成10年4月1日からということになっております。

なお、農業懇談会委員の報酬に関する規定は平成10年7月1日からといたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第3号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第5号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第7号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第5号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、労働基準法等の一部改正により、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、国家公務員退職手当法及び職員の退職手当に関する条例準則の一部改正に伴い、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正するものであります。

以上3議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） それでは議案第5号につきまして御説明を申し上げます。

ただいま提案理由にございましたように、労働基準法等の改正の趣旨を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

法改正の経緯でございますが、近年、女性労働者を取り巻く状況の変化等を踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保という統一的な視点から、労働基準法、雇用機会均等法等の労働省関係の法律を一括して整備するため整備法が制定され、平成9年6月18日に公布されたところでございます。これに伴い、今回の条例改正におきましては、母性保護に関する規定と用語の整理について所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表で、4ページ、5ページをお願いいたします。まず母性保護に関してですが、多胎妊娠について、最近の医学的知見によりますと、産前14週間以降、慎重な管理が必要とされております。これに伴い、労働基準法中、産前産後の休暇に関する規定が改正され、現在、多胎妊娠の場合の産前休暇は10週間とあるのが、平成10年4月1日以降は14週間となります。条例におきましても、第16条第2項にありますよう

に、多胎妊娠の場合の産前の休養を14週間とし、同条第1項のように多胎妊娠の場合は産前産後を通して24週間休養できるように改めていく次第でございます。なお、多胎妊娠の場合の産後の期間、及び単胎妊娠の場合の期間は現行どおりとなっております。

次に用語の整理についてでございますが、先ほどの整備法において「女子」及び「婦人」を「女性」に置きかえる用語の整理等に関する部分が平成9年10月1日から施行されております。これを受け、条例におきましても、労働基準法、雇用機会均等法等との密接なかかわりのある勤務条件に関するものについては、法律との整合性のため、用語の置きかえを行うものでございます。

この条例の施行につきましては、平成10年4月1日からといたしております。

次に議案第6号でございます。提案理由にもございましたように、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえ、条例中の期末手当及び勤勉手当に関する改正をお願いするものであります。

このたびの国家公務員の一般職の給与に関する法律の主な改正内容は、懲戒免職処分等により失職した職員に対する期末手当及び勤勉手当の不支給事由の整備、そして依願退職等で退職した職員に対し期末手当及び勤勉手当が支給されていない場合において、在職中の汚職等の不祥事にかかわる嫌疑が発覚した場合、その支払いを一時差しとめることができるようにしたものでございます。

それでは新旧対照表で、6ページ、7ページをお開き願います。まず改正の第1点目であります期末手当から御説明を申し上げます。第16条第1項にありますように、期末手当は基準日に在職する職員に対して支給されますが、基準日前1カ月以内に退職した職員には期末手当を支給することを原則としつつ、基準日の前日までに懲戒免職処分等により失職した場合には支給しないこととされております。ところが、現行制度上は基準日に在職している限り、支給日までの間に懲戒免職等処分を受けるなどしても、支給日が到来すればそのまま支給されるということになっております。今回の改正におきましては、第16条の次に第16条の2を加え、このように基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職処分等を受けて失職した場合や退職した場合の、支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合には期末手当の支給を行わないなど、期末手当の不支給事由の整備を行いました。

次に、第2点目の8ページでございます。これは懲戒免職等以外の事由で退職した職員が対象となるものでございます。趣旨につきましては前述のとおりでございます。

次に勤勉手当についてでございますが、12ページ、13ページになりますが、これも同

じ趣旨でございます。

この条例の施行につきましては平成10年4月1日からとして、その適用につきましては施行日以降に支給される期末手当及び勤勉手当から適用することといたしております。

続きまして、議案第7号でございます。提案理由の中にございましたように、国家公務員退職手当法及び職員の退職手当に関する条例準則の一部改正の趣旨を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

このたびの国家公務員退職手当法及び職員の退職手当に関する条例準則の主な改正内容は、依願退職等で退職した職員に対し、退職手当が支給されていない場合において、在職中の汚職等の不祥事にかかわる嫌疑が発覚した場合に、その支払いを一時差しとめることができるというようにしたことでございます。

詳細等には新旧対照表がございますが、前議案第6号と同趣旨でございますので、省略をさせていただきます。

この条例の施行につきましては平成10年4月1日から、その適用につきましては施行日以降の退職にかかわる退職手当から適用することといたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第5号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第7号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第8号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第8号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部改正、及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（中里正市君） それでは議案第8号関係の一部改正の説明をいたします。

今回の日野市市税条例の改正内容でございますけれども、ただいま理事者から御説明がありましたとおり、個人住民税について、平成10年度において定額による特別減税が実施されるための地方税法が改正されたことが1点であります。

それから二つ目には、創業期のベンチャー企業に対する投資環境を整備し、活発にするため、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失、キャピタルロスとか申しますが、その繰越控除を盛り込んだ中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法が改正された二つから起因して、市の条例の改正に至るものでございます。

二つに分かれておりますが、一つ目の個人市民税の所得税の特別減税でございますけれども、御案内のとおり、住民税については本人が8,000円、それから扶養親族お一人について4,000円という減税内容でございます。つまり4人の標準的家庭で申し上げますと、御主人が8,000円で、御家族が4,000円掛ける3人で1万2,000円で、2万円ということであります。

それから今度は、減税したものを課税する方法を、普通徴収の方々は1期から4期まで分かれています。1期目に減税の額よりも少ない人は1期目はおかけしないで、1期目と2期目の分納分を足したものにおかけするとか、そういう条文が後ほど出てまいります。

それから特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除でございますけれども、後ほど付則第19条で出てまいります。特定中小企業、いわゆるベンチャー企業が発行する株式を払い込みにより取得した個人に対して、その株式の譲渡により損失を生じることとなった場合においては、一定の要件のもとで損失の繰越控除を認めること等を、所得税と同様に個人住民税にも設けることとしたものでありまして、いわばエンゼ

ル税制と申されているゆえんでございます。

それでは恐縮ですけれども、新旧対照表をして説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。平成10年度の個人市民税の所得割の特別減税をするために、新たに付則第5条の6を設け、平成10年度分の個人市民税に限り、控除すべき市民税に係る特別減税の額を所得割の額から控除するというところでございます。

それからその次の平成10年度分の個人市民税の納税通知書に関する特例ということでございますが、今までですと、平年度はすなわち、もし10万円の市民税の額だとすると、6月、8月、10月、1月の4期にそれぞれ均等的に2万5,000円ずつおかけする、その通知を出すんでありますけれども、今度は1期、あるいは2期で減税を差し引いたりしますので、そういうことがこれから順次変わってくるという通知になるというゆえんでございます。

そして、その1号でありますけれども、1号につきましては、今回の特別減税の額がその方の1期分の金額から普通個人住民税の特別減税額を控除した額として、つまり、ちょっと例で申し上げますと、10万円の人は本来ですと2万5,000円、2万5,000円で4回ですが、2万円の減税額が第1期の均等分割金額の2万5,000円から2万円を引いた5,000円を第1期で納めていただく通知になりますと。それから2期、3期、4期は2万5,000円ずつ3回で、それを全部足すと10万円から2万円を引いた8万円が納税額になるということです。

2号以降につきましては、順次そういう送りでございますので、説明については省略をさせていただきますと存じます。

それから14ページでございますが、14ページの、今度はただいまのところの第5条の7の2項でございます。ここに表記されている内容は、特別徴収から退職等によって年度途中から普通徴収に切りかわった方については前項の計算方法は適用しないという条文であります。つまり、既に特別徴収のときに特別減税額を計算した納付額で納付されておるということであります。

続きまして、次に16ページをお開きいただきたいと思っております。5号でございますが、ここの内容は、土地の譲渡等に係る事業所得等については特別減税の計算は行わないと。いわゆる所得割にだけおかけするゆえんでありますから、そういうことです。

それから中ほどの5ですが、第17条の5になるわけですけれども、長期譲渡所得については、これまた特別減税の計算は行わないという規定です。

それから下の方の第19条の第2項の5号になりますが、同様に株式等に係る譲渡所得

等については特別減税は行わないという規定でございます。

それから、ただいまお聞きいただいている17ページの一番下段に見出しがございます特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等というところで、次の18ページをお聞きいただきたいと思います。第19条の2につきましては、特定中小会社の株式を取得した所得割の納税義務者が特定中小会社の設立の日から特定中小会社が発行した株式が上場等の日の前日までの間に株式としての価値を失ったことによる損失を生じた場合、特定株式の譲渡したことにより生じた損益とみなすという規定でございます。

2号につきましては、前項の規定を適用するには、損失の事実の発生した年の末日の属する年度の翌年度分の申告書に前項の規定を受ける旨の記載が必要ですよという規定でございます。

それからその次に、3号につきましては次ページに及びます。恐縮ですが、第1項で生じた損失については、第2項に規定する申請書を提出した場合について、3年間繰越控除ができるという規定でございます。この3年間の繰越控除であります、ちょっと例を申し上げますと、「例はいいよ」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。それではそういうことで、初年度だけでやるよりも、1年、2年、3年と継続されて控除がなされていくという裏打ちでございます。

それから4号につきましては、株式に係る譲渡所得の分離課税の計算についても前項の規定を適用するという規定でございます。

5号につきましては、次のページにまで及びます。給与支払報告書または公的年金支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在の給与または公的年金等を受けている者で、給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が特定株式に係る譲渡損失の控除を受けようとする場合の申告書の規定でございます。

最後の6につきましては、申請書の記載事項の読みかえ規定でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第8号、日野市市税条例の一部を改正する条例

の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

これより議案第9号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第9号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、前条例同様、地方税法等の一部改正、及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第11号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都医療費助成実施要綱の対象疾病の追加に伴い日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第12号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、中央福祉センターの管理業務の委託についての規定を追加するため、日野市立福祉センター条例の一部を改正するものであります。

議案第13号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、住宅都市整備公団より寄附されました公園を程久保運動広場として利用するため、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

以上5議案の詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（中里正市君） 議案第9号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

先ほどの市税条例の改正と符合しております、つまり国民健康保険税の中で所得割をいただくのは、市民税の課税対象額に対して4%いただいているわけでありまして、今回のいわゆる特別減税は関係ありませんけれども、例のエンゼル税制の住民税への反映下に基づく先ほどの市税条例の改正を受けてです。この国保についても、それも対象になるんですという改正でございます。つまり国保税の算出根拠の所得割の課税に対して、エンゼル税制の反映下でそのことを控除するという規定を加える内容でございます。4ページと5ページの対照表でそこを表記していることでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 環境部長。

○環境部長（野中勝美君） 議案第10号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

2ページをお開きください。改正点は2点でございますが、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成9年6月に改正されたことに伴うものでございます。

新旧対照表により御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。まず第50条の第4項でございますが、これは収集運搬業及び処分業の許可の更新期間についてでございます。規制緩和の一環としまして法が改正され、この期間を「1年を下らない期間」と規定されておりましたものが「2年を下らない期間」と改正されました。これと整合させるため、条例第50条第4項のうち「1年」とあるところ

を「2年」に改めるものでございます。

次に、第53条第3号、許可業の名義貸しの禁止についてでございます。ここで名義貸しと言いますのは、外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義を持って業を行わせることを言います。この名義貸しについて、これまで法では禁止する規定がありませんでした。今回の法の改正で許可業の名義貸し禁止条項が新設をされ、罰則も定められました。このため、条例の当該規定が意味を持たなくなったことと、さらには条例上の罰則と法の罰則が整合しないこととなりましたので、条例第53条第3号を削除するものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきたいと思います。付則でございます。第1号は、この条例の施行日を平成10年4月1日とするものでございます。第2号は、法の許可業の名義貸しの禁止に関する条項の施行日が平成9年12月17日であるため、施行日前の同項の違反行為につきましては従前の条例の罰則が適用されるということを念のために定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 議案第11号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例におきまして、特殊疾病の支給対象は東京都医療費助成実施要綱によると規定しております。東京都の要綱の改正がございましたので、市条例の改正をお願いするものでございます。

内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表でございます。区分の4につきましては特殊疾病を列挙してございます。

次の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。下から2行目でございます。「原発性肺高血圧症」並びに「先天性ミオパチー」を新たに加えるものでございます。原発性肺高血圧症は、肺動脈内の血圧が高くなり、息切れ、疲労感、湿疹などの症状が出るということでございます。先天性ミオパチーは、新生児期や乳児期からの筋力、筋肉の緊張低下によりまして発達のおくれが見られるものということでございます。

付則におきましては、この条例は公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用するという定めでございます。

次に、議案第12号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして御

説明申し上げます。

本条例は、福祉センターの効率的な運営を行うため、管理業務を委託できる旨の規定を設けるものでございます。新旧対照表4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。第16条に管理の委託を加えるものでございます。条文中、地方自治法第244条の2第3項の規定がございしますが、これは普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、または公共団体もしくは公共的団体に委託することができる旨の規定でございします。公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第13号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容は、新たな運動広場の設置と既存の児童遊園の地番変更でございします。新旧対照表4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。新の方でございしますが、1の児童遊園、下村児童遊園の位置でございしますが、平山五丁目1番地の19。現在は1でございしますけれども、敷地の分筆によりまして地番が変更になるものでございします。

それから2の運動広場の関係でございしますが、新たに程久保運動広場を追加するものでございします。位置につきましては、日野市程久保531番地の33でございします。この面積につきましては5,487.7平米でございします。提案理由にもございましたように、住宅都市整備公団より寄附を受けたものでございします。

付則でございしますが、本条例は平成10年4月1日から施行するものでございします。児童遊園の関係につきましては、平成10年2月18日から適用するということとございします。分筆登記の日をもっての適用ということとございします。

以上でございします。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本5件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第9号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条

例の制定、議案第13号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第14号、日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第14号、日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年3月31日刊行予定の「日野市史通史編四近代（二）現代」をもってその目的を達成いたしましたので、日野市史編さん委員会条例を廃止するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 議案第14号、日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定についての御説明を申し上げます。

日野市史編さん委員会条例は、日野市史の編さん業務を行うために昭和47年に条例を制定し、今日まで26年間、日野市史の編さんに取り組んでまいりました。その間、20編の日野市史に関する資料を刊行してまいりましたが、平成10年3月31日をもって編さん業務が完了いたしますので、委員会を解散し、条例も廃止するものです。

今後につきましては、ふるさと博物館条例の中の事業に位置づけ、日野市に関する歴史、民族、自然等の資料の収集、保管及び陳列に関する事業の中で実施してまいります。

この条例の施行は平成10年4月1日でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第14号、日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第15号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第15号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市一般会計の補正予算（第5号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ1億3,547万円を追加し、歳入歳出の総額を463億8,685万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（榎島英紀君） それでは議案第15号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

まず第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,547万円を追加し、歳入歳出予算それぞれ463億8,685万6,000円とするものでございます。

第2条地方債の追加及び変更につきましては、第2表地方債の補正により御説明をいたします。4ページをお開き願います。第2表地方債の補正でございます。減収補てん債でございます。これは地方債の追加でございます。今年度、利子割交付金の減収見込みに対して、一部減収補てん債が認められることになったものでございます。減収補てん債8,000万円をお願いするものでございます。なお、この減収補てん債につきましては、縁故資金で1年据え置き10年償還の予定でございます。

以下6件でございます。その事業につきましては、事業費あるいは補助金等の変更に伴いまして、地方債の補正、変更でございます。

それでは、以下につきましては事項別明細書により御説明を申し上げます。10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございます。款5市税でございます。目5の個人でございます。これにつきましては、所得割及び退職所得につきまして納税義務者の増によるものと、滞納繰越分におきましては収入歩合の減による減収が見込まれるものでございます。現年課税分、滞納繰越分を含めまして1億1,191万4,000円の補正でございます。

法人につきましては、大手26社増減がございます。うち、その中でいわゆる利益の増、純利益の増という部分が出てまいりましたので、5,465万8,000円を見込むものでございます。

固定資産税につきましては、滞納繰越分の収納率の減による減収でございます。

次に、一番下段の項の28入湯税でございます。12ページ、13ページをお開きください。これにつきましては、昨年6月、第2回定例会におきまして市税条例の一部改正でお認めをいただいたものでございます。9月に補正をいたしました。課税対象入湯客が大幅にふえました。したがって、入湯客の増による補正でございます。

次に14ページ、15ページでございます。款10地方譲与税でございます。これは地方消費税導入に伴い9年度分の残りが譲与されるもので、額の確定に伴うものでございます。平成9年度限りで廃止されます。

下段の方、款15利子割交付金でございます。これは金融機関から支払われる預貯金等の利子を所得に対して課税をし、都道府県民税利子割の収入の一部が市町村に交付されるものでございます。これにつきましては東京都の試算により計上したわけですが、1億8,200万円の減でございます。先ほど御説明しましたように、この一部について減収補てん債が認められるものでございます。

16ページ、17ページでございます。款17地方消費税交付金でございます。これは税制改正に伴いまして、今年度新たに新設されたものでございます。平年度で18億円の交付が見込まれるところでございますが、9年度は平年度化していないために、当初、7億5,000万円ほど見込んだわけでございますが、2月の決算見込みの段階で1億2,400万円の減が見込まれるものでございます。

次に20ページ、21ページでございます。款50国庫支出金でございます。目5民生費国庫負担金、9,900万円ほどの増でございます。この内容につきましては、21ページの節20児童福祉費負担金、5,800万円ほどでございます。それと節の30生活保護費負担金でございます。3,200万円ほどでございます。児童措置費につきましては単価アップによ

る改定があったこと、生活保護費負担金につきましては生活保護人員の増によるものでございます。

次に項の10、下段でございます。国庫補助金でございます。1億3,768万円の減額でございます。これにつきましては、次の22、23ページ、土木費補助金、説明欄各事業費の減によるものでございます。

24ページ、25ページでございます。款55都支出金でございます。全体では700万円余りの減でございます。内容につきましては、民生費都負担金が約2,000万円弱ふえております。これにつきましては説明欄、節25児童福祉費負担金で2,900万円の増でございます。国の方でございました単価アップによるものでございます。

ちょっと飛びまして、32ページ、33ページでございます。款60、財産収入でございます。不動産売払収入でございます。4,900万円ほどの補正でございます。これにつきましては、大坂上の市有地、それから三沢の廃道敷、2件の不動産売払収入でございます。4,926万8,000円の補正でございますが、これにつきましては公共施設建設基金に積み立てるものでございます。

款65寄附金でございます。開発指導要綱による寄附金でございます。1億3,400万円ほどでございます。公共施設建設基金、環境緑化基金に積み立てるものでございます。

34ページ、35ページでございます。款70繰入金でございます。特別会計繰入金2億円でございます。これにつきましては土地区画整理事業特別会計の繰入金でございます。万願寺地区区画整理事業の保留地の処分金でございます。この処分金につきましては、精算に伴い使用するものでございますけれども、繰越金として今までしていたものを一時積み立てておくというものでございます。従来の方法を改めたものでございます。これは普通会計における実質収支が大きくなるためのことでございます。

それから基金繰入金、公共施設建設基金の繰入金でございます。5,698万8,000円でございます。

それと環境緑化基金の繰入金でございますが、これにつきましては平成元年12月でございます。開発指導要綱により寄附金6,028万6,000円を受領いたしました。その後、開発がされず、要綱に基づき返還をするため、積み立てた基金からそれぞれ繰り入れるものでございます。

一番最下段、老人入院看護料貸付基金繰入金でございます。1,000万円でございます。これは昨年12月議会で老人入院看護料貸付基金条例が廃止されたことによりまして、一般会計に繰り入れ、財政調整基金に積み立てるものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。款80諸収入でございます。項25収益事業収入でございます。1億7,000万円の減でございます。競輪事業組合、あるいは4市競艇事業組合の中で、売上げの減少に伴う配分金が減となったものでございます。

それから次に、項30雑入でございます。雑入の中で一番最下段、12月補正でモノレール関連の工事で道路拡幅に伴う高幡図書館玄関前の歩道、入口、擁壁の部分がセットバックされるということで、補償料をいただくことにより950万円計上いたしました。その後、水道工事等追加されまして、今年度中の工事完了が困難になりました。東京都と協議の結果、東京都の精算補償料の8割、882万4,000円を今年度に、残り220万円は10年度に補償料が変更されることになりましたので、それに伴う減額でございます。

次に38、39ページでございます。款85市債でございます。目10土木債でございます。それから目20の教育債につきましては、需用費のうち補助金等の変更に伴う市債の減額でございます。

目35減収補てん債でございます。地方債の補正追加のところでも御説明いたしました、利子割交付金の減収に伴うものでございます。8,000万円の補正でございます。

次に、40ページから歳出に入らせていただきます。

42ページ、43ページでございます。総務費でございます。補正額5億1,000万円ほどでございます。これは項5総務費の補正によるものでございます。項5総務管理費でございます。5億1,300万円でございます。これは目5一般管理費と、次のページの目30財産管理費の補正によるものでございます。目5一般管理費につきましては、職員手当で職員の普通退職8名の退職手当の増によるものでございます。節の説明欄、職員手当等1億6,900万円でございます。

次に、目30財産管理費でございます。3億9,300万円でございます。説明欄、節25積立金でございます。3億9,500万円の積み立てでございます。これにつきましては歳入のところでも御説明いたしましたが、一つは公共施設建設基金に5億円でございます。これは万願寺区画整理事業の保留地の処分金の関係を2億円、それから寄附金をそれぞれ積み立てるものとして5,958万3,000円、土地売払収入4,926万1,000円を積み立てるものでございます。

また、西豊田駅誘致事業基金条例の関係でございます。昨年12月15日付で理事者より議長宛に議案の撤回の申し出をし、御承認をいただきました。その後、東京都と継続協議をいたし、市有地の売却の見通しが立ちました。したがって、西豊田駅誘致事業基金2億円を減額して、公共施設建設基金に積み立てるものでございます。

46ページ、47ページをお願いします。下から2番目、目65諸費でございます。47ページの説明欄、公共公益施設費返戻金6,028万6,000円でございます。繰入金のところ御説明いたしました、開発指導要綱により受領した寄附金を返戻するものでございます。

次に52ページ、53ページでございます。款15民生費でございます。補正額1億6,984万4,000円でございます。これは下の社会福祉費、58ページの生活保護費の補正によるものでございます。目20心身障害者福祉費、中ほどでございます。1,000万円ほどの減でございます。これにつきましては説明欄、心身障害者福祉手当の人員が当初見込みより減となったことによるものでございます。

56ページ57ページでございます。目70国民健康保険事業費でございます。1億3,550万円ほどの補正でございます。これは国民健康保険特別会計において保険給付費の増に伴い、一般会計からの繰り出しがふえたものでございます。

58ページ、59ページでございます。中ほど、項15生活保護費でございます。これは先ほど御説明したところでございます。特に、目の10番、扶助費でございます。5,467万5,000円でございます。生活保護人員、世帯の増でございます。

次に70ページ、71ページをお願いいたします。款40土木費でございます。3億8,400万円ほどの減でございます。これにつきましては、次の72ページ、73ページでございます。項の20都市計画費、3億6,457万8,000円の減でございます。これは目の下から2番目でございますが、目15街路事業費と、目25、一番下段でございます下水道費、この補正によるものでございます。

特に街路事業費につきましては、節の公有財産購入費の説明欄、道路用地の買収費でございます。1億4,000万円ほどの減でございます。これは当初2億2,600万円ほど計上しましたが、補助金がすべて対象とならず、国庫補助事業の対象の取得をして翌年度に先送りをしたものでございます。

また下水道事業につきましては、繰出金2億500万円ほどの減でございます。これは下水道会計における、一つは維持管理費、公債費等の減、市債の使用料等の収入増、その他工事の差金等の事由によりまして繰出金が少なくなったものでございます。

次に86、87ページをお願いします。款50教育費でございます。目20幼児教育援助費でございます。1,574万1,000円の減でございます。これは対象人員の減によるものでございます。

少し飛びまして、90ページ、91ページをお願いします。目35図書館費でございます。1,000万円ほどの減でございます。これは歳入のところ御説明しました、12月補正で

お願いしたモノレール関連でございます。工事費そのものを翌年度に送るものでございます。

92ページ、93ページでございます。款55公債費でございます。2,295万1,000円の減でございます。これは当初、利子について1年分計上しておりましたが、借り入れ時期、利率等の変動によるものでございます。

款60諸支出金でございます。2,345万7,000円の減でございます。これは借り入れ実績により不用額となる見込みを減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第15号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、平成9年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第16号、平成9年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億3,966万円を追加し、歳入歳出の総額を、73億63万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（中里正市君） ただいまのこの予算、定例会の議案書のスタイルでない別刷の特別会計補正予算書の説明書で説明をさせていただきたいと存じます。

2億3,966万円を追加するものでございます。恐縮ですけれども、7ページをお開きいただきたいと存じます。ただいまの補正額の所要額のゆえんは、歳出の保険給付費が2億3,397万4,000円、4.6%既決額に対して増額をさせていただくゆえんから、歳入につきまして、その裏打ちを申し上げさせていただきます。

国民健康保険税につきましては2.3%アップ、全体の構成比は30.2%になります。

それから共同事業交付金、これが1,300万円余りふえまして、9,400万円余りになりますが、これは1件80万円以上の高額療養費に対して交付されてくるものであります。率としては、金額としては低いんでありますけれども、率としては16.8%アップです。

それから繰入金でございますが、ただいま一般会計で説明がございましたように、新たに1億3,300万円余りいただきまして、トータルで12億8,000万円余り、全体の17.5%を構成するに至っております。

それから繰越金につきましては、前年度の繰越額をこの期に及んで全部開かせていただいて充てるものでございまして、全体比に対しては2.5%に相当しております。

次に歳出でございます。歳出につきましては保険給付費、先ほど申し上げましたが、2億3,397万4,000円新たに加えさせていただいて、52億8,000万円余りになります。全体の構成比で言うと72.4%。それから老人保健への拠出金でございますが、これは減ではあります、18億円余りは、全体73億円余りに対して24.8%。この二つの費目をもって全体の97%を占める歳出の状況でございます。

それでは、続きまして8ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございますが、保険税が退職者分が若干、4,900万円ほどふえるに至りました。年度途中で一般から退職者への変動等があったものによる調定額の増でございます。

それから国庫支出金では、全体3,057万7,000円の減でございますが、主たる理由は目10の療養給付費等の負担金、特に老人保健拠出金等が1,500万円ほど当初より少なくなりまして、いずれも負担金額の決定による補正でございます。

次に10、11ページ。ここの療養給付費交付金でございますが、目5の療養給付費交付金、これにつきましては、退職者のゆえんは全体にかかる支出金に対して退職者に納めていただく税額相当を引いたものが基金から交付されてきてまして、これまた額の金額の決定見込みによる補正であります。

都支出金についても、これまた補助金額の決定による補正でございます。基本財政不足額のおよそ4分の1相当が交付されているものでございます。

それから12、13ページにつきましては、上の方が共同事業交付金でございますが、これは先ほど入りのところで若干申し上げましたが、これにつきましてはふえておるというゆえんでございます。交付金額の決定見込みによる補正でございます。

それから繰入金でございますが、繰入金につきましてもトータルで1億3,300万円余り補正をいただくわけでありまして、説明欄の節10の一番下段、その他一般会計繰入金分の増額がその主体でございます。およそここだけでは13.1%、補正前より多く工面させていただくことになりました。

それから繰越金につきましては、さっき申し上げたとおり全部開かせていただくことであります。

それから、次に歳出の部の方に入らせていただきます。18、19ページをお開きいただきたいと存じます。総務費につきましては200万円余りの減でございます、それぞれ所要額がはっきりしてきましたので、その差金の減額であります。国保の運営協議会関係についても88万円ほどの減をさせていただきます。

それから20、21ページでございますが、療養給付費でございます。これにつきましては全体で2億3,397万4,000円の増でございます、月平均4億4,000万円余りの所要額になりまして、その伸びている理由は被保険者の高齢化であるとか、あるいは医学医療技術の進歩、成人病などの慢性疾患の増加、それから受診機会の増等々が考えられるところでございます。

続きまして、一番下の方に出産育児一時金がございますが、これは990万円の減でございますが、当初見込み210人に対して産まれた方が177人であるという実績に伴う減でございます。

それから22、23ページ、ここは老人保健の拠出金でございますが、すべて見直し決定額に伴う補正でございます。

それから続いて24、25ページ。ここでは共同事業拠出金については290万円ほど減になっております。これまた都下43市町村で共同事業としてつくっている共同の基金へ拠

出するお金も、見通し額の決定に伴いまして補正減をさせていただくものでございます。

それから保健事業費につきましては、それぞれ差金をもって減額でございます。

それから続きまして26、27ページに移らせていただきますが、予備費をここでもって5,300万円補正増額をいただきますが、保険給付費の健康保険からの支払いは3カ月後でありまして、特にまだ1月分はこれから払うということから、保険給付費の1%前後はクッションとして不測の支出に備えるべきという行政指導等もございまして、備えをさせていただくことでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第16号、平成9年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第17号、平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計の補正予算（第3号）であり

ます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億4,412万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を37億6,506万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 議案第17号、平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億4,412万5,000円の追加をお願いするものでございます。

31ページをお開きいただきたいと思います。第2表の繰越明許でございませぬ。緑住まちづくり推進事業の国費につきましては、補助金の追加要望をしていたところでございませぬけれども、年度を繰り越してもということでございますので、明許繰越ということで、東光寺上第2地区埋蔵文化財発掘調査委託ということで3,300万円をお願いするものでございませぬ。

第3表債務負担行為でございませぬ。東町土地区画整理事業に伴いまして、水道施設について東京都の水道局と協議が整いましたので、日野市負担分について債務負担を行うものでございませぬ。期間につきましては平成10年から11年、限度額につきましては2億2,348万1,000円でございませぬ。

それから高幡土地区画整理事業に伴う業務委託でございませぬ。これにつきましては、事業認可の変更に伴いまして期間の変更を行っております。高幡土地区画整理事業に伴う業務委託、それから高幡土地区画整理事業水道施設整備事業につきまして期間の変更を行うものでございませぬ。平成5年度から平成9年度を平成5年度から平成12年度にするものでございませぬ。限度額につきましては変更ございませぬ。

36、37ページをお開きいただきたいと思います。国庫補助金につきましては、国庫補助金の額の確定により数字を整理させていただいたものでございませぬ。

38ページ、39ページでございませぬ。都の補助金でございませぬ。単独分につきましては、建物5棟分につきまして東京都単独分の補助がございましたので、増額補正をお願いしたものでございませぬ。

40、41ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては繰入金金の数字の整理を行っております。豊田南地区へ集めたものでございませぬ。

42ページ、43ページをお開きいただきたいと思います。平成8年度繰越金の全額を開

いたものでございます。

44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。保留地処分金でございます。万願寺土地区画整理の保留地処分金につきましては、当初22区画から7区画ということで処分ができなかったということで、6億5,900万円の減をお願いするものでございます。高幡につきましては、逆に保留地処分が比較的スムーズにいったということで増額補正でございます。平成10年度以降につきましては、処分について努力をしてみたいというふうに考えております。

それから46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。説明の方の組合助成金でございますけれども、建物移転等の減に伴います助成金の減でございます。それから万願寺地区の区画整理事業の業務委託料でございますけれども、これにつきましては建物移転等の減によるものでございます。それから建物移転補償料も、建物移転の減でございます。

48ページ、49ページをお開きいただきたいと思います。高幡区画整理費、13の業務委託料でございます。建物移転等の増に伴います補償費の増に伴うものでございます。

豊田南地区でございます。区画整理事業の業務委託料2億6,205万4,000円でございます。これにつきましても、建物移転の4棟の増によるものでございます。

50ページ以降、東町、それから西平山につきましては、事業に伴いまして数字の整理をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号、平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、平成9年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第18号、平成9年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市下水道事業特別会計の補正予算（第3号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ4,409万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を77億3,508万1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当参事より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） それでは議案第18号、平成9年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

ただいま、市長の方から提案理由の説明にもございましたとおり、歳入歳出それぞれ4,409万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ77億3,508万1,000円とするものでございます。

以下、詳細につきまして事項別明細書にて御説明申し上げます。恐れ入りますが、64、65ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございます。5款使用料及び手数料でございます。6,500万円の増額でございます。

次の10款国庫支出金並びに、次の66、67ページにかけてでございます。15款都支出金の増額でございます。これにつきましては、対象事業が当初計画より約1,882メートル増加したものでございます。

その下の20款繰入金につきましては、使用料の増収と、並びに最終事業費の減額によるものでございます。

次に68、69ページでございます。雑入でございますが、これは消費税の還付金でございます。使用料収入に対する消費税よりも建設等にかかる消費税の方が多ということから還付を受けるものでございます。

次に70、71ページをお開きいただきたいと思います。35款市債でございます。5目、下水道債でございますが、下水道債並びにその下の10目、一般単独費のそれぞれ減額と増額となっております。これにつきましては、当初予算では下水道債といたしまして、一般単独債を含めまして一括予算計上させていただいております。今回、一般単独債の目を新たに設けさせていただきまして、それぞれを分離いたしております。

なお、一般単独債でございますが、高幡不動尊の前の都道でございます。川崎街道でございますが、現在、東京都におきまして道路拡幅整備を実施しております。この工事と整合を図りながら、平成9年、10年の2カ年の債務負担で雨水管を埋設するものでございます。

続きまして、72、73ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。5目の総務費につきましては、職員給与等人件費の増額でございます。それから10目、維持費の減額でございますが、これにつきましては修繕費の減額でございます。当初予想いたしました修繕の発生件数が少なかったこと、それから委託業務の契約によります契約差金等でございます。あと10項の建設費、5目公共下水道の減額でございますが、これにつきましては、いずれも契約差金等でございます。

次に76、77ページをお開きいただきたいと存じます。10款公債費の減額でございます。これは下水道債の償還利子でございますが、平成8年度借り入れ分の借入利率が当初見込額より下がったための減額でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号、平成9年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、平成9年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第19号、平成9年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市立総合病院事業会計の補正予算（第3号）であります。

補正額は、収益的収支それぞれ1,859万6,000円を追加し、収益的収支の総額を43億1,085万1,000円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） 議案第19号、平成9年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

第1条総則は省略させていただきます。

第2条収益的収入及び支出でございますけれども、それぞれ1,859万6,000円増額させていただきまして、総額を43億1,085万1,000円とさせていただくものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますけれども、1,150万円減額させていただきまして、23億9,660万3,000円とさせていただくものでございます。

次に第4条関係、資本的収入及び支出でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額でございますけれども、2億1,142万7,000円を2億2,140万7,000円に改め、さらに建設改良費積立金を1億7,387万9,000円を1億8,385万9,000円に改めるものでございます。

次に82ページでございますけれども、資本的支出といたしまして998万円を増額し、2億6,046万9,000円とするものでございます。

それから第5条棚卸資産の限度額でございますけれども、8,659万6,000円を増額させていただきますまして、12億306万7,000円に改めるものでございます。

それでは、実施計画によりまして詳細を御説明を申し上げます。84ページ、85ページをお開きいただきたいと思います。まず収益的収入及び支出でございますけれども、そのうちの収入につきましては、外来収益単価を100円ほど上げさせていただきますまして、1,859万6,000円を確保するものでございます。

次に支出でございますけれども、医業費用の増額でございます。また給与費につきましては減額でございます。

目2の材料費につきましては、8,259万6,000円ほど増額をさせていただきます。これは薬品費並びに診療材料費に不足を生ずるための増額補正をお願いするものでございます。

経費につきましては、4,100万円の減額でございます。

それから減価償却費についても、1,150万円の減額とするものでございます。

次に86ページ、87ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。収入はございませんので、支出でございますけれども、建設改良費、新病院建設事業費の中の節、委託料でございますけれども、998万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、病院建設実施設計を一部見直しを行いましたので、追加業務費ということで998万円を増額するものでございます。御案内のとおり11、12月と一時ストップしまして見直しをいたしました。したがって、業務料を追加するものでございます。

欄外にございますように資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,140万7,000円は、過年度分の損益勘定留保資金から3,754万8,000円、及び建設改良積立金から1億8,385万9,000円を補てんするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号、平成9年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、平成9年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第20号、平成9年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市受託水道事業特別会計の補正予算（第3号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3億5,098万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を24億8,664万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当参事より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） 議案第20号、平成9年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3億5,098万9,000円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、98、99ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入でございます。5款都支出金でございますが、受託水道事業につきましては、事業にかかりますすべての経費を東京都が負担しております。今回、歳出予算の減額に伴いまして、5款都支出金3億5,098万9,000円を減額するものでございます。

続きまして100ページ、101ページをお開きいただきたいと存じます。5項水道管理費でございます。9,131万8,000円の減額でございます。これにつきましては、5目浄水費、10目配水費、15目給水費、それぞれ工事請負費の減額が主なものでございまして、工事契約の差金でございます。

次に102、103ページをお開きいただきたいと存じます。10項建設改良費でございます。2億5,967万1,000円の減額でございます。これにつきましては、当初予定されておりましたモノレール事業や、その他関連事業の中止、あるいは事業延伸によるための減額でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号、平成9年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第21号、平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計補正

予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計の補正予算（第1号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ659万円を減額し、歳入歳出の総額を4,353万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 議案第21号、平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

事項別明細書の112、113ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入、款の5の会費でございますが、当初予算で1万2,100人を見込んでおりましたけれども、34人分の減で減額をさせていただくものでございます。

款の10の繰入金につきましては、歳入歳出を精査の上、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次の114、115ページ、15の繰越金でございますが、実績によります減額でございます。

それから116ページ、117ページ、3の歳出でございます。款の5事業費、目5の共済見舞金につきましては、実績を勘案し、年度内を見込みまして減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号、平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後6時18分 休憩

午後7時03分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号、平成10年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第22号、平成10年度日野市一般会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は平成10年度日野市一般会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は448億8,800万円であります。前年度に比較して3億8,300万円、0.9%の増となっております。歳入は市税が66%を占め、次いで都支出金、国庫支出金等で構成されております。歳出においては民生費が32.8%、土木費が15.1%、教育費が14.6%、総務費が11.7%の順になっております。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 歳入歳出全般及び第2表債務負担行為、第3表地方債の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） それでは議案第22号、平成10年度日野市一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出の総額は448億8,800万円でございます。

第2条債務負担行為及び第3条地方債につきましては、それぞれ第2表、第3表により説明をいたします。

第4条一時借入金でございます。最高限度額は例年どおり50億円とするものでございます。

第5条歳出予算の流用でございます。各項に計上しました給料、職員手当及び共済費等の人件費に係る予算に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の項目の間の流用をあらかじめお認め願うものでございます。

それでは2ページ、3ページをお開き願います。第1表は歳入歳出予算について、款項別に予算額をお示しするものでございます。歳入歳出予算は前年度に比ばまして3億8,300万円、0.9%の増になっております。主な内容につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。第2表債務負担行為の補正でございます。

まず、たまだいら保育園仮園舎の賃借料でございます。これは市立病院の建て替えに伴い、仮園舎を借り上げるものでございます。期間につきましては記述のとおりでございます。施設の規模につきましては、重量鉄骨プレハブ2階建の、建築面積530平米の予定でございます。今年度当初予算に計上しております残りを限度額として債務負担行為とさせていただくものでございます。

次に都市計画道路3・4・14号線の橋梁工事でございます。これは一番橋の橋梁架け替え工事でございます。国庫補助を受けて行うものでございます。橋梁工事のみを5年間の債務負担をお願いするものでございます。用地取得、街路築造につきましては、単年度で歳出予算に計上をさせていただきます。

以下、土地開発公社にかかわる2件につきましては、例年のとおりの内容でございます。

次に第3表、7ページでございます。地方債でございます。これにつきましては、市民会館舞台照明設備工事以下8件につきましては、それぞれの事業についての所要の起債を予定するものでございます。ルール計算により積算したものでございます。

一番下の最下段でございます、減収補てん債でございます。市民税個人分の収入不足を補うため、起債が許可されるものでございます。

次に、事項別明細書の説明に入らせていただきます。12ページ、13ページでございます。歳入でございます。市税でございます。個人につきましては特別減税により前年度より下回ったものの、法人税、固定資産税、都市計画税が増加したことによりまして、

2.5%の増でございます。法人につきましては、大手26社の増減はあるものの、前年度の実績、9年度の決算見込額を計上させていただきました。固定資産税につきましては負担調整による増、家屋につきましては1,073棟の増を見込んだものでございます。

14ページ、15ページでございます。28入湯税でございます。16ページ、17ページをお願いします。補正予算のところで御説明申し上げましたが、今年度は年間の見込みでございます。

次に18ページ、19ページでございます。款10地方譲与税でございます。地方消費税導入に伴い、平成9年度は平年度化されていませんでしたので、消費譲与税が10年度から廃止になったことに伴う減でございます。

次に、款15利子割交付金でございます。低金利水準が続いており、東京都の交付見込額を計上するものでございます。

20ページ、21ページでございます。地方消費税交付金でございます。税制改正に伴い昨年度新設されました。今年度は平年度化されるために大幅な増額が見込まれます。金額は記載のとおりでございます。

26ページ、27ページでございます。款40分担金及び負担金でございます。これは節のところで、右側でございます。老人措置費負担金の増でございます。内容につきましては、特別養護老人ホームの入所者の増によるものでございます。

次に28ページ、29ページでございます。款45使用料及び手数料でございます。ここでは、30ページでございます。住宅使用料の減によるものでございます。

36ページ、37ページでございます。款50国庫支出金でございます。これは説明欄、節20児童福祉費負担金がふえております。これは保育所の運営の単価改正によるものでございます。そのほか節30、一番最下欄でございます。生活保護費負担金が大幅にふえていることによるものでございます。

款50、38、39ページでございます。項の10国庫補助金でございます。これは右側の節欄、節5でございます。心身障害者福祉費補助金のうち、心身障害者（児）ホームヘルプサービス事業が制度改正により対象人員の増による増でございます。また節10老人福祉費補助金のうち、中ほどにございます24時間ホームヘルプサービス事業、さらには下から6行目、痴呆性デイホーム事業、新規事業による増でございます。

40ページ、41ページでございます。目10衛生費国庫補助金でございます。これはごみ焼却施設ダイオキシン削減対策事業に対する補助金でございます。

目15土木費国庫補助金でございます。節、説明欄のとおり都市計画道路3・4・14号

線工事補助金でございます。新規事業に伴う補助金でございます。

目の20教育費国庫補助金でございます。節10、説明欄にあるとおり第八小学校校舎大規模改造・耐震補強工事。第七小学校につきましては第1期工事であります。新規事業に伴う補助金でございます。

次に44ページ、45ページでございます。款55都支出金でございます。これにつきましては、おおむね前年どおりですが、右側、節の15でございます。老人福祉費負担金が老人福祉手当受給者の増によりふえております。

次に46ページ、47ページでございます。都の補助金でございます。項10都補助金、下の方です。これもおおむね前年どおりでございます。

50ページ、51ページでございます。51ページ説明欄、上から8行目、24時間ホームヘルプサービス事業、下から18番目になります在宅介護支援センター運営事業費、新規事業によるものでございます。

次に58ページ、59ページでございます。項15委託金、目5総務費委託金でございます。ここににつきましては節20でございます。選挙費委託金。平成9年度は都議会議員選挙による委託金がありました。平成10年度につきましては、東京都知事選挙と参議院議員選挙が予定されております。これらのものに伴う増でございます。

66ページ、67ページでございます。款70繰入金でございます。前年度に比べまして大幅な減でございます。特に基金につきましては、毎年、過去、多額な繰り入れをしてまいりました基金も底をついている状況でございます。目的に沿った所要額を繰り入れるものでございます。項の10基金繰入金でございます。これにつきましては、公共施設建設基金繰り入れは下水道事業特別会計の繰り出しの一部に充当するものでございます。

次に70ページ、71ページでございます。款80諸収入でございます。これにつきましては、項25、一番下のところでございますが、収益事業収入。売り上げの落ち込みにより、平成9年度の配分見込額を見込んだものでございます。

74ページ、75ページでございます。款85市債でございます。これにつきましては、第3表で御説明させていただいたとおりでございます。

次に76ページ、77ページでございます。ここから歳出に入らせていただきます。

89ページをお開き願います。説明欄、下から8行目でございます。インターネット・ホームページ関係経費でございます。これはインターネット・ホームページを開設するもので、当面立ち上げる経費でございます。情報の量や内容によりまして、今後十分検討して、行政情報の提供をするものでございます。内容はこれから検討しまして、市の

概要、施設案内、あるいは生活案内、イベント情報、防災情報、こういうものを考えております。

93ページをお願いしたいと思います。最下段でございます。新選組イベント事業実行委員会補助金でございます。この秋、ふるさと博物館で市制35周年記念企画展でございます「日野新選組展」を実施する予定でございます。その時期に合わせて各種団体に呼びかけ、サブイベントによる講演会、パレード等を実施するものでございます。実行委員会に対する補助金でございます。

95ページでございます。説明欄の上から5行目でございます。市政経営懇談会事務経費でございます。これは市政全般にわたる経営感覚の導入と効果的な行政展開を図るため、市政経営懇談会を設置するものでございます。

また、その下、市民意識調査事務経費でございます。これにつきましては、基本計画の基礎資料として5年に1度実施するものでございます。

次に97ページでございます。中ほどの線のところ、事業別予算4でございます。(仮称)日野市役所市民課豊田駅連絡所の関係経費でございます。これは市立病院の建て替えに伴い、多摩平支所を本庁に統合する代替措置として連絡所を設置するものでございます。場所につきましてはJR豊田駅北口、多摩平二丁目1番地の1です。市有地でございます。施設の規模につきましては、土地305平米の中に、ここにはのりとか植栽がございます。建築通路部分210平米に82平米ほどの連絡所をつくるものでございます。

101ページでございます。上の方の10行目、線の上でございます。市民会館舞台照明設備整備工事でございます。特に節15につきましては、開設以来13年、機器の老朽化により、市民会館の大ホール、小ホールの舞台照明の改修を行うものでございます。

121ページまで飛んでいただきたいと思います。中ほどでございます。事業別予算7の中ほどでございます。たんぼぼの家建設費補助金でございます。たんぼぼの家は精神障害者の通所授産施設でございます。総事業費1億6,900万円の事業費に対しまして、補助金の残りを市としましては3年間で補助するものでございます。この2年目に当たります。

次に129ページをお願いします。事業別予算6番というのがございます。その上のところでございます。24時間巡回型ホームヘルパー派遣費でございます。これは平成12年施行の介護保険に先駆け、20ケースについて施行するものでございます。

それから6行ほど下になります。高齢者無料入浴デー補助金でございます。これはひとり暮らしの高齢者が無料で入浴サービスを受けるもので、月に今まで2回だったもの

を、制度を変えまして週に1回としたものでございます。

131ページでございます。下から12行目ぐらいのところでございます。高齢者民間家賃住宅斡旋・公的保証人制度の経費でございます。これは高齢者の住宅確保施策として実施するものでございます。住宅に困窮する高齢者に、宅地建物取引業を営む者の団体の協力を得まして、高齢者の居室を確保し、生活の安定を図るものでございます。

133ページでございます。中ほどでございます。保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料でございます。これは現在の保健福祉計画を見直すとともに、平成12年度から始まります介護保険について検討をするものでございます。

137ページをお願いいたします。上から3行目でございます。(仮称)多摩川苑建設費補助金でございます。これは社会福祉法人マザアスが特別養護老人ホーム建設に伴う土地、建物の着工金に対し、福祉事業医療団、社会福祉医療事業団、その他の金融機関から借り入れた返還元金を補助するものでございます。

その下でございますが、事業別予算9番、痴呆性高齢者デイホーム事業でございます。これは9年度より一部実施しているわけでございますが、旧保健所の跡、福祉支援センターで法人に委託し、事業拡大実施するものでございます。

事業別予算10番でございます。その下でございます。在宅介護支援センター経費でございます。これは在宅で介護をしている家族が身近なところで気軽に相談ができる、市の窓口に行かなくても必要なサービスが受けられるよう、24時間対応できる在宅介護支援センターを2カ所開設するものでございます。

149ページをお願いいたします。説明欄の一番上でございます。乳幼児医療費助成でございます。これは現行制度はゼロ歳児につきましては所得制限がございません。1、2歳児につきましては所得制限がございます。特に特例分と一般分の2本立てになっております。これを一本化して、一般分より特例給付分に所得金額を引き上げ、緩和するものでございます。

153ページをお願いいたします。アンダーラインのところの事業別の5番でございます。たまだいら保育園改築経費でございます。第2表債務負担行為で御説明をいたしました。市立病院の建て替えにより仮園舎を借り上げる初年度、今年度の負担分でございます。

157ページでございます。中ほどの線の上、学童クラブ整備経費でございます。さくら第一学童クラブの新築工事でございます。これは市立病院建て替えにより第六小学校校庭に移転するものでございます。軽量鉄骨プレハブ造でございます。平家建て、建築

面積は117.57平米でございます。

165ページをお願いいたします。下から15行目ぐらい、事業別予算3番でございます。健康診査事業経費でございます。これは各種健康診査事業を実施しておるわけですが、平成10年度につきましては、特に高齢者検診をふやして内容を充実するものでございます。

169ページをお願いします。一番下の部分でございます。環境基本計画策定経費でございます。これは平成8年度から進めておるわけでございます。平成10年度に完了するものでございます。平成10年度は、百人委員会など多数の市民参画を予定しておるものでございます。

175ページをお願いいたします。上から10行目ぐらいのところでございます。資源物収集運搬委託料でございます。これは資源ごみ420カ所のうち60カ所について、月2回収集を週1回収集にするものでございます。

その何行か下ですけれども、不燃ダストボックス協びん回収業務委託料でございます。その2となっております。既にモデル地区については行っているわけですが、びん回収3,000カ所のうち1,500カ所で実施するものでございます。

この二つの事業につきましては、ごみゼロ運動を進めるため、徹底したリサイクルと分別収集にかかる経費を計上するものでございます。範囲の拡大、充実を図るものでございます。

179ページでございます。中ほど、8番でございます。ごみ焼却施設ダイオキシン削減改善対策経費でございます。これは4年計画の事業で、総工事費は16億円ほどかかります。5年以内にダイオキシンを1.0ナノグラム以内にするもので、平成10年度につきましては、ごみ焼却施設の焼却改善工事を実施するものでございます。

199ページまで飛んでいただきたいと思います。線の上でございます。(仮称)豊田駅北第5駐輪場整備工事でございます。これは富士電機と西友ストアの間の市道に収容台数350台の駐輪場を設置するものでございます。土地500平米につきましては富士電機から無償貸与を受けるものでございます。

205ページでございます。一つは事業別予算8番、まちづくり計画経費でございます。日野本町四丁目駅周辺地区密集事業測量調査委託料でございます。その下、百草谷戸地区地区計画現況測量調査委託料でございます。この二つにつきましては、地区計画予定区域内の地区施設の整備を行うため、現況測量を行うものでございます。

また、その下の緑の基本計画(その2)策定調査委託料でございます。これは平成9

年度に引き続き、日野市における緑地の保全及び緑化に関する計画づくりの市民参画を進めていくものでございます。最終報告と市民公開用の計画書を、パンフレットを作成するものでございます。

それから中ほど、28繰出金でございます。土地区画整理事業経費でございます。土地区画整理事業特別会計に対する繰出金でございます。これは対前年度より大幅に減でございます。しかしながら、特別会計におきまして、限られた予算の中で各地区のテーマに沿ってメリハリをつけて、効率的な事業を進めるものでございます。一般会計からの繰り出しでございます。

それから10行ぐらい下がりにまして、都市計画道路3・4・14号線築造経費でございます。これは一番橋架け替えと都市計画道路3・4・14号線を整備するものでございます。

一番下欄でございます。下水道事業特別会計繰出金でございます。これはやはり対前年度に比べて大幅に減となっております。しかしながら、特別会計におきまして、浅川処理区を中心に効率的な管渠の整備を進めるとともに、供用開始地区の下水道使用料切りかえを促進するものでございます。

207ページでございます。下の方でございますが、平山緑地整備費でございます。これは平成7年度に都市計画決定された3.8ヘクタールの樹林地で、2,461平米を買収するものでございます。残りにつきましては11年度計画をしているところでございます。

209ページでございます。下から10行目ぐらいですか、事業別予算3、市制35周年記念コスモスクエア事業でございます。これは浅川のふれあい橋付近にコスモスを植え、整備するものでございます。

次に地籍調査事業経費でございます。平山六丁目地内地籍調査（その2）委託料でございます。これは平山六丁目地内ですが、平山園でございます。現地と公図が著しく違っておりまして、市道移管、平山緑地の境界、崖崩壊地の明示など復旧を目的として、国土調査法による地籍調査を行うものでございます。

211ページでございます。住宅建設費、下の方でございます。第一東光寺団地市営住宅建設建替経費でございます。これは昭和38年に建設をした市営住宅で、平成11年から15年まで3期に分けて建て直すものでございます。総工事費14億5,500万円、48戸を68戸にするものでございます。中には身障住宅2戸を含むものでございます。この第1期の設計をするものでございます。

217ページをお願いいたします。下の方の中ほどからちょっと下、6番でございます。自主防災組織育成事業費でございます。これは平成9年度に2団体、平成10年度には5

団体の自主防災組織を支援するものでございます。

231ページをお願いいたします。下から5、6行目のところです。教育用パーソナルコンピュータ借上料でございます。これは文部省のパソコン整備計画により、小学校1校22台で80台を入れるものでございます。

239ページでございます。中ほどでございます。日野第七小学校校舎大規模改造・耐震補強工事でございます。これは平成10年度から12年まで3年間で実施するものでございます。1年目に当たります。

(5) 日野第八小学校校舎大規模改造・耐震補強工事でございます。これは平成8年から10年まで3年間で実施するものでございます。3期目でございます。

その下でございます。(7) 小学校給食室改修経費でございます。これはドライ方式で改修するもので、168平米でございます。

243ページでございます。中ほどでございます。教育用パーソナルコンピュータ借上料でございます。これは小学校と同様、文部省のパソコン整備計画により中学校に56台を入れるものでございます。

それから、そのずっと10行目ぐらい下でございます。部活動外部指導員謝礼でございます。これは中学校全校に部活動外部指導員を配置するものでございます。

251ページをお願いいたします。上の方でございますが、4番でございます。第一幼稚園移転経費でございます。これは市立病院建て替えに伴いまして、第六小学校の教室を改造するものでございます。

263ページでございます。一番上の欄でございます。市制35周年記念でございます企画展「日野新選組展」でございます。これは平成10年度企画展として、日野にゆかりのある新選組を取り上げ、その誕生から滅亡までの解説展示をするものでございます。関係経費でございます。

267ページでございます。下から14、15行目のところでございます。中央図書館障害者サービス室設置及び空調修繕料でございます。これは図書館の2階のギャラリーの部分に集会室を移転して、障害者サービス室をつくるものでございます。

275ページでございます。下から9行目でございます。(仮称)万願寺グラウンド経費でございます。これは二十一小予定地、万願寺でございますが、1万1,000平米の中に不足している少年野球場を整備するものでございます。

277ページでございます。上から3行目から5行目です。これは施設の効率的な利用を図るために、多摩平テニスコートに6面の中に4面、ナイター設備を設置するもので

ございます。

次の278ページでございます。公債費でございます。説明欄、中ほどでございます。減収補てん債償還元金でございます。6年度に借り入れた元金の償還が始まるものによるものでございます。減収補てん債として23億7,000万円ほど借りたものが、10年度に償還が出てくるものでございます。

次の282ページ以降につきましては、附属資料がついております。内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 先ほど所信表明のときに、財政構造改善のことについて聞き落としましたので、予算全体にかかわる問題ですので、この際お聞きしておきたい思います。

所信表明の中で、財政構造改革の影響額が3,000万円程度にとどまりましたというふうに触れているんですけども、この内容ですね。それから市民生活への影響等々について、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 財政構造改革の影響につきましては、社会保障を含めかなりの面で国の方も歳出予算を減らしておりますので、私どもの方の関係で試算をいたしますと、およそ3,000万円でございます。

いろいろと件名がございますので——（「主にどんなことですか」と呼ぶ者あり）、ちょっとお待ちください。

特には保険事業がございます。国の負担金、それからこの保険事業につきましては基本額の削減でございます。特に市といたしましては、ここで1,875万円ほどでございます。それから国の負担金が落ちたもの、これに付随して都の負担金、これが決まっている部分がございますので、いわゆる国費、都費ということで補助金の影響が出ております。具体的には、国保事務費の関係で195万円。それから休日準夜診療、これが314万9,000円、保険事業1,875万1,000円、それから女性の健康づくり推進2万8,000円等々でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 財政構造改革、3,000万円の影響額だということなんですけれども、2003年までに赤字国債をゼロにするということで、とりわけ今後3年間にわたっ

て、医療・福祉を中心に補助金のカットが続くというふうに思うんです。自治体と市民生活にとって極めて重大な影響を与えるのではないかとこのように思うんですが、市長自身は、この政府の財政構造改革に対してどういふような姿勢を持たれているのかということについて、所信表明では触れられていませんでしたので、大変だという程度で、「(「予算委員会でやれよ、付託されるんだから」と呼ぶ者あり) いや、基本、全体にかかわることですので、予算全体にかかわることですので、基本的な立場を聞いておきたいと思うんです、予算委員会の前に。

○議長(馬場繁夫君) 市長。

○市長(馬場弘融君) 市の予算に影響のあるものについては、マイナスの影響のあるものについては特に強く国に対して要望を出していきたい、このような認識であります。

○議長(馬場繁夫君) 中谷好幸君。

○11番(中谷好幸君) 私、この財政構造改革というのは本当に、何ていうのか、橋本内閣の失政というか、本当に矛盾に満ちたものだというふうに思うんですね。

これはきょうの新聞なんですけれども、アメリカのワシントンポストが社説を掲げて、「日本の言いわけ」ということで、今の日本の橋本内閣のやろうとしていることは与党と大蔵省以外のだれも支持しないと。反対しているんだというようなことを言っているんですけれども、2000年までに予算をカットしていく、歳出をカットしていくということなんですが、銀行救済、支援策に30兆円だとか、あるいは予算を審議しているのに、もう補正予算で新たに10兆円の公共事業をばらまこうというような計画が出てきているんですね。本当に一貫性のない、みずから決めたことも守れないような、こういう、ただ自治体の補助金のカットされるだけではなくて、本当に国民生活全体が、こういうことを許していたら大変なことになるというような政府の方針じゃないかと思うんです。

そういうふうなことも含めて、しっかりとした見解を持ってほしいと思っているんですけれども、そういうような点については市長の姿勢はいかがでしょうか。

○議長(馬場繁夫君) 市長。

○市長(馬場弘融君) もう一度申し上げますが、私ども自治体にマイナスの影響が出るようなものについては、強く国に意見具申、要望を出していきたい、このように考えているものであります。

○議長(馬場繁夫君) 中谷好幸君。

○11番(中谷好幸君) 結構です。予算委員会でもう少し詳しく聞きたいと思います。

○議長(馬場繁夫君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第22号、平成10年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第23号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算、議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第23号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市国民健康保険特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は74億6,743万9,000円であります。前年度に比較して4億2,092万7,000円、6%の増となっております。

議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は29億1,793万5,000円であります。前年度に比較して5億7,000万8,000円、16.3%の減となっております。

議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市下水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は65億3,742万2,000円であります。前年度に比較して6億4,543万5,000円、9%の

減となっております。

議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市受託水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は26億8,928万8,000円であります。前年度に比較して1億3,335万円、4.7%の減となっております。

議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市老人保健特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は86億970万7,000円であります。前年度に比較して1億6,154万4,000円、1.9%の増となっております。

議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は5,132万円であります。前年度に比較して119万5,000円、2.4%の増となっております。

議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市立総合病院事業会計の予算であります。収益的収支及び資本的収支の予定額は44億5,267万円であります。前年度に比較して1,171万7,000円、0.3%の減となっております。

以上7議案の詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（中里正市君） それでは5ページをお開きいただきたいと存じます。ただいま理事者の御説明のように、対前年度比6%アップであります。74億6,743万9,000円でございます。一番上の入りの保険税につきましては5.4%の伸び。

その前に加入者の状況を申し上げます。一般被保険者は3万6,400人、退職者等の被保険者は6,800人、合わせて4万3,200人の被保険者。一方、世帯数でありますけれども、一般については2万650世帯、退職者等の世帯は3,150世帯、足して2万3,800世帯でありまして、対前年度比、加入者におかれては2.9%、1,200人増、世帯にありましては4.4%アップの1,000世帯アップでございます。

歳入の主なものとしては、もとより保険税が30.4%、国庫支出金が27.6%、療養給付費交付金が20.3%、繰入金が17.0%、前年度より10%アップさせていただきます。こう

して都合、総額の歳入額であります。

歳出であります。総務費が1.1%、前年度より8.4%増となっております。保険給付費が6.2%アップで、構成比71.6%。15の老人保健の拠出金、5.3%アップの構成比26.1%。以下、共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金、予備費でありまして、総額、歳出は74億6,743万9,000円でございます。

それでは、次に6ページ以降で御説明を申し上げます。6ページ、7ページでありますけれども、主要な歳入であります国民健康保険税について申し上げます。一般の分は2万650世帯で、1世帯当たり9万4,947円の調定額を基礎とします。それからお1人当たりでは3万6,400人でありまして、5万3,864円を調定額の見込みとしております。収入額は92%であります。

それから退職者の分につきましては、3,150世帯、6,800人分の、1世帯当たり12万3,093円。お1人当たり、6,800人に対しまして5万7,021円を調定額の背景としております。

それから款10国庫支出金であります。ここにつきましては、いわゆる国が40%を交付されるものでございまして、療養給付費、あるいは老人保健拠出金の負担金に対する所要額の計上でございます。

国庫補助金等につきましては省略させていただきます。

それから8ページ、9ページ、ここは療養給付費交付金でございまして、6,800人の退職者の方々の総医療費に対して、その方々から納めていただく税金を引いたものが支払基金から交付されてくるものでございます。

都支出金はおおむね、都と区の関係を都下にも及ぼしていただくということで、財政上の不足額の4分の1を持っていただく内容でございます。

それから次に10ページ、11ページ、共同事業交付金であります。これは高額療養費に備えてできている基金から入ってくる、交付率80%が入ってくる内容でございます。

繰入金でございます。先ほど申し上げましたが、トータルでは前年度対比10.4%アップであります。保険基盤安定繰入金、それから節10の一般会計繰入金であります。その他の一般会計繰入金については11億円余りでありまして、前年度よりふえております。

それから12、13ページは省略させていただきます。

14、15ページ、ここも取り立てて、平年度並みであります。省略します。

歳出、16、17ページ。総務費については前年度比アップであります。当該市は2年に一遍の保険証の切りかえ等がありますから、その印刷費や郵送費のゆえんから高くな

らせていただきます。

それから徴税費については、若干、国保賦課徴収の計算事務委託料を遡及する部分も組み込みたいということで、若干アップをさせていただきます。

運営協議会についてはごらんとおりでございます。

それから18、19ページ、ここは保険給付費でございます。一般被保険者の療養給付費から始まりまして、いずれにしましても国保が7割を保険者として持ちます。御本人3割です。それから退職者については7.7%を国保で持つというのは、入院については御本人が2割ですけれども、通院については3割負担だとかいうことで、こういうかげんになっております。

それから高額療養費、一番下でございますが、これについてはたびたび御説明しているように、次のページに積算根拠が備考欄にございます。毎月2億9,000万円余りの出ている経過に12カ月を掛けた相当費でございます。

葬祭費以下は前年度ベースであります。件数がやや、葬祭費については480件であったものが530件に、物故される方がどうしてもふえていますから、ふやさせていただいています。出産育児一時金については210人から170人に減らさせていただいています。以下、御説明は省きます。

続いて22、23ページ、ここは老人保健の拠出金であります。いずれにしましても老健は各保険者の拠出金でもって成り立っておりますので、基金の方から所要の積算された額を保険者としてお支払いする、例年的なレベルでの歳出でございます。

24、25ページにつきましては、共同事業拠出金のうちの高額療養費相当分の拠出金であります。これも例年レベルの背景でもって予算措置をさせていただきます。

保健事業費につきましては、前年度より7.7%減額になっておりますが、備考欄のとおりそれぞれ、例えば印刷製本費は「日野市の国保」を年2回発行したものを1回にして、それから及んで、委託料も新聞折り込みが2回が1回になります。しかし、人間ドックについては180人分の予算計上とさせていただきます。

次の26、27ページにつきましては、御説明を割愛させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君）　　議案第24号、平成10年度の日野市土地区画整理事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成10年度の土地区画整理事業につきましては、各地区の状況に応じまして、めり張

りをつけた事業を行ってまいりたいというふうを考えております。

豊田南地区につきましては、駅前の整備促進を図ってまいりたいというふうを考えております。都市計画道路の3・4・19号線に着手をいたします。

万願寺第二、東町地区につきましては、都市計画道路3・4・8号線、モノレール路線でございますけれども、道路築造等を行い、整備を行ってまいります。

高幡、万願寺地区につきましては事業の早期完了と、それから高幡駅前の整備促進を図ってまいります。

西平山地区につきましては、長沼橋等のアクセス道路について計画をしております。

これらの財源につきましては、国・都の補助金をなるべく確保いたしまして、保留地処分金の前倒し、東京都新都市建設公社の立てかえ金等の導入を行いながら事業を進めてまいりたいというふうと考えております。

38、39ページをお開きいただきたいと思います。国・都の補助金でございます。これはできるだけ確保した結果でございます。

42ページ、43ページをお開きいただきたいと思います。万願寺の保留地処分でございます。3,322平米、高幡951平米、豊田南702平米の保留地をそれぞれ処分をしていきたいと考えております。これらを処分し、事業費に充てていきたいというふうと考えております。

44、45ページをお開きいただきたいと思います。一般管理費の組合助成金でございます。平成10年度末での組合施行9地区の執行率でございますけれども、事業認可ベースで37%の執行率になります。

それから46、47ページ以下につきましては、各地区の事業の進捗率を申し上げまして説明にかえさせていただきます。46、47ページ、万願寺地区でございます。平成10年度末で91.89%の進捗率でございます。

高幡地区でございます。平成10年度末で63.14%でございます。これは道路、それから建物等につきましては、ほとんど95%以上の進捗率というふうになっております。

48ページ、49ページをお開きいただきたいと思います。豊田南地区でございます。平成10年度末で19.63%の進捗率でございます。

万願寺第二地区でございます。平成10年度末で13.29%の進捗率でございます。

50ページ、51ページでございます。東町地区につきましては、平成10年度末で12.02%でございます。

西平山地区につきましては、平成10年度末で2.84%という進捗率になる予定でございます。

ます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） 議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

恐れ入ります、74、75ページをお開きいただきたいと存じます。使用料でございます。使用料につきましては、現在、水洗化率約58%、3万9,400件の使用料を見込んでおります。

次の国庫支出金並びに次ページの都の支出金でございます。いずれも工事に対する補助金でございます。補助事業につきましては、延長1万66メートルを予定しております。

次に80、81ページをお開きいただきたいと存じます。市債でございます。市債につきましては、下水道債につきましては、公共下水道管渠埋設関係と流域下水道建設関係でございます。また一般単独債でございますが、一般単独債につきましては都道拡幅工事に伴います雨水管の埋設でございます。

続きまして84、85ページをお開きいただきたいと思っております。建設費関係でございます。建設費関係の中の説明欄の13節の委託料の中に、浅川処理区管渠埋設委託というのがございます。これにつきましては、新都市建設公社の方へ業務委託をいたしまして管渠埋設を行うものでございます。委託規模につきましては約5,269メートルでございます。

また、15節の工事請負費でございます。浅川処理区管渠埋設工事でございます。これにつきましては市が直接事業を行う分でございます。事業規模につきましては4,797メートルでございます。

続きまして88、89ページをお開きいただきたいと思っております。公債費でございます。これは平成9年度末の償還元金と、平成10年度の借入額に対します償還でございます。

以上が下水道特別会計の説明でございます。

続きまして、議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、108、109ページをお開きいただきたいと存じます。諸収入でございます。諸収入につきましては、下水道使用料徴収事務委託金でございます。東京都と日野市長との協定に基づきまして、水道料金と合わせて下水道料金を徴収するための委託金でございます。ちなみに3万9,900件が該当しております。

続きまして110ページ、111ページをお開きいただきたいと存じます。歳出関係でござ

います。配水費の関係でございます。前年度比15.8ポイントの増額になっております。これにつきましては15節の工事請負費の増額でございます。これまで、この後から出てまいります10項の建設改良費というのがございます。その工事の中に組まれておりました工事が、東京都の方針によりまして一部配水費に組み替えがされたためでございます。

次に112、113ページをお開きいただきたいと思います。給水費の関係でございます。この中の13節委託料でございます。委託料及び15節の工事請負費がそれぞれ増額になっております。委託料につきましては、水道の年間配水量の約7から8%が漏水で消えております。そういったことで、その漏水の調査と、また修理に対します予算が増額となっております。工事請負費につきましては、給水管の漏水防止と、また耐震対策といたしまして、給水管のステンレス化を進めるための増額でございます。

以下、例年と変わっておりません。

次に114、115ページをお開きいただきたいと存じます。建設改良費でございます。対前年度比37.8ポイントの減額でございます。これは配水費の中で御説明いたしましたとおり、東京都の方針によりまして、工事費が一部組み替えられたというものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

事項別明細書の132ページ、133ページをお開きいただきたいと思います。132ページ、2歳入でございます。款の5支払基金交付金でございますが、このページ以降、国庫支出金、都支出金、136ページ繰入金、一般会計繰入金がございます。これらはいずれも歳出の療養給付費等に充てるため、老人保健法に基づきまして、負担割合により計上いたしておるものでございます。

次に140ページ、141ページをお開きいただきたいと思います。3の歳出でございます。款の5医療諸費のうち、5目の医療給付費につきましては、受給者を1万3,313人ということで見込んでございます。これは前年度より753人の増となっております。主なものでございます。

次の142、143ページは、特に前年と変化はございません。

続きまして145ページでございます。議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の御説明をさせていただきます。

事項別明細書150ページ、151ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入でございます。款の5会費でございますが、説明欄でございますように1万2,800人を見込んでございます。前年度に比しまして700人の増を見込んでおります。

下段の10款繰入金は、会費で賄い切れない部分の一般会計からの繰り入れでございます。

次に154ページ、155ページ、3の歳出でございます。款の5事業費でございますが、項の5の事務管理費につきましては、通常の事務経費でございます。項の10事業費でございますが、見舞金の計上でございますして、前年度に比べて2.4%の増を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） それでは議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算について御説明をいたします。

恐れ入りますが、別冊になっておりますので、よろしく願いをいたします。

第1条総則は省略させていただきます。

第2条が業務の予定量でございます。病床数には変化はございません。年間の患者数を、入院につきましては4万7,450人、外来につきましては18万3,750人、1日平均いたしますと入院が130人、占床率80%を目標にいたしております。外来につきましては1日750人を想定をいたしております。

第3条収益的収入及び支出でございますけれども、前年対比2.7%の増でございます。43億2,887万6,000円となっております。

次に第4条でございます。資本的収入及び支出でございます。資本的支出に対し不足する額でございますけれども、ここに掲げてございますように、留保資金及び建設改良積立金により補てんをするものでございます。

それから第5条が、議会の議決を経なければ流用することができない経費を掲げたものでございます。給与費、交際費、食糧費、掲載のとおりでございます。

それから第6条が他会計からの補助金でございます。収益的収支並びに資本的収支に対する一般会計からの補助金でございますして、7億531万4,000円、前年対比で900万4,000円の増となっております。

第7条が棚卸資産の限度額を定めたものでございます。

次に実施計画で説明をさせていただきます。恐れ入ります、4ページ、5ページをお

開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の収入でございますけれども、入院につきましては1日当たり3万3,000円を予定させていただいております。外来につきましては1日当たり9,200円ということで、医業収益全体で前年対比2%増を見込んでいます。

項2の医業外収益でございますけれども、前年対比5.3%増。この中で目2都補助金でございますけれども、1ベッド当たりの補助金を5万円アップの130万円と見込んでございます。

3の負担金交付金につきましては、一般会計からいただく負担金でございます。前年対比3,941万3,000円の増となっております。

次に6ページ、7ページ、実績による計上でございます。

次が8ページ、9ページでございます。支出でございます。まず医業費用のうち給与費でございますけれども、2.6%の増でございます。給料は2%減、手当は0.9%減となっておりますが、委託・パート化等の進めによりまして、賃金が47%ほど増というふうになっております。医業収益に対する給与比率は72.3%でございます。

次に目2の材料費の関係でございますが、2.4%の増でございます。医業収益に対する材料費比率は33.9%となっております。

次に10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。目3の経費でございます。6.7%の増ということになっておりますが、特に委託料、借上料等で、コンピューターの入れかえに伴う費用、さらには医事業務の委託を進める費用等の増になっております。医業収益に対する経費比率は17.8%でございます。

次に12、13ページでございます。特に説明するところはございません。

それから14ページ、15ページも実績による費用を計上させていただきました。

次に16、17ページでございます。資本的収入及び支出でございます。収入につきましては一般会計からの出資金のみでございます。これは企業債償還分の3分の2を出資いただくものでございます。

次に支出でございますけれども、特にここで申し上げるところは、新病院建設費のうち委託料がでございます。平成10年度におきましては、運営システムの実施設計の業務委託、それから幹線市道Ⅱ-47号線、病院建設予定地に取り込む道路でございますけれども、この測量委託等を予定しているところでございます。

目2の改良費、それから3の有形固定資産の購入費、これは医療機器等の購入でございますけれども、建て替えが近こうございますので、1,000万円減の5,000万円としてい

るところでございます。

資本的収入及び支出の中で不足する額については、一番下欄に掲げてございますように1億1,514万6,000円となりますが、留保資金と建設改良積立金で補てんをするものでございます。

次ページ以降、関係書類、損益計算書等を添付してございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第23号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算、議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第30号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第30号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年6月27日付、議案第67号にて議決され、後に平成6年3月31日付、議案第29号にて変更議決されました日野都市計画事業高幡土地区画整理事業について事業計画の変更が生じたため、業務委託契約の一部変更について提案するものであり

ます。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 議案第30号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について御説明を申し上げます。

東京都新都市建設公社と締結をしております業務委託契約の変更でございます。変更の理由につきましては、区画整理事業の事業計画の変更により施行期間を変更したためでございます。変更内容につきましては、平成10年3月31日までの委託期間を、平成13年3月31日までとするものでございます。

2ページの方をお開きいただきたいと思います。契約内容につきましては、1の委託件名、2の契約金額、3の契約の相手方、変更ございません。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設

の整備に関する協定の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第31号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定について、東京都公営企業管理者である東京都水道局長と締結するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 議案第31号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について御説明を申し上げます。

東町の土地区画整理事業区域内の水道施設につきまして、東京都水道局の方と協議が整いましたので、協定の締結を行うものでございます。事業名につきましては記載のとおりでございます。概算工事費につきましては、3億6,498万1,000円でございます。うち日野市負担分といたしまして2億2,348万1,000円でございます。負担率につきましては、日野市負担60%、都負担40%になります。事業期間につきましては、協定の締結の翌日から平成12年3月31日まででございます。協定の相手方については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第31号日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件は、建設委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都児童育成手当に関する条例の改正により、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

児童育成手当は東京都と同様の規定を設け、都の全額負担による制度でございます。このたび東京都が児童扶養手当法の規定に準じて条例改正をいたしますので、提案理由でも申し上げましたとおり、合わせて市の条例を改正するものでございます。

改正内容につきまして新旧対照表で御説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。新の方でございます。第3条に用語の定義として2項を加えるものでございます。ここでは「婚姻」、「配偶者」、「父」につきまして、事実上婚姻関係と同様の事情にある、あるいはあったことを含むとした用語の定義でございます。

第4条でございます。第4条の2項につきまして、2項の1号につきましては内容の変化はございません。支給しないという文言を前文に出したということでございますので、1号については実質的な変更はございません。

その次の2号でございますけれども、これにつきましては、特定の施設に入所している場合は支給をしないという定めでございます。内容的には、児童の援護等が国または地方公共団体の負担において行われている施設、こういった施設を規則で定めるということでございます。

それから次の3号でございますが、3号につきましては、用語の定義との関連もございしますが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は支給しないというふうに定めるという内容のものでございます。これが6ページにまでわたっております。

3ページの付則でございますけれども、この条例は平成10年4月1日から施行すると

いうこと。それから2といたしまして、改正の内容につきましては平成10年6月以後の適用とする経過措置の定めでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。清水登志子君。

○2番（清水登志子君）　児童育成手当条例の改正についてちょっとお尋ねしたいことがあります。現行の制度では、支給対象は父親か母親が死別している、重度の障害を持っている、もしくは父母が婚姻を解消した場合に、児童を扶養している保護者となっている場合に支給されるということで、所得以外には支給制限の規定は特にはないのですが、今回、父か母が婚姻の届け出を出していないけれども、事実上婚姻関係にあると認められた場合には支給をしないということなんです、この事実上婚姻関係があると認めるというのは大変難しい問題だと思うんですけども、どのような基準で判断をされるのか、お聞かせください。

○議長（馬場繁夫君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　まず御説明の冒頭で申し上げましたように、本改正につきましては児童扶養手当法の改正に――改正といいますか、児童扶養手当法の現行制度に準じての東京都との改正でございまして、その事実上婚姻関係にある状態の把握が難しいというお話でございますけれども、それにつきましては今後、住民基本台帳、あるいは他の公の公簿等で確認をする。また本制度、6月に現況届という様式のを提出していただいておりますので、こういった際にこの状況を把握をしていくという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　清水登志子君。

○2番（清水登志子君）　公的な書類では、事実上婚姻関係にあるかどうかというのは確かめられないと思いますので、実際には現況届を提出された場合にどういう判断をされていくかということだと思うんですけども、そうなりますと、現況届を提出する際、もしくは申請をする際に、人権侵害やプライバシーにかかわるようなことまで、必要以上のことまで聞かれるという事例も出てくるのではないかと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　住民基本台帳につきましては、婚姻ということでなく、同居等の表示もあるわけでございます。それから先ほど申しました児童扶養手当につつま

しては、現行、事実上婚姻関係にある状態の者は対象としておりませんので、それらとの整合と申しますか、そういうこともあるわけでございまして、それからお話のございました、現況届の際のプライバシーとの関係の危惧でございますけれども、そのようなことのないように十分配慮をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君、これは厚生委員会に付託されますので、厚生委員でありますので、具体的には厚生委員会の中で審議していただけますか。（「もう一つだけ」「そうだ、委員会でやれ」「議長に制約する権利はない」と呼ぶ者あり）

清水登志子君。

○2番（清水登志子君） もう一つだけお尋ねしたいんですけども、今回の改正は市独自の判断によるものでしょうか。それともほかからの指導が入っての改正なんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 冒頭でも申し上げましたけれども、東京都の全額の財源で、都の条例同様で市の条例を設置して実施をしておりますので、東京都の改正に伴っての改正でございます。（「そう言ってるだろう、最初から」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 細かい具体的なことについては、できれば厚生委員会でやっていただくように協力していただきたいと思うんですけども。（「質問したら答弁をよく聞いてなくちゃだめだよ」と呼ぶ者あり）清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 確認をさせてください。それでは、都からの指導があったということですか。（「指導じゃないって言ってるんだよ、何を聞いているんだよ。よく説明してやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 都の制度に準じて市で実施をしておりますので、都の改正によつての改正でございます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。森田美津雄君。（「厚生委員じゃないのか、おかしいじゃないか」「おかしくないよ」と呼ぶ者あり）

○13番（森田美津雄君） 問題点の整理で、一つだけ言わせてもらいます。これは、児童育成手当の支給ということを減らすことということが先に眼目としてあって、その立場でやっぱり運用をこういうふうにつくってきていると思うんですね。中身は、やっぱ

り事実婚かどうかという点は明文規定がなく非常に危険なんです、判断が。だから慎重に扱わなければいかんということと、それから場合によっては人権侵害、プライバシーの侵害が頻繁に起こることがありますので、やはり福祉部長も十分この点をしっかりと検討しておく必要があると思うんですよ。これは政府予算案から出てきているんですよ。これをそのまま市に、このままの形でなだれ込んだら、大変な人権侵害が起こる可能性がありますよ。そういうことを申し上げておきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより報告第1号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 報告第1号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について申し上げます。

本報告は、消防団の車両事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 報告第1号、専決処分の内容について御説明を申し上げます。

本件は平成9年7月17日、消防団団員が応急救護訓練のため日野消防署に向かう途中、日野市神明二丁目8番地先交差点内における車両事故によるものでございます。

相手方は多摩平六丁目41番地の3、高橋義雄様でございます。

損害賠償につきましては6万1,140円で和解が成立いたしましたので、平成9年12月24日、専決処分したものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって報告第1号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第10-2号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-2号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第10-3号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10-4号、介護保険制度の準備・施行に関する陳情、請願第10-5号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-3号、請願第10-4号、請願第10-5号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第10-6号、日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建設に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-6号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第10-7号、市民生活の快適な環境を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-7号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第10-8号、新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-8号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第10-10号、猫の不妊手術の補助に関する請願、請願第10-11号、0～3歳児保育の充実と保育時間の延長についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-10号、請願第10-11号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第10-12号、多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-12号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第10-13号、日野市立第三幼稚園の増員に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-13号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は3月25日水曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後8時55分 散会

3月25日 水曜日 (第5日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第5号)

3月25日 水曜日 (第5日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 樋園裕子君

議事日程

平成10年3月25日(水)
午前10時開議

(議案審査報告)

(総務委員会)

日程第1議案第2号

日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2議案第3号

日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

- いて
- 日程第 3 議案 第 4 号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案 第 5 号 日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案 第 6 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案 第 7 号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案 第 8 号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
(文教委員会)
- 日程第 8 議案 第 14 号 日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定について
(厚生委員会)
- 日程第 9 議案 第 9 号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案 第 10 号 日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案 第 11 号 日野市中心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案 第 12 号 日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案 第 13 号 日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
(建設委員会)
- 日程第 14 議案 第 1 号 日野市農業基本条例の制定について
- 日程第 15 議案 第 31 号 日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について
(一般会計予算特別委員会)

- 日程第 16 議案 第 22 号 平成10年度日野市一般会計予算
(特別会計予算特別委員会)
- 日程第 17 議案 第 23 号 平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案 第 24 号 平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第 19 議案 第 25 号 平成10年度日野市下水道事業特別会計予算
- 日程第 20 議案 第 26 号 平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算
- 日程第 21 議案 第 27 号 平成10年度日野市老人保健特別会計予算
- 日程第 22 議案 第 28 号 平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算
- 日程第 23 議案 第 29 号 平成10年度日野市立総合病院事業会計予算
(取り下げ)
- 日程第 24 紹介議員の取り下げの件
(請願審査報告) (厚生委員会)
- 日程第 25 請願 第10-11号 0～3歳児保育の充実と保育時間の延長についての
請願
(議案上程)
- 日程第 26 議案 第 33 号 日野市監査委員の選任について
- 日程第 27 議案 第 34 号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 28 議員提出議案第 1 号 日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 29 議員提出議案第 2 号 所得税・住民税減税を求める意見書
- 日程第 30 議員提出議案第 3 号 保育施設の充実を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第30まで

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第2号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（中谷好幸君） 総務委員会から御報告いたします。

最初に、3月13日開かれました総務委員会では、議長の御指名により総務委員長に私中谷好幸が選出されました。また、副委員長に佐瀬昭二郎議員が選出されましたことを御報告いたします。

次に、ただいま議題となりました議案第2号につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

議案第2号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例は、市立病院建て替えに伴い多摩平支所を廃止するという内容であります。

質疑は、多摩平支所廃止に伴う近隣住民への周知に関すること、代替措置としての市民課豊田駅連絡所のサービス機能に関することなどが主な内容であります。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号、日野市役所

支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第3号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第5号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第7号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（中谷好幸君） それでは報告させていただきます。

議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

最初に議案第3号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例は、臓器の移植に関する法律の施行に伴う一部改正であります。脳死した者の臓器を移植することになった場合、脳死から移植までの間の必要な措置の期間を療養給付補償の対象とみなすものであります。

質疑の主な内容は、療養給付補償の対象となる期間に関することなどであります。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第4号、日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

審議会委員の種類と報酬額を決める別表の幾つかの項目が創設、あるいは廃止されるなど整備されております。一つは市史編さん委員会委員の報酬の任務終了に伴う廃止。二つ、個人情報保護条例の制定に伴い、これまでの電算組織運営審議会、情報公開審査会をそれぞれ整理統合し、新たに情報公開・個人情報保護運営審議会及び情報公開・個人情報保護審査会を創設することに伴う改正。3、交通安全対策協議会委員を削除すること。これは条例でなく要綱による報償費、謝金として支払うというものであります。

質疑では、議会選出の審議委員に報酬を支払うことに問題がないかという質問がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第5号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

主な改正内容は、母性保護の観点から、多胎妊娠の場合の産前産後の休暇期間を延長すること。もう一つは用語の整理。「女子職員」を「女性職員」に変えることでもあります。

特段の質疑なく、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第6号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、条例準則の一部が改正されたことに伴う改正であります。期末手当の支給について、退職手当支給の基準日と支給日の間の期間に懲戒免職を受けたり、刑事事件で起訴を受けたりした場合などの期末手当不支給や一時差しとめの措置を講ずる制度で、支給しない、あるいは差しとめる事由を整理したものであります。

特段の質疑なく、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第7号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは国家公務員の退職手当に関する法律の改正に伴い、条例準則の一部が改正されたことに伴う改正であります。市職員の在職期間中の行為にかかわる刑事事件に関して逮捕されたり、犯罪があると判断された場合、退職手当の支給について一時差しとめることができる制度で、その要件などを整理したものであります。

特段の質疑なく、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上5議案につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○19番（小川友一君） 1点ちょっと確認させていただきます。議案第4号の件でありますけれども、議員に対する報酬はいかがかなという質問があったそうですけれども、その結果はどんな方向が出たのか、委員長にお伺いします。

○議長（馬場繁夫君） 総務委員長。

○総務委員長（中谷好幸君） そういう質問に対しましては、議会事務局の方から特に

法的な問題はないと、こういうふうな答弁がありました。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本5件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本5件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第5号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第7号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（中谷好幸君） 議案第8号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは地方税法の一部を改正する法律、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律の制定に伴う条例改正であります。

一つは特別減税の実施に伴う個人市民税の所得割の減税の内容を定めること。二つは一定の要件を満たすベンチャー企業の株式を取得した個人投資家に対して、譲渡損失について3年間の繰越控除を認めるなどを内容としたものであります。

特段の質疑はありませんでしたけれども、特別減税に関して減収補てん措置を政府に強く申し入れよという意見がありました。

全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号、日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（小川友一君） 文教委員会に付託されました議案第14号の件であります。

慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第14号、日野市史編さん委員会条例を廃止する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（執印真智子君） 厚生委員会の審査経過並びに結果について御報告いたします。

3月16日、厚生委員会はまず最初に委員長に私、執印真智子、副委員長に森田美津雄委員を選出をいたしました。今後ともよろしく願いいたします。

議案第9号は、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市税条例と関連し、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例に関するものでございます。3年間、一定の要件のもとで繰越控除されるものです。

特に質疑、意見なく、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第10号は、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、規制緩和の一環として、業の許可の更新期間を1年から2年とするものです。また、名義貸しの禁止が法律の改正によって規定が設けられましたので、条例からその部分を削除するものです。

特に質疑、意見なく、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第11号は、日野市中心身障害者（児）福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてです。

東京都医療費助成支給要綱の改正に伴い、難病指定を追加するものです。「原発性肺高血圧症」、「先天性ミオパチー」を加えるものです。

特に質疑なく、意見としては、条例改正でなく要綱で組み入れられるようにできないかというものがありませんでした。全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第12号は、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてです。福祉センターの運営を効率的に行うため、管理業務の全部または一部を委託することができるというものです。具体的には社会福祉協議会に委託するものです。

特に質疑、意見なく、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第13号は、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてです。

下村児童遊園の位置を、分筆のため平山五丁目1番地の1から平山五丁目1番地の19に改めるということが1件。また、新たに運動広場に程久保運動広場を加えるものです。この運動広場は住宅都市整備公団より寄附されたものです。

特に質疑、意見なく、全会一致、可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例については、3月12日当委員会に付託され、3月16日審議されましたが、3月27日の都議会の審議結果を踏まえた上で、3月30日午前9時30分より委員会を開催し、委員会としての結論を出すことになりました。したがって、本日3月25日予定されております審査報告から本件を除き、3月30日に当議案のみの審査報告を予定しております。

以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本5件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本5件について採決いたします。

本5件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第9号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市心身障害者（児）

福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第1号、日野市農業基本条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（奥住日出男君） それでは建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案審査に入る前に、委員長並びに副委員長の選出の件がございまして、委員長に私奥住日出男、副委員長に板垣正男委員が選出をされております。

それでは議案第1号、日野市農業基本条例の制定について、審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本議案は、農産物輸入が増大し食糧自給率が低下してきたこと、真の豊かさを求める消費者の声に対応した農業生産のあり方が要請されるようになったこと、農業就業人口の減少、高齢化が加速する中で農業生産力の低下が懸念されていること等々の状況がございまして、そういった中で農業を日野市の基本産業として位置づけ、発展させるための条例でございます。

主な質疑としましては、この条例は全国に例があるのか、日野市独自のものなのか。二つ目が、農業用水路の現状はどうなっているのか。3点目が、農業振興計画と本条例の関係はどうなっているのか等の質問がございました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 大変すばらしい条例だというふうに喜んでいるわけですが、委員長にお尋ねしたいんですが、第3条のところで農業施策の基本事項というのがありますけれども、これを具体的に進めていくのはどういうふうにしていくのかというような質問はありましたでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 建設委員長。

○建設委員長（奥住日出男君） 関連してございました。この今、執印議員から質問がありました第3条の中に、農業施策の基本事項というものが9項目ばかりございます。これにつきまして、農業振興計画との関連はどうなのかという質問がございました。

これにつきましては答弁として、既に議員の皆様にはお配りをされております「日野

市農業振興計画」という冊子がございます。この中の45ページに第5章農業振興施策の体系というのがございます。これにのっとって今後施策を展開していくと、こういう答弁がございました。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。具体的に、今、水田も少なくなってきたわけですが、水田の保全ですとか、それから日野産のお米を例えば市民が食べるようにするとか、学校給食に入れるようなことは考えているのかというような具体的な質問はありましたでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 建設委員長。

○建設委員長（奥住日出男君） そういった具体的な中身の質問はございませんでした。もしよければ、担当部長に答弁をしていただきますけれども、それでよろしいかどうか。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） すみません、それでは委員長、よろしいでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 建設委員長。

○建設委員長（奥住日出男君） それでは担当部長の方からお答えをしていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） すみません。私、ちょうど4年前の3月になるんですけども、日野産の米・小麦を学校給食にという質問をしまして、小麦の方はかなり難しい現状だというふうに思うんですけども、この大変いい農業基本条例というのが提案されて、その具体的な一つの施策として、ぜひ学校給食の中に日野産のお米を入れていただく施策を進めていただきたいというふうに思っているんですね。

今、いろいろお米を取り巻く状況も変わってきているというふうに伺っているんですが、平成6年から東京産のお米が売れ残っていて、政府としてはこれ以上、売れない東京産のお米は買いたくない意向であるというようなことも聞いておりまして、そういう状況も含めて、実際にこの農業基本条例を具体的に動かしていく、また市民の目に見えるような形にしていくためにはいろいろ難しいことはあるんだと思うんですけども、ぜひ学校給食にその日野産のお米を入れていくということを少しずつでも実現をさせていっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 農業者の協力をいただきまして、市内の農産物の学校

給食利用を積極的に推進しているところでございます。ただいま御質問の日野産の米の利用につきましては、昭島市等で積極的な学校利用を推進しているというふうなニュースがございました。日野市でもそういった検討をする必要があるかどうか、考えているところでございますが、一応担当部局といたしましては、学校、受け入れ側の要請に基づく行動は取りたいけれども、農家側から積極的な働きかけをするのは当面控えたいというふうに聞いております。今後ともよく検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号、日野市農業基本条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（奥住日出男君） それでは議案第31号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について御報告申し上げます。

本議案は、東町区画整理事業区域内の水道施設の新設、移設費用について、東京都水道局長と概算工事費3億6,498万1,000円の協定を締結する内容で、日野市が6、東京都が4という割合で負担するものです。

主な質疑としましては、モノレール関係の水道移設費用がこの協定の中に入るのかどうかという質問が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、平成10年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長 登壇〕

○一般会計予算特別委員長（沢田研二君） 平成10年度一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私、沢田研二と、副委員長には森田美津雄委員が選任されました。

一般会計予算特別委員会の日程は、3月17、18、19日の3日間開催され、平成10年度予算に対し、延べ52人の委員から151件の質疑や行政への提言、指摘が活発に行われました。

平成10年度一般会計予算の原案は、歳入歳出予算おのおの448億8,800万円であり、対前年度比、約プラス0.9%の増額予算であります。

審議の順序は、歳入全般の審議、そして歳出は議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費の順に審議いたしました。

報告につきましては、各党派ともそれぞれ代表の方々が委員として参加されていまして、要点を絞っての報告とさせていただきます。

主な質疑の内容は、次のようなものがありました。

まず歳入全般でございます。特別地方交付税が他市に比べ少ないが、要望方法を考慮したのか。使用料、手数料について公共料金の見直しを検討したのか。住宅使用料の減

収の理由と家賃のPR方法について。新年度予算の自主財源比率について。ショートステイ事業運営費の都補助金計上理由について。市内に所有する他自治体の固定資産税課税と土地利用の検討について。滞納繰越分が他市に比べどのような状況なのか。また市としてどのように対処しているのか。以上が主なものでございました。

次に、議会費、総務費についてでございますが、平和事業関係経費の減少と、今後どのような企画を考えているのか。庁舎管理における温度設定について。市民課豊田駅連絡所の規模と事務内容について。市政経営懇談会の目的と構成員について。ことしの除雪の対応について。市民会館委託の運営方針について。再雇用者報酬の内訳について。都立美術館誘致事業の経費が計上されない理由についてなどが主なものでした。

次に民生費についてですか、介護保険について事業計画等今後の取り組みについて。ゼロ～2歳児の保育園対策と延長保育について。手話講習会委託料の委託内容について。3歳児保育の待機者の状況について。寝たきり高齢者入浴サービスの事業内容について。たんぼの家運営について国・都からの補助金があるのか。市民ギャラリー、海の家の委託先と委託内容について。ひとり暮らし老人の入浴助成の助成内容について。高齢者公的保証人制度の事業内容について。以上でございます。

次に衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費についてでございます。生ごみの堆肥化容器購入の補助対象になる機種について。ごみ処理施設修繕料の積算根拠について。資源物回収事業試行の状況について。救急医療指定医と診療科目をふやすことは可能か。子宮がん検診の現況と各市の検診実施状況について。ごみゼロ施策全般の市の取り組み方について。下水道事業の今後の計画について。公園内トイレ清掃及び維持管理委託の状況について。防災情報センター通信システムの設置と状況想定について。以上が主なものでございます。

次に教育費、公債費、諸支出金、予備費についてでございます。難聴学級だけでなく、言語学級開設の見込みについて。ナイフ対策の予算計上について。所持品検査への見解について。10年度の幼稚園の入園状況、空き状況について。小学5年生の大成荘移動教室補助金について。陸上競技場のジョギング程度の利用者に対する使用料の徴収について。ふるさと博物館企画展について。教師の選挙運動へのかかわりについて。

以上のような質疑があり、その後、総括質疑が行われました。この中で再雇用職員の報酬額及び企業公社への就職あっせんについて。防災環境型公衆トイレについて。機関団体名簿の作成について。警視庁平山駐在所の土地売却の見込みとその用途について。職員退職手当基金の積み立てと今後の財源確保に向けての取り組みについてなどの総括

質疑がなされました。

その後、意見表明になるわけではありますが、慣例によって各会派代表者等により、本会議で行うことで確認いたしました。

一たん休憩の後、直ちに採決に入り、議案第22号、平成10年度日野市一般会計予算を賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、審査報告といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 委員長にお尋ねいたします。教育費のところで教育用パーソナルコンピューターの借上料について質疑がございましたでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（沢田研二君） パソコンの導入に関してですが、特段の、説明以外、委員からの質問はございませんでした。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） それでは、質問したいと思いますので、委員長の方からよろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（沢田研二君） それでは担当部長の方から説明をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 昨年357万9,000円という計上から、ことしは1,325万6,000円と大幅にアップしているということで、新規にパソコンを購入するということだと思いますけれども、まずこの予算は何台分で、それを、小学校の方の教育用パソコンについてですが、どのように配置するおつもりなのか。そして1台当たり大体どのくらいの金額になるか、お願いいたします。ページで言いますと231ページの下から6段目になります。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまの教育用パソコンについての御質問でございますが、小学校費に計上しております借上料の台数は、本年度80台を予定しているものでございます。

配置等につきましては、今後の検討委員会の編成を待って、そういう形の中で、検討委員会の中でどういう形で導入していくかを検討してまいりたいと、そういうふうにか

えてございます。

それからもう1点の金額の関係でございますが、この内訳の中では1,325万6,000円の借上料になってございます。新規に80台を計画しているわけですが、そのほかに既に40台入ってございます。40台のうち20台は買い取りの状況でございますので、予算措置の中の1,300万円は100台にかかわる借上料というふうになっております。手元に詳細の資料を持ち合わせてございませぬけれども、おおむね5年リースで考えた場合、月額で1万円を超えるんではないかというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 9年度に各校に今40台ということは、2台ずつくらいの設置になったんでしょうか。つい3月に入ってから学校に届いたばかりで、まだ使い始めているところがほとんどだと思うんですけども、2台ずつ入ったということになるんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 40台が既に入っているとお答え申し上げます。それを20校で割りますので、各校2台という計算になります。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 80台分購入ということで、大体、今ざっと計算しますと、月当たり1万円ちょっとということですから、1台分が大体72万円相当になるのではないかと思うんですが、このパーソナルコンピューター、教育用としては非常に高いのではないかと思っています。というのは、私も11市ぐらい調べまして、大体どこの市でもパーソナルコンピューターの値段というのは30万円くらいというふうに伺っているんですね。そういう意味で非常に高いなというふうに思っているんですけども、機種としてはどんなものが入るんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまの機種等のお問い合わせでございますが、先ほどお答えいたしましたように、10年度に導入するものについては、導入検討委員会を編成してその中で機種等を選んでいく、そういう手順になっております。したがって、検討委員会の構成メンバーといたしましては、学校の校長先生方から教頭先生、それから直に教育現場で指導する先生方を中心として、各現場に合わせた形の機種等を検討しながら決定をしていくという手順になっておりますので、現在のところ、まだそこ

までの結論は出てございません。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） そうしますと、今、月に大体1台当たり1万円ちょっとというお答えがあったわけですが、それはどういうものか内容が決まらずに予算が決まっているということになるわけですか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 予算を要求する段階では、手続として予算を組み立てるための見積りというものをしております。したがって、見積りの基礎になったものは、9年度に購入した形のを参考にしながら見積りをし、予算を決定させていただくというような手順で来ているわけでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） そうしますと、10年度に関しては、その9年度に入れた40台分のコンピューターと全く同じではないという可能性がある。これからどういう形でコンピューターを導入していくかということは、検討委員会で細かく決めていくということですね。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） そのとおりでございます。機種も内容も、それから本体並びに周辺機器というものが教育用パソコンとしてどの程度必要なかということも含めまして、これから検討して手続を取っていききたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） そうしますと、私、文部省の方から新整備計画というのが出されまして、各小学校に22台ずつのコンピューターを設置するよというようにございまして、それを受けとめて、日野市として教育の中でそれをどういうふうに位置づけて、そしてコンピューター導入に当たってどういう形で消化していくのか、あるいは小学校でどこの段階まで教えるのかというのを事前に話し合っ、そういう検討委員会を設けてから、あるいは例えばモデル校のようなものをつくって、そこで何台か入れて、そして使ってみてどうだったかというのを検討していくと。その中で整備計画が出てくるんじゃないかと思うんですけども、では全く今後の見通しとしては、コンピューター導入に当たってどういう形で日野市が教育の中でコンピューター教育を位置づけているかという話は、まだ全くされていない状況ということでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 本市における小学校、中学校のコンピューター教育、すなわち情報教育の問題につきまして、やや文部省の流れからはおこなわれているということもありまして、今回の予算措置で大きくそのことを前進させていただきたいというふうに思っております。

現在までの各学校に、小学校1台パーソナルコンピューターが入っておりますんですが、これにつきましては平成9年度、なお1台を入れたということで、各学校2台入っているということでございますが、この件についての見解は、とりえず各学校に入れて、先生方がパーソナルコンピューターをもってどのような教育ができるかということ、各学校でそれぞれの先生方が研修を含めて行っていくという前提の中で各学校に入れていこうということを計画したというふうに御理解いただければありがたいかなというふうに思っております。

なお、先生方の研究会といたしましては、先ほど部長も申しましたように会がありまして、そこでいろいろ検討しながら、機種、その中でも機種検討の委員会の中に代表を入れたりいたしまして、どういう機種を入れたらいいか、どういう内容で勉強ができるか、どのあたりまで小学校で勉強すればいいかというようなことも、その委員会の中でも連絡協議などもしているということの現状であります。

なお、今後の予定としましては、これは教育委員会サイドのまだ一方的な考えではありますが、平成10年度からはでき得れば、これは検討委員会で協議した結果になります。今後は1校単位で入れていくということで、今、議員の御指摘のように1学校単位でこういうことができるという先進校の中での協議をもとに次々と入れていくということも一つの方法ではなかろうかなと。このあたりを進めることも教育委員会といたしましては一つの方法ではないかなと、かように考えております。最終的には、先ほどお話がありましたように、各小学校に全校22台を入れていくという計画を年次計画にのっとって大至急行っていきたいと、かように考えているところであります。

なお、単価の問題につきましては、申しあげましたように見積りを取って出したわけでありまして、かつてのコンピューターは買い取りでありましたが、現在ではほとんどの地域が教育委員会サイドでは借り上げという形でやっているということで、詳しいデータを手元に置いておりませんので、詳しく説明はできませんが、金額にしてもそう問題はなかろうかなということは思っております。

以上であります。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 文部省からの指導はありますけれども、やはり日野市としてどういう位置づけにするのかをしっかりと話し合っ、余りあわてずに、早急に対応するというのではなくて、じっくりと話し合いを持った上で計画的に導入していただきたいというふうに思います。

それで、今、金額のことをおっしゃいましたけれども、話によりますと、形の上でラップトップという形を購入される予定だというお話をちょっと伺いましたけれども、ほかのところでは11市、いろいろ調べたところによりますと、ほとんどデスクトップ型というところが多くて、なぜラップトップにしなかったかといいますと、非常に割高になると。それは基本装備以外に周辺機器をたくさんつけなければならないという点があるわけですね。価格的にも高くなるということで、ほとんどの市はラップトップではなくデスクトップという形を取っています。

それからもう一つは、デスクトップはもちろん設置する場所をしっかりと決めて設置していくわけですが、ラップトップですと持ち運びができるというよさもあるので、幾つかは導入するけれども、全部をラップトップにする必要性というのがあるのかどうか。結局持ち運びということになりますと、子供が重たいコンピューターを持って移動するということになりますと破損の危険性があるから、もうほとんどそれは無理だということもあるわけですね。

だから、そういういろいろな機能的な面を考えましても、非常に価格も高くなるし、実際の持ち運びというのが可能かどうかという問題も含めまして、非常にラップトップで購入するというのがどうなのかなというふうに私自身は思っております。

それで、これからどういう機種を選んでいくか、検討委員会で検討されるということですが、しっかりとやはり機種を選定するに当たっても、きちっと入札をしていくとか、あるいはメーカーとの価格の交渉をして、今の、ちょっと私が伺ったその70万円以上もするような形での導入というのは、この財政難の中で非常に、これから先まだまだたくさん導入していかなければならないわけですから、非常に負担が大きいですから、その辺のことをしっかりと考慮に入れて検討していただきたいと。やはりそういう意味での努力をしていただきたいというふうに思います。一応基本的には、しっかりと努力をしていただくということで、価格が下がればそれは歓迎していきたいと考えております。

○議長（馬場繁夫君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） 2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、今予算の中では日野駅に公衆トイレの設置が入っておりますけれども、これは日野駅を利用される市民の方の大変強い要望を受けたものだというふうに理解しているところでございますが、豊田駅周辺についても公衆トイレ、あるいは駅にトイレをという市民要望も強いわけでございますが、その件について質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。もしなければ、行政のお考えをお聞きしたいと思います。

それから2点目は、小川委員の方から防災情報センターの24時間勤務について質問があったと思うんですが、その答弁の中で4人体制で1人当たり年間800万円から1,000万円ぐらいかかるんだというような答弁があったと思うんですが、このときの4人体制というのはどういう勤務を考えているのか。

この2点、お伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（沢田研二君） まず公衆トイレについてでございますけれども、日野に設置をするということの議論は大分ありましたけれども、豊田については特に出ておりません。

それから防災センターにつきましても、今お話のとおり4人体制ということで、いずれにしても24時間体制については今後も検討していきたいという、そんな論議はございましたけれども、それ以上踏み込んだ論議はされておきませんので、構わなければ事務方の方から説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） では、担当部長の方から説明を。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 豊田駅の公衆トイレにつきましては、地元の商店街、それから駅を利用される方々の中で、トイレ設置についてはいろいろ要請をお聞きしているところでございます。今回、日野駅につきましては防災型の公衆トイレということで設置をさせていただきました。豊田駅につきましては、今後十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 2点目の防災センターの24時間体制につきましてお答え申し上げます。

御質問のときには、正規の職員を、いわゆる日中の勤務時間外、夜間と、それから土曜日、日曜日の昼間、夜間を想定した場合に、正規職員ですと4人の体制が必要ですよというふうにお答えを申し上げました。その後、これが正規職員以外で行われる場合には、

また別途の考え方があろうと思いますけれども、その時点では一応、正規職員を想定をいたしました。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） ありがとうございます。まず1点目ですけれども、今後検討するというお答えでしたので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、豊田駅には今の駅に改修されたときに、今の北口の改札口の外にトイレがあったんですね。それがたしか改修して3年ぐらい使った後からそれが閉鎖されて、現在そのままになっていると思うんですが、ぜひそのトイレを改修するなりして使えるようにJR当局に要請をしていただきたいと思っておりますけれども、この件についてもあわせて検討の中に入れていただきたいというように要望したいと思います。

それから2点目の防災情報センターの勤務体制でございますけれども、今、部長のお話ですと、平日の夜の勤務と土・日の日勤と夜間ということで4人ということなんですが、私もこの答弁を聞いてまして、その後ちょっと私なりに検討してみたんですが、土・日も勤務ということですので、フル変則3直2交代勤務というのを考えますと、仮に1班1人とすれば、私は3人でいけると思うんですね。1班が2人ならば6人。

ですから、その夜間勤務、あるいは土・日の勤務にどういう仕事をするかによって、1班を1人編成にするか3人編成にするか5人編成にするかということになると思うんですが、恐らく常時必要というのは、通常の間ですと、台風のあるような予測されるような時期だろうと思うんですね。ですから、そのほかのときはそんなに人は要らないから、1班1人とすれば、私は3人だと。

その具体的な勤務としましては、通常は、大ざっぱな話として、今、職員は8時半から5時まで勤務しているわけですから、拘束8.5時間なんですね。その後、5時から翌日の朝までを一つの勤務として考えた場合に、月・火・水・木・金までのこの5日間を3人の人が1人ずつ交代で勤務しまして、土・日だけは24時間勤務になりますから、これを仮に平日と同じように8時間とその他と分けてもいいし、12時間ずつ分けてもいいんですが、仮に2班に分けたとすれば、ここは2交代になるわけですが、そこを午前、午後という形で、あるいは昼間と夜という言い方でもいいと思うんですが、分けた場合に、それぞれ3班の人が、A班が月曜日、B班が火曜日、C班が水曜日、またA班が木曜日という形でやっていきますと、今の話でいけばA班とB班は夜勤が2回あるんですね。それから1回が土曜日の12時間勤務と。それから残りのC班につきましては

通常の夜間勤務が1回の12時間勤務が2回ということで、A・B班は拘束43時間なんですね。それからC班については39.5時間の拘束時間になるんですね。これを平均で見ますと、これは3週間回すと同じになるんですが、41.8時間の拘束になるんですね。ですから、先ほどの職員が42.5時間の拘束をされておりますので、これとニアイコールになるわけですね。

ですから、私はこの勤務体制でいけると思うんですが、基本的にはこれでいけると思うんですね。ですから、あと仕事量その他でこれをいろいろいじればいいわけですし、あとは日勤者の場合には42.5時間で、昼休み、休憩時間がありますね。ですから、この夜間勤務等の人たちについては休憩をどのように取るか、あるいは仕事との関係で仮眠時間をどう取るかによって、この平均41.8時間の中で実働時間はどうにでもいじれるわけですから、その辺はそこへどういう人を充てるかによっても変えられると思うんですね。職員を充てるのか、あるいはこういう夜間勤務になれたOB、消防署員であるとかガードマンであるとか、あるいは通常の民間の企業の交代制経験者であるとか、そういう人たちを再雇用みたいな形で使った場合には、いろいろな勤務を考えて、その人たちに合ったようなことも考慮に入れて、拘束時間の中で実働時間を何時間にするかというふうにすれば、私は3人で十分いけると思うんです。

ただ、これですと年休要員の分がありませんから、年次休暇要員としましては、防災センターの職員の中に年休が出た場合の対応の仕方を年休要員ということで決めてやっておけば十分対応できるというふうに思いますので、これについてもぜひ検討していただきたいと思うんです。

これは小川委員の方から再三出ていまして、なかなか具体的に進んできていませんので、私、提案したんですけれども、ぜひ具体的に、もし24時間体制を組むのであれば、具体的に勤務体制の検討に入っていただきたいと思うんですが、そのことを要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） ただいま御丁寧に助言をいただきました。必ずしも正規職員ということではなく、非常勤というか、先輩OBも含めた中で、目的は24時間体制、何らかの形で人がいるような状態をまず想定をして、積極的に検討に入っていきたいというふうに考えております。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。佐瀬昭二郎君。

〔12番議員 登壇〕

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは、会派あおぞらを代表して、1998年度一般会計予算案に対し賛成の立場から意見を申し述べます。

民生費と教育費については、従来の予算フレームが引き継がれており、その上に市民要望に沿った幾つかの新規事業が組まれています。老人福祉の分野では、24時間ホームヘルパー派遣費、在宅介護支援センター経費、二つ目の痴呆性デイホーム経費、高齢者民間住宅斡旋・公的保証人制度経費がそれで、これらについては積極的な取り組みとして評価をいたします。また、東京都と粘り強く交渉し、栄町サービスセンターのショートステイ事業に対する補助金を引き出したことについても、その努力を評価したいと思います。

児童福祉の分野でも、学童クラブ運営経費について、保護者負担を増大させる方針が取りざたされていましたが、従来どおりの編成となっており、この点も市民要望に沿うものとして評価をいたします。

教育費では、新たな算定基準を導入して小中学校の消耗品費が増額されています。なお引き続いての増額が望まれますが、学校現場からの切実な要望にこたえ、機械的な減額に歯どめがかけられたという意味で評価をいたしたいと思います。

また、南平小大規模改造については、1998年度予算で実施される設計業務の中で、文化・芸術、福祉などにかかわる市民施設の併設を検討するとの方針が示されました。余裕教室の地域開放、地域に開かれ支えられた学校づくりの大きな一歩が踏み出されるわけで、積極的な取り組みとして評価したいと思います。

中学校の部活動に外部から指導員を導入する制度が新設されたことも、学校現場や市民からの要望にこたえる取り組みであります。

環境行政の分野では、百草山の緑地を保全するために、民間デベロッパーが所有する樹林地を市が借り上げるための予算措置が取られています。問題解決のためには東京都が保全に乗り出すことが必要ですが、それまでのつなぎの措置だと理解しています。百草山の保全に向けて粘り強く仕事が進められていることを評価したいと思います。

リサイクル行政の分野では、資源物を回収する回数の改善や、瓶回収スポットを大幅にふやすための予算が組まれています。リサイクル型の社会を目指す積極的な予算措置として評価したいと思います。

一方、予算案に対し、厳しく注文しておかなければならない点も少なくありません。

平和事業のうち、平和祈念行事参加者補助金が、各種補助金節減の方針枠を超えて大

幅に減額となっています。市長はこのことについて、ほかにも取り組むべき平和事業があると述べていますが、どのような事業を実施するのか、この予算案には示されていません。示されていない以上、平和祈念行事参加者補助金を削減する理由はないと言うべきですが、市長が実施したいと考える事業が補助金を削減するに値するものかどうか、今後の事業展開の推移を厳しく見守りたいと思います。

「広報ひの」の作成作業のうち、割付と印刷を外部に委託するための予算措置が取られています。割付作業は編集作業の不可分の一環です。予算特別委員会では、この部分を委託する理由として仕事量が過大であるとか、新人が割り付け技術を習得するのに苦労しているとかという説明がありましたが、この程度の理由では多くの市民が納得しないのではないのでしょうか。今回の措置によって本当に「広報ひの」が充実したものになっていくのか、厳しくこの点についても今後の仕事ぶりを見守っていきたいと思います。

リサイクル行政の分野では、リサイクル事業の拡大とともに事業費が年々増大の一途をたどり、1998年度予算では1億2,000万円を超えています。リサイクルにかかる費用は全く新たに発生した社会的費用で、だれがその費用を分担するかについて公正なシステムをつくる必要があります。しかし、日本のリサイクル法制は、物を製造し販売している企業の費用負担を基本的に免除しています。自治体と消費者である住民ばかりが費用負担を強いられるのは、社会的公正に著しく欠ける事態だと言わなければなりません。早急に制度を改善するよう政府に迫っていくべきでしょう。

土木費の分野では、区画整理事業と下水道事業への一般財源からの繰り出しがそれぞれ大幅に減額されました。区画整理については、地価が低迷して事業展開の前提が崩れている以上、大幅な事業見直しは避けることができません。しかし、下水道は都市基盤を整備する上で絶対に必要な事業です。財政が逼迫したからといって簡単に減額してよい事業ではありません。一日も早い完成を可能にするよう計画を立て直すよう強く要望します。

公債費についても一言申し述べておきます。1998年度も特別減税による減収が発生し、6億2,000万円強の減税補てん債が組まれています。また1998年度から、いよいよ過去に借り入れた減税補てん債の元金の償還が始まります。政府が地方交付税不交付団体に対する配慮を全く欠いた減税を実施したために、自治体財政が大きな打撃を受けるという事態を、これ以上許しておくわけにはいきません。特別減税による減収には責任を持って財政的措置を取るよう、また過去の減税補てん債については償還期限の先送りなどを認めるよう、これまで以上に強く政府に迫っていく必要があります。

最後に、市長の政治姿勢にも絡んで1点指摘し、要望しておきます。

市長は昨年10月1日、「平成10年度予算編成に臨んで」という通達を出しました。この中で、「使用料及び手数料については受益者負担の観点から見直しを行うこと。また消費税の転嫁を検討すること」と指示しております。この方針は1998年度予算案には反映していませんが、1999年度以降も反映することがないように強く要望したいと思います。長引く不況の中で、生活難、営業難が広がってきています。消費税率を引き下げろというのが国民的な声になってきています。このような時期には、住民の負担を引き上げるような措置を避けるというのが行政の取るべき道ではないでしょうか。

市民施設の使用料については、新しい環境が生まれようとしています。NPO法が成立しようとしていることに示されているように、行政と市民団体・市民活動との連携・協力の関係を新たにつくり出していくことが社会的課題となってきています。行政が市民団体や市民活動を支援するための方策を講じる責任がこれまで以上に問われる時代がやってきました。市民会館などの市民施設の使用料の面でも、引き上げるのではなく、もっと使いやすくするなどの方策が求められていくべきです。

以上、1998年度予算案への評価、要望を申し上げて、意見といたします。

○議長（馬場繁夫君） 秋山薫君。

〔7番議員 登壇〕

○7番（秋山 薫君） それでは、市民クラブ代表といたしまして、平成10年度の日野市一般会計予算に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

平成10年度の一般会計予算は歳入歳出総額448億8,800万円、対前年度比3億8,300万円増となっております。大変厳しい経済環境の中、財政当局の予算編成作業は大変苦慮されたことと推察されるところであります。

特に、平成10年度の予算につきましては、いずれも平成9年度に比較し、国の一般会計予算額が0.4%の微増、都の一般会計予算額についても0.3%の微増となっており、この日野市の予算と同じように大変苦しいことがわかるところでございます。

馬場市長の所信表明の中にありました市長の市政に取り組む基本姿勢として、日本国憲法の理念を守る立場から世界の恒久平和のために働くこと、そして弱い立場にある人をまず考えることの二つを基本とし、さらに市民のボランティア精神に基づく市民参画の市政、環境に優しい市政、経営感覚を持った効率的な市政の3点を基本とした市政運営に努力されておられるわけですが、この基本姿勢をどう限られた予算の中に反映されたかが、この一般会計予算の中で見るができるわけですが、

その中で、市民クラブといたしましても、歳入の66%を占める市税の適正な活用を中心とした歳入歳出全般にわたって慎重な審議をいたしました。

結果、歳出予算については、厳しい財政状況の中、福祉費が10億円、7.4%の増で、今必要な福祉施策が数多く盛り込まれており、弱い立場にある人をまずは考える市長の考えが見えるような予算となっております。また、うわさで流れてきた福祉の切り捨てとなった項目もなく、情報とは随分違うなと感じるところでございます。

教育費につきましては7億数千万円の増。その中の主な項目でございますが、小中学生教育の中でパソコン教育の開始、これがでございますが、新人であります私にしてみますと、ここでやっと本格的に開始するのかと。今まで何をやってきたのかと感じる項目でございますが、これまで実施できなかったことを考えれば評価ができるところでございます。

そのほかにも、環境に配慮したまちづくりとして、資源のリサイクルのための予算、ダイオキシン防止のための焼却炉の改修予算等が盛り込まれており、基本姿勢に基づく予算になっていると理解できるところでございます。

今、日野市には実施しなければならない項目がたくさんあります。中でも下水道、区画整理等、都市基盤整備事業などは、同じ日野市民で税金を納めているにもかかわらず、生活している地域により市民サービスの差が生じており、不公平になっていることであります。バランスを考えた市政運営が今後の課題となるところでありますが、大きな財政負担が必要になることは言うまでもないことであります。

さらに、介護保険の法令の施行、これが2000年から実施される予定になっているわけでございますが、これらの対応等も含めまして財政負担になることが予測されることになっています。そのために、市政の経営感覚を持ち、早急なる財政の健全化を図る必要があるわけでございますが、我々市民クラブも市民の代表として、是非を明確にし、一生懸命努力するつもりでございます。

最後に、来年、平成11年度には、東京都の財政健全化計画や市の税制の伸び等、財政状況はことし以上の、予測をはるかに超えた厳しい財政環境の中での予算編成となることは間違いのない事実でございます。今、市政は大きな歴史的転換期に立っており、時代の流れに対応した改革を大胆に実行していく時期を迎えていると言えます。行政を取り巻く環境の変化に即応した行政施策の適切な選択を図る必要があります。市民サービスを低下させず、行財政水準を確保していくためには、重点施策の見直しを図り、優先順位の方針を明確にし、健全な財政運営を確立していかなければならないことを申し述

べ、意見とさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

〔5番議員 登壇〕

○5番（出沼恵美子君） 私たち清流・ネットは、平成10年度の一般会計予算に対し、原案賛成の立場での意見を表明させていただくとともに、今後のための提案を11点させていただきます。

まず1点目は、退職職員の再雇用についてです。総務関係経費の中で再雇用者報酬の欄があります。年金制度の改正を踏まえ、自治省の一定の考え方が示されたとはいえ、再雇用というのは、退職された方が培ってきた経験を市民サービスに役立てるためにある制度というのが第一義だと思います。そして、それは市民に喜ばれるものでなければいけないと思います。しかし、現在の日野市の制度はまだまだ未成熟だと思います。まずはその点について指摘させていただきます。

2点目は、インターネットホームページについてです。来年度には日野市もインターネットホームページを開設する予定です。これも、ただの観光案内や市政案内にとどまらず、市民に喜ばれるものでなければいけません。特に、災害時の情報網の中心となる位置づけが必要です。電算化総合計画の策定とともに、並行して構築して行ってほしいと思います。

3点目は、介護保険事業計画について申し上げます。介護保険事業計画策定についての予算が計上されております。この策定委員のメンバーに被保険者と市民の代表を加えるとのことでしたが、策定委員に選ばれなかった市民の声を計画に反映させる方策を御検討いただきたいと思います。介護保険は市民生活に直接かかわってくる問題です。また、市内には福祉関係の市民グループがたくさんあります。こういった市民の声を丁寧に聞き取り、計画に反映していただくよう重ねて要望いたします。

4点目として、寝たきり老人在宅入浴サービスについて申し上げます。寝たきり老人の在宅入浴サービスの予算は昨年より130万円ふえておりますが、利用者増による増加ということでした。つまり現状の月2回というサービスの拡充にはなっていません。私も経験しましたが、家族が寝たきり老人のおふろの世話をするのは難しく、せめて週1回の入浴サービスが必要です。これは切実な市民の要望として受けとめていただき、入浴サービスの回数増加の早期実現をお願いいたします。

5点目は、女性社会事業協会補助金に関して申し上げます。女性社会事業協会の補助金の減額については、利用料金や役員数の見直しによる体質改善を図るためで、事業の

内容は変わらないとの説明でした。しかし、今後、日野市の女性政策の中で、男女平等推進行政連絡会、発足予定の女性参画推進室、女性センターと連携をし、それぞれの役割分担を明確にしていく必要があると思います。

6点目は、オレンジボックス協の瓶回収についてです。来年度予算に不燃物回収ボックスの協で空き瓶を回収する事業が計上されました。浅川北地域は6月より1,450カ所で、南地域は1月より932カ所で回収開始と、実施箇所も多く、高く評価いたします。市民としても協力しやすい仕組みだと思います。これによって、今までごみとして捨てられていた空き瓶を資源として回収できることを大いに期待します。

7点目として、資源物回収について申し上げます。現在、資源物の回収は月2回となっておりますが、「とても協力しにくい。一度出し忘れると大変だ」と、市民の方からたくさんの声が寄せられています。来年度は1月から市内15カ所で週1回の回収を実施することですが、月2回から週1回の回収をと提案してきた私たちとしては、一歩前進であると期待します。今後、回収ポイントを順次拡大していくことを強く要望いたします。

8点目は、ダイオキシン対策です。ダイオキシンについては、たくさんの市民の方から、特にクリーンセンター周辺に住んでいる方々から不安の声が寄せられています。来年度以降、1号炉、2号炉をそれぞれ改修し、5年以内にダイオキシン排出量を現在の20から30ナノグラムから1ナノグラム以下にすることですが、この数字を達成するのは非常に困難ではないでしょうか。炉の改修も必要であると思いますが、一方で、ごみを分別して出す段階からダイオキシンを発生させるものを燃えるごみに入れないということが大切だと思います。ごみ問題について自治会等への積極的な働きかけをするということですので、その機会にわかりやすい分別の仕方のPRをお願いします。これによって、消費者が物を買うときに塩ビ製品を買わないという行為を誘導し、生産する側にも影響を与えるようになると思います。炉の改修だけではなく、分別の徹底に向けた取り組みをお願いします。

9点目は環境ホルモンについてです。最近話題になっている環境ホルモンについてお話しします。

環境ホルモンとは、内分泌攪乱物質とも言われ、ごく微量でも動物の生殖機能に影響を与え、雄を雌化させるなどの作用を持つ物質です。環境庁は約70物質をリストアップし、調査を進めています。身近な例ではカップラーメンの容器、プラスチックの食器や哺乳瓶などに使われています。ダイオキシンも環境ホルモンの一種ですし、多摩川から

も環境ホルモンが見つっていますが、これは合成洗剤が原因と見られています。

予算委員会では、保育園の哺乳瓶と食器について質問をしました。哺乳瓶はガラス製ということで安心しましたが、食器はメラミン食器ということで、今後安全な材質のものに切りかえていただきたいと思います。

市長は所信表明の中で「子供がいなくなったら国やまちはつぶれます」とおっしゃって、少子化対策を述べられていましたが、この環境ホルモンは人類の生存そのものを脅かすものです。新しい問題でもあり、国や都も動き始めたばかりですが、市民の方の関心も高い問題ですので、今後対策を講じていただきたいと思います。

最後に、土木費予算縮小と行財政改革について、合わせて申し上げます。

既に自治体財政の逼迫は常識となっています。公共下水道経費や土地区画整理事業経費の予算を縮小せざるを得なかったのは、単に政策的な意味ではなく、財政逼迫という物理的な理由によるものと理解しています。これらの縮小によって不便を訴える市民の方々の声を真摯に受けとめ、早急に正常化されることを望みます。そのためには、現在取り組んでいる行財政改革の推進が必要です。今後一層の財源の確保と業務全体の見直しの推進を期待しています。

以上のことを要望として申し述べて、清流・ネットの意見とさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

〔22番議員 登壇〕

○22番（板垣正男君） 私は日本共産党市議団を代表して、自民党などの推す馬場市政の1998年度日野市一般会計予算案に反対する立場で意見を述べたいと思います。

予算案は総額448億8,800万円余りであります。前年度比で0.5%の微増であります。

新規事業として予算化されました精神障害者通所授産施設建設費補助金、痴呆性高齢者デイホーム事業の予算、老人家庭24時間巡回型ホームヘルパーの派遣事業、在宅介護支援センターのスタート、特養老人ホーム多摩川苑建設関連の事業費、乳幼児医療費の所得制限緩和に伴う予算化、市立総合病院建て替え事業関連の予算、ごみ焼却施設ダイオキシン削減対策も計上されました。平山緑地購入、小学校の大規模改造・耐震補強工事などがあります。

これら重立った事業は、革新市政からの継続事業であり、「よく言うよ」と呼ぶ者あり）市民運動や日本共産党の奮闘の反映に基づく成果であります。（「とんでもないことを言うな」と呼ぶ者あり）昨年、馬場市長が市立総合病院建て替え計画凍結を言い出したものを撤回させたのも、基本的には同様であります。（「予算に反対したのは共産党だ

ろう」と呼ぶ者あり)

東京都の振興基金の特別利率2分の1引き下げ、栄町高齢者在宅サービスセンターへの運営費の東京都の補助金355万円を勝ち取ったのは、革新市政時代からの行政側の継続した努力と相まって、日本共産党が国会議員団、都議会議員団とも連携して運動を行ってきた大きな成果の一つであります。「とんでもないよ」「選挙は何で負けたんだよ」と呼ぶ者あり)引き続きミニバス事業への東京都の補助金実現に向けて奮闘するものであることを表明しておきたいと思えます。

一方、市民とともに築きました革新市政の成果を切り崩すものも多く含まれていることを見逃すことはできません。

馬場市長は所信表明で「戦前の数十年にわたって大変な迷惑をかけた」と言うものの、アジアの2,000万人の犠牲を強いましたさきの侵略戦争への反省がないままに、アジアの人々との真の友好を築くことはできないと思えます。「迷惑をかけた」などというあいまいな姿勢であるから、平和事業の大幅カットになってあらわれたのであります。特に平和祈念行事参加費補助金を140万円から80万円の45%の減額は、明らかに平和事業の縮小、削減であります。

高齢者の健康増進事業の目玉的な施策でありましたいきいき体操委託料、546万円から460万円に大幅にカットされました。

防火貯水槽設置費も全額カット、計上されません。

さらに、切実な市民要求である精神障害者生活支援事業への補助を予算化せずに終わりました。

不況のもとで働く家庭がふえて、保育園入園を希望する多くの市民の要望にこたえることなく、保育未措置児の措置に対する積極的な対応や施策が見られずに終わったわけであります。「前からそうじゃないか」と呼ぶ者あり)

住民運動が起きております、市民の文化財とも言える高幡山の緑地保全を求めているにもかかわらず、積極的な対応がありません。「やってるんだよ」と呼ぶ者あり)

そして今、戦後最大の倒産とも言われております今日の不況の中で、中小零細企業への緊急対策を真剣に迫った我が市議団の要求質問にもかかわらず、現状維持にとどまり、痛みのわかる誠意ある対応が見られないままであります。「前市長はやったのかよ」と呼ぶ者あり)

公園整備費、緑化費の削り込み、区画整理事業への繰出金は前年度比4億7,000万円余りの減額。同じく下水道事業へは2億2,000万円余りの減額となりました。まちづく

り、都市基盤整備、とりわけ下水道は100%普及目標年次を平成13年から20年へと大幅に先延ばしをしてしまいました。まさに重大な後退と言わざるを得ません。

一方で、公共施設建設基金など四つの基金への積み立ては36億7,200万円に達しています。

馬場市長は市の財政は大変厳しいと言い続けておりますけれども、就任早々、高速道路課税はやらないと、みずからの自主課税権を投げ捨ててしまいました。

また、今予算委員会の質疑の中でも明らかになりましたように、消費税を転嫁しないと国に物が言えないなどと言っており、財政構造改革路線に追随する姿勢を明らかにしたのであります。このことは結局は住民に負担を押しつけるものであることを明らかにしたということにならざるを得ないと思うわけであります。

政府は明らかに地方財政法の趣旨に反すると指摘されても仕方がない、1985年から始まった国の生活保護、児童保護、義務教育教材、区画整理、下水道事業などへの国の負担金、補助金の削減を行い続けてまいりました。その累計額は14年間に81億4,800万円にも達したのであります。（「それに対して森田は何をやった」と呼ぶ者あり）減収補てん債の押しつけ額は合わせて76億円余り。さらに国の支出金の一般財源化によるカット分は、保健活動費や国民健康保険特別会計を合わせて8億5,100万円余りとなっております。これが今日の地方自治体、日野市の財政を困難にしている最大の原因となっているものであります。

この国の一方的な地方自治体への負担金、補助金の削減に対して、厳しく国に対処しなければならぬにもかかわらず、その姿勢が全く見られません。国に対する財政問題の対応が、広報、あるいは所信表明等によって明らかにしなければならないにもかかわらず、この点の対応が極めて薄弱だということは、根本的な地方財政の立て直しをすることはできないと言わざるを得ないと思うわけであります。

さて、こうしたもとでも、自治体の課税権に基づく新しい財源確保の努力は当然行っていかなければなりません。その一つに道路占用料があります。占用料は、元をたどれば革新市政時代から始まったものでありますが、今日の時点で建設省の示す単価計算でやれば、数億円の新しい財源を確保できる見通しがあるのであります。しかし、この問題についても積極的な姿勢は見られなかったのであります。

高い利率の政府債を低い利率の政府債に借りかえできるよう、国に積極的な働きかけを行って、市の財政負担を軽減していかなければなりません。このことを強く申し上げておきたいと思います。

さて、馬場市政を評価する上で、馬場市長自身の政治姿勢を見なければなりません。市長は市長選挙に際し、「みんな切ったじゃないかと言われても舵取りを変える」と表明いたしました。ことしの市役所の新年のあいさつでは、「教育とか福祉の分野もある面では見直しをしなければならない。その中には各種料金等の見直しも含まれる」と述べました。これらは住民への負担を繰り返して述べているということではありませんか。（「森田さんもやったじゃないかよ」と呼ぶ者あり）

今議会の所信表明で明らかになりました、関係民間機関との連携を図りつつ新しい保育の仕組みを打ち出し、民間頼みで公的責任を明らかにしませんでした。選べる学校システムは子供たちを一層競争に駆り立てることは必至であります。また、教育委員会が学校適正配置を市民に諮問している中で市長が学区域問題を言い出すのは、学校教育に対する介入と受け取られても仕方がないではありませんか。

馬場市政は消費税の転嫁、手数料など公共料金の見直しをあらゆる分野で検討しているとの考えを示しました。これは国の消費税増税、医療費値上げによる国民の9兆円負担増による不況で、さきに触れましたように市民の暮らし、営業は深刻の度を深めているものだけに、絶対許せないものであります。今、国民の世論は、消費税を3%に戻せというのが世論の大勢ではありませんか。このことを十分受けとめておかなければならないと思うわけであります。

また、「憲法」の垂れ幕を取り外し「経営感覚」にかえたことに見られますように、これは利益を追求する企業の手法を自治体行政に持ち込むもので、地方自治法に規定する住民の安全、健康及び福祉の保持を第一とする自治体の仕事とは相入れないものであります。（「ナンセンス」と呼ぶ者あり）軽視できない馬場市長の重大な政治姿勢を見ることが出来ます。

しかも、所信表明でさらに述べておりますように、「住民こそ主人公」を貫きました革新市政時代の第3次基本構想・基本計画が現状に合わない、軌道修正すると述べ、市政全般にわたる見直し、民間活力の導入などを推進すると表明しております。これは自治省が全国の市町村に強要しております住民犠牲の行革をそのまま市政に持ち込む構えであります。

以上述べましたように、今予算案は市民の世論に押されて福祉、教育の大枠は確保されたものの、市民とともに築いた革新市政の成果を切り崩すものも少なくありません。この予算を認めれば、馬場市政が国の悪政に追随する方向に舵を切りかえることは明らかであります。よって、今一般会計予算案に反対するものであることを表明いたします

て、意見いたします。

○議長（馬場繁夫君） 田原茂君。

〔17番議員 登壇〕

○17番（田原 茂君） それでは、公明市議団を代表いたしまして、馬場弘融市長の初めての編成となります平成10年度一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し述べたいと思います。

対前年比で0.9%増という超緊縮予算にもかかわらず、今後の少子高齢社会を見据え、民生費に何と対前年比で10億円増、教育費で7億3,500万円増という画期的な予算編成となりました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）老人家庭24時間巡回型ホールヘルパー派遣事業、在宅介護支援センター委託事業、高齢者民間賃貸住宅斡旋・公的保証人制度等は、我が会派が毎年の予算要望、あるいは一般質問等で再三にわたって要望し、訴えてきた事業であります。しかしながら、前森田革新市政では一顧だにされずに、ことごとく無視されてきた事業ばかりであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それも2000年導入予定の公的介護保険制度にはなくてはならない事業ばかりであります。昨年4月、馬場市長にかわって、このような事業がことごとく実現する運びとなり、感慨無量であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）いかに前革新市政が口先ばかりの市政であったかが痛感されるわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

例えば高齢者民間賃貸住宅斡旋・公的保証人制度については、実際のところ対象者はそんなにいないかもしれません。しかし、高齢者がアパートを探すときに一人でも悲しい思いを、困った思いをさせたくないという制度であります。一人のお年寄りを大切にするという福祉の本来の精神が反映されている事業であります。

もう一つ、馬場市長の福祉にかける思い入れをあらわした事業があります。それは高齢者無料入浴デー補助金であります。この事業は、平成8年度でひとり暮らしで65歳以上の高齢者に年間60枚配布されていた入浴無料券が、平成9年度、森田前市長によって対象年齢を70歳に引き上げ、なおかつ年間60枚の無料入浴券を24枚に削って福祉を後退させたものを、今回、馬場市長の手によって対象年齢を65歳に戻すとともに、さらにひとり暮らしという条件を撤廃をして、週1回入浴デーを設けて、すべての65歳以上の高齢者に健康維持のために入浴をしていただきたいと、事業の発展、拡大を図ったものであります。

昨年の4月の市長選でよく言われた、馬場市長にかわれば真っ先に福祉が削られ、福祉が後退をし、学校給食もなくなるということが、いかに何の根拠もない悪宣伝であっ

たかということが、今回の予算で満天下に知らしめられたと思うのであります。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）

ちなみに森田前革新市政は、24年間市政を担当してきて一体何を残していったのか。平成8年度当初予算調べの中では、例えば高齢者お一人お一人にどれだけの予算を配分したか。つまり65歳以上の人口で老人福祉費を割り返した数字では27市中15位。児童の数で児童福祉費を割り返した数字では27市中18位。人口で教育費を割り返した数字が27市中22位。そして教育費、前市長のつくられた平成9年度予算では、とうとう27市中どんじりです。27位。27市中27位。このようなどんじりの福祉予算を、前革新市政である森田さんがつくられてしまったわけであります。結局、森田前革新市政は24年間担当してきて、おやめになる直前の市の福祉や教育は27市中でもかなり低いレベルに落ちてしまいました。

福祉の中心拠点となるべき在宅介護支援センターも一つもつくってこなかったのであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）在宅介護支援センターのない市は、もう6市しかないのであります。ホームヘルパーの数も、類似団体である小平市と比べて178人も少ないのであります。

また、文化・スポーツも大変おくれてしまいました。総合体育館を持っている自治体24市中、その床面積では何と23位、ブービー賞であります。公民館の延べ床面積では27市中23位のどんじりであります。かつては日本一を誇った図書館行政も、延べ床面積では27市中8位、蔵書数では27市中6位に甘んじております。

もう一つ、ごみ問題についても最低の市となってしまいました。1月27日付の朝日新聞の「ごみワーストワン日野市」という記事が記憶に新しいところであります。これはすべて前森田革新市政の責任であることは言うまでもありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

さらに、平成2年には117億円近くもあった基金が、平成9年度末で21億円しか残っておりません。さらに借金も826億円も抱え、経常収支比率も98%と、まさに日野市の財政を破綻寸前まで追いやってしまったのであります。まさにこのような最悪の状態から馬場市長はスタートしたのだということを肝に命じておくべきであります。

このように大変厳しい状況の中、平成10年度予算案は福祉優先、教育充実、環境に配慮した内容となりました。ごみ焼却施設ダイオキシン削減対策工事なども特筆すべきものと思います。

おくれているスポーツ行政についても、万願寺グラウンド新設や、多摩平テニスコー

トの夜間照明設置工事なども、少しでも前進させようという心意気があらわれております。

市民サービスという点においては、多摩平支所の廃止に伴う代替措置として、豊田駅での連絡所の開設も評価するに値します。森田前市長は多摩平支所廃止に伴う代替措置については何も考えておらず、本庁に統合するので多摩平支所を使っていた市民は市役所まで来てもらうことになると言っていたのを思い出すにつけ、前森田市長は市民のことなど眼中になかったのではないかと思わずにはおれません。

また、一般質問等でも多くの議員が取り上げ、一向に進展しなかった豊田駅の駅前放置自転車の問題があります。10年度予算には350台の自転車を収容できる駐輪場設置工事費が盛り込まれました。工事内容としては、民間大手企業の土地を借用するなど、市民要望に何としてもこたえようとする馬場市長の奮闘ぶりが伺えるものであります。民間大手企業を冷たくあしらい、山梨県忍野村へ追いやった前市長とはえらい違いであります。

以上、大変厳しい財政事情の中、前市長ではできなかった少子高齢化対策としての抜本的、実質的な福祉の充実、前進がなされ、教育にも力を入れ、環境にも配慮しつつ、めり張りをつけた都市計画事業が盛り込まれた平成10年度予算案を高く評価するとともに、今後とも市政全般にわたる不断の見直しによる行政改革に取り組み、市民の期待にこたえていただきますことを強く要望し、意見とさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

〔19番議員 登壇〕

○19番（小川友一君） それでは、日野市議会民主クラブを代表して、平成10年度一般会計予算の原案に賛成する立場で意見を申し上げます。

平成10年度予算は、過去24年間続いた共産党主導の森田前市長にかわって、保守中道の馬場市長によって編成がされた初めての当初予算であります。

バブル経済崩壊後、長期間にわたる景気の低迷は、回復の兆しを見せるどころか、停滞の状況が続いているところであります。しかも、今月13日に経済企画庁が発表した平成9年10月から12月期までの国内総生産、いわゆるGDPは、年率換算で0.7%のマイナス成長となっており、平成9年度の実質成長率は、第1次オイルショックの昭和49年以来、23年ぶりにマイナス成長になることが確実であると報道がされている状況であります。

ここ数年間の景気の低迷は、森田前市長の無計画な財政運営によって、本市の財政状

況は急激に悪化の一途をたどってきています。このことは経常収支比率を初めとした各種の財政指標によって、これまで何回も私を初め我が会派が指摘をし、明らかにしてきたところであり、事業を執行する投資的比率が6.6%に落ち込んでしまっている状況を見ても明白であり、中でも平成元年に150億円も積み立てられていた財政調整基金、そしてまた公共施設建設基金等の基金を思うがままに大部分を取り崩してしまった行為は、市民の大切な血税を運用する権限を持つ市長としての責任ははかり知れないものがあると考えます。

その上、前市長当時与党であった共産党が、「福祉の日野」、「教育の日野」と、あたかも福祉も教育も先進市であるがごとく宣伝をした、その日野の福祉と教育の実態はどうだったのでしょうか。

平成8年度の27市の普通会計による市民1人当たりの決算額は、民生費が8万3,200円で27市中21位であり、教育費は3万8,900円で27市中24位といったていたらくであり、しかも教育費が24位といっても、内容的に他市と比べ、市立幼稚園を7園持っているということ、そしてまた、学校給食が自校方式による完全給食で、給食調理員は正規職員であること等を勘案すれば、この24位は限りなく最下位に近い状況であり、「教育の日野」どころか、まさに革新市政は教育に不熱心であったと言っても過言でないと思います。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）

このような厳しい財政環境の中で、馬場市長は当初予算の編成に当たらざるを得なかったわけではありますが、三多摩27市中12市がマイナス予算を組む中で、たとえ0.9%の増であってもプラスの予算編成を行った行政努力は大いに評価するものであります。

さらに内容的にもおこなっている福祉、教育費に財源を重点配分をして、民生費は7.5%アップの147億2,500万円強に、教育費は12.6%アップの65億6,600万円強にと大幅な増額を図っています。昨年の市長選挙に、馬場市長が誕生すれば福祉は切り捨てられ、学校給食は質が落ち、温かい給食が食べられなくなってしまうがごとくの悪宣伝を繰り返してきた前市長の与党の方々は、今年度の予算編成を見てどのように市民の皆様申し開きをするのでしょうか。

平成10年度の予算審議に当たっては、新規事業を含む主要事業が多く目につくところであり、福祉関係では平成12年開設の介護保険導入に先駆け、老人家庭24時間巡回型ホームヘルパー派遣事業や、国保加入者と社会保険加入者との差をなくすため、乳幼児医療の所得制限の緩和を行い、65歳以上の高齢者の方に無料で入浴をサービスする事業、そしてたんぼの家に対する建設費補助等、11項目で6億8,200万円強が計上されており、

市長が所信表明で述べたとおり、社会的弱者に対する心配りが十分に感じ取れる施策が講じられているところであります。

また、環境保全整備関係では、ごみ焼却施設のダイオキシン削減対策工事費や、ごみゼロの運動を進めるための徹底したリサイクルと分別収集を推進する経費、そして必要経費を最小限に抑え、市民参画型で実施する市制35周年記念コスモスクエア事業等、8項目で3億4,000万円強が計上されております。

都市基盤整備関係では、日野駅前に環境防災型公衆トイレの設置、そしてまた、まさに民間活力を導入しての豊田駅北第5駐輪場の新設等、特別会計事業も含めて10項目で69億6,900万円強が計上されているところであります。

教育関係では、小中学校にパソコンを導入する事業や、中学校の部活動に外部指導員をお願いする事業、今後の観光行政に大きく期待の持てる「新選組資料展」の開催、生涯活動の場としての多摩平テニスコートの夜間照明設備工事や、青少年育成のために少年野球場の新設等、10項目で9億7,000万円強が計上されているところであります。

そして、これからの情報化社会に対応するためのインターネットのホームページ開設や、市役所市民課の豊田駅連絡所の開設等、新規事業が盛りだくさんであります。

そして、以上の主要事業は、馬場市長が公約として発表されたものや、所信表明の際語られた市政運営の基本方針を一つ一つ具体化されたものであって、このように財政の厳しいときに、市民福祉向上のため一步一步着実に前進を図ろうとする馬場市長の姿勢は高く評価されるべきものであり、関係職員の努力とともに敬意を表するものであります。

しかしながら、さきにも述べたとおり、我が国の経済情勢は先行き全く不透明で、近い将来、景気が回復する見込みはなしとしなければなりません。市の財政は当分厳しさが続くことは確実で、さらに厳しが増すものと考えなければならないと思います。この困難な時期を乗り越えるために、まずみずからを律する意味からも、行財政改革に強力に取り組まなければなりません。徹底的にむだを排除し、節約に努め、効率的な行財政の執行が望まれるところであります。

その上、受益者負担の原則の中で、市民に理解を求めつつ、使用料や手数料の改定の検討にも着手をする時期だと考えます。さらに消費税の転嫁問題についても検討すべき時期だと思います。なぜならば、下水道を利用している市民の方の下水道使用料にかかる消費税は、下水道を使用することが物理的にできない30%を超える多数の市民の方からの税をも含めて、長い間、市の予算で負担しているという不合理を忘れてはならない

からであります。

また、前市長が平成10年度に公共下水道普及率を100%にすると市民に公約をしておきながら、その前年度、すなわち平成9年度に事業費を12億円も減額してしまった無責任さは記憶に新しいところであります。

立ちおくれた都市基盤整備は急務であることは言うまでもありません。しかしなら、債務負担行為の後年度の累計額が1,500万円にも上り、まさに財政状況が厳しい中、公共下水道や区画整理事業の予算の切り込みを行わざるを得なかったことは理解するところであり、それぞれの事業とも重点事業を絞り、めり張りのきいた事業展開を行っていくとのことでもあります。どうか前市長のように市民に対するリップサービスではなく、現状の財政状況に沿った事業計画及び財政計画を立て直し、市民の皆様にご理解をいただき、文化生活のバロメーターと言っても過言でない下水道事業やまちづくりに一刻も早く着手をしていただきますよう期待をしております。

幸い、馬場市長は森田前市長と違い、東京都や国に積極的に足を運び、本市の実情を訴え、市長会の仲間と連携を取りつつ、上位に対し力強い運動展開を行い、行政再建に向け努力をしているように感じています。どうかこれからもさらに一層行動する市長であっていただきたいと願うと同時に、さきにも述べた行財政改革等にも力を入れ、財源の確保に努力をしていただきたいと念願をしております。

そして、それらの財源をもとに福祉、教育、環境等のさらなる充実はもちろん、おこなわれている基盤整備にも財源を回し、16万4,000市民の声なき声にも意を注ぎ、幅広い市民の要望と期待にこたえられるよう一層努力されんことをお願いするものであります。

最後に、平成10年度予算は福祉優先、教育充実、環境に配慮した内容であり、その予算審議に当たり共産党議員団が修正案を提出することなく、単に原案に反対したことは、市民の付託にこたえることなく、議会人としての責務を果たすことなく予算の審査を行ったのかと疑問を強く感じたことを申し添え、民主クラブの総意としての原案賛成の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって、議案第22号、平成10年度日野

市一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後4時35分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第23号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長 登壇〕

○特別会計予算特別委員長（執印真智子君） 去る3月20日に開催されました特別会計予算特別委員会の議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私、執印真智子、副委員長には黒川重憲委員が選任されたことを最初に御報告申し上げます。

それでは議案第23号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算の審査報告を申し上げます。

主な質疑として、老人保健医療費拠出金・負担金についてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第23号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第23号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長 登壇〕

○特別会計予算特別委員長（執印真智子君） 議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、万願寺区画整理事業の終了予定時期について、豊田南区画整理事業の地方道路整備臨時交付金についてであります。

意見としては、豊田南区画整理事業について、効率的に事業を進めるべきであるとの意見が出されました。

採決の結果、議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小島久君。

〔10番議員 登壇〕

○10番（小島 久君） 議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、原案に賛成の意見を述べさせていただきます。

日野市の土地区画整理事業は、現時点で市施行6カ所、組合施行9カ所、合計15カ所に及ぶ、総事業費1,860億円にも及ぶ事業を行っております。この土地区画整理事業の歴史は古く、昭和35年、いわゆる首都圏整備法が制定されて以来、この法律に基づいて東京近郊から50キロ圏内にそれぞれ市街地開発整備の区域に指定されております。御存じのように、この区域の指定によって日野、八王子地区が指定されました。これにより、昭和39年に初めて平山台の土地区画整理に着手したわけであります。続いて41年神明上、順次施行を行い、現在10カ所に及ぶ508ヘクタールの区域でまちづくりが完了いたしました。

しかし、どうでしょう。昭和48年に森田市長が就任をしてから57年までの間、10カ年間は新しい土地区画整理事業に着手することはありませんでした。いわゆる福祉優先の方針を取ったために、この土地区画整理事業の基盤整備が凍結の状態にございました。したがって、そのしわ寄せが今日に来ておることは論を待たないわけであります。

おこなわれている基盤整備は、日野市にとって、また住民にとっても最大の関心事であります。何としても事業を推進していかなければなりません。そういう意味で、平成10年度の土地区画整理事業も、それぞれの事業計画、資金計画に沿って計画されたものでございまして、この苦しい財政状況にもかかわらず、市民要望にこたえるための所期の目的に沿って事業を推進するべきものと思います。

したがって、それらの件はこの予算の中に十分反映をされております。そういう意味で賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって、議案第24号、平成10年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長 登壇〕

○特別会計予算特別委員長（執印真智子君） 議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、料金の値上げ、消費税の上乗せは考えているのかであります。

意見としては、国・都から補助金の確保をするべきであるとの意見が出されました。

採決の結果、議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計予算は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

〔30番議員 登壇〕

○30番（小山良悟君） 平成10年度下水道事業特別会計予算案に賛成の立場から、民主クラブの意見を申し上げます。

今度の予算案は、厳しい財政状況の中で財政配分を大所高所から配慮しており、市民要望にこたえた見事な予算案であります。予算案から次のことが読み取れます。

第1点は、議案上程の際に説明があったように、既に整備の進んでいる区域の使用開始を早める事業計画を立てていること。第2点は、各幹線へ接続可能な区域を中心に整備を進める計画であること。第3点は、供用開始できるまでに年数のかかる先行投資的な面整備を避けていること。第4点は、集中的に整備を進め投資しますと、公社債の年間の返還額が多額になり財政圧迫の要因となるので、事業計画の延伸を図り、単年度の返還額の軽減を図っていること。

以上の理由のとおり、非の打ちどころのない考えた予算案であり、これまで無策であった森田市政では見られない予算となっています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）財政状況を現実的に踏まえた責任ある予算案と言えます。

下水道の整備については、もともと森田市長の失政が今日の状況をつくっています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これまでに都下27市のうち、既に15市が普及率100%となっており、90%以上となりますと、22市がその数字を超えております。24年間も市政を担当した森田共産党市政がバブル経済がはじける前に完成させておいてくれたならと悔やむばかりであります。

下水道に限らず、あらゆる分野でおくれを取ってきた森田市長の罪は大きいものがあります。厳しくなった日野市の財政状況の中でバトンタッチを受けた馬場市長が、前市長のツケを背負いながら、めげずにくじけずに行動する市長として頑張っている姿勢に拍手を送り、平成10年度下水道事業予算案の賛成意見といたします。

○議長（馬場繁夫君） ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって、議案第25号、平成10年度日野市下水道事業特別会計の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算、議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長 登壇〕

○特別会計予算特別委員長（執印真智子君） 議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、料金の改定はあるのかであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

特に質疑、意見なく、採決の結果、議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

特に質疑、意見なく、採決の結果、議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、人件費比率は新病院でどのぐらいになるのか、コンピューターの借りかえについてであります。

採決の結果、議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上4件、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。特別会計予算特別委員のメンバーの皆さんは既に質疑は終了しておりますので、発言を控えていただくように、御協力よろしくをお願いします。（「議長横暴」「おかしいよ」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 質疑の中で資料を請求いたしまして、その資料がきのう届いたものですから、その資料に従って質疑を、その部分に関してだけさせていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思ひんですが。

○議長（馬場繁夫君） 既に意見の場になっておりますので、意見がありましたら、意見を述べてください。名取美佐子君。

〔6番議員 登壇〕

○6番（名取美佐子君） 質疑の中でも申し上げましたとおり、コンピューター導入に当たりましては、大変高額なものですから、慎重にやはり導入していただきたいという思いがあります。

今回質問の中で、入札がなかったということで、やはり東芝のものをそのまま東芝にする理由が、特に私が聞いた範囲では理由としては納得できなかったわけです。というのは、新しいコンピューターに、全く違うメーカーに変えてしまうと不都合があるのかどうかという点につきましては、新病院になったときはまた白紙撤回で、新しいものでも別に大丈夫だということですから、今回もきちっと入札をして、やはりしっかりと値引き交渉をしてほしかったなという思いがあります。やはり市民の貴重な税金を有効に使っていただくという立場から、これからもそういう意味ではしっかりと入札をして、値引き交渉をしていただきたいという思いが強くなります。

まだ、先ほど質問できませんでしたけれども、新しい端末を何台買うのか。端末が継続で27台分になっているんですけども、新しい機種がどういう、何台分入って、今、何台使っているのかということを知りたいんですが、それがわからないために、この部分について引き続き調査していきたいと思ひます。

一応、病院の全体の会計に対しては反対はいたしません。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。

本4件に対する委員長報告は原案可決であります。

本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号、平成10年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成10年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成10年度日野市老人入院共済事業特別会計予算、議案第29号、平成10年度日野市立総合病院事業会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第24、紹介議員の取り下げの件を議題といたします。

請願第10-10号、猫の不妊手術の助成に関する請願については、執印真智子君より紹介議員の取り下げ願が提出されております。これは担当常任委員会委員長に就任したためであります。慣例により、申し出のとおり紹介議員を取り下げることといたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

これより請願第10-11号、0～3歳児保育の充実と保育時間の延長についての請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（執印真智子君） 請願第10-11号、0～3歳児保育の充実と保育時間の延長についての請願について、審査経過並びに結果を御報告いたします。

この請願は、父母が安心して子供を保育園に預け、働き続けることができ、子供たちが豊かに育つことを保障するという保育行政の姿を一層発展させてほしいという趣旨の請願です。

質疑といたしましては、地域よっての待機者の偏りはあるか。女性が働きやすい社会づくりのためにも積極的に対応してほしいが、民間での可能な保育園はあるか。低年齢児の枠の拡大について、市の考え方はあるのか。たまだいら保育園の仮設園舎はゼロ歳児も含まれているのか。含まれていないなら含めることができないか。幼稚園の空き教室など施設面を有効活用して行えないかというものがありました。

意見といたしましては、財政の伸びなども考慮しつつ、できることとできないことをはっきりとさせながら具体的な計画をつくってほしい。ゼロから3歳は福祉の観点だけでなく、女性の地位向上の観点でも検討してほしい。市立幼稚園の活用も検討してほしい。

い。延長保育については長時間保育はいかがかと思うが、枠の拡充については十分検討してほしい。市立保育園で可能な部分から進め、その上で民間保育園との協議をしてほしい。まずは精力的に枠の拡充をしてほしい。請願項目の早期実現をしてほしいなどの意見が出され、全会一致、採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、請願第10-11号、0～3歳児保育の充実と保育時間の延長についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第33号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第33号、日野市監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 本件については福島盛之助君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

〔29番議員 退席〕

○議長（馬場繁夫君） 本件について、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

福島盛之助君を日野市監査委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、福島盛之助君を同意することに決しました。

福島盛之助君の除斥を解きます。

〔29番議員 着席〕

○議長（馬場繁夫君） よって、議案第33号、日野市監査委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第34号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第34号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会の委員に奥住壽氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。本件については、質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議員提出議案第1号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 議員提出議案第1号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

案文はお手元に配付しました要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第2号、所得税・住民税減税を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 議員提出議案第2号、所得税・住民税減税を求める意見書の件でございます。

案文につきましては、お手元に配付してあります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 所得税・住民税減税を求める意見書について、日本共産党を代表して意見を申し上げます。

今日の景気の落ち込みは、この意見書にも書かれてありますように、昨年4月の消費税率引き上げや特別減税の廃止、つけ加えれば医療保険の改悪などを引き金としたものであります。その意味では、橋本自民党内閣の重大な失政の結果だと言えると思います。

ところが、政府はこの政策の誤りを認めず、不況対策も全く逆立ちをしているという状況です。財政構造改革で医療や福祉を削ってさらに消費を落ち込ませる、こういう政策を進めながら、一方では銀行に税金を投入する。また従来、何十兆円という公共事業による不況対策をやってきたけれども、全く成果が出ていないにもかかわらず、さらに補正予算で公共事業を膨れ上がらせる、こういう立場を取っているわけでありまして。こ

れでは全く景気の効果はありません。

日本共産党は、消費税引き下げ中心に7兆円の減税を要求しております。消費税の引き下げこそ、消費を促す最も効果があるということは明らかであります。先日の朝日新聞の世論調査でも、66%の国民が減税を要求し、しかもその3分の2が消費税を引き下げしてほしい、こういうふうな世論でも支持されているところであります。

この意見書の中身は、減税の額を4兆円に限定をし、しかもその中心が所得税や住民税を中心の減税というふうになっている点で極めて不十分なものでありますけれども、しかし、やらないよりは前進するという点で多少の効果はあるという点で、一応賛成をしたいというふうに思います。

以上、意見表明しました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第2号、所得税・住民税減税を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第3号、保育施設の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 議員提出議案第3号、保育施設の充実を求める意見書の件でございます。

案文につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 日本共産党を代表して意見を述べさせていただきたいと思っております。

今回の児童福祉法の改正というのは、国の措置義務を外して保育の商品化を伴うという点では問題点を抱えています。しかし、衆参両院の附帯決議は、この法改悪に歯どめ

をかけるものであって、その趣旨に照らして保育施設の充実を求めるという今回の意見書の内容ですので、日本共産党としては、今回の児童福祉法改正は、国が責任を持って保育をするべきであるということを、措置義務を外してその放棄につながるという、そういう立場を明らかにした上で、この意見書の趣旨には賛成の立場を表明したいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第3号、保育施設の充実を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後5時07分 散会

3月26日 木曜日 (第6日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第6号)

3月26日 木曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成10年3月26日(木)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時07分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、緊急融資など中小企業への不況対策を急げの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（中谷好幸君） おはようございます。通告に従いまして、緊急不況対策について質問をいたします。

この問題は、予算委員会でも質問したところでございますけれども、まず最初に、そうした質疑も踏まえまして、今日の景気の落ち込みの実態、市内の中小業者の実態について、どのように把握され、市としてはどのように対応されようとしているのか、総括的にお答えいただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 中小企業を取り巻く背景について説明させていただきます。

中小企業を取り巻く状況につきましては、この1月に民間信用調査機関の帝国データバンクがまとめた調査結果によりますと、多摩地区での企業倒産件数は、過去最高であった1995年の304件を大幅に上回る362件であり、全国の企業倒産件数においても、負債額1,000万円以上の倒産件数は1,502件と、1月としては過去最悪と言われる数字が示されております。

また、売り上げについて見てみますと、大蔵省が3月11日に発表した昨年10月から12月期の法人集計によりますと、前年同期に比べ4.4%減、過去2番目、40年ぶりの大幅減と言われておりまして、この主な原因は、景気の不透明感、所得の伸び悩み、消費税の影響などであると言われております。

このような背景の中、企業融資についても、国民金融公庫が2月5日発表した1月の融資実績によれば、前年同月より38.9%増の1,344億円となり、49年公庫設立以来、1月としては最高額となり、民間金融機関の貸し渋り傾向が、政府系金融機関を頼りにしていることがうかがえるところであります。これらの背景の中で、現在企業が抱えている状況が、非常に深刻な状況であることを十分認識しているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 景気の落ち込みの実態、いろいろ指標で明らかにされたと思います。新聞には、経営の困難から中小零細業者が自殺に追い込まれるというニュースが相次いでおります。私の身近なところでも、酒屋さん、米屋さん、ガソリンスタンドが相次いで店じまいをされましたけれども、表に見えないところで、例えば左官屋さんが、仕事が全く来ないということで、失業状態にありますし、畳屋さん、大工さんは、月に5日か6日しか仕事来ない。こういう訴えがあります。また、店じまいにこそなっていないけれども、御近所の親子3人でやられてこられたクリーニング屋さん、御主人と息子さんはついに勤めに出て、奥さんが一人で細々と商売をされている、こういう実態があります。

確定申告の時期が過ぎましたけれども、税金相談に乗っている人のお話では、中小業者の経営の実態は、驚くべき深刻さで、とても税金を払えるようにない、そういう業者から、融資を受けるためには、無理をしても税金を払いたい、こういうふうな相談が相次いでいるということでもあります。恐らく資金繰りで夜も眠れないような市民も今たくさんおられるのではないかとこのように思います。中小零細業者、あるいは中小企業に勤める市民は、日野市民の多数を占めています。市民の最も身近な自治体が、こんなときこそ、みずから持てる力を最大限発揮し、お役に立てる、このことが求められているのではないかと思います。

不況に対する緊急対策については、昨年12月の本会議、あるいは予算の審議の中でも質問いたしました。質問に対する答弁は、率直に言って私はそっけないものだという印象を受けました。昨年の議会で助役からは、「当面のことも必要だが、長い視野に立って考えていかなければならない」という答弁をいただいておりますし、今議会で市長から、「他市に劣らない取り組みをしていると自負している」と、こういうふうな意味の御答弁もいただいたところであります。「景気の問題は国の問題だ。地方自治体の権限は限られている」、このような意味の答弁も、助役からいただいたような記憶をしております。

確かに今日の景気の落ち込みは、橋本自民政権の失政の結果であるということは明白であります。消費税の増税など、国民から9兆円もの所得を奪ったことが個人消費を冷え込ませました。しかも政府は、みずからの政策的な誤りを認めようとはしておりません。財政構造改革で、医療や福祉をさらに削り、その一方で、大蔵省の役人に賄賂を贈っていた大銀行には税金を投入する。景気対策としては、全く従来型で、景気効果がないことが既に確かめられているゼネコン奉仕の大型プロジェクト中心の公共事業に、

補正予算を組んでまで税金を投入しようとしているわけであり、個人消費が冷え込む以上、個人消費を直接温める消費税の引き下げこそ、景気対策に最も効果のある対策であることは明白であります。

また、大型プロジェクト中心の公共事業を削って、不足している福祉や教育施設の建設、住宅や下水道など生活基盤を優先に公共事業を転換することや、公共事業や軍事費のむだを削って、福祉や教育の予算に回すなど、日本の真の意味での財政構造を改革してこそ、雇用の場をふやして景気を回復し、国民の暮らしを豊かにすることができることは明らかだと思っております。

私ども日本共産党は、国民の皆さんとの共同で橋本自民党政権の、まるで逆立ちした政策の転換を目指しています。

しかし同時に、住民の身近な自治体で、中小企業振興対策は抜本的に強化すること、とりわけ自治体の権限をフルに発揮して、緊急の不況対策を実施することが求められていると思っております。

そこで、緊急の不況対策について幾つか提案しながら、市の考えをお聞きしたいと思います。

まず、中小零細業者に対する緊急融資制度の問題であります。日野市にも緊急融資制度はあるわけでありましてけれども、中身は、手続や融資を受ける要件、資格において、他の制度と変わりなく、ほとんど利用されておりません。現行の制度が受けられない業者を救済する受け皿となる緊急融資制度を新たに作っていただきたいと思っておりますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 緊急融資制度につきましての御質問でございます。こうした不況下におきまして、各市とも景気対策に応じた制度を検討しているということをご承知しております。しかし、日野市では、市の中小企業事業資金融資あっせん制度は、長期プライムレート連動型利子補給1.5%、実質貸し出し率0.8%、こうした利率は、27市中トップレベルであるというふうに考えております。また、かつ、日野市の制度では、運転資金が1,000万円、設備資金が1,500万円、これらの併用型になりますと、1,800万円と、通常の融資に比べて非常に高い数字を示しております。さらに、緊急資金350万円との抱き合せを行いますと、最大で2,150万円という数字でございます。各市の緊急融資限度額が300万円から500万円という数字と比べましても、優位性があるというふうに考えております。現在の制度そのものが、緊急融資制度、そうしたものになっている

ということと言っても過言ではないというふうに考えております。

さらに、日野市で直接扱っております中小企業事業資金、これらのほかに、商工会で小規模事業育成条例に基づく融資を行ってもらっております。これらにつきましては、合わせますと相当額の融資の額になるというふうに考えております。

こうした制度を持つ中で、緊急融資制度を設けることは、現在のところ、財政事情などから、非常に難しいと考えておりますが、さらに可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 日野市の中小企業融資制度が利子補給においても、またその限度額においても、非常にすぐれた施策だということは私、認めております。その前提の上で、そうした制度が受けられない方、例えば納税証明、1期でも納められていなければ、これらの制度というのは、窓口で受けることができなわけですね。最初の前提が成り立たないわけです。そういう事態が本当に深刻に今広がっているわけですね。これは各市でも同じような状態で、そういうふうな融資からはねられる業者に対する救済制度、受け皿資金としての別枠の緊急融資を今各市でやっているわけです。私はそのことを今質問しているんですよね。

私の調べた範囲でも、こういう信用保証協会の保証ではなくて、市が直接債務保証する形、そういう融資制度が中野区、豊島区、大田区、三多摩でも三鷹市、そして今度新たに狛江市が準備をすると。確かに限度額は、100万円とか200万円とか、非常に小口のものでありますけれども、今本当に緊急な事態、ほうっておけばサラ金にも手を出すと。生きるか死ぬかの苦しみ抜いている方々に手を差し伸べる、そういう制度が、地域経済を守っていく上で、どうしても必要だ、こういう認識でこれらの自治体も、こういうやり方に取り組んでいるわけです。

今後、検討するということなんですけれど、今後の問題ではなくて、今緊急の問題として、ぜひ検討していただきたい。で、市が債務保証するということについては、これまでも、いろいろ問題があるということ言われてきたわけですが、そういう問題をクリアする形で、いろいろ知恵を絞って、これらの自治体は取り組んでいると思うんです。少なくとも、これらの自治体がどういうふうにしてやっているのかということ、すぐ調査する。今後検討じゃなくて、すぐ調査する、そういうふうには言えないでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） ただいま市が債務保証というお話がございましたが、平成8年、9年、これらの融資の実績を見ますと、15億円を超える数字の貸し出しが、融資が行われております。こうした数字を考えてみますと、返済ができなくて、信用保証協会で代位弁済をしている現状が資料によりますと、4%を超えるを代位弁済率になっているようですので、15億円をそのまま掛けますと、6,000万円から7,000万円というような数字になってまいりまして、現在、中小企業対策で計上しております予算を倍額しませんと、対応がとれないというようなことにもなってまいります。こうした財政状況下の中で、非常に難しい数字が考えられるというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 財政的な状況というのは、どこの自治体でも同じですけれども、みずからの自治体の財政の困難さと、しかしながら、市民の置かれている実態ね。今、金融システム安定化だと言って、たくさんの税金を政府は投入しようとしているわけですけれど、本当に地域経済の仕組み、地域の文化や経済を支えているこの仕組みを守るために、緊急の事態。もし破産をしていく、ほうっておいてそのまま見逃して破産していくというのは、余計被害が大きくなるわけですから、そういうふうな問題に対して、きちっとした対応、少なくともどうしたらできるのかというような研究をするのは当然だというふうに思います。

それで、そのことを強く指摘しておきたいと思うんですが、今、財政の問題を言われましたので、続いて、お金を使わなくても、今問われているのは、市の姿勢だと思うんです。すぐ何か言うと、財政の問題だということになると思いますけれど、いかに今の実態というのをつかまえているのか、姿勢の問題だと思うんです。それで、お金を使わなくてもできる緊急不況対策についてお尋ねしたいと思います。

一つは、今、市内の業者はどこでも、仕事不足が深刻であります。これまでも市内業者、地元業者への市の発注では、努力をされてまいりましたけれども、さらに地元発注率を高める努力をしていただきたいというふうに思います。このことは単に担当の産業振興課やあるいは管財課のセクションでできる問題ではないというふうに思うんです。それこそ全庁すべての職員が、どうしたら地元の業者に、この仕事不足で苦しむ業者に仕事を回すことができるのかということ、もう1回仕事を洗い直して、ぜひよく検討していただきたい。これはできることではないかと思っておりますけれども、お尋ねしたいと思います。これが1点です。

二つ目は、98年度予算が成立をいたしました。これから執行することになるわけです

けれども、今日の深刻な仕事不足に対応するためにも、前倒し発注の努力ができないかということでもあります。可能なものはできるだけ早く発注する、そのことだけでもかなり効果が上がるのではないかと思いますけれども、このことについてもお考えをお聞きしたいと思います。

三つ目に、下請業者の保護についてであります。これも今まで私も何回も質問してきたところです。とりわけ建設工事については、独特の重層的な下請構造がありまして、さまざまなトラブルが生まれています。市が発注する仕事については、元請業者に対して、できるだけ地元の業者を使うようお願いするとともに、契約は書面で結ぶこと。一括下請はしないことはもちろん、適正な単価で下請に出すということ。代金払いは手形でなく、できるだけ現金払いとして、手形の場合も、短期間とするということ。前払い金を受けた場合は、資材の購入や労賃など、下請に速やかに、現金でこういう部分については払うということ。こういうことを、仕事を発注する市として徹底する、このことが大事じゃないかと思うんです。

この3点について質問をしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 地元業者への、地元への発注率を高めるということでございます。この件につきましては、契約、管財、総務部のみだけではなくて、あらゆる場面におきまして、地元の業者の育成も含めまして、庁議等でさらに努力をしていきたいということで進めております。それぞれの企業体を組む場合にも、どうしたら地元の業者が入れるかというような視点で検討もし、また市長みずからも、庁議等で極力そういった工夫をするようにということでございます。契約の方でも、その視点でそれぞれ業者選定、入札等の行為を進めているところでございます。

それから、2点目の前倒し発注ということでございますけれども、総務部の契約の立場といたしますと、それぞれ主管部局で事業計画を立てて、でき上がった時点で、契約行為という形になりますので、極力それぞれの主管部局が早目に計画を立てていくというようなことは、今後とも全庁的に各部局へ要請していきたいというふうに考えております。

それから、下請業者への保護ということでございます。これも契約の立場でございますけれども、今御指摘のありましたように、現金払い、あるいは短期、あるいは手形等を極力避けるといったようなことにつきましては、国あるいは都を通じまして、そういった代金の支払いの適正化等についての通知も来ております。日野市の総務部といたしま

しては、それぞれ業者への現場説明の際には、文書をもちまして、今御指摘のありました内容等を具体的に提示をして、それぞれ、まあ指導というとおかしいんですが、前提としての契約行為、入札行為に入るといような姿勢で臨んでおります。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 地元発注については、引き続き努力をしているというふうなお話でした。ぜひ、分離分割発注の採用だとか、さまざまな努力を、それぞれのところでやっていただきたいと思うんです。

少し具体的にお聞きしたいと思うんですが、例えば今度の予算で、防災環境型トイレというのが予算化されました。4,700万円。普通のトイレの建設などは、これは地元の業者が十分できる仕事だというふうに思います。ところが、実験段階にあるソーラーシステムだとか、水循環システムなどということになると、こういう仕事も大手にとられてしまうのではないかというふうな心配を私はします。むしろ今、大手の建設会社などは、こういうような仕事にも、いろいろな付加価値をつけて、水循環だとか、環境だとか、売り込んでいるわけですね。そういう点も十分留意しなくちゃいけない、注意しなくちゃいけないと思うんです。あるいは東光寺の市営住宅の建て替え工事が、事業が進むということになっていきますけれども、これは地元の建設業者でも十分できる仕事だと思うんです。

ところが、市営住宅では、これまで幾つか、PC工法というような工法を採用して、わざわざ大手に発注すると。発注せざるを得ないというような事態もありました。私は、こういうことはぜひ避けていただきたい。どうしても技術的という場合も、やっぱり、地元業者に分離分割で発注すると。例えば市営住宅で言えば、畳も窓ガラスも塗装も、大手に頼めば、市外の業者が入ってくるわけですね。地元で分割して発注する。こういうのは多分、発注のときに、いろいろ手間がかかる、大変なことだと思うんですけれども、こういう努力もすべきではないかというふうに思うんです。この点について、一つ聞いておきたいと思います。

それから、もう一つ、このことに関連してですけれども、市内業者の発注の努力については、いろいろところで努力がまだまだできるのではないかと思います。例えば、障害者のリフトを設置するというような給付の事業が福祉のセクションであるんですけれども、メーカーに発注して、メーカーが大工さんを雇うというやり方もまだ多くやられているようです。こういう点でも、直接大工さんに発注をして、そして大工さ

んがメーカーから材料を取り寄せると、こういうふうなやり方に変えれば、かなり変わってくるのではないかというふうに思います。こういうような努力もぜひやっていただきたいというふうに思います。

この2点、地元発注を促進する上で、ぜひ具体的な検討を進めていただきたいということを質問したいと思います。

それから、二つ目の前倒し発注についてですけれども、これについても、総務部だけでは対応できない問題で、できるだけ計画を早く出すというような要請はしていきたい、というお答えでした。ぜひ、やっていただきたいと思います。よく市民の皆さんから、年度末になると、何であんなに道路工事をやっているんだという質問が出るんですね。担当部局に聞いてみると、計画どおりやっていて、たまたまそうなったんだと、必ず答えが返ってきます。

しかし、一方で業者に聞くと、やっぱり年度末は仕事が込んで大変だと。これは私も、建設関連の民間企業で働いていましたから、官庁の発注する仕事というのは、予算が通ってから仕事が始まるわけですから、どうしても年度末にしわ寄せがいくと。そうすると労働者も本当に大変で、何時間も残業しながら乗り切るといようなことを、私も本当に骨身にしみて体験してきたわけですが、本当に仕事を早く、できるだけ早く出してやるということは、ただ下請、仕事を出す先の話ではなくて、市民にとって、よい仕事をする上でも大事なことです。ぜひすべてのセクションにわたるこういう問題についても、ぜひ指示をしていただきたいというふうに思います。これは要望しておきたいと思います。

それから、下請の保護についてです。これについても、先ほど国や都の指導とあわせて、文書指導を行っている、お願いを行っているという御答弁でしたので、一層強力に進めてほしいということをお願いしておきたいと思うんです。私のところにも、下請業者が未払いで困ったと。どうかしてくれという相談が何件もあるんです。実際にね、で、お話を聞きますと、ほとんどの場合は、契約文書を交わしていない。口頭でね、こういうことをやっちゃいけないんです。口頭で約束を交わす、あるいはメモ書き程度というのが、この建設業界の実態なんですよ。仕事を請ける側と仕事を出す側の力関係というのは、本当にすごいものがあるわけなんです。こういう実態があるからこそ、ぜひ先ほど述べた点について、少なくとも市が出す仕事については、下請保護をきちっと出すようなですね、そういう指導を引き続いてやっていただきたいと思います。

地元業者発注の問題について2点質問いたしました。

○議長（馬場繁夫君） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 今事例に、防災トイレ、あるいは東光寺市営住宅の問題が出されました。これらにつきまして、総務部の契約の立場では、防災トイレ云々、あるいは東光寺の建設手法云々ということは別といたしまして、契約の立場では、あくまでも先ほど申し上げましたように、地元業者をどうしたらその中に取り込むというとおかしいんですが、参入することができるかというようなことで、随時検討し、その方針で今後も進めていきたいということで検討をして、実施をしている、努力をしているというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 障害者の関係がございました。障害者の住宅の増・改築ですとか、補修、あるいは日常生活用具の給付、こういった関係が地元の業者とも関係が出てくるわけでございますけれども、先ほど総務部長が申し上げましたように、地元の業者育成の立場で今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 建設部長、都市整備部長はいかがですか。市営住宅、トイレにかかわることで。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 具体的な施設のお話が出まして、私の方で担当をこれからするわけですが、例えば建物でいきますと、建物本体、それから電気、給排水、大きく分けて三つに分けられます。今のお話のように、なるべく細分化することによって、地元の業者への発注が可能になるだろうということで、その辺をにらみながら、なるべく細分化していきたいというふうに構想は練っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 工事の発注につきましての基本的な考え方につきましては、先ほど総務部長の方でお話があったとおりでございます。環境型のトイレの発注ということ、具体的な事例でございますけれども、これにつきましては、基本的には地元発注で十分対応できるのではないかなというふうに思っております。

ただ、ソーラーの部分だとか、それから循環の部分につきましては、多少特殊なもの

でございますので、それ以外につきましては、十分対応できるというふうを考えております。それ以外の都市整備部の中での工事等につきましては、基本的には地元業者の発注を大前提に考えて、工事の発注等を行っているということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 最後に市長に伺いたいと思います。幾つか具体的な提案を行ってまいりました。極めて私は控え目な、しかし最低限やってほしいということ、行政の努力でやれるということについて提案したつもりです。本当に今、市民の置かれている実態に心を寄せるならば、どうしても市民の奉仕者として、全体の奉仕者としての公務員が、力を合わせてやらなければならない仕事だと思います。緊急不況対策についてどのように考え、どのように対応されようとしているのかについてお聞きしたいと思いません。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 中谷議員から、現在の非常に長期化する猛烈な不況の中で、市内の中小企業者を守るために、緊急融資制度等々、市の施策についてさらに充実をさせるようにという趣旨の要望を兼ねた質問をいただいているわけであります。

お話の中でも出ましたが、かつては一番恵まれていると言われていた業種、お米屋さんでありますとか、酒屋、ガソリンスタンド、そういったものまでが店を畳むといひますか、やめざるを得なくなっているというような状況が出てきているわけでありまして、私もそういう経験がございますので、今度の不況は大変な不況だなというふうな認識を持っているところであります。

戦後初めて個人消費が、前年度よりもマイナスになった。きょうの新聞等読みますと、出版業界でも、戦後初めて、前年度よりもマイナスをしたというふうな報道もされております。私の知人の中にも、倒産をしてしまった。申しわけないけれども、御迷惑をかけるというふうな方も出てきております。そういう中で、議員御指摘の状況、現在の状況については、ほぼ同じような厳しい認識を持って眺めているところであります。

そういう中で、予算委員会の中でも、私申し上げましたけれども、市の、特に緊急融資対策等について申し上げれば、先ほど来部長がお話をしましたように、かなり一生懸命頑張っている。金額についてもふやしている、ということをおし上げておきたいと思ひます。

それと、質問の前提に、余り有効にその制度が利用されていないではないかというふうな趣旨の発言がございましたけれども、決してそうではない。昨年、またことし、ま

すます利用率が倍々というふうな形でふえているというふうな状況があるわけでございます、決して有効に今のシステムが機能していないとは思っておりません。

そういう中でございますけれども、やはり今の制度では、入り口でカットされてしまう方々を、何とか対応できるような、そういったことをですね、議員の御指摘にもありましたように、中野区、あるいは豊島区、三鷹市ですか、こういった例を参考にして、研究をして、取り入れることができるようであれば、検討する必要があるかなというふうに考える次第であります。

しかし、半面では、そういった厳しいところへの融資を認めるといいますか、保証していくというふうなことになるますと、果たして返済は大丈夫だろうかというふうなことにも当然話を持っていかなければいけないわけであります。そうなりますと、よく私も議会で指摘をされますのは、税とか、使用料とか、そういうものの収納率を高めよとか、あるいはもっともっとしっかりと取るべき方策を考えた方がいいんじゃないかという逆の面もあるわけでありまして、そうなると、非常に危険である。初めからこれは返ってこないかもしれないというふうに想定されるものについてまで、市が信用保証をしてどんどん貸し出すというふうなことが果たして公平な行政運営になるのかどうか、これもまた別な意味で検討していかなければいけない、このようにも考えたところであります。

それから、市の姿勢として、市内業者の発注をもっともっとふやせ、あるいは前倒しの発注をするようにと。特に建設業界においては、下請の業者がいじめられないような指導をするようにというふうな、あるいは工夫をするようにというふうなことでございます。部長からも答弁がありました、分離発注をさらに細分化をするような形で一生懸命市内の業者がですね、かかわりが持てるように、お仕事を少しでもとることができるような方策は今、一生懸命検討しているところでありますし、市が直接仕事をしなくても、市の予算が結構出されている事業につきましては、ぜひ市内業者もきちっと入れるような入札のシステムをつくってほしいということも、私の方から強く求めているところでございます。

そういったところで、確かに現在の不況の状況に対しての厳しい認識は持っておりますが、今回の予算案でも、私はまちづくりの面はかなり削り込みましたけれども、福祉とか教育というふうな分野については、一生懸命厚くいたしましたし、この産業振興という面でも、しっかりとふやして、そういった方策への方向性を出したつもりであります。そういう意味で、姿勢がまだまだ弱いというふうなお話は承りますけれども、私ど

もとしては、市としては、一生懸命頑張っていると。市内の業者が少しでも潤うような方策を考えつつ施策を進めている、この気持ちでいることだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって1の1、緊急融資など中小企業への不況対策を急げの質問を終わります。

一般質問1の2、精神障害者への生活支援の強化をの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○11番（中谷好幸君） 予算委員会で、たんぼぼの家の精神障害者生活支援事業に対して、都の認可がおりるまでの間、つなぎとして市の援助を行うことについて、お考えをお聞きしました。市の答えは、「精神障害者への支援事業の必要性を認めるけれども、都の制度があるので、市も認可がとれるように東京都にお願いしたい。したがって、市で生活支援事業への補助金を出す考えはない。当面は、お金やボランティアなど法人が集める努力をしてほしい。自助努力を期待したい」、こういうふうな答弁でございました。なかなか壁が厚いと思いましたので、私は改めて調査をいたしました。また、運動に携わっている方々からお話をお聞きしたところであります。知れば知るほど、これは大事な問題だというふうに思いました。予算委員会の中で、精神障害者が社会参加をしていく上で、大きな障壁があるということを指摘しましたけれども、これは、この一つは、根強い偏見、これは科学的な知識がないための偏見であります。私自身も、立ち入って今回この問題にかかわるまでは、無知に支配されていた部分があると、そういう反省というか、自覚を持ったところであります。

例えば、精神分裂病についてでありますけれども、分裂病は遺伝病だという偏見が、長い間存在していました。戦前では、このような誤った医学的な考えのもとで、ナチス・ドイツは、「遺伝子病子孫防止法」というのを制定して、何十万人という精神障害者を虐殺するという事件もありましたし、最近のニュースでも、ヨーロッパで最近まで、断種する、あるいは不妊手術をする、こういうような人権侵害が行われていたということもニュースになったところであります。

しかし、その後、科学的な研究は、確かに遺伝的素因は無視できないものの、それだけでは発病することのない病気だ。そこにストレスが重なったときに、発病するという病気の仕組みもわかってまいりました。すなわち、糖尿病だとか、あるいは心筋梗塞を

遺伝病と言わないと同様に、分裂病は遺伝病でないということが明らかになったわけです。

また、分裂病は不治の病と長い間言われてきました。しかし、医学の発展によって、分裂病は治る病気になっています。例えば、発病から20年たった人の到達状況について幾つもの研究データがありますけれど、50%から77%の人は、病前の社会的、家族的役割を果たすことができ、家族がもはや精神病ではないというところまで回復する。あるいは分裂症状は存在しても、分別ある会話や、作業能力があって、人格が保たれている、軽度の症状に落ちついています。このような結果がわかっているわけです。半分以上の人が、社会的に自立した生活が送れるようになっているわけであります。しかも今後、さらに医療やアフターケア、リハビリテーション、地域の体制をつくることによって、かなりの入院患者も、社会復帰ができる、社会参加ができる、こういう条件が切り開かれているわけです。

私が非常にショックを受けたのは、分裂病患者の自殺の問題であります。分裂病患者の自殺の割合は、一般住民の10倍から30倍だというふうに言われています。そして、こうした自殺をした方々のそのほとんどは、自立の見込みの高い人たちだという専門家の指摘があります。すなわち、自殺の原因は、病気ではなくて、病気はよくなったけれども、生きにくい現状に絶望して自殺をしているという現状です。極めて厳しい現実があるということも知りました。

このような精神障害者を取り巻く現状は、近年大きく変化しようとしています。1993年12月に「障害者基本法」が制定され、障害者も身体障害者、知的障害者と同じく、初めて福祉の対象となるということが明確にされました。そして1995年5月には「精神保健法」が改正され、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められました。すなわち、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために、必要な援助が法の目的に明記されたわけであります。

こうした動きを受けて、1995年8月には東京都知事が、東京都地方精神保健福祉審議会に対して、「精神障害者の保健福祉対策の新たな展開について」という諮問を行いまして、そして中間答申を経て、昨年6月に答申が出されたところであります。

そこで、質問をしたいんですけども、東京都地方精神保健福祉審議会が提出した「精神障害者の保健福祉対策の新たな展開について」と題する中間報告、あるいは答申の中で示された精神保健福祉施策の七つの原則、このことについて説明していただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） お答えを申し上げます。

東京都の地方精神保健福祉審議会が、知事の諮問を受けまして答申を行った内容の中で、その答申の作成の段階で、お話のありました七つの基本原則を考慮して答申を作成したということでございます。

その内容でございますけれども、一つには、障害者が自己実現に向けて、主体的に選択できるよう、多様なサービスを整備すること。それから二つ目に、障害者がみずから主体的に選択し、自己実現を図るまでの過程では、必要とする情報の提供や助言、あるいは学習の機会の保障などの支援を継続的に行うこと。三つ目といたしまして、生活者である障害者の居住の場は、可能な限り地域社会において確保すること。次に、自由な移動とコミュニケーションの手段を保障し、地域において良好な人間関係を保ちながら、社会、経済、文化、その他あらゆる活動に主体的に参加できる条件を整備すること。それから五つ目でございますが、障害者が、より高度の自己実現を果たせるよう、広く政策形成過程への参加を保障すること。六つ目に、精神障害者が地域生活を継続するためには、病状が安定していることが必要である。そのためには、再発を防止するための相談支援体制や医療体制の充実を図ること。最後に、精神障害者の自立と社会参加を促進する観点から、近年活発化しているセルフヘルプ・グループや、ピア・カウンセリングなどの当事者の自主的活動に対する支援を行うこと、以上の内容でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 今、御紹介していただいたとおりであります。精神保健福祉施策の考え方の基本が述べられたものだと思うんですけれども、なぜ精神障害者にこのような考え方が必要なのかということを理解する上では、精神障害者が社会参加を進める上で、どんなハンディを持っているのかということを知る必要があると思います。これも精神分裂病を例にとりて私の知ったところを紹介したいと思います。

精神分裂病は、発病して病気の極期に入院してから大体1年から2年で平常の状態に戻るといふに言われています。しかしその後すぐに社会復帰ができるかというと、病気の後遺症とも言うべき生活能力の低下、あるいはさまざまな能力障害が残る、一定期間落ちてしまうと、こういうふうな障害を持っているわけです。例えば生活能力では、料理をする場合、何を材料にそろえればいいのかわからない。洗濯機の使い方がわからない。新聞の契約の仕方がわからない。電車の乗り方、金銭管理ができない。それから人のつき合いが下手になってしまう。あいさつができない。日常会話で気のきいたこと

が言えない。とっぴなことを言ってしまう。あるいは就労能力の低下。持続力が落ちる。疲労しやすくなる。あるいは行動パターンや思考パターンでも、さまざまな障害が出てくるといふふうに言われております。

この精神保健福祉施策の7原則というのは、このような障害を持った方々が、どんなに障害が重くても、自立した生活ができるようなための施策の考え方を示したものだと思うんです。

ところが、現状はどうかといいますと、障害者基本法ができるまで、医療・保健の面ではともかくとして、国では福祉の施策は何もやってこなかった。相変わらず他の分野と比べても、大変おくれた状況にあるわけです。例えば病院を退院した人が、料理も掃除も、一人では買い物にも行くことができない。普通、お年寄りの場合ですと、ホームヘルプサービスがあるわけですが、ホームヘルプサービスという制度がない。それから、高齢者では今当たり前になっているショートステイの制度もない。こういう実態であります。偏見があって、就労の機会もなかなか大変であります。普通、障害者であることを隠して就職されます。しかし仕事が続かない。疲れる。人づき合いが下手だ。こういうこともあって、挫折をされているわけです。

今日まで、こうした精神障害者に対する生活支援の主な部分は、無認可の共同作業所が支えてきたわけでありまして。障害者が部屋の中に閉じこもるのではなくて、日常的に通えるところが存在することは、毎日の生活のリズムをつくっていく上でも極めて重要であります。長期の入院で衰えた生活技術を身につけ、日常的につき合える人をつくる。相談相手になってもらう人を見つける。愚痴が言える人がいる。本当に心が休まる。これが共同作業所の果たした役割であります。

精神保健福祉施策の7原則の一つでありますセルフヘルプ・グループ、あるいはピア・カウンセリング、障害者自身が障害者の相談相手になって、障害者を支援する、こういう関係がこの共同作業所の中でつくられてきて、そういう精神がこの原則の中に盛り込まれたといふふうに思うんです。これは、病院の職員、あるいは保健所の職員、福祉事務所のケースワーカーの方々もいろいろ御苦労されているわけですが、そうした職員の皆さんに果たせない役割として、こういうものがあるといふふうに思うんです。

ところで、今度の答申は、こうした精神障害者への地域支援での自治体が果たす役割について明らかにしました。そして、自治体がこうした分野で本当に果たしていかなければならないという方向が、さまざまな面ではっきりと定まっています。障害者基本法では、国及び地方公共団体の責務として、「障害者の福祉を増進し、及び障害を予

防する責務を有する」とされ、市町村に対して、「市町村障害者計画を策定するよう努めなければならない」と決めているわけです。それから精神保健福祉法では、国及び地方公共団体の義務として、精神障害者等が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加ができるようにする努力をするということを定めた上で、市町村の役割についても、「精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない」。さらに、「必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない」と明確に定められました。

こうした点も踏まえまして、精神障害者に対する施策について、市町村の果たすべき役割をどのように考えられているのか。精神障害者への在宅サービスなど日常的な生活支援において、市町村は中心的な役割を担うべきである、というふう考えるわけですが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 精神障害者の施策についての市町村の役割ということでございます。先ほど御紹介ありましたように、障害者基本法はまだ歴史が浅いわけでございます。答申の中にもございますように、「精神障害者も、身体障害者や知的発達障害者と同様に、自立と社会参加の促進を図るため、市町村は、住民に最も身近な自治体として、在宅福祉サービス等の生活支援の施策に当たり、その中心的な役割を担う必要がある」というふうな内容の答申の部分もでございます。

それから、国におきましても、精神障害者の社会復帰に関することや、福祉施策についても、市町村の役割を高める方向で検討を進めているということでございますので、今後、市町村の果たす役割が、今申し上げましたような方向に行くだろうということは当然考えられますけれども、現在具体的に精神障害者に対するはっきりとした市の施策等については、現在のところは、措置はしてございません。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 自治体が、最も身近な自治体として、在宅福祉サービス等の生活支援の実施に当たって、その中心的な役割を果たす必要がある。このことについては、お認めになりました。具体的な施策については、まだ定まっていないということなんですけれど、この答申は、かなり具体的に市町村に期待するところを述べています。ちょっ

と読んでみたいと思うんです。

一つは、精神障害者の現況とニーズを把握し、障害者基本計画の中に位置づけるということ。二つは、地域の特性を生かし、創意工夫を凝らした普及・啓発活動や、ボランティア育成事業の積極的展開を図って、精神障害者に対する誤解や偏見の解消に努めること。三つ目に、社会福祉施設の整備については、地域住民の協力を得られるように努めながら、みずから主体的にその設置を図ること。四つ目に、保健所との連携・共同のもとに、相談・指導や、当事者団体、家族会などの育成に積極的に取り組むこと。五つ目に、夜間・休日の精神科診療体制や、訪問看護ステーションなど、地域医療機関に働きかけ、支援すること。五つを市町村の課題として提起をしているというふうに思うんです。

私は、大事な点は、今御答弁もありましたように、身体障害者、知的障害者同様、精神障害者についても、あるいは難病患者もそうですけれども、必要な在宅サービスを、自治体が責任を持っている、こういう自覚に立つことだと思うんです。そうでないと、障害者基本法に定められた障害者計画そのものが立てられないということになると思うんです。もう一つは、全く今どうするのか考えていないというようなお話だったんですが、日野市がたんぼぼの家の法人化を支援して、そして授産施設の建設費にかなりの、相当額の補助金を出しているわけですね。これは一定の考え方に基いて出されたというふうに思うんです。障害者の在宅サービスや、相談活動などは、市があればこれも全部やれるということではないんですよね。やっぱり、しっかりした法人をつくって、法人の協力を得ながらそのような施策を展開しようという考えのもとに補助が出されたわけだと思うんです。これは非常に大事なことだと思うんです。

予算委員会の中で助役は、「市としては、建設費に補助したので精いっぱい。支援活動は自助努力をお願いしたい。お金もボランティアも、もっと集める努力をしてほしい」と言われました。先ほど東京都の地方精神保健福祉審議会の答申は、例えばボランティアについてこう言っているんです。今言われたとおりですけど、「地域の特性を生かし、創意工夫を凝らした普及・啓発活動や、ボランティア育成事業の積極的展開を図り、精神障害者に対する誤解や偏見の解消に努めること」。これは障害者団体に自助努力を求めて言っているのではなくて、自治体の責任でやるべき施策の課題として、こういう期待をしているわけですね。

そこで、改めてお聞きしたいと思うんです。たんぼぼの家の在宅支援事業について、私は予算委員会の発言のような認識では、実際には姿勢の後退になると。改めてやっぱ

り財政的な援助も含めて、こうした事業展開にどうしても必要な施設ですし、必要な事業だと、こういうふうな認識に立っていただきたいというふうに思うんですけれども、そのことについて改めてお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 具体的なたんぼの家という施設に関連しての御質問でございますが、お話にもございましたように、施設の建設につきまして、本年、補正予算でお認めいただきまして執行をしております。これが額が多うございますので、単年度ではなかなか厳しいものがございますので、10年度、11年度にわたりまして建設の予定をしまっていることは御承知のとおりでございます。

また、生活支援事業への助成でございますけれども、当該の団体からも要請をいただきまして、東京都への補助を申請しているということでございますので、私どもといたしましても、東京都の方に補助採択がかなうように、お話をさせていただいてきているところでございます。これは予算特別委員会の中でも申し上げたとおりでございます。そういう状況の中でございますので、4月から法人として新たな施設で発足するわけでございますので、市の状況も御理解をいただいた中で、当面法人さんの側でも御努力をお願いをしたい、というお話を申し上げたわけでございます。そのように私どもの方からも法人側の方にもお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） もう少し、なぜ行政の援助が必要なのかということについて、もう一つ別の角度から問題を指摘したいと思うんです。

授産施設というのは、身体障害者の場合もありますし、知的障害者の場合もあります。ところが、精神障害者、同じ授産施設でも、精神障害者の授産施設に対する国の職員の配置基準、あるいは運営費補助、かなり格差があるんですね。例えばここに資料があるんですけれども、定員20名で比べますと、職員の配置数では、身体障害者通所授産施設では、正職員が8名、非常勤が3名、合計11名。それから知的障害者、精神薄弱者授産施設ですね。正職員が9名、非常勤が1名、合計10名。これに対して、精神障害者授産施設では、正職員は4名、非常勤は1名、合計5名。2倍以上の格差があります。運営費補助についても、定員20名で、身体障害者の通所授産施設では年間2,850万円、精神薄弱者授産施設が3,250万円に比べて、精神障害者授産施設では2,180万円。大きな格差があります。そのほか、職員の賃金においても、身体障害者通所授産施設、精神薄弱者

授産施設では、東京都のいわゆる公私間格差是正の適用を受けます。しかし、精神障害者の施設では、それらの適用を受けていないわけです。どうしてこのような格差が生まれているのか、もし御存じだったら、説明していただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 数字的に今御紹介ございましたけれども、何ゆえの格差かというのは、細かいところはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 社会福祉事業法で、社会福祉法人について1種と2種に分けています。で、身体障害者通所授産施設や精神薄弱者授産施設、あるいは保育園や特別養護老人ホームもそうですけれど、これは1種で、精神障害者の授産施設というのは2種施設と。こういう中で、こういう格差が根本的には生まれているんだというふうに思います。また、そういうことを理由にして、公私間格差是正も受けていないと。同じ福祉でね、障害者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、同じ授産施設で、精神障害者は手間がかからないから職員が少ないということではないですね。こういうところにも大変な国や都の施策のおくれがあるというふうに思うんです。

こういう中で、私、率直に職員の皆さんに、賃金について伺いました。公務員の水準に比べて、恐らく3分の2。公私間格差というのは、これを是正するためにやっているわけですけれども、そういうふうに言われていましたし、今、法人の立ち上げのために、運営で大変苦勞していて、例えば無認可のときは、一時金が5.2カ月支給だった。ところがそれは出せないと。法人化になったから。補助金がきっちりしたものが来るようになったけれど、逆の状態になっていると。しかし、いわば身銭を切ってもこの事業を進めるために、私たちは頑張らなくちゃいけないんだ、こういうふうに言っておられる。こういう実態があるわけです。

で、都内でも幾つかの自治体では、法人化をしても、こういう実態を埋め合わせるために、運営費に市が補助の上乗せをやるということもやっているわけです。法人格がとられても。ぜひ、こういう点も踏まえて、しっかりとした検討をしていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、市長に直接聞きたいと思います。市長は、弱者の立場に立って行政を進めると、繰り返して言われてまいりました。私は、今述べましたように、福祉の施策が最も立ちおくれた精神障害者が置かれている実態こそ、最も弱い立場に立つ方々だというふうに思います。市長はまた、行政が何もかもやるという時代は終わった

んだ。これからはボランティアなど新しい仕組みをつくらなければならないということも、繰り返し言われています。私はもしこの言葉の中に、行政の責任を後退させるというような意図がないならば、全面的に賛成であります。そして、一番弱い立場に立つ精神障害者の運動の中から、先ほども言いましたけれども、原則にも生かされていますセルフヘルプという考え方だとか、ピア・カウンセリング、障害者同士がお互いに励まし合って、相談相手になっていく、相談事業をやっていく、こういう新しい仕組みをつくる動きも育ってきているわけです。ぜひ、こういう点で、今大事なとき、本当に立ち上げの大事なとき、また、自治体として要請されているこの課題を、ぜひ深く理解して、手厚い援助をいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 精神障害者の生活支援といえますか、特にたんぼぼの家へのさらなる市としての支援をというふうな意味での要望かと思うわけですが、その前段として、精神障害者の扱いが他の障害者に比べて、これまで大変おくれていたといえますか、偏見もあった。そのようなお話について、全く私も同じような認識を持っているところであります。現実の対応ではありますが、予算委員会でも申し上げました。私は、東京都にはかなり、この面だけじゃございませんけれども、厳しい内容をもってお願いに行っていることがたびたびありますし、議会中も実は電話連絡等でいろいろやり合っている、あるいはお願いもしていることもあります。その中にはまさにこのことも入っているわけがあります。今ともかく一生懸命動いてみて、市長として動いてみて、市民の中に精神障害者の面で、ここを何とかやってほしいという強い声があるんだということを受けて、頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

結果がどのような形に出るか、何とも申し上げられませんが、現状では、都が援助をしていただけるような方策を一生懸命考えているというところであります。さらにそれを踏まえて、市としてもさらに支援をしていくというふうな方策も考えてみなければいけないというふうな御指摘がありますが、全く認識としてはそのように思うものの、やはり施策を展開するには、いろいろ幅広い視野の検討が必要でありまして、特にこのたんぼぼの家につきましては、平成9年度途中で法人化への第一ステップを出したわけですね。通常ですとこういうものは、当初予算で新規事業としてというふうなことでしょうけれども、途中でぜひともこれは必要だという認識の中で始めたわけがありますので、その辺の姿勢は、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにせよ、議員御指摘の精神障害者の生活支援について行政として、基礎自治体

として、さらなる努力をしていきたい、このような認識だけは申し上げておきたいと思
います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 私、きょう質問したのは、たんぼぼの家に支援が欲しいという
ことだけではなくて、先ほど市長がおっしゃられたように、広い視野に立ってですね、
きちっとした政策を持つということが今求められているので、本当に広い視野に立った
検討、大きな時代の流れについて、ぜひしっかりと認識していただきたいということで
質問をしたつもりであります。

この質問を準備する過程で、いろいろ驚くべき事実を知りました。例えばその一つは、
イタリアの精神医療改革で、イタリアでは1978年5月に「新精神衛生法」が成立して、
公立の精神病院を廃止した。そのかわりに、地域施設で対応するという事になっている。
こういうことがあるんだということを知りました。例えば28万のある市では、1,000
人以上の入院患者を持つ精神病院を廃止するかわりに、七つの地域精神保健センターと、
それから救急医療に対応する総合病院の中に精神病棟、若干のベッドを確保すると。で、
廃止した病院の職員は、地域のこういう保健センター、それから協同組合、働く場です
ね。五つの企業、30業種をつくる。それからグループホームやホテルルーム、こういう
ふうな形で置きかえていった。これで費用について言うと、ほとんど変わらないと、こ
ういうふうなこともやられているということです。これがよい方法なのかどうかかわら
ないけれども、しかしどんなに障害が重くても、必要とする福祉サービスを利用しなが
ら、地域社会の中で自己実現を図っていく。この考え方は、今後大きな流れとなってい
くと思うんです。ぜひ、積極的な障害者プランをつくるということ、そういう中で、こ
うした法人の役割もしっかりとした位置づけをしていっていただきたい。このことを要
望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって1の2、精神障害者への生活支援の強化をの質問
を終わります。

一般質問1の3、ミニバスの延長、乗り合いタクシーの運行をの通告質問者、中谷好
幸君の質問を許します。

○11番（中谷好幸君） この質問については、ここのところ毎回の一般質問で取り上げ
させていただいております。それほどこのことについて市民の要求が切実であるという
ことです。

まず、ミニバスですけれども、市内連絡バスを落川の京王桜ヶ丘車庫にまで延長する。

また、第二落川都営にまで乗り入れをする、この問題です。12月議会の交通対策特別委員会で、かなり京王との交渉は詰まっている、一定の見通しが出そうだというようなですね、受け取れる報告があったと聞いています。その後2月初旬に、私ども日本共産党市議団も、市民の方々とともに京王帝都本社に伺って、この問題について交渉を行っているところであります。川崎街道の渋滞問題など、課題が残っているという京王の返答がありましたけれども、現時点での市と京王との交渉の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

二つ目の質問は、市内の交通問題を解決する上で、ミニバスだけでは対応できない問題があります。12月議会では、幾つかの自治体で事業化している乗り合いタクシーについて提案をしました。市長からも、前向きに検討したいという積極的な御答弁をいただいたところでありますけれども、その後の検討状況についてお尋ねしたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） まず、落川・百草へのミニバスの延長の件でございます。京王との進捗状況ということでございます。昨年第3回の定例会での一般質問の後、京王とも再三、市民要望を含めた中で、協議をさせていただいております。特に既存の市内路線でございます。一番長い路線でございますが、バス2台でやっておるところでございますが、この延長につきましては、今おっしゃられたように、川崎街道一の宮付近の交通渋滞、こういうことがかなりネックになるといいますか、ございます。そして、いわゆる運行間隔の確保ということもございますので、いわゆる既存路線の運行間隔を確保するために、影響がないように、全便の延長については、なかなか困難な点がございますが、一応京王とは、延長につきましてはおおむね協議が整ったというところでございます。いずれにせよ、市内路線の延長の実現に向けて、市民要望の実現のため、現在、まだ具体的な詰めもございますが、努力をしているところでございます。

それから、2点目の乗り合いタクシーでございます。第4回定例会、昨年、一般質問をいただきました。特に乗り合いタクシーにつきましては、バス会社のバス運行が困難な地域ということが条件になるわけでございます。また、バス路線との競争をしないということで、タクシー会社が乗り合い運送事業のまた免許を取るということが必要になってまいります。お話をいただきました葛飾区の例、連絡をとったり、費用の点だとか、その辺の確認をさせていただいております。また、特にお尋ねの程久保地域については、坂が多くて丘陵地帯ということを十分認識をしているわけでございますが、ただ単に地

域内を走るということではなくて、やはり御要望は、まちに出る、駅まで行く、あるいは市役所等に出向くというような形でいわゆる足の確保という部分が前提になろうかと思えます。そうなりますと、現状、今の状況の中で見ても、どうしても路線バスと競合してしまうということがございます。

したがって、いわゆる認可を受ける場合の採算性という問題も、また出てまいりますので、御質問の後、内部的にはいろいろと検討をしているわけですが、またそういう業者がいるかどうか。また、具体的にどの程度費用がかかるのか。あるいは地域によっては、いわゆるタクシーそのものが9人乗りぐらいの大きさになりますので、その採算の問題だとか、あるいはまた財政上の問題としてその辺がクリアできるのか、その辺の研究はさせていただいています。いずれにしても、ミニバスを含めた交通体系の全体の中で、検討、研究をしていきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 落川・桜ヶ丘車庫への延長については、全便はすぐに不可能だけれども、一定の便数を回すということで、話し合いが整っている段階にあるということでございます。恐らく警察との関係だとか、あるいは具体的な停留所だとか、いろいろクリアしなけりゃいけない問題もあると思いますが、ぜひ積極的な取り組みを期待したいと思います。

乗り合いタクシーについては、いろいろまだ検討中だということです。私、葛飾区の乗り合いタクシーに、その後どうなっているのかという資料を取り寄せたんですけど、昨年11月1日から始まって、11月の乗員が2,777人、12月が3,544人、1月が4,924人と、利用者がウナギ登りにふえていると、大変好評だというふうに聞いています。ぜひ積極的な検討、特に一番当事者でもある、業者としては当事者でもある市内のタクシー会社などとの話し合いや意見を聞いてみるというようなことから始めていただきたいと思うんです。

どうしても大きなネックになるのは、やっぱり競合の問題だとか、それから採算性の問題ということになると思うんですね。そういう点では、かなり大きな視野に立たないと、なかなかこれ、踏み出すのは大変だと思うんです。例えば競合の問題でも、本当に高齢者が、あの坂の多いまちで、どんどん高齢化が進んでいく人たちが、まちに出ることを覚えるといいますかね、楽しさを体験することができるようになれば、恐らく多少の競合をやっても、バスの利用もふえてくるんじゃないか。地域全体が活気づいてくる

んじゃないかと、そういうような発想も私できるのではないかというふうに思うんです。あるいは先ほど述べました商店街の振興からいっても、今お年寄りが家に閉じこもっている中から、本当にお買い物を楽しめるようなまちがつくられるような中で、まち全体が活性化するとすれば、バス会社も商店街も、全部が潤うと、こういうことにもなるわけですから、何百万かでこの採算性のぎちぎちの計算で施策を進めよう思っても絶対に進まない施策であることは確かです。公共交通で赤字でないところが少ないわけですから、バスですとかですね。ですから、ぜひそういう大きな観点に立って取り組んでいただきたいというふうに思います。

いろいろ本を読んでみますと、世界全体でも自動車文明の見直しというのが始まっていて、ヨーロッパでは、まちの中心から車を締め出すと。今まであった大きな通りをつぶして、歩道にかえて、残すのは路面電車だとか、公共交通だけと。こういう流れが大きくなっているということなんですね。で、日本のように、一番中心地に大きな道路をつくって、自動車を便利にする、駐車場をつくるというのは、日本と東南アジア、新興諸国だというようなことも聞いたことがあるんですが、こういう流れが本当に大きくなっていくんじゃないかというふうに思います。

日野市のこのミニバスの取り組みも、各市でも今広がってしまして、日本共産党市議団は、かなり以前から東京都に対して、こういうことに対して、いわゆるコミュニティのバスに対して補助金を出すべきだという交渉を繰り返してきました。今、東京都は、この補助金を何とかしなければならぬというところまで動き出そうとしています。そういう点でも、そういうことも含めて、前向きな検討をさらに進めていただきたいと。前回、前向きというふうに答えていただいて、今度どう答えてもらえばいいのかあれなんです。市長からもこのことについてもう1回、最後に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　ミニバスと乗り合いタクシーを含めた市内の交通のより不都合なところについての施策を問われているわけではありますが、特にミニバスにつきましては、かなり私も一生懸命対応いたしましたし、対応させたいつもりでありますし、十分じゃありませんけれども、ある程度の穴があいたかなというふうな感じを持っております。引き続き、交通体系全体を見直す中で、さらに有効な路線を考えていきたい、このように思っています。

それから、乗り合いタクシーについては、ネックが、採算が一番だというふうなお話

であります、むしろそれ以前です、免許とか、バス路線の競合とか、その辺の方がむしろ今現状では、厳しいのかなというふうな感じを持っているところであり、いずれにしても、できるだけこれも、一生懸命話し合いを進めさせて、よい方向を探っていきたいというふうに思っています。私も全く同感に思っています。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） ありがとうございます。終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって1の3、ミニバスの延長、乗り合いタクシーの運行をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の1、学校教育充実の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番（名取美佐子君） それでは、学校教育の充実について質問いたしたいと思います。

まず初めに、小規模校の抱えている問題点について質問したいと思います。小規模校の問題というのは、大変少子化のために、生徒数が少なくなり、そしてそのことによって、先生の数も減り、全学年1学級しかないという小学校が、平成10年度には日野市には出てきています。一つの学校の運営を、校長、教頭のほか、たった6名で進めていかなければならないわけです。学校行事への対応は不十分になりますし、例えば移動教室の実踏などは、子供たちを置いていきますので、そのためにだれかそのクラスを見ていかなければならない。しかし手が足りないという、そういう状況です。専科の先生におきましても、生徒の数に対して何名というふうに決まっているため、図工とか音楽、家庭科、理科の先生がいらっしゃるところもあれば、図工と音楽しかないという学校もあるわけです。規模の小さい学校は、専科の先生もそういうわけで2名ということで我慢しなければならないという状況です。

これらの点から考えますと、小規模校に対する適正な教職員数の配置を、やはり日野

市独自でこれからは考えていかなければならないのではないかと思っております。その点についていかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 少子化に伴いまして、ただいま小規模校の学校運営上の問題点を御指摘いただいたところでございます。確かに学校の規模が下がることによって、学校行事全体の取り組みが弱くなるという面は御指摘のとおりでございます。そういう中で、教員の配置につきまして、市独自のという御指摘でございますが、御存じのように、教員につきましては、東京都の採用を受け、東京都の身分をもって東京都の資格の中での教員という形に位置づけられてございます。したがって、今御指摘のような方策が市費の中で、また学校経営全体の中で、どのような形で位置づけられるのか、そういう面も含めまして、少し課題として受けとめさせていただきたい、そういうふう考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 6年間、クラスがえが全くないということで、非常に子供たちの人間関係もうまくいなくなってしまうたり、またその問題を6年間引きずっていかなければならないという問題も出てきているわけです。また、演劇教室なども、一人一人の生徒の金銭的な負担が多くなるということで、なかなか実施しにくかったり、また卒業アルバムなどは、頼んでも業者に、採算が合わないからといって断られるてしまうという学校もあるわけです。写真屋さんなどについても、断られるという例が結構あるそうです。小規模校のよさというものもありまして、小規模校であるということで、家庭的な雰囲気先生全員が全員の生徒を把握している、声をいつでもかけ合うというような、そういういい点もあるわけですけれども、ある程度の学校の規模も必要ではないかというふうにも考えます。

今、統廃合ということもささやかれておりますが、そういう意味では、この点につきましても、行政だけで一方的に進めていくというのではなくて、地域住民、父母、学校と行政が話し合っていく場を持っていくということをぜひお願いしたいのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 続いて、学校の統廃合問題についての御指摘でございます。日野市はかつては、都市近郊農業地域から、公団住宅建設とか、宅地開発などにより、急激な住宅地域へと発展してきたところであります。したがって、40年代か

ら50年代の人口急増期には、その需要を満たすための学校の新設を急ピッチで進めてきたというような経過がございます。議員さんも御存じのように、現在、市内には小学校が20校、中学校は8校でございます。ちなみに小学校は、昭和44年時点では8校であったものが、現在20校までふえたというような経過をたどってございます。中学校におきましても、45年当時は3校であったのが、56年には8校というようなふえ方をされております。御指摘のとおり、人口の急増時には、学校用地の確保というようなものが急務であったために、必ずしも全部の学校が適正な配置をされている状況にはありません。今、先ほど御指摘のように、一部の小学校では、学校の小規模化が急ピッチで進んでおりまして、先ほどのように学校経営の中で大変な課題を残しているような状況がございます。

それと今お話をされました統廃合のことにつきましては、既に9年度で日野市内の市立の学校の適正規模と適正配置というふうな観点から検討委員会を設けていただいております。本年度の3月末には、その答申が得られるような状態にまで来ているところでございます。さらに10年度におきましても、第2次の検討委員会を計画してございます。御指摘のように、その検討委員会の構成メンバーにつきましては、市条例の中で位置づけられておりまして、今御指摘のように、学校の先生、それから一般の市民の方、それから市議会を代表をされる方、それから学識経験者等、幅広い方々の参加を得られるような条例になってございます。今御指摘の趣旨を十分生かした形の中で、学校の適正配置、適正規模については、引き続き検討を進めてまいりたい、かように考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ぜひとも市民に情報公開をしていくという立場で、よろしく御配慮をお願いいたします。

続きまして、中学校の部活動について質問したいと思います。これもやはり、生徒減から来ている問題で、生徒が少なくなったために、先生が少なくなって、部活動の数も少なくなって、十分に行えないと。そういう状況の中で、今年度、10年度ですね、平成10年度の予算に部活動の外部指導員という形で予算が計上されました。それは大変待ち望まれていたものです。ありがとうございました。せっかくとれた予算ですので、ぜひそれを有効に使っていききたいというふうに思っておりますが、ここにもまだ問題は残されております。

まず一つ目は、スポーツ関係、例えばバスケですとか、バレーとか、そういうものを

つくりたいと思ったときに、部活動の指導者がすぐに見つかるかどうかという問題です。この点については、父母とか地域との協力を得ながら一緒にやっていかなければならないんですが、やはりそれだけでは十分とは言えないということも出てくるわけです。その点について教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

そして、もう一つ続けてすみません。二つ目は、指導者がもし見つかったとしても、今度は顧問を引き受けてくださる先生がいなければ、やはり新しい部活動ということで成立しないわけです。その部活動の顧問が、現在の状況では、生徒の生活指導まで担っているという状況なんです。それをやはり厳しく規制しますと、引き受けてくださる先生がなかなか確保できないという状況になります。その点について教育委員会としては、その学校の主体的判断に任せるというだけなのか、それとも部活動を充実していくために、顧問の弾力的な運用を指導していくということなのか、どちらのお考えなのでしょうか。その2点お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 今、2点の御指摘をいただきました。先に私の方から、部活動にかかわる全体的なお答えをさせていただきたいと思えます。

児童・生徒の減少によって、先ほども御指摘のありましたように、学校の小規模化というものが非常に進んできております。特に中学校の部活動に影響を与えていることは承知のとおりでございます。学校が小規模化することによって、当然全体の先生の数も減少してまいります。このことは、1校で開設できる部活動の種類が直接影響を与えてしまいまして、かなり少ない部活動の数というような影響が出てまいります。また、部活動開設ではなく、生徒さんのいろいろの思いやニーズにこたえてあげるといったような場面でも、御指摘のとおり、困難な面が生じてきております。先ほど御指摘したように、教育委員会としては、このような現状をかんがみて、外部指導員の活用を一層図ろうというようなことで10年度予算について努力をしてきたところでございます。

しかしながら、こういう制度自体にもおのずと限界があります。生涯にわたって運動に親しみ、健康な体づくりに励もうとする人を育てていく視点からも、さらなる総合的な検討が必要になるのではないかとこのように考えているところでございます。

先ほどの顧問の先生等につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） ただいまの中学校の部活動をしていく上で、本来です

と、学校内部で先生を見つけていただくのが趣旨でございますけれども、どうしても指導員の確保ができない場合に、例えば地域の中で指導員の協力を求めていくような場合でございます。そんなような場合に、一つの方法としましては、日野市に体育協会がございます。これはスポーツ振興課が窓口になっているわけでございますけれども、この体育協会の中に、体育協会が認定しましたスポーツ指導者派遣制度がございます。この制度を御利用いただき、必要とする運動種目の指導者を体育協会に要請すれば、可能だとは思いますが。そこには現在、21種目の89人の指導者が登録してございます。また、もう一つの方法としましては、昭島市にあります財団法人東京都教育文化財団多摩スポーツ会館に設置されておりますスポーツリーダー・バンクにも登録指導者の情報提供が行われております。担当課にこの登録者名簿も送付されてきておりますので、あわせて御活用いただければよろしいかと思っております。そんなようなところでですね。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） この各学校における部活動もまた、学校教育活動の一環であることは当然のことでありまして、学校教育活動の一環であるということは、当然教育課程の編成権は学校にあり、その責任者である校長の責任下にあることは当然であります。そのようなことで、この部活動の主体性はあくまでも学校にあるという前提で教育委員会としてはそれぞれの努力をしていきたい、かように思っております。

努力の一つとしては、今部長が申しましたように、指導者がいないときに、その指導者をどう学校の要望に従って見つけていくかということの手伝いをすることが1点、それともう1点は、実は運動、スポーツの部の場合は、必ず対外試合というのがございまして、この対外試合の問題がまた大きな、引率やベンチに入るといふ大きな問題があります。この点につきましては、東京都中学校体育連盟と私どもの教育委員会の都市教育長会、また23区の教育長会も含めまして協議をし、その中体連との連絡の中で、場合によっては、学校の先生がベンチに入らなくても、コーチとしてついていかななくても試合が成立するような、そのような制度の確立をお願いしたいというようなことを今お願いしているということがございます。そのようなことで、2点の問題で現在教育委員会としては、努力をしているということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 指導員の確保という点では、よくわかりました。先生が顧問を引き受けてくださるかどうかという問題については、なかなか引き受け手がない場合、部活が成立しないという問題がありますので、その点については、また引き続き、ぜ

ひ教育委員会としても努力していただきたいと思っております。

体育連盟との話し合いは、ぜひ進めていただいて、そうしませんと、せっかく指導員が来てくださって、先生は名前だけの顧問で、やっと成立した部活も結局、対外試合ができないという状況になってしまうわけですから、その点についてもぜひよろしく願いたいと思います。

続きまして、スクールカウンセリングについて質問したいと思います。連日の新聞報道で少年事件が相次ぐ中、中学生のナイフ所持問題がクローズアップされています。ナイフを持っていなければ不安、あるいはナイフを持っているのが格好いいなど、少年たちの精神的不安定さが目につきます。いじめや不登校の問題もあります。解決していくためには、やはり家庭と学校との連携、あるいは生徒と教師との信頼関係が一番基本になりますが、スクールカウンセリングの充実を図っていくということも、大切な一つではないかと思えます。

子供たちにとって、なかなか担任の先生には相談しにくかったり、あるいは友達には言えない。でもだれかに自分の気持ちをぶつけたいと悩んでいる場合が多いのではないのでしょうか。そんな中、今、日野市の中学校でスクールカウンセリングを置いているところがあるというふうに聞いておりますが、どういう形で、何人ぐらいカウンセラーがいらっしゃるのか。そしてどんな利用状況であるのか。また、今後、どのように広げていくお考えがあるのかをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 3点目のスクールカウンセラーに関する御質問でございます。

教育委員会では、8年、9年の2カ年にわたりまして、明星大学の大学院生をスクールカウンセラーのインターンというような形で市内八つの中学校に配置し、生徒の相談を受けられるような体制をとりました。このケースは、全国的には余り例がない試みということで、当初、インターンと、そのインターンを受け入れる側の学校の先生方との連携をどのようにするかとか、どこまで生徒の相談に乗るかとか、いろいろな課題を抱えたままですスタートいたしました。現在までの結果としては、今後の学校におけるスクールカウンセラーの活用について大変参考となったところでございます。

スクールカウンセラーを置いてある学校があるというようなお話でございますが、これは現在、文部省の委託事業を受けまして、スクールカウンセラー活用研究校として、三沢中学校にスクールカウンセラーが入って、その調査・研究を進めているところで

ございます。教育委員会としては、このような試みを通しまして、小学校における教育相談の充実についても、検討を進めていきたいというふうに考えております。特に小学校では、担任が一日じゅう児童と生活をともにしますので、担任の先生が教育相談的手法に熟知しているというようなことが現在求められております。したがって、担任には教育研修所を通して教育相談の力をつけていただくようなことを進める一方、今後、専門に子供の悩みを聞いたり、話し合い手になったりできるようなカウンセラーの活用についても検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 今、9年度にスクールカウンセリングということで、各中学に研究生が入っているということですが、それは10年度についてはそのまま引き続き行われるということはないということでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 当面、2年間の事業として取り組みまして、その研究成果、結果を取りまとめまして、そういう結果の中から次の対応を、次のステップを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ぜひとも、このスクールカウンセリングについては、充実していくという方向で努力していただきたいと思います。

教育関係に関して最後になりますが、心障学級についてお伺いしたいと思います。日野市には心障学級が二つございます。統合教育などが叫ばれる中、親の選択が自由にできる配慮が必要だと考えております。昨年の10月まで私も、心障学級のスクールバスの添乗員の仕事をしておりましたので、この子供たちがやはり社会に出て、自立して生活できるような、そういう環境をつくっていかねばならないと常々考えておりました。そういう意味で、この心障学級は大変大切な役割を果たしているのではないかと考えております。子供たちが生き生きと自分の持ち味を生かしていけるような教育環境をつくっていくために、どうしても十分な先生の手が必要ではないかと考えております。現在の心障学級の数、そして先生や介助員（者）の配置などについて伺いたいと思います。そしてまた、通常学級に入学を希望したときの対応がどのようなになっているのか。これから希望者がもしふえた場合、その対応が十分できるのかどうかお答え願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 障害児教育についてのお尋ねでございます。日野市での障害児教育につきましては、学校においては心障学級を中心として展開しているところでございます。日野市の心障学級は、小学校に5校ございます。二小、三小、五小、百草台小、平山台小にそれぞれ設置しております。そのうちで二小と百草台小学校につきましては、通級の学級になってございます。中学校におきましては2校、七生中、大坂上中学校に設置しております。3月現在で、心障学級には児童が51名、これは通級学級に行かれていますお子さんも含んでございます。生徒が22名通学しているのが現状でございます。心障学級の教員数につきましては、東京都に教職員定数配当基準というものがあまして、その基準によって先生の数が定められているところでございます。心障学級の学級編成につきましては、固定学級については1学級8人というふうなことでございます。教員数につきましては、学級数プラス1人の教諭が配置されることになっております。この中でもただ児童数が2人以下になりますと、教諭数は1人となるというふうな状況もございます。それから、情緒障害学級につきましては、1学級10人という形になってございます。教諭数につきましては、これも学級数プラス1人の教諭が配置されることになっております。日野市では、二小及び五小を除く心障学級に臨時の介助員を1名ずつ配置してございます。これは市費、市の方の予算で都費にかわって1名ずつを配置しているという状況でございます。

身障学級の状況については以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 親が通常の学級に入学を希望した場合、巡回指導員という形で、要望に沿った形で対応しているというふうなことだと思えますけれども、その数が、希望者がふえた場合、対応していけるのかどうかという点について、よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 大変失礼いたしました。そのほかに、今議員さんが御指摘になりました状況の中で、数字的なものを申しますと、通常学級に現在在籍しております、何らかの配慮が必要ではないかというふうに思われるケースは、小学校で現在で13人、中学校で1人というような状況でございます。また、こういう状況の中で、市では、巡回指導員という枠組みをつくりまして、学校経営に対して、側面的な援助ができるような仕組みを、システムをとっているところでございます。

その御指摘の、そういうケースがふえた場合の対応ということでございますが、これはいろいろとケースがございまして、最終的には、子供さんの将来一番幸せになるような形の進路ということで、教育相談を続けてまいるわけでございますけれども、保護者、親御さんの意向というのも片方ではあるわけでございまして、この数がふえるという可能性もないわけではございません。そういうような現状の中におきましては、さらにこういう巡回指導的な措置も並行して考慮していかなければいけないのではないかというふうに今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ぜひ、その点、御配慮よろしく願いいたします。

また、心障学級のスクールバスについては、他市にはない、とても親にとって助かる、ぜひ続けていただきたいものだと思っております。10年度からそのバスの運行が民間委託になるというふう聞いておりますが、今までと変わらないサービスが提供できるのでしょうか、その点についてよろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま議員さんの御指摘のとおり、今まで市の職員が市のバスをもって送迎をしてございました。平成10年度から民間委託の送迎の形になります。今御指摘のとおり、9年度まで市が直営で実施しておりました送迎の内容が低下しないよう、同じレベルを維持できるように私どもとしては最大限努力をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

以上で学校教育充実についての質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の1、学校教育充実の質問を終わります。

一般質問2の2、介護サービス充実の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） 「保険あって介護なし」と心配がはらみつつかある介護保険なんです、待ったなしで2000年の4月に動き出します。今出されている案を見る限り、会ごとによる介護サービスの内容が、現在日野市で行われているものよりサービスが低下になることはだれが見ても明らかです。その点でも、現在のサービスを落としながら、2000年の4月を迎えるという軟着陸のような消極的な姿勢で福祉施策を進めることをし

ないように、まずお願いしたいと思います。

さらに、40歳以上の人すべてに被保険者としての保険料の支払いを求めるこの制度は、今まで家庭で個人的に解決してきた介護が見直され、支払ったものの権利として、はっきりとしたニーズになって掘り起こされるという点で、介護サービスの量的不十分さが露出する可能性もあるということをつけ加えておきたいと思います。

現行のホームヘルプサービス制度が平成10年4月1日から変更になるということですが、なぜこの時期に、そしてどんな内容になるのか御説明いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） ホームヘルプサービスの方式の変更についてでございますが、「事業費補助方式」という方式に変更になります。これにつきましては、平成9年7月に厚生省が取り扱い要綱を定めまして、東京都はできる限り10年度より実施、また11年度には完全実施するよう市町村に指導がされてございます。この事業変更は、これまでは3時間券、6時間券などの介護券により、ホームヘルパーの派遣をしてきたものを、1時間を単位として、またこれで補い切れないものにつきましては、30分単位で増加をするというものでございます。また、これまで区分していなかったサービス内容、これを身体介護と家事援助に分けまして、補助額もサービス内容により差を設け、全体としてはかなりアップしたものとなっております。このための市の対応といたしまして、個人台帳の整備でありますとか、個別援助計画、それから1週間の援助プランなどを作成して、おおむね完了するところでございますけれども、また家政婦紹介所の法人化や、必要な職員の確保など、話し合いを事業者の方と続けてきておりまして、これらの準備がおおむね整ってまいってきているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） このホームヘルプサービスは、特に一人暮らしのお年寄りにとって、心のケアという点で大切だと思っております。必要なことだけやって、話し合い手になる暇もないというのでは、本当の意味の介護にはならないんじゃないでしょうか。痴呆の場合特に、心を開くまでに大変時間がかかります。やはり利用者が不安にならないような十分なケアや相談にも力を入れていただきたいというふうに思っております。

介護保険の導入後、認定から漏れてしまうような、家事援助程度で十分元気に過ごせるようなお年寄りのためにも、市独自のサービスを充実させていくということが必要で

はないでしょうか。そのためには、事業団が今までやってきたボランティア型がますます重要になってくるということがございますが、その点についてどうお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 介護保険の対象外事業につきましては、市町村の判断で横出し事業として介護保険に組み入れることは可能でございますけれども、その場合には、費用につきまして1号被保険者の保険料にはね返ることになるわけでございます。負担の増となるわけでございます。また、現在の福祉制度につきまして、国や都がどのように今後、介護保険導入後対応していくのか、まだ方針が示されておらない状況でございます。そんな状況の中でございますので、市としても対応に苦慮している状況でございます。

また、お話にございました福祉事業団での事業、在宅老人ケア事業でございますが、これは市民参加を得て発展してまいった事業でございます。A会員さん、サービス提供会員でございますけれども、有償ボランティアとして活発に活動していただいております。行政のホームヘルプ事業と連携をとって実績を上げてきておるわけでございます。これからも福祉は行政だけで対応するということはますます困難になってまいっております。市民参加が必要になってくるわけでございます。

そんな中で、福祉事業団の在宅ケア事業は、介護保険制度が導入されますと、現行の事業内容と同様のままで事業運営していくことはできないわけございまして、今後どのように福祉事業団のケア事業を継続していくか、会員の皆さん、特にA会員さんでございますけれども、その方たちの意向もお聞きしながら、どういう形で継続していくか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） やはり、行政と市民との協力という点で、ぜひ事業団の活動を評価して、何とか家事援助をすれば元気に過ごせるお年寄りのために、十分な介護サービスが受けられるように、事業団の再構築を市の責任においてお願いしたいと思います。

で、事業団のやってきたサービスの中で、例えばA会員がヘルパーさんとしているわけですが、まずお年寄りの方から相談が来ますと、活動の中身を相談員がお話をして、そしてどんなヘルパーさんがいいか選んでいただく。そういうまず出会いづくりをする。そしてA会員さんとヘルパーさんが一緒に訪問して、そして十分な打ち合わせ

をして、安心してサービスが受けられるようにする。そしてサービスが開始されます。また、A会員さんというのは、ある意味では、この道を選んだ理由は、お年寄りにあすの自分の姿を見ている、あるいは自分が介護してきた経験を生かしていきたい、などの思いがあるわけです。しかも同じ市内に住んでいる仲間という意識があるわけです。実際に介護しているうちに、お年寄りの方が徘徊で出歩くようになったときには、例えば地域の方がいつでもわかるようにヘルパーさんは声をかけながら一緒に歩いて、地域ぐるみで目を向けていくような方法、まちの中で一緒にそういう方と暮らせるような方法を考えていく。そんなことをやっていらっしゃるといってお話も聞いています。やはり、そういう点では大変心温まる配慮ではないかと思います。

保険の適用から漏れた方が、例えば民間のサービスを受けようとするれば、1時間当たりが4,000円から5,000円という負担になってしまうわけです。到底払い続けていくことができない。そんな点で、大変この事業団の活用というものをしっかりと市が受けとめて考えていっていただきたいと、そのように考えております。

次に、2000年の介護保険制度の実施を前に、介護を必要とされる方がどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。その方たちへの宣伝活動が大切になってくると思うのですが、どういう点をお考えになっているのか。例えば役所に聞きに行かなければ教えてもらえないというのでは困るわけです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 介護を必要とする高齢者の数でございますが、国の算定をいたしました出現率で推計をいたしますと、在宅の方で1,800人、それから施設入所につきましては650人程度と考えられます。また、現在ホームヘルプサービスや入浴、訪問看護、福祉用具の貸与など、市のサービスを利用しております高齢者の合計は、1,600人程度おります。この数字につきましては、一部ダブる面、重複する部分もございますので、実数はもう少し少なくなるというふうに思います。要介護者につきましては、今後、介護保険事業計画に先立ちます実態調査などでさらに詳しく把握をしまっている予定でございます。

また、PRにつきましては、現在でも介護保険のパンフレットを本庁舎初め、各支所、福祉センターなどに置いておりますけれども、10年度から開設いたします在宅介護支援センターでも宣伝や相談業務を実施していきたいというふうに考えております。また、広報等でのPRも当然実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） パンフレットを窓口においておくということではなくて、ぜひとも、例えば自治会を通じて配布していくとか、積極的に受けられるサービスの宣伝をしていていただきたいと思います。

続いて、介護保険が実施されるに当たって一番心配なのは、人材の確保ではないかと思っております。やはり、開始される前に混乱が起きないように、日野市のマンパワーの確保ができているのか。例えばヘルパーさんの1級とか2級、あるいはケアマネージャー、これは認定の試験などがございしますが、そういう点ではどうなっているのかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） マンパワーの確保でございしますが、ホームヘルパーにつきましては、1、2級ヘルパーは市の職員で6名、それから在宅老人ケア事業、先ほどの福祉事業団での事業でございしますが、これでA会員さんのうちで62名、また家政婦紹介所は現在、四つの事業所等でお願いをしておりますけれども、その中では、合計で370名ほどおります。しかし、今申しあげました人数全員が日野市で活動するというわけではございませんので、今後も2級講習会を実施をして、計画的に養成に努めてまいる必要があるというふうに考えております。

また、ケアマネージャーの件でございしますが、お話のように、6月ごろ東京都が資格試験を実施する、研修の資格でございしますが、実施する予定になっております。この試験をクリアした人が6日間程度の実習を経て資格を取得するわけでございます。関係者には積極的に受験をしていくよう要請をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 積極的にプロジェクトチームなんかをつくって立ち上げていく市なども多いと聞いておりますので、ぜひともこの点について頑張りたいと思います。

それから、例えば準備のためのモデルケースの検討をしているということですが、何例ぐらい取り上げて、どのような方法、あるいは内容で行われるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 要介護のモデル事業でございしますが、介護保険実施に当たっ

ての実務上の課題や対応、施策に関する調査・研究結果を制度施行に反映させるためにモデル的に実施をするものでございまして、モデル事業の内容は、介護認定調査対象者について、調査員による調査資料から出る一次判定と、かかりつけ医の意見に基づき、モデル介護認定審査会が要介護ごとについて審査及び判定を行うものでございます。審査会委員につきましては、保健・医療・福祉の専門家、おおむね5名により構成する予定であります。

モデルケースの内訳でございまして、在宅サービスの受給者が50名、それから福祉サービス受給者が50名、合わせて100のケースを予定しております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 最後に市長にお尋ねしたいと思います。老人福祉事業として24時間ホームヘルプサービスとか、在宅介護支援センターの設置など、新しい計画もスタートすることになって、大変うれしい限りなんです。先ほども述べましたように、福祉事業団A会員のヘルパーさんたちから届いている現場の声などをぜひ吸い上げていくという視点から、市長を初めとして、行政、そしてA会員さん、あるいは相談員なども含めた懇談を持っていくということ、ぜひ提案していきたいと思っております。

また、介護保険サービスを進めていく上で、企画していく段階で現場の声を受けとめていく必要があるのではないかと思いますので、そこへの市民参加、これもいろいろの立場の方の参加を進めていくということについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 介護保険が始まるということを踏まえて、ここにお年寄りに対する介護サービスを、より充実させてほしいという意味での、かなり幅広い分野にわたる御指摘をいただいたわけでありまして。この介護保険、お話にもあったかもしれませんが、まだすべての実態が明らかになっておりません。これから政令とか、あるいは省令で具体的にいろんな問題が出てくるんだろうというふうに思っていますが、厚生省が当初予定をした保険料といえますかね、そういうもので果たして、これまで特に日野市でやってきたサービスが、低下をしないでやっていけるのかどうか、大変私も危惧をいたしております。先ほど部長が話しましたような横出しといえますか、あるいは上乘せといえますか、そういうものがかなり出てくるのではないかと、あるいはまた逆に、個人個人の高齢者の皆さんの、あるいは御家族の御負担がはるかにふえていくのではないかと、

こんな認識も持っているところでありまして、そういう中で、今お話しになりました認定の問題とか、施設、あるいはヘルパー、こういったマンパワーの問題、さらには、コンピューターのこれは入力といいますか、新しいソフトを入れ込んで、一人一人個票といいますか、それをつくっていかなければいけない、大変大きな業務がこれから控えているわけでございます。

そういう中でありますけれども、今お話のとおり、既に事業団が先行的に始めた、これは介護保険ができますと、外れてしまうものも結構あるわけでありますけれども、そういったものが、サービスが低下をしないような方策を探りつつ、今事業団だけではなくて、例えば社会福祉協議会、いわゆる民間の法人に力をおかりをするというような方式も考えつつ、検討をさせていただいているところでもあります。そういう中で、今議員最後に御指摘の、関係する市民の皆さんの声を幅広く吸い上げてということは、大変この分野についても重要な点でありますので、御指摘の点をよく踏まえて、これからの対応を考えていきたいし、また市の現状を踏まえて、国あるいは都に強い意見・具申もまたしていきたい、このように感じているところでもあります。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 今まで日野市が築いてきた老人福祉サービスが、介護保険の導入によって、質的に低下することのないように、サービスの工夫、準備を今から進めていくことが急がれます。そのことを考えて、今質問してきました点をよろしく御考慮いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の2、介護サービス充実の質問を終わります。

一般質問2の3、女性参画推進の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） 女性参画推進について。昨年夏に、「日野男女平等社会推進プランの実現に向けて」の中間報告が出ております。それがもう半年を過ぎました。その後、具体的にどのような形で男女平等行政が進められているのでしょうか、そのことについてお答え願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 日野市男女平等行政推進協議会から中間答申という形でございまして、昨年7月に報告をいただきました。報告の内容は、大きく分けまして四つの項目の提言がございました。

1番目の男女平等行政推進本部の設置につきましては、市長を本部長とする推進本部を昨年の11月に設置いたしまして、本年2月には第1回の本部会議を開催いたしたとこ

ろでございます。今後の男女平等行政の推進に当たりましては、本部機能を十分生かしながら進めてまいりたいと考えております。

2番目の女性が働き続けるための環境整備についてでございますが、多項目にわたる提言をいただいております。財政上の問題もありますが、できるものから取り組みをしたいと考えております。

3番目の男女平等に関する情報・啓発についてでございますけれど、まだ具体的な行動は起こしておりませんが、市の職員の研修等から検討をしたいと考えております。

それから、4点目の「男女共同参画宣言都市」についてでございますが、市長の所信表明にもございましたが、来年度中の実施に向けて準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 女性が働き続けるための環境づくりとして、ゼロ歳児保育の拡大、あるいは保育時間の延長などは大変急がれる課題となりますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

組織改革では、女性参画推進室ということで、企画部に置くということですが、女性センターとの仕事の内容の分担、あるいは関連性はどうなるのか、また職員体制はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

また、市民との直接的な窓口である女性センターが、市民の声を吸い上げ、十分にその機能を果たすためには、人的資源によるところが大きいと思います。名称の変更と同時に、男女平等行政がより効果的に実現していくために、実行力のある中身と、その将来的なプランもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 組織改正に伴います女性参画推進室と女性センターとの関連についてでございますけれども、今回の組織改正では、二つのことが変わりました。一つは、企画部の所管となるということでございます。もう一つは、従来の女性センターの名称が、男女平等行政施策を担当する課の名称と、施設としての女性センターの名称が一緒であることによる混乱がございました。今回の組織改正で、男女平等行政施策を担当する課の名称が「女性参画推進室」となり、施設である女性センターの名称とは別になりました。施設を推進する行政の場と、活動を支援する現場というふうに区分をして考えていただければと考えております。

また、人員体制につきましては、当面、現行のままを予定しているところでござい

す。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 各種委員会とか、審議会などにおける女性の割合は、一般的にまだ低い現状です。特に行政委員会は、1割も至っておりません。そのほかの委員会などでも、女性が1人もいないところもあります。積極的に女性の登用を推進していただきたい。で、日野市の現状と、今後どのように女性の割合をふやしていくお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 平成9年4月1日現在の審議会、委員会等の女性委員の登用率は33.9%。女性を含む審議会、委員会等の割合につきましては69.7%という割合でございます。審議会、委員会等の女性委員の登用につきましては、「男女共同参画都市宣言」を来年度行いたいというお話を先ほど申し上げましたけれども、その中でも女性委員の登用ということは、方針として掲げる形になっております。現在の率を徐々に高めていくというふうに考えております。特に市長の方からは、この点につきましては、ゼロなし運動と。要するに女性の委員さんのいない委員会はなくす形に持っていくよというような指示をいただいているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ぜひ、その点で御努力いただきたいと思います。また、割合としても、30%から40%ぐらいの登用を求めていきたいと考えております。

また、男女平等教育の一つといたしまして、男女混合名簿の小学校の取り組み状況はいかがでしょうか。ぜひ積極的な働きかけをお願いしたいと思っています。

○議長（馬場繁夫君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（有元佐興君） この男女混合名簿使用の件につきましては、毎年御指摘いただいておりますが、校長会等につきまして、この趣旨を説明し、学校の主体性においてこの問題を解決していただくように現在進めているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） そうしますと、取り組み状況についてはまだ把握されていないということでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 具体的に申しますと、小学校サイドで何校かの学校がこのこ

とを行っております。中学校サイドにつきましては、現在のところ、1校も行っていないというのが現状であります。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 今回の市議選でも、女性議員が4名から6名にふえました。また、こちらの方の理事者側の席にも女性の方がお一人という状況です。ぜひとも女性の管理職を、行政の中でもふやしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の3、女性参画推進の質問を終わります。

一般質問2の4、ごみ減量リサイクルの通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） ごみのまず現状について御質問したいと思います。

市長は所信表明の中で、環境と共生するまちづくりの中で、「ごみゼロ運動を進めるため、ごみの減量化、徹底したリサイクルと分別収集の推進に努めます」と述べておられました。私も、ごみ減量化を図るには、まずリサイクルと分別収集を進めることだと考えております。

そこで、まず、現在のごみの状況についてお聞きしたいと思います。昨年からことしにかけてのごみの総量、分別状況などをお聞かせ願いたいと思います。また、家庭ごみと事業所ごみの割合についてもお話しいただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（野中勝美君） ごみの減量ということでございます。現在、当市のごみの収集、廃棄物の収集に関する事業概要は、可燃ごみを週2回、それから不燃ごみを週2回収集し、資源物回収については、月2回の形で実施をしております。その他に粗大ごみの収集、これは個別収集の形で行っておりますけれども、さらに若干の量ですけれども、有害ごみ等についても回収を行っているところでございます。

こうしたごみの収集の総量につきましては、平成9年度のこの2月末現在での状況を簡単にお話ししますと、2月末までで5万5,386トン、9年度ですね。3月を残す段階での量でございますが、この量は、平成8年度の2月の同時期の前年比で1.7%の増という形で、若干の伸びになっております。おおむねごみの処理量全体は概して6万トンぐらいというふうにお考えをいただければよろしいかと思っております。

この中で、ごみの組成と申しますか、ごみの中に含まれているものを概略を申し上げますと、可燃のダストボックスの中に入っておりますごみの中には、瓶とか缶などの不燃物、資源物となる形での不燃物が混入をしておりますし、不燃ダストボックスには、

新聞紙とか雑誌、段ボール等の資源回収の可能なものが含まれている。それから逆に資源回収の事業の中では、発泡トレーの収集の中に紙おむつというふうなものが入っていたりというふうなかなりの資源として回収できない相当量のごみが逆に含まれているというふうな状況もございます。

それから、事業系のごみがどのぐらいかということでございますけれども、これは厳密な量というのはなかなかはかりにくいところでございますけれども、東京都等の推計を参考に概略考えますれば、事業系のごみというものは5割ぐらいはある。5割ないし6割ぐらいの範囲だろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） これからは事業所ごみの有料化などについても検討していく必要があるのではないかと考えております。

また、スーパーなどに対して、包装の簡素化、あるいは牛乳パックやトレーの回収など積極的に取り組んでほしいという申し入れをしていく必要があるのではないかと考えております。

また、ある都立高校などで、空き瓶とか空き缶のデポジット方式による回収を行ったところ、120%の回収率だったというふうに聞きます。そういうことから、そういう方式がとれる商品については、そういう方法もこれからとっていく必要があるのではないかと考えております。

現在、リサイクルについてですが、月2回のリサイクルの回収が、来年度より15カ所で、週に1回になるということですが、これは大変うれしい限りで、1回出し忘れると、また1カ月分ためておかなければならないということで、結局、捨ててしまうということにつながりかねません。ぜひ早いうちに全域で週1回ということを実現していただきたいと思っているんですが、その見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境部長。

○環境部長（野中勝美君） ごみの分別の徹底を図る一環として、商店等の協力を求めるということもお話しございました。当然こうしたことも初めとして、市民の皆さんに協力を求めて、PR活動を、これまでも進めておりますけれども、さらに一層地域に向いたですね、自治会等の集まりの中で説明会を開く等の取り組みも進めていきたいというふうに思っております。

それから、リサイクルを徹底する上で、収集回数をふやすという要望を強くいただい

ております。このことは私どもも、できるだけ回数を多くしたいということは望んでいるところでございます、少しでも早い実現をしていきたいというふうに思っておりますけれども、平成10年度では、資源回収のステーションの設置数、これは現在420カ所でございますけれども、平成10年度、モデル的に15カ所を週1回、年度の末になりますけれども、取り組みを進め、それ以降、できるだけ早く市全体に拡大できるよう、事業の拡充に努めていきたいというふうに思っております。

それから、不燃ダストボックスわきでの瓶収集についても、今年度試みに事業を進めてまいりまして、この成果の結果、有効性が確認をされておりますので、これらにつきましても、10年度以降、6月からの取り組みになりますが、浅川の北側1,443カ所に拡大をしたい。それから、浅川の南側につきましては、年度内に、おくれますけれども、取り組みを進めたいということ考えておるところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ぜひ早いうちに、月2回から週1回ということで検討していただきたいと思います。それにつきましては、これを進めていくということになりますと、分別収集が徹底されていきますと、その不燃ごみの回収が現在週2回になっておりますけれども、これを1回に見直していくということも考えられるのではないかとおもうんですが、そのことによる経費節減にもつながるのではないかとおもうふうに思っております。

それで、瓶の回収ですけれども、これもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、多摩市などでは、空き缶とか空き瓶は、リサイクルボックスを常設して回収を行っております。そのようなリサイクルボックスを常設していくということで、例えば今行っている瓶の収集に関しては、そういう方法でやっていくということも考えられるのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境部長。

○環境部長（野中勝美君） リサイクルの方法につきましては、いろいろな方式が考えられるところでございますけれども、多摩市等で行われている方法という具体的な御指摘もございました。私ども現在行っております、この資源回収のステーションの方式で進めておるところでございます、あわせて瓶回収はダストボックスのわきに置くということで、箇所数もこの資源回収の420カ所に比べれば、全域に広げますと、箇所数にすれば比較にならないほど大きな数になるわけでございます。こうした形で今後とも有効な方法というものがあれば、対応はしていきたいというふうに思っておりますが、ま

ずは現在のこの方式、先ほど拡大をする内容、実験的に進めている内容等をお話ししました。このことをまず全域に進め、次の段階に進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 先ほど自治会などへの働きかけということで、啓蒙活動などについてもお答えがあったんですが、やはりこの点が一番大切になってくるのではないかと思います。やはり市民にわかりやすく、そしてごみを出しやすくするために、積極的な市の啓蒙活動が必要になってくると思います。自治会への働きかけということですが、ただそこから担当者が1名とか2名出るということだけでは、なかなかまだ前進していかないと思います。さらにボックスごとの担当者をその自治会の中から決めていく。そして、その担当に当たった方たちの指導はこちらで当たっていくと。そこへのいろんな情報提供、あるいは分別の注意事項や、また情報などのニュースをつくっていくとか、そういう働きかけや努力をさらに進めていく必要があるのではないかと考えております。そのボックスごとの担当者が、ボックスを利用している方全員に呼びかけて、その情報をそこから伝えていく。そして、さらに例えば焼却炉の中に、燃えるごみの中にガスボンベが混入されていて、それが爆発を起こして、焼却炉の修理費にかなりかかっているというふうに伺っていますが、そういうことも市民にどんどんニュースを出して知らせていくという、小まめにそういうことをやっていくことが必要ではないかと考えております。その点について、ぜひ担当者の、ボックスの担当を決めた方への講習やごみの情報ニュースを配布していくということについていかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境部長。

○環境部長（野中勝美君） 自治会への働きかけ、あるいはそれぞれの地域の方々への働きかけの中での具体的な提案をいただいておりますけれども、現在、条例の中で、第8条ですね、「廃棄物減量等推進員」という制度を設けてございます。市内には約250ほどの自治会がござりますが、各自治会から御推薦をいただいた推進員の方に、地域でのリサイクルやごみの減量の取り組みをお願いするというので、制度として設けているわけでございます。こうしたことがそれぞれの地域に定着するような形で市としてのPRを進め、こういう推進員の方の活用をさらに一層進めていきたいというふうに思っております。必ずしもこれまで、制度はあっても、十分な活動をしていただけていないという状況もあるかと思います。そういうことで、そういう積極的な取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。それぞれ地域地域

ごとに状況も若干ずつ違ってきております。直接、今おっしゃられたような、ボックスの担当を置いて、講習云々というところまで一気に制度化するというのはなかなか難しい点があるかと思えます。その前の段階で、できるだけ御理解をいただき、地域の中でリサイクルの問題やごみ減量のことが常に話題にできるような風土づくりといえますか、そうしたものをつくり、市の施策に今後とも協力をお願いしていくということで当面進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ごみ問題は、毎日の暮らしの中でとても切実で、市民の中でもやはり意識の高い方と、そうでない方の差は大変大きいわけです。そういう意味で、行政が先頭に立って指導していくということが何よりも大切で、そして市民の方たちと手をつないでこの運動を広げていく、市民参加型で進めていくことが大切ではないかと考えております。またあわせて、小さいうちから、子供にリサイクル教育を進めていくという、それも大事な視点ではないかと思えます。ドイツなどでは、やはり、そういうことが小さいうちから徹底されている。そういう意味で、日野市独自のリサイクル教育を進めていくという点についていかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境部長。

○環境部長（野中勝美君） リサイクル、資源問題、ごみ問題等につきまして、子供のうちから理解を深めていただくということは大変有効であるということは、そのとおりだというふうに思っております。特に家庭で子供さん方が、分別収集、あるいはごみの資源化ということに関心を持っていただければ、家の中でそうしたことを親にも話をしてもらえるとというふうなことで、大変有効だというふうに思っております。そうした中で、事業的には来年度、子供ごみ探検事業というふうなことを新たに進めてみたいというふうにも思っております。

それから、現在も毎年各学校から小学生が私どもの施設に見学に来ていただいております、事業全体の案内もし、施設等も見ていただいております、学校でも授業の一環としてそういうことを取り扱っていただいているところでございます。今後とも、来年度はさらにビデオ等の制作も行いますので、そうしたものを活用しながら、さらに学校にも協力をいただきながら、一層子供にも理解を深めていただけるような事業展開をしてみたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 事業所ごみの有料化と、それからスーパーなどに対する包装

の簡素化、あるいは牛乳パック、トレーなどの回収を積極的に取り組んでほしいという点についてのお答えを、たしかいただいていたと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境部長。

○環境部長（野中勝美君） 事業所、いわゆる事業系のごみですね。これの取り扱いについて課題になることは、有料化というふうな言葉で出てまいるところでございますけれども、現在の時点でそうしたことが話題になってくる時期だというふうには思っておりますが、まず市民の方にいろいろな先ほど来申し上げておりますPR事業、あるいは市民との対話の中で、こうした問題についても意見を交換しながら、方向性を見出していきたいというふうに思っております。現時点でごみの有料化を検討しているとか、そういうことは特にございません。

それから、商店等へのスーパー等の包装紙の簡素化とか、リサイクルのボックスの設置とか、そうした要望につきましても、市内にございます店舗の中では、数社がボックスの設置を実施しておるところでございますが、これは事業者の責任として、再利用や資源化に努め、市民が商品を購入しようとするとき、適正な包装容器のものを選択できるよう努めながら、容器を不要として返却する場合には回収をし、再利用に努めるという形での協力を求めてまいりたいというふうに思っております。

また、市民の方々には、日ごろから分別の習慣を身につけていただくことはもとよりですけれども、マナーを守ったごみの出し方、資源物としての価値を高めるといった意識を持って、容器等については、廃棄物として出されるときは扱い、洗って出すとか、汚物を混入しないといったことについても、具体的に協力を求めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、各方面にわたっていろんな協力を求めてまいらなければならないということで、新年度につきましては、一気にいかないかもしれませんが、できるだけ精力的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 最後にダイオキシンについて伺いたいと思います。ダイオキシン対策ということで、新聞の記事によりますと、清瀬市が民間の小型焼却炉の使用中止の要請をしたということですが、やはりこれからはそういう視点も必要ではないかと思っております。まず日野市において、民間事業所にある小型焼却炉の焼却物や分別状況などの調査とか指導などを始めてはどうかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

か。

○議長（馬場繁夫君） 環境部長。

○環境部長（野中勝美君） ダイオキシンに関連しまして、小型焼却炉の使用についてのお話でございますけれども、いわゆる小型焼却炉といいますのは、法に規定された規模以下のもので、一定の届け出とか、そうしたものが無いものだというふうに、概略そういうふうに考えておりますけれども、これらにつきましては、私ども既に広報等に掲載しておりますけれども、ダイオキシン対策等もあまして、小型焼却炉の使用については、市そのものも停止をいたしましたので、市民の方にも、事業者の方にも協力いただくように広報の中でお願いをしているところでございます。

使用状況その他につきまして調査をするということにつきましては、それぞれ施設の届け出があるものは把握ができるわけでございますけれども、法的な規制のない中での設置でございますので、困難な部分もございます。これを調べるという形で取り組むということについては、具体的な検討はまだしておりませんが、一つには、私どもこれまで、小型焼却炉の使用について、特に他市のように、補助金等を用意して積極的な奨励といいますか、導入を図ってきたということがなかったために、比較的そうしたことについての苦情は少ないといいますか、そういう問題が少ないというふうに一応は考えております。今後とも、ちょっと動向を見守って対応を考えたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 燃やしたらダイオキシンが発生するような塩ビ製品を買わないとか、燃やさない、あるいはつくらせないということがこれから大切になってくるんじゃないかと思っております。まだダイオキシンの基準値が、現在日本では80ナノグラム、これをまず下げていかなければならない。ドイツでは0.1ナノグラムで焼却炉の使用が中止になるという状況ですから、まだまだこれは検討していかなければならないと思います。日野市でも1ナノグラムまで下げていくということですから、これからもダイオキシンの数値を測定して、そして市民に情報公開していくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の4、ごみ減量リサイクルの質問を終わります。

一般質問3の1、“すずかけの家”の法人化にむけた支援のあり方と具体的な中身についての通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（中野昭人君） “すずかけの家”の法人化にむけた支援のあり方と具体的な中身を問うについて質問いたします。

すずかけの家は、1984年、知的障害者を持つ親御さんたちと、地域の多くの皆さん方の支援と協力のもとに平山下耕地区画整理事業組合事務所の跡地を利用する形で開設されました。知的障害者の通所訓練事業施設として発足したわけではありますが、もともと非常に狭い面積で、また周囲の環境からいっても、緊急避難的な施設のような実態にもかかわらず、日野市、東京都の補助、そして関係者の方々、親御さん、職員、ボランティアの皆さんの並み並みならぬ献身的な努力、支援によって支えられ、運営されてきました。

1993年「障害者基本法」、95年には「障害者プラン」が国で策定され、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害者も健常者も同じように普通の社会生活を送れるよう、そういう環境づくりが求められているもとの、今、関係者の方々の切実な願いである法人化によって、施設の充実を図っていくこと、また、これを行政が積極的に支援をしていくことは、本当に必要なことであると思います。

市による土地の無償貸与、建設へ向けての財政的サポートによって、法人化の基準をクリアし、重度の知的障害を持つ人々の働く場の保障と、豊かな人間らしい地域社会生活を送ることができるような施設をぜひつくっていききたい。あわせて、職員の身分保障や、高齢化して介護が大変な負担となっている親御さん、保護者にとって、安心して任せられるような施設をぜひ実現してほしい。この関係者の方々の思いにこたえ、市がどのように対応していくのか。

第1に、すずかけの家の法人化に向けた取り組みを、市はどのように位置づけ、受けとめているのでしょうか。

第2に、これまでの市の対応としては、積極的に支援をしていくことに変わりはないという立場だったと認識しておりますが、具体的にどのような支援をしようとしているのでしょうか。土地の無償貸与の問題、具体的な建設費の補助の問題についてお伺いします。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） お答えを申し上げます。

まず、すずかけの家への支援の取り組みということでございますが、お話にもございましたように、12月の議会でも御答弁をさせていただきましたけれども、土地の無償での提供につきましては、場所も南平の四丁目11番地ということで、その当該の場所をお

使いたいという事で話を申し上げてきているところでございます。

それには、2番目とも関連しますけれども、具体的にどういった支援をということでございますけれども、場所は今申し上げましたところでお願いをしたいということで、あと施設の規模でありますとか、それによつての費用でありますとか、費用の中でも財源構成といいますか、どこでどのような負担をというような中身でございまして、そのようなことを総合的に話し合ひをさせていただいて、都にお願いすることもありますし、そういういわば3者で積極的に取り組んでまいりたいというのが従前からの市の姿勢で変わらないうところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 2点目の件についてなんですが、具体的に土地の無償貸与について、どのぐらいの土地を貸与することができるのかどうか、その具体的な数値まで含めて、ぜひ今現時点でどういう措置をとろうとしているのかを再度お伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 具体的な土地の面積ということであろうかと思うんですが、先ほど申し上げましたように、定員20名の施設をお考えになるということでございますので、定員によつての妥当なといいますか、適正なと申しましょうか、規模が出てくるわけでございまして、それによりまして建ぺい率等の制約もございまして、土地の広さも決まってこようというふうに考えております。また、20名の施設であれば、申し上げました土地のところでおさまるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 再度質問します。20名の規模になった土地の提供をするということだと思うんですが、20名の規模でどのぐらいの土地が通常、都の基準や国の基準に照らして提供されるものなのか、お答え願ひます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 私どもの方でも、定員によります東京都の基準、細かい基準でございまして、その基準の内容は入手はしておりますけれども、それによつて全項目をはじき出して、全面積を市の方で試算は今してございません。すずかけの家の関係者から、全体の建物の図面の提示をいただいておりますけれども、それについて現在20名の定員を有する施設として妥当であるかどうか、その辺につきまして専門的な

建設部門の方とも話をしているところでございまして、また単にそのこと、内部のことだけでなく、他にも同様の法人が運営をいたします施設もあろうかと思っておりますので、そういうものも参考にさせていただきながら、またすずかけの家の代表者とも具体的にその辺のことについてお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 土地の貸与、具体的な面積については、都の基準、定員20名に見合った基準に照らして考えていくということだと思っておりますが、これは後でちょっと具体的な例をもって検証してみたいと思います。

一つ目の質問との関係で、少し角度を変えて質問いたします。1993年の障害者基本法の成立によって、各自治体は、それぞれの実態に応じた障害者プラン、これを策定することを求められています。基本法の第7条の3項には、「市町村は、国の障害者基本計画を基本とするとともに、地方自治法第2条5項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するように努めなければならない」、こう明記されています。そこで、この法に基づいて幾つかの質問をしたいと思います。

一つには、市の障害者プランの策定の取り組みは、どのような状況にあるのかということですが。

二つ目には、知的障害者、ここでは特に、重度の知的障害者の方々の置かれている実態をどのように把握、認識し、今後どのように対応しようとしているのか。

三つ目には、以上の見地から、すずかけの法人化の取り組みを、市としてどういう位置づけ、または目的で支援しようとしているのかについてお尋ねいたします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 1点目の障害者プランの策定の件でございますけれども、日野市といたしましては、現在具体的にプランの策定に取り組んでいない状況でございます。お話にもございましたように、積極的にプラン策定に取り組んでいくようにということでございますので、関係者の意見も聞きながら、参加を得て、今後、障害者のプランの策定に取り組んでまいりたいというふうに現在では考えております。

それから、重度の知的障害者の対策について、どのように考えるかということでございますけれども、現在、入所施設といたしましては、数は少のうございますけれども、ベッドの確保を近年いたしましたこともございます。また、無認可でございますけれども、東京都とともに無認可施設につきまして、毎年運営の要請をいたしておるところでござ

います。特にこれからのそれらの重度の知的障害者に対する施策の課題でございますけれども、親御さんが年をとられて、子供、障害者が残されるというような状況が出てくるわけでございまして、そのために、入所の施設も必要になってくるわけでございまして、日野市に限らず、東京都におきましても入所の待機がふえている状況でございまして、日野市におきましても、市内での法人の施設の設立、あるいは他のところからの法人の誘致と申しますか、そういうことも大きな課題になるかというふうに考えております。その他重度に限らず、知的障害者の取り組みとしては、現在、市でも公設のはくちょう学園、つばさ学園というような施設でも運営を行い、またさらに今後も充実に努めてまいり所存でございます。

概略大きな課題を申し上げましたが、そういった中で、3番目のすずかけの家の支援について、さらにどういうふうに対応するのかということでございまして、これはただいま冒頭にも申し上げましたように、養護学校等を卒業されての受け皿も不足の状況でございまして、具体的に申せば、すずかけさんに法人化を進めていただきまして、多少枠の拡大もございましてということ、余裕といいますかね、受け入れ枠がふえるわけでございまして、そういうところで地域の福祉施設として活躍をしていただきたいということは、従前から変わりはないわけでございまして、具体的に土地の面積が幾つで、市の方の費用負担が幾らなのかということにつきましては、何度も申し上げておりますように、具体的にですね、代表の方等とお話し合いをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） すずかけの家がどういう役割を担ってほしいのか、位置づけの問題で、先ほど養護学校を卒業されたような方々の受け皿としての役割を、この法人化によって担ってほしい、ということをおっしゃられたと思うんですが、実態がその受け皿にふさわしいようなものになるのかどうか、これが今問われていると思うんですね。市としては本当に財政の厳しい中で、土地を無償で貸与するのですから、やっぱりこの支援が本当に実のあるもの、中身のあるものにしていく必要があると思うんです。土地は提供され、建物は建ったけれども、実際は障害者が伸び伸びと活動できる、生活できる、また親御さんが安心してこの子供さんを任せることができるよう、そういう施設になってなければ、非常にまずいわけですよ。中途半端で不十分な事態になりかねない。今、市が提起している都の基準の範囲で土地の提供と建設費の援助を行って

くということであれば、実態はその要望に見合ったものになっていないと言わざるを得ないと思うんです。そうさせていけないためにも、すずかけの法人化を市として支援する動機、目的、位置づけをより一層はっきりさせる。目的がはっきりしてこそ、支援のあり方がはっきりしてくるし、実のある支援ができると思うんです。

例えば町田市では、一つの共同作業所を法人化しようとする場合、その法人化に当たっては、今後町田市におけるその障害の分野の施策遂行のセンター的役割を担ってもらうとか、また、ほかの無認可の共同作業所をバックアップするような役割を担ってもらうという位置づけを鮮明にして、しっかりとした法人化に向けた支援を行っているわけですよ。日野市でも、今回のすずかけの家の法人化を、単に要請があるから、要望があるから受けるのではなくて、市としての障害者対策、特に重度の障害者施設対策をどうやって図っていくのか、そういういわば長期的な広い視野に立って、今回のすずかけの家の法人化を位置づけて、目的を明確にして支援していくということが本当に大切じゃないかと思います。

再度お伺いしますが、今現時点で、すずかけの家の法人化、土地の提供を、どのぐらいの土地を提供しようとしているのか。また、建設費の補助を真剣に行おうとしているのか。前回の12月議会では、200坪ないし250坪という具体的な数字が出されたんですが、実際、今市として計画を出しているのはどういう数字なのか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 市の方では、施設の具体的な面積、あるいは費用、こういったことをまだ手順として確認をしておらない状況、先ほど来申し上げますけれど、出ておりませんので、すずかけの家側からは、一定の図面が出てございますけれども、それについて今何といたしますか、妥当な規模といたしますかね、そういうことをお互いに調整をし、それによって費用の面も出てくるわけございまして、その費用総額が出ますれば、国、都等の補助金のはじき出しもできますから、財源構成もあらかじめわかってくるわけございまして、そういう中で市はどの程度のことが可能なのか、手順としてはそういう進め方になるとういうふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 土地の無償提供に対する具体的な数字を出されていないんですが、都の基準に従って考えてみれば、とてもではないけれども、20名のメンバー、利用者が、本当に豊かな人間的な生活をできるような施設としての役割を担っていくことが

できない。職員の方にとっても、都基準の施設では、とてもではないけれども、しっかりとした介護や対応ができるスペースではない。本当に心配されているんです。重度の障害者ですから、トイレに行くにも、食事をするにも介護が必要なんです。また集団になかなかなじめないで、1人でいつもいざるを得ないような障害者の方であるとか、時には自分で自分を傷つけたりして、またパニック状態になって、突然外に飛び出して行って高速道路に入り込んでいたり、また電車に乗って三鷹まで行かれたりという、本当に大切な要するに介護が必要とされる、そういう方たちの施設として、十分に役割が果たせないような基準なんです、都の基準というのは。そういう中で、都の基準に従って、その範囲でしか土地は提供しません、建設費の補助も、都の基準に従えば、市は一切出す必要はないわけですから、その基準でやってもらう、これでは実際に20名の規模のすずかけの家の法人化にかみ合った形の支援は、とてもできないと思うんです。

例えば、同じような施設、重度の知的障害者の更生施設で、日野台にあるはくちょう学園、このはくちょう学園が、今どのぐらいの定員で、実際はどのぐらいの障害者の方が通われているのか。また、定員割れしているという話も聞いていますが、定員割れしているとすれば、なぜなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） まず、後段のはくちょう学園の定員との関係でございますけれども、定員では25名というふうに記憶しておりますけれども、それで入所者、ただいま17名。1名ここでふえて18名かなというふうに、17名ないし18名という実情だというふうに記憶しております。この定員と入所者との差でございますけれども、施設側の方で申しますのは、御承知のように入所者は重度でございますので、規定の職員ではなかなか手が届かないというような状況があるということを聞いております。

はくちょう学園についてはそういうことでございますが、それから都の基準の関係でございますけれども、これは最終的には、市の意思を決定してまいるわけでございますけれども、私、個人的に考えますのは、必ずしもすべてを都の基準で実施をお願いするんだと、こういうことを申し上げているつもりはございません。12月にもお答えを申し上げたと思いますけれども、そのような内容でのお答えを申し上げたと思いますけれども、それぞれの特殊事情もございませうから、そういうところをお互いに話し合いをさせていただきまして、進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。すべてを都の基準ということで申し上げているわけではございません。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） はくちょう学園のことで、定員に満たない理由。やっぱり重度の障害者ということで、条件的にハードの面、施設の面でも、また職員のソフトの面でも対応することができないという実態なんですね。私も2日前に実は見学に行ってきたんですが、職員の方の要望というのは、本当に切実だったんです。25名中今17名ということなんですけれども、これ以上とてもふやすことはできないと言われていました。障害者の方が狭いスペースで、今でさえ大変な状態にあるのに、また職員がこれ以上対応や介護をできない、そういうことは明らかなんです。もっと施設など充実・改善してほしいと切実に訴えられた。このように同じような都の基準、はくちょう学園はむしろ都の基準以上のスペース、ゆとりを持って市も援助をしてつくられてきたものなんです、今回のすずかけの家の法人化に当たっては、この都の基準以上の、もっと将来を見通した、日野市の重度の障害者をバックアップできるような、もしくは支援していけるような、そういうセンター的な役割を担っていってもらうためにも、ぜひゆとりを持った中身のある支援をお願いしたいと思うんです。

最後に、これは市長にお伺いしたいと思うんですけれども、今いろいろお話しさせていただいて、現時点のすずかけの家の法人化の支援の中身、具体的に提示されていませんが、12月議会での到達の中身、200坪ないし250坪という中身では、障害者の方々の生活の実態や、職員の方々の介護の実態に見合ったものになっていない。これが実態だと思います。また、予定されている場所に十分土地はあるわけですから、実態にこたえ得るように土地も十分提供し、そこに通う障害者の地域生活を支援していく。もっと広い、もっと長期的見地でこの施設を、市内の重度障害者の生活を支えるセンターの一翼を担っていってもらうという位置づけと目的を持って、しっかり実のある支援を行っていくことが求められていると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） すずかけの家の法人化へ向けた支援のあり方について御質問でございます。やはり、たんぼぼの家の我々には経験がございます。法人化をするに当たって、最も基本となるのは、土地の確保ということになります。この土地の確保も、ある程度場所の特定はできているものの、先ほど来福祉部長の方から説明がありますように、双方でもっともっと話し合った中で詰めていかなきゃならない問題というのはございます。あそこの土地は、公共用地として取得して、非常に大切な土地でもあります。その土地を、ほかにも法人化を望む人たちの対応をどうするかという、こういうような観点

からも、一定の配慮をしなきゃならない問題でもございます。都の基準とはいうものの、それに縛られることなく、最も効率的な範囲で市としての支援をしていくという、そういう態度であります。もともとこの支援事業という問題は、身近な福祉や身近な地方公共団体でという趣旨に基づいてやるわけですから、しかし、そうは言っても、都の制度なりに乗った形でないと、これはやはり市としての支援の限界もございますので、その観点で最大限の努力をしまっている、そういうことを申し上げているわけです。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 都の基準が、今の重度の知的障害者の生活を行っていく上での実態に見合ったものになっていないわけですから、もちろん都の基準を見直していくように迫っていくと同時に、市としては、都の基準以上の厚い支援を、具体的な支援をやっていく必要があると思うんです。繰り返しになりますけれども、法人化を支援する目的と位置づけを鮮明にして、中身のある支援を行っていくことを要望するとともに、大もとの日野市の障害者プラン、これから策定されていくということなんですけれども、このプランの策定に当たっても、障害者の方々や家族が参加できるような策定のための委員会を設置して、十分な審議を保障すること。障害者、家族、関係者の生活実態と、切実な願いを反映させるようにしていくこと。また、各分野の専門家、障害者の方々の専門家なども含めまして障害者、家族が安心して生活できる地域づくりを政策化して計画化すること。そして実態に見合った実効性のあるものに練り上げていくことを切に要望いたしまして、私のこの質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって3の1、“すずかけの家”の法人化にむけた支援のあり方と具体的な中身についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問3の2、南部地域住民の切実な要望となっている南部診療センターの実現を！の通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

○1番（中野昭人君） 南部地域への病院建設に向けての質問をさせていただきます。

浅川沿いに身近で安心してかかることのできる病院をぜひつくってほしい。浅川南部住民の切実な要望を受けて、1987年2月、「日野市南部地域に総合病院をつくる会」が結成され、さまざまな形での請願、署名活動、日野市や東京都への働きかけなどが行われてきました。その結果、病院を実現していく上で最大の障害となっていたベッド数の規制を、東京都の地域医療計画の見直しの中で改善させ、増床をかり取ることができ、一昨年には、病院用地も確保することができ、着々と住民の切実な要望である病院建設の条件整備も進められてきたと思います。

そこで、改めて現時点に立って、幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

第1には、浅川南部住民の医療要求をどのように認識しているかということです。

第2には、医療要求に市としてどのようにこたえようとしてきたのか、取り組み状況について質問させていただきます。

第3には、一昨年に確保された用地、何の目的で確保し、現時点でどのような財政的な状況にあるのか。

第4には、今後、どのような段取り、方法で南部住民の医療要求にこたえていこうとしているのか。また、病院建設をどのような形で進めるつもりなのか。

以上4点について質問させていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 4点ほど御質問をいただきました。1点目の医療要求をどう認識しているかということでございますけれども、今お話がございましたように、1987年（昭和62年）9月になるわけでございますが、「南部地域への医療機関の設置を求める請願」が採択されたということがございます。その後、今おっしゃられたような、東京都に対していろんな要求、あるいは請願等、いろんな手続をしながら、前市長が取り組んできたことは事実でございます。南部地域には確かに医療機関が当時、現在もそうでございますけれども、少ない。また、大勢の皆様方の請願やあるいは要望、こういうものを踏まえて、南部地域に病院の必要性、これにつきましては認識しているところでございます。

当時の経過といえますか、を踏まえて、市の方は基本的な考え方を示しておるわけでございます。平成8年9月でございます。議会の方からもいろいろと一般質問等もございまして、平成8年9月には、南部病院という考え方で、一定の病床数を持つ事業は、財政的にも不可能であると。当分の間は、かなりのレベルにある診療施設として事業を進める。二つ目には、市内に二つの公立病院を持つことは、市として不可能であるので、

地元医師会と相談して用地は提供するが、施設等の事業運営をどうすればよいか、検討していただくと。三つ目には、日野市の医療体制の中で、経営主体は市の医師会で不可能であれば、信用と責任のある医療法人の地域施設を誘致することも考えられる、というような状況でございました。南部地域の医療センターにつきましては、いずれにしても医師会と相談中であるということで、2年ほど前になるわけですが、1年半でございませぬか、前市長の方から、そのような基本的な考え方が示されております。

次に、用地の関係でございませぬ。平成4年の4月でございませぬ。いろんな交渉を重ねてきた経緯の中で、全農との——全国農業協同組合連合会のことでございませぬが、交換合意がなされました。また、平成8年6月29日、全農所有地と市有地の等価交換の手続が完了いたしてございませぬ。この結果、全農が所有していた土地8,184平米でございませぬが、約67%に当たる5,469平米を市有地として確保したと。残り2,715平米は将来買収をするんだということの発表があったわけでございませぬ。いずれにしても用地、何の目的でということでございませぬけれども、南部地域に医療施設をつくるというために、用地を取得したという経過でございませぬ。

今後の市民要求にどうこたえていくかということでございませぬ。その前に、今回の長い間の経過の中に、今後これらをクリアしていくための大きな数々の問題があるわけだでございませぬ。一つは、用地取得について、市有地のうち、全部が市有地ということではなくて、内容といたしましては、土地開発公社及び土地開発基金の土地がございませぬ。合わせて2,120平米ほどになります。これにつきましては、病院を建てろという条件のもとでは、土地開発公社並びに土地開発基金の土地には、建物は建ちませぬ。一般会計で買い取らなければなりません。また、用地に対する特定財源として、補助金並びに起債ということが考えられるわけですが、病院用地につきましては、現在、制度上補助金もなく、また地方債についても、現行制度では確保することが非常に困難な状況でございませぬ。二つ目には、いわゆる民間に経営をお願いしたといたしましても、昨年1年ほど前の新聞報道によりますと、八王子市の大学病院の誘致のことが新聞に報道されました。病院の用地は、5ヘクタールを無償で貸し付ける。あるいは基本設計、救急医療体制、あるいは病院開設経費を補助する。さらに法人の借入金の利子補給をする。これらの条件が出ておるわけだでございませぬ。土地については50億円、その他で50億円、計100億円の財政負担が伴うわけだでございませぬ。また府中市でも、同じように条件が折り合わず、病院の建設誘致については断念したと聞いてございませぬ。これらの状況から、土地の無償貸与のほか、その他費用に対する助成措置が、民営化にしても条件が出てくるとい

うことが予想されるわけでございます。また、現在、医師会の御理解、御協力ということでございますけれども、この計画は医師会の御理解がなければ、この計画そのものが困難でございます。いまだ正式には、協力、相談、その方向も現在のところはございませんが、前市長の段階では、医師会に報告をしてお願いをしているということでございます。

あと市民要望でございますけれども、平成9年の6月でございますか、「南部地域に病院をつくる会」の皆さんからも、市長あてに市民要望も出ているわけでございます。予防からリハビリまで、また人間ドックなど、検査機能を備えた医療施設で、経営主体は市営、公立を希望しているという問題もでございます。また、市立病院の建て替え、見直しを行いまして、平成14年度には300床としてオープンするという状況もでございます。以上、数々の大きな課題、問題を抱えているところでございます。

今後どう市民要求にこたえていくかということで、4番目でございますが、南部地域に安心できる規模の医療施設が欲しいという市民要望、これについては、先ほど申し上げましたが、過去の請願や市民要求、これらに対しては、必要性については認識しているところでございます。今後につきましては、非常に大きな財政負担を抱えながら、来年度、日野市保健福祉計画、この見直しを行うところでございます。また、医師会にもさらに相談をいたしまして、医療体制の確保、検討、協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） ありがとうございます。

財政的にも厳しい中で、市民の命と健康を守る土台であり、またかなめである医療への要求に、第一義的に市が応えようと努力するのが、住民の安全や健康、福祉の保障を目的とする自治体の本来の責務だと思います。今、御説明の中で、南部地域の医療要求は、十分に認識しているということと、病院の必要性も認識をしている。あわせて、土地の確保についても、医療施設をつくっていくために確保されたものである、そう答弁がありました。また、財政的には、土地も確保されたとはいっても、公社の土地であったり、基金の土地であったり、買い取りが必要になる。また、公立ではもちろんのこと、民営でも市の財政的な負担が余儀なくされるような状況がある、という答弁もありました。その時点に立って、今、南部地域の住民の皆さんの医療要求にどうこたえていくのか、これが問われていると思います。

現時点で、南部地域の住民の皆さんの医療要望・要求を正確に、客観的に把握できるような科学的な調査を行い、そしてその調査データを、日野市内の医療資源、また南多摩医療圏にある医療資源との関係で、やっぱり詳しく分析をすること。つまり例えば、救急医療であれば、市立総合病院の建て替えによる救急医療体制の充実で一定の解決は図れるのではないか。また、高度医療は市立総合病院や多摩市にある南部病院への交通アクセスの充実で解決可能であるとか、在宅医療は、開業医を支援、強化することで担っていける、そういうものであるとか、よく精査をして、例えば残っている問題、長期療養型の病床、リハビリや予防、訪問医療など包括医療の充実と必要性など、南部地域にこれはどうしても必要だと言われるような要望を整理をしていく、あぶり出していくことが必要ではないかと思うんです。その上に立って、住民の皆さんの意見を反映させる形で、着々と南部への診療センター、どういうセンターを実現していく必要があるのかどうかを練り上げていく必要があると思うんですが、この科学的な調査を現時点に立って行うことを求めていると思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 必要性については、認識をしていると申し上げました。ただ、当初、前市長がおっしゃっていたような総合病院的なもの、あるいはそうではなくて診療所的なものというような段階的な考え方もございますので、今議員おっしゃられた内容については、確かに当初の要求から、今の医療体制については随分また変化もございます。したがって、市立病院、新しい病院の建て替え、それからまた南部への若干、最近病院の進出というお話もございますので、個々の必要な医療、こういうものについて、当然のことながら調査をして、データを分析していくということになるかと思えます。

ただ、基本的な部分として、医師会、特に地域保健協議会、これは医療行政について諮問する機関でございますので、そちらの方にまず正式にお話をしていくのが筋だと思っております。その中で、今の内容、これはまた先生方が、あるいはまた行政が、今の住民要求をどう考えていくのか、こういう内容にも突っ込んだ議論になるかと思えますので、その辺を正式な手続を踏まえて、来年度の保健福祉計画の見直しの中で、行政として内容を練って、それを地域保健協議会の方にお話を申し上げて、今言ったような内容についての総合的な判断の中で、今後、必要性については検討していくべきだろうと、このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） とにかく南部地域の住民の皆さんの医療要求というのは、本当に切実なんです。私も先日、高幡不動で、南部地域に病院をつくる請願署名行動に参加したんですが、本当にたくさんの方が署名をやっていただいて、とにかく近くに病院が欲しいという要望が本当に広がって、強いと痛感しました。「平成10年度から介護保険制度の導入を念頭に入れて、保健福祉計画の見直しを進めていく」、市長は所信表明の中でそう語られましたけれども、この見直し作業を進める中で、南部住民の医療要求をやはり正確につかむ。そのための科学的な調査を行う。調査結果を踏まえ、十分分析をして、市民参加で病院の計画を練り上げていく、進めていくことが本当に必要だと考えるんですけれども、市長にこれは答弁を求めたいんですけれども、科学的な調査を行って、その調査に基づいて、市立総合病院への交通アクセスの充実によって解決できる問題、多摩市における南部病院への交通アクセスによって解決できる問題、また地域の開業医を支援することによって解決できる問題、いろんな問題出てくると思うんです。その中で、南部地域の住民の皆さんの医療要求・要望にこたえられるような、そういう病院づくりを練り上げていく必要性があると思うんですけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 南部病院の問題につきましては、議員先ほどから、このニーズの高さということは全く同じ考え方でございます。今はいずれにしても、日野市立総合病院の建て替えに全力を投入する段階であります。南部病院を建設する前提の調査はまだ着手はできない段階だと思います。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 建設するに当たっては、財政的な負担も含めて、一定程度検討が必要だと思うんですね、これから先。ただ、現時点で少なくとも南部地域の住民の皆さんの医療要求にこたえられるような側面が出てきていると思うんです。そこを精査する必要があると私思うんですが、あわせて……（「二眼レフ構想だったんだよ」と呼ぶ者あり）やっぱり今回平成10年度に保健福祉計画を見直していくというわけですから、日野市として、福祉や保健や医療をどういう形で包括的に充実させていくのか、そういう総合的な計画を立て直すというわけですから、その中に当然南部地域の住民の医療要求を正確につかんで対応していくということが非常に求められていると思うんです。科学的な調査をぜひ行って、要求・要望にこたえる形で、医療センターを実現していくことをぜひ要望して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって3の2、南部地域住民の切実な要望となっている南部診療センターの実現を！の質問を終わります。

一般質問3の3、中学生・高校生をめぐる状況とその対策についての通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

○1番（中野昭人君） 中学生・高校生をめぐる状況とその対策について質問させていただきます。

栃木県黒磯市の中学校での教師ナイフ刺殺事件、これ以来、中高生によるナイフ殺傷事件が相次いで起こり、子供たちの中で「新たな荒れ」と言われる事態が広がってきていると言われていています。また、いじめや不登校の増大といった深刻な事態も広がってきています。今、子供たちをそういう行動に駆り立てる原因は何なのか。そこにメスを入れ、解決を図っていくことが切実に求められています。

ところが、2日前に出されました文部省の諮問機関、専門家会議の報告書では、子供を問題行動に走らせる原因には目を向けず、学校の抱え込み意識を捨てること、警察など関係機関との連携強化を殊さら強調しています。しかし、「新たな荒れ」をつくり出しているシステムを変えることなく、このシステムによって生み出された結果に対してのみ、いわば有事即応体制の確立という形で対応しようとしている。これはマスコミでもこぞって不評を買ったようではありますが、全く解決に役立たないことは明らかであります。

競争と管理の教育、高校入試の内申書によって、人格を点数化して、子供によい子の競争を強いる教育を正していくこと。そして、子供をしっかり受けとめ理解し、子供の生活上の悩みを共有すること。そのことを出発点に教員、父母が協力して解決に当たること。そのためにも、教員が子供一人一人の不安や悩みやメッセージを、丁寧に丁寧に受けとめ、ゆとりを持って話し合えるように、30人学級の実現、教育条件の整備が切実に求められていると思います。このことを踏まえ、学校教育現場、地域社会で子供の置かれている現状をどう把握し、人間的成長を促していけるのか。行政の果たすべき役割について考えてみたいと思います。

第1には、学校教育現場についてであります。ここでは特にこもりの側面、不登校についてお聞きしますが、日野市の中学校、小学校において、いわば不登校の生徒、また保健室登校の生徒はどのくらいいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 3点目の中学生・高校生をめぐる現状とその対策でご

ざいます。

一般的な回答になろうかと思えますけれども、全国に中学校でのいじめ問題や、少年犯罪が数多く発生していることから、いかに今の中学生の心が不安定な状態にあるかがかいま見られます。中学生によるナイフを用いた犯罪が報道されたことをきっかけに、市内のある中学校で、3年生205名を対象に意識調査をいたしました。その結果、74%が「学校は楽しい」「学校は大変楽しい」という回答をしている者に対して、25%の生徒が「ややつまらない」「つまらない」と回答しております。また、いらいらしたりストレスがたまっていると感じたことがあるかとの問いには、62.5%が「よくある」「たまにある」と回答しています。先ほどの中でちょっとはしよりましたけれども、「学校がつまらない」という回答をした子供も何名かあったわけでございます。さらに35%の生徒は、「我慢できない状態になることがある」と答えているような結果でございました。このような一部の調査からも、中学生の心の不安定さがうかがえるところでございます。このような内面は、登校拒否をしたり、またはいじめに走ったり、友達や先生に暴力を振るったりすることのきっかけとなります。ただいまの登校拒否、いじめ、校内暴力等の実態についてお話したいと思います。

最初に、登校拒否についてですが、平成8年度全国における小学校の登校拒否児童の数は、出現率、いわゆるこれは登校拒否児童数を児童数で割って100を掛けてあらわします。これによりますと、全国では0.2。中学校の登校拒否生徒数の出現率は1.47となっております。東京都におきます小学校の登校拒否児童の出現率は0.28、中学生に至っては2.04でございます。で、こういう数字を比較しまして日野市についてはどうだというふうな見方をしてみますと、日野市については小学生の登校拒否児童の出現率は0.18、中学校の登校拒否では1.32と、全体的に全国及び都の出現率を下回っているところでございます。

次に、いじめの発生状況についてお話いたしますと、つい先日、いじめが原因と見られる中学生の自殺報道に接し、大変心が痛む思いでございます。本市小学校でのいじめの発生数は、平成8年度では、平成6年度の発生件数の半分に激減しております。発生件数も4分の1近くまで減少している状態でございます。中学校では8校からのいじめの件数が報道されていますが、そのほとんどが解消されているという報告を現在受けているところでございます。いじめの形態も、正面からは大変とらえにくくなっている上に、恐喝したり、窃盗を強制するなど、犯罪色が強くなっていくという傾向にあります。各学校へはこれまでお願いしてきましたように、校内の組織を機能化させ、早期

発見に努めるとともに、毅然とした態度で対応することを徹底していきたいというふう
に考えております。校内暴力の発生件数は、日野市の中学校で、平成7年から8年にか
けて多少増加傾向にあります。数多く発生しているのは器物破損で、2年間の合計が20
件を現状では超えております。生徒間暴力は、同じ時期にはほぼ横ばいで10件を超えてい
る状況でございます。また、教師への暴力につきましては、2年間で5件ほど起きてお
ります。破損状況及びけがの程度はいずれも大きくはなく、学校から生徒及び保護者へ
の指導は完結しております。

以上のように、中学生の実態について述べましたが、この時期の子供たちの体の中
には、自分ではどうしようもない熱い血潮が煮えたぎっております。このエネルギーをど
のように発散させるかは、学校、家庭、地域の教育力にかかっているというふう
に考えているところでございます。今の教育に特に必要なことは、一つに子供に規範意識を育
てること、二つ目に自尊心を育てること、三つ目に目的意識や学校への所属感を持たせ
ること、所属感を感じられるような心の居場所を持たせることが大切ではないかとい
うふうを考えているところでございます。そのためには、学校や家庭、地域が教えるべきことはき
ちんと教え、子供の主体性を尊重して、育てるべきことは育てるという、まさに教育を
徹底する必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 私、こもりの問題、不登校の問題についてお聞きしました。発
生率ということでは言われたんですが、実数がわかったら教えていただきたいと思
います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） いじめに関する発生率の件数という御質問でござい
ます。平成8年度の数値を今手元に持っているわけでございますけれども……（「登校拒
否」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。登校拒否の方でございますね。登校拒否の件数
ということではございますが、9年度の、今私が手元に持っておりますのは、11月末現在
でございます。小学校で13、中学校で27というデータを現在持っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） その数字は、30日から50日の期間ということの数字ですか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） そのとおりでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 中学校で27名、小学校で13名という現時点で不登校の生徒がいるということなんですけれども、日野市として学校に行きたくても行けないような不登校の生徒に対して、どういう対応をされてきたのかということで、私ちょっと調べましたら、1990年から不登校の生徒を対象に、相談学級を七生中学校の1学級として設けていると伺いました。この相談学級の中身、運用状況について説明をしていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 七生中学校の学級に通級学級を設けておりまして、その通級学級に不登校の子供たちもそこに通えるようにしております。設置目的は、心障学級ということでの都からの定数の先生をいただいて運営しているわけではありますが、知恵おくれ以外の子供たちの中に、心を病んでいるという形の中で、その不登校の子供たちもそこに通いながら勉強しているということで、もしその心の病がある程度健全になったところで、母体校である学校にも戻れるという形をとりながら通級をやっているということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） この相談学級と言われるような通級学級、私、お伺いしてきましたんですが、実数、人数としては10名から20名が在籍していて、実際、毎日毎日通われる生徒さんというのは、5名から10名の間で、なかなか大変な状況もあるんですが、それでも通っている生徒さんは、本当にここに来て初めて勉強のおもしろさがわかったであるとか、学校の楽しさがわかったであるとか、そういう形で勉強をやり始め、高校にも進学できるような状況がつくれるということで、本当に大事な、大切な役割を果たしてきていると思うんですね。

卒業式の日、ある生徒さんが、こういう作文を書いています。「私は、初めて相談学級という学校に来たのは、中学1年のときでした。それから2年くらい、先生方には本当にお世話になりました。初めはどんなところかととても不安でした。でも、1日来てみると、今までの不安はぱっと消えてしまいました。前は、学校に行きたくないとかいってお母さんを困らせていましたが、私の大の苦手だった英語が少しわかるようになった。学校なんて大嫌い、絶対に行きたくないと思っていたことが、うそのように勉強もやる気になりました。相談学級に来ることが楽しくなってきました。普通の学校もここみたいだといいなと思いました。今まで勉強なんて、この世になければいいなと思って

いましたが、勉強が本当に楽しい、私はそのとき初めて感じました。最後に、いつまでも同じような明るい学級であってほしいと思います。私はこれから高校生になります。自覚を持ってしっかりと学んでいきたいと思います」と書かれています。

学校へ行きたくても、いじめや勉強の難しさによって、学校へ行くことが本当に困難、つらくなって、不登校になってしまう少なくない生徒さんがいる中で、この相談学級は、そういう生徒さんにとっては生きがいであり、楽しみがいのある学校になっていると思うんですね。今中学生で27名の不登校の生徒さんがいらっしゃると言われましたけれども、この相談学級に光を当てて、もっとたくさんの生徒が通える、自主的に通えるような、そういう働きかけをぜひやってほしいと思うんです。

同時に、実は中学校で、中学生として不登校になっている生徒さんの多くの場合が、小学生のときに、その兆候があらわれていると言われていています。そう考えると、小学校にも相談学級をぜひつくっていけないものか。不登校児や潜在的な不登校児、また保健室登校児などを対象にできるような、そういう相談学級を小学校に実現していけないものかと思うんですけれども、いかがでしょうか。東京都の認可が必要だと思うんですけれども。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま議員さんの方から、不登校の問題をお話しただきまして、七生中学校にあります相談学級の評価をいただいたところでございますが、全体的に見ますと、日野市の中学校での不登校の出現率が比較的低いという状況下には、今お話をいただきました七生中学校でやられておりますその相談学級が、その役割を担っているのではないかというふうに考えております。小学校の問題につきましては、さらに実態等を十分調査し、研究しながらその方向がとれるかどうか、勉強させていただきますというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） ぜひ、検討していただきたいと思います。

また、もう一つの側面として、中学生の「新たな荒れ」や、いじめや不登校という問題に取り組む一つの方策として、この間、先ほども一般質問の中で述べられていましたけれども、文部省のモデル事業としてカウンセラーが設置されている、そういう実情をお伺いしました。三沢中にこのカウンセラーが配置されているということですが、このカウンセラーのいわば活用状況、どういう仕事の内容なのかも含めてお聞かせ願

たいなと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 三沢中学校で行われているカウンセラーの御質問でございます。さっきもちょっと触れさせていただいたんでございますが、これは文部省から委託を受けておりまして、正式には「スクールカウンセラー活用調査研究事業」という形の中で、一つのモデルケースとして日野市の三沢中学校がそれを指定を受けまして、昨年からことし、2年間かかってカウンセラー事業をしているものでございます。

内容的なことに触れさせていただきますと、カウンセラーの内容といたしましては、児童・生徒へのカウンセリングとか、二つ目にカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言または援助、それから児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集または提供していくという、そういう調査・研究のテーマがございます。実際研究の内容といたしましては、一つに児童・生徒のいじめや校内暴力等の問題行動、それから登校拒否や、高校におきましては中途退学者という問題がここに入ってくるわけでございますが、学校不適應その他、生徒指導上の諸課題に対する取り組みのあり方、それから二つ目としては、児童・生徒の問題行動を未然に防止して、その健全な育成を図るための活動のあり方、こういうふうなことが研究課題となっております。現在、年35週で週2回、1回当たり4時間を限度といたしまして、臨床心理士の資格を有した方が、このカウンセリング活用調査に入っているところでございます。具体的な中身については、現在私の方では、私自身もまだ把握してございませんけれども、カウンセリング事業の中身は、以上のようなとおりでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 私もこの三沢中の先生にちょっとお話を聞く機会があったんですが、週2日で4時間ずつということで、今年の7月からということなんですけれども、7月からで120回の相談やカウンセリングがなされたということなんです。さらに家庭訪問活動や、手紙を生徒さんに書いたり、保健室の養護の先生、また担任の先生のアドバイスを行ったり、教職員には研修会を開いたりなど、大変大事な、かけがえのない役割をスクールカウンセラーが果たしているというお話も伺いました。

今、来年度の予算でも、国はこのカウンセラーの予算、1,000名から約500名ほどふすということなんですけれども、実際今の中学生の置かれている現状や、中学校、もっといえば小学校の置かれている現状を考えれば、こういうカウンセラーがもっともっと中学校に入っていって、教師の方や親御さんや生徒さんと一緒になって、いろんな活

動ができるようにやっていくべきじゃないかと思うんですけども……（「そうだ」と呼ぶ者あり）国がそれをなかなか進めない中で、日野市独自として、このスクールカウンセラーを配置していく、そういう施策をとっていったらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） このカウンセラー事業、すなわちカウンセラーの重要性は、現在の学校教育では極めて重要なことであるという認識は強く持っております。私どもの考えといたしましては、全教員、全カウンセラーという感覚をぜひ先生方にも持ってもらいたい、かように思っております。

実は昭和39年、東京都にカウンセリング問題を、学校カウンセリングを入れるときに、この問題は大きく議論された経過がございます。そのときに、ある東京都の中学校は、そのモデル校として研究をした結果、今申し上げました、全教師、全カウンセラーという一つの大きな課題を提起したのが39年でございます。当時、カウンセリングの問題としては、クリニック的なカウンセラーと、生活指導的なカウンセラーのどちらを学校カウンセラーに入れていくかという大きな議論がございました。これは、この問題は、現在でもございます。しかしながら、今、今日の世相は、私どもの予想をはるかに超えて、子供たちを取り巻く問題が大きく問題視され、その生活指導の範囲を超える中身の中で、このカウンセラーの問題が大きく課題になっていることも、事実だろうと思いません。

しかしながら、私どもの学校教育においては、やはり学校教育の範囲の中で、できる限りの努力はしていくという前提がなければならないということも事実であろうかと思えます。確かに、新たなカウンセラーが入り、それに頼りながらやっていくことも大事ではあるかと思いますが、やはり一人一人の子供をいかにして育てるかというのは、やはり学校教育法にもありますように、「教諭は、児童の教育をつかさどる」とある以上、このカウンセリングの技術が、内容が重要であればあるほど、この内容・技術を教師みずからが身につけることも大事なことであろうというふうに思っております。もちろん、国との連携の中で、国の施策の中で、定数がこれに入ってくることを期待しながら、私どもとしては、当分、全教師にカウンセリング・マインド、カウンセリングの技術を習得できるように努力していきたいと考えておりますのが、今の私の考えでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 先生方が、一人一人の生徒と向き合って対応し、向上していく、そうすることがもちろんいいのが当然だと思うんですが、40人学級が今現実のもとで、一人一人の子供と向き合って対応することができないような実態になっているわけです。これをぜひ30人学級にするのは、国の役割で責務だと思うんですけども、今こういう現状のもとで、いかに生徒一人一人を把握をし、よりよい方向に生徒を成長させることができるのか、この観点で、いろんな専門家、職員の方々や、スクールカウンセラーなどの充実を図っていく必要性が痛切に感じられていると思うので、ぜひスクールカウンセラーの充実、ふやしていくことに関しては、検討していただきたいと思います。

また、あわせて、先ほどもこの質問がされましたけれども、明星大学の大学院生、インターンが、この8年度と9年度にわたり、2年間にわたって各中学校に入って、生徒さんの相談相手になって役割を果たしてきたということなんですけれども、この実態について、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 大変恐縮なんですけど、インターンとして明星大学の生徒さんたちが入った事業を2年間にわたってやったわけでございますけれども、今手持ちにその内容的な書類を持ち合わせておりませんので、大変恐縮ですが、お答えしづらいということで、またデータがそろいましたら、資料として提供できると思います。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） このインターンの研修生についても、確かに先生方とのいろんなあつれき、問題が生まれたり、困難が生じたりして、大変な面もあって、例えばある中学校では、そのインターンにはお引き取りを願ったという事態も伺っていますが、いづれにしても、このインターンの果たすべき役割を明確にして、指導や助言は行わない。相談役、聞き役に回ることに徹して、そして先生方や親御さんとの連携をとりながら、生徒の教育環境を充実させていく。そのためにぜひ、このインターン制度も引き続き、聞くところによると、明星大学の先生、教授である岸先生が退官されることに伴って、今回、インターン制度、8年度、9年度で終了するという話を伺ったんですけども、何とか明星大学、またほかの大学も含めまして、こういう研修生制度をもっともっと充実させ、継続させていくことをぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） このインターン制度、いろいろ課題もありますが、時代を担

う青年たちのためにも、この事業に今後身を置く若者たちのためにも、教育機関としては、これを活用することが大事なことだろうと思っております。教員になる人たちを、教育実習ということで、ある期間引き受けてやることも事実でありますし、このあたりにつきましては、明星大学の新たな責任の先生がお決まり次第、お会いするというのも計画しておりますし、その中で検討していきたいと、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 学校教育現場と、もう一つ、地域社会の実態について、ちょっと検討してみたいと思うんですけれども、地域社会での中学生の活動を、どう支援していくのか、この観点から質問させていただきます。

今、中学生は、学校が終わった後、居場所やたまり場を求めて、例えばコンビニの前で集い合ったり、カラオケボックスなどにたまってしまふ、こういう事態が目につくような状態が広がっています。このような事態を見るにつけ、中学生、高校生が、地域社会で楽しく遊び、さまざまな活動ができるスペース、場所が本当に求められていると感じています。中学生の放課後の地域活動を支援、保障するものとして、一つには児童館が挙げられると思います。対象年齢は18歳未満ということなんですけれども、一定の中学生の活用、確かにされております。しかし、実態が、中学生が利用し得るにふさわしい実態になっていないのではないかと私感じざるを得ないんですけれども、中学生が児童館を活用するに当たっての実態について質問させていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 児童館の中学生程度の方が利用する状況、考え方でございますけれども、現在、市内6カ所の児童館ございますけれども、うち2カ所が児童センターと申しまして、比較的面積の大きい、450平米以上程度だと思っておりますけれども、2カ所ございまして、そこにはある程度の運動機能を果たせるといいますか、そういう施設もございまして、比較的中学生も集まりやすいといえますか、そんな傾向がございまして、全体としてはおっしゃるように、18歳未満の対象でございまして、中学生の利用は少ないように感じておるところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 総体としては、やっぱり小学生が一番多いんですけれども、中学生も予想以上に活用されていると思うんですね。年間全体トータルで、中学生は大体8,000名から9,000名活用されているのではないかなと思うんですけれども、そうはいつても、やっぱり利用時間、例えば5時に閉まってしまうという問題や、用具の面でも、ど

うしても小学生が対象となるような用具の実態になっている。また、施設の面でも、どうしてもバスケットコート一つとっても、小学生が対象となっているような実態になっているということで、中学生が、本当に生き生きと楽しむことができるような空間には実態としてはなっていないということだと思うんで、ぜひこれも、児童館を、中学生もしくは高校生が放課後、いろんな活動、地域活動を楽しむことのできる場所として、スペースとして大いに改善すべき点は改善していく。利用時間も、延長を含めて検討していくことが求められていると思うんですが、そのことについて質問させていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 先ほど児童館の数を6館と申し上げましたけれども、基本的には、各中学校区に一つの児童館をなるべく早い時期にというふうに考えてございます。おっしゃるように、中学生、あるいは高校生が集まりやすいと申しますか、利用しやすいような児童館にということでございますけれども、そのようなことも考慮に入れながら、今後の整備計画と申しますか、対応をしてみたいというふうに考えます。
以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 今、中学校区ごとに児童館をつくっていくということだと、残り二つ、七生中学と二中だと思えますけれども、この二つの中学校区に児童館をつくっていくに当たって、ぜひ中学生や高校生が活動できる、楽しむことができるような、そういう建物を、中学生・高校生の意見も反映させる形で、ぜひつくっていただきたいと要望したいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 今後、その未設置の校区、七生中、二中でございますけれども、そういう現実に実際に対応する時期にまいりましたら、そのようなことも十分考慮させていただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 最後になりますが、今中学生が置かれている現状に対して、教育現場という観点からと、地域社会という観点から提言なり質問をさせていただいたわけですが、最後に市長にぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 教育問題もかかわってまいりますので、今議会の冒頭の議論ではございませんが、かなり慎重にやりませんと困るわけでありますので、まず初めに申

し上げておきますが、事教育内容に立ち至る発言は、ぜひ控えさせていただきたいというふうに思います。ですが、教育委員会と力を合わせて、あるいは教育委員会が決めた方向、決定、方針、こういったものを一生懸命重視をしまして、日野市内の教育環境がよくなるように努力はしていきたい、このように思っているところであります。

そして今、後半の部分で質問がございました児童館、まあ児童館には限らないと思いますね。中学生が放課後集まれる場所、ふらっと集まれる場所、しかも指導者がいるとか、難しいことじゃなくて、自主的にいられる、そういった場所がぜひとも必要であるということは、全く私も共通の認識を持っております。私はかつて、育成会の役員をしていたこともございますし、つい先般、新しい形になりました青少年問題協議会の中で、今回からは、実質的な議論ができるような場としたいということで始めたわけですが、一番大きな議論になったのは、やはり、今議員が御指摘の、中学生たちが放課後集まれる場所を何とか用意しなきゃいけないだろうと。できれば、次回までにそれぞれの委員が持ち帰って、自分はどう思うというような提言をし合う委員会をしてみようじゃないかと、そんなふうなことで別れたというような経緯もございます。いずれにしても、児童館が……。

○議長（馬場繁夫君） 残り時間2分でありますので、手短にお願いします。

○市長（馬場弘融君） はい、わかりました。質問をされましたので、一生懸命いろいろ考えながら答えているわけではありますが、児童館だけがそういった場なのかということもやはり考えなければいけないと思います。もともと小学生といいますが、小さい子供たちの放課後ということを念頭にしておつくれたようでもありますし、いす、机、用具、遊び道具等々見ても、あるいは広さ等を見ても、やはり中学生にはどうかなというような感じのところも多くあるわけでございますので、そうでないところでいろいろ考えなければいけない。いずれにしても、幅広い皆さんの考え方を結集して、よりよい方向、そして市内の子供たちの状況が、より健全な方向に歩み出せるように、市としても一生懸命努力をしていきたい、このようにお答え申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって3の3、中学生・高校生をめぐる状況とその対策についての質問を終わります。

一般質問4の1、子育て支援策の充実をの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

〔5番議員 登壇〕

○5番（出沼恵美子君） 議長のお許しをいただきまして、質問させていただきます。

私はこれまで、市民の参加でまちをつくる市民自治の実現のために活動してまいりました。これからの4年間も、市民自治のまちづくりを目指して活動していく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、子育ての支援策について、全部で5点質問させていただきます。

最近、子供たちによる事件、自殺が後を絶ちません。また、保護者による幼児虐待も、大きな問題となっています。子供の事件は、競争社会の中で、ストレスやナイフの問題など、さまざまな要因があると思います。さらに今、家庭での教育力が問われています。親はどのように子供を育てていったらいいのかわからなくなっています。このような社会状況の中、子育てが難しい時代です。社会全体で子供を育てていくような意識、そして日野市として、子育てを支援する施策の充実が必要であると思います。

まず、乳幼児の子育て支援策について2点お尋ねいたします。

1点目は、日野市の中には、自主的な子育てサークルが幾つかございます。こういった自主グループを支援する必要があると思いますが、具体的には集まる場、活動する場に苦労していると聞いています。公園では雨が降った日には集まりにくいし、地区センターでは、ほかの利用者と重なったときには使えないなど、活動が制限されてしまいます。一つの案として、午前中あいている学童クラブを開放したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2点目の質問をいたします。今、少子化や核家族、近所づき合いが希薄な中で、どのように子供を育てていったらいいのか、孤独に悩んでいる方が大勢いると思います。実際、市内で助け合いの市民事業を行っているグループの方たちから、子育てに関するケアが多いと伺っています。子育てを支援するアイデアとして、保育園の持つ機能を開放することを提案いたします。保育園は、長時間子供を預かっている経験から、子育てのノウハウを蓄積しているかと思います。これを市民共有の財産として開放していただきたいのです。現在、行事の開放がされていたり、二つの園では、一日体験保育が実施されています。一日体験保育の全園での実施など、さらなる開放をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

以上、学童クラブの午前開放、保育園の開放の2点についてお答えをお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 1点目の子育ての自主グループへの支援についてでございますけれども、乳幼児の子育てグループ、これは幼児、ゼロ歳から3歳程度でございます

すけれども、保育園に通っていない、幼稚園入園前のお子さんでございますけれども、親子で年間継続的に特定の場所を設定して、遊びをしたり、保護者が相互に子育てについての情報交換をするなど、育児を支援するというような自主的な活動グループでございます。これらの自主グループにつきまして、現在市では、額は少額でございますけれども、補助金の交付、それから自主グループの相互の情報交換の場を提供するなど、グループに対する支援をしまいでございまして、お話をいたしましたように、このグループは、その場所を求めると、市内の地区センターでありますとか、児童館など公的な施設を利用しているのが多いわけでございますが、単位といたしましては、1サークル親子で20名から80名ぐらいの単位でございますけれども、そこで場所を学童クラブの活用ということで、午前中、学童の子供がまだ参りませんので、その活用でございますけれども、学童クラブも1日育成、例えば夏休み、冬休み等ですね、こういうところは午前中から使用でございますが、ほとんどの他のところは午前中はあいているわけございまして、学童クラブの職員自体は、午前中にはおやつづくりでありますとか、各種行事の準備でありますとか、こういう職務がございますけれども、それらのことは置きまして、施設は有効に活用すべきというふうに考えておりますので、現在、その午前中の有効活用につきまして、検討するべく今問題点の検討をいたしておるところでございます。それを整理いたしまして、幾つかの問題点が出ようかと思っておりますけれども、何とか工夫をいたしまして、開放に向けて努力をしまいたい、というふうに考えております。

お話をいたしましたように、このグループは、その場所を求めると、市内の地区センターでありますとか、児童館など公的な施設を利用しているのが多いわけでございますが、単位といたしましては、1サークル親子で20名から80名ぐらいの単位でございますけれども、そこで場所を学童クラブの活用ということで、午前中、学童の子供がまだ参りませんので、その活用でございますけれども、学童クラブも1日育成、例えば夏休み、冬休み等ですね、こういうところは午前中から使用でございますが、ほとんどの他のところは午前中はあいているわけございまして、学童クラブの職員自体は、午前中にはおやつづくりでありますとか、各種行事の準備でありますとか、こういう職務がございますけれども、それらのことは置きまして、施設は有効に活用すべきというふうに考えておりますので、現在、その午前中の有効活用につきまして、検討するべく今問題点の検討をいたしておるところでございます。それを整理いたしまして、幾つかの問題点が出ようかと思っておりますけれども、何とか工夫をいたしまして、開放に向けて努力をしまいたい、というふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、保育園の地域への開放ということでございますが、お話をいたしましたように、現在も園の各種の行事には、地域の子供さんたちが参加をできるようなシステムといたしますか、参加をいただいております。また、園の事業ではなくとも、例えば園によっていろいろで、事情によりましていろいろでございますけれども、プールの開放でありますとか、身体測定でありますとか、そういった地域の子供たちのための開放をしておるわけでございます。また、お話にありました体験保育の件でございますが、公立保育園2園で実施をしておるわけでございますが、今年の一つの園では17組の親子の方、もう一方の園では22組の親子が一日体験保育に参加をされております。これは期間を設けて、基本的には1日にいろいろな事情で1組ずつお願いをするわけでございますけれども、参加された方からは、大分好評を得ております。こういった園をもっとふやしていくようにというお話でございますけれども、それぞれの園の事情もございまして、可能な限り努めてまいりたいという

ように思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 学童クラブの開放について、開放に向けて努力をしてくださるということで、引き続き、よろしく願いいたします。

2点目の、保育園の一日体験保育の拡充など保育園の開放についても、可能な限り努力をしてくださるということで、日常の業務のある上での開放ということで、御苦勞もあるかと思いますが、ぜひ進めてくださるようお願いいたします。

次に、小中学校の相談業務について2点お尋ねいたします。

まず、1点目は教育相談についてです。現在行っている教育相談は、教員を退職された方によって行われています。教育の現場をよく知っている方の知識が必要なときもあると思いますが、例えば若い保護者の方が相談に行ったような場合に、少し語弊があるかもしれませんが、古い教育や子育ての概念で諭されてしまうというようなこともあると思います。相談に行った方の気持ちをまず理解することが必要だと思います。そこで、教育相談を担当する方に、もう少し年齢の若い方や、また元教員でない人なども配置してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

続いて2点目は、子供が相談をする場合として、スクールカウンセラーについて質問をいたします。現在、モデル校として三沢中学校にスクールカウンセラーが配置されておりますが、このスクールカウンセラーには二つの問題が指摘されています。一つ目は、スクールカウンセラーは話を聞くだけでなく、アドバイスをする存在だということです。もしそのアドバイスが間違った方向である場合でも、相談をした人は、専門家の忠告に従ってしまいます。カウンセラーの忠告に従って、子供の暴力に耐え続けた末、親が子供を殺してしまった事件は、私たちの記憶に新しいところです。二つ目の問題点は、カウンセラーが学校内にいるという点です。子供が他人に知られたくないようなことを相談したときに、カウンセラーが担任の先生などに報告した場合、子供との信頼関係を損ない、子供の心が傷ついてしまうおそれがあると思います。一つ目のカウンセラーが与えるアドバイスの問題は、カウンセラーの質にかかわってくる問題で答えにくいとも思いますので、問題提起だけにとどまらせていただきます。二つ目の問題点にかかわるカウンセラーと先生方との連携について、今三沢中ではどのようになっているのかお答えください。

以上、教育相談員、それからスクールカウンセラーの学校との連携の2点についてお

答えをお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 2点の御質問をいただきました。1点目は、教育相談の担当者に、教育者でない方の配置というお話でございます。現在、私どもの市では、教職員研究室に教育相談室を設け、5人の相談員を置いております。また、平成6年の12月からは「いじめ110番」という形で、電話での相談も開設しております。いじめ問題等、いろいろな問題の相談に対して対応しているところであります。今、教育相談につきましては、保護者の方もそうでございますが、児童・生徒の臨床心理に関して、高度に、そして専門的な知識、経験を要する相談員が求められているのが現状でございます。御指摘の教育者でない人の配置ということにつきましては、教育相談という枠組みの中で、どのような場面でその役割が担えるのか、総合的な見地から考えていきたいというふうに思っております。

それと冒頭の御質問の中で、教育相談員の方々が退職された校長先生等のお話がありました。現在私どもが教職員研究室におきまして、教育相談を担当している5人の相談員の方につきましては、2名が大学の現役の先生でございます。これは心理学の専攻の先生でございます。それと1名は都立病院の先生で、この方は精神医でございます。もう1名の先生は、臨床心理学の先生でございます。それで、5人目の、今お話し申し上げました4人が、一般的な教育相談を担当していただきまして、もう一つが、心障相談ということで、もう一人の方がおられます。この方は、中学の先生を経験した経緯を持っている方でございます。現状の教育相談の内容、担当者についてはそのような状況になっております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 三沢中におけるカウンセラーと学校との連携がどうなっているかということでございますが、先ほどの質問にもありましたように、限られた週2日4時間という中で、そこでいろいろ子供たちとのカウンセリングの中の内容は、秘密にせざるを得ない内容は別としまして、かかわる問題を学校との連携の中で、教職員の研修の立場で、講師的な立場でお話をなさり、そして先生方に、そのカウンセラーにかかった、またかかわる子供たちという概念的な立場での指導、助言を、特に助言ですが、助言をしていただいております。それと同時に、かかわったことについての報告については、責任者である学校長に逐一このことについての、子供との約束の中でのプライバシーは

もちろん保持しながら、校長への報告を行っている。こういうことがカウンセラーと学校との連携だろうと思っております。特に三沢中につきましては、カウンセラー自身と子供たちとのつながりの中で、子供たちの心を育成すると同時に、カウンセラー自身が、学校の教職員、校長も含めました教職員の中で、助言、連絡をすることによって、教職員の質を上げていく。こういう連携をとっているというふうに理解しております。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 教育相談員については、専門家が必要だということで、わかりました。そして、スクールカウンセラーについては、今後、スクールカウンセラーを小学校でも検討するということですので、今私が言いました二つの問題点について十分留意していただきたいと思います。そしてこのスクールカウンセラーも、私は専門家ばかりでなく、子供たちと年齢の近い、例えばこれから先生になるような若い人、また不登校やいじめの経験がある人などを配置していただいて、子供が話しやすい環境をつくっていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 御発言の趣旨を理解いたしまして、いろいろ検討してみたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ぜひ検討していただきたいと思います。そして、何よりも子供が話しやすい環境をつくるということを十分考慮していただきたいと思います。

最後に、幾つかの提案や問題提起をしまいましたが、最後の質問は市長にお答えいただきたいんですが、子育てを支援するための拠点として、子育て支援センターの設置を提案させていただきます。孤独に子育てをしている人、悩んでいる人が、気軽に行って子供と一緒に遊べるような場、話ができる場所、相談ができる場が必要です。また、現在小学校を休みがちの子供の行き場がありません。子供がプレッシャーを感じないで出かけられる場所も必要です。さらに欲張って言えば、中高校生が集える場所もまちの中にないので、そういった場も一緒につくっていただけたらと思います。東京都の子供家庭支援センター事業の区市町村への補助が「広報東京都」に平成10年度の主な事業案として掲載されておりました。こういった補助金も活用しながら、日野に子育て支援センターを設置していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 子育て支援策を充実してほしいという意味で、前段では乳幼児の問題、あるいは保育園の機能の問題が質問をされ、後半では小中学校の相談業務等及び、あるいはスクールカウンセラー、さらには今最後に、子育て支援センターのようなものができないだろうかというふうな提言であります。

一つ一つお話を伺っております、順次お答えしますが、乳幼児の子育ての自主グループへの支援といいますか、これについては非常に可能性があるなというふうな認識を持ちつつ、私は聞きました。これからの子育て施策のかなりのポイントが、こういう方々と一緒にやっていくと。それで、肝心なところだけは行政が、あるいは職員が押さえていくというふうなシステムが必要ではないかなというふうに、私もお話を伺って、思いました。

また、保育園の機能を強化しなさいということの中で、私はむしろ、保育園とか、幼稚園とか、そういう枠を全部取り払ってしまって、今ある施設、今いる人、それがどのように子育てにかかわれるか、この辺を原点に戻って考えてみてもいいのかな、そんなことも今お話を伺いつつ、感じたところであります。前向きにこれも進めてみたいというふうに思ったところであります。

それから、さらに小学校、中学校の相談業務に関連をして、素人といいますかね、こういう言い方をするとまた御批判があるかもしれません。いわゆる免許を持っていない方であっても、子供と一緒に遊べ、あるいは子供の話をじっくり聞いてあげられるようなタイプの方は、ぜひお願いをしてみたいなど。幅広い人選の中で考えなければいけないだろうなというふうに私も思います。

そして最後に、子育て支援センターというものでありますが、基本的には、例えば児童館であったり、学童クラブであったり、保育園であったり、幼稚園であったり、学校であったり、恐らくそれぞれが子供を扱い、少しでも親御さんたちの教育とか保育に対する負担がある面では解消し、全般的に地域として子供たちをよりよく育て上げるための場であろうというふうに思っています。ですから、一つ一つがですね、今ある施設一つ一つが、ある面では子育ての支援のセンターなんだろうなというふうに思って聞いていたわけであります。新たにまたこういうものをつくって、ここはどういうふうな職員がいて、こういう人がいてというふうなことになって、果たしてそれがうまくいくのかなというふうなことも、ちょっとお話を伺いながら、感じたところもあります。やはり全般的に幼保一元化ではありませんけれども、今まで福祉部門、教育部門、分かれていたものを一緒になって考えて、今あるものをちょっと動かしてみるといいですか、形を

変えてみる、こういった試みがまず必要ではないかなと。こんなふうな中で、そういう試みの中で、では、一緒に学校の中でこういったことを始めてみようかというふうなことも可能だと思いますし、また逆に、福祉の施設の方で、学校的な要素を取り入れたことも可能かなというふうに思う次第であります。

いずれにしても、今大きな時代の変り目にありますので、議員御指摘の、あるいは御提言の趣旨をよく生かしながら、前向きに検討をしていきたい、このようにお答え申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 市長に私の意図するところをよく酌んでいただきまして、前向きな御答弁をいただきました。ぜひ子育て支援について進めていただきたいと思います。

以上要望いたしまして、私の子育て支援策の充実についての質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の1、子育て支援策の充実をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問4の2、遺伝子組み換え食品の給食への対応を問うの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○5番（出沼恵美子君） 遺伝子組み換え食品の給食への対応について質問させていただきます。

遺伝子組み換え食品について、学校給食の納入メーカーにアンケートを実施していただきました。まず、そのアンケート結果がどうであったかお答えをお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま遺伝子組み換え食品にかかわるアンケートの結果ということでございますので、昨年12月に福祉部と共同で給食食材納入業者に、遺伝子組み換え食品についてアンケートを実施したところでございます。豆腐、みそ、しょうゆ、油、マーガリンの納入業者26社を対象といたしました。そのうち19社から回答をいただいたところでございます。設問1の「遺伝子組み換え食品を使用する考えが

あるか」の問いでは、「使用する」3社、15.8%。「使用しない」11社、57.9%。「その他」、この「その他」の中には、「検討」とか「不明」とかがまじってございます。これが5社、26.3%の割合となっております。次に設問2の「遺伝子食品の使用表示は必要か」の質問でございます。これに対しましては、(1)で、原材料に対して「必要である」11社、64.7%。「必要ない」2社、11.8%。アンケートの結果、ちょっと判読できない不明の状態になっておりますのが4社で23.5%でございます。それから2番目で、加工製品の原材料に対してでございます。一つに「必要である」11社、64.7%です。2番目に「必要ない」3社、17.6%。それから「不明」3社、17.6%でございます。3番目の設問で「表示が義務づけられた場合でも使用するのか」の問いでございます。これにつきましては「使用する」2社、22.2%。「使用しない」2社、22.2%。「その時点で検討する」5社、55.6%でございます。

そのほか、意見の欄に寄せられた意見を何点かお答え申し上げますと、一つに「使用については不安もあり、遺伝子組み換え食品の使用は避けたいと考えている」。次に「国の判断を待ちたい」。「使用はやむ得ない」。「使用しない旨の義務づけをしてほしい」。「安全性が確認されるまでは、使用することは避けたい」というふうなコメントが寄せられているところです。アンケートの結果につきましては、以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

12月市議会で「遺伝子組み換え食品を給食に使わないでほしい」という請願が採択されました。この請願と、今御答弁がありましたアンケートの結果を受けて、今後どのように対策を講じていくのか、お答えをお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） お答え申し上げます。

今後の取り組みということでございます。遺伝子組み換え食品の安全性の問題に対しましては、私どもは国の見解を受ける立場にあるわけでございますが、遺伝子組み換え食品は製造過程において原材料として混入されるなど、納入業者においてもその判断は非常に困難があると言われております。私どもの市における給食での取り組みの基本姿勢は、安全を第一にしております。無添加の食材の使用や、冷凍食品、または輸入食品は極力避け、手づくりで心がけるための配慮を今までしてきているところでございます。今後も、食の安全性確保のために、関係部署と連携を取り合い、情報の収集を図りながら、慎重にこの問題については調査・研究を進めていきたいというふうに考えていると

ころでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 情報収集や、調査・研究をしていくということで、具体的に遺伝子組み換え食品を使わないという対策のお答えがなかったんですが、表示の義務づけもされていない現在、遺伝子組み換え食品を完全に使用しないということは難しいかもしれません。しかし、遺伝子組み換え食品を使用する考えがあるかどうか、また表示が必要だと思うか、などの先ほどのアンケートを自治体が行った意義、またメーカーに与えたインパクトは大きいと思います。さらに、栄養士の先生方にも、より安全な食品に対する意識を持ってもらえたのではないかと思います。担当の方の御努力に感謝をするところです。

その上でアンケート結果をいただいておりますので、それを見ますと、例えばおしょうゆのC社は、遺伝子組み換え食品を「使用する」と答えているのに対して、同じおしょうゆのE社は「使用しない」というふうに答えています。今後、遺伝子組み換え食品を使用するとアンケートの中で明確に答えたメーカーの製品は極力使わないなどの対策をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 先ほど今後の対策の中でお答え申し上げましたように、市が取り扱っている給食現場につきましては、私どもの方の学校教育、それから福祉部での給食、それからさらには病院内の給食と、いろいろな形の部署で担当しております。この問題につきましては、アンケートをとってきた経過もありますので、その延長線上で早急に関係部と、それから現場を担当する栄養士会、また給食会などの会と連携をとりながら、方向性を見出していけたらよいのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ぜひ、今後、そういった方向で対策をやっていただきたいと思います。そして、この遺伝子組み換え食品については、意識を持って取り組んでいくということが、まず何より大切だと思いますので、今後、より一層の御努力をお願いして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の2、遺伝子組み換え食品の給食への対応を問うの質問を終わります。

一般質問4の3、百草園駅周辺の歩行者への安全確保をの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○5番（出沼恵美子君）　　続きまして、百草園駅周辺の歩行者の安全確保について2点質問させていただきます。

1点目は、百草園駅南口についてです。川崎街道から百草園駅までの間、非常に狭く、車同士がすれ違ったときなどは、歩行者すれすれで、歩道もなくとても危険です。地域の方からの要望も強く出ているところですので、ぜひ広げて、歩行者の安全を確保していただきたいのですが、そのような御検討をされているかどうかお尋ねいたします。

○議長（馬場繁夫君）　　出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　　ただいまの百草園駅南側の市道についてお答えをいたします。

都道の川崎街道から南、百草園駅のところまでの日野市道につきましては、幅員は車道の部分が4メートル未満でございます。それから歩道につきましては、1メートル余りでございます。御指摘のとおり、車両あるいは歩行者とも非常に危険で、不便でございます。以前からも、水路上に歩道を設置いたしたりしまして、いろいろ工夫をしてみました。しかし、抜本的な解決には至っていないのが現状でございます。この踏切までの約40メートルの区間でございますが、北側には百草園の北の土地区画整理事業、これらが進んでまいりますと、通過交通は非常にまたふえてくるだろうというふうに予想しております。御質問の御趣旨そのものはごもっともでございます。大きな課題として認識しておりますけれども、関係する部署、特に3階の建設部・都市整備部、これらと連携をいたしまして、抜本策の対応をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君）　　関係する部署と連携をしていくというお答えなんです、その関係する部署の方の方はどうでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君）　　百草園駅周辺につきましては、今の御質問のとおり、駅へのアクセス、そういうものについては、非常に道路が狭い、それから歩行者の安全がなかなかとれないということになっております。したがって、日野市といたしましては、百草園駅の北側の部分につきましては、組合施行の土地区画整理事業で整備を行っているところでございます。また、百草園駅を中心とした北・南の区域につきまし

ては、現在、地区計画ということで、駅周辺のまちづくりの計画の位置づけをしているところでございます。そういう中で、駅へのアクセス、川崎街道からのアクセス部分の道路の拡幅、それから歩道の設置等については、計画の中で反映をさせていただき、実現をしていきたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 計画の中で実現をしていくということで、現在そういった話が少し進んでいるということはあるのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 先ほど言いましたように、百草園駅周辺につきましては、地区計画ということで現在計画を進めているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 現在計画を進めているということで、地権者の方もいらっしゃると思うので、そういった交渉などいろいろあるかと思いますが、引き続き計画を進めて、話を進めてくださるようによろしく願いいたします。

で、今も少し出てきたんですが、この南口のことに関連して、百草園駅北側のこともあわせて、地域のまちづくり全体についてお尋ねいたします。駅北側の方は今、区画整理をしていて、駅前の通りの途中まで道路が広がる計画と聞いております。その先は道路の拡幅の見通しが難しいということを知っているんですが、今私が言いました百草園駅の南口、そして北側の区画整理の地区、そしてそのさらに北側のところというのは、地区計画の中で進んでいるとおっしゃったんですが、事業がばらばらにされているように思えるんです。この地域がどのような地区計画のもとでまちづくりの計画の中にきちんと位置づけられて、全体をどんなまちにするのかという描きがある上で、一つ一つの事業が進んでいるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、まず組合施行による区画整理事業が北側の方で行っております。ただ、駅までのアクセスにつきましては、その区画整理の部分については既に事業の中で反映されているわけですが、それ以外は、地域とのアクセスの部分につきましては、計画の中に反映されていないわけです。したがって、区画整理事業以外の区域の百草園駅の北側、南側の区域につきましては、区画整理事業との整合も図りながら、地区計画の位置づけをしていきたいということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

今後、まちづくりをしていく上で、どんなまちにするのかということをも市民参加で計画を、全体の計画をつくった上で、一つ一つの事業を行っていただきたいと思います。

次に、2点目の質問をいたします。一の宮交差点から旧七生支所の跡地のある高幡十字路までの川崎街道の歩道についてお尋ねいたします。この歩道はとても狭い場所が多くて、子供連れで歩いているとき、また自転車に乗っているときなど、非常に怖い思いをいたします。多くの市民の方から苦情が寄せられております。歩道を広げる計画があるか教えてください。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 一の宮交差点、多摩市側の方ですけれども、から高幡の十字路まで、JAの南農協の七生支店があるところまででございます。これの川崎街道につきましては、東京都の多摩地域都市計画道路基本計画に基づきまして、第2次の事業計画に入っております。平成17年度まで完成すべき路線ということで位置づけられております。現在、一の宮交差点から東邦歯科学園まで約1,025メートルございますけれども、これにつきましては既に地元の事業説明会、それから用地測量も終了しております。その後、事業認可ということになっております。現在、用地買収等を進めているところでございますけれども、工事着手につきましては、平成11年度から一の宮交差点側から順次施行するということになっております。完成後の道路の幅員等でございますけれども、道路幅員につきましては18メートルでございます。うち歩道につきましては、片側3.5メートル、両方で7メートルの歩道になります。車道につきましては、11メートルということになっております。したがって、これらの道路の事業が完了した場合には、先ほどから御質問がありますように、歩行者等の安全も確保されるのではないかというふうに考えております。それから、現状の川崎街道の歩道につきましては、非常に狭い状況でございます。これらの改善につきましては、東京都の方と十分協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 今、一の宮から東邦歯科までの間の方は、用地買収をしているところで、11年度から工事が着手されるということなんですけれども、その先の東邦歯科から高幡十字路までの方は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 東邦歯科から高幡の方につきましては、現在、東邦歯科学園から三沢交差点まででございますけれども、約500メートルほどございます。これにつきましては、平成10年度以降に現況測量を実施していく予定というふうに聞いております。三沢交差点から高幡十字路口までにつきましては、現在のところは、具体的な年度は決まっておりませんが、いずれにしても、先ほど言いましたように、平成17年度までに完成させる路線という位置づけになっているということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） どうもありがとうございました。

歩道が広がるということで、安心をいたしました。今後、どんな歩道にするのかといったような細かな設計になっていくんだと思いますが、そのときに例えば、車いすの方、お年寄り、また目の見えない方などが通行しやすい視点でつくっていただきたいと思っております。車いすの介助をしている方にお話を伺ったんですが、食事や買い物に行きたくても、今の川崎街道は、車いすでは通れないので、あきらめている、というお話でした。また、広い歩道がある場所でも、歩道が斜めになっているところ、ごみのボックスがはみ出しているところなどは、電動車いすでは危険だ、というお話でした。今後、道路を利用するさまざまな市民の声を聞いて、道路の設計をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 道路の築造につきましては、基本的には今御質問があったような考え方で道路の設計をしていきたいというように考えております。ただ、この川崎街道につきましては、東京都が施行するものでございます。その中である一定の交通量が、当然通りますので、そこらあたりも考えながら、御質問ありましたように、歩行者もしくは高齢者の方々の安全が確保できるような構造をお願いするという事で東京都の方に要請をしてみたい、このように思います。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 東京都の道路だということなんですが、やはり住民の声が一番拾えて、一番近くにあるのが基礎自治体だと思いますので、ぜひ市民の方々の声を集めて、東京都に働きかけていただいて、だれでもが通行しやすいバリアフリーの道路づくりをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の3、百草園駅周辺の歩行者への安全確保をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時18分 散会

3月27日 金曜日 (第7日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第7号)

3月27日 金曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 山川芳子君

議事日程

平成10年3月27日(金)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問5の1、乳幼児突然死症候群（SIDS）から尊い命を守るための通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（宮沢清子君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

つい今まですやすやと眠っていた赤ちゃんが突然亡くなられてしまう原因不明の病気SIDS、これは乳幼児突然死症候群の略です。SIDSで亡くなる赤ちゃんは、生後7日から1歳未満の死亡原因の第1になっております。日本では、年間600人からの小さな命が失われております。原因不明とはいえ、危険因子と呼ばれるSIDSを引き起こす原因の幾つかは判明してきているようです。赤ちゃんが睡眠時の無呼吸から覚醒する反応がおくれるために発生する疾患です。人間は睡眠時に通常でも無呼吸になったりすることがあり、大人の場合はすぐ呼吸が戻りますが、覚醒機能が弱い赤ちゃんの場合は、ちょっとしたことで覚醒がおくれて低酸素により呼吸中枢を抑制する方向へ行ってしまうします。

厚生省は1981年からSIDS研究班をつくって、臨床、病理、解剖、疫学などさまざまな面からデータを集めて、病気の定義、診断の手引、原因不明などの成果を上げてきております。全国的なキャンペーンも始めて調査も着手しております。SIDSは日本に限って発生する病気ではありません。医療体制の整った諸外国でも高い確率で発生し、社会問題化してきております。特に87年度当時のニュージーランドでは、出生数が1,000人に対して7人がSIDSで亡くされるといった状態にありました。欧米諸国でも平均すると1,000人に2人と高率で、早くからその対策と必要性が指摘されてまいりました。

そうしたSIDSに対する関心の高まりの中で、90年ごろを境にしてさまざまなキャンペーンが各国で展開されております。予防法としては、1. うつ伏せ寝をしない 2. 赤ちゃんを暖め過ぎない 3. 妊娠中または赤ちゃんの周囲でたばこを吸わない 4. できるだけ母乳で育てる、などの育児環境に気をつけることでSIDSを減らすことができます。育児の基本とも言うべきものですが、まだ未成熟な赤ちゃんにとって最も快

適な環境を整えてあげることが、SIDSの発症を抑えていけます。SIDSでかわいい赤ちゃんを失った親たちでつくる家族の会では、SIDSで亡くなる赤ちゃんを減らすためのキャンペーンも行っておるところです。

厚生省は、この4月より母子手帳にSIDSについて記載すると言っております。東京都でも乳幼児突然死症候群により子供を亡くした親の精神面の支援策として、相談体制を整備するとともに事例検討などの調査研究事業等に着手するために、新年度予算が計上されました。

質問の第1点目といたしまして、SIDSについてどのような認識を持たれ、その実態を把握していらっしゃいますか、お尋ねをいたします。

第2点目として、日野市でも母子手帳を交付される際にパンフレット等を一緒に渡す等、また妊産婦のための講習等、さらには新生児訪問、乳幼児相談等において、SIDSの予防のための周知をしていただきたく考えますが、いかがでしょうか。

第3点目として、両親学級等でSIDSについて学習をしていくなど、また心肺蘇生法の啓発や、さらには突然死した赤ちゃんを持った母親のカウンセリングも実施していただきたく提案をさせていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） SIDSにつきましての御質問でございますが、まず実態でございます。

SIDSが発生した場合、家族のショックが非常に大きく、特に母親は周囲から非難されやすい立場となりますので、正しい知識の普及と家族のサポートが重大な問題だと考えるとともに、その後のケアについても重要であるというふうに考えております。市といたしましては、新生児訪問、乳幼児相談等においてSIDSに関しての御質問、問い合わせがあった場合、現状等を詳しく説明しているところでございます。また、4月から新たに行われます3、4カ月児健診の中では、SIDSのことについて触れていく予定をいたしております。また、東京都におきましては、子供さんを突然亡くされた親御さんを精神的に支援するため、平成10年度からSIDS対策検討委員会、これは仮称でございますけれども設置いたしまして調査、研究や研修、相談等について検討していく予定ということでございます。

具体的な市の対策でございますけれども、東京都からの情報でSIDS対策の検討委員会の中でパンフレット等の作成も予定しているというふうに伺っております。こうし

たものを利用いたしまして、母子保健のバック等に入れて啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。また、両親学級等のカウンセリングということも御指摘いただきましたが、そうした機会を利用して正しい知識の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

今、御答弁いただきましたが、日野市の実態というか状況はいかがかと思いますが、その点ちょっと伺いたいと思います。平成7年、厚生省の人口動態統計によりますと、SIDSが1歳までの死因の第3位となっておりますけれども、526人の小さな命が亡くなっているという統計が出ております。東京都全体でも、平成7年の統計によりますと乳幼児全体の死亡が423人で、このうちSIDSで亡くなられた方が37人いらっしゃるようです。平成8年は368人の乳幼児が死亡されておりますが、このうちSIDSで亡くなられているというふうに判断された方が29人いらっしゃるんですが、日野市としてはこの死亡されている中で、こういった原因をつかまれているのかどうか。肺炎で亡くなっているのか、それともどういう原因で亡くなられているのか、その辺の実態をつかまれているかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） SIDSそのものが非常にまだ病理学的にも原因等、究明が行き届いていない病気であるという状況の中で、私どもが把握しているところは、「とうけい日野」に掲載されておりますゼロ歳児の死亡ということでございますが、ゼロ歳児で亡くなられた方は男子3名、女子1名、合計4名という数字でございます。内容的に保健所等に問い合わせ得られた結果でございますけれども、液性腸炎1名、急性呼吸不全1名、不詳2名、こういう数字でございます。こういう状況の中ではSIDSに該当する赤ちゃんもいらっしゃるだろうというふうに推測するところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） 推測であって、把握はされていないということなんですか。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） そのとおりでございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） 日野市の場合は南多摩保健所に統合されまして、今、日野市の保健所は、御存じのとおり福祉支援センターとして4月から開設される予定になってい

るんですが、この辺のことは保健所がきちっと把握をしておると思いますので、ぜひ日野市として、なければこれにこしたことはありませんので、把握をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

小金井市の保健所では平成7年、8年とSIDSで亡くなられているお子さんが何人か発生しているようでありまして、こちらの管轄としてなければ幸いでございますが、ぜひ御調査をお願いしたいと思います。

今、御答弁で、東京都の予算が本年度5,000万円、SIDSに対してつけられる予定というか、認定をされているところでもありますけれども、今御説明の中では、3、4カ月児健診の中でこういったことを学習、または知識の普及、認識をしていただくための啓発をしていきたいというお話が御答弁にあったと思いますけれども、できれば、私は母子手帳交付の際にパンフレット等を入れて一緒に渡していただくということで、こういったふうに、今、SIDS家族の会からこういったパンフレット「小さな灯を守って

SIDS（乳幼児突然死症候群）から赤ちゃんを守るために」といった、こういったリーフ等も出ておりますし、また「ご存じですか？ 乳幼児突然死症候群 SIDS」についてということで、こういったパンフレット等も出ておりますので、できましたら、こういったパンフレットを母子手帳交付の際に保健バッグの中に一緒に入れていただいて、生後7日からSIDSで亡くなられるお子さんがいらっしゃるという、現実その統計が出ているわけですから、できましたら、そういった啓発活動は早目早目にやっていくということが大事ではないかと思っておりますので、そのことをお願いしておきたいと思っております。

それからもう一つ、両親学級の中でSIDSについて学習をしていくということは、妊婦の精神的な負担ということ、またそういったことを考えると、こういったものがないのか悪いのかという論議もあるわけですが、できれば、私はいいとか悪いとかというものではなくて、現実こういったことが起きているわけですから、そのための知識の普及ということ、啓発ということをきちっとやっていくということが大事だと思うんですね。子供を育てていく中でそういった、本当にそれまで元気だった赤ちゃんが、前ぶれもなく突然亡くなってしまう病気というのは、母親にとっては本当に生命を慈しむ母の心というものは、気がつかないほど静かに起こっている問題だけに、精神的なショックというのは大きいというふうに言われておりますので、そのケアという部分、それから認識と知識を持っていくという、そのサポートをしてあげることが大事でありますし、またそういった不幸にも突然死された赤ちゃんのお母さんに対する心のケア、

カウンセリングを実施していくということも大事なことの要素でありますけれども、それ以上に啓発活動をきちっとしていくということが大事だと思いますので、ぜひ両親学級等でそのことをお願いしていただきたいと思います。

それから心肺蘇生法の啓発。私、前に小・中学校でも心肺蘇生法の訓練をしたらどうかということ、また市民にとっても心肺蘇生法の啓発、また訓練をすべきではないかということ、前に一般質問させていただいておりますが、ぜひ両親学級の中でも父親が来ているわけですから、心肺蘇生法の啓発なり、また訓練というんでしょうか、そういったものも取り入れていただけるようお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 先ほども申し上げましたとおり、東京都で今年3月2日付で事務連絡を各市町村主管課長あてによこしております。東京都のSIDS対策についてという内容でございますが、初めて平成10年に予算も計上され、具体的な都としての動きがされてくるという状況でございます。日野市といたしましても、こうした心肺蘇生法の啓発等も含めまして、10年度からは東京都とよく情報交換をしながら、いろんな対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

それでは、御検討とまた実施の方向でぜひやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、この質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって5の1、乳幼児突然死症候群（SIDS）から尊い命を守るための質問を終わります。

一般質問5の2、子どもたちが輝く子育て支援事業について問うの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○18番（宮沢清子君） 続きまして、子供たちが輝く子育て支援事業について問うと題しまして、質問をさせていただきます。

現在の日本は、先進国の中で例を見ない速度で高齢化が進んでおることは、皆さんも御存じのとおりです。その上に表裏一体で少子化も深刻な状況となっておることも周知の事実です。1995年の国勢調査に基づく合計特殊出生率は、東京都では全国平均の1.42を大きく下回る1.11になっています。その原因として、子育てと仕事の両立の難しさや子育てをしていく上での不安、子育てに伴って生じる経済的な負担が挙げられます。女

性が職業と子育てを両立するために、保育サービスの充実は不可欠であります。

質問の第1点目といたしまして、入所資格がありながら保育園の定員枠からはみ出るため、保育園に入れぬ児童数を教えてください。2、入園待ち児童の受け皿づくりはどのようにされていますでしょうか。3、入所希望者が急増している地域や入所定員が少ない地域について教えてください。4、入所希望の多い3歳未満児の保育について、地域型保育室の整備促進をどのように対応していらっしゃるかお尋ねいたします。

第2点目の質問といたしまして、社会状況の変化や育児に励む母親たちの生活実態に即した施策を展開していくために、子育てアンケートを実施していただきたく考えますが、いかがでしょうか。

第3点目といたしまして、年度途中の入所対策についてお伺いいたします。両親の離婚等によって、ひとり親家庭になって働らかざるを得ない事情が生じた場合等、何らかの事情が生じたときの入所希望者に対する緊急時対応、受け皿についてお伺いいたします。

第4点目といたしまして、私立・公立保育園、幼稚園の空き教室の状況について教えてください。

第5点目として、東京都が平成7年度から子育てリフレッシュステイ事業として、子供家庭支援センター事業を都内各市町村に1カ所ずつ支援センターの設置を目指すために助成をしておりますが、日野市の取り組みについてお伺いいたします。あわせて一時預かり保育の対応についても、どのようにお考えをお持ちいらっしゃるかお伺いをいたします。

第6点目といたしまして、文部省の第3次幼稚園振興計画の中に、幼稚園の3歳児保育の実施がありますが、日野市においても早期実施を望むところであります。空き教室のある幼稚園を初め、地域に3歳児の多いところからぜひ取り組み、実施していただきたく思います。御見解をお尋ねいたします。

第7点目として、幼稚園の学級定数の改善についてのお考えをお聞かせください。また、幼稚園の預かり保育、時間外保育の取り組みについても伺いたいと思います。

第8点目といたしまして、乳幼児医療費の未就学児までの拡充と所得制限撤廃についてのお取り組みをお伺いいたします。また、保健所で交付しております医療券の申請書の受理及び交付を、ぜひ市の窓口で対応できないかどうか、簡素化をお願いしたいと思います。要望させていただきますが、御検討いただけるかどうかお尋ねいたします。

第9点目といたしまして、児童館についてお聞きいたします。中学校区に1カ所設置することになっておりますが、七生中、二中と今後の位置づけについて教えてください。次に、遊び場、地区広場について、東京都の遊休地や市の有地、例えば保留地等、無休地となっているところを一時、地域の子供たちに開放できないかどうか配慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。テレビやファミコンの影響もあるかもしれませんが、空間、時間、仲間の喪失が子供から遊びを奪っていると言われていています。場所の提供をお願いしたいと思います。

第10点目、日野市乳幼児憲章の制定についての御見解と御所見を伺いたいと思います。

最後に、百草台保育園の2歳児のお部屋が雨漏りをしているようですが、改修時期、工事着工予定等についてお伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 福祉部の関係の部分について、お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、保育園の待機児の数でございます。特に低年齢児の部分で待機が多ございまして、ゼロ、1、2歳、ここの部分で、本年、現在入所の手続進行中でございますけれども、まだ完結はしておりませんけれども、現時点で1歳から2歳までの待機の数、現状で132名という状況でございます。また、次にこれら待機の子供たちの受け皿というお話でございますが、一つとしては、無認可の保育室あるいは家庭福祉員という制度がございますけれども、こちらの方へ回っていただくといえますか、御希望される方はそちらの方で対応していただくということが主でございます。これの枠でございますけれども、保育室、それから家庭福祉員合わせまして100ちょっとの——110程度でございますでしょうか、数がございます。受け入れ枠の数がございます。それから、園それぞれの希望の状態、地域における差という内容でございますけれども、地域差ございますが、年度によっても変化がまたございまして、今細かい数字ちょっと持ち合わせてございせんけれども、おおむね浅川の南、特に百草台、高幡台、こちらの方面は総体的な入所希望の比率からいいますと低い。それに対しまして、市の西部地区、園で申しますとあさひがおか保育園、たまだいら、おおくぼ、この辺の希望者は多ございます。それから、地域型の保育室ということでございますけれども、先ほど申しました無認可等の保育室もこの中に入ろうかというふうに思いますが、無認可の保育室につきましては、現在4カ所をお願いをしておる状況でございます。

それから、2番目でございますが、子育てのアンケートの実施はどうかということでございますが、御承知のように、地方版のエンゼルプランということで数年前よりその地域での策定の促進につき、国の方から指導があるわけでございますけれども、こういうものも地域の独自性を持って、実情に合わせ検討していかなければならない課題だというふうに考えております。

それから、次の年度途中の入所希望の対策でございますが、制度といたしまして、年度途中に定数枠を広げるというような制度もございます。民間の方で一、二の保育園でそういう制度も取り入れて、本年も若干の定数増の対応をまいっております。

それから、施設の空き教室の件でございますが、現在、公立保育園におきまして部屋といたしましては2室ほど現状、これは空きといいますが、日ごろ使用はしておりますけれども、育成でなく作業とかそういう形になっておりますけれども、育成に振り向けられないことはないわけでございまして、そういう状態のところは2室ございます。

それから、子供家庭支援センターについてでございますけれども、お話のように助成の対象の事業でございまして、各団体に1カ所は設けているべきというようなことで推奨されております。昨日もちょっと関連の御質問ございましたけれども、子育ての総合相談等拠点となる施設でございまして、既に数は少のうございますけれども、武蔵野市等、こういった施設を持って子育ての支援をしているところでございますが、日野市におきましてもできるだけ早い時期に設置をしたいということはございますけれども、その公設での関係で申しますと、なかなか箱物といいますが、そういう施設建設、非常に全体的の中で厳しい状況もございまして、まだ具体的な計画が立っていないという状況でございます。

それから一時預かり保育でございますが、関連と申しますか、現在、市では緊急一時という対応をございまして、緊急一時保育ということでございますが、今年現在まで32日の利用がございまして、緊急時の対応としては、そのような対応をとってございます。

それから、次にちょっと飛びますけれども、8点目になろうかと思いますが、乳幼児医療の関係でございます。乳幼児医療につきましては、今までいろいろと御指摘、御議論いただいておりますけれども、請願等もお出しをいただいておりますが、新たな取り組みとしましては、予算のときにも御説明を申し上げましたけれども、1、2歳児につきまして、現行、児童手当と同様の所得制限を取り入れてきております。2本になっているわけでございまして、これを児童手当の特例分のラインに一本化するという所得制

限の一部緩和でございますけれども、そういう対応を新年度から、これは事務作業がございまして、年度途中10月を予定しておりますけれども、10月から実施をさせていただくというようなこと。それから、これは東京都の関係でございますが、対象年齢を現行より1歳上げまして、現行の3歳未満児を4歳未満児まで対象とすると。これも、やはり年度途中のスタートになるわけですが、都はそういった年齢対象で助成をするということでございますので、日野市といたしましても、都が広げる1歳のこと、それをぜひ全体的な中で実施をして、私どもの方としてはお願いをしたいというふうに思っております。それが、乳幼児医療の関係でございます。

それから、次に児童館の件でございますが、お話のように中学校区で申しますと七生中学校区、それから二中学校区、ここには児童館未設置でございますので、従来からの考え方で中学校区に1館ずつという考え方できてございますので、これもなるべく早い時期に設置をしてみたいというふうに考えております。

それから、次に遊び場の関係でございますが、現在、市内に児童遊園が15カ所、子供広場が12カ所、それから運動広場、新年度から1カ所増設いたしまして3カ所、これらが市で管理をいたします遊び場、広場等でございますけれども、御承知のように、お話にもございましたように、都市化の中でなかなかこういった場所を求めにくいわけでございますけれども、東京都の遊休地あるいは保留地というお話がございましたが、そういった場所がございましたら、情報収集をいたしまして開放といいますか、そういった遊び場等に使用できるということであれば活用させていただきたい、こんなふうに思います。

それから最後になると思いますが、もぐさだい保育園の雨漏りということでございまして、育成室に雨が漏るということでは非常に育成に支障ございますので、新年度予算で対応してみたいというふうに考えております。

福祉部の関係、以上かと思えます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 幼稚園にかかわる御質問を3点ほどいただいておりますので、お答え申し上げたいと思えます。

まず市立幼稚園での空き教室の現状でございます。空き教室につきましては、市立幼稚園7園のうち3園にあきが出ております。具体的に申しますと、第二幼稚園に1教室、第三幼稚園に2教室、第四幼稚園に1教室が空き教室という形の中ではあるわけでございます。実際の幼稚園での運営の中では、それぞれ通園してきます園児のための遊び

の部屋とか創作活動の部屋、行事準備のための部屋などとして、教育活動の場として使われているのが現状でございます。

それと、2点目の市立幼稚園での3歳児保育と、それから学級定数の関係でございます。市立幼稚園につきましては、議員さんも御存じのように27市の中では7市ほどが市立幼稚園を運営しているわけでございますが、とりわけ日野市は7園という多くの園を運営しているわけでございます。現状での少子化の流れが非常に早い形で進んでいく中では、市内にあります民間幼稚園との共存という問題が、大変重要な課題としてあるというふうに認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、現在、幼稚園も含めた形での適正規模・適正配置検討委員会で幼稚園の問題も、検討事項として審議をお願いしている経過もでございます。確かに議員さんおっしゃいますように、文部省の第3次幼稚園振興計画の中では、御指摘の面にも触れているわけでございますが、教育委員会といたしましては、検討委員会での方向をいただきながら、この問題については慎重に検討をしていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

それから、最後の幼稚園での保育時間の延長の問題でございます。幼稚園につきましては、御存じのように学校教育法の適用を受けてございます。その中で、幼稚園の教育過程の中では教育時間等については4時間を標準として、1年間の教育週は39週を下らないとの規定がございます。しかしながら、議員さん御指摘のように少子化の進む中で社会的なニーズなどをかんがみますと、教育課程審議会の中間まとめの中にも見られるように、ただいま申し上げました「教育課程の原則を維持しながらも、地域に開かれた幼稚園づくりや預かり保育など、地域の実情や保護者の要請等を踏まえ、幼稚園運営の弾力化を進めることが適当である」という中間のまとめも出されているところでございます。そういう国の動向をしっかりと確認しながら、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 10点目の日野市乳幼児憲章の御見解をとということでございます。これは、日野市の第3次基本構想、基本計画の中の家庭教育の支援という施策の中の主な事業計画の中で、日野市乳幼児憲章の制定を行うということであっております。これをつくりました平成6年当時の状況からしまして、出生率の低下を伴います乳幼児人口の減少と、また家庭におけます子育てのノウハウが失われつつある現状を、

家庭教育の分野から支援していこうということでございました。そのためのビジョンを、憲章を制定しまして行政として支援体制を位置づけるという考え方がございました。しかしながら、現状は社会情勢の変化もございまして、幼児教育事業も市長部局との重複もありまして、平成8年度におきましては、私どもの方で休止した事業もございまして、そんな関係がございまして、またここで新しく2010年プランも策定してまいりますので、市長部局とも今後協議、検討してまいりまして、よりよい方向を見出していきたいというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 8点目の関連で御質問いただきました。

小児慢性疾患に対する医療助成金の発給手続についてでございますが、母子関連事業のうち、まだ保健所が実施主体であります先天性代謝異常等検査、それから神経芽細胞腫検査、これらにつきましては、保健所の要請によりまして健康課にて申請書の交付、説明等の対応をいたしているところでございます。市といたしましては、住民サービスのことを考え、健康課等ですべて対応できたらと思っておりますが、認定申請事務はそれに関する専門知識、体制等が必要であることを考えますと、非常に難しいのではないかと考えております。

今後、保健所と協議し市民の方がわざわざ保健所まで出向かず、身近で申請等ができるよう、例えば保健所の出張窓口、出張相談等の実施について要請をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。たくさんの御質問をさせていただきまして、大変恐縮でした。一つ一つやっておりますと時間のこともございまして、次の方とのお約束もありますので、謙虚にやりたいと思います。

幾つか御質問を重ねさせていただきますが、子育てアンケートに関しましては理解いたしますが、その御答弁の中に、日野版エンゼルプランの策定ということで前から提案をさせていただいているところでございますが、この日野版エンゼルプランの策定はいつごろ提示していただけるのか、ちょっとこれを確認をしたいと思います。

それから、こういった中でぜひ子育てアンケートの実施もしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 日野版のエンゼルプランでございますが、作成にかかる場合には、お話のように、当然実態アンケート調査、これは欠かせないものでございます。時期でございますけれども、私の方で今、明確に申せないところはございますけれども、なるべく早い時期にということで、現在のところは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） それでは、子育てリフレッシュステイ事業、子供家庭支援センターについて、きのうも御質問があり、市長からも答弁があったところでありますが、東京広報5月号——今年の5月号ですけれども、「応援します子育て 子供家庭支援センターしらとり」ということで紹介をされております。これは東京都と府中市の支援のもとに、しらとりというところが実施をされている光景が御紹介をされているところでありますが、この府中市子供家庭支援センターが行っております内容は、24時間体制で子供と家庭に関する総合相談を受け付けるほか、7日以内のショートステイ1晩8人までで、母子世帯などの緊急一時保護2世帯まで、午後5時から10時まで幼児や児童・生徒を預かる夜間養育事業定員40人、地域の子育てグループ支援事業の5事業を実施しています。対象はゼロ歳児から18歳児までということで、この市の委託を受けて平成8年の2月から常勤の相談員さん1人、非常勤の相談員さん2人がついて運営をしているところであります。

細かいことは省きますけれども、この中で、今後の課題として、三多摩のモデル施設になるように取り組んでいきたいとか、運営経費の節減とかサービスの向上とか、従来の福祉サービスはひとり親とか低所得者層等、ハンディのある方へのサービスと思われる傾向があるが、この事業を一般家庭も含む事業として定着をさせていきたい。それから、次には子育てに対しての悩み事の相談相手を積極的に行い、子育てに自信を持ってもらえるようにすることということです。

私、この写真を見ていただければよくわかるんですが、ゼロ歳から18歳までの児童・生徒・乳児・幼児が一緒になってやっておりますので、とても想像以上の心のふれあいというか、子供のふれあい、また小・中学生のふれあい、年齢を超えたものの中での相手から学ぶというものがたくさん得られるんじゃないかと思うんですね。私もよく小さいお子さんをお持ちのお母さん方にお話しすることがあるんですが、御自分のお子さんを育てながら、大体1歳から1歳半ぐらい年上のお子さんと接することによって、いろ

いろなことを学ぶし、その成長過程のふれあいが大事だということをお話することがあるんですけども、この設立から1年3カ月、地域の人たちの協力と職員の努力のもとで、子供たちが健やかに育っている環境づくりが整えられているということが紹介されているんですけども、皆さんもごらんになって御理解していらっしゃると思いますが、大変和やかな、そしてふれあいのある中で大事だなということも感じております。また、食事なんかも夕食をとっているんですが、いろいろな世代構成の子供たちが食事を一緒にとっておりますから、マナーのことも教え合い、また学び合うこともできるのではないかと。また、あと指導員さんがついて宿題を見てあげたりとか、親の帰りを待ち望んでいる中で、子供たちにとって何をしてあげたらいいかということが、この光景の中にあふれ出ているような感触を受けます。ぜひこういった子育て支援施策を進めていただきたいと思います。

第3次基本構想、基本計画の中にこのようにありますけれども、当市には乳幼児人口全体の8割以上を占める在宅乳幼児と、その保護者のための専用施設が用意されていません。そのために、家庭、地域を中心とした初期教育を推進する子育ての場の確保と、情報、学習機会の提供が急務です。家庭教育の負担を親だけに担わせるのではなく、乳幼児教育の必要性和重要性を広く市民全体の課題としてとらえることが大切ですよというふうに指摘をされております。当市の乳幼児人口全体の8割以上を占める在宅乳幼児。ですから、確かに保育園に入れないうちから1、2歳児が多いというふうに言われておりますけれども、それ以上に御家庭で育てていらっしゃるお母さま方の子育て支援ということもやってあげることが大事ではないかと思っておりますので、ぜひこの子育て支援センターは東京都でも予算づけをしてくださっているわけですから、その予算をしっかりとっていただいて、平成11年度には実施できる方向で何とか御検討をしていただきたいと思います。この点について御確認をしたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 子供家庭支援センターの府中におけます状況をもって御要望いただいておりますけれども、私もその府中の施設、一昨年だったと思いましたが、見学をしてみました。そのときにショートでのお子さんがおられまして、学校から「ただいま」というようなことで、帰ってまいったような記憶が、今ございますけれども、なかなか施設としては、そういった雑誌等にも紹介をされておりますとおりますばらしい部分でございました。

議員さんおっしゃいますように、在宅の乳幼児の——特に乳幼児の子供に対する支援

ということで、先ほども申し上げましたけれども、東京都でも10万人に1施設というようなことで、各自治体での設置をということでございますので、これも、現在いつの時点でということをはっきり申し上げられませんが、やはり先ほどの前半と同じでございますけれども、我々の立場でなるべく早い時期に、実際には例えば保育所等との合築でありますとか、そういった市の単独施設としてでなく合築等、あるいは方法といったしましては都営住宅でありますとか住宅都市整備公団ですとか、そういったところの開発時の市に対する提供部分と申しますか、そういった中でも考えてなるべく早い時期に市に設置ができればというふうに思っておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） よろしく願いいたします。

それから、あと一時預かり保育緊急対応なんですけれども、私、この間伺った話なんですけど、4人のお子さんを育てているお母さんから御相談というか、ぜひこれはお願いをしたいということの御相談だったわけなんですけれども、4人お子さんを育てている中で、赤ちゃんが4人目が最近生まれたばかりなんですけど、御自分が産後、ちょっと体調を崩しまして市立病院に通院するようになったそうなんです。アパートに住んでいるものですから、隣近所、または上のお子さんの幼稚園のお母たちを通して何回かは預かってというか、好意的に上のお子さんたちを見てくださったり、幼稚園の送り迎えも手助けをしてくださったりということで協力を得ているんですが、通院の回数が増えることによって、なかなかお願いしにくい部分が出てきたということで、百草から市立病院まで往復タクシーで4人のお子さんを連れて行って、健康の子供まで病院に連れていったというお話を聞きまして、民間のベビールームとかベビーシッターを頼めばいいんですけれども、それはもう入会金などがあって簡単にはお願いできない状況でありますし、どうしても自分が産後、何とか健康回復をしたいと思っても、そういった状況の中ではつい無理を重ねてしまって、それが愚痴になり子供への育児の影響にもなっていくというようなお話をされまして、こんなときに健康な子を連れていかななくてもいい場合もあるのという、なかなか難しい問題でありますけれども、ぜひ保育園とか民間で、例えば民間には補助金制度を導入していただくなり、または保育園では空き教室とかあるところで、低料金で預かっていただけるような一時預かり保育ができないかというお話を承りました。

それからもう一人の方は、やはりたまたまお2人とも4人のお子さんを育てていらっ

しゃるということで、私はそのお母さんお2人に本当に少子化社会の中で、育児をそうして務められている、また母親として立派に子供を育てていこうという思いの中に、11月3日の市の文化の日の表彰式には感謝状を与えたいくらいの思いで、応援をしてあげたいというようなことを申し上げたわけなんですけれども、それはともかくといたしまして、仕事とか通院とか家族の介護とか冠婚葬祭等で、なかなか核家族化の中で対応できない部分がありますので、できればそういった一時預かり保育も御検討していただきたいと思います。

もう一人の4人のお子さんを育てたお母さんはくも膜下で三十何歳で倒れたという話をされて、本当に自分が生きるか死ぬのかというその生死の境の中で、4人の子供が1人1人浮かんでは消えてきた。だけどこの子供たちのために元気に頑張らなければということで、そのいつときを乗り越えられたと。それも御近所のお友達や、それから、好意的にいろいろと手を差し伸べてくださる、元気づけてくださる方たちの心があったから、自分もその心に支えられて元気になったんだというお話をされましたけれども、果たして、これが回を重ねるごとに甘えていいのかどうかということを感じたそうなんです。

ぜひ、こういった緊急一時預かり保育をやっていただきたいと思いますが、この点について二つの事例を申し上げて、市民相談の中での切実な声でございますので、対応していただけるかどうか御検討と御見解を伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 先ほども関連と申しますか、緊急一時の現行の実態を申し上げますけれども、お話の内容でございますと、緊急一時が常に使えれば、ある程度は園の立地関係にもよりますけれども、ある程度対応はできるというふうに思いますが、現行の緊急一時の制度が定員のあきをもってやっておりますので、その辺がいつでも対応できるということではございませんので、その辺の柔軟的な対応等も含めてお話の趣旨を踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） よろしく願いいたします。

で、幼稚園のことですけれども、これは要望しておきたいと思いますので、ぜひ御検討、前向きにお願いしたいと思います。いずれまた、進捗状況等も御確認をさせていただきたいと思います。

それから、児童館ですけれども、七生中、二中と御存じのとおり設置をされていない

わけなんです、この発想ができてから、かなりの時間的経過がありますので、ぜひ2010年プランの中に早期に実現できる位置づけをお願いしたいと思います。18歳未満の子供たちが今遊び場を求めているところでありますが、創造する力とか考える力というのは、友達との交流の中ではぐくまれていくのではないかと思いますし、ただ、この遊び場といっても都市公園をつくるのではなくって、昔よく見られた里山的な自然としての中ではぐくまれていく、その中で自分の試してみたいこと、子供の気持ちからの発想ですね、そういった大人の発想ではなく子供の発想の中から、児童・生徒の発想の中からできるような児童館であり遊び場であり地区広場であらねばならないと思っております。

私、先ほど児童館のことは、ぜひ七生中、南平地域にはございませんので、これはぜひお願いをしたいと思います。もちろん二中の地域のことも考えてあげていただきたいと思っております。

遊び場、地区広場の都の遊休地、市の保留地、市の保留地の中でも高幡の区画整理地の中なんですけれども、確かに市の保留地の看板が立てられております。その周辺はただ草むらだけという感じなんです。それから、東京都の用地ですけれども、それもブリッジタウンの近くになるんですけれども、その中の一角にあるんですけれども、それも数年前はフェンスがかけられないで子供が自由にそこで遊んでいた。遊具はないけれども、自分たちがいろいろなものを発想して、そこで年齢を超えて一緒になって遊んでいたという光景があったそうですけれども、3年か4年前にいつの間にかフェンスがつけられて囲われて、そして錠がつけられて中には入れなくなってしまって、都の公有地ですという看板だけが目についてしまったということで、それは目的があってそういうことをされたと思っておりますが、3年ないし4年、この数年全く使われない状態でそういった、ただ囲いだけがしてあるというような状態でありまして、あちらの地域は大変、今子育て真っ最中のお母さま方がたくさんいらっしゃいますので、これは一つ二つの例でございますけれども、そういった公有地を一時期、草むらがあってもいいと思うんですが、またそこで自由に出入りはしているんですけれども、何となくそういった看板があると自由に入っているものかどうか、また、周りでいろいろなものが目につくのではないかなというようなこともありますので、この使い方というか、利用の仕方は工夫していただければと思いますが、ぜひこういったところを一時開放できるような形をとっていただければと思いますので、その辺もぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、乳幼児医療費についてはもう少し突っ込んでいろいろと御質問したいと思います。

ておるんですが、このことに関しましては東京都の動向がありますし、国自体がやるべき制度ではないかなというふうにも思っておりますし、そうかといって、先進的にやっていたらっしゃる区市町村、県も含めてあるわけでございますので、ぜひ乳幼児医療費の助成は、いろいろとその児童手当の関係とかいろいろ保険の関係等であると思いますが、例えば入院医療費の助成ができないかどうか、また一部月額1万円を超えた部分の枠に対しては助成をしようとか、段階的に何とか医療費がもう少し緩和できて、皆さんが利用できるように、昨年11月に乳幼児医療費助成の資料をいただきまして、予算措置の金額等も提示していただいておりますし、いろいろな推移等を見ますと、かなり財政的規模の中では厳しいという判断がまず出てくると思います。でも、その判断を乗り越えてどこをどういうふうにしていくかということを御検討していただきたいと思っておりますので、これはまたいろいろな機会を通して質問もさせていただきたいと思っておりますので、入院医療費の助成ができないかどうか。そういったことの部分的な検討も始めていただければ、また月額1万円を超えた医療費については、その助成をしていくとかです、少しもう中身の方に検討をしてみただければと思いますので、提案をしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いろいろと多岐にわたります、子供たちが輝く子育て支援施策ということで、今回は質問をさせていただきましたが、総体的に市長の御見解を伺ってみたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 子供たちが輝く、そういったまちでありたいという子育て支援の事業についての10項目にわたる幅広い要望、あるいは質問をいただいたわけでありませぬ。

一つ一つそれぞれが対応できれば全部いいなというふうに思いながら、お伺いをしたわけではありますが、特に感じましたのは、前の質問者にもお答え申し上げましたが、今まで行政がそれぞれ個別の分野としてやってきた保育園あるいは幼稚園、公民館、学校、図書館、学童クラブ、児童館、こういったものが、今までのその機能というものを一回ちょっとのけて、今かけている費用と今ある施設と今の人員で、総体で子育てがどのように支援できるのか、こんなふうな原点に戻ったとらえ方といいますか、発想が必要な時期ではないかなというふうな認識を持っているところであります。

確かに教育委員会の御意向も尊重しなければいけないし、あるいは今の法律の枠組みというものもあって、なかなかその隘路を乗り越えるのは難しいかもしれませんが、今、国ですら幼稚園と保育園を一緒にと、いろいろなことを言い始めているところであり

ますので、国がすぐにできなくても自治体であれば実験的にいろんなことができるのではないかな、そんなことを考えて、先ほど御質問の日野版エンゼルプランと申しますか、そういう中には新しい発想をできるだけ取り込んでみたいなというふうに思っているところでもあります。そういう中で、公有地の有効活用等についても全く同じ発想ができるかなというふうに感じた次第であります。

所信でも申し上げましたけれども、これから数年間、恐らく子供を育てる、どのように子供が育てやすい地域社会をつくっていくかということが、これは私ども日野市だけではなく、自治体すべての大きな課題になっていこうというふうな認識を持っているところでございますので、今、幅広い角度で御提言をいただきましたことを前向きに受けとめて、これからの新しい施策展開を研究をしていきたいというふうに考えた次第であります。

それから、今の第3次基本構想にあります乳幼児憲章の制定ということでございますが、私もこれについては関心を持っておりますが、乳幼児という言葉でいいのかどうか、もう少し整理をしなければいけないのかなということで、ともかく子供が生き生きとできるまちなんだというふうなことの意味合いを持った、そんな憲章も検討に入ってみたい、このようにも感じたところであります。

いずれにいたしましても、これから今までのシステム、施設、考え方というものを一回外したところで、原点に返ってもう一度みんなの知恵を結集して、新しい子育て支援のための施策展開を引き続き前向きに考えていきたい、このように申し上げたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

以上をもちまして終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって5の2、子どもたちが輝く子育て支援事業について問うの質問を終わります。

一般質問6の1、JR西豊田駅誘致事業の展望についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（佐藤洋二君） 宮沢議員の御配慮をいただきまして、午前中6の1、1問だけできます。ほぼ1時間ほど予定しておりますけれども、議事に協力する、こういう立場で簡潔にこの問題についての一般質問をさせていただきたいと思っております。

新駅の誘致問題は、地元の方々の熱い思いとは別に、旧国鉄JRの壁が厚く大変厳しいものがありまして、昭和60年、1985年以来、市民、行政が実現に向けての努力をしておりますが、なかなかその道が開けないのが現状であります。しかし、誘致問題が進まない理由には、JRの壁だけでなく行政の誤った理解と判断、取り組みの脆弱さにも理由が、原因があったのではないかと、そう思います。そこで、13年間の誘致運動の取り組みの中でそのことを指摘しながら、そのうち6点の質問をしたいと思っております。

最初に指摘したいのは、地元の方々に現実以上の展望と希望を与えた責任であります。新駅誘致運動という事業は、旧国鉄時代からそうでありましたけれども、そう簡単に実現のできる課題ではありません。しかし、西豊田の場合は、現実を超えた展望と希望をこれまでに地元の方々に持たせ過ぎた感があります。西豊田駅という新駅誘致の一番のよりどころは、JRにとって余り関係のない、豊田・八王子駅間距離が長いというだけで、JRにとって一番関心事の採算性や技術的な問題が整理されず、新駅誘致の材料としては、実現性の乏しい内容であり、それゆえしばらくの間、旧国鉄、JRから相手にされず具体的な協議、条件が提示されなかったことが、そのことの証左につながっていると思っております。

さらにJRから三つの条件が示されたとき、あたかも新駅がすぐにでも実現できるような幻想を持ち、地元の方々にこれを与えてしまったことは、大きな判断ミスでありました。本会議か交通対策特別委員会の場であったか定かではありませんけれども、私は「今ごろJRから三つの提示があったということは、市がJRから、言葉が不穏当かもしれないけれども、おちょくられているのではないかと」、こういう発言をした記憶があります。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）いずれにしましても、関係者や地元には正しい情報が流れていなかったことは事実であります。

次に、JRから提示されました3条件のうち、建設費全額地元負担と、それから法律による契約について理解が不足していたと指摘します。2年前、予算案骨子の説明を受けるとき、予算案とは別に前市長より、JRから駅誘致のため三つの条件が示され、その中に建設費は全額地元負担を求められたが、なぜJRが負担せず地元が負担するのか、こういう意味の発言があり、またその後、地方財政再建特別措置法もこちらから提示するまで視野になかったことは、大切なことへの理解に欠けたところがあります。

3番目の指摘は、関係箇所への要請行動に欠け会社をその気にさせなかったことでもあります。JRの駅建設の方針は、会社の施策上の必要性からJR自身がつくる施策駅と地元などの要請、請願でつくる請願駅とははっきりと区別がされております。西豊田駅

の場合、明らかに請願駅にもかかわらず市の消極的な考え方でトップが旧国鉄やJR、運輸省などへの要請、請願行動に全く無関心で、交通対策特別委員会としてJRへ陳情行動した折、JRの旧同僚をして、新駅誘致を請願している自治体はたくさんあり、それぞれ足しげく来ているのに日野市さんはJRにほとんど来ませんね。本当に駅をつくる気があるんですか、こういうふうな話を聞いたことがあります。請願、陳情行動に欠けていたことが大きな原因の一つだと思います。

4番目の指摘は政治力の活用と近隣市との連携に欠けていたことであります。三鷹・立川間の複々線計画が正式に決定したのが、当時の三多摩選出の国会議員が党派を超え結束し運動を進めてきたからであります。普通、新駅を誘致する場合、困難性があればあるほど地元選出の代議士や国会議員の力を活用し、運輸省を動かしJRや私鉄各社に働きかけするのが、よいか悪いかは別としてよく使われる手段であります。また、直接間接関係する近隣市との連携も必要でありますけれども、「政治力ないんだから無理だよ」と呼ぶ者あり）そういう政治力の活用、近隣市との連携に全く欠けていたというふうに思います。

5点目の指摘は、運動の継続性と誘致を促進させる協議会結成についてであります。西豊田駅を誘致してほしい、この要望が地元の方、関係者から出されたのは実に23年前のことです。この間、行政が地元の方と一緒に誘致運動を継続して行ってきたとは思いません。多分、この問題が出てくるのは市長選のときぐらいで、その市長選が終わってしまえば、新駅の課題はひっそり4年間待機しお蔵入り、そしてまた4年後の選挙に日の目を見る、そんな繰り返しを続けてきたのであります。行政は具体的な運動に対するかかわりを持っていなかったと思います。また、推進本部会議の結成の公民一体となって運動を進めてきた9年後にやっと結成がされました。運動の継続性に欠け、協議会の結成も御承知のとおり市長選を視野に入れてのパフォーマンスでありました。（「全くそのとおりだ」と呼ぶ者あり）

最後に指摘したいのが、全くやる気のなかった予備調査報告書の見直しと推進本部会議の開催についてであります。時代の経過とともに予備調査報告書、これは科学的根拠等が薄くなったのでぜひ見直しをしてほしい、こういう要望を出しました。担当参事もその見直しについての了解をしていただきました。残念ながら、この報告書の見直しもほとんど手をつけようとしません。そこで、いつ見直しを行うかと問いますと、誘致推進本部の委員の皆様にお諮りしその中で行っていきたい、こういう答弁がございました。その推進本部が結成されましたけれども、結果的には一度しかこの会議が開催され

ず、予備調査報告書の見直しはされませんでした。結果的には、予備調査の見直しもしなければ、推進本部の開催も予定の5分の1で終わってしまいました。この二つの事柄について本当にやる気があったのか、このこと一つで何か13年間の西豊田駅誘致事業の行政の取り組みのすべてを見たような気がしてなりません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

以上6点を指摘いたしましたけれども、新しい市長になりまして、正しい方向に変更されたものもありますが、今後の誘致の運動に参考にさせていただきたいと思います。

それでは、具体的な質問をさせていただきたいと思います。

最近の地元の反応をどう受けとめているか、この質問であります。西豊田駅誘致だよりが関係者の御努力によって発行配布されました。このことにより、西豊田駅誘致に関する取り組みが今どのような状況にあるのか。これまでは正式な情報が全くなかっただけに、地元の方々に大筋理解されているようであります。今回、市議選を前後しまして、地元の方々と接する機会がたくさんありましたが、このたよりの内容が理解されればされるほど、新駅誘致への期待が失望へと、つまり新駅誘致はできないもの、このように地元の方々の気持ちに変化しているような気がしてなりません。市として、たよりを配布されてから、地元の反応をどのようにつかんでいられるか。また、市としてどのように受けとめられているのかお示しをさせていただきたいと思います。

まず、この質問をお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 大変厳しい御指摘をいただきまして、最近の地元の反応でございます。

西豊田駅の誘致につきましては、昨年6月と8月、2回、日野市長の方でJR東京地域本社を訪問させていただいております。その中でJRが示しております新駅設置の諸条件、それから検討事項等について再度確認をさせていただいてきております。また、今までの経過を含めまして、さらに強く新駅の設置の要請をしてきているところでございます。また、昨年7月29日に誘致事業推進本部会議を開催させていただきまして、これらの報告等あわせて意見交換を行いました。この西豊田駅の誘致につきましては、JRの中央線の複々線化も視野に入れた中で、長期的な根強い運動が必要だということの御理解をいただいたというふうに思っております。11月には、西豊田駅誘致のたよりを発行いたしまして、地域の住民の方、それから、企業の皆様にこの本会議等の概要や、新駅の誘致を実現性の高いものとするための現実的な対応といたしましてJR中央線の

複々線化の促進、これらのために八王子市との連携をした取り組みを行っていることをお知らせしているところでございます。

そういう中で地元の反応でございますけれども、短期間で新駅ができるとは思っていない。例えば長期になるとしても、実現性の高い、そして必ず駅ができるというような取り組みをぜひやってほしいということでございます。それから、周辺の八王子市、立川市との連携を強く持って運動していただきたいというようなこと。それから、当初より多少取り組みが後退しているというような内容もございます。

したがって、市といたしましては、JRから示されております諸条件を総合的にクリアさせるために、現在、事業中の三鷹・立川間の連続立体化、複々線化を延伸させ、立川・高尾間の複々線化を促進し、その事業の具体化に目標をあわせて新駅の設置をより現実的で実現性の高い方策として考えているところでございます。したがって、現在、八王子市との連携のもとに複々線化を促進するための協議会設置に向けて、関係市町の協力要請を行っているところでございます。これらにつきましては、具体的な方向性が決まりましたら、今後、本部会議等、もしくはたより等を通じまして地域の皆様にお知らせをする中で、御理解をいただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 非常に多岐にわたります御回答をしていただきましてありがとうございました。この中で、地元の方々から大きくまとめまして3点ほど御意見があったと、こういうお話でございまして、その3点のうちの3番目の後段についての再質問を2点ほどさせていただきたいと思っております。

新駅の誘致事業は難しいという考え方からできそうもない、こういううわさが広がっています。また、自分自身でそのように考えて判断されていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。このうわさなりあるいは情報が広がれば広がるほど、誘致運動に支障を来すことは明らかであると思っております。できないものをできる、こういったような誇大宣伝でなく、現実を直視した上での期待感や実現できる展望を地元、そして市民の方々に広げる必要があると思っておりますけれども、何か方策をお持ちであればお示しをしていただきたい、これが1点目であります。

それから、2点目でありますけれども、新駅の誘致実現のための手法の一つとして複々線化を促進するための協議会設置に向けて関係市町に協力要請を行っている、こういう

ことであります。この事業は関係市町にとっては地域の活性化に結びつく、こういうことでメリットもあり反対はないと思いますけれども、今時点、このお話がどの程度進んでいらっしゃるのか、わかっている範囲で結構ですからお示しをしていただきたい、このように思います。

再質問2点お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 1点目でございます。地元にて期待感や実現できる展望をとということで、地元の皆さんに何か方策はということでございます。

西豊田駅の誘致につきましては、推進事業本部会議の中で複々線化等も視野に入れた中での長期的な根強い運動が必要ということで、御理解をさせていただいているところでございます。今後も複々線化に伴います八王子、立川等の隣接市との協力をいただきながら、中央線の複々線化推進協議会の設置について努力してまいりたいというふうに考えています。これらの中で情報の提供を地域に行いまして、地元の皆様の御理解をいただけるように市として努力していきたいというふうに考えております。

もう1点でございます。複々線化の促進協議会の状況でございますけれども、現在、八王子市とこの協議会に伴います準備会の設置について協議中でございます。現在あります三鷹・立川間の連続立体化複々線促進協議会とは別の組織が必要ということで、仮称ではございますけれども、立川・高尾間連続立体化複々線促進協議会を設置するというので、現在、高尾以西の相模湖町、藤野町、上野原町、大月市等に協力要請をしているところでございます。

現在、まず青梅線の関係しております立川市の協力は既にいただいているところでございますけれども、今後、事務レベルでの準備会の発足に向けまして、高尾以西の市町と協議を行い、連携していきたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 御回答していただきましてありがとうございます。

促進協議会の設置については了解をいたしました。前段の地元の方々には何かよい方法で、この問題の進捗状況を伝えていただくわけにいかないか、この質問をいたしました。ぜひ、今地元の方々には疑心暗鬼というか、非常に疑い深くこの進展を見守っているんですね。したがって、ぜひ定期的にこれらを理解でき得るような、そういった刊行物を地元の方々に、あわせまして議員の我々にも配付していただきたい、このように要望をいたしておきたいと思っております。この問題につきましては了解しました。

それでは、2問目の質問をさせていただきたいと思います。要旨は駅舎建設地構想の変更についてということであります。市はこれまで西豊田駅の建設地は、現在の線型、地形を利用しS字カーブ内の3カ所を予定していたため、旧国鉄、JRと協議を進めてまいりました。そういう経過の中で、9月定例会で現在の2本の線型の状況では、今の運転の本数、輸送量、いろいろなものを勘案いたしまして、駅設置はまず無理の認識から複々線構想が浮上してまいりました。これは、これまでの日野市の考え方、これを新たな構想への軌道修正というふうにとってよろしいでしょうか。そのことの質問をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 駅舎位置の予定地の変更ということでございます。

駅舎設置の予定地につきましては、昭和63年の予備調査の段階で、豊田駅からの八王子方面へ向かう約1,670メートル地点前後のS字カーブ上の3案ということで、検討をいたしております。そのうち、現在の時点では逆S字カーブの中間点、それから直線部分30メートルを含む地点が現状では総合的に優位であるというふうに、予備調査の段階で示されております。しかし、JRの方から示されております新駅設置の諸条件の中では、S字カーブとそれに伴うレールの傾斜上に電車を停車させることにつきましては、非常に保安上の問題や、現在の中央線がラッシュ時に1時間31本というような運転、そのほかに特急等で運転間隔が非常に2分ということで、ぎりぎりの状況であるということでございます。そういう中で新駅の設置につきましては、停車時間のロス等、逆に全体本数を減らすようになるということを指摘されているところでございます。

したがって、新駅の設置につきましては、これら技術的なことそれから輸送力の増強等も含めまして、今後複々線化を促進する過程で、位置、それから構造等についても具体的な検討をしていきたいというふうに考えております。現在、そのための協議会等の準備を八王子市等周辺市町との連携を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） この問題につきましては、最後の質問の中にも入ってきますので、ここでは再質問というよりは確認をさせていただきたいと思いますが、JRからS字の急カーブと、それに伴うレールの傾斜上に電車をとめることの運転、保安上の問題やラッシュ時の運転間隔からして、新駅設置は停車時分のロスが生じ全体本数を減らすことになる、このような指摘をされたので、複々線化を実現させて、位置、構造

等について具体的な検討をしていきたい、こういうふうな考え方でありませうけれども、要はこれまでの市の考え方、S字カーブの中間点、つまり在来の線路、地形を使つての駅舎建設は不可能というふうな判断でよろしいのでしょうか。確認だけで結構です。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 現在の段階で不可能というところまではいってないと思ひますけれども、非常に厳しい状況であるということだと思ひます。今後、複々線化に伴ひまして技術的なことについての検討をする中で、今後十分に検討していききたいというふうにおもひます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） いわゆる現在の線型、地形では複々線化を考えなければ難しいんじゃないか、こういうふうなことだと思ひうんですね。これ、また後で最後の質問の中でやらせていただきたいと思ひます。

次に基金についての質問をしたいと思ひます。平成9年の3月の定例会に西豊田駅の誘致実現に向けての基金積み立ての提案がございました。総務委員会で審査されておりましたけれども、同年の12月定例会でこの議案の取り下げがされました。たしか予算が措置できない、これが発生しそのための取り下げ、このように理解してはいますが、大変残念なことでありました。新年度の予算では、これは完全に無理な話でありますけれども、どこかの時点で基金の積み立てをしていただきたいと思ひうんですが、財政上いかがなものでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 基金につきましては、経過は言われたとおりでございます。今後の問題といたしましては、状況を見て必要な時期に前向きに検討させていただきます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 今の状況からいけば、今の回答で十分だと思ひます。ぜひ基金の積み立てを真剣にまじめに取り組んでいただきたいと思ひますし、槇島企画財政部長を信じていますから、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問をさせていただきますと思ひます。いわゆる特例法の運用についての質問でございます。JRの請願駅は数は少ないですけれども、各地で誕生しております。そこには、JRの応分の負担もあるわけでありませう。五日市線の武蔵五日市の駅舎建設にはJRが3,000万円の応分の負担があったと言われております。JRはこれま

での市との協議の中で、応分の負担について全く触れていなかったのか、あるいは現段階ではそこまでの話し合いの過程になっていないのか、このことについての質問をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 地方財政再建促進特別措置法につきましては、国鉄が民営化されたにもかかわらず、現在、地方公共団体によりますJRへの駅設置の費用負担が禁止されているということでございます。例外措置といたしまして、地方公共団体と、それからJRとの協議に基づき支出する寄附金等であれば、あらかじめ自治省の承認を得たものについては認められるということでございます。JRの民営化により、対象法人とはなりませんけれども、民間といえどもその影響力を考慮して、従来から、国会の附帯決議によるJRに対する寄附金行為を自治省通達により制限しているところでございます。現在、自治省の承認を得ますには、JR側の応分の負担が条件となります。今までの事例によりますと、設置費用の大体1割をJR側が負担しているというところでございます。また、JRの負担が全く得られない、得られてもその額が極めて少額の場合には、自治省の承認が得られないということになっております。したがって、市がその費用を支出することができないということになります。

JRから示されております西豊田駅の設置のための条件の一つに、事業費は全額地元負担ということがあります。市長とJR東京地域本社の社長との会談の中でも、西豊田駅の新設につきましては、JRが取り上げる課題として受けとめているというお話がございます。

今後、誘致事業を推進する中でJR側の負担につきまして、新たに設置されます八王子支社と十分に協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 特例法の運用についての御見解を伺いました。特例法の趣旨、運用についての認識が一致できたと思います。これまで、JRは建設費は全額地元負担ということで、かたくなにその方針を変えずに来たため、新駅誘致問題が特例法との連関で支障になっており、危惧しておりました。今回、市長とJR東京地域本社社長との会談の中で、西豊田駅の新設についてはJRが取り上げる課題として受けとめている、こういうJR側の発言、これは応分の負担を示唆したものと受けとめております。さきの運輸省筋の云々という話もございまして、評価できるものであると私なりに判断をいたしております。

そこで、これからのJRとの話し合いの窓口でありますけれども、今の御説明だと4月の1日にJRの八王子支社が設立される、こういうことの中で、これからは八王子支社が窓口ですと、こういうお話ですね。そこで、お伺いしたいのは、この八王子支社の持つ権限、当事者能力ですね、どの程度のものがあるのか、このことについてお伺いをいたしたいと思います。あわせて、今後のJR関連の協議は、すべてこのJR八王子支社が窓口になっているのか。例えば日野駅の問題とか踏切の問題とかたくさんのJRに対する要望がありますけれども、すべて八王子支社が交渉の窓口になっているのか、このことの質問をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） JR八王子支社の持つ管轄のエリアでございますけれども、中央線では三鷹以西につきましては、八王子支社の管轄ということになっております。したがって、今後の協議窓口につきましては、JR八王子支社の方で協議の窓口となるということでございます。

この八王子支社の持つ権限でございますけれども、この八王子支社ができた経緯をお話しさせていただきますと、今までは東京地域本社ですべて行っていたわけですが、これと同等格ということで三鷹以西について、八王子支社の方で行うということでございます。したがって、今後は八王子支社の中でのエリア内での優先順位の中で、例えば駅の誘致なり駅舎の改造なり踏切の改善なり、こういうものについて行われるというふうに考えております。ただ、今までの協議の窓口でありましたJRの東京地域本社につきましては、最終的な判断は本社のJR東日本旅客鉄道株式会社というところで、最終的な判断をされるというふうに聞いております。

先ほどお話しさせていただきましたように八王子支社ができることによりまして、地域に密着したきめ細かな事業展開ができるというふうに聞いておりますので、大方の判断は八王子支社で行っていただけるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） はい、わかりました。

日野市に仮定してみますと、例えば地域の方々がいろんな要望がありまして、部長さんとか課長さんとか、そういった方々と話をします。その部長さん、課長さんの範囲で処理できる問題についてはいいんですけれども、その以上の事柄になっていきますと、どうしても助役とか市長とか、こういう段階になります。この問題につきましても、必

ずしもJRの八王子支社だけで解決のつく問題とは限らないですね。したがって、東京の地域本社との交渉も必ず出てくるものと思います。したがって、JRの八王子支社に足を向けていただくのはもう十分行っていたいただきたいんですが、忘れがちな地域本社の方にもぜひ足を向けて、顔つなぎをしていただきたい。

先ほども申しましたが、「日野市さん、本当に新駅をつくる意思があるんですか」と、こういうふうには旧同僚から言われているんですね。それは、それだけJRの東日本の方に前市長なりあるいは当時の担当の方々、行政報告を見ますと企画部は随分行ってらっしゃるんですよ。ところが、肝心の市長さんが11年間で6回しか行っていないということで、あきれ返ったというふうな話もJRから聞きますけれども、ぜひ市長、前回、6月定例会では野党の方々も行動する市長という評価をしておりますので、運輸省、それから地域本社、ぜひ行っていただきたいと思います。これはこれで結構であります。

それでは、5番目の質問に入ります。推進会議の開催について伺います。推進会議の開催につきましては、これまでも何度か触れてまいりました。担当参事も今後のJRとの協議内容、または市内における課題の対応等を踏まえまして、できるだけ目標に沿い本部会議が開催できるよう努力していきたい、このような発言をしながらも、この会議が5回の予定にもかかわらず、たった1回しか開かれていなかったのが事実であります。このことについてどのように思っているか、御見解を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 当初5回ほどということでお話をさせていただいたというふうに思っております。それが1回ということになりまして申しわけないと思っております。経過につきましては、西豊田駅の設置につきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、今後、複々線化を促進する中で条件の整備を行い、実現性の高いものとするということで、現在、八王子市等と連携をしているところでございます。ある程度体制等が整った段階で必要というふうに考えておりましたので、時間があいてしまったということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

今後は、各要請等の中で議題等を整理させていただきまして、その中で推進本部の会議を行ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番(佐藤洋二君) どうもうまく理解ができないんですね。それで、冒頭申し上げましたけれども、予備調査の見直し、これは必ず行うというふうな答弁がありました。この予備調査の見直しは、推進本部会議が結成されたらばその中で行うんですと、こういう答弁があったんですね。しかし、途中1回しか開かれていない。いわゆる企画立案の担当参事の努力不足がここに出てきたと思うんですね。

それで、再質問でありますけれども、推進本部会議の当初の開催計画は、今申し上げましたとおり年5回を予定しておりました。この推進本部会議にはたくさんの任務があっただけに、その開催に期待がかけられていたことは事実であります。しかしながら、なかなか予定どおりに開かれない会議に、会議の進捗について昨年9月の定例会でただしたところ、予定に沿って開催をしていきたい、このむねの答弁がありながらも、その後も一度も開催することなく間もなく新年度を迎えることになり、本部会議を予定どおりに本当に開く意思があったのか疑いたくなりますけれども、開催できなかった大きな理由、もう一度理解できるように、納得できるように御説明をしていただきたいと思います。

○議長(馬場繁夫君) 都市整備部長。

○都市整備部長(堀之内和信君) 西豊田駅の誘致につきましては、先ほどからお話しさせていただいておりますように、JRの方に要請等行っているところでございます。今後につきましては、八王子支社を前提にして考えていきたいというふうに考えておりますけれども、その間、本部会議が開催された以降、やはりJRで現在出されている3条件をクリアするのは非常に厳しい状況があるという中で、JRの中央線の複々線化、これらを促進する中で西豊田駅の誘致を図っていきたいということでございます。そういう中で、中央線の複々線化等に伴います関係市との連携をとるための要請等を行っている中で、時間があいてしまったということでございます。

したがって、今後につきましては、このJR中央線の複々線化に伴います協議会の設置に向けて努力する中で、各課題等を整理させていただきまして、その課題ごとに、今後、推進本部会議を開かせていただきたいと思いますということでございます。ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(馬場繁夫君) 佐藤洋二君。

○8番(佐藤洋二君) 議会ルールでは、再々質問というのは認められていないんですよ。しかし、あえてさせていただきますけれども、どうも納得できないんですね。何

か言いわけにすぎないと思います。担当の部長ではありませんから、その辺は少し仕方ないのかなという、そういう気がいたします。

それで、これからこの推進本部会議、あるいはJR問題に対します主管というか、どちらが担当されるか。これ組織改正がされますけども、都市整備部長がこの問題についてされるというふうな考え方でよろしいでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（河内久男君） 引き続き都市整備部、担当者も置きまして鋭意努力していきたいと考えております。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） はい、わかりました。

それでは、最後の質問をさせていただきます。いわゆる3条件に対するJRの検討結果についてお伺いいたします。新駅の誘致のためには、JRから三つの条件が示され、この三つの条件を克服することが前提でした。JRが社内的に検討した結果の正式な結論を示していただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 昭和63年に西豊田駅の設置予備調査報告書と、それからその後の追加資料ということで、JRへ——当時の国鉄の方に提出しているところがございます。その後、民営化への移行ということでJRが現在、それを引き継いでいるということがございます。当初、国鉄と協議する中では、この3条件については非常に難しい厳しい状況であるということは認識されていたというふうに理解しているわけですが、そういう中でも、ある一定の範囲の中では受け入れが可能であったのではないかというふうに考えております。ただ、その後民営化へ移行する中で、やはりJRとしての経営姿勢等、それから現在その後の経済の状況等が非常に悪くなってきております。これらが複合的に重なりまして、結果的にはJRの中央線の複々線化の中での新駅の設置が一番現実性が高いということがございます。

そういうことで、現時点では、これらの現実的な方策の方法を選び、JR中央線の複々線化について鋭意努力しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） JRから三つの条件が提示されてきました。一つは駅舎の建設が技術的に可能であること。二つ目には経営に見通しが持てること。三つ目が建設費は

全額地元負担であること。この三つでした。そのうち1の技術的なもの、2の経営上の事柄については、前市長「クリアしています」と、こういうことをこの議場で答弁してまいりました。これは、私が質問してその回答を得ただけではありません。同じ質問を田原議員も、たしかされました。前市長から「クリアしているんです、技術的なものも採算性の問題もすべてクリアしています」、こういうことを再三再四この議場で言っていらいっしょるんですね。それが今にきて、それはだめなんですと。これは一体どういうことなんでしょうね。だれが考えても、この公の場で言われたことが違うんですと。（「信用するのがおかしい」「うそも方便で有名だ」「証人喚問を」「本人を呼べ」と呼ぶ者あり）このことについて、ちょっと御答弁を。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 確かに今までの議会の中での答弁といたしまして技術的な面、それから経営の収益等の面についてクリアしているやの御回答をさせていただいております。

先ほどお話しさせていただきましたように、当初63年でございます。その時点では、先ほど言いましたように、ある一定の枠の中では非常に厳しい状況であるけども、数字的な面についてはクリアされていたんだろうというふうに思います。ただ、それが間違いなく大丈夫かどうかというところでの判断は多少あろうかと思えますけれども、そういう中で国鉄から民営化され、JRの経営姿勢等、それからやはり経済状況が、その後非常に悪くなってきておりますので、そこらあたりの……（「かわいそうだよ」「前市長に言ってよ」と呼ぶ者あり）複合的な重ねの中で、現時点では複々線化を前提にした西豊田駅の誘致ということで……（「了解」と呼ぶ者あり）JRとして方針を出しているということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 議員もよくおわかりでしょうけれども、2人の市長に仕えた職員でございまして、うまい具合にバランスをとって答えるというのはなかなか難しいのだろうなというふうに今聞きまして、私の方は今年の4月からの市長でございますので、私が聞いたことだけを申し上げればいいわけでございますので、はっきりと申し上げますが、第1点、技術的に可能かどうかということについては、結論的に言えば困難であるということを言われています。それはS字カーブのカントの問題ですね、段差ができるということ。それからもう一つは、本数を上り下りで計36本削らなければ、あそこに駅をつくってやるということとはできないんだということで、今の線路、2本の線路のま

までは、まず技術的に困難である。これが第1点。

第2点目の採算性であります、区画整理の地域内の人口を仮に1万人張りつくと思定をしても、大体乗車人員の想定は35%ぐらいだそうでありまして、1日3,500人ぐらい。とすると、例えば今、豊田駅を利用している人が移動するというのは計算に入れられないようでありますので、とてもこの数字では採算が成り立たない、こういうことでございまして、これも非常に苦慮している、こういう答えがありました。

つまり、1点目、2点目とも私が聞いた範囲では、もう大変難しい、非常に難しいというふうな認識を持ちまして、3番目の全額地元負担でということについては、こちらが頑張れば可能性がありますよと、こういうことでございました。

私が最初に行った、2回行きましたけれども、支社長並びに各部長さんのお話を聞いても、こういうことでございました。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 実は、私もこの一般質問をするに当たりまして、前任者の参事、今回の部長さんということで違ってきますから、かなり質問の仕方を、今の市長の言葉じゃないけれども苦慮したんですね。ただ、管理一体の原則というのがありますから、その辺は御容赦していただきたいと思います。

やっぱり地元の方が非常にその難しさからできないですねという、そういう根拠を持ち始めたのは、今の市長の1番目、2番目に対する考え方が、市民の方、住民の方がわかってきたからなんですよ。したがって、住民の方々は本当に賢明な判断をされているんですよ。ですから、できないということでは、この32年間地元の方々が一生懸命運動されてきたわけですから、余りにも酷過ぎますので、ぜひ実現に向けてのお力添え、さらに市長が先頭に立ってやっていただきたいというふうに思います。

時間もございませんので、最後に市長に、またこの問題全般に対する考え方をお聞きしたいと思うんですけれども、先ほども申しましたけれども、この問題は政治力をやっぱり使っていただきたいというふうに思うんですね。そういう意味では党派を超えて取り組んでいく必要がある課題だというふうに思っております。そういった中で、若干共産党の市議団とそれから共産党に対しまして、今市議会議員選挙を通じまして、社会民主党との間のぎくしゃくもありますので、嚴重な抗議をしたいというふうに考えております。

今度の市議選で社会民主党、そして私は、再び共産党からいわれなき中傷、誹謗を受けました。共産党のパンフレット、個人宣伝のパンフレット、こうしたチラシ攻撃、巷

間伝わるうわきですと金権選挙、こういうふうに言われているそうでありますけれども、見出しとしまして、この市長の応援団、オール与党があり、それぞれの政党、会派の動きが紹介され、社会民主党につきましてはこういうコメントが載っているんですね。「93年の市長選挙で革新市政与党から自民党陣営に吸収される。以来、一貫して自民党と共同歩調」、こうあるんですね。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）それで……、まだ反省していないようですね。

一貫という意味は、議員の皆様には配付されています辞典でいきますと、初めから終わりまで、あるいは一筋に貫き通すこと。あるいは広辞苑によりますと、やっぱり一筋に貫くこと、こういうふうにかかれております。この記述は、社会民主党と同時に社民の議員は私一人ですから、名指しこそしておりませんが、私を指していることは確かであります。

そこで、この記述が何を指して自民党と一貫して共同歩調をとってきたのかというと、その具体例は全く書かれていないんですね。また、社会民主党が自民党と一貫して共同歩調をとってきた記憶は全くありません。

二つ目には、共産党が発行している「明るい日野」1997年12月21日号では、共産党の提出した意見書に自民、公明、市民クラブ、生活者ネットが反対し否決されたことが、沖縄の米軍海上基地建設反対ほか2本、国民生活重視の財政再建を求め云々と、もう1本はアメリカの軍事行動云々が記載されています。これは不採択になりました。この不採択になった理由は、自民、公明、市民クラブの反対、あるいはネットの反対、これなんですね。どこに社会民主党が、自民党と一体となって共産党の邪魔をしましたか。（「相手にするんじゃないよ、そんなものは」と呼ぶ者あり）そうですね。（「相手にするほどのものじゃないんだから」と呼ぶ者あり）

これまで、私は、あるいは社会民主党、場合によっては生活者ネットワークもそうだと思いますけれども、共産党の意見書には耳をかし、協力もしてきました。ほんのちょっとした事柄だけで針小棒大に中傷、誹謗してデマ宣伝をする、こういう姿勢をとられることは、共産党への不信感を招くだけであります。（「不信感を招いているのは社民党だ」と呼ぶものあり）ぜひ気をつけていただきたいと思います。

さらに許せないのは、立川の相互病院の事務員と名乗る者が、私の知人に対しまして、病院のカルテを見ながら今電話をしています。こういう前提で今度の市長選挙、それから市議会議員選挙、電話してきているんですね。病院の患者のカルテを見て電話しています。これは私の信頼できる知人から聞いた話ですから真実であります。情緒不安定な

病気の本人あるいは身内にとって、こういう選挙運動はいかなものでしょうか。

労働組合の用語で共産党は「1票こじき」、こういうふうに言われてるそうであります。「こじきとは何だ」と呼ぶ者あり）差別用語かもしれませんが、労働組合の中では「1票こじき」と言われています。

また、病院のカルテを見ながら電話をするということは、病院の守秘義務に反しているのではないのでしょうか。私はこのことを強く共産党に抗議をしたいと思います。「根拠のないこと言うな」と呼ぶ者あり）根拠はあるんです。ぜひこれからは信頼関係をつくるためにも、デマ宣伝をしないように気をつけてやってもらいたい、こう思います。

最後に市長から、この問題に対するコメントをいただいて終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 前段の質問に対するコメントだと思いますので、そちらの方だけお答え申し上げます。

特に西豊田駅につきましては、正直に現状を私の方からお伝え申し上げましたので、大変厳しい反応があるということは重々覚悟をいたしておりますし、それについてはしっかりと前向きに対応してあげなければいけないという認識を持っております。ですが、やはり一度は議員御指摘のとおり、これまでの行政の流れもあり、はっきりと今こういう状況ですよということを、具体的に正直にお伝えをする場が必要であった、これだけは認識をしておりますので、ぜひ御理解はいただきたいと思います。これから一生懸命頑張っていきたいというふうに思っています。そして、特に長期的になるかもしれませんが、長期戦になるかもしれませんが、前向きな展望が地元住民に開けるように、ぜひ近隣の市との話し合い等については、今こういう状況ですよというふうな報告は、できれば広報等を一回使ってやってみたいというふうに感じた次第であります。ぜひこれからも御協力をいただきたいというふうに思います。

それから、回数が本部会議が5回の予定であったのが1回しかできなかったということにつきましては、おわびを申し上げますが、この間、状況ががらっと変わったために近隣の市長さんのところにもごあいさつにも行きましたし、新しい体制の中で八王子市の自治会の代表の方も、その本部の中に入れなければいけない。あるいは住宅都市整備公団も近くにございますので、あそこの代表も中に入れた方がいいのではないかと、いろんな配慮がございまして、その辺の異動の関係も考えておりましたし、さらにはこの4月から八王子支社ができるわけでございます。その辺について、どういう対応が可能かということも、一回きちっと把握をしてから本部会議を開いた方がいいのかなというふ

うな認識を持ったところでございます。回数が少なくなった、それについて後ろ向きではないかというふうな御指摘でございますが、そういう意味ではございませんので、一生懸命前に進むための今、準備をしている、そういうふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、西豊田駅、早急に形ができるというものではありませんが、特に八王子市とは強い連携をもとに、これからも前向きに検討していきたい、考えていきたいというふうに思いますので、ぜひ側面的な御支援をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって6の1、JR西豊田駅誘致事業の展望についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時19分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6の2、衝突の弾みで滝合橋下へ転落した事故で思うことの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○8番（佐藤洋二君） それでは、午前中に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

互譲——お互いに譲り合う、遵法——法律を守る、こういった事柄を欠いた無謀な運転による交通事故が後を絶ちません。3月7日朝、交通事故の衝突の弾みで滝合橋の高欄を突き破り、車ごと浅川へ転落するという事故が発生しました。幸い一命は取りとめたようでありますけれども、一步間違えば他の車を巻き込み命を落とす事故でありました。まずこの事故の概況について御説明をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君） それでは、3月7日土曜日ですけれども、事故につきまして概況を御説明申し上げます。

3月7日の土曜日の朝、7時45分ごろでございますが、日野市西平山一丁目1番地、

滝合橋の南側のふもとでございまして、交差点のT字路でございまして。北野街道の方から滝合橋に向かって直進で走って来ましたワゴン車——箱型の車でございまして、その車の右側の後ろですね、尻の方でございまして。その右の後ろの方に、浅川右岸の堤防、平山橋から堤防上に道がございまして、あの道から上がってきた車がございまして、この車が左折をしようとして北野街道へ向かおうとしたわけです。この車もやはり同じようにワゴン車でございましてけれども、これがぶつかったわけです。そのぶつけられた最初の車のワゴン車でございまして、反対側、いわゆるセンターラインを越えまして右側へ行ってしまった。右側には歩道がございましてガードレールがございまして、そこにまたぶつかった。ぶつかったんですが、前からまたバイクが来たということもあるようですが、また左側にハンドルを切ったということでございまして、で、またセンターラインを越えて、今度反対側の、いわゆる川でいきますと上流側になりますけれども、そのガードレールを突き破って下に転落した。転落の仕方は、下へ落ちたときにたまたま浅川の水の中ではなくて、中洲の砂のある場所だということが一つあったと思います。同時に、頭からといえましょうか屋根の方から落ちたということで、運転手は大分よけていたということが情報としてあります。したがって、それもありました関係で、大きな事故といえましょうか、その割に命に支障のない形で入院を今現在しているという状況でございまして。

新聞の記事と、それから、警察では余り細かく教えていただけないので、その辺まできりちょっと知り得ないんですけれども、御理解いただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 概況について、ほぼ理解ができました。その概況あるいは事故に基づきまして、3点ほどの質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、滝合橋は見るからに非常に古い橋であることがわかりますが、滝合橋のかけ替え計画の俎上にのっていると思っておりますけれども、どのような計画になっているのか、このことについてお伺いをいたします。

二つ目の質問は、事故のあったあの箇所は浅川右岸の堤防伝いから上り坂となり市道につながる道でして、つながる正面にはカーブミラーが設置されています。しかし、あの箇所は交通量も大変激しく道幅も狭いため、早く市道に出たくなる場所でもあります。今度の事故で思ったのですが、もしあの箇所に信号機が設置されていたなら、事故は未然に防げたのではないかと思われました。ぜひ交通管理者と協議されまして、信号機の設置をお願いしたいと思います。

質問の三つ目ですが、高欄の強度についてお伺いをいたします。あの事故でどのぐらいの衝撃が高欄に伝わったのか定かでないと思いますけれども、防護のはずの高欄があんなに弱いものとは思ってみてもいませんでした。一説によりますと、あの橋の高欄は事故の衝撃で壊れるように構造上してある、このようにも聞き及んでいますけれども、構造上の強度に問題はなかったのかどうか。

最後の4番目の質問でございますけれども、事故はドライバー、歩行者の不注意によるものが多いと思いますけれども、施設、設備等の設置、改善によって事故を未然に防ぐこともできると思います。例えば市宮向川原から七生中学前を通り一番橋を渡るところ、ここは交通量も多く、二小への通学路になっていますけれども、大変危険な場所があります。間もなく新学期が始まり、新1年生もあの箇所を利用することになります。一番橋のかけ替え計画もあり、その折に改善される可能性があるかと思っておりますけれども、この箇所は一日も早い信号機の設置が必要だと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

以上、4点質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） それでは、順を追って御説明申し上げます。

まずかけ替えの計画でございます。この滝合橋につきましては、昭和43年度にかけられました幅員8.5メートルの一等橋でございます。一等橋と申しますと、当時の基準でいきますと、車両が1日1,000台以上、それから、大型車が通れるという基準でつくっております。一番橋に次ぐ日野市の橋でございますけれども、築造してから約30年経過しておりますが、構造的には問題はないというふうに私どもは思料しております。

歩道ですけれども、歩道につきましても1.3メートルということで非常に狭いわけでございます。歩行者のすれ違い、その他で大変迷惑をかけているんですが、新年度におきまして歩道部分の一部の改良計画はしております。

それから、橋全体のかけ替えの件でございますけれども、かけ替えをするということになりますと、多くの費用がかかります。現在の財政状況等から考えますと、非常に難しい部分があるんですけれども、さしあたって最少の範囲であるいは最少の費用で安全が確保できますように、ちょっと考えてはみたいというふうに思っております。

それから、歩道そのものも一番橋のような、現在のような外側へつくること、これらも含めて検討してみたいというふうに考えております。

それから、信号機の設置でございますけれども、確かに信号機があれば未然に防げた

かもしれません。この場所につきましては、河川敷で高架に、いわゆる橋になっておりますので、信号塔の柱、これらに非常に設置に難しさがあるということが、以前から言われております。それからもう一つは浅川の右岸にございます堤防道路でございますけれども、3.8メートルということで非常に狭い道路になっています。車両の待避場所、これらも含めまして非常に現在の状況の構造では、設置に難しいというのが以前からの状況でございます。それにしても、この事故を機会にいたしまして、交通管理者とまた再度防止対策がないかどうか相談をしてみたいというふうに思っております。

それから、三つ目の高欄の強度の件でございます。先ほどもちょっとお話しいたしましたように、一等橋ということで当時施工しておりますけれども、当時の設計図等も残っておりますので、もう一度チェックはしてみたいというふうに思っています。なお、橋の防護柵でございますけれども、構造的にはボルトでとめてございます。それから、防護柵そのものは橋がたわむといえますか、そういう関係で防護柵そのものも差し込みのような形の部分があって、多少厚みがあるようにつくってあるということで、地上のガードレールと比べると、若干強度については弱いというのが一般的でございます。

そういうこともありますので、橋の両サイドには地幅と申し上げまして、コンクリートで約30センチぐらい、コンクリートを打ってありまして、それを飛び越えないように、なるべく飛び越えないようにという構造にはなっていることは確かなんですけれども、最近のこういうRVというような特殊な車は背も高いというか、下が高いものですから、こういうような事故にも発展したのかなということで、今後の橋のあり方もチェックする必要があるかなというふうに思っております。

それから、最後ですけれども、一番橋の交差点の関係でございます。一番橋につきましては、予算等でも御承認いただいておりますが、来年度から4カ年でかけ替え工事を始めたいというふうに思っております。10年度で橋脚あるいは橋台を実施いたしますけれども、仮の歩道橋を設置しながら、今の部分についても、もう既に新しい橋ができたときに信号機ができるようにということで、警察の方とも協議を進めております。この堤防道路も今の幅員ですと取りつけが、やはりいろいろ先ほどの滝合橋と同じように取りつけ部分の幅員でも問題がございますので、取りつけ部分のやはり拡幅ですね、5メートル程度の拡幅もしなから進めていきたいというふうに協議を始めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも我々道路管理者といたしまして、学校あるいは保護者等とも交通安全といたしましては対策を立てていきたいというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 今回の関係につきましては、答弁以上に担当者には速やかに対応していただきました。親切な対応に心から感謝申し上げたいと思っております。次の方との約束もございますので、再質問は控えまして意見だけ述べまして、この質問を終わりたいと思います。

道路交通において、史上最悪の交通事故の死傷者を記録したのは昭和45年の1万6,765人だと言われておりますけれども、国や地方公共団体、関係民間団体等が一体となって交通安全に関する施策を推進した結果、その数も一時的に減少してまいりました。これは道路の整備を初め信号機、横断歩道など各種の交通安全施策の拡充、整備が進んだことによるほか、交通安全教育や市民の安全に対する意識の高まりも大きな要因であると思います。しかし、その後、交通事故は道路交通が量的拡大や質的变化を遂げることを主因に、新聞等の資料によりますと、毎年1万人を超える厳しい状況となっております。今後、交通事故の増加に歯どめをかけ、死傷者数を減少させていくためには、各種の交通安全対策を官民一体となって充実していくことはもちろんのこと、交通社会の参加者である私たち1人1人が現状の厳しい状況を十分に認識をして、交通事故防止への自覚を一層高めることが重要であると思います。

このことを申し上げまして、この一般質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって6の2、衝突の弾みで滝合橋下へ転落した事故で思うことの質問を終わります。

一般質問7の1、公的介護保険導入に伴う日野市の対応について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（奥住日出男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。今回は、公的介護保険導入に伴う日野市の対応についてというテーマでもって、4点ばかり質問をさせていただきます。この件につきましては、予算委員会の中である程度理解を得ていますので、通告は数項目しておりますけれども、絞りまして簡潔に質問したいと思っておりますので、どうぞ御答弁もそれなりをお願いしたいと思います。

まず1点目でございます。御承知のように、2年後の平成12年4月1日から介護保険が導入されるわけでございますけれども、これに向けて市としてやるべき内容について、

まずお聞きをしたいと思います。3月9日のマスコミでもって、厚生省が市町村で策定する介護保険事業計画、これの基本的なガイドラインの原案を発表いたしました。その趣旨は、主体となるその市町村が共同でもって事業計画を策定しなさい。同時に、取り組みも広域行政でもって取り組んで推進するように、こういうような内容で求めをしてきております。この考え方について、市としての御見解をお伺いしたい。できれば、この原案が手元に来ているのかどうか、その辺も含めてお聞きをしたいと思います。

予算委員会の中では、厚生省のガイドラインが多分ことしの6月ごろ出されるであろうと。したがって、計画策定委員会、これは18名で構成するということですが、その委員会を設置して議論したいという内容でした。したがって、あわせてその委員会はいつごろまでにどのような形でもって結成されるのか、それも含めて御答弁をいただきたい。これが1点目でございます。

2点目につきましては、この介護サービスが人件費補助方式から事業所補助方式に変更されるということでございます。ところが、この事業所として認められる要件がいっぱいあるわけですね。それをちょっと見ると何項目かありますけども、主なものは、まず法人であって請負会社になっていること。それから、看護婦及びソーシャルワーカーを置くこと。それから、雇用管理責任者及び事務員を置くこと。それからヘルパーを雇用すること。これはもう廃止になっているんですが、シルバーマークを取得すること等々というふうになっているわけです。

この中で大きな問題としては、ヘルパーの確保の問題がまず上げられるんじゃないかというふうに思います。で、この要件は、ヘルパーの雇用条件としては常勤、非常勤、いずれにしても2級以上の資格を有することというふうになっています。この件も、予算委員会の中では弾力性を持って対処したいということでもございましたけども、現在2級以上のヘルパーさんが二、三割しかいないというふうに伺っております。実態は、こういうことを言うと語弊がありますが、資格を持っていないヘルパーさんが多いんじゃないか。要介護者のことを考えれば、要は仕事ができることが第一でありますから、2級であろうが2級以下であろうが、お世話をしていただければ大変ありがたいわけですね。で、実態を見ると、今、介護サービスを受けている方がかなりいるんですが、ホームヘルパーの数、これが市が6人、それから福祉事業団が143人、家政婦紹介所が280人、429名のヘルパーさんがいる。そのうちの2級以上の資格を持っているヘルパーさんは152名、率にすると35%ということでございます。

そこでお聞きしたいのは、まずなぜ2級以上のヘルパーさん、資格がなければいけな

いのか、この辺の理由を教えてください。それから、同時に事業所方式に変わるわけですから、整備状況ですね、今4事業所と聞いていますけども、その整備状況が、きのうですか名取議員とのたしかやりとりだと思ったんですけども、かなり整備は整っているよというふうに聞いたんですが、どんな状況になってるのか。それと、事業所のできれば名称を教えてください。これが2点目の質問でございます。

それから3点目は、これも予算委員会で話があったんですが、ことしの4月1日から新制度を原則的に実施するという御答弁がございました。いわゆる今まで介護券というものを使ってサービスを受けていたわけですけども、これが廃止をされる。私はちょっと急ぎ過ぎじゃないかなというふうに感じるわけですが、聞くとところによると27市の中で4月から実施するところは余り多くないというふうに聞いていますし、お隣の八王子市はとてまじないけども、まだまだ準備段階でそういう体制ができていないということで、新制度に入るのはまだ大分先だという、もちろん2年後には実施するんですけども、その段階がまだかなりあるというふうに聞いています。

そこで、新制度を原則的に実施するわけですが、介護券がなくなるということで、サービスを受けている方が非常に今、動揺しているんですね。4月からヘルパーさんは2級以上じゃなきゃだめだ、あるいは介護券がなくなるということで、果たしてサービスを受けられるのかという、かなり不安に陥っている方が数多くいらっしゃいます。予算委員会の中では1時間単位というふうに今度は、今まで3時間券、6時間券があったんですが、1時間単位になるというふうに説明があったんですが、必要な時間はとりますよというふうな答弁もいただいております。

そこで、現在、介護サービスを受けている人数を調べますと564世帯、これは障害者を含めてですけども、こういう数になっております。564世帯の中には福祉事業団のケア事業でサービスを受けている方が148世帯入っているわけでございますけども、こういう方に、果たして不安のないように、今後対処できるのかどうか。これは2点目の質問とも関連するんですが、ヘルパーさんが2級以上の免許を持っている方が35%しかいない。564世帯に、これを当てはめると、わずか30%弱、27%しか正確にはサービスを受けられなくなるんです。7割強の方が路頭に迷うと言ったら、これはちょっと問題ですけども、非常に不安になるわけですね。ですから、そういう弾力的に対応するということですけども、具体的にどのように対応するのか。要は、サービスを受けている方々の不安を解消していただく策、これをどうするのか御見解をお伺いしたい。

それから、最後の4点目でございます。これは予算委員会でもお話がございましたし、

二、三日前にふれあいまちづくり事業計画というのが、日社協から資料として手元に届きました。この中に2級ホームヘルパー養成講習会というのがあるんですね。2級以上のヘルパーの育成事業は、日社協でもって実施をするというふうに聞いております。この資料を見ると、平成10年度の半ばごろから——半ばなんだろうね、これね。13年度というふうに矢印が引いてあるんですが、当然これやっていただくのはありがたいんですけども、具体的にどんな形でもって12年度、いわゆる平成12年の4月1日スタートに向けて、2級以上のヘルパーさんを養成していくのか。ちょっとこの資料だとわかりませんので、具体的な計画、もしありましたら教えていただきたい。

以上、4点よろしく申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 1点目の介護保険制度スタートまでの準備の関係でございますけれども、法案成立はいたしましたけれども、今後、政省令等300に近いものが徐々に出てくるというような状況でございますので、まだ具体的な取り組みはできない部分もございます。現在では、制度の根本となります被保険者の管理事務を進めております。65歳以上の第1号被保険者の個人台帳の作製、要介護者の援助計画等でございます。これから準備に入る事務といたしましては、要介護認定事務の関係、モデル事業の実施、介護認定審査会の設置等でございます。それから、保険給付にかかわる事務の整理を今後していくわけでございます。

それと、お話にもございました介護保険事業計画の策定、それから保険料徴収にかかわる内容の準備、それから介護保険に関する条例規則等の制定、また特別会計の設置、それから制度全体に対します住民の方々への広報活動、また被保険者、大変多くの対象になりますので、事務の執行にかかわります電算処理システムの開発も進めてまいらなければならないわけでございます。それが、おおむね概略の準備の事務でございます。

それから、ガイドラインの原案の中での広域的な取り組みの関係でございますけれども、原案の文書はまだ手元には来てございません。全国介護保険担当課長会の資料の写しはございますが、その中で広域な取り組みのことも触れられてございます。その内容によりますと、広域的な取り組みの考え方でございますが、複数市町村が地域の資源を有効に活用する観点から、必要に応じて実態調査や事業計画を共同して作成し、サービスの共同利用を図り、安定的な介護サービスを提供する体制をつくるものである、こういうように述べられております。現在のところ、都の27市では具体的なこういった対応の動きはございません。広域な取り組みといたしまして現在聞いておりますのは、大分

県、鳥取県の町村で広域的な取り組みの動きがあるということを聞いている状況でございます。

それから、計画策定委員会の設置についてのことでございますけれども、設置のメンバー18人を予定しているということで、お話ししたとおりでございますが、内容といたしまして行政管内部だけでなく学識経験者、保健医療関係者、それから福祉の関係者、それから被保険者の代表の方などで構成をしておりますということでございます。時期につきましては、庁内でのそれぞれのプロジェクトチームを発足させまして、ガイドラインの内容に沿って方法を検討いたしまして、本年9月ごろには委員会を設置したいというふうに考えております。

それから、2点目の御質問でございますが、ヘルパーの関係でございますけれども、2級のヘルパーでなければならないというようなことになるわけでございますが、これは身体介護についてのことでございますが、身体介護の講習の内容といたしますか、身体介護をするための講習の内容が2級の講習内容になってございますので、その2級以上の講習課程を終了した方が身体介護に携わっていただくというようなことでございます。

それから、事業者の整備の状況でございますが、お話のございました数点の事業者となり得る条件がございます。法人の取得の関係、あるいは雇用者の関係でございますけれども、現在、それらの内容が今、日野市のホームヘルプをお願いしております四つの団体と話し合いを続けてきておりまして、準備が整ってまいりました。準備が整ったということでございます。

それから、次の事業所の名称でございますけれども、お願いをしている4カ所でございますが、一つはケアサポート芙蓉でございます。それから、西東京メディカルサービスセンター、それから葵ヘルパーセンター、それに日本介護センター、以上の四つの事業者には10年度はお願いをするつもりでおります。

それから、3点目の御質問でございます。事業費補助方式になり、時間の短縮の問題等で、要介護者が不安を抱いておられるというようなことでございますが、現在、ケースワーカーとホームヘルパーが要介護者のお宅を訪問して、事業説明とヘルパー派遣計画の説明に当たっておりますが、要介護者の中には、お話にありましたように不安を訴える方もいらっしゃるわけでございます。時間の短縮から生ずるケースにとっての不安というのが多いというふうに思うわけでございますけれども、予算特別委員会の中でも申し上げましたが、個々のケースによりまして個別援助計画の見直し等を行いまして、これらの不安等の解消を図っていかねばならないというふうに考えております。ま

た、他の事業といたしましては、友愛訪問という事業も実施をしておりますので、そういった部分でも、ある面ではカバーできるかな、こういうふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、要介護者の不安がないような状態で、10年度は移行初年度でございますので、柔軟な対応をしてみたいというふうに考えております。

それから、最後の4点目の御質問でございますけれども、平成10年度、新年度におきましては社協でホームヘルパーの2級課程の講習を実施をするわけでございますが、10年、11年も社協の方でお願いしたいというふうに、現在は思っておりますけれども、そういった中で、10年度は募集につきましては、4月1日号の広報で募集の内容の記載、広報をする予定でございます。日程につきましては、5月から5月いっぱい講習に考えております。それ以降7月中旬まで実習等の関係もでございますけれども、全部で130時間ということで、会場は中央福祉センターで実施をする予定でございます。費用等につきましては、実費、テキスト代をいただくようになります。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

まず1点目の事業計画、それを策定委員会をつくってやるということ、これはおおむねわかりました。これが基本になって、今回質問しているわけですが、要は4月1日から日野市が介護券をなくして、準備期間とはいいいながらも新しい制度に切りかえるということ。従来から、武蔵野市の土屋市長もおっしゃっていたんですが、あれだけ地方自治体が国に対して異論を唱えてきた。反対だよということを言ってきた。いざ法律ができて、昨年11月、衆議院、参議院通過して実施という形になりますと、なぜか足並みがそろわないんですね。各市町村自治体がばらばらに日野市みたいにいきなり4月からやるということ、とてもじゃないけど体制もできていない、もちろん八王子市と日野市では全く人口規模その他もろもろ違いますから、それはわかりますけれども、そういった取り組みがばらばらであるということ。あんなに自治体の首長さんたちが反対をしたわけですから、少なくとも実施に向けては足並みぐらいそろえていただきたかったなという感慨があります。

今の部長の御答弁でもって、要介護者には不安のないように柔軟的に取り組みを進めていきたい。そのためにいろいろとお宅を訪問して不安を解消するという、当然だと思いますけれども、今の計画策定委員会を9月ごろ設置をしたいということ。であるならば、

そういう計画策定委員会の中でいろいろもんでもらって、で、日野市としてはこのようにしようという、私はこれが正論じゃないかなというふうに思いますけども、いずれにしても委員会はそのようにやる、18名でやるということで、これはこれでわかりました。

問題はヘルパーの件ですね。これは講習も含めて育成していくよと。2級の資格、身体介護終了がちょうど2級の免許になるんだということですから、それはそれでわかるんですが、問題は重度の高齢者がどんどんどんどんこれからふえてきたときに、私は同じヘルパーさんでも2級以上の方でも、かなり専門的な知識を持った方でない、またこれも介護も大変かなと、いろんな課題がどんどんヘルパーさんには課せられていく。こんなふうに思いますし、聞くところによると、今度は事業所方式ですから、当然ヘルパーさんが社員になるわけですね。社員になると源泉徴収をしたりあるいは社会保険に入ったりいろいろある。何となくもうそこまで細かく厳しくやられるんだしたら、やめたいというヘルパーさんもいるというふうにも聞いております。非常に、その確保の面で心配をしているわけですけども、これはこれから12年の4月1日実施に向けてヘルパーさんを育成していくということですから、もうそれを待つしかないんですが、現実問題として564名、現在、介護を受けている方が不安がない方がいいわけです。

ですから、それは今、部長の御答弁でぜひそれは不安のないようにやっていただきたい、これは要望をしておきます。

問題は、3番目の4月1日から介護券をなくしていくということですね。なぜ日野市だけが4月からやるのかですね。この間の予算委員会の中では、日野市以外でもありますということで何市か挙げられましたけども、当初の2月の時点では、東京都でもって変わるのが大田区と日野市だけというふうに、ちょっと聞いたんです。2月末現在で、大田区と日野市だけだと。大田区の場合には、もう1年ぐらい前からいろいろとその準備に向けてきているからということで、特に余り問題はないよということを知っているんですが、日野市の場合には余りにも急過ぎた。2月に説明会があって4月1日から実施ということは、大変なことだと思うんですね。今4事業所、お聞きをしましたけども、この4事業所もいろいろとそういう企業としての要件を全部整備して、審査をパスしたんでしょうけども、何か余りにも急ぎ過ぎたんじゃないかな。この辺をもう少しお聞きをしたい。別に急いでいないよ。いずれやるんだから、日野市も早くテスト的にやるんだからということであれば、それはいいんですけども、なぜ急いでしまったのか、なぜ介護者にそういう不安を与えてしまったのか。高齢者ですから、非常に悩んでいる方、何人かからお電話いただいたんですけども、私たちサービス受けられるのかしら、介護

券がなくなってというようなこと。しかも、今度ヘルパーさんの場合には、時間給になりますから、当然単価も上がりますし、賃金もアップするんですけども、この間も予算委員会の中でやりとりがあったように、1時間でどんなことができるんだろう。厚生省がつくった内容によると、かなり分刻みであれもやれこれもやれということで、ヘルパーさんが今度は参っちゃうんじゃないかなというような中身になっていますけども、それ以上に、やっぱりサービスを受けている要介護者が非常に不安に陥っていたということです。

心配しなくても結構ですというようなことをいただければ、それで結構ですけども、なぜ急いだのか、その辺もあわせてお聞きしたいというふうに思います。

それから、ヘルパーさん育成事業をやるんですが、現在は564世帯の方が介護を受けています。これはもう在宅ですから、入所しているとかそういう人は別ですから、こういう方もこれがどんどんふえるわけですね、2年たちますと。それに追いつくのかどうかね、ヘルパーさんの育成が。その辺の人材確保はきちっとできるのかどうか、その辺の見通しもあわせてもう一度お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 事業費補助方式への移行につきまして、急であったということは、私どもそのように感じております。昨年の7月に厚生省が事業費補助方式の移行への要領を定めまして、東京都におきましては10年度より実施をし、また11年度には完全実施をするようにという市町村への指導でございました。そんな中で、現実に10年の4月から事業費補助方式に対応する市でございますけれども、お話の中にありました数でございますけれども、私どもの方で東京都の方から情報を得ている数字は、予算委員会の中でも申し上げましたけれども、15市ほどにつきましては10年4月から実施をいたす情報を聞いております。また、年度途中から事業費補助方式に入るという市も何市かあるように聞いてございます。

制度ががらっと変わるわけでございますので、先ほど来お話しでございますような、要介護者にとっては不安の部分もあろうかと思っておりますので、またそういう声も聞いておりますので、それらの不安をなるべく解消できるような方法、先ほど申し上げましたけれども、個別援助計画の見直し等でございますが、そういう形で対応してまいりたいというふうに思っております。また、そうすべきであるわけでございますので。

それから、ヘルパーさんの今後の確保でございますけれども、高齢化率も上ってきておりますので、対象者そのものがふえてくる、また介護の様態といいますか、状態も重

度の状況も出てくるということでございますけれども、そのとおりというふうに認識をしておりますけれども、今後も2級課程の養成を続けてまいり、そういった中で、今まではきちっとしたといいますか、登録ということはしておりませんでしたけれども、そういったことも把握をさせていただきながら、養成に努めてまいりたいというふうに思います。

また、これはちょっと予測といいますか、になるわけですが、民間企業等でもこういった介護サービスの事業算入が既にかなり取り組まれておる状況でございますので、そういった部分につきましても、活用といいますか、算入をお願いして介護に対しての対応をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。

私、一番心配しているのは、事業費方式に変わりますと、今度は窓口がそちらに行きますから、なかなか例えば福祉部にそういう問い合わせをしても、今度は会社で個人じゃないですから、そちらの方というふうに持っていかれちゃうんじゃないかという、ちょっとそういう心配があるんですよ。

ですから、今、部長がなるべく解消に努力したいということ、もう当然ですけども、市民の方からそういう要望があったときには、ぜひ親切、丁寧にわかりやすく教えていただきたい、これだけをこれは要望しておきます。

とかくこういう制度というのは、実施してからいろんな問題が出てきます。例えばヘルパーさんも1時間単位になりますと、交通の問題等々がありまして、3時間券、6時間券という、例えばバスを利用して行って、3時間なり6時間なり仕事ができるわけです。1時間単位で移動しなさいといったら、車を運転できない方というのは大変な、今度は労力になりますので、そういった交通の手段のことも考えたりなんかしますと、ヘルパーさんも苦しめていくような制度でございます、この制度は。まだ実際にスタートしていないわけですから、どんな問題が出るかわかりませんが、一応いろんなところが予測をされるという制度でございますので、ぜひ4月以降、実験的なスタートということで、11年度から本格的にやるということですから、その準備段階というふうに見ていきますけども、いずれにしても、ただこのようになったからそうだという、余りお役所仕事にならないように、特に相手がお年寄りですから、あるいは障害者でございますので、この辺の心のこもった対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

最後に市長に、市長は常々この問題については、土屋市長といろいろと連携をとりな

がら、反対運動をしてきた一人でございます。国が決めたことですから、これに逆らうわけにはいきませんので、地方自治体として言えることは言っていたきたいし、また言うべきことは言っていたきたい、こんな気持ちでありますけども、予算委員会の中でも市長の御答弁いろいろと聞いていますし、本会議でも聞きました。これからいろんな通達等々であるんでしょうということですけども、この問題についての今後、こんなふうにして市民の皆さんには安心をしていただきたい、こんな思いを語っていただければ大変ありがたいと思いますので、市長に最後に簡単に結構ですから、一言御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 公的介護保険が間もなく導入される。これに伴って日野市の対応を、住民に不安がないようにしっかりとした対応をしてほしいという意味での質問をいただいているわけではありますが、私も市長という立場で、改めてさきの国会の審議、なぜあんなに急いでおやりになったのかなということ、本当に改めて反すうしております。

かなり具体的な部分が抜けた、ある意味では非常に恐ろしい法律がつくられたんだなというふうな認識を、今改めて強く認識をしております、そういう意味でも果たしてこの介護保険制度が保険というシステムでよかったのか。むしろあるいは税というふうな形で高齢者がその地域に何人いるか。それに応じて税が配分されるというふうな方式の方がわかりやすかったのではないかなというふうなことも、改めて今感じているわけではありますが、そういう中で、私は常々、近隣の市長さんと何とか一緒にできるものがないですかねというふうな話を、結構しているんですけども、どういったらいいんでしょう、まだまだ余り不安を感じていらっしゃる首長さんが大分いらっしゃるようであります、どうも認識が違うなあというふうな、私は思っているんですね。

埼玉県なんかではもう既に県が中心になって、あるいは民間の企業も一緒になって自治体もひっくるめて、どういった形のサービスができるのか、あるいはどういう責任が負わされるのかというようなことを官民共同で、今話題のNPOなんかも一緒にやり始めているんですけども、残念ながら東京都区市町村ではそういった動きがまだないですね。考えるところ、何だかんだ言いながら財政力といいますかね、能力がある自治体が多いせいかなとも思うんですけども、かといって、これ能力に応じてサービスが違ってしまおうというようなことになると、介護移民が起こるんじゃないかとかですね、より料金が安くできてよりよいところにどっと人が動くんじゃないかとか、いろいろ

ろ不安を感じている人が多いわけであります。

そういう中で、今、奥住議員は少し早く先行的にやり過ぎている面があるんじゃないかという、その事業費の補助方式を早く始めたということですが、実は、条例を平成11年の3月にはつくらなきゃいけないと、こう言われているんですね。それで、細かい省令・政令がいつ出てくるんですか、二百九十幾つかいろんな項目があるんですけど、まだ見えてこない。で、先般申し上げましたけれども、市町村自治調査会あたりの調査というか研究では、国の厚生省プランとは全然違ったことが出てきているわけでありまして、本当にほかの自治体の皆さん大丈夫なのかなというふうに、みんなは平気に考えていらっしゃるのかなという不安を、私は実は持っているところです。

そういう中で、一生懸命勉強をし研究をし、さらには今まで日野市は比較的こういった面で頑張ってきているところもありますので、その頑張っているところが後退をしないように、説得をしつつ続けていかなければいけない。これから1年半ぐらいの間というのは、本当にこの問題についてはかなり厄介な問題で苦労が多いだろうというふうに思いますが、ぜひ議員各位も一緒に考えていただいて、あるいはよその自治体の議員の各位とも相談をし合って、東京都全体としてどういうふうな公的介護保険についての対応ができるのか、あるいはしなきゃいけないのか、あるいは国に要望しなければいけないのか、ともに研究をしていただきたいというふうに思っているところであります。

余り自信のある答えができなくて大変恐縮でございますが、私もかなりこの問題については不安を感じている。しかしながら、それはそれとして何とかクリアをしてやっていかなければいけない、こういう認識だけは申し上げておきたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。

市のトップが余り不安を持っていると、それ以上に不安を持っている市民にとって混乱という形になりかねないという部分もありますので、我々もいろんな情報を仕入れながら、これからも提言もしていきたい、こんなふうに思えます。できるかできないかは別にして、日野市民の方が本当に安心して暮らせるような、そんなふうにも考えていますので、これからもひとつ前向きにこの問題については全庁を挙げて取り組んでいただきたい、このことを最後に申し上げまして、時間が参りましたので質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって7の1、公的介護保険導入に伴う日野市の対応について問うの質問を終わります。

一般質問8の1、日野市の財政立て直し計画を問う ――危機的状況下にある厳しい財政をどう対処するか――の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔16番議員 登壇〕

○16番（沢田研二君） それでは、通告に従いまして質問いたします。日野市の財政立て直し計画を問うということで、危機的状況下にある厳しい財政をどう対処するかということでの質問でございます。

私はこれまでも何度も一般質問の中で行財政の問題を取り上げてまいりました。馬場市長になってからも2度目ということになります。1回目は昨年6月議会で、市長就任した最初の定例会ということもあって、財政危機の実態認識について質問し若干の問題提起をいたしたところでございます。

今回は、間もなく市長就任1カ年ということもあります。ちょうどきょうが11か月でしょうか、立て直し計画についての質問ということでございます。しかし、就任してわずか1年経過したからといって、立て直し計画が可能というほど生易しいものではないことを十分承知をしているつもりでございます。ましてや、経済動向はますます悪い方向に動いております。長年にわたる不況の継続も手伝って、今や国、地方の長期債務残高は98年度予測で529兆円にも上る見通しになっており、この額は98年度の政府経済見通しの国内総生産、いわゆるGDP520兆円の101.8%にも達して、初めてGDPの規模を上回るとの見込みになっております。

このことは、全国各自治体の財政の厳しさを示すものであり、東京都区市町村の財政運営にも明確にあらわれてきております。都内の区市町村が都からの長期貸付金である都区市町村振興基金を繰り上げ償還する例が急増しております。97年度は前年度の2.7倍に膨らみ、過去最高になっております。これは、過去に6%から7%という高利率で借り入れた分が財政を圧迫する要因となっていることから、前倒しで返済をし財政負担を軽減するためであり、都も繰り上げ返済を認め支援をしているところでございます。また、多摩地区の各市でも横並び給与、すなわち通し号俸の見直しを急いだり、小金井市では財政難から、今年度の職員の退職金約9億円が支払い困難となり、東京都では初めてという退職手当債発行を求めています。国と都が7億円の起債を認める方針が示されたとの報道が、先日ありました。皆さん、御承知のとおりでございます。

これらはいずれもおのおのの行政が財政に大きな課題を持っていることのあかしであると同時に、日野市にとっても身近なところで起きた小金井市の事例は、対岸の火ではなく我が身として受けとめる気構えが必要であると、私は思っております。仮に昨年の

市長選挙で新馬場市政でなく、前森田市政の流れのまま今日まで続いていたなら、小金井市の次は日野市であった可能性が極めて高かったと思われるからでございます。

そして、そのことはいろんな場面で、とりわけ革新市政の復活を目指す人たちの言動に明確にあらわれています。さきに行われた平成10年度予算審議の中においての、現実を無視した責任のない数々の発言からも見られたのは、御承知のとおりでございます。加えて、日野市は始まって以来とも言われる乱立混戦の中で行われた2月の市議会議員選挙の中でも、数々の無責任かつ歪曲したとしか思われぬ情報が、数多く流されてきました。私から見れば、それらのことはいずれも今日の財政危機意識のなさと受けとめられることでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そこで、本論に入ります前に、市議戦に関連して言われたことの実事確認を行いたいと思いますので、市長の御答弁、御見解をお願いしたいと思います。これから申し上げます情報は、内容はいずれも天下の公党、共産党の「赤旗」よりの抜粋したものでございますので、決して間違っていないというふうに思いますので、もし間違いがあったら後ほど御指摘いただきたいと思います。5点ほどございます。

1点目は、「馬場市長は、これまで進めてきた市立病院の建て替え計画の凍結を発表した。しかし、市民からの大きな反発と日本共産党の厳しい追及の前に大慌てで撤回、2月の市広報で弁解する結果になりました」と、こういう記事がございました。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）この事実関係を、後で簡単に結構でございますが、お答えいただきたい。

二つ目に、「市民運動と結んだ日本共産党と革新勢力の共同の力を恐れ、さきに発表した平成10年度の予算案は宣言どおりに福祉、教育を切り捨てることができなかった」。これは、そういうことでできなかったのかどうか、市長からの答弁をいただきたいと思えます。

3点目でございます。「馬場市長が共産党が騒ぐので、来年度は福祉及び教育を削らない予算をつくったが、秋以降に組みかえる、手数料などの見直しもすると言っている」ことを紹介。「与党派が勝ったら、福祉を切ったり公共料金を値上げしようとしているんです」と、こういう記事もございました。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことなのかどうかも、ぜひお伺いをしたいと思います。（「全くいいかげんだ」と呼ぶ者あり）

4点目でございます。「共産党が要望した170項目のうち72項目が反映し、老人家庭24時間巡回型ホームヘルパー派遣や市立病院建て替え事業、乳幼児医療費無料化事業の所

得制限緩和など、市民のための施策が盛り込まれた」ということで、170項目のうちの72項目が反映したのは、共産党からの働きかけのものなのかどうか。私に言わせれば……（「全く関係ない」と呼ぶ者あり）こういうことを170項目も出すこと自体がちょっと異常な感じがいたします。その点で申し上げるならば、170も出して72しか通らなかった、無責任率98%ということになるのかもしれませんが、この辺は市長の見解をぜひ伺いたいと思います。（「市民要求をもてあそんでるな」と呼ぶ者あり）

最後、5点目でございます。「馬場現市長は共産市政が日野を財政危機にした。福祉をおくらせたと反共デマ宣伝に終始をした。これに対し、日本共産党と後援会は革新市政が三多摩トップクラスの福祉と財政力を築いてきたことを知らせている」と、こういうようなことが、ほかにもございましたけれども、幾つか五つだけ拾ってみました。

これは1回だけ、2回だけの報道ではなくて、かなり何回も何回も繰り返しをして、このようなことを天下の「赤旗」に掲載をされていたんです。ぜひ市長御自身の問題として、これらの問題がどうであったのか、多くを語る必要はないかと思えます。改めて聞く必要もないわけですが、この場を借りて見解をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（馬場弘融君） 財政問題に入る前に、「赤旗」に載った私に対する記事、5点についての真偽のほどといいますかね、どうなのかというお問い合わせであります。

1点目の市立病院については、もう申し上げるまでもないことでございますが、よりよい病院をつくるために見直しをしている。いずれ近々よい病院をつくる計画を発表したいと、こういうお話をしたわけでありまして、やめたいなどということは全然考えておりませんでした。間違いであります。

2点目、予算について。私は当初予算をつくる前の10月でしたかね、市の幹部に対するスピーチでも、現状認識の厳しさは一生懸命伝えましたけれども、福祉、教育についてはしっかりと守るべく指示をいたしましたし、初めの予定どおり福祉、教育あるいは環境については配慮をする予算をつくったつもりでありますし、それについては幅広い市民の声、あるいは幅広い議員の皆さんの声を反映したつもりでございます。これも間違いです。

3点目。3点目と2点目は一緒ですかね、福祉関係の予算についても全く同じ認識を持っております。

4点目の共産党がどうのこうの言ったから云々というふうなことではございません。

やはり幅広い市民の声、議会の皆さんの声を反映して、市民の本意の市政ができるように予算を組んだつもりでございます。共産党だけの声を聞いて予算を組んだというものではございません。

それから、5点目のこれまでの革新市政と申しますか、森田氏の24年間にわたる市政の評価であります。私はくどいように申し上げております。弱者に優しい市政、あるいは市民の1人1人の小さな声を吸い上げようとしてきた姿勢はしっかりと評価をし、受け継いでいきたいということは常々申し上げていることでありまして、特に前半の市政については評価をしっかりとしている。ですが、長過ぎたという、長過ぎたことによる弊害が出てきたということは申し上げておりますが、それ以外のことについては特に申し上げておりません。そういう意味では、今沢田議員がおっしゃられた1点目から5点目まですべて事実には反することでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。

改めてお伺いするまでもなくということの内容でございましたけれども、こういう場で本人の口からこういうふうにご答えられたわけですから、この情報はすべて歪曲したものであったということで、後で総括をしていただければというふうに思います。まさに現実が見えていない、また現実を見ていないということのあかしにもなろうかと思いますが、ぜひ私たち議会が日野市民のためということを前提にした取り組みをしておりますので、そのことを考えれば、こういう発言は出てこないのではないかというふうに思いますので、本論に入る前に一言見解を求めさせていただきました。

それでは、本論に入ります。現在の実態について、何点か伺いたいと思います。

平成10年度の予算編成を踏まえてということでございますが、平成10年度の予算が審議をされまして可決をされました。その間、いろんな数値についての説明も行われ明らかになっているわけですが、現在の日野市の財政状況をより明確にとらえるには、今少しの数値が必要でございます。日野市の財政状況全般を知り理解するには、昨年の広報、9月1日号で組まれた特集ページ「厳しい財政状況を公表」のような内容が必要かと思われま。時期的なことから、見込み数値とならざるを得ない面もありますが、わかる範囲で示していただきたいと思ひます。

昨年の9月1日広報は五つの項目が示されたわけですが、市税収入と福祉経費、建設事業は予算書で十分理解できましたので、ほかの3項目についての数値を示していただきたいと思ひます。なお、その中で起債については、前回表示した内容に加えまして一

般会計と、それから特別会計に関係する起債合計額についてもお示しいただきたいと思
います。それからまた、基金につきましても前回表示の財政調整分と公共施設建設基金
のほかに、基金全額分についての表示もお願いをしたいと思います。

まず最初に、以上よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 起債の合計でございます。特に起債につきましては、
一般会計、それから下水道特別会計、病院がございます。3会計トータルということで
御報告させていただきます。

特に平成9年度でございます。トータルで未償還元金につきましては、621億6,000万
円余りでございます。また、ピーク時でございますが、平成13年度になります。これは
未償還元金におきましては671億……（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ピーク時のことでなくて、今現在の一般会計、特別会計に関す
る起債合計額と、それから基金の方のことで、ピークのことについてもまた後で伺いま
すけれども、とりあえず合計額の方でまずお示してください。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 今申し上げました起債の方の借入額につきましては、
3会計で621億6,000万円でございます。それから、基金につきましては、9年度末で全
基金合計95億5,500万円でございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 一般会計と、それから特別会計と、前回、昨年9月号の見合
いと、それから、一般会計、特別会計の合計の起債額ですよ、今言われたのは、起債の
方はどちらですか。9月1日号の見合いでいくとどっちなんですか。

それからもう一つ、基金の方の額は財政調整分と公共施設建設基金だけではなくて全
部ということですか、ちょっともう一回その辺、済みません。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 起債につきましては、広報に載せた内容につきましては
は、9月1日号の掲載については8年度末の内容でございます。

そして、ただいま私が申し上げたのは、9年度の3会計トータルの未償還元金起
債の額が621億6,000万円ということでございます。

また、基金につきましては、広報に載せたのは財調並びに公共施設建設基金でござい

ますけれども、今申しあげました基金につきましてはトータルでございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） わかりました。

それでは、ちょっと再質問いたしますが、今現在の起債で、もし数字が出ていけば結構でございますが、621億円ということなんですが、これは市民1人当たりの金額にすると幾らになるのか。それから、先ほどのその621.6億円というのは一般会計と特別会計だけで、前回の見合いの826億円とは違うんじゃないでしょうか。ちょっと後でまとめて言ってください。

それからもう一つ、中期的に見てピークが見込まれる起債額、これは一般会計分と特別会計分はどのぐらいの数値になるかということを知りたいと思います。参考までに、平成9年度予算審議の時期に伺った数値では、一般・特別の合計額として起債額ピークは平成13年ごろに約716億円ぐらいになるという、こんなことを言われておりました。現在の見通しでは、それがどうなったのかを知りたいということです。それから、ちなみに前森田市政最後の4年間、これは平成5年から平成8年までの4年間なんですが、市債の合計が一般会計合計で111億円、特別会計で125億円、合計しますと、4年間で236億円の借金をしたという、まさしく異常な行政が行われたということでございます。

それから、あと3点目に中期的にピークに見込まれる、今度は返済の方、公債費はどの程度と見ているかということを知りたいと思います。これだけの起債があれば、当然公債費、いわゆる返済も多くなるわけでございまして、これも前森田市長のもう最後の4年間の一般と特別の返済の合計額は、実に187億円にも上っておりました。さらにこれまでどおり推移していくと、平成16年には一般会計分だけでも約70億円、特別まで含めた合計では105億円にもなりますということの報告がされていたわけでございます。これまでの長年にわたってのはぐくまれた流れをそう簡単に変えられるというふうには思っておりませんが、このピーク時の公債費がどれぐらいになるのか、これもあわせて御答弁いただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 先ほどの答弁の中で、借入金末残高という部分につきましては、開発公社の借入分を除いて答弁いたしましたが、これはいわゆる借入金には変わりございませんで、開発公社の借入金を含めますと826億円ということでございます。

それから、借入金のピークでございますけれども、これは条件がございます。下水道

あるいは病院は新しい計画に基づいて、今つくっているわけですが、昨年のも——平成9年3月の資料のときには、たしか716億円ということで資料を提出してございます。現在、それらを見直しをしまして、下水道、病院につきましては、新しい計画に基づいて借入れを見ております。また、一般会計につきましても、平成10年度の借入れを見込んだ額の中でピーク時については13年度、借入れにつきましては62億8,900万円ほどでございます。

また、元利金につきましては、同じく13年度で67億6,800万円ほどでございます。また、未償還元金につきましても、トータルでやはり13年度が67億7,000円余りでピークを迎えるわけでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ちょっと確認しますが、起債額のピークは平成13年ごろで67億7,000万円ということによろしいわけですね。それで、かつ公債費の方は67億7,000万円ということによろしいわけですね。はい、わかりました。

これは、先ほどもう1点、今市民1人当たりの金額は幾らになるかということは、これは今出ていませんか。これは市民数で割れば出ることなんです、今もし出ていればということをお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 今、手元に資料がございません。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） はい、わかりました。

今、数字を見まして、昨年1年前にシミュレーションされていた数値と今現在の見直しをした、それに対していろいろ声もあるわけですが、厳しい苦しい財政の中でいかに、極端に言えば小金井市のような状況をつくらないかということでの必死の努力をしているわけですが、この数値で見るとは相当の改善の跡が見られるのではないかと。しかし、これはこの数値を掲げたことを議会として理解をして、一緒に市民ともどもにまちづくりをしていかないと実現をするわけではないので、その点については十分見守りながら、また協力できるところについては協力をしていきたいというふうに思っております。

それから、次伺いたいと思うんですが、今後の立て直し計画についてお伺いをしたいと思います。これは市民への理解、協力要請等も含めてのことでございます。馬場市長

が誕生して、先ほども申し上げたように1年を迎えようとしているわけなんです、前市長から大変な負担を引き継いでの就任ということで、相当な御苦労が続いていることというふうに推察するわけでございますが、ぜひとも頑張っていたきたいなというふうに思っています。経済状況も最悪の状況にあって二重の厳しい環境下にあるわけでございますが、逆に今こそ立て直しの絶好の機会ととらえていただいて、多少の無責任論議や横やりなどに惑わされることなく、しっかりとした立て直し計画を立てていただきたいなというふうに思っております。

危機的な状況からの立て直しを行うには、当然、市民の皆さんの理解や協力も必要となります。そしてまた、ある面では我慢や痛みも伴う場合が生じるのはやむを得ないのかもしれませんが、しかし、私はそれがしっかりした目標に沿って、将来の日野市の明るい健全な発展のための立て直し計画であるならば、ある時期の多少の我慢や痛みも、市民の皆様は十分に御理解いただけるのではないかとというふうに確信をしております。

平成10年度予算で言うならば、土木費の項目が大幅減となっております。その減額の最大のものは、都市計画費の中の区画整理費であり、そして下水道費でございます。言うなれば、関係市民にとっては最も関心を持ち、かつ期待をしている分野でございます。関係市民の皆さんからすれば、ふんまんやる方なしの感が出てくるのではないかとも思われます。そのことを十分承知の上で大英断を下したということであって、相当の勇氣と決意を持って決断したことに対しましても、私は高く評価をいたしたいというふうに思っております。

そこで、市民の皆さんにより理解を得、かつ協力を願う面から、何点かについて内容の確認及び質問をいたしたいと思います。

平成10年度予算に見られる、まず下水道事業の変更に関連してのものでございます。これは既に一般会計等々含めた、あるいはこの議場の中でも出ている数値でもあるわけですが、整理をする意味で一通り再度確認をしたいということでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

まず1点目でございますが、従来ベースといたしまししょうか、平成9年度までの計画で、この時期に下水道100%完成するという年度があり、何度か言われていたわけですが、改めてここで、それが何年であったのかということを確認したいと思います。

それから、従来ベースでの借金、いわゆる起債と返済、いわゆる公債はどのぐらいの額であったのかということ、改めて確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目として、今回大幅な見直しを行ったわけですが、このことによ

て完成年度は何年になるのかということの再確認をしたいと思います。

それから4点目に、見直し後の起債及び公債はどのぐらいになるのかということ、これも一部触れられておりましたけれども、改めて確認をさせていただきたいと思います。まずこの4点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 下水道事業でございます。従来の計画でございますが、13年度で区画整理地内を除き100%という計画でございました。今回の見直しでは、それを平成20年度に延伸したということでございます。特に公債費のピークでございますけれども、従来の計画では、平成19年度で34億6,000万円余りでございます。これが見込まれたわけでございます。見直し計画では、平成18年度でピークが29億2,600万円ということでございます。おおよそ5億4,000万円ほどの減になるわけでございます。また、一般会計からもそれなりに負担が多ございまして、その辺の見直しもさせていただきました。特に平成10年度繰り出しにつきましては、24億8,957万円余りでございまして、対前年度に比べて2億2,600万円ほどの減となっております。下水道事業は、特に浅川処理区を中心に効率的に管渠の整備を進めるとともに、供用開始の地区の下水道の切りかえを促進することを中心に計画変更をしたものでございます。

いずれにしましても、従前の計画そのものについては非常に財政的にも無理がございました。また、いわゆる従来の計画では先行投資的なものが多ございましたので、この厳しい財政状況下の中で先送りをして、計画的な財源の確保をするために延伸をさせていただいたというものでございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） あと、今お答えいただかなかった部分で、従来ベースでの返済の方、公債費の方ですね、これがもしわかればどれぐらいになったのか。

それから、あわせて従来の部分とそれから見直し後の公債費についても、わかればちょっと伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 公債費、いわゆる歳出の部分については、今申し上げましたようにピーク時34億6,000万円。それから……（「起債」と呼ぶ者あり）借り入れの方ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

借り入れにつきましては、特にいわゆるベースそのものが償還をベースにして借り入れるということになりますので、特に個々にその事業の中でちょっと資料的には、今現

在は持っておりません。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） それじゃ結構です。後で伺いたいと思います。別な機会に伺いたいと思います。

それでは、別な観点で再質問いたします。見直し後の起債、公債は一般会計まで含めた健全財政を維持、継続していく限度、限界ということでのこういう数値にしていったのかということについて伺いたいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

それから、もし限界を超えたとき、日野市の行政運営というのはどうなるというふうに考えたことの結果なのか。そのあたりを確認させていただきたいと思います。先ほども言いましたように、昨年3月時期の平成13年度ピークですね、716億円の起債、そして、平成16年度には105億円も返済をしなきゃいかんだろうというようなことが、1年前はあったわけで、それではとても行政運営がしていけないというようなことで、今回、大英断を下したわけでございますけれども、もし仮にこういうようなこと、そのままの状況で下水道、一方では早くやれ早くやれと、土地区画整理もやってもらわないと困るという声もあるわけですが、しかし、それはもうトータルで見たときにはどうしたって無理なんだということで、見直しをされたと思うわけなんです、これはもしそういう前のような状況のまま運営していたとするならば、極端に言えば小金井市のようなことになるのか、あるいはそこまではいかないけどというようなこと、その辺の感触も多分議論過程の中ではあったと思いますので、そのことについても伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 下水道事業あるいは区画整理事業につきましては、いわゆる都市基盤整備事業として市民生活の上でも必要なことは十分わかっているところでございます。基本的には、平成10年度の予算につきまして、財源確保、国や東京都についてもそうでございますけれども、27市のうち12市はマイナス予算でございます。この中で、どうしても福祉を優先させあるいは教育を充実させ、環境にも配慮した中では、歳入全体そのものがやはりまちづくりについては延伸せざるを得ない、先延ばしをせざるを得ないという状況がございました。

また、特にこれも市長の指示でございます。私ども財政当局といたしましても、これからのいわゆる起債の義務的経費の増大をどういうふうに抑えていくか。それらを含めた中で、事業の見直しをさせていただいたわけでございます。もちろん事業化について

も、早く供用開始をしなくちゃならない大事な下水道事業につきましても、効率的に運用することによって、ここ何年かを、この厳しい状況下を計画変更に基づいて若干先送りしても結果はかなり供用開始の部分について、優先的に事業費を投入すれば、その辺の効果はあらわれてくるということで、将来、これがずっと財政の状況がよくなれば、もちろんまた見直しもできるわけございまして、いわゆる今年度の状況の中では、そういう全般を見た中で先送りをさせていただいて、効率的な運用を図っていくということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ちょっと市長、ではお願いできますか。

市長が先頭に立って、こういう10年度の予算を組んだわけなんですけれども、健全財政を維持していくために、継続していくためには、やはりいろんな市民の批判の声も覚悟の上で、これだけの大英断を下したんだというようなこと、先ほども私もそのことについては評価をしたいということも言いましたし、また仮に先ほど申しましたように、1年前に出されたようなシミュレーションされたようなことが、現実そのままになったときにどういうことになるのかということを質問したんですが、ちょっと今必ずしもそれに対する答弁になっていなかったもんですから、直接市長に伺いたいと思うんですが、その点についてお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 沢田議員から財政の立て直しについて、厳しい認識を踏まえて質問いただいているわけでありますが、実は昨年10月の新年度予算に向けての第1回目の部課長の会議でも、私は前段でかなり厳しいことを職員に伝えました。まさに、今沢田議員御指摘の小金井市の次は我が市だぞと。日野に温泉ができたらしいけれども、いつまでもぬるま湯につかっているとえらいことになるぞ、外は吹雪だというふうな話をしました。それで、なかなか職員の意識というものは、これまでのずっと流れがございまして、そう簡単に1日や2日で変わるものではないと思いますけれども、それから後、庁議あるいはあらゆる場で言い続けました、この話は。

で、一番基本に私申し上げましたのは、職員あなた方の給料の問題が一番大きいんですということ、まず言ったんですね。結局人件費です。人件費をどうこれから切り下げていくかというのが一番大きな問題で、市民の皆さんに御負担をいただくというのは一番最後の段階であります。まず自分たちの給料がそれでいいのか。それに見合った仕事をみんなしていると思うか。もう一回見直せということ強く言ったつもりでありま

す。そして、もし自分よりもっとうまくできる方が民間にあって、民間のそういう組織があれば、それにやってもらってもいいじゃないか、そういうことも言ったつもりであります。

そういう意味で、まず自分の給与から見ていく。そして、自分が今やっている仕事の内容をチェックしていく。そして、最後までぎりぎりまで行って、ようやくこれでもどうしようもないときに、初めて市民の方々に負担を申し上げなければいけない。まだまだその段階ではないということで、お話をたびたびしてきたところでありまして、今、沢田議員御指摘のいろんな借入金の問題でありますとか基金の問題でありますとか、いろいろ質問が出たわけでありましてけれども、それ以外に例えば退職給与——退職金ですね、退職金の問題が何年後に何名と見えるわけですね。これもことしは幾ら、来年は幾ら、ほぼ想定がつくわけでありまして。

そういった想定をいたしますと、今までのプランニングのままで、例えば下水道にいたしましても区画整理にいたしましてもやっていった場合に、恐らく平成14年ぐらいに完全にだめになっちゃうだろうというふうな想定が、見事に数字の上でいくわけでありまして。もちろん前提としては、経済がまた急に回復をしまして再度バブルじゃありませんけれども、そういうふうになれば話は別でしょうけれども、今と同じような経済状態のままであれば、これは本当にこれまでの起債の返済がだんだんふえてくるというようなことも踏まえて、えらいことになるという想定で、これから数年後先、5年後先を見通した行政をそろそろ考えなければいけない、このように強く申し上げたところであります。

これまで、どうしても自治体の行政というのは、単年度の会計でチェックをいたします。そして、予算を決めて、あと1年たって決算をする。そして、とんとんに使えばそれでよかったではないか。これだけで、あとに残った起債、借金の額がどのくらいになり、これから負担能力がどれくらいあるかということはほとんどチェックをされないというわけでございます。そういう意味で、私は別な意味で企業会計的な要素を自治体の会計にも取り入れなければいけないであろう、こんなことも職員に申し上げ、勉強するようという指示しているところであります。

いずれにいたしましても、個々の問題いろいろありますけれども、申し上げませんが、かなり現状の日野市が一部の方々が言うように、まだまだ日野市は大丈夫だというふうな状況では決してないという認識だけは、ぜひ30名の議員の皆さんを初め、御認識を厳しく持っていただきたいというふうに思っている次第であります。私は、そういう中で

何とかいろいろ隘路を縫っていろんな方の力をいただきながら、よりよい方向を、市民サービスが低下しない方向で探っていく、そういうことで頑張っていきたいというふうに思う次第であります。

今、財政立て直しについて、ことし来年あたりがこれからの日野市政がうまく立ち直れるかどうかの瀬戸際にある、こういう認識を私は持っておりますので、かなり厳しいことを申し上げるかもしれませんが、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。

本当は市長にもう少し後で伺おうかなと思っていたんですが、聞いていることに、正直申し上げて期待するような答弁がなかなか来なかったものですから、さきにちょっと市長に伺ったんですが、今の市長の答弁からも感じられるように、市長自身は相当な危機感意識を持って、この財政運営に当たっておられるという実感をしております。しかし、長い二十何年間も続いた状況の中で育ってきた職員ですから、ここ1年で急に変われるものでもないということも十分、これわかりますけれども、しかし、現実はその甘くない部分がたくさんあります。

それで、今、市長から退職金のことがちょっと口にされました。私も本当は、これも聞いてから最後にまとめてと思っていたんですが、いや結構です。それで、例えばその退職金でいえば、企画財政部長に伺いたいんですが、ある程度定年退職をされる方の数は数値的に出てくるでしょうし、またそれ以外の都合でやめられる方も、ある程度の統計的な数字が出てくると思うんですが、極端な見方、言い方をしますと、退職金をまず全体予算の中から確保して余ったもので行政運営をしていけば、しようと思えばできるわけですよ、非常に言い方は厳しいですけども。しかし、そうではなくて、やはり行政側も1年間にほぼどれぐらいの退職金を含めた財源を運営して、そのときに足りなくなれば積立金の中からおろしたりとかと、こういうようなことをやりくりをしていると思うんですが、この平成9年度を含めて先々どのような見方をされているのか、まずその件を1点伺いたいと思います。

それからもう1点、土地区画整理も下水道と同じように、今までと相当違う予算組みがされて、これがここ1年だけで済むとはとても思えないわけでございます。平成10年度のようなことの延長線で、もしこれから行くとするれば、具体的に当初はこの程度で完成をするというふうに見込んでいたけれども、実際にはこういう切りかえをしたことによって何年ぐらい延びそうな、何年ぐらいの完成時期になりそうだということがわかれ

ば、あわせその2点お伺いをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 退職手当の関係でございます。特に10年度につきましては12名を見込んでおるわけでございますが、その後は18年度まで、いわゆる平均で人数としては相当ふえていくわけでございます。特に、今一番心配している部分でございますが、11年度以降につきましては、18年度まで平均で27名でございます。金額につきましては、9億円余りということで見ております。しかしながら、その後の状況、特に平成19年度、団塊の世代の方々が退職するという時期が参ります。これにつきましては、18年度の約倍という形でふえることが予想されていますので、10年後にはそういう状況が、退職金手当についても20億円以上というような状況が来ることの中で、退職手当については、少しずつでも蓄えをしていかなければならないかなということを感じております。

特に東京都におかれましては、水道事業、受託水道事業の関係で、その負担分、東京都市町村共済組合の退職手当の一部負担率を乗じた額を積み立てているわけですが、今のところ一般会計、私どもの方は全く積み立てはできない状況でございます。特に積み立ての10%といいますと、約給料の10%でございますので、今の一般会計からすれば、50億円でございますから5億円の積み立てを計画的にやるというようなものになります。しかしながら、この厳しい折、市民に対する施策が十分でない中で、人件費を積み立てるということについては非常に困難な状況でございますので、また、今後財政状況が好転して基金の積み立てが可能なのかどうか、その辺も心配しているわけですが、いわゆる10年後に備えた準備をいずれにしてもどこかでしていかなければならない状況が来ると思っております。

いずれにしても義務的な経費ということで、この辺が増大していくことを心配しながら、また公債費等、義務的経費が増大していきますので、きちっとした財政運営を今から計画的に行わなければならないということを認識しているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 平成10年度の日野市の土地区画整理事業につきましては、前年度比で16.3%ということで予算を作成をさせていただいております。区画整理事業につきましては、過去数回の見直しを行っております。その見直しの中で、結果的には期間を延伸するということになります。平成10年度につきましても、再度5カ年を見直ししまして期間の延伸を考えた中で予算作成を行っております。

市施行6地区、それから組合施行10地区につきましては、地区のテーマを持ちましてめり張りをつけ、効果的な事業を進めるということで、各地区の計画を作成をさせていただいております。その結果、事業の期間が延伸する形になります。今回の10年度の見直しの中では、万願寺、高幡、万願寺第二、東町につきましてはある程度完了する前提がございますけれども、豊田南、西平山につきましては、最終年度が平成30年程度になるのではないかとということで予想をしております。

地区によりまして非常に延伸が出るところがございますので、現在、既存道路、もしくは用水路等の現況での見直し等も、一部では行っているところでございます。また、事業が延伸することによりまして、権利者の方に非常に御迷惑をおかけする部分がございますので、これらにつきましては、権利者の御理解がいただけるよう、例えば建物の新築もしくは増築、それから更地等の土地利用等について、今までは制限等が大分あったわけがございますけれども、これらを緩和しながら、権利者の御理解をいただいて事業を展開していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。

土地区画整理に関係してなんですが、最後に部長が言われたように、権利者への理解、土地利用の緩和等々をやれば、おくれるなりにも地権者にとってはそれなりの協力も得られるというふうに思いますので、ぜひこちらの方を優先してやっていただきたいということを要望しておきます。

それから、退職金に関係してなんですが、先ほど基金の積み立て、今95億5,000万円とかいう話がありました。この平成9年度は非常に退職者が多くて9億数千万円の退職金が必要となるということですね。これから先も平成18年まで含めるとかなりの金額が平均で必要になってくる。で、平成10年を調べさせてもらいましたら、10年に限っては非常に少ない。3億5,000万円ぐらいの退職金で済みそうだと。これは普通退職とかそういうものが出てくればどうなるかわかりませんが、さほど大きくはないだろうと。

で、私が言いたいのは、基金を積み立てること、これは大事なことなんですが、退職金については、明らかに先々を見ていけばもうとてもとても足りない最たるものだと。これは以前にも申し上げたことがあったんですが、そういうものは、やっぱり基金に回しておくということは、目先の数字をよくするだけのことであって、やはり苦しくても、どうしても先々必要なものについては必要な分だけ、全部とは言わないまでもせめて平年並みぐらいのものは常に積んでいくんだと。その中で、やっぱり事業全体を考えるべ

きだというようなことが必要ではないかと思うんですね。

これは改めてのコメントは求めませんが、そのことは十分市長は御承知のことだろうと思いますので、これは今後、そういう予算組みをするとき、やっぱり表向きの数字を出したいのもわかるわけですが、しかし、もっと長い目で見て、先ほど申し上げたように目標を持った厳しさであれば、それなりに絶え得るはずだということを信じて、進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、最後に行財政調査会と、それから市政経営懇談会との兼ね合いについて、簡単に結構なんですがお答えいただきたいというふうに思います。それはどういうことかといいますと、調査会からの答申、いわゆる改革推進計画がその後どういうように、今現在推移されているのか。これは改めてこんなことを聞くのも、以前は、こういうものをつくったけれども、ちょとも行政改革については正面から取り組まないで、やるんだやるんだと言いながら結局何もしなかった。それが現在のよう形になってしまったことの大きな原因だろうと思いますので、調査会からの答申は、その後、どんなように活用されているのかということが1点。

それから、市政経営懇談会の主要な目的と役割、それからメンバー構成について伺いたい。これはメンバー構成については一般会計のときにも若干話題になりまして、その時点ではまだちょっと具体的に詰まっていなかったということでしたが、もしまだ何ら構想が進んでいないようであれば、それはそれで結構でございますけれども、簡単に言えば、この役割、目的というのは諮問機関的なものなのか、あるいは情報交換的な場なのか、そんなことを含めたガイドラインをちょっとお示しいただければありがたいなと。

それから、これらの二つのいわゆる行革推進計画に基づいたものとこの市政経営懇談会との二つのかかわりというのは連動させていくのか。改善計画という大きな枠では、当然切り離せないわけですが、この新しくできる経営懇談会はそういうことをやらんで関連づけていくのかどうか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 行財政調査会でございます。これは明らかに市の行政改革についての必要な事項を調査するということで、諮問機関として設置したわけでございます。その後はこの答申を受けまして、現在の行革の大綱並びに推進計画を答申を受けて、答申に沿った形で市独自の大綱としてまとめて、今の行革を実行しているところでございます。

それから、市政経営懇談会でございますが、これは全く諮問機関とかいうことではな

くして、特に目的につきましても、市民福祉の向上を目的として、市政全般にわたる経営感覚の導入と効果的な行政運営を図るために、懇談会という形でつくるものでございます。これは市長が求める課題について自由に討議して意見交換を行うということでございます。特にこの中では、具体的には答申とか諮問というようなことは全くございませんで、諮問機関ではございません。したがって、大事な部分としては、またそこでは意見が出てくるのではなかろうかと思えますけれども、現在の行政調査会とは何らかかわりはございません。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ちょっと市長に確認したいんですが、前市長が作成した行財政改革推進計画、それを引き継いだわけでございますがその流れと、今ちょっと具体的にお話がなかったものですから、その関係と、それから今、新しい市政経営懇談会が諮問機関的なものではなくて、一種の聞いた感じではブレン的な感じの、いわゆるそこでいろんな考え方を聞かせていただいて、それを生かしていくというような、そんな感じなのかなという気もするんですが、そのあたりについてのかかわりを含めて、それから前にできている推進計画の進捗状況のチェックをどういうふうな形でやられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 具体的な行財政の改革の大綱が今あるわけでありまして。これは前の市長のときにおつくりになったわけでございますけれども、今、基本的にはその線に沿って、私も乗ってやっております。むしろ、それをパート2、パート3にするような形でより推進をする形で、今、職員には指示をしているところであります。そういう意味で、以前につくられたといいますか、計画並びに大綱が今もきちっと生きて動いているというふうに御理解をいただいて結構でございます。

それとは別に、この経営という字を設けた懇談会ではありますが、基本的には私は行政の枠を超えるといいますかね、行政はこういうものですよ、こういうふうに来てきたんですよ、だからこういうふうに行きましょうねというふうな枠を超えた発想を、幹部職員にはぜひとも植えたいと思っています。ところが、前々から申し上げているように、今、中途採用が我が市役所はできないような状況があります。かつてはあったんですね。ですから、例えば倒産をした山一さんでありますとか拓銀さんでありますとか、ああいうところからこれはという職員を呼んでくるというふうなことが、今できないわけですね。そんなことで、できるだけ職員の交流も民間企業とさせたいんですけども、

これも恐らく短時間といいますか限定されたものになるであろうということになりますと、やはり民間の意識を持つ方々をできるだけ庁内に入ってきていただいて、幹部職員と庁議のメンバーと一緒に議論をする、そういった場も必要ではないかなというふうに思っているわけであります。

ともかく職員の意識を変えるということが一番大きな問題だというふうに、私は思っております。このためにこの経営懇談会のメンバーからいろいろなお知恵を拝借をして、かなり激しいことをどんどん職員対して言ってもらおうというふうに思っているわけであります。具体的には新聞記者でありますとか企業の経営者等々を、今、頭に描いているわけであります。あるいは市のOBなんかも考えられるかもしれません。ともかくこれまでの市の行政の範囲内でやってきたというものの枠を超えた発想をどんどんどんどん出してもらいたいというふうな思いで、この懇談会をつくった次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） ありがとうございます。

今回は財政立て直し計画を問うということのテーマで質問をいたしました。簡単なことでは決してないということは十分承知をしてのことでございます。しかし、一般会計予算審議の中でも、また一般質問の中でも数々の要望事項が湯水のごとくといっては何ですが、出てまいっております。その多くは、本来ならば、もっと早い時期に当然手を打っておかなければならなかったものが大半ではないかというふうに思っております。一口で言うならば、24年間という余りにも長過ぎた一人独裁的な市政が続いたことの遺産とも言えるのではないかと思います。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）

保育園あるいは障害者施設の問題、介護問題、教育問題等々、数多く出されてまいりました。特に少子化を絡めた保育園の充実ということは、もう私自身も3年以上も前から言い続けてきたわけなんです、一向に改善されないまま今日に至っているということございまして、ほかにもそういうものがたくさんあります。今日のような危機的な状況から脱出することが最優先課題であって、体制を整えることで初めて多くの市民の皆さんの要望が一つ一つ実現をするということであって、そのための改革あるいは我慢をする新しい予算づくりということであるなら、質問途中でも何度か申し上げたとおり、必ず市民には理解を得られるというふうに思います。そんな意味合いでの、今回は質問をさせていただきました。

以上で、この質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって8の1、日野市の財政立て直し計画を問う ——

危機的状況下にある厳しい財政をどう対処するか——の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 3 時 26 分 休憩

午後 4 時 03 分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問 9 の 1、豊南橋の実現と浅川散策路の整備をの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員 登壇〕

○14番（執印真智子君） それでは、質問をさせていただきます。

私は日野に越してきてからずっと浅川のほとりに住んでいるものですから、毎日川を見えています。川の日々の変化もよくわかりますけれども、川に集まる人々の様子もよく目にしています。散歩をしている人、ジョギングしている人、詩吟をうたっている人も見かけます。工事をしている男性たちが、昼休みに土手でハトやこいにえさをやっているシーンにも出会います。人間は川のそばで休んだり、心をいやしたりするものだなと感じます。せんだって配られました「緑と水のまちづくり」、都市計画課が出しているこの資料の中でも、農地に次いで川が大切にしたい緑の第2位に選ばれています。

また、以前はふれあい橋のそばにいましたので、橋に集まる人もよく目にしました。昼間は若い夫婦が橋の中央部分で子供を遊ばせています。夜になると、若者が橋の下の平らになったところでギターを弾いたり、タップの練習をしたりしています。ただ渡るだけでなく橋が豊かに使われていると感じてまいりました。

豊南橋については、改選前の議会にたくさんの請願が出されておまして車道橋だいや人道橋だとにぎやかに議論がされてまいりました。豊南橋はやはり人道橋がいいと私が考えているのは、そういった橋をめぐる光景を見るたび心がほっとしてきたからだと思います。人が川を楽しめるように必要最小限の整備をして、人の集える橋をほどよく配置して、みんなの資源として浅川を位置づければ、自然とともに生きる豊かなまちづくりができると考えます。新井橋からふれあい橋まで一めぐりするとか、高幡橋から一番橋まで一めぐりをするとか、時には1日ゆっくり時間をかけて新井橋から長沼橋まで回ってみるとか、その方の体力と時間に合わせて川を楽しむことができれば、健康増進

や子育て、若返りにもとても役立つというふうに考えます。

そんなまちづくりの視点での質問ですので、よろしく願いいたします。3点質問をいたします。

1点目は豊南橋の見通しです。平成5年には、(仮称)豊南橋概要書がつくられています。財政的な問題やこれから一番橋のかけ替え工事が4年かけて行われることを考えますと、すぐにとすることは厳しい状況だと思いますが、現在のお考えをお聞かせください。

2点目は、浅川左岸、一番橋から高幡橋までの散策路の整備についてです。市民の方からも、あの部分が整備されれば、介護している高齢者を車いすで連れ出して外の空気を吸わせたり、広々とした川の景色が見せられるのという声が寄せられています。今は何となく道ができていて、根性のある人は通れるという状況になっています。また、高幡橋が見えるところまで行くと、一度都道に出なければ高幡橋より東側の遊歩道に出ることができません。歩道は都道の北側についていて信号もありませんので、安全上の問題があります。歩道に作業用の車が乗り上げられている場所などもありますので、車いすやつえでは何とも不安です。この部分の対応も含め、一番橋から高幡橋まで車いすやつえで散歩できる道、散策路——正式には遊歩道という呼び方なのでしょうか、その整備について伺います。

3点目は、日野から八王子までのサイクリングロードの整備についてです。これは高齢者の方でなく、もう少し若い世代の方から御意見が寄せられました。散策路も遊歩道もサイクリングロードも呼び方が違うだけで同じ道だと思いますけれども、自転車に乗って遠くまで行って健康増進に役立てたいという市民の方もたくさんいらっしゃると思いますので、今後の計画についてお答えください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(馬場繁夫君) 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長(清水啓治君) それでは、3点につきまして順次お答えをいたしたいと思います。

豊南橋の件でございますけれども、豊南橋につきましては、御存じのように浅川利用計画あるいは基本計画の中で、自然と調和する安全なまちという施策の中で、水と親しめる施設として位置づけられております。今まで架橋計画につきましては、何度か議会でも報告をさせていただきましたけれども、架橋の位置の周辺のいろいろな計画でございます。区画整理あるいはことしから始まります一番橋のかけ替え関係、あるいは京王

線の立体交差、これらの事業に多大な費用を必要とするということでございまして、財政状況から見ましてもすぐに実現というのは難しい状況でございます。

したがいまして、建設省等との協議につきましてはしばらくの間、休止を考慮しております。しかし、市民の多くが日野市が持っております自然あるいは水に親しんでいくという方向性につきましては、行政の基本として、今後も考え続けていきたいというふうに考えております。

それから、二つ目の一番橋から高幡橋までの整備の件でございます。一番橋の下流につきましては、平成9年度でございますが、駒形公園の下流まで堤防の整備が終わりました。したがいまして、現在では、今お話もございましたように整備が可能な状況にはなっております。一番橋のかけ替えに支障のないところとしての市民プールあるいは駒形公園の周辺、それから都道の近くの159号線、これは高幡橋から豊田へ結ぶ都道のことでございますが、この間の約延長1,200メートルにつきましては、ぜひとも近いうちに予算化に向けて進めていきたいというふうに思っております。

また、御質問にございました都道へ出ましてから高幡橋までの間の件でございます。約300メートルほどございますけれども、確かに散策路としての不適切な部分がございます。車が置いてあるところがございますので、この辺は裏のルートあるいは都道の整備を含めまして検討が必要かなと思っておりますので、あわせて調査をしてみたいというふうに思っております。

それから、三つ目の整備計画の件でございます。多摩川と浅川、両方とも八王子の行政界までの整備計画がございます。その計画の全体延長でございますが、約2万メートル、20キロございます。区域といたしましては、多摩川につきましては浅川の合流点から谷地川まででございます。また、浅川につきましては、右岸側は多摩市の行政界から滝合橋まででございます。それから、左岸につきましては、多摩川の合流点から長沼橋までということになります。現在までの整備の状況でございますけれども、多摩川については右岸のみでございますけれども、整備率については83%、整備が完了しております。それから、浅川につきましては右岸、左岸でございますけれども、右岸側については100%の完了がしております。左岸の整備率につきましては58%でございます。

今後の整備計画でございますけれども、まず多摩川でございますけれども、未整備の区域につきましては中央線の鉄橋の部分から、約上流に向かって1,100メートルございます。このうち一部につきましては、まだ堤防の整備ができておりませんので、全線の整備は不可能な状況でございます。それから、浅川につきましては、左岸側に約3,000

メートルの未整備の区域がございます。

御質問の一番橋から高幡橋の区域を除きましても、残りが1,800メートルの未整備区域があるということになります。ただ、この区域につきましては、平山橋の上流の大名淵あるいは滝合橋の上流の滝合小学校との間にごございますけれども、霞堤がまだ整備されずに残っております。この全線の連続性は現在の段階で不可能でございますけれども、さしあたって整備の可能な場所、いわゆる今御質問のありましたところ以外のところも、引き続いてぜひ整備はできればと思っています。それによって、八王子市までの接続ができればというふうに、私どもも希望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

豊南橋については、今とても財政的に厳しい状況なので、運輸省との協議もしばらく休止しているということで、これはこれで仕方がないかなというふうには思うわけですが、ただ、先ほど申し上げましたような川を中心にしてどういうまちづくりを進めていくかという観点を忘れずに、ずっとこの豊南橋のことというのは進めていっていただきたいというふうに思っております。考え続けていきたいという御答弁でしたけれども、ぜひ考え続けていただきたいというふうに思います。

この概要書というのもう既に立派なものできておきまして、橋のデザインの検討は五つほどできておきまして、ふれあい橋との兼ね合いもあって、この形が一番いいかなと思うようなものもあるわけですが、そのあたりはもう一度申し上げますけれども、まちづくりの中でどういう橋にするかということを十分に考えていっていただきたいというふうに思います。

それから2点目につきましては、ちょうどあそこの都道に出てちょっと先のところに用水のそばを少し整備したところがあると思うんですけども、あのあたりは車いすはちょっと難しいかもしれませんが、子供を連れての散歩とかつえをついてなら歩けるかなと思うような場所もありますので、何か案内板をつけるなどをして、高幡橋を越しますとまた遊歩道があって川のそばを歩くことができますので、できる場所はなるべく早く整備をしていっていただきたいわけですが、いかがでしょうか。

それから、3点目のサイクリングロードにつきましては、平山の大名淵の部分と霞堤の部分の部分が難しいということで、私、無理して自然を壊して道をつくらなくてもいいというふうに考えておりますので、その大名淵というところはカワセミの巣があるというふ

うにも聞いておりますので、大事にしていっていただきたいと思うわけですが、次のルートに抜けるように、何かやっぱり案内板をつくっていただいて、平山橋から大名渕のわきを通して、またサイクリングが続けられるように表示をしていただきたいんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 2点御質問をいただきました。一つは、市民プールの下流の都道へ出てから高幡橋の間の件でございます。先ほどもちょっと300メートルというお話をさせていただきました。裏側にもとの新井用水がございます。整備もされてはいますけれども、水路の流れ部分以外に土あげ敷という平らな部分も若干ございます。これらをちょっと整備すれば、今お話しのような車いすは無理かもしれませんが、一般の方の通るには安全でかつ近道であるということが言えると思います。早速整備も含めて、今、案内板のお話もございましたので、準備できるものは準備を早速したいというふうに思います。

それからもう一つの大名渕、左岸になりますけれども、上流の大名渕あるいは霞堤の方への整備につきましては、確かに整備が非常に不可能だという状況でございますし、これは時期を待っていてもできませんので、迂回できるルートを選定いたしまして、これにつきましても案内板の表示を早速できる方向で検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

あとこうやって川を回って、ここを資源にしてみんなが集い合うということを考えていきますと、どうしても特に高齢者の方はトイレの必要が出てくるだろうと思うんです。なかなか日野市は公衆トイレがありませんで、この予算でやっと日野駅のそばに公衆トイレができるということになったわけですけれども、この浅川をずっと見てまいりますと、それぞれのところに公共施設、学校などがあるわけですね。例えばずっと下からいくと、潤徳小学校よりは浅川苑の方がいいと思いますけれども、浅川苑とかそれから、上ってきまして七生中学校、それから平山中学校、左岸の方では滝合小学校、二小、また市民プール、こどもトイレがそのまま使えるかどうかはわかりませんが、もう少し下流に行くと東部会館ですね、クリーンセンターもありますので、そういったトイレの整備も学校の方とも話し合っただけで使えるようにということをしていただきたい

んですけども、少しそんなところも話し合いを進めていただきたいと思います、それについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 私の方ですぐに、ではそうしますという御返事ができないんですけども、基本的にはそういう方向で、他の施設の管理部門と調整をしてみたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

それでは、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思うんですけども、こうやって、私、浅川、ずっと自分もそばに住んでいますので、とても貴重な日野市の資源だなというふうに思っているんです。ここは、まちづくりの中にしっかりと位置づけて高齢者の方もそうですし、子育て中の方もそうですし、それから不登校のお子さんなんかもどこかに集めて、何が何でも勉強させるという発想ではなくて、時には川のそばで一日ゆっくり川をながめてみるというような、そういうような何というか、川とのふれあい方というか、この浅川の使い方ができるかなというふうに思っているんです。ぜひそういった浅川を、資源として大切にしながらまちづくりを進めていくということについて、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 豊南橋の関連からサイクリングロード等々、川を中心としたまちづくりという観点からの質問でございますが、特にお話をお伺いをしておりまして、日野における特に浅川の大切さ、あるいは川の大切さ、水路の大切さということは全く共通の認識であります。我が日野市は川があったからこそ今の状況になったというふうな認識を持っておりまして、川を一番中心にまちづくりを考えていかなければいけない、こういう認識を持っているところであります。

特に浅川につきましては、全く市の真ん中を流れる川、もともとこれはあざ川といいまして荒れ川であったわけでありまして、昨今はそれほどひどく荒れることはないわけで、住民の皆さんがそこでふれあう、新旧住民あるいは老いも若きもそこでふれあうすばらしい一つの間であるなというふうに思っておりまして、そういう意味で、この豊南橋を中心とした地域をうまく利用していければというふうな考え方を持っています。特に平成10年度は記念事業——ささやかな記念事業でありますけれども、コスモスクエアというようなことで、河川敷等々をうまく利用して市民と一緒にそういった花

を植える、観賞するというような場にもしていきたいというふうに考えておられて、議員御指摘のとおり、浅川を一つの中心としたまちづくり、これからも一生懸命配慮しつつ続けていきたい、このように考えているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

豊南橋はまだできておりませんので、豊南橋を中心にしたまちづくりというよりも、それぞれの橋と川を中心にしたまちづくりというふうにイメージをしながら、このイメージを膨らませて自然とふれあう豊かなまちづくりを進めていっていただきたいというふうに、重ねてお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって9の1、豊南橋の実現と浅川散策路の整備をの質問を終わります。

一般質問9の2、介護保険に向けての市の対応を問うの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） それでは、質問をさせていただきます。この介護保険につきましては、他の方からも質問がありましたので、端的に伺ってまいります。

1点目、1999年の10月には介護保険の認定作業が開始されることとなりますが、市民へのPRについて伺います。介護保険事業画策定委員会の中には被保険者、市民も入れていくということですが、その委員会に入れない市民の声をもっと広く聞いていくことが必要と思いますが、その対応はどのようにお考えでしょうか。また、市民へのPRについてもお答えください。

2点目、福祉オンブズについて伺います。12月議会では、来年度庁内に検討チームをつくるというお答えでしたが、その後、進んだ点がありましたらお答えください。

3点目、学校開放をしてデイサービスを進めることについて伺います。現在、栄町や浅川苑、やわらぎの痴呆性のデイサービスなどがありますが、介護保険が始まるまでにどれくらいデイサービスが必要と考えているのでしょうか。また、どのくらい用意できるとお考えでしょうか。私は学校開放をして学校の余裕教室でデイサービスをすることも必要と考えております。それはデイサービスをふやすという意味でも必要ですが、高齢者と子供たちがふれあう場づくりという点でも、進めるべき施策の一つと考えています。福祉部、また教育委員会の考え方をお伺いいたします。

4点目は、移送サービスや配食サービスについて伺います。介護保険の中では、これらはサービスの中に盛り込まれておりませんが、市によっては横出しサービスとしてこ

れらを考えていくところも出てくるかと思います。日野市としては、現在のところ、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

5点目は、介護保険110番など周知相談受付窓口の設置について伺います。わかりにくい点が多々あるのが、この介護保険だと思います。保険料の徴収など、特にわかりにくいのではないのでしょうか。市民の方からも、特に高齢の方からのお話が多いんですけども、またお金を取られるのかという反応を伺うこともあります。行政としては、少し大変でも、市民から見てわかりやすい窓口をつくるのが、その後の介護保険をうまく軌道に乗せることにもつながると思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 1点目でございますけれども、介護保険事業計画の策定についての計画作成の委員会等への被保険者の意見の反映でございますけれども、被保険者の意見を反映させる手法といたしまして、計画作成段階でアンケート調査、これは事前の場合もございますけれども、アンケート調査や地域別の懇談会あるいは説明会などの工夫も、そういったこともプロジェクトチームの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、市民へのPRにつきましても、現在もパンフ等を置いておりますけれども、市民団体からの説明依頼などもございます。介護保険担当が出向いて、現在数度の説明をいたしておるところでございます。今後も、市の広報等を活用いたしまして積極的にPRをしてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目でございますが、福祉オンブズということでお話をさせていただきますが、昨年12月議会でも助役の方からも答弁をさせていただきましたように、新年度におきまして庁内組織をつくって検討していくということになってございます。福祉関係におきましては、介護保険に絡んでの今後の苦情等が、かなり予想はされるわけでございますけれども、それも含めての福祉のオンブズとなりますと、量的にも対応がいかながかなというような感じがございます。12月議会でもお話をさせていただきましたけれども、それとは切り離して考えていくべきかなというようなことも思っておりますので、いずれにいたしましても、それらを含めまして、新年度庁内組織の中で検討してまいりたいというふうに、現在考えております。

それから3点目でございますが、学校開放でのデイサービスの拡大の件でございますが、学校の余裕教室でのデイサービスの実施については、現在教育委員会で余裕教室の

活用について調査、検討を進めておりますので、福祉部といたしましては、教育委員会との連携を図りながら、その活用について考えてまいりたいというふうに思います。

既に文部省と厚生省の間では、老人福祉施設についての余裕教室活用についての協議が済んでおりますので、デイサービスにつきましては福祉部としては実施の方向で検討できるわけでございますけれども、保健・福祉計画や、今後予定されております市内の特別養護老人ホームでありますとか、あるいは医療法人のデイケア事業などの立地的なものも考慮が必要であるというふうに考えております。また、介護保険実施後の状況での運営方法も考慮しておく必要があるというふうに考えております。それから、固定したデイサービスセンターだけでなく、サテライト型と申しましうか、巡回出張形式のものも、あわせて検討していく必要があるのではないかというふうなことも考えておるところでございます。

それから、4点目の移送サービス、配食サービスなどの関係でございます。介護保険実施になりますと、移送サービスや配食サービスにつきましては、保険対象外でございますので、制度の上では横出しサービスといたしまして実施することになります。横出しサービスの対応につきましては、市が条例によって独自に事業を決めるわけでございます。その費用といたしましては、一応被保険者からの保険料で賄うということでございます。したがって、横出しサービスを実施する場合には、被保険者の、一応被保険者でございますが、の負担のバランスを十分考慮する必要があるわけでございます。慎重な対応が必要であるというふうな考えを持っております。

また、現行の福祉水準を維持するというところで、介護保険と切り離し、市の独自事業も必要になるというふうに思います。現在の要介護高齢者にとって移送サービスや配食サービスにつきましては、在宅生活を維持する上で重要なサービスとなっております。利用者の足として、また食生活の補助や健康の維持につながる事業として、大変歓迎されておるところでございます。そのような横出しサービスや独自事業については、今後、介護保険の細部が明らかになる段階で、市の方向を決めていくことになろうかというふうに考えております。

それから、最後の5番目でございますが、周知、緊急等の対応でございますが、介護保険相談窓口の設置につきましては、行政での相談窓口の設置はもとよりでございますが、介護支援センターや社会福祉協議会などの組織も活用いたしまして、介護支援専門員を配置した中で、市民の身近なところで相談受け付けができるような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

また、緊急時の電話などの相談等につきましては、在宅介護支援センターの24時間対応でございますので、このようなシステムが利用できるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまの御質問の中で、学校の余剰教室に関する教育委員会の考え方というお尋ねがございました。

従来、余剰教室を学校施設以外の施設に転用する場合ですと、補助金の返還というような状況が伴っておりました。その後、補助金の返還が免除される形の中で転用した事項を、報告事項として文部省の方へ上げれば、その補助金返還がなくなるという取り扱いの項目があるわけでございます。それは、従来では社会局施設に転用する場合だけに限られておりました。ところが、平成7年に、今議員さんが御指摘のデイサービスなど利用型の老人福祉とか備蓄倉庫とか、地域防災のための施設に転用する場合も、報告事項につけ加えられました。さらにまた、昨年11月からは、児童福祉施設と身体障害者のデイサービスセンターに転用する場合にも、報告事項ということに追加されて、補助金の関連が解消されているところでございます。

余剰教室の活用につきましては、ただいまのケースのように市民の多様な要望にこたえて、かつこうした最近の動向にもかんがみ、学校を単に学校教育施設としてでなく、社会施設、福祉施設、地域施設としての機能、役割を合わせ持つ施設として、これからの方向づけを模索していく必要があるかというふうに考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、内部の検討だけではなく、市長部局とも連携を図りながら、計画的な活用を図るための検討体制を確立していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

では、少し再質問させていただきますけれども、1点目についてはいろいろなアンケート調査、いろいろな方法をとってPRをしていくということなので、ぜひ積極的にお願いたしたいというふうに思います。

2点目のオンブズについてなんですけれども、ちょっとニュアンスが、介護保険に絡んでの苦情を含めてのオンブズとなると、量的にも対応ができないかもしれないので、

別の方法を考えているというふうにもちょっと聞こえたんですけども、これについてはもう少しお伺いしたいんです。いろいろな市が福祉のオンブズ——オンブズマンをつくってきているという話はしてきておりまして、三鷹市も昨年の10月からでしたか、福祉オンブズマンが福祉総合条例に基づいて動き出しているんですけども、武蔵野市でも、武蔵野市長は介護保険には反対というような話がありましたけれども、武蔵野市では、武蔵野市介護保険導入庁内推進委員会というのがありまして、やはりこの問題に向けて取り組んでいて、その中でも、不服申し立て苦情処理市民の権利擁護システムの検討のところで、オンブズマン制度の検討というのも上がってきております。

私、どうしてもこれは必要だし量が多いからこそ第三者的な仕組みとして日野の中につくっていくことが必要だというふうに考えているんですけども、もしかしたら、ちょっと私の受けとめ方がおかしかったのかもしれないけれども、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、3点目の学校開放については、今いろいろな検討をしていくということでしたけれども、めどとしてどれくらい後に結果といいますか、それが出てくるのか、それがわかりましたらばお教えてください。

それから、5点目につきましていろいろな窓口で、それぞれの窓口で相談とかPRも含めて話はされていくんだと思うんですけども、もう少し市民から見たときに、ここに電話すれば全部わかるというような、そういう見せ方というか、そういうものをしていかないと、困っているんだけど、また介護保険は一体どうなるのかなと思いつながらぬ、だれに聞くこともできない人というの、またふえてしまうんじゃないかというふうに思うんです。保険料の問題なんか、特に高齢者の方、心配していらっしゃいますし、先ほども申し上げましたけれども、今の家計の中から夫婦そろって5,000円も出すのは大変という高齢者の方もいらっしゃいましたし、こういう問題というのは一番大きく聞かれる部分だというふうに思うんですね。だから、少し専門的な方を置いて24時間、電話を受け付けるけれども、返事は就業時間中でもいいですけども、何かとにかく目に見える形で介護保険のことが相談できるところをつくっておいていただきたいというふうに思います。

保険料のことで言いますと、1号被保険者と2号被保険者がありまして、1号被保険者は7割の方が年金から天引きをされて、3割の人は個別徴収となると。それから、どうしても払えない人は生活保護を受ける際、保険料を上乗せして支給されますと。で、第2号被保険者は加入している医療保険を通じて介護保険料が徴収されます。勤労者は

事業主と本人とで、原則折半、負担割合は会社の労使関係の中で決められます。国民健康保険に加入している人は、国が半分負担します。それから、この辺が私自身もああそうだったのかと思ったんですけれども、サラリーマンの妻、いわゆる第3号被保険者は保険料は納めません。老齢基礎年金の保険料の扱いと同じですというようなこともあって、この辺が、本当に市民からしますと、どういう形で保険料を納めていくのか、どういう形で使えるのかということが一番知りたい部分だし、混乱をする部分でもあるというふうに思います。

ぜひ、私が先ほど質問したのは、介護保険110番というような形ではっきりと見えるように、こういう仕組みをひとつつくっていただきたいんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 1点目の福祉オンブズの件でございますが、介護保険のことも、その他福祉の内容も、全体含めましての福祉オンブズ制度、これにつきましては、介護保険は介護保険で不服の審査の申し出は都道府県が設置する介護保険審査会というふうな組織、それからサービス内容に対する業者への不満等につきましては、国民健康保険団体連合会というところで受けることにはなっておりますが、その他の直接市の方への苦情等は相当予想されるわけでございまして、したがって、それらを全部まとめたものとしての制度化をしていくのは、ちょっと物理的にも無理があるかなというような考え方でございまして、それは先ほど申し上げましたように、全体的な制度といたしまして、新年度より庁内組織を設けて検討していきたいということで、お話をさせていただきましたけれども、その中で、ただいま申し上げましたような福祉オンブズにつきましても検討をしていくという意味でございます。

それから、開放のめどということでございますけれども、これは、まずはどの程度の教室、開放可能な教室が出てくるかということが基本になるというふうに思います。

それと、介護保険にかかわる施設の整備の配置の時点で、うまく空き教室を使えるような立地にあれば使っていくということでございますので、時期といたしましては、作業的には10年度中には、そういった方向を定めていくべきではないかというふうに考えております。

それから、市民へのPRと申しませうか、相談のシステムといいますか、そういうことでございますけれども、介護保険制度開始前、2000年以前に制度がどういうものであるのか、保険料等がどういうふう決められ、どういう立場の人はどういうふうを負

担をしていくのかというようなことでの対応かというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、現在では、市の担当部署でそれらの対応をしているわけですが、また各種市内の病院の看護婦さんでありますとか保健婦さんでありますとか、あるいは民生委員さんでありますとか、幾つかの組織、団体の依頼がございまして、市の担当がそちらに出向いてお話をさせていただいているような状況でございます。

多くの方に、疑問をお持ちの方に御説明申し上げるといようなことの中では、今後、先ほどちょっと申し上げましたけれども、民生委員さん等に内容、制度的なものがある程度御説明申し上げまして、そういう中で、個々の介護を要するあるいは家族の方にお話をさせていただくのも一つの方法かというふうに思いますけれども、この保険につきましてのプロジェクトも立ち上げていくわけでございますので、そういう中でも、今お話しのございました110番というようにも含めまして、プロジェクトの中でも検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

オンブズのことについては、来年度検討チームをつくっていくという答えだったんですけども、介護保険との関係というのが少しまだ整理がし切れていないとか、私の方もうまく伝え切れていないのかもしれないんですけども、今部長からお答えいただいたんですけども、前回、助役からこのことについてはお答えいただいておりますので、介護保険と絡めて、どんなふうに進めていこうと思っていられるのか、新年度からのスタートですから、まだ1週間ほどあるわけですけども、お考えをぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 福祉オンブズの制度につきましては、先般の議会でも具体的な検討に、新年度においては入るとい、そういう説明もさせていただきました。福祉あるいは保険サービスに対する苦情処理、これを中立的な立場で、なおかつ迅速に処理するということは、やはり時代の要請だと思っております。この間、いろいろ機構改革の整備であるとか、そういうような問題も絡む中で具体的な検討チームの発足にはまだ至っておりません。この介護保険との絡みをどう整理するか。これはやはり検討しなければならない課題であることは間違いありません。ただ、今の段階で、介護保険の苦情についての処理をどうこれと絡めていくのかいかないのかということは、まだ今の段階では

お答えする段階ではないのではないかなと思います。基本的には、余り早急にこの介護保険制度との絡みでこれを考えていくと、どうもすぐ壁にぶつかってしまう可能性がありますので、そうではなくて実情をよく把握した中で検討チームの中で議論を深めていってまいりたいと思っています。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

オンブズについては、なかなかなじみがないという意味で難しい部分があるんだろうというふうに思いますので、また改めて次の機会に詳しく質問していきたいと思います。4月まであと1週間ですので、ぜひ早急に新年度もすぐにこのことを始めていっていただきたいというふうに思います。

学校開放については、先ほど10年度中には考えていきたいというお答えがありましたので、それでよろしくお願ひしたいと思います。

最後に市長にお尋ねしたいと思うんですけれども、移送サービスとか配食サービスですね、とても配食サービスについては特に、これをどういうふうにしていこうかというのは、すごく難しい問題だなというふうに思っていて、私たち市民同士で話をしても、どうしたらいいんだろうかというところがなかなか出てきにくいところなんですけれども、でも、最終的にはやはり高齢者の方の金銭的負担を少なくすることと、食の確保を保証するという観点で、後退させることなく、しっかりと日野市の今の状況を進めていくということが必要だというふうに思っているわけなんですけれども、その辺について市長のお考えをお聞かせいただきたいのと、先ほど介護保険110番のことも質問したんですけれども、確かにいろんな相談窓口があるし、今担当もいろんなところに向いていって説明をしているんだと思いますけれども、この110番というのが、例えば来年初めから1年間スタートするまでというような、そういうくくりかもしれませんけれども、とにかく市民の方がいつでも相談できるというような、電話の窓口でいいんだろうと思うんですけれども、そういうようなものをつくっていくことが必要じゃないかというふうに思うんですけれども、その2点について市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 介護保険に向けての市の対応ということでございますが、特に高齢者への今続けている配食サービスあるいは移送サービス、こういったものが介護保険ができたときに市はどのような対応になっていくのかという問題、あるいは24時間の相談といいますか、が受け入れられるようなシステムをつくれないうふうなことで

ございます。確かに今非常に難しいところでありまして、今のサービスを今の御負担のまま、この介護保険制度ができたときに全部続けられるかどうか、大変私も不安を感じておりまして、ある面では、いわゆる横出し分というのは御本人の御負担で基本的にはやるというふうなシステムだそうでありまして、いわゆる上乘せがそれに市が負担を乗っける、こういうことになるわけですけれども、それがどれだけ可能なのか。今、国の方から来ているパンフレットなんか見ますと、市町村が保険料を決めるだというようなことまで書いてあるんですね。これ、非常にわけがわからないところがあるんですけども、大変難しい中でありますが、御指摘のとおり、今までせっかくなつくられている高齢者のためのサービスがあるわけでありまして、極力そのサービスが低下しないような方策は一生懸命考えてやっていきたいというふうに思います。

それから、もう一つの相談のためのシステム110番といいますか、そういうことにつきましても24時間というのが、果たしてすぐ対応ができるものかどうか私もわかりませんが、極力担当部局が相談業務に対応できるようなレベルアップも含めて、あるいはそういう対応できる人の増員も含めて考えていきたい、このように思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

何かとにかく高齢者の食事というのはとても大変だなというふうに思うのと、でも年をとると一番先に面倒になるのが御飯をつくることだというふうに聞いたことがあります。ああ確かにそうかもしれないなと思ったことがあるんですけども、それと食べることが健康にもつながっていくわけですから、ぜひこの辺は十分に市民の方の意見も聞きながら進めていっていただきたいと思います。市長からもお答えいただいたわけですけれども、確かにこの介護保険、とっても大変な部分がたくさんありまして大変だなということは感じるわけですけれども、じゃあこれまでどおり介護が女性の仕事でいいかということ、そういうわけにもやっぱりいきませんから、進めるしかないんだろうなというふうに、私自身は考えております。

市長が余り不安な発言をされると、市民はさらに不安になりますので、先ほどの奥住議員と同じ感想を、私持ったわけですけれども、ぜひ市民の理解を求めするために、また情報を市民の方に伝えるために最善の方法をとりながら、しっかりと進めていっていただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって9の2、介護保険に向けての市の対応を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問9の3、入学通知書は何故遅れたか ――まず情のある教育行政をの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） それでは、質問させていただきます。

この1月22日にある市民の方から御連絡をいただきました。中学校の入学説明会当日なのだが、自分と友人のところだけ子供の入学通知書が届いていないということでした。この方は障害があると言われているお子さんを持った方なのですけれども、これまでも小学校では普通学級に通わせてきたので、中学校もそのまま地域の学校に行かせたいと、教育委員会に書面で意思表示をしてきたのに入学通知書が届いていないとのことでした。

まず、なぜ今回の入学通知書の発送についてこのようなことが起きたのかを御説明いただきたいと思います。これが1点目です。

2点目として、保護者は普通学級に入れたいという意向を教育委員会にはっきりと伝えていたわけですが、保護者のそういった意向をどのように考えているのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまの2点についてお答え申し上げます。

まず入学通知書の送付についてでございますが、この点につきましては、学校教育施行令第5条の定めによって、これはその定めと申しますのは、入学期日の通知とか学校の指定行為という形のものでございますが、基づき小・中学校への就学予定者の保護者に対して、毎年1月中に入学通知書を送付しておるところでございます。

障害のあるお子様につきましては、就学相談委員会の相談を受けていただき、その結果によって、保護者の同意をいただきながら随時入学通知書をお送りしているのが現状でございます。また、就学相談を受けられなかったお子様につきましては、そのお子様の状況をできるだけ把握し、そのお子様に対する学校での受け入れの対応等の検討を行っているところでございます。その検討に時間を要するケース等もあまして、入学通知書の送付がおくれたという経過があるところでございます。

それから、2点目の保護者の意向の御質問でございます。教育委員会といたしまして

は、障害のあるお子様については、まず就学相談をお受けしていただく。その中で、保護者の意向を伺うということを基本としています。その基本の中で保護者の意向を尊重していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 就学相談とのかかわりでおくれたという、そういうことなんだろうというふうに思うんですが、確かにこのケースで言うと、12月のうちから就学相談受けますかということを校長先生に言われていて、それは受けませんということとずって言っていたと。それでもさらに教育委員会から問い合わせがあるので、文書によって申し入れをしたと。で、それをごらんになっているんだと思うんですけども、その段階で就学相談を受ける意思がないということは確認できているわけですから、もう少し早くに対応をするべきだったというふうに、私は考えております。

それと、今回、1月14日にこれが出されておまして、普通学級に入学される方には20日に入学通知書が出されたということなんですね。それで、就学相談とか、それに関連する方たち、就学相談を受けたくないですというふうに言っている方も、それは30日に出されているわけなんです。それは、それぞれ皆さんに確認をしてそういうことだったそうなんですけれども、何のためにそうやって普通学級の方には20日に出して、それ以外には時間をずらして出す必要があるのか、そのことが私にはよくわからないんですけれども、一人の子供というふうにして見たときに、ずらして出していく意味がどこにあるんだろうなというのが、私、今回とても不思議だったんですね。それはいろいろ仕事の都合があって——教育委員会からしたら仕事の都合があって、片づけなくちゃいけない仕事というのがあって、それがこういうことになったのかもしれないけれども、なぜこんなふうに時間的に差をつけなければならないのか。

そのことと、こんなふうに言いますのは、実はいろいろ皆さんに取材をしましたらば、意思表示しているのに自分のうちにだけ、それが来ないということ自体が差別だろうと、こういうふうに感じていらっしゃるわけですね。なぜ意思表示をしているのにこんなやり方をされるんだろうかと、そういうことなんですね。私もいろいろ考えてみたんですけども、なぜ一緒に出せないんだろうか。それはすべて結果が出てから就学相談を受けたくないという方もあるでしょうし、受けて学校の行き先を決める方もあるでしょうし、それは別にそれが全部結論が出てから一緒に出せばいいことだろうというふうに思うんです。1月中に出すことに決まっているというふうに聞いておりますので、ぜひ、

その辺はもう一度基本に戻って考え直していただきたいというふうに思っているんです。

それからもう一つ、いろいろこれ調べていきまして、あんまりいろいろ言うとおれでしょうから、それぞれプライバシーもあるでしょうから、ちょっと言いよんどしてしまうところもあるわけですが、就学相談は指導室でやっていて、その事務的なもの、入学通知書を発送するのは学務課がやっているというところで、責任の所在がはっきりしていないなということ、私感じたんです。このやり方を変えていかない限り、就学相談をやるところと発送するところが違って、毎年——今まではどうだったのかわかりませんが、これからはこういうことが出てくる可能性というのはあると思うんです。

私も障害を持っているお子さんのお母さんに言われて初めて気づいたんですけれども、入学通知書がずれて届くこと自体が差別だというふうに、みんながそれをわかってくれない限り、この問題はわかってもらえないだろうというふうに、そういうふうに言われたわけなんですけれども、もう一度そういう目でとらえ直してほしいということと、一緒に出せば済む話ですから、その辺の検討をぜひしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） いろいろなケースがあるわけですが、先ほど申しました就学相談等のかかわりの中で、就学措置の方向が決定したものについては、従前から差のないような形で発送はしているところですが、いずれにいたしましても、ケースの決まらないケースだとかいろんなケースもあろうかと思えますけれども、学校側の受け入れの問題とか、そういう形の中でどうしても時差が出てしまうようなケースも多々出てくることも想像するところでありますが、基本的には時間の差というものがないように従来もやっているとありますが、今後ともそういう形の中で、差のない形の中で処理できるものは処理していくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） すみません。もう一つ、就学相談の決定というんでしょうか、その部分をお答えください。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 大変失礼いたしました。

1点目の指導室と学務課での同じ一つの仕事の関係で、流れの中で両課で対応しているというような御指摘でございます。全く御指摘のとおりの内容でございまして、私も教育委員会の内部の者としても、この問題については重大に受けとめておりまして、組織の見直し等の中ですっきりした形のものでできれば、そういう方向で内部検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ぜひこういうことが二度とないように進めていっていただきたいと思います。

最後に教育長にお尋ねしたいんですけれども、まず、保護者の意向を尊重してくださいということなんです。今回、保護者は普通学級に入れたいということをきちっと意思表示をしているんですね。で、就学相談を受けたくないということも意思表示をしているわけですから、それを尊重してほしいというふうに思います。

それからもう一つは、障害があると言われているお子さんを持っている親をおどさないでいただきたいということなんです。これは学校長にもよく伝えていただきたいというふうに思います。学校に相談に行ったときに、財政状況ですとか環境の問題ですとか修繕もできない状態だとか、それから校内では破損がひどくって水洗トイレも流れない、そういうような話を校長先生がされるということで、これは今回の方のケースとは別の方ですけれども、要するに非常にこの学校はひどい状態だから、来ても大変ですよということを言っているということなわけですよ。以前、ほかの議員の方が、この学校はいじめがありますよというふうに、障害を持っているお子さんに言ったということがありましたけれども、これはうちの学校には来てくれるなどとは言っていないわけですけれども、ある意味で、私はおどしているんだというふうに、ちょっと言葉がきついかもしれませんが、そんなふうに思います。

学校としては、とても大変というのもよくわかりますけれども、本当にこれでいいんだろうかということ、私は感じています。今の仕組みがそういうふうに障害があるお子さんは分けて教育をしていくというふうになっているようですから——それが決まりではないと思いますけれども、なっているようですから、そちらの方向に行っているということはわかるんですけれども、でも、そうやって子どもたちを選別していくことが、普通学級の中でも違うものをどんどん排除していく、そういうことにつながっているように、私には思えるんです。

ここが、多分見解が違ふと言われるところかもしれませんが、うなずいていらっ
しゃいますけれども、私にはそういうふうに見えるんです。実際に、校長がこういう
ことを言う。それから、入学通知書が別々に出されていくということは、差別というふう
に親は受けとめているわけですけれども、もうちょっと言葉を進めると、それは私は、
社会が障害を持っているお子さんを育てている保護者に対してのいじめだというふう
に思います。そういうふうに感じています。

それから三つ目は、意味のない区別は差別につながります。(笑い声) これは男女別
名簿もそうだと思いますけれども、意味のない区別をずっと続けていると、いつしか差
別を生みます。(笑い声) で、こういった問題も入学通知書の発送をずらすということ
に対して、何が問題なんだというふうに思っている方は多いんだと思うんです。だから
笑いも起きるんだと思うんです。だけど、このところをもう一回考え直していかないと、
自分たちの中に持っている差別意識というのに気づけないんじゃないかなというこ
とを、私は今回感じました。

先ほど部長からも答弁いただいたわけですけれども、あえてもう一度教育長のお話伺
いたいの、子どもたちが荒れていて心の教育ということが言われていますけれども、
今回のやり方に心はあったのかなというふうに、私は感じます。まず情のある教育行政
を進めていっていただきたいんですけれども、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長(馬場繁夫君) 教育長。

○教育長(有元佐興君) 本市の教育行政の基本的な姿勢でございますが、この心身に
障害を持つ子どもたちの教育につきましては、適切な教育を行うという建前から、具
体的にはその子どもの持つ個々の能力をいかに多く引き出すか。そして、育て今を生き
将来を生きるためにはどうあるべきかという、その姿勢から、本市の心身障害教育につ
きましては、心障種別に合わせて、具体的には本市小・中合わせて7校、10学級をつ
くってそこで教育をしているというところであります。

先ほどのお話にありました就学相談というのは、実はお医者さんとか心理学の先生と
か学校の現場の先生とか校長とかが集まりまして、本市では平成9年度には4回の会議
を開いておりますが、そのときそのときに出てきた子どものケースをいろいろと協議を
しながら、その子どもにとって、その相談の結果で都立養護学校が適しているかどうか、
本市にある心障学級が適しているかどうか、また通常学級にそのまま行かすことが適
しているかどうか等々を検討する会がありまして、この会は、実は学校保健法の第4条に
基づきまして、それを受けてできているという法的な流れの中でできている組織であり

ます。そのようなことで、現在、日本の教育そのものが心障教育につきましては、心障種別に合わせた教育を行っていくという大きな国の流れの中で、本市もその姿勢を貫いているということにつきましては、御理解いただきたいと思うわけであります。

もちろん最終的に保護者の強い意向によって、その措置がどうなるかにつきましては、御存じのとおりでございますが、本市の行政の姿勢としては、今申し上げました姿勢で進んでいるということであります。なお、就学相談を受けたからといって、その結果が今申し上げました保護者の意向と違うことによって、何らその問題が問題になることはございません。できましたら、ぜひ行政に協力いただく姿勢で、せめて就学相談におかかりいただくことを、ぜひお進めしたい、かように思う次第であります。

なお、今回の就学通知につきましておくれたことにつきましては、今部長が申し上げましたように一つの手続の中でおくれたということがありましたが、それもこれも行政が実態を理解した上で、少しでも措置する学校への子どもの幸せを願ってという姿勢であるということも御理解いただきたい、かように思う次第であります。

ぜひ、行政とそして学校と保護者とが協力いただく中で子どもの教育を進めていきたい、かように思っておりますので、議員におかれましてもその辺のところを御理解いただき、ぜひ協力の姿勢で今後、行動いただければ幸せだと、かように思う次第であります。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 私は余り教育長のおっしゃっていることは理解できないし、協力もしたくないというふうにして、就学相談を進めるということについて協力したくないというふうに思っているんですね。就学相談をなぜ受けたくないのか、なぜそういうふうには保護者が感じるのか、そのことをもう一回保護者の立場になって、私、見てもらいたいと思っているんです。（「そういう人がいるから困る」と呼ぶ者あり）

それから、それが子どものためというふうにおっしゃいましたけれども、子どものためと思ってきたこういう教育、子どものため子どものためというふうに言ってきた今の学校教育が、大きく揺らいできているということがあるんですね。私、前回、子どもオンブズのときでしたか、日本の子どもたちは幸せと思っているのかという質問を教育長と市長にしましたけれども、そのときに、子どもたち同士が学校という場を介してお互いを傷つけ合っている。そして、そのことが武器は表情だったり、言葉だったり、態度だったり、視線だったりするというふうに言ったわけですけれども、幸い日野では起き

ておりませんけれども、本当に子どもたちがお互いを傷つけ合うようになってしまった。こういう状況を考えると、私は今のこれが子どものためなんだというふうに大人が考えていることを、根底から考え直さなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っているんです。

このことについても、障害児の教育についても同じことを考えています。今、普通学級に入る子と障害児、心身障害学級などに入る子の入学通知書が別々に届くということのを全然おかしくないというふうに感じている方がいるとすれば、それはもう一回考え直していかないと、本当に子どもたちをもっともっと追い込んでいくことになるというふうに、私は考えております。

大変残念ながら、教育長とは——私は教育長の立場は全く理解できないというふうには思いませんし、それはそれで今の一つの流れの中で一生懸命なさっているんだというふうに思いますけれども、実際にこういうことが起きてきてみると、もうちょっと、例えばみんなが届いている入学通知書がうちだけ届かない、そのことについて自分だったらどう思うのか、そこを大事にして進めてもらわないことには、この問題もそれに続く問題も、私、解決しないだろうというふうに思っています。どこまで私自身が今話していることが教育長に通じたのか、ちょっと私自身もわかりませんが、時間もかかることだと思いますので、いろんな場を持って、またこういった件についても私は話をしていきたいというふうに思います。

それで、先ほど部長からは、今後のことについては組織的なものも整理をし、私が申し上げましたちゃんと同じように届くということも検討するというお答えがありましたけれども、教育長にもう一度この二つだけ伺っておきましょか。余りにもずれたお答えと私自身の考えになってしまいましたので、せめてこのことだけはきちっと教育長も検討していただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） もちろん議員のおっしゃることにつきましては、今後検討することは既に指示はしてございます。

お話の中で、今回、就学指導にかかった子どもたちが全部通知がおくれたようなニュアンスもあるかと思いますが、就学指導の決定が行われたものにつきましては、同じように出してあるということは御理解いただきたい、かように思います。

なお、続きまして申し上げたいと思いますが、実は私も心障教育にはそれなりの経験もあるつもりでございます。かつてアメリカに教育視察団として私が団長で行ってきま

したときにも、アメリカの心障教育につきましても幾つかの見学や向こうの人たちとの協議もしてまいりました。アメリカは御存じのように統合教育ということを前面に出しております。私どもの日本は、これを交流教育という言葉で申し上げています。しかしながら、日本の交流教育は、決してアメリカが主張している統合教育を否定するところではありません。心障学級、特に本市において具体的に言いますと、心障学級そのものが通常学級の子どもたちといかに交流を深めるかの中で、心障種別の中でそれぞれの能力をいかに引き出すかということをやっているのが、本市の教育であり日本の教育であり、このことについてはアメリカの心障教育の専門家の人たちにも、大変日本の教育については多く評価をしているところであるということは御理解いただきたいと思っております。

通常児の子どもたちと心障児の子どもたちが一緒になって勉強していくということについて、何ら私はそれを否定するものではありません。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 否定するものではありませんというお答えもありましたし、こういう問題は本当に長い議論になっていくのだというふうに思います。ただ、私も教育長の今のお話はしっかりと受けとめていきますので、保護者の意向というのもしっかりと受けとめていただいて、今お約束していただいたことについては、今後こういうことが絶対ないように、しっかりと対応していただきたいと思います。

終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって9の3、入学通知書は何故遅れたか ――まず情のある教育行政をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は3月30日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時21分 散会

3月30日 月曜日 (第8日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第8号)

3月30日 月曜日 (第8日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

平成10年3月30日(月)
午前10時開議

(議案審査報告)

日程第1 議案 第32号 日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1から第2まで

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（執印真智子君） それでは議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過と結果の御報告をいたします。

この条例の改正点は2点です。1点目は、施設入所については児童育成手当を外すというものです。2点目は、事実婚姻関係も同じように外すというものです。施設については、指定された施設ということになっています。

質疑としては、

①事実婚姻関係の判断とプライバシーの保護についてどのような対策を考えているか。

②施設入所で今回の改正の対象者は何人か。

③今までに事実婚姻関係の調査はしたか。また、今まで事実婚姻関係の人は受け付けてきたのか。

④都議会で同様の条例が提案されていると聞いているが、都議会の結論は何日に出るのか。

⑤平成10年度予算はどのようになっているのか。

⑥事実婚姻関係の認定の方法について、などがありました。

その後、意見に入り、3月27日の都の結論を見て3月30日に厚生委員会の結論を出すということに決まりました。

そこで本日9時30分より厚生委員会を再開し、まず関係部長より3月27日の東京都議会の結果が報告されました。

都議会では可決されたことの報告を受け、その後、意見に入りました。

意見としましては、この適用を受ける対象に母子家庭が多いので女性の経済的問題が解決されない中では経済的困難に拍車をかけるのではないかと、都も市も原則的には本人の届け出を尊重するという事なので問題はないのではないかと、当然の改正である、運用がしっかりすることが必要だが運用の面では確認をされているので問題ないとする、事実婚が多様な中で条例の中に明文規定がないのはあいまいではないかと、政府の構造改

革に沿って出てきているのは確かである、などの意見が出されました。

その結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 事実上婚姻関係ということで、具体的に質問を一つさせていただきたいんですけども、生計を同じにしているということが事実上の婚姻関係になってくるかと思うんですが、その生計を同じにしているというのは、ただ単に一緒に住んでいるというだけでは、生計が別な場合もあるかと思うんです。そのときに具体的な最終的な判断というのをどういうふうに下すのでしょうか。（「そういう質問がありましたか、というんだよ」と呼ぶ者あり）そういう質問が委員会の中であったでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 厚生委員長。

○厚生委員長（執印真智子君） お答えします。

事実婚をどういうふうにとらえているかということで、ひとり親家庭とか医療費助成の中でも同様な規定があるというやりとりがありましたけれども、そういった具体的な質問はありませんでした。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） では、担当の部長にお願いできるでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 同居をしていて生計は別だと、こういうことかと思えますけれども、非常に客観的には正確に把握しにくいわけでございますので、委員会の中でも申し上げたと思えますけれども、基本的には届け出制でございますので、本人の意思を尊重して対応してまいりたい。こういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 日本共産党を代表して意見を述べたいと思います。

今回の児童育成条例の一部改正についてなんですけれども、今度の新しく加わりました事実上婚姻関係にあるかどうかという、この条項ですけれども、判断が大変あいまいです。それから確かめる場合に人権侵害、プライバシーのおそれがあり、それから実際に今、運用されている条項の中でも、そういう事例があるということを担当者から聞いておりますので、そうした心配がある、そういう条例改正をわざわざ行う必要はないと

いうふうに思います。

それから今回、施設入所の子どもに対してそういうことはしないというふうになっておりますが、施設入所の子どもたちの親でも、その子どもたちに対して扶養の義務が発生しておりますし、当然その扶養にかかる費用というのもあります。それを放棄するということになりますので、そういう子どもたちのいる親には出さないというのもおかしな話ですので、認めることはできないと思います。

それから今、母子家庭の置かれている状態、経済的な状態は大変厳しいものがあります。平均的なサラリーマンの平均年収の3分の1というふうになっております。そうした中で、経済的な自立支援を求めていく中で生まれてきた制度ですから、こうした本当に必要なとされているお母さんたちに、ひとり親の方たちに支給されるべきものが、こうした形でプライバシーの侵害を受けるような条項を加える、入所している子どもたちを切り捨てていく、そういうような条例改正ですので、こういうことはするべきではないというふうに思いますので、今回の条例改正には反対をしていきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） この条例の改正で、やっぱり一番問題になるのがプライバシーのことだと思うんです。申請したときの窓口での対応、それから通報があった場合での対応、それから民生委員の方もかんでくるんでしょうか、民生委員の方の対応など、やはり申請した人が、こんな申請していいんだろうかと思ってしまうようなことがないように、やはりプライバシーが一番配慮されるべきだと思いますので、そういったことへの職員への徹底をお願いして、また委員会の中でもそういう御答弁があったようですし、また、今質問させていただいて、生計を同じくしているときの判断が最終的に本人の言ったことを尊重するということですので、そういったことを確認させていただいて賛成をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 今回の制限条項としての事実婚ですけれども、これは支給制限というからには明確な基準ということが必要だと思うんですけれども、事実婚自体は法律的にも非常に多様な中身を持っていて、この育成手当の関係で言えば、児童の育成に互いに責任を持ち合うというような、関係として明確になれば、それはそういうことはあり得るわけですけれども、しかしその多様性から言えば、なかなかその限定はできないと。そうしたことを基準をもって制限とするということは、私は妥当ではないというふうに思うわけです。

したがって、この明文規定がないという点、そこからは当然、乱用ということが起こってくるわけで、今、何人かの議員さんが言われたようにプライバシーの侵害を含めて、さらには女性の現在の日本の賃金体系や賃金水準から言うとなかなか、特に母子家庭については厳しい状況になるという御意見もございました。

あわせますと、やはり私は支給対象を狭めていく、こうしたことによって生活苦に悩むひとり親家庭に対する、ある意味では法律的な制限になるのではないかというようなことをあわせ持ちますと、この条例自体、改正は私は妥当ではないというふうな意見を表明しておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議案第32号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 先日、3月25日ですけれども、平成10年度の予算が可決成立いたしました。この際、病院会計に関係する意見が名取議員より出されましたが、これに関連する事項で、ぜひ議長より議事録の扱い等、お取り計らい願いたく発言の場を求めた次第でございます。

先日の名取議員の、本来、意図するところがよく理解しかねたわけでございますけれども、私なりに発言された言葉を思い起こしながら、その背景をそれなりに調査をしてみました。病院によって極めて大切なコンピューターが性能的に問題ということなのか、また価格が高いということなのか、あるいは導入検討に何か問題があったのか等々でございます。

しかし、私が調査した限りでは、全く問題なしということでございます。すなわちは、性能的な面では5年リースのものを7年も使われている。この間、何のトラブルもないということであり、また、今回、より患者サービス拡大のために今以上のバージョンアップ、すなわちは、より幅広い機能を持たせるための入れかえということでございます。また、価格面でも今回、検討をし要望をしている機能を持つものを、ただ同じ条件で対

応するという事は極めて無理ということも言われるぐらいに、厳しい価格が想定されております。そういった面からも全く問題なしということでございます。

さらに、導入検討についても、27市の中で、どの市よりも日野市は厳密というのがいろんなところから、うわさされるところでございまして、その点からも十分、あらゆる角度からの検討がされてきたものであるということを確認しております。

これ以上申し上げることはいたしませんけれども、いずれにしましても、この関係については予算特別委員会の中で相当な時間をかけて質疑が行われているということでございまして、なおかつ本会議での意見というのは、特定な情報源なり、特定な意図なり、何か不審というか、不自然ささえ感じるところでございます。

そしてそれらのことより、私があえてこのような形で取り上げましたのは、法人であれ、また個人であれ、グループ団体であれ、自分がこう思うとか、あるいはこんな情報を得たという程度の、言うなれば不確定情報を固有名詞を挙げて論じるということでございます。このようなことが許されるならば、不確定なことで個人を、あるいは団体を誹謗中傷することに発展しかねません。それらのことは、これまでの議会の中で先輩から指導というよりは、むしろ当然のルールとしてお互いが守ってきたことでございます。名取議員については、だれとも会派を組んでおりませんし、ましてや今回初めて、新人ということでございますので、それらのことがわからなかったという背景も十分理解できますが、今後のこともありますので、ぜひ議長からの御指導と、議事録からの特定法人名削除のお取り計らいをお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　ただいまの沢田研二君の発言に対しましては、速記録等を十分、精査し、議長として対応してまいります。

一般質問10の1、ゴミ・ゼロ社会を目指しての対応開始を望むの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（小山良悟君）　与党会派の代表は一般質問をやめろというプレッシャーの中で、あえて一般質問をさせていただきます。

また、本日は、本議会の立役者である田原議員との約束がございまして、午前中どうしても1問したいということでございますので、その分、私の時間を削って御協力を申し上げます。

ゴミ・ゼロ社会の実現を目指して、これは馬場市長も市長選挙のときの公約として市

民の皆さんにそのことを申し上げております。ごみの問題については、いろいろ厳しい状況がございまして、最近ではダイオキシンの問題、これも放っておけない問題でありますし、また、ごみの経費といいますかね、こういうものも年々、増大する一方であります。また、もう一つの大きな問題は、ごみ処理場、最終処分場の問題、どこも行き詰まったような状況にあるわけでございます。実際にゴミ・ゼロ社会を目指すためには、どのような対応をしていったらよいのか、これを考察していきたいというふうに思います。

ごみ処理の経費は年々増大している状況であります。ごみの総量については、この数年、そんなに多くふえているという状況ではございません。ですが、処理経費の方は、平成3年度の14億円から始まりまして年々増加し、現在ではもう20億円を超える状況になってきております。ごみを減量する、ゴミ・ゼロ社会を目指すための大事なポイントは、一つには先端技術を駆使したごみ処理機や施設の導入を図ることでありまして、もう一つの大事なポイントは分別の徹底を図ることです。

ごみ処理の方法については、三つの柱を検討していく必要があると思います。

第1の柱は、生ごみの処理であります。生ごみの処理については先端技術を駆使した処理機や施設を導入して展開している山形県の酒田市、ここの例を挙げて紹介していきたいと思います。

山形県酒田市では、生ごみの処理について、微生物の働きにより生ごみを水と炭酸ガスに分解するという、そういう施設を設置して生ごみの減少に取り組んでいるわけですが、平成6年度より指定ごみ袋制度を導入し、一般家庭から出るごみの減量化に取り組んでいるということでございます。教育委員会として、小学校給食から出る生ごみを減らすことを目的として、平成6年度に試験的に生ごみ処理機を2台設置したということでございます。設置場所は小学校でございます。2校、設置いたしました。生ごみが出る量については約1.5キロと2.0という、そういう程度の学校でございます。

この施設、機械の特徴でありますけれども、特殊なバクテリアの作用により生ごみ、野菜くずや残飯などを分解し液体とする。この液体は廃水として下水に流したり、液体肥料として再利用することもできるということでございます。この導入による効果でありますけれども、約30%の減量に成功したということでございます。給食の献立内容にもよるが、通常であれば1日で十分、処理可能である。スイカやミカンの皮、トウモロコシなどのしんなどが大量に出る場合は生ごみとして出さなければなりません。液体をためておいて学校菜園や植栽に液体肥料として再利用しているということでございます。

経費については、基本的に屋外設置であり、屋外に電気、水道設備がない場合は増設工事が必要であり、1戸当たり約10万円から30万円の費用がかかるということでございまして、維持管理は特殊なメンテナンスは必要としないと。経費として電気、水道代、及び追加用の、チャフコアといってバクテリアつきのもみ殻のことですけれども、チャフコアが必要であるということで、1袋4,000円だそうで、年間に小型であれば1袋で済むということでございます。

今後、この酒田市では、平成7年度に小型6台、中型2台を設置、平成8年度に小型、中型、大型の各1台を設置、また平成9年度は小型1台、中型2台、大型1台を設置し、将来的には小学校22全校に設置したいというふうに考えておるといってございまして、

このように、昔では考えられない生ごみの処理の機械、技術が革新されて、微生物を使っての分解をして水にするという、こういうことでございまして、こういうふうなものについては、ぜひとも日野市においても関心を持って調査研究に取り組んでいただきたいと、こう思うわけでございます。現実に対応されている酒田市にでも出向いていただき、よくよく調査をしていただきたいと、こういうふうにも思います。

また、とりあえずは実験的に日野市においても小学校なり幼稚園なりのそういう施設を対象に試みていけばよろしいかなというふうに思いますけれども、市立病院の施設なんかは、ぜひこういう先進的な技術を導入した機械を設置して、ひとつ、すばらしい生ごみ施設という形で実現をしていただきたい。今の段階から設計に取り組んで、組み込んでいただければ、追加で取り組んでいただければというふうに思うわけでございます。

次に、第2の柱でありますけれども、第1は生ごみの処理でございます。第2の柱は、燃やした焼却灰の処理でございます。現在、技術革新が進んで焼却灰とセメントを混入し、エコセメント化して建材として再利用できる状況になりつつあります。東京都においても都下32市町村の共同事業として事業に向けて検討に入っております。具体的になるまでには、まだまだ時間がかかると思いますけれども、担当部局は今のうちから強い関心を持って、これもまた積極的に調査研究をしていただきたい。このように思います。

第3の柱としては、焼却できない不燃ごみの処理でございます。この問題を克服する技術は、これまた既に開発されておりまして、メーカーもいろいろあるようですが、いわゆる高熔融炉であります。現段階ではまだまだ高額だろうと思いますが、年間20億円を超えるごみ処理経費を大幅に削減し、なおかつごみ処理に伴う公害の発生を防ぐ効果が期待できることとなりますので、これもまた担当部局が関心を持ち、積極的に調査研究されて、その可能性を追求していただきたい。このように思います。

21世紀を目前にいたしまして、今、転換期にあり、新しい発想、新しい視点から物を考え、取り組む時代でもあります。行政当局も社会情勢の変化におくれることのないようをお願いをしたいというふうに思います。

もう一つお願いしたいことは、仕事の処理のスピードアップを図っていただきたい。これはごみの問題、処理の問題ではなくて行政全般の話になりますけれども、スピードアップを図っていただきたいと思います。仕事の処理のペースが実に遅い。市民感覚からすれば、いら立ちすら感ずるペースでございます。行政改革の大事な要素として人員の削減と人件費の抑制が挙げられますが、今、それ以上に大事なことは、仕事の能率を上げることです。職員一人ひとりが意識改革をして、これまでの2倍、3倍の仕事量をこなす、このことが強く求められていることを認識していただきたいというふうに思います。

いろんな、この新しい技術を導入した機械や施設の紹介をしましたが、これらの調査研究に取り組むということでお願いをするわけですけれども、役所のそのペースが非常に遅いので、いろいろな課題について早く答えを出してもらいたい。方向とか、そういうものを早く出していただいて、もちろん予算の問題がありますから、それはその後の問題といたしまして、調査研究だけは早くして時代の流れに乗りおくれのないように一生懸命、民間のペースに負けないペースで、姿勢で頑張っていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

そこで、質問に入りたいと思います。

公害のないゴミ・ゼロ社会を目指すために三つの柱を申し上げました。もう一度要約しますと、第1に生ごみの処理、第2に焼却灰の処理、第3に不燃ごみの処理であります。もちろん、これらのごみ処理の成果を上げるには徹底した分別がその前提にあります。私が指摘したことに対し、どのように受けとめ、どのように対処していくのか、市長及び関係部長から、それぞれの立場から御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（野中勝美君） 大きく三つの点につきまして御質問いただいておりますけれども、まず、生ごみの対策につきましては、現在、日野市生ごみ処理器購入費の補助金交付要綱というものを平成6年に制定をいたしまして、家庭から排出される厨かい類の自家処理を促進するという施策を講じてきているところでございます。

生ごみの処理器、装置につきましては、今、御質問の中でも触れられておりましたように、生ごみを消滅をさせるタイプ、あるいは堆肥化をするタイプというふうなものが

ございます。これまで当市では、市内の小学校で堆肥化型の処理装置を7個置いて実験的に導入をしてきております。

いずれの型にしましても、ごみの減量を図っていく上で効果も期待ができるだろうというふうに思っておりますし、新しい先端の技術で、日々こうした機材につきましても発展をしているという状況でございます。今後とも、こうした点につきまして強い関心を持っていきたいというふうに思っておりますし、私どもも先ごろ教育委員会、市立病院、それからクリーンセンターの職員で、都内のある保育園にあります、これは消滅型の処理器でございましたけれども、そういったものも最近、視察をしてまいりました。今後とも先進的な施設等の視察、技術開発の状況等も調査研究に取り組み、それぞれの市の各施設ともにそうした導入について関心を持って臨んでいきたいというふうに思っております。

それから焼却灰の処理につきましては、エコセメント化のことについて触れていただいておりますけれども、これにつきましては、現在、検討委員会の段階から処分組合の方に検討が移りまして、これから具体的な検討が進められるということになっております。もとより私どもの市におきましても、焼却灰の処理については他市同様、重要な課題となっておりますので、強い関心を持っているところでございます。有効性が確認され、安全性も確認されれば、事業の実現という方向に向けて私どもの市としても関心を持ち、今後の動向を見守っていきたいというふうに思っております。

それから不燃ごみ処理機の高溶融炉等の技術に関しても、あわせて各種の技術が開発されておりますので、こうしたものにつきましても情報収集に努め、今後の施策の参考にしていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、ご指摘にもございましたとおり、社会の情勢、それから技術の進歩、そうしたところに強い関心を持って、行政としましても将来を見据えた研究を進めていくべきであるという御指摘については、そのとおりだというふうに思っておりますので、できるだけそういう情報収集を初めとした検討に取り組んでいきたいというふうに思っております。

仕事を早くという御指摘もございました。私どもとしましても、ごみ処理施設等につきましては、かなりの高額な費用を要する施設でもございまして、一方、慎重に検討をしなければならないという面も持っているわけですが、まずそのためにも、できるだけ早い調査研究を進めるという御指摘は、ごもっともだというふうに思います。そのようなつもりで今後とも取り組んでまいりたいと思います。総体にゴミ・ゼロ社会を

目指してという、それにできるだけ近づくように、廃棄物行政全般にわたっては私どもそのような取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） ゴミ・ゼロ社会への対応を早く始めるべきではないかという意味での、提言を踏まえた御指摘でございます。

私も、今、小山議員の質問の中にもございましたように、自分の選挙のときにもゴミ・ゼロ社会を目指さなければいけないというふうなことを市民の皆様にお訴えをした経緯もございますし、それ以後、かなり積極的に、このごみの処理の問題については、庁内でも早く対応するように発言をし、あるいは市民の皆様にもかなり幅広い場で発言をしてきているところであります。

特に問題になりますのは、今、議員も御指摘でございますが、まず今の大量に集めて、大量に燃やして処理をするという方式は、一つの点で、まず有害な物質が出るおそれが多分にあるということ、それから既に焼却灰を捨てる場所が、もうかなり目いっぱいになってきたというふうなこと、さらには処理費用、今も議員の御指摘の約20億円、年間というふうな、ごみを処理するだけでそれだけの費用がかかってしまうというふうなことでございまして、何とか早く対応しなければいけない緊急な課題であるわけでございます。

そういう中で、今、議員も御指摘のとおり先端技術の導入とか、分別を徹底するとか、いろんな角度でやっていかなければいけないわけですが、1点目の生ごみの処理の問題については、これは私もいろんな処理の方式を自分でも資料を集め、現場に出向いて見ているところでありますけれども、バクテリアで処理する方式、あるいは堆肥にする方式、これについては農業者との協力がなければできないわけでございますが、この点も先般お認めをいただきました農業基本条例等々の中で、これからの日野市の農業の活性化の一分野として、この生ごみの処理の堆肥化、処理の方式も考えられるのかなというふうに思っているところです。

日野駅前のトイレの問題で、いろいろ議論はございましたけれども、防災型あるいは環境重視型のトイレをつくる、実験的にやってみるというふうな方策もとっているところでありますので、生ごみの処理についても議員御指摘のとおり、学校あるいは病院、そういったいわゆる給食施設を持っているところの生ごみの処理について新しい方式を実験的にやるということに可能性があれば、やれるように教育委員会等とも話を進めていきたい。このようにも思う次第であります。

それから2点目の焼却灰の処理の問題であります、これも東京都下、市町村で広域のごみの処分をしているわけではありますが、そういう中で現在のままではもうどうしようもないということで、エコセメント化をするのがとりあえず一番いいのかなということで、今、検討に入っております。ただ、これも最終的にはその工場をどこにつくるかとか、どういうふうな販路といいますか、製品はつくったとしても本当に売れるのかどうかというようなこともあります。なかなか難しい課題が横たわっておりますけれども、ぜひこれも新しい分野であります、できるだけ対応をしていきたい。積極的に対応していきたいというふうに思っています。

三つ目の不燃ごみの処理でございますが、溶融炉というのは、これもなかなか建築に費用がかかる問題でございますし、高度の技術も要る問題であります、とてもこれは単独の1市でというふうなことにはならないと思います。これも先ほどの前段のエコセメント化の工場と同じように、もしこういう方式を取り入れるとすれば、幾つかの市なり自治体の協力で一緒にやるというふうな方策も考えなければいけない。いずれにいたしましても、まだまだ新しい技術の分野でございますので、一生懸命勉強をし、先進的なところを研究をしながら前向きな対応をしていきたいというふうに思っています。

ですから、そういう中で一番私、心配になっておりますのは、秋に広報にも書きましたけれども、やはりごみの問題というのは、市役所だけがごみを出すわけじゃございませんで、一人ひとりの生活をする市民の皆さんがごみを出しているわけありますので、この市民一人ひとりの習慣といいますか、考え方が大きく変わらないことには大変だなというふうな認識を持っておりまして、そういう意味で市民の皆さんが協力をしやすいような、あるいは協力しますよというふうな意欲をかき立てるような、そういった市側のPRなり対応を十分していかなければいけないというふうに考えているところでありまして、そういう意味では、これからの分別収集をして、できるだけ、まずごみでなくてリサイクルに回すといいますかね、そういう方式を市民の一人ひとりと一緒に考えなくてはいけないし、例えば市内の有力な企業あるいは販売店等とも協力をしまして、できるだけごみが出ないような、ごみにしないような製品づくり、あるいは販売体制というものも市が率先をして話を進めていかなければいけないというふうに思う次第であります。

それから、お話の中で、行政のスピードアップというようなことも出ました。これにつきましても、全く私も議員と同じような認識をずっと持ち続けております。どうも1回話が始まりまして次の会議までにこういうことをやるとかというんで、一步、テン

ポの遅いというふうな感じが、私も同じ認識を持っております。すぐに結論を出すとい
いますか、方向を出すと。一回人が集まったら次のステップに進めるというふうな方
策は、庁議あるいは市の職員と一人ひとりの対応の中で一生懸命これから意識改革のた
めに努力をしていきたいと、このように感じたところであります。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） ありがとうございました。

焼却灰の処理や不燃ごみの処理については、近隣市との連携も必要だということでご
ざいます。生ごみ処理については、日野市独自の取り組みもできるわけでございまして、
酒田市では既に小学校全校に取りつけるという状況になってきておりますので、日野市
においても早速に来年度の新年度予算にはこれが反映するとかいう形を考えていただき
たいというふうに思います。

この生ごみ処理についても、メーカーがいろいろあるようでして、ですからいろんな
メーカーの、先ほどの沢田議員の発言じゃありませんが、私は特定のメーカーを意図と
して言っているわけじゃないわけですので、要するに日野市のためになるメーカーを選
んでいただく。そういうことも、ひとつ幅広く研究していただいて、よりよいメーカー
を選んでいただいて、来年度予算には反映できるように、もう実験はスタートしていた
だきたいというふうに思います。

生ごみの、この処理機でも何でもそうですけれども、結局、分別が一つのポイントにな
りますので、分別のあり方について、これも本当に徹底的に生ごみについても不燃ごみ
もそうですけれども、とにかく、それから今ダイオキシンの問題がありますので、ダイ
オキシンを発生する塩ビ系とか、そういうものはまた徹底してその分別するとか、そう
いう方策はなるべく早く方向を出すようにしていただきたいというふうに思いますので、
これはもう担当の意欲があればできることで、今話がありましたように、どうも役所の
会議というのは小田原評定というか、いろいろ意見は出るけれども、会議した結果、で
は次はこういうステップにいこうということは、ちょっと少なくとも、足踏みしているケー
スが多いような感じがします。必ず会議を開いたら、その次はこういう形にするって、
次の段階にステップするというふうに心がけて、物事の取り組みについて今まで以上に
公務員の方は意識をみずから改革していただいて取り組んでいただきたい。

もう今は世の中厳しいですから、本当に失業率も3.5%以上という状況になって、民
間はリストラでもたまたしているし仕事は首を切られてしまうというふうな状況で、待っ

たなしの世の中といたしますか、4月1日からは金融ビッグバンも始まり、すべて自由競争というか、何の分野でもそうですけれども、今までは国、政府によって守られてきた事業の展開も、それが取っ払われて世界との自由競争という時代になってきて、世の中の変化もスピード感が全く違ってきますので、この市役所だけが蚊帳の外ということじゃございませんので、市役所の職員も、市役所のビッグバンじゃないけれど、とにかくもう時代が変わったという意識を十分に覚えて取り組んでいただきたいと思います。

このことを要望して、この質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の1、ゴミ・ゼロ社会を目指しての対応開始を望むの質問を終わります。

一般質問10の2、明星地区にミニバス（ワゴンタクシー）を早急に（丘陵地帯に住む高齢者に配慮をして）の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○30番（小山良悟君） 日野市のミニバスでございますが、昭和61年に市内路線ということでスタートしたのが、この事業の始まりでありますけれども、高幡不動から平山城址駅間ということでございます。その後、平成3年には日野台路線、日野駅、豊田駅北口間、平成4年には三沢台路線、高幡不動駅から聖蹟桜ヶ丘駅間、南平路線、平成7年、高幡不動駅から日野駅、一部豊田駅と、こういう歴史をたどってきているわけでございます。

このミニバスは非常に、それぞれの路線で好評でございまして、車両の乗車実績といえますか、人員の実績でありますけれども、29人乗りのミニバスを使っているわけですが、市内路線は1台平均27人、一番多いわけですね。そして日野台路線が19人、三沢台路線が24人、南平路線が26人ということで、これは1台平均でございまして、時間帯によってはぎゅうぎゅう詰めの状態ということで、幅広く市民の皆さんに利用されているということが、これでもわかります。

そういう中で、明星地区の第二武蔵野台自治会でありますけれども、明星地区の皆さんから、明星地区にもミニバスを開設してほしいという要望が出まして、昨年の12月議会でその請願が採択をされました。私も明星の住民の皆さんと数多く話す機会がございまして、それぞれお宅を訪問したときに異口同音に、ミニバスをぜひお願いしますと、こういうことを要望されました。生でその声を聞きまして、私自身が思っていた以上にミニバスに対する要望が強いということを感じたわけでございます。

ミニバスを実現するための手順があるわけでございますが、市民からの請願提出、そして市議会の請願採択ということから始まるわけではありますが、市当局による市民要望

の実情調査が2番目として出てきます。3番目に当該地区の实地踏査、車両制限令などの規制があるわけでございます。制約があるわけですので、これの实地踏査、これによってミニバスが可能か、あるいはワゴンタクシーがいいのかということが選択されるわけでございます。運行业者の選定が行われ、5番目に運行业者との打ち合わせ、6番目に陸運局への申請、7番目に住民説明会、こういう住民方の了解ということですね。そして最終的には予算措置が行われて開通する、こういう手順になるわけですが、2番目の市民要望の実情調査につきましては、3月17日の夜7時より第二武蔵野台地区センターで市の関係部長と自治会代表者と私が出席して意見交換をいたしました。

3については、3月18日に、つまり当該地区の实地踏査でありますけれども、ミニバスを実際に走らせて道路幅の測定、あるいは角々の切り回しの確認、交通状況の実態などを調査いたしました。これも自治会の代表者、市の関係者、そして私なども同乗して实地踏査をさせていただきました。ここまでは一応、明星地区のミニバス導入に向けてたどり着いているわけではありますが、これからは、運行业者の選定から以降は、これからのことでございます。

先般、地元のタクシー会社の社長とバス運行会社の幹部と、それぞれ非公式に私は意見交換をいたしました。それによりますと、バス会社、具体的には京王バスでありますけれども、ワゴン車の対応が可能だということです。バス会社ですね。もしミニバスが無理な場合に、バス会社もワゴンの車を走らせることは可能でありますし、また系列の京王タクシーでも対応できるということでございます。

一方で、市内のタクシー会社の社長は、仮に明星地区から市役所や市立病院までのコースで1日10往復程度ですと700万円から800万円の補助があればできるという話です。これは、あくまで非公式な話ですから参考程度に聞いていただきたいと思えます。

したがって、ミニバスが可能なのか、ワゴン車にするのか、方針を早く担当は示していただいて、もしワゴン車での対応ということになるのであれば、バス会社系列がよいのか、市内のタクシー会社がよいのか、経費面も含めてよく調査研究していただいて、一日も早く住民要望にこたえられるように積極的な取り組みを、これまたお願いしたいというふうに思います。

次に、ミニバスについて、特にこれは市長に認識していただきたいなと思うことありますが、ミニバスは市民の交通手段としての位置づけでスタートをいたしました。しかし、昭和61年にスタートしてから12年経過した今日、世の中も変わり、まさに高齢者社会となり、大きく事情も変わってきました。先ほど申し上げましたが、直接、市民の

お宅を訪問しますと、どこのお宅にもお年寄りの方がいて、異口同音にミニバスの要望を切なく思うほど必死に要望されております。私は、この姿を見て、この要望をされて、つくづく思いました。ミニバスは単なる交通手段の位置づけから、もはや坂道の多い南部の丘陵地帯に住むお年寄りのことを考えますと、福祉の施策として考えていかなければならない時代になってきたというふうに痛感したわけでございます。交通手段としての対応、予算づけ、予算の優先順位といいますかね、そういうものを交通手段の対応ということだけでは済まされない、これは日野市が特に丘陵地帯に、浅川以南は丘陵地帯に住んでいるわけでございますので、特にそのことは言えると思うんですが、その坂道を上り下りする困難さというのは、本当、お年寄りにならなければわからないわけでありまして、切実な問題でございます。これはもう高齢者がこれだけふえてきますと、福祉の対応という位置づけで考えていかなければならない、そういうことではないか。ミニバスは単なる交通手段ではなくて、福祉対応としても配慮しなきゃならないということで、そういう意味で優先順位をアップする考え方を今後の施政の展開で考えていただきたいというふうに思います。

そこで質問に入りますが、第1点は、関係部長から明星地区へのミニバスもしくはワゴンタクシーの開設について、その取り組みの決意のほどをひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。その開設の方向で取り組んでいるということは、先ほど申し上げましたように地元住民の実情調査、請願に至った経緯というふうなものを調査もされておりますし、また実地踏査もしているわけですから、わかるわけですが、早急に急ぐことは、ミニバスが可能なのか、先般の実地踏査を踏まえて可能なのかどうか、ワゴンタクシーになるのか、その辺のところの方針、方向だけは早く出していきたい。あとは予算をつけるだけという段階に早く出してもらいたいと思うんですが、その取り組みの決意のほどを御答弁いただきたい。

第2点は市長から、ミニバスの位置づけを、交通手段として便宜を図る位置づけから高齢者社会の今日、福祉の対応として位置づける時代だと認識しますが、この考えをどう受けとめるか、お答えをいただきたい。

以上、2点でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（横島英紀君） それでは1点目の、明星地区へのミニバスあるいはワゴンタクシーへの取り組みということでございますので、御答弁をさせていただきます。

今、議員からいろいろ経過の御説明もございました。請願を受けてから昨年12月で

ございますけれども、採択もされ、いろいろと検討してまいりました。特に現在は具体的な要望を知るために自治会との話し合いをしてきたわけでございますが、もう少し時間をいただきたいことがございます。

特にあそこの地域については、いわゆる南部切り出し地帯の地形の問題、特性がございますので、ミニバスは、おおむねその幅員条件そのものはクリアーできていると思っております。しかしながら、下のバス路線の問題もございますし、また受ける側の京王帝都の営業の問題、あるいは市の財政の負担の問題も当然出てまいるわけでございます。しかしながら、先ほど、ワゴンタクシーということになりますと、なかなか認可の問題がございます。交通機関との競合ということで市が独自にできない問題もございますので、今後、そういう意味では希望のルートあるいは病院とか公共施設への足の確保、こういうものを含めまして、現実的には各地域からも、ほかの地域にもこういう地域がございますので、積極的に交通体系全体の問題としてとらえて方向をすっきり検討をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 明星地区にミニバスあるいはワゴンタクシーを早急に対応してもらいたいということがございます。

特にお尋ねは、ミニバスのこれまでの交通対策としての位置づけから、むしろ高齢化社会に向かっての福祉対策としてミニバスを位置づけを変えた方がいいんじゃないかと。そのぐらいの強い要望が南部地域の丘陵地域に住む住民の皆さんから、たくさん出されているというお話でございます。私も本当にそのとおりでなというふうな認識をしているところであります。

既に予算委員会等でもお話し申し上げておりますが、昨年秋に、平成10年度の東京都の予算を市長として要望する機会が何度も何度もあるわけですが、市長会として初めて文書に、このミニバスについて東京都の何らかの支援をお願いしたいというふうなことが出されておりますし、それだけでなく、今、既にミニバスを走らせている、あるいはこれから走らせようとする市が集まりまして、市長会全体とは別に個別に東京都の財政当局等々に、ぜひ早く都の補助をつけていただくようにと。これは、まさに議員御指摘のとおり単なる交通対策を超えた住民の強い要望がある。当然その中には高齢者福祉的な意味合いもあるというふうなことを踏まえてでありますけれども、そういったダブル、トリプルの要望をしているところであります。なかなかこれもすぐに都側が対応するということではないと思っておりますけれども、初めてそういった形で公の文書の中に文

言として出されているということだけは申し上げておきたいと思いますし、私も、市としても、そういった都の補助とは別に、今のミニバスの、なかなか当初よりも利用者もふえてきておりますし、そのミニバスが生活の一部として定着をしてきているということになりますと、そういったものがもっともっとあっていいはずの南部地域の丘陵地域の皆様には、別な形での配慮が必要であろうというふうに思うわけでありまして、まさに福祉施策としてのこの事業を展開をこれから考えていかなければいけない。このようなことを感じた次第であります。

いずれにしても、今、話し合いは進んでおりまして、具体的に明星地区でございまして、多分、バスということよりもワゴンタクシーの対応になるかなというふうに思うわけですが、この辺が、市がどのくらいの補助を出せるか、あるいは業者の方でうまくあい通常路線バスとの整合を図って対応ができるかどうか、もう少しすり合わせをする必要があると思いますが、いずれにしても、議員御指摘のとおり単なる交通対策ではなくて、高齢者への福祉施策の一環としても、この交通ミニバスあるいはワゴンタクシーの問題に前向きに対応していきたいというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君） 小山良悟君。

○30番（小山良悟君） ありがとうございます。

今、明星地区のミニバスの導入について市長及び企画財政部長から答弁いただきましたが、既に市長と財政部長とで考え方が、企画財政部長はワゴンタクシーは免許の関係から、競合の関係から難しいのではないかという話であり、市長は、明星はワゴンタクシーの対応がよろしいのではないかというふうな答弁がありました。こういうふうな考え方のずれというか、違いといいますか、こういうものを早く精査して、一日も早く一致した方向を出してもらいたい。こういうふうに思います。

今度の明星地区に対するミニバスについて請願採択されてから、もう住民に対する実情調査をされたというのは、これは私は早いなと思っておりますので、その点は評価をしておりますけれども、早く市段階での調整を済ませて、あとは、いわゆる運行业者といえますか、運行业者の、あとは対応だけですよというところへ早く持って行ってほしいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、規制緩和とか、そういう時代にもなってきますんで、これからのバスの、今まで何でも独占して事業をやれるっていう時代はだんだんできなくなるということで世の中は変わってきますから、その辺のことも視野に入れながらワゴンタクシーの可能性も考えていただきたいと思います。

ミニバスは人を運ぶ手段ですけれども、例え話で、物を運ぶ運送業者がいます。昔は、私が子どものころは、物を運ぶのは国鉄、佐藤議員も一生懸命働いていらっしゃいました、あのJRですね、前の国鉄ですけど、その貨物が主流であったわけです。ところが自動車社会に入ってきて、駅から駅から、今度は会社から会社へ運ぶ、そういうトラックの流通形態というふうに変わってきたわけです。これが高度成長期に入ってきて、市民の皆さんというのはいろんな、国民の皆さんが物の考え方が多様化してきた時代になってきて、いろんな分野で個別対応をしなければならない状況になってきて、今は宅急便という形で個別にお宅からお宅へ運ぶという形に変わってきているわけです。

人を運ぶバスの方も、陸運局から路線の許可をもらってバス会社が、ここと、ここと、バス停留所を設定して、そこに来なさいと。それでそこを利用しなさいという形、スタイルが今日まで来ているわけだけれど、これからは地域にもっと細かく住民要望にこたえるために入り込んでいかなければならない。つまりワゴンタクシーみたいな、そういうワゴン車を使っただけの対応みたいなものも、これからは出てくるんだろうというふうに思います。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように福祉対応ということから考えても、より細かい対応ということが、サービスを求められる時代にますますなってくると思いますので、ワゴンタクシーのことについても、ひとつこれからの21世紀の交通手段、さらには福祉の対応として、どのように活用して市民の便宜を図っていくかということ、ひとつ真剣に考えていただいて、先ほど申し上げましたように、明星地区についてはスタートはしているわけですので、内部の意見調整を早くしていただいて、市長の見解と担当部長の見解が一致するように、これを早く進めていただきたい。きょう、地元の方々も成り行きを期待して傍聴にも来ていらっしゃるようでございますので、馬場市長は行動する市長ということで評価を受けているわけですが、職員の皆さんも積極的に行動をし、そして仕事の成果を早めていただくというふうをお願いしたいと思うんです。

先ほど質問したごみ処理の問題についても、行動する市長におくれをとらないように、職員の皆さんも地方でもどこでも実態調査のためには積極的に、庁内にいて資料をもとにして判断をするということではなくて、実際に自分の目で見て実情を把握して誤りのない判断をするということをするために、ひとつ市長にもその辺を理解していただいて、予算をつけてもらって積極的に職員も飛んで歩くという、そういう日野市の市役所像にしていただきたい。そのことを要望して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の2、明星地区にミニバス（ワゴンタクシー）を早急に（丘陵地帯に住む高齢者に配慮をして）の質問を終わります。

一般質問11の1、多摩平五丁目13番地、20番地地域の浸水対策についての通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔17番議員登壇〕

○17番（田原 茂君） それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。先ほどの小山議員におかれましては、私の午前中での登壇について御配慮いただきまして大変ありがとうございます。

私の一般質問は地域問題でございますので、淡々と余り時間をかけないでやっていきたいと思っておりますので、11時55分までには1問と2問まで終わらせていただきたいと、このように思っている次第でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは1点目に関する質問でございます。今回は、市議会議員選挙を通して、地域から寄せられた要望及び諸問題について取り上げさせていただきました。

さて、多摩平五丁目13番地、20番地地域については、大雨が降ると污水管から水があふれてくるという苦情、訴えがあります。そのときに、よくこの地域の方々から出る話として、過去に污水管と雨水管を誤って接続している部分があるといわれているようですが、このような事実が過去にあったのかどうか、また調査などがされているのかどうか、これが1点目の質問でございます。

2点目の質問としては、この地域における過去の浸水被害状況について教えていただきたいと思えます。

3点目は、北側の台地部分から落ちてくる雨水対策については、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上、3点の質問をいたします。

○議長（馬場繁夫君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） 多摩平五丁目13番地、並びに20番地先についての浸水対策、過去の誤接事実の調査でございます。

多摩平地域の下水道整備につきましては、昭和31年から着手されました、当時の日本住宅公団の施行によります土地区画整理事業によって整備がされてまいりました。その後、日野市の公共下水道に引き継がれまして、それを契機に昭和55年から多摩平全域を対象といたしまして、下水道管並びに各家庭の接続状況等を調査を実施してございます。

また、ただいまの御質問にございますとおり、多摩平五丁目13番地、20番地先でございますが、ここにつきましては、平成7年に浸水対策の一環として下水道本管敷設並びに各家庭の接続状況等を調査いたしました。過去にそういったことの誤接は、この調査によりまして確認をいたしております。それぞれ55年、並びに平成7年にその調査を実施いたしまして、各家庭からの接続、誤接につきましては、その時点で指導をし、現在はその誤接問題は解決していると思っております。

2点目の、過去の被害状況でございます。最近なんです、平成7年8月の大雨によりまして、店舗浸水につきましては、多摩平六丁目で5件、それから地下室浸水、これは多摩平五丁目でございます。1件でございます。同じく平成7年8月22日でございますが、これも大雨で床下浸水が多摩平六丁目で1件でございます。それから店舗浸水が、同じくこれも多摩平六丁目、7件ございました。同じく平成7年9月16日でございます。台風12号によりまして店舗浸水、多摩平六丁目、1件という被害が出ております。その後の発生状況は、その後につきましては確認はされておられません。

3点目の、北側台地からの雨水流入対策でございます。道路の雨水排水施設につきましては、建設事業費の縮減という観点から、自然流下によりまして高いところから低い方に流れるように構造ができていくわけでございます。したがって、雨水流入の対策といたしまして、高台地域のその部分だけの対策をいろいろと考えられるわけでございますが、効果的な対策を講ずるためには、やはり高台地域を中心とした周辺の状況や流れる先の末端部分までを含めた広域的な調査が必要ではないかと考えております。したがって、関係する建設部と調整を十分図りながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

誤接の件につきましては、当然あったということでの調査をされて改善しているというお話がございました。

どのぐらい、件数で何件あったかということをおっしゃっていただければいいんですが、それは何件ぐらいあったんでしょう。

○議長（馬場繁夫君） 上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） 平成7年の調査でございます。多摩平五丁目、六丁目の誤接、調査内容から申し上げます。

管部施設の調査、約2,600メーター実施してございます。それから各家庭からの接続調査でございまして、236件を対象としてございます。この調査の結果によりまして、管部につきましては本管の破損、つなぎ目のずれ、ひび割れと腐食等が確認されております。それから各家庭からの接続でございまして、約30件が誤接でございました。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

30件の誤接があって、それについては改良等を指導した中で、全部解消しているというふうな御答弁だったかと思えます。

しかし、そうはいつでも、いまだに雨が降りますと、特に大雨に近い雨が降りますと、やはりまだトイレなどから水があふれてくるというような住民の声がたびたびあるんです。ですから現状、そういう調査で直されたというお話しなんですけど、再度、そういうふうな声があるのも事実でありますので、そういうところはやっぱり住民の方々の声をよく聞いていただきながら、もう一度その原因、誤接じゃないのかもわからないんですが、そのところの原因をもう一度私は明らかにさせていただくために、前ほどの、これほどの調査でなくてもいいと思うんですが、もう一度ちょっと住民の方と話し合っていたいて調査をしていただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） 汚水の吹き出しというようなことだと思います。

この原因につきましては、誤接も確かにあろうかと思えます。そのほかに考えられますのは、道路冠水等によりまして雨水の、例えばマンホールあるいは汚水ます等へ雨水が流入してしまうと。結果、汚水が流れ出るというようなことも考えられます。

対応につきましては、今、議員さんから御指摘いただきましたように、よく調査をした上で対応してまいりたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

再度、そんなに多くはないと思うんですよ。前回ほどの件数での騒ぎじゃないと思いますので、聞き取り調査等をしていただきながら、再度調査等をしっかりやっていただきたいということを要望させていただきたいと思えます。

2点目についての浸水被害についてということで、いろいろ年を追って述べていただいたわけですが、やはり今、帝人の日野寮ですかね、ある前あたりの通り、これはご存

じのとおり毎回、ある程度雨が降りますと浸水、冠水するというような状況になっているわけでありまして。3点目とも関連するんですが、先ほど、このような状況に対して被害も述べられました。それに対しての対策ということでのお話がございましたが、対策の中では、関係部局と話し合っただけで今後対応していきたいと。それで当然わかるんですが、どのようなものを一応考えられているのか、具体的なものをちょっと挙げていただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） ただいま御指摘いただきました五丁目の浸水、道路冠水によりまして、多分、浸水しているんじゃないかと思っております。この建物につきましては、半地下構造になっておりまして雨水が道路に冠水したものが半地下部分に入るといった状況だと思っております。この件につきましては、ちょっと年度を今思い出せないんですが、道路の、道路側溝を改良して一時、対応したという話も聞いております。

今後、この浸水被害を解消するために対応していくわけですが、一番問題になりますのは、やはり御指摘にございまして高台からの雨水の流入というものが大きな原因だと思っております。その対応といたしましては、側溝の集水ますの改良といまして大きくしたり、あるいは西から東方面へ横断させる横断溝の設置、それからあと抜本的にこれを解消する、根本的にやるとなると、雨水管の埋設というまで考えられます。

そういったことで、広域的な調査をした結果、そういった道路冠水等なくなるような、解消するような対策を講じなければならないのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

先ほど、部長の御答弁の中でも、いみじくもおっしゃっていただきましたが、やはり抜本的な解決方法というのは、今、ちょうど帝人の日野寮の前あたりに雨水管の埋設がとまっちゃっているわけですね。ですからあれをさらに西側の方に延ばしていくということが、やはりあの辺の浸水対策での抜本的な解決方法になるのかなというふうに私も思っております。先ほど部長さんがおっしゃられたとおりでありますので、どうかそれは最後の手段でなくして、そういった方向で目指して、ひとつ、余計なといったらあ

れですけれども、細かいことをやるよりも、細かいことに余りお金を注ぎ込むよりも、それ一本に絞って私はやっていった方が、むしろ効果的なのではないかと。経費的な面で見てですね。そんなこともぜひ検討していただいて、その方向での検討を一日も早くしていただきたいと思いますことを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって11の1、多摩平五丁目13番地、20番地地域の浸水対策についての質問を終わります。

一般質問11の2、長山市営住宅の早期の建て替えと修繕についての通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○17番（田原 茂君） 平成10年1月28日、長山市営住宅の修繕及び早期の建て替えに関する要望書が居住者有志の運動により142名の署名を集め、馬場市長に提出されました。私も、この要望書の提出を機にいろいろ相談があったものですから、実際にこの長山市営住宅を丹念に調査をさせていただきました。各家庭にも入らせていただきました。正面入り口には、皆さんも前を通ることがよくあると思うんですが、正面入り口にはバリアフリー建築が最近叫ばれているような時代でありながら、20センチほど段差が堂々とあったり、また階段には手すりもなく、高齢者にとっては危険でさえあるなど感じたほどであります。

さらに個々の家の中は雨漏りがしていたり、トイレの天井がはがれ落ちていたり、階段のへりは部分的に腐ってはがれていたり、郵便受けはさびだらけで取り口が壊れたままになっていたり、それはもうひどい一言でありました。そこで住民有志が立ち上がり、今回の署名運動となったようであります。革新市政が長く続くと、市営住宅もほとんど市の手が入らず、こんなに荒れてしまうものかと、改めて革新市政の実態をもう一つ、かいま見たような思いであります。

さて、築27年目に入ったようではありますが、それにしても少し荒れ方がひどいように感じますので、第1点目の質問は、今までどのような維持、補修的な工事をされてきたのか。

2点目は、先ほど申し上げたような段差撤去や手すり設置、階段のへり破損、郵便受けの破損、トイレの天井の破損等々、周辺工事を早急に実施していただきたいと思いますが、この点はどうか。

3点目は、住民側の強い要望として集会室が欲しいということであります。昨日も自治会の総会が行われたようではありますが、集会室がないので2号棟の入り口の前での野外での総会となったようであります。聞く話によりますと、毎年外で行われているのが

通常とのことでありました。裏側には、かしの木荘があるのですが、特例として1回だけ過去に借りたことはあるようではありますが、基本的にはそういう目的の施設ではないということで、借りることは大変難しいようであります。したがって、地区センター等を借りるとすれば、かなり離れた旭が丘の東地区センターまで行かなければならず、結局、野外で済ますことが多くなってしまって、ある意味では、まともな自治会としての話し合いがなかなかできにくいというふうな実情があるようであります。そのような事情があるために、修繕箇所があったとしても、まとまって市に要求を突きつけるということができにくかったという背景もあったようであります。1号棟の裏側とかは土地が十分にあるようでありますので、プレハブ等でも結構ですと、そのようなことで、ぜひ集会室をこのような空き地につくっていただけないか、このような切実な要望が出されているわけであります。この点はどのようにお考えか。

4点目は、建物についてであります。国や都の補助金の関係から、この建て替えについては築35年を目安に考えているとは聞いておりますが、当団地の老朽化にかんがみて、国や都に働きかけて、もう少し早い時期での前倒しでの建て替えができないかどうかということでもあります。

以上の4点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 長山市営住宅の問題でございます。順次お答えを申し上げます。

1点目の、市営住宅長山につきまして、これまでの修繕についてはどういうことになっているかということでございます。

基本的には、市営住宅条例で付帯施設の構造上の重要な部分につきましては、市の負担で修繕を行うということになっております。御質問の長山団地で、今までの大きな修繕工事につきましては、昭和52年に浄化槽ブローアの増設を行っております。それから昭和56年、1、2、3号棟の外壁の修繕、それから昭和63年につり戸棚の修繕、平成5年に貯水槽の整備、それから工事につきましては、平成2年に塗装工事、それから平成6年に屋上の防水工事、同じく平成6年に汚水、雨水管の改修等を行っております。

それから2点目の、段差の撤去や階段手すり等という御質問でございます。階段の手すりの設置あるいは階段のへのり破損、郵便受けの破損、トイレの天井の破損等の修繕につきましては、早急にして対応すべく考えておりますけれども、予算等の兼ね合いもありますので、入居者と十分に協議をして意見を聞きながら、計画的にできるものから

順次、対応していきたいというふうに考えております。

また、一番最初の入り口の段差でございますけれども、この撤去につきましては、例えばスロープに変えた場合、かなり急な勾配となりまして、かえって危険と思われるので、これにつきましても入居者の皆さんと相談をして、よい方法を考えていきたいというふうに考えております。

それから3点目の集会施設の問題でございます。現在、集会施設につきましては、市内六十数館の地区センターで対応をさせていただいております。現在、私どもの市営住宅の中には、第一東光寺あるいは向川原、川原付、高幡団地等に集会施設を持っておりますけれども、これらはすべて地区センターという位置づけで行っております。それで、集会施設を空き地にとということでございますけれども、現状では、あるいは建て替え工事等の段階で配慮することになるのかなというふうに考えております。直接、空き地に建てるということは、かなり厳しい条件のように思われます。

それから4点目の建て替えの問題でございます。ご指摘のように長山団地は昭和45年から47年にかけて建設されております。公営住宅法によりまして、建て替え事業の施行する要件としまして、ご指摘のように耐用年限が、耐火構造でございますので70年となっておりますが、2分の1の経過と定められておりますので、この長山団地につきましては平成18年度以降というふうになります。ただ、御指摘のとおり長山団地の老朽化は大変著しいというふうに認識しております。今後の建て替え計画の中で、財政面も含めまして検討し、国あるいは都へ早い時期での建て替え要請を行っていきたいというふうに考えております。

なお、市では市営住宅の建て替えにつきましては、平成4年に策定しました建て替え計画に基づいて進めております。平成5年には高幡団地、平成6年には下田団地、そして現在、第一東光寺団地の建て替えに着手しているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。順次、再質問等、また要望等を含めてお話をさせていただきます。

1点目につきましての修繕の項目でございます。やはり伺っておりまして、細かいところまでの維持、補修的工事が、なかなかできてこなかったのかなと思わずにはおれません。今後、細かいところまで手を入れて行っていただきたいことを要望しておきたいと思います。

2点目の具体的な修繕についてのお話での計画等、これから住民の方々とも話し合っ
て内容を決めていきたいと、このようなお話だったかと思っております。

やはりしっかりと住民の方々、住民の方々というのは、つまり自治会が受け皿にな
ると思います。そういった意味では、自治会の方々としてしっかりと話し合いをしていっ
ただいて、住民側の意向に沿った形での優先順位、予算との絡みもあるかとは思いま
すけれども、その中で優先順位をどの程度までできるのかということを確認を示して
いただきながら、その辺、納得のいけるような住民側との、自治会側との話し合いをし
っかりとやっていっていただきたいと思っております。きょうも、きのう総会で自治会の
会長に新しくなられた方も傍聴等でお見えのようでございますので、市の方もしかり
と対応していただきたいと思っております。

この2点目の、今後の修繕などのお話の中で1点だけ再質問をさせていただきます
が、入り口の段差の件で、この段差を撤去してしまうということは、スロープになると
いうことは、かなり急勾配になると。そのために、かえって危険になるので、これにつ
いては別の方法、別な手段を考えていきたいと、このような答弁だったかなと思っ
ておりますが、何か具体的にこういう、当然これは今後、居住者の自治会の方とお話し
合いをしていくと思うんですが、その中で市としての、具体的にこういう方法がありま
すよというような、いま一つ案があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 修繕の段階で、スロープのところでは危険があると申し上げ
ました。これにつきましては、入り口が段差が約30センチ、奥行きが2メートル70ほど
でございます。入り口を出たところが、すぐ車道ということになっております。したが
いまして、スロープにした場合に、非常に交通量の多い場所に直接出るということにな
ります。そういう意味で、危険というふうに申し上げました。

その他の方法につきましては、今考えられておりますのは、いわゆる直接、北側の道
路に出ないで建物を迂回して間接的に道路に接するという方法ができるのではないかと
いうことを、事務局の方では検討をいたしております。この点につきましては、またそ
の方法がよいかどうか住民の方々との協議をしていきたい。このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、今後ますます高齢者もふえてまいりますので、車いすを使
うほどではなくても、歩くのにもやはり段差があっては危険であります。まして冬など、

雪が降ればなおさら危険でありますので、段差のあるところを通らずとも中に入れるような、そういった通路を工夫をしてつくっていただきたいことを強く要望させていただきたいと思います。

3点目につきましての集会室についてであります。現実として難しいというような御答弁でありました。また、建て替えを待つというようなお話だったかなとも思います。建て替えを待つといっても、先ほどのお話ですと平成18年以降に先ほど申し上げたような国、都の補助金との関係で耐用年数の2分の1の資格が出るということでもありますので、これとても4点目とも関連して、それを早急に前倒しでやっていっていただきたいということは当然、思うわけでありまして、要望させていただきませんが、現実、果たして平成18年、19年にできるかという、これまた私は非常に難しい要素があるのかなというふうにも、別な角度で思うわけでありまして。そのように考えますと、今後、建て替えをするからということでもって住民の方々に集会所を待ってくれというのは、なかなか難しい。説得する言い方としては難しいのかなというふうにも思います。そういった意味では、せっかく敷地がありますので、そういったところに何とかプレハブ等で安く何かできないのかということ再度、難しいというお話ではありましたが、再度そういうところをもう一度、工夫及び検討していっていただきたいということを強く、またこれは要望にとどめますが、お願いをしておきたいというふうに思います。

最後の4点目につきましての建て替えについて、これも先ほど申し上げたように、国や都に当然、35年ということで平成18年が一つの建て替えの基準になるんだらうと思うんですが、先ほど申し上げたように老朽化している中での、この特殊事情ですね、こういったものをやはり国や都ともいろんな意味で話をしていけば、ある程度は現場を見ていただいたり、あるいは写真を撮ってきちっと見ていただくとかいう形をとれば、そのしゃくし定規に35年ということを持ってということではないような気もするんです。公営住宅法の話も出ておりましたけれども、36条に当然、耐用年数の2分の1という条文も出ておりますが、もう一つそれにあわせて公営住宅としての機能が相当程度、低下していることも建て替えの要件として条文のっておるものでありますので、どうかこの条文にですね、機能が相当程度低下しているというような、私は部分にも入っているんじゃないかなというふうにも思いますので、この条文なんかも使いながら、しっかりとまた国や都に建て替えの前倒しができないのかどうかということを、しっかりとお願いしていっていただきたいということを強く要望させていただきたいと思います。

最後に市長に、これは1月28日には私も同席してそういう話をさせていただいた経過

もありますが、市長にそのときの経過も含めて、現在での御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 長山市営住宅の早期建て替えをしてほしい、あるいは不都合な箇所を早急に修繕をしてほしいという意味での要望を踏まえた質問でございますが、今、議員も御指摘のとおり先般、住民の皆さんとお会いをしたときに、要望書の内容をじっくり読ませていただきましたし、それぞれの問題点、写真ですね、現場の写真等も数多くの写真によって見させていただきました。

確かに傷みのひどさといいますか、かなりひどいな、想像以上だなというふうな認識を私は持っております、やはり早く建て替えができるように、耐用年数の2分の1というものがまだ経過をしていなくても、国や都が、この現状の傷みを認めて早く改修ができるような補助が出るような、そういった方向での働きかけを積極的にやっていきたいということを、まず申し上げておきたいと思います。

それから当面の修繕についてであります、今もお話ございましたように、地域の自治会長さんを初め皆さんと相談を進めて優先順位を決めますね、ほかにも市営住宅があるわけでございますが、できるだけ優先順位を早めてできるような方法を探りつつ、また斜面等の問題につきましては、工夫をして何とか住民の皆さんが現状の不都合といえますか、危険性をクリアーできるような方策を考えていきたいと、このように思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございました。

今、市長より現状を正しく認識をしていただいた上での力強いお話をいただきましたので、ぜひそういう方向に沿って一日も早くこの長山市営住宅にお住みの方々が、本当に住んでよかったと思っただけのような市営住宅のまた修繕等、一日も早い建て替えを強くお願いを申し上げまして、この質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって11の2、長山市営住宅の早期の建て替えと修繕についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の3、市立総合病院の建て替えに伴う近隣住民への配慮について（プライバシーの保護、悪臭対策等）の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔17番議員登壇〕

○17番（田原 茂君） それでは午前中に引き続きまして3問目の質問に入らせていただきます。

日野市立総合病院の建て替えに関して、昨年の3月議会において、日野市立総合病院建て替え基本設計の見直しに関する請願が、建て替え予定地の周辺住民の方々、1,777名の署名を集められ、議会に提出されました。地元住民からすれば、公式には何の説明もなく突然、市立病院の建て替え計画が耳に入り、市に問いただしたところ、目の前に7階建ての病院が建設されるということがわかり、それも既にも実施設計に入る段階に来ていると知って大変驚かれるとともに、こんな重要なことを、なぜ地元住民にきちっと説明がないのかと憤っておられたわけであります。こんなところにも前森田革新市政はいかに市民参加とはほど遠い市政を行ってきたかということが、よくわかるわけであります。

そして、地元住民が一番疑問に思われたことは、基本設計を見るにつけ、なぜ社教センターを残したまま市立病院を建て替えをするのかという点であります。市民の立場からすれば至極当然のことであり、全市民の率直な気持ちではないでしょうか。多摩平四丁目3番地に建て替えをしようという構想が出て、既に7年もたっているにもかかわらず、社教センター側に対して正式に何の移転交渉もしてこなかったということは、森田前市長の責任は大変大きいものがあると訴えざるを得ないわけであります。このような状況の中、全市民の声を代弁する形で、日野市立総合病院の建て替え基本設計の見直しに関する請願が提出されたのであります。

3月議会、6月議会を経て、社教センター側には土地使用貸借契約も今まで10年契約だったものを1年契約に変更し、強力で早期の移転を要望していくとともに、北側住民に配慮し、7階を6階に変更するなど若干の設計変更の内容が伝えられ、9月議会にこの請願が全会一致採択されたわけであります。社教センターの移転については、引き続き粘り強く交渉をしていってほしいと強く要望するものでございます。このような経過

を経ながらも、平成14年6月オープン予定で、いよいよ来年3月には着工する運びとなるわけであります。

そこで、何点か近隣住民の方々が危惧している点がございまして、何点かについて確認かたがた質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目は、北側住民へのプライバシーの保護及び日照権の問題であります。目の前に6階建ての病院ができれば、上の方から常に見られているというおそれが出てくるのは当然であります。まして公共施設でございますので、周辺住民には最大限の考慮を払うのが当然なことでもあります。したがって、建物の構造上、見たくても見られないというような工夫を凝らしていくべきだと思いますが、いかがでありますでしょうか。

また日照の問題についても、どのような配慮がなされたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

第2点目は、病院特有の悪臭の拡散防止についてであります。新病院は、現在の倍近くの病床数になり、より高度な医療も予定されている中、それに比例して有機溶剤やホルマリン等の使用もふえ、有機的なにおいもさらに発生することも予想され、地域住民も大変心配をしているところでございます。この悪臭防止対策については、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

第3点目は、車の出入り口についての配慮がどうなっているかということでもあります。一部、市道を廃道にする予定とも聞いておりますが、そうするとTの字の交差点にもなるわけでございますが、この交差点と病院への出入り口との位置関係はどうなるのか。当初、交差点から5メートルほどの離れたところに出入り口をつくとも聞いておりましたが、その辺はどうなっているのでしょうか。

また、駐車場は最終的に何台の予定で整備されていくのでありますでしょうか。あわせて教えていただきたいと思えます。

以上、大きい項目として3点につき御質問をいたします。

○議長（馬場繁夫君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） それでは3点について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、北側住民のプライバシーの保護の問題でございます。病院の建設計画におきまして、近隣住民等への影響をできるだけ配慮して進めることは大変重要なことと認識いたしております。近隣住民等への影響の主なものとしたしましては、日照、プライバシー、テレビの電波障害、景観、圧迫感でございましょうか、及びビル風などが考えられると思えます。

今回の病院計画では、あらかじめ建物配置計画や建物の形状などのケーススタディーを行い、近隣への影響を極力抑え、かつ利用をしやすい外来部門や良好な病棟環境の確保ができることを、設計の重要なテーマの一つとして進めてまいりました。

さて、北側住民のプライバシー保護についてでございますけれども、病院計画では、患者さんが入院する、いわゆる病棟と呼ばれる部分を4階から6階に計画しております。これは1日当たり約1,050人を予定しておりますが、外来患者さんの部門を1階や2階といった低層部分に配置する関係から、このようになっているわけでございます。また、このことは、病院建築において一般的なパターンといえるかと思えます。

近隣住民、住宅等へのプライバシーを確保するためには、病棟の1階や2階といった低層部門での配置も当然なことでございますけれども、特に5階や6階といった高いところからの視線について対策を講ずることがさらに重要となります。

この視線につきましての対策といたしましては、大別いたしまして二つの方法が考えられます。一つは、遮へい物などにより視線を遮る方法、もう一つは、できるだけ距離を確保する方法がございます。

今回の病院建物は、バルコニーを設置いたします。これは避難用のものであり、通常は使用いたしません。また、バルコニーの手すりにつきましても、視線の通らない材質で仕上げます。したがって、北側住宅との距離や病院建物の高さ等を考慮いたしますと、病室にいる患者さんの視線は遮る形になることができます。

また、距離の確保につきましてでございますけれども、1例といたしましては、市街地高層住宅団地計画に関する総合的研究の谷口、森保氏の報告がありますけれども、人の喜怒哀楽の表情が認識できる距離は24メートルが限界といわれ、プライバシーは45メートル以内で被害率が高くなるといわれております。基本設計によりますと、住宅地から病院の5階や6階までの距離は約55メートルでございます。住民の皆さん方のプライバシーを確保する上で配慮いたしておるところでございます。なお、今回の設計を進めていく中で、4階以上の部分につきましては、南側へ1スパン移動させる変更を行いました。

また、昨年末の見直しによりまして、屋上部分のヘリコプターの離発着所をとりやめ、それから屋上の設備機械の一部を地下部分に設置することにいたしました。したがって、北側住宅地へのプライバシー、また日照などの影響は、より緩和することができたと思っております。現在、実施設計を進めておりますけれども、今後とも近隣住民の方々の御理解をいただきながら、事業が円滑に実施できるよう努力を続けてまいりたいと、このように考えております。

以上が1点目でございます。

2点目でございますけれども、病院特有のにおいの拡散防止についてということでございますけれども、病院は、さまざまなにおいを発生し得るところでございます。また、それは病院特有のにおいにもなっているのが現状であろうかと思えます。

例えば、診療に使われる薬のにおい、薬品のにおい、それから消毒液のにおい、身体からの排出される大便や尿などのにおい、検査や解剖などから発生する有機的なにおい、ホルマリンなどのにおいがあると思えます。これらの発生するにおいは、においの質や、においの量などによって排出する方法が異なることとなります。

したがって、市立病院には各室の室内環境を適正に維持するための吸排気を行います。特別なひどいにおいやガスが出る部屋を除いては、一般的に1時間に5回から15回ぐらいの換気回数を設定した機械による吸排気を予定しております。それからトイレ、浴室、ギブス室、外来の処置、MRI室とか手術室などは、この吸気で臭気を十分希釈されますので、特に問題はないと思っております。

そこで、問題となる臭気やガスについてでございますけれども、病理検査室のホルマリン及び各種検査で使われる有機溶剤のにおい、または霊安室の線香のにおいとか解剖室の有機的なにおいなども、院外に直に排出できる臭気でございます。これらの臭気やガスは脱臭フィルターを介して完全に脱臭し、屋上に排気いたします。

また、これまでの病院では院内から出る廃棄物を焼却炉で燃やしている例が多く見られたわけですが、臭気や煙が病院周辺への影響を及ぼしている事例がございます。新病院では、院内の一般廃棄物の収集はクリーンセンターにお願いし、感染性の廃棄物の処理及び収集は、廃棄物の処理業者に委託する予定であります。一切、院内での焼却はいたさないという予定でございます。したがって、新病院から発生する問題となります臭気につきましては、病院周辺に対して環境への配慮したレベルの排気を行いますので、脱臭フィルターの維持管理も怠ることなく拡散防止に努力していきたい。このように考えております。

3点目の、出入り口の場所についての配慮というか、御質問でございますけれども、病院敷地への出入りにつきましては、災害時等に使用いたします非常用のものを除きまして、2カ所設置する予定でございます。1カ所は、敷地北側、都道に面する部分、もう1カ所は敷地西側の都道に面する部分でございます。

この2カ所のうち主の出入り口は、建物のレイアウトやエントランスの位置等を考慮いたしまして北側となっており、そこから地上部分または建物の地下1階、及び地下2

階への駐車場へのアプローチする計画でございます。

主出入口の位置につきましては、当初、敷地の北側の東側と申しましょうか、交差点より5メートル離して計画しておりました。これは東京都の建築安全条例の規定に基づき計画したものでございます。この計画につきまして、駐車待機車両が交差点内に入し停車する可能性があるため、出入口の位置を交差点内に変更して、安全性の向上を図ってみてはどうか、このような御意見をいただきました。そこで、より安全性を確保する観点から、早速、日野警察を介しまして、警視庁の本庁の都市交通対策課または交通規制課等に技術的な御指導をいただきながら協議を重ねてきているところでございます。

協議いたしました結果といたしましては、交差点内に入し出入口を設置することは、交通安全上の観点から、原則として都条例で禁止されている。

2番目としては、交差点内に入し出入口を設置した場合、T字型の道路となり、出入口の正面となる市道部分で駐車場へ入る、待機車両と右折左折のための車両が東西に走る都道通行車両において危険性が発生するということでございます。といったものがございました。

それから駐車待機車両及び通行車両等に配慮をする観点から、出入口の位置については交差点から5メートルではなく、さらに西側に移動することといった指導もございまして、周辺の道路の状況やバス停の位置、及び西側交差点の交通量等も踏まえ、病院への出入口の位置につきましては、交差点の横断歩道より西側に約35メートルの位置とすることになりました。

なお、多摩平第一公園と間の市道廃止につきましても、あわせて協議を進めております。その中で、現状における交通量調査の実施、または廃止に伴う車両の流れの変化、現状調査などがございます。警視庁及び都道の管理者の所管であります東京都南多摩西部建設事務所とも協議をしているところでございまして、ほぼ、その見通しが立っている状況でございます。

なお3点目の後半に、駐車場の駐車台数というふうな御質問がございました。これの見直しによりまして、機械式の駐車場を一部廃止してございますので、現時点では201台を想定いたしております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

それでは、1項目目から何点か再質問をさせていただきます。

1点目の北側住民のプライバシーの保護と日照権についてでございます。

プライバシーの保護については、先ほどバルコニーを設置していくんだというようなお話がございました。それで奥行きをとってベランダというか、壁をつくってと、こういうことだろうと思います。具体的に、その奥行きがどのぐらいになるのか、そして高さはどのぐらいの塀というか、遮断の目隠しの壁になるのか。そのところは何メートル、何メートルでしょうか。

あと、バルコニーということですが、基本的にはふだんは使わないというようなお話がございましたが、それをきちっと管理者が、当然バルコニーに病室から出るときにはドアか何か当然できるだろうと思うんです。それはきちっともう患者さんは自分ではできないんだと。管理者がきちっとかぎを持って、きちっと管理していくんだと、こういうふうな形で考えていいと思うんですね。ただ使わないということであっても、それはもうきちっと管理していかないと使われてしまいますので、そのところは、細かくなりますが、具体的にどういうふうな状況なのか。

また、日照については、より緩和する方向でという話がございました。具体的に、例えば光が一番長くなる冬至についてはどういうふうな状況になったのか。そのところはどうかということ、とりあえずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） それでは1点目につきましての御質問でございます。

まず最初に、バルコニーの規模についてということでございますが、まず幅、病室の窓から壁までと申しましょうか、その幅でございますが、1メートル20、120センチを予定しております。手すりの高さでございますけれども、115センチでございます。それからバルコニーに出るための出入口等、どうなっているのかという問題でございますけれども、病室については床から80センチの高さの位置に窓を設けるものとしております。病室から直接バルコニーへ出るための入り口、出入口といえますか、設置いたしません。バルコニーへの出入口につきましては、各病棟とも廊下の突き当たりと申しましょうか、端になりますけれども、東西の非常用階段に隣接させて設置する計画でおります。

それから北側住民に対する日照の問題でございます。日照の問題につきましてでございますけれども、冬至の日において1日のうち日影を照査する時間について、隣接の間に10メートル以上の道路がある場合には、これは建築基準法の問題になると思っております。

れども、隣接側の道路境界線より道路側へ5メートルの線を引いて、そしてそこをみなし線とするそうでございます。みなし線より隣接……隣地側ですね、隣地側へ5メートルのラインで3時間、10メートルのラインで2時間の日照規制がされております。見直し前の当初の計画においても、これらの規制は当然クリアーしていたわけでございますけれども、2回、見直しを行いまして、すなわち4階より上の部分を南側へ1スパン寄せる変更、また屋上のヘリポート設置のとりやめ、及びコージェネレーションのとりやめによる機械室の減少等によりまして、この2時間、3時間台がさらに道路部分へおさめる形がとられております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

そうすると奥行き1メートル20、高さが1メートル15と、こういうバルコニーができると、こういうお話でございます。一般的に奥行き1メートル20の高さで、ぎりぎり病室の中で、ぎりぎり建ったときに、どういうふうな角度で下が見えるかと、こういうふうな話になってくるのかなというふうに思っておりますが、私も、ど素人なんで、どの辺の角度でどうなってくるって、それは詳しくわからないんですが、今聞く限りによると、この角度で普通のマンション等でのバルコニーと大体、似通っているような奥行きがあり、高さかなというような感じも見受けられます。これをつけるということは、あくまでもプライバシーの保護を前提としてつくるという、こういうようなお話でもございますので、まあ、どの辺がいいかどうかということは私もわかりません、はっきり言って。ただ、もう少し住民側の意見を聞いて、1メートル15でどうなのかということも含めて、もう一度やっぱり私は意見を聞く必要があるかと思えますよ、これは。

これまた何の相談もなく、これでいきますと、一方的にやられますと、やっぱり住民側からすればどうなのかなというような思いがあると思えますので、どうぞ、その辺のところはじっくりお話を住民の方々ともしっかりしていただきたいなと。これでいいのかどうかということを含めてですね。御要望があればもう少し高さを上げるとかいう配慮もあっていいのかもななんてことも思っておりますので、そういうところも、ひとつしっかりとお話を聞いていただきたいなと思えます。

また、冬至についてのお話しが、日照の問題についてありましたけれども、これは、日影条例等の法規定については、当然これはクリアーをさせていかなければいけないものでありますけれども、それプラス、どれだけ住民の方々に配慮をしたのかということ

が一番のポイントだと思うんですよ。公共施設だから都条例なんかをクリアするのは当然なことでありますので、それプラスどのぐらい考慮をしたのかということをもう少し、これについても住民側にしっかりと御説明していただきたい。市が、せっかく譲歩した、ここまで配慮したというのであれば、そういうことをきちっと、おっしゃっていただいて、市もこれだけやったんだというのであれば、お話をしていただきたい。また、住民側もそれじゃ足りませんよということであれば、それにもう少し配慮をしていくとかいうことも当然考えられるのかなというふうにも思っておりますので、このところもしっかりと住民側と近づいて行って、ぜひ話し合いをしていただきたいんです。

これは当初から余りにも一方的過ぎて、住民からすれば本当に寝耳に水というような形でとらえられているわけですから、本当に大きさの云々という話以上に、どれだけ市はこれについては考慮したんだということになれば、そういったこともしっかりと説明して了解をとっていただけるように努力をするということが、私は、こういう施設をつくる場合には本当に重要なポイントだというふうに思うんです。そのところをしっかりとお願いをしておきたいと思います。

それでは2点目の悪臭対策についてでございます。

先ほど御答弁の中では、全館で基本的には吸排気をしていくということのようでございます。また、手術室や検査室等、特殊な薬剤を使用していくような部屋については、脱臭フィルター等を使って、より臭さが予想されるようなところは脱臭フィルターを使っていくというような、あらら御説明だったかなと受けとめておりますけれども、私はこれについては全く素人でわからないんですが、ただ、素人で、今お伺いした中で感じたことは、特殊な病室についてはフィルターだと。ただ、それ以外のほとんどの全館については吸排気を何回かやっていく、5回か6回ですか、やっていくというようなお話がありました。それで屋上に上げていくんですと。吸排気を何回もやるから、それは薄らいでいきますよと、こういうようなお話だったかなと思うんですが、果たしてそれでおいが希釈されるのかなと。特に屋上にいくのはいいんですが、雨なんか降って垂れ込めていくようなことがないのかどうか。その辺のところとか、あと、その特殊な薬剤を使うような手術室や検査室等はフィルターを使うということですが、そのフィルターで完璧においはとれるのかどうか。そういうふうな形で、恐らくその仕様はなっているんだと思うんですが、それについては、やはり心配だなという部分が残ります。

それについて、例えばにおいについて、フィルターを使わないところについて、屋上に送っていくのはいいんですが、その垂れ込むということの心配というのはないんでしょ

うか。または、そのフィルターを使って完璧に、その特殊な部屋については完璧ににおいがなくなるのか。こういうように言い切れるのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） においの問題についての御質問でございます。

私も毎日、病院におりますから慢性化していると思うんですけども、以前、病院というと何となく消毒臭いというか、アルコール臭いという感じを強く感じたものですけど、今の日野市立総合病院、そうは感じないんじゃないかなというふうに現在思っています。現在の病院は、機械による吸排気といいますか、そういう設備は古い建物でございますから、全然ない状況で現在は状況になっている。いずれにしても、近隣住民にいろんなそのとおりで御迷惑をかけていることは重々承知しておりますけれども、新病院では機械による吸排気を当然予定しております。特ににおいの出る部屋、及びガス等の出る部屋を除いて、各室の条件により1時間に5回から15回の換気の回数を設定していきたいと思っております。この吸排気により臭気は十分に希釈されます。そのように業者も申しております。

また、特ににおいの出る部屋、及びガス等の出る部屋につきましては、脱臭フィルターを設置することになっておりまして、においということでございますが、この状況によりまして屋上へ排気すると、こういうことになります。したがって、降雨時、雨のときでございますけれども、においが垂れ込めるようなことはない、このように考えております。

それから脱臭フィルターで完全に脱臭できるのかと、こういう御質問でございましたけれども、脱臭フィルターにつきましては、ポリフィルターとか活性炭フィルターを設置して、においを吸着させにくい状況にして排気するというようなことを私どもは聞いております。したがって、御迷惑かけないで済むと、このように思っております。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） ありがとうございます。

事務担当者からすれば、においは出ないというように言わざるを得ないんでしょうけれども、心配は残ります。そういった意味では、本当に全館についての、その排気についても工夫して脱臭フィルターをふやすとか、あるいは特にそのにおいのひどいところについてはフィルターを二重にするとか、そういったような工夫がやっぱり私はあっていいのではないかなというふうに思っておりますので、このところを再度、業者と検討

していただきたいなと、要望させていただきます。

それでは最後、3点目でございます。

3点目の点でございますけれども、主な出入り口は北側の交差点横断歩道より西側に約35メートルの位置とするということでございます。いずれにしてもメインの出入り口を北側にするというようなお話でございました。すなわち将来、国道20号にバイパス、日野バイパスといわれているようではありますが、国道に予定されている通りにメインの出入り口を持つてくるということのようでございますが、この辺は私も素人で、素人目で見ても果たしてあれでいいのかなと。何も住民側について配慮云々という以前に、果たして国道のバイパスのあるところを、交通量も多くなるでしょう、そういうところに、すいていけば猛スピードで通っていく車があったり、逆に大渋滞で車が動かなくなるぐらいの渋滞も恐らく出てくると思うんです。そういうところへ果たして病院の出入り口をつくって、本当に病院に行きたいという方が緊急だった場合に、本当にもう、にっちもさっちもいなくなって病院に入れられないというような事態が、また出てくるんじゃないかなと。

あるいはまた、あの地域は雨が降りますとちょっとした雨でも結構あそこは水が冠水したり、あるいは10センチも20センチも水がたまって、そのまま泉塚方面に流れていくというような、こういう日野でも有数の水が溢れる地域、地帯でもあります。果たしてその水の流入ということは、もっとすごくなっていくわけですから、水がどっと溢れて、地下の駐車場ということでもありますけれども、地下の車の駐車場にどっと水がたまって、それこそ車の、エンジン部分まで水が浸っちゃって車が動かなくなっちゃうと、そんなことも出てくるんじゃないか。

あるいは、先ほどもお話があったように、屋上部分に予定されていたような機械類ですか、機械装置も地下に持つてくると、そういったものまで水がばっと来ちゃうんで大変なことになってしまうんじゃないかなと、こんなことを素人目で見ても危惧されるわけです。

また、恐らく、聞いてはおりませんでしたけれども、恐らく左から入り、要するに左折入車、それで左折出車と、こういう形をとるんだらうと思うんです。とすれば、豊田の北口で中央線を利用されて豊田北口へおりてタクシーで行く、あるいはその方面から車で行くという方は、ずっと来て西側の都道の入り口に着いても入れないですね。ずっと遠回りして、わざわざ入り口側の方に回っていくか団地の方向に行って、回っていくかという、こういうふうな入り方になってくると。そうすると非常に不自然というか、

不便というか、そういったことも私は出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、果たして北側の都道を、将来の20号バイパスのところに果たして主なる出入り口がいいのかなというように思うんです。

であれば、むしろ西側の方が当然交通量は少ないわけですね。将来あそこは北側が国道になるのに比べて都道のままですから、今とそんなに変わらなくなるわけですね。変わらないですよ。ということは、むしろ考え方としては、エントランスとか美観とかいろいろあるんでしょうけれど、実技面でいくと、西側都道のところに主な、主出入り口ということの方が自然であり、なおかつ流れとしては、そちらを主出入り口にして、例えば出入り口を2車線に入れるような形の大きいものにしていけば、若干、右折でも可能なというような部分で考えますと、非常に無理が、北側にこの国道になるところに20号のバイパスになるところに、主なる出入り口というのは非常に無理が、ちょっとあるような感じを受けるんですが、水も流れてくる浸水対策も含めて、その辺はどうなんでしょうか。それでも、もうやるんだということで、それは考慮されなかったのかどうかですね。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） 出入り口につきまして、御心配をいただいているわけでございますけれども、私どもも確かに交通量等を配慮して、いろいろ検討してきた経過がございます。

今回、病院を建てます敷地に建物を配置する段階で、北側住民の日照権等を考えますと、できるだけ南側に最大限、建物を寄せました。したがって、北側に道路と同じぐらいの幅のスペースがとれたわけでございますので、そこは当然入り口といえますか、道路用地になります。こういう問題が一つございます。

もう1点は、五丁目の交差点の飽和度といえますか、市道を廃止し、すべてあの交差点に使うことになりますので、どのくらいの車の台数に耐えられるかと、こういう問題が出てまいります。そういうようなことを総合的に判断して、北側の出入り口を主、西側にもう1カ所つくるといふふうに、2カ所にしたと、こういうことでございます。

御質問の中にもございましたように、この出入り口については、日野警察、警視庁等の協議をいろいろ重ねてきたわけでございますけれども、より安全性の確保という観点で車の出入り口については左折を原則として計画することが望ましいのではないかと、こういう意見もいただいております。すべて左折ということでございます。したがって、左折を原則として考えております。

今、御指摘がありました、豊田の北口から来ますと左折ができないで右折になってしまうわけですので、やはり迂回をしていただくということになりまして、遠くは泉塚方面から来て左折をしていただく。それから八王子とか日野台の方は豊田の方に向かっていただいて左折で入っていただく。さらに出るときも、お互いに左折で駐車場から出てくる、こういうふうなことを原則とするのが望ましいというか、安全性の観点からいいという警察の指導を受けている、こういうことでございます。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） 構造上、いろいろな工夫の中で仕方ない面もあるんでしょうけれども、そういう疑問は残らざるを得ないということで、果たしてここまで来ればどこまで変更できるか私どもわかりませんが、難しいのかもわかりませんが、そういう形で果たして将来的に禍根を残さないのかどうか。再度、できればこの辺のところも、再考できるのであればしていただければなというふうにも思っているところであります。その辺についても、ちょっと市長から最後にお伺いしたいんですが。

あと台数については200台ということで、当時270台を予定されていたということでございます。70台近く減ったということで、ちょっと駐車台数については今のところ経費的な面で機械装置をやめたということでの理由なのかなとも思うんですが、やはりこの駐車場については、当然、多ければ多いほどいいわけでありまして、現在のような路上駐車がされないような形で、いろいろ出てくれば機械化にしていく中で、台数についてもひとつ、より多く設置できる形で考えていただきたいと思いますということを要望しておきます。

最後に市長より、全般的なこのプライバシーの保護及び先ほど出入口についての、どうなんだろうね、これでいいのかどうか。ちょっとお伺いできますか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 田原議員から、市立病院の本体から離れて、特に北側の住民の皆さんに対する配慮、プライバシーの保護、あるいは臭気対策、あるいは出入口の混雑といいますか、そういった面でのお尋ねと、さらに見直しができないかというふうなお話もあったわけではありますが、基本的にこの病院については、これまでも本当に長い議論があったんだろうと思うんです。私はまだ1年足らずであります、前市長さんのころから基本計画というものが議員の皆さんとともにつくられ、さらには実施計画というものもつくられ、慎重なる御審議の中で今年の3月にそれが通過をし、しかしそれで

もなおいろんな声があって、大幅な見直しをせざるを得なくなったわけでありまして。そして昨年の夏から冬にかけての見直しについては、逆の声とすれば、見直しをするといったところが、やめちゃうんじゃないかというふうな、かなり厳しい御批判もいただいたわけでありまして。

そういう中で一生懸命努力をいたしまして、北側の住民の皆さんにも配慮をした、高さを下げるとか、先ほど病院事務長が申しあげましたような、やや高層部分を南側に振るといったような見直し作業も行われたわけでありまして、今、余りお話には出ませんでしたが、前の計画では社会教育センターをそのままというふうなお考えでいたしておりますが、私はこれはもう就任早々、社会教育センターの方にお話を申しあげまして、このセンターのあるままで病院はできません、何とか対応してもらいたいということで、昨年秋には文書をもってお話しをし、それからこの2月ですね、社会教育センターの方の本部の方に、社会教育協会の方に行って、具体的なこれからの対応、仮移転等も含めてお話を今、詰めているところであります。

そういった意味で、いろいろ御意見はあると思うんですけども、かなり努力をして、いろいろな住民の皆さんの、利用される皆さんはもとより近隣の御迷惑をおかけする皆さんの声も配慮しつつ一生懸命時間をかけて、ある面で費用をかけてしてきたつもりでありまして、私なりに、今あるプランというものは、ぎりぎりもうこの辺でいくしかないのかなというふうな認識は持っているところであります。でございますが、議員の御指摘もございますので、さらに再考して、あるいは時間がぴたっとおさまればいいと思っておりますけれども、さらにまたおくれるというようなことがありますと、一体どういうふうな今度は逆の声が来るのかなというふうな心配もないわけではございません。いろいろ私もこういう立場で大変つらい状況でございます。どちらをとっても、みんないいということはないわけでありまして、そういう中で、やはり私どもの日野市16万4,000という人口があり、27平方キロという大きな面積があるこのまちの中で、100ベッドを越す病院が、今162ベッドですが、市立病院しかないという状況は、何とか早くクリアして300ベッドの病院がきちっとこれからの市民の医療・福祉・健康を守るための拠点として機能するような方向を探っていきたいわけでありまして、そういう意味では、個々のいろいろな声はあると思うんです。あると思っておりますけれども、ぜひ大きなところで、もうこの辺でというところは御理解をいただければというふうに考えている次第であります。

なお、見直せるべきものは、期間の範囲内で鋭意努力はさせたいというふうに思いま

す。

○議長（馬場繁夫君） 田原 茂君。

○17番（田原 茂君） どうもありがとうございました。

市長としても今まで本当に大変な中、決断をせざるを得なかった部分も当然あったかなと思います。その辺は、御苦労さまといわざるを得ないわけでございます。

そしてまた、この病院の建て替えということでいろんな問題があって、今までの経過があって、こういうことになったということは重々私も承知をしているわけでございます。その中で、先ほど市長もおっしゃいましたが、ぎりぎりの中でよりよい病院つくるために、ぎりぎりの中でそれについて再度いろんな角度から考えられるところについては、ぎりぎりの線でまた考えていっていただきたいなということを今強くお願いをするとともに、最初のボタンのかけ違いから始まって、地域住民の方々に対するいろんな御説明というものを、やはりしっかりと私はして行っていただきたい。

公共施設の場合は、いろんな今までの開発要綱等で厳しい規制がある中では、公共施設は厳しい規制からは外されているということもあるんでしょうけれども、当然規制は外されていたとしても、同じようなその手続を経ながらやっていくのが私は筋ではないかなというふうにも思うんです。そういう意味では、これについて本当に最初から地域住民の方々とのボタンのかけ違いがあるんですよ。ですから、そのところを今からでも決して遅くありませんからね、しっかりと信頼関係をつくっていく上でも、しっかりと近隣の住民の方々にはしっかりと話をさせていただいて、理解をまたしていただくための努力も、市の努力としては当然やっていかなければならない。これを強くお願いをして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって11の3、市立総合病院の建て替えに伴う近隣住民への配慮について（プライバシーの保護、悪臭対策等）の質問を終わります。

一般質問12の1、福祉事業団が市民とともに育ててきた「在宅老人ケア事業」と「老人給食事業」の今後についての通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔12番議員登壇〕

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

市は、今議会のやりとりの中でも、これまで福祉事業団が行ってきました在宅老人ケア事業と老人給食事業を社会福祉協議会に移す方針であるということのようであります。98年度については従来どおりということであるようですが、したがって、来年4月以降が具体的に問題となるという状況だろうと思います。

しかし、社会福祉協議会に移った後、二つの事業がどのような形、内容で運営されることになるのか、明確な見通しが示されていません。2000年から始まる公的介護保険によって高齢者福祉サービスの世界が大きく変わろうとしていることもあって、関係者の間に、このあとどうなるんだろうという、従来、一生懸命、市の福祉行政に協力をして進めてきた仕事は一体どうなっていくんだろうという不安が広がっております。そこで、この問題について質問をすることにしました。

質問の前提となる事実は三つあります。

一つは、既に申し上げたことですが、市が二つの事業を社会福祉協議会に移す方針を決めたこと。

二つ目が、在宅介護支援センターの運営を委託される社会福祉協議会が公的介護保険の指定業者となる方針を決めていること。

三つ目は、公的介護保険が2000年に始まると、家事援助型のホームヘルプサービスの大部分は保険給付の対象から外されることが確実になっている。また、給食サービスは、そもそも保険給付の対象となっていない。これまで市が責任を持って提供してきた、これらのサービスをどのように維持していくかが行政上の大きな課題として浮かび上がってきていること。

この三つであります。

さらに、3月26日に6階のポストに「ふれあいのまちづくり事業計画」という平成10年度の社会福祉協議会の事業計画のパンフレットが入っていましたが、この中で、新年度に行う事業としてホームヘルプサービス事業というのが書かれているわけですが、このことについても関連して質問をすることにいたします。

まず質問の1であります。在宅ケア事業は1988年から、11年目にことは入ると思っています。また、老人給食事業は1986年からですから、ことしで13年目に入る。それぞれ10年以上の年月を市民の協力のもとに仕事をしてきて、現在、どういう到達点に来ているのか、そのことをまず確認をしておきたいと思えます。

まず、在宅ケア事業については、

1、A会員、B会員の数。

2、提供しているサービスの年間延べ時間数。

3、市が家政婦紹介所などに委託して実施しているホームヘルプサービスを含め、日野市のホームヘルプサービス全体の中でどのような量的、質的役割を果たしているのか。

一つ落としました。1、2の次、3番目に、提供しているサービスに占める身体介護

と家事援助の割合がどうなっているのか。そして4番目が、最後に言ったことであります。

在宅ケア事業については、以上の4点お答えをいただきたいと思います。

それから老人給食事業についても、4点お答えをいただきたいと思います。

1、年間何食の給食を提供しているのか。

2、年間の延べ利用人数。

3、この事業はひとり暮らし高齢者を対象に始められた事業ですけれども、サービス提供対象についてどのような柔軟な運用がされてきているのか。

4番目は、給食の調理、配食はどのように行われているのか。

この4点について、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） まず、在宅老人ケア事業についてでございます。

1点目の会員数でございますが、A会員、サービス供給会員でございますが、これは昨年12月現在でございます。A会員数399人でございます。それからB会員数でございます。461人でございます。

2番目の、提供しているサービスの延べ時間でございますが、年間延べで3万1,659時間でございます。これは平成8年度の実績でございます。

3点目の介護の割合でございますけれども、身体介護が43%でございます。家事援助、54%。その他として3%でございますが、見守り、話し相手等でございます。

4番目の、量的、質的な役割ということでございますが、日野市のホームヘルプサービス全体の約20%を占めております。市事業との連携を図ることで待機を出さないような対応をしております。また、市のヘルプ事業にはない話し相手とか見守り、生活の活性化なども、利用者の要望に柔軟に対応をしております。

次に、老人給食でございますが、1点目の年間の食数でございますが、平成8年度実績で4万7,031食でございます。

2番目の年間の延べ利用人員でございますが、2,701人でございます。

3点目の運用の対応でございますが、現在でも基本的に心身の機能低下により食事の支度に不自由なひとり暮らし、高齢者が対象ですけれども、同じような生活状況でありますれば、高齢者世帯や中間の独居高齢者も対象としております。また、65歳以前の方であっても、退院時の配食など緊急対応として柔軟に実施をしております。

4点目でございますが、調理、配食の関係でございますが、5カ所で実施をしております。

まして、市の施設、浅川苑、栄町のサービスセンター、かしの木荘、それから立川市にあります特別養護老人ホーム、それから市内の非営利市民団体、これらの5カ所のところで調理をいただいております。配食につきましては、有償ボランティアやデイサービスの移送業者の方、それから事業団ケア事業のA会員さんにもお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） どうもありがとうございました。

今お話を伺いまして、在宅ケアサービスを受けている方が同時に給食サービスを受けるという場合もありますから、正確な数はちょっと出ないと思いますけれども、多分、両方の事業を合わせて1,000名前後の市民の方々がこれらの事業に参加をし、また利用をしていると。在宅ケアサービスについては、始まったときには60名程度の人数から始まったというふうに聞いておりますので、大変な広がりをも市民の協力で達成してきていると。この点は、大変大事な点ではないかというふうに思います。

また、サービス提供の中身についても、福祉事業団が発行している事業を紹介しているパンフレットには、提供しているホームヘルプサービスは「食事の支度、掃除、買い物など、家事援助を中心とした身の回りの世話と簡単な介護」というふうに書いてあるわけですが、今のお話では、身体介護の部分がほぼ半分を占めるようなふえ方をしているということだろうと思うんです。つまり社会の高齢化が進むにつれて、身体介護型のサービス提供を求める必要性が社会的に広がっている。市民の皆さんが介護力をみずから高める中で、このような要望にもこたえ、こういうふうに事業が膨らんできている。豊かに膨らんできているということも、また今の御答弁でわかったことではないでしょうか。

1点、給食サービスについて確認しておきたいことがあります。

五つの拠点で給食の調理、配食が行われているということですが、このうち、かしの木荘とカフェテリアが行っている仕事は、市民参加型の部分だろうと思います。かしの木荘についてはA会員の皆さんがグループをつくって、今度はどういう献立をつくるのかということから始まり、調理をし、調理をした皆さんが配食をするという形で仕事にかかる。またカフェテリアについても、実際に仕事をしているのはカフェテリアが募集をした有償ボランティアの市民の方々に、こちらでもその市民の方々が調理と同時に配食にもかかわっているというふうに聞いておりますけれども、そのような理解でよろしいか

どうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） お話しのとおりでございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは、そのように市民参加の形でこの十数年間、取り組み、発展してきた、この二つの事業を、今日、社会福祉協議会に移すメリットは一体どこにあるのかということについて問題にしたいと思います。私は、移すなど、今、発言をするつもりは毛頭ありません。私自身も、このことについてどんなメリットがあるのかどうかと考えてみました。まず私自身の認識を申し上げますので、それに対して担当部局がどのような認識でおられるのか、お答えをいただきたいと思います。

私は、移すメリットは二つあると考えています。

一つは、ことしの4月からもとの日野保健所の場所で在宅介護支援センターが仕事を始めます。社会福祉協議会が市から委託を受けて支援センターを運営することになりました。支援センターは、介護を必要とする人々の相談に応じ、必要な介護計画をつくり、さまざまな手続を代行するなどの仕事をします。これからの高齢社会に欠かすことのできない組織だと思います。介護サービスの計画をつくる仕事には、高い専門的能力が必要ですが、10年以上にわたって老人ケア事業を築き上げてきた福祉事業団には、その能力を十分に備えた職員が育っています。また、介護サービスの計画をつくる支援センターを運営する社会福祉協議会が、あわせてホームヘルプサービスや給食サービスを提供する事業を運営することには、緊急の対応を期待できるなど大きなメリットがあるだろうと思います。

二つ目は、行政が頑張れば何とかなるという時代は、福祉についても終わったのではないのでしょうか。これからの高齢者福祉は行政と市民が協力、連携して支える市民参加型のものにしていくようになっていくでしょう。福祉事業団の在宅ケア事業は、先ほど来のやりとりでも出てきましたように、もともと市民参加型の事業です。老人給食事業でも、市民参加で支える動きが進み、広がってきております。社会福祉協議会は市民のさまざまな能力を組織し、地域福祉に活用する任務を負った組織です。社会福祉協議会がしっかりと仕事をすれば、二つの事業を市民参加型のもので一層発展させていく可能性が大いにあると考えるものです。二つの事業を社会福祉協議会に移すのであれば、以上のメリットを十二分に生かすものでなければなりません。

私は以上のように考えるものですが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 二つの事業を社会福祉協議会に移すことにつきまして、お答えを申し上げます。

社会福祉協議会の事業の取り組みにつきましては、事業型社協への方向が打ち出されており、またそれに取り組んでおるところでございます。

現在、福祉事業団の実施しております在宅老人ケア事業や老人給食の事業、これにつきましては、事業型社会の考え方にマッチした事業でございます。社会福祉協議会の市民参加という基本的な性格とも一致をする事業でございますので、お話にもございましたように、この事業を移すことで、より広い範囲の市民の連携が可能になるものというふうに考えております。

また、財政面の観点から申しますと、福祉事業団では認められていない共同募金配分金、それからお年玉はがきの寄付金等、配分金や寄付金が社会福祉協議会では認められておまして、任意の寄付金も含めて市の財政負担の面からもメリットとなるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 御答弁のとおりだと思いますけれども、最後に挙げた財政的なメリットについては、実際にそのメリットが生かされる方向で事柄が進んできているのかどうか。そのことについては、大いに私、考えなければいけない面が残されているのではないかと思います。ちょっと、その点についてコメントをしておきたいと思います。

手元に持っておりますのは、平成10年度の日野市社会福祉協議会事業計画書並びに各会計予算書というものでありますが、この末尾に資料として、社会福祉協議会の自主財源と依存財源との比較、自主財源というのは協議会の会員の会費と寄付金、また依存財源に圧倒的部分を占めているのは市の補助金や委託金でありますけれども、この比率はどうなっているのかという経過を示す表が載っています。

これを見ますと、自主財源、絶対額で一番多かったのが1991年度で、1,890万円強であります。自主財源率が一番高い、率が高かったのは、その前の年、1990年で、19.2%であります。1998年度の予算額を見ますと、この自主財源、絶対額で言いますと1,158万円、かなり減っているんですね。自主財源率も最高時、19.2%あったわけですが、これが6.5%に減ってきている。

確かに福祉事業団では受けられないような寄付を受けることができるという利点があるわけですが、この利点を生かすためには、特段の努力が必要な状況にあるといわなければならないのではないのでしょうか。このことを1点、指摘しておきたいと思います。

次に、質問の3番目ですが、在宅老人ケア事業と老人給食事業はどのような成果を上げ、可能性を切り開いてきたのかということについて、質問したいと思います。

まず在宅ケア事業については、2点質問します。

1点目は、介護力を持つ人材をどのように育ててきたのか。あるいは、介護力を持つ人材がどのように育ち合ってきたのかということです。

二つ目は、この事業が市民参加型の事業として展開されてきた利点はどこにあるのかということについて、会員の皆さんが自主的に運営している「みのり会」の活動や、個々の会員の皆さんが地域で取り組んでいる地域福祉活動など、具体的な例を挙げて御紹介をいただきたいと思います。

老人給食事業については1点だけですが、この事業でも自主的な市民グループや、市民がつくる福祉団体などがかかわって成果を上げてきていると思いますけれども、その実態と行政の認識、これを伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 最初の在宅老人ケア事業に関する人材育成というものでございますが、当事業は、市民参加の事業ではありますが、当初より素人集団からの脱皮を目標としておりまして、A会員の研修には力をかなり注いでおります。

具体的に申し上げますと、入会時の研修はもちろんでございますが、ヘルパーの講習会、それから救急救命講習会、痴呆性高齢者に関する講習会、調理実習、家庭看護教室への参加、事例検討会などがございまして、またそのほかにもケース会議の開催、相談員による個別相談、指導など、日常的に実施をしております。その結果、研修等の結果でございますが、ホームヘルパーの資格の取得者も数多く出ておるところでございます。また、介護福祉士や社会福祉士の方も育っておる状況でございます。

次に、在宅ケア事業の今までの事業展開ということでございますが、市民参加型という特徴を持ちますこのケア事業は、市民の主体性を機軸にいたしまして、A、B会員の声が事業に反映するように努めております。両会員の親睦やケア活動に役立つ事業を自主的に実施する「みのり会」という会をつくり、活動がされております。

具体的な例といたしましては、福祉まつりへの事業参加、中国体操の実施、地域交流会等々でございます。また、先ほど申し上げました「みのり会」では、みのり会だよりを

発行して会員の交流事業を活発に行っております。

現在、在宅ケア事業やみのり会活動を通しまして、高齢者に何が必要かを見出し、見出したA会員さんは、その技術や知識を生かした活動を地域に広げております。4年ほど前から高齢者のための地域食事会を実施し、A会員の手づくり料理でもてなしたり、痴呆性高齢者を抱えて孤立しがちな家族の集まりに協力するなど、地域の活性化を図る活動を展開しております。

そのほか平成7年ころより在宅ケアを考える会が発足され、宿泊交流会や男性会員の介護教室などを実施をしておるところでございます。

それから老人給食事業についてでございますが、老人給食事業は先ほど申し上げました5カ所の拠点で実施をしておるわけでございますが、かしの木荘においての事業は在宅老人ケア事業のA会員の方に料理と配食を受け持ってもらっておりますのは、先ほどのお話のとおりでございます。

それから地域カフェテリアというところでの事業は、これは非営利市民団体でございますが、ここでも30食ほどの委託をお願いをしているところでございます。この事業を維持していくためには、食の安全性と確実な配食、安価で、それから適切な経費等の要素から今後も考えていく必要があるかというふうに考えております。今後はボランティアの参加をより広げて、非営利市民団体などとも連絡をとって進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今のお話でも、事業の内容をどのように進められているかが、よくわかるわけですが、1点、1995年度から、みのり会の会員が中心になって「高齢者在宅ケアを考える会」という会が発足しているようであります。この会は、これから高齢者の在宅ケアについて話し合いの場を提供することを目的に、A会員の宿泊交流会や男性会員の介護者教室などを開くというふうな活動しております。それぞれ、この仕事にかかわってきた市民の方々が、それぞれ介護力を高めていくだけではなく、お互いの介護力を高め合いながら、これからの日野の高齢者福祉の今後についても考え合っていこうではないかと、そういうような広がりが見えてきているということだろうと思います。

今の部長の御答弁は、二つの事業、どのような成果を上げてきたのかということについて、一つは介護の専門性を持った人材を育ててきたんだと。ここが非常に大きな意味

を持つというお話だったと思います。

もう一つは、全体として地域の福祉力を高める、そういう役割を果たしているということだろうと思います。大事な点は2点だろうと思います。

私は、この在宅ケア活動、事業に参加をしている市民の皆さんが自主的に始めた「鈴の会」という会の集まりに参加をして、皆さんがどういう活動をしているのか、経験交流の場でしたけれども、お話を聞いたことがあります。この会は、痴呆性高齢者を抱えて孤立しがちな家族が集まって、家族の交流と痴呆性高齢者のデイケアをしようということで始まったもので、中心になっているのは在宅ケア活動に参加をしていたA会員の皆さんであります。この鈴の会が行った経験交流の話を聞いておまして、私は本当に、こんなにもレベルの高い、介護をめぐる議論が市民同士で取り交わされていることについて、大変感動を覚えたことがあります。

今、手に持っているのは、日野市福祉事業団が発行しました「やさしい手をつなぎあって」というA会員の活動記録文集であります。この中に次のような文章が載せられております。

「お付き合いさせていただいた、あるB会員さんのことです。最初の頃、洗濯物を出される時遠慮なさって、下ばきは出さず入浴時にご自分で洗っていらっしゃるようでした。活動の日数が進むにつれ、コミュニケーションもとれるようになってきたある日、『尾箆ながらお願いします』と言いながら下着を出して下さいました。その時、何でもやってあげたいと言う思いを抱いていた私は、やっと私にそのこともまかせてくれるようになった。私のことをこんな風に受け入れてくれるようになったと、うれしく胸が熱くなったことを覚えています。(中略)何よりもB会員さんの顔を見るのが楽しみで、お話しをしていると自分の気持ちが暖くなるのが分ります。事業団を離れても、今までのケア活動を通して学んだことを生かせる場を見つけ、関わっていきたいと思います」

やはり、単に必要なサービスを提供する仕事に従事するだけでなく、まさに同じまちに住む人間同士として、人間関係がここで築かれていく、届けられていくという関係がよくわかる話だと思います。

同じ冊子に、事業団で相談員の仕事をなさっている3人の相談員さんの座談会が収録されていますが、その中でも、事業にかかわる中で市民の皆さんが介護力を高めていった、そのような事例について触れた部分がありますので、ちょっと紹介しておきます。

「難病の人だとか、重い障害を持った人だとか、痴呆の人だとか、いろんな症状に、この事業も対応するようになってきた。それはやっぱりA会員さん達の力量がそれに応

えられるものに育ってきたからよね。例えば、A会員さんの観察力で、B会員さんが早期入院できたり、寝たきりや痴呆のB会員さんが、A会員さんの介護で、安心して、生き生きと在宅での生活ができていたり、個人差に合わせた適切なりハビリで、一般状態が保持できていたりしているわけだ。その一方で、一緒に掃除をしたり、趣味の活動をお手伝いしたり、生活の活性化を助けるような活動もずいぶんあるね」

いわば身体介護そのものに対応するような介護力をつけていったという、そういう問題と、要介護状態を防ぐための予防福祉としての機能を果たしているということが、今の発言からも読み取れるわけであります。

文字どおり、必要なサービスを提供しているだけでなく、人間関係を届けている。そのことを通じて地域の福祉力がつくられていっているということが、よくわかると思います。同じまちに住む市民が、自分たちの近い将来の問題として高齢者と向き合う市民参加型の事業であったからこそ、このような成果を上げることができたのではないのでしょうか。

老人給食事業でも、市民グループや地域カフェテリアが調理、配食している給食の評判が大変よいというふうに聞いております。カフェテリアの方も実際に仕事をしているのは、先ほどもちょっと確認しましたが、市民の有償ボランティアの方々です。両方とも、調理している人が配食の仕事をしている点に特徴があります。給食をつくる人と食べる人が日常的に交流しながら仕事が進められている。つくる人は、利用をしている高齢者の顔を具体的に思い描きながら給食をつくっているわけです。ここでも給食とあわせて地域の人間関係が届けられている。地域の福祉力がつくり出されていっているわけであります。御答弁にもありましたが、これは、まさにこれからの給食事業の進むべき方向が示されているといってもよいのではないのでしょうか。

以上、見てきたように、在宅ケア事業が成果を上げることができたのは、それが市民参加型の事業だったからではないのか。また、老人給食事業についても、地域の福祉力を活用した市民参加型の事業として展開をしていく必要があるのではないのか。在宅ケア事業については、公的介護保険が始まれば、介護保険に対応する部分については、仕事のありようが組みかえられる。これはもう避けられない話でありますけれども、しかし同時に、今まで見てきたような大変すばらしい成果を上げてきた市民参加型の活動、このこともしっかり位置づけていくという責任が行政の側にあるのではないかと思います。この点について御答弁いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　今まで申し上げてきておりますように、在宅老人ケア事業も、また老人給食事業におきましても、市民の力をおかりして進めてきた事業でございます。特に在宅老人ケア事業は、市民参加が基本であります。そのことを抜きにしては考えられないといえますか、成り立っていかないというふうに認識をしております。

先ほどお答えいたしましたA会員の地域活動のように、市民が地域の高齢者の生活の中から見出しました必要な援助活動を実践をし、地域の福祉力を高めていくことは、これからの高齢化社会には欠かせないことというふうに思います。高齢者への配食も同様でございますが、今後も幅広い人々の参加を得て地域の在宅サービスを構築していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

文字どおり今後の日野の地域福祉を考える上で、しっかりと市民と行政が手を結び合せてつくり上げてきた貴重な財産だという位置づけが必要だと思います。この点については、ちょっとこれまでのやりとりをお聞きになって市長の方からも御感想なり、お考えなりを伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　これまで福祉事業団が市民の皆さんとともに進めてきた、特に在宅老人ケア事業、それから老人給食事業、これについての認識と、これからどのように介護保険が施行されるに当たって、よいサービスを継続していくのかという意味でのお尋ねでございますが、基本的な認識は、私もこれまでの事業団が職員だけでなく住民の皆さんと一緒につくり上げてきた成果といえますか、それがまさに今、議員も御指摘の地域の福祉力を高める要素でもあったし、ある面で言えば予防福祉といえますか、そういう意味での役割も十分果たしてきたなど。あるいは、これからも果たしていけるものであるなというふうな認識は持っております。

そういう中で、利用者が非常に多いし、果たして社会福祉協議会に早く移してしまっただ大丈夫かという意味合いも兼ねた質問かというふうに思うわけでございますが、議員も御指摘のとおり、理由は、二つのメリットをお話しをされましたけれども、部長の答弁では3点目として、寄付金でありますとか他の補助金といえますか、そういうものも受けられるというメリットがある。

さらに、基本的に事業団と一番根本的に違うのは、やはり事業団というのは市長がトッ

プにいるわけでありまして、いわば市そのものを、ちょっと市にダッシュをつけたぐらいの組織でありますけれども、社会福祉協議会になりますと完全な民間の福祉法人という扱いになります。そういう点のメリットは、やはり議員御指摘のとおり、これまでより以上に、私の言葉で言えば市民参画が行われやすい、しやすい対応ができるのではないかなというふうな認識を持っています。もちろん初めからすぐにそうなるというふうには、それほど私も甘く考えておりませんが、じっくり時間をかけていけば、これまで事業団が一生懸命つくり上げてきた、あるいは事業団の職員と住民の皆さん、A会員あるいはB会員の皆さんと一緒につくり上げてきたこの成果が、より実り多いものとして育ち上がっていくのではないかな、こういうふうな認識を持っているところであります。

いずれにしても、介護保険法がまだよく全体像が見えてきませんが、そういう中で、保険の枠外になってしまうかもしれない、これまで特に高齢者の皆さんが受けてきたサービスが低下しないように、社会福祉協議会とも二人三脚で力を合わせていきたい。さらには、市民参画というものをもっともっと広げていって、これからも日野市の福祉のレベルが、より充実をするような方向で頑張っていきたい。このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） どうもありがとうございました。

今の市長の御答弁にありましたけれども、社会福祉協議会に移すには本当に移すに当たってのメリットを十二分に生かすような方向をぜひ探っていただきたいと思います。そして同時に、公的介護保険から外れる福祉サービス、これまで以上にしっかりと市民の中に提供していけるように、行政としても責任を持って対応していただけるという、そういうお話でした。ぜひ、その方向で進めていただきたいものだというように考えております。

最後に、この問題についての最後ですが、社会福祉協議会に移っても、今の市長の御答弁にも、もう既に触れられているわけでありましたが、市民参加型の事業は、やはり維持されるべきだという点についても確認の意味で質問させていただきます。

2000年から公的介護保険が始まります。介護保険では12種類のサービスを提供することになっていますが、老人給食事業は、この中に含まれていません。また、家事援助にわたるホームヘルプサービスもほとんどが介護保険によるサービス提供の対象にはならないといわれています。現在、日野市が直営や福祉事業団によって提供しているホーム

ヘルプサービスの直営分については6割と。また、在宅ケア事業では半分強が家事援助型のものというのが現状であります。家事援助型のサービスは、これまでのやりとりでも明らかになったように、多くの高齢者が自力で地域で生きていくことを可能にできました。家事援助型のサービスは要介護状態になることを防ぐ予防福祉としての機能を持っている。そのことは明らかだろうと思います。老人給食事業も同じような役割を果たしてきているとっていいと思います。

厚生省は、3月9日、つい先ごろであります、「要介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針」という文書を発表いたしました。この中で、今問題にしているこの問題について、厚生省はどう述べているのかということですが「要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう介護保険給付以外の老人保健福祉サービスを含め必要なサービスが総合的かつ効率的に提供されるようにすること」と述べている。当たり前の話だといいたい。財源はどうするんだ。政府や厚生省は責任を持つつもりがあるのかという問題があると思いますが、全くそのことについては、この文章は触れていない。非常に無責任な文章だと思いますが、いずれにしても、厚生省といえども予防福祉的なサービス提供というのは欠かせない。公的介護保険によるサービス提供だけでは高齢者の生活を支えることはできないということを認めているわけであります。

在宅老人ケア事業が社会福祉協議会に移り、また社会福祉協議会が公的介護保険指定業者になった場合、事業の一部は介護保険に対応して組みかえられていくことになるでしょう。そのときに介護保険に必要な人材やノウハウがあれば結構だと、このような態度は許されない。ケア事業の残りの分や給食事業は市民参加型でいいし、必要なサービスをしっかり提供していく責任が、今、行政にも問われているというべきだろうと思います。

どうしても行政と市民が協力、連携した地域の力で家事援助型のサービスや給食事業を維持発展させていく必要があります。二つの事業については、もし社会福祉協議会に移すのであれば、市民参加型の部分もあわせて移す必要がある。その上で公的介護保険開始後の事態にどう対応していくかについて、文字どおり市民参加で考えていく必要があると思いますが、この点についてどうお考えか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 介護保険が実施されますと、高齢者福祉の形がどのように変化するかにつきましては、現在の福祉制度について国や東京都がどこまで対応するか、

明らかになってはございません。そんなことから、市としても苦慮しているところでございます。

老人給食事業につきましては、横出し事業として考えるかどうかという問題がございます。在宅ケア事業につきましては、ヘルプの対象が同じでございますので、かなり影響が出てくるものというふうに思われます。実際にどの程度の影響があるかにつきましては、要介護の認定のこと、あるいはケアプランの組み立て方などによってホームヘルプサービスの利用が変化をしておりますので、現時点では明らかではございません。

現在、実施しております身体介護部分につきましては、かなりの影響が出てくるというふうに考えます。また、介護保険の認定から外れたケアプランでは足りない方の利用希望がふえることも当然考えられます。いずれにいたしましても、現在の福祉事業団で行っておりますケア事業の事業形態では、介護保険に対応してまいりませんので、経営的な問題も含めまして今後、検討していかなければならないというふうに考えております。

事業の移管につきましても、A会員さんなどの理解を得ながら10年度の中で福祉事業団、社会福祉協議会とも協議、検討して、できるだけ今後の方向性を明らかにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございます。

介護保険が実際どういう形に運営されることになるのか、細部がわからないと。これはそのとおりだと思います。しかしながら、事業移管の基本については、細部がわからなくたって、それははっきりとすることができるはずのことだと思うんですよ。これまで10年以上にわたって行政と市民がともに力を合わせて築き上げてきた日野の福祉、市民参加型の福祉の部分、市長も先ほどの答弁では維持したいと、こうおっしゃっているわけですから、そのことを含めて社会福祉協議会に移管をするんだという基本的方針ぐらいは、はっきり言うことはできるのではないかと思うんです。

ちょっと、もう一度重ねて、質問の仕方を変えながら伺いたいと思いますが、二つの事業が市民参加型で進められ、地域の福祉力をつくり上げる上では大変大きな役割を果たしてきた。これは日野の福祉行政がしっかりとその事実を受けとめて、今後の事業展開の中に活かしていくべき貴重な財産、この点については共通の理解があらうかと思えます。馬場市長は先ほどもおっしゃいましたけれども、日ごろから市民参画型の地域福

社をお考えになっていらっしゃると思います。そして、その市長の考えに沿った営みは既に10年以上にわたって市民の皆さんの協力と参加で続けられてきているんだということが、きょうのやりとりでも改めてはっきりしたと思います。

二つの事業を社会福祉協議会に移すに当たって、参加、協力してきた市民の皆さんの意見を十分に聞いた上で、市民参加型の事業を残す方向で、明確な方針を示す必要があると思いますし、今示すことは決して難しくないと思うんですが、いろいろと残すに当たっては考えなければいけない厄介な問題がいろいろあるだろうとも思いますけれども、基本的な方針については、今お答えいただいても構わないのではないかと思います、いかがでしょうか。これはぜひ市長に伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 事業団の事業の一部を日社協の方に移すに当たって、基本的な考え方を今、明らかにすべきだろうと、そういうお話でございます。

先ほど来、市長からもお答えしておりますように、今までの市民参加型のこの二つの事業について、大きな評価をした中で、これからの介護保険の導入に対処していくということを申し上げております。この評価をした中で、これから具体的に仕事を進めていく中で、レベルを落とさないという、この努力を惜しむものではない。これを申し上げているわけでありますから、議員のお尋ねの件については、その部分で答えになっていると思っております。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） もう少し明確な御答弁をいただきたいと思いましたが、市長のお考えも、やりとりの中で非常にはっきりしてきたと思いますので、この辺で、この問題についての質問はおしまいにしようと思っておりますけれども、ぜひ市民の皆さん、この事業に協力をし、参加をしてきた市民の皆さんの思いなり願いというのは、公的介護保険に必要な部分だけを切り放して見切り発車するようなことは、やってほしくないということだと思うんですよ。やはりそういう公的介護保険に対応する新しい事業と、これまで日野の市民が行政とともに作り上げてきた市民参加型の地域福祉とどうリンクするか、結びつけるのかという見通しを明確に示した上で、事業の移管なり新しい事業展開なりをするべきではないか。こうお考えになっていると思うので、その点は十分に踏まえて対応していただきたいということを最後に強く要望しておきたいと思います。

ただ、最後に、最初にも言いましたけれども、この社会福祉協議会が発行したパンフレット、事業紹介、市民向けのパンフレットだと思いますが「ふれあいのまちづくり事

業計画」で触れている、ことし、新年度に実施すべき事業、ホームヘルプサービス事業というのが載せられているわけでありますが、このことについて質問をしたいと思いません。

このパンフレット、3月26日にポストに入っているのを見まして、ちょっとびっくりいたしました。今も言ったことですが、在宅ケアの仕事に参加をしてきた市民の皆さん、乱暴に公的介護保険に対応する部分だけ切り放して見切り発車することだけはしないでほしいというのが思いであり、願いであると思いますが、これを読みますと、文字どおり公的介護保険を見越したホームヘルプサービス事業を開設する……ちょっと日本語としてよくわからない文章になっているんですが、新年度に社会福祉協議会が実施する2級ホームヘルパー養成を終了した方を登録する2級のヘルパーの資格を持った人に登録してもらって事業を始めるということになっている、そのままいってしまうと文字どおり事業移管の話とは全然別なところで、公的介護保険に対応する新しい事業が切り離されて、いわば見切り発車してしまうということになるのではないかと私は思ひまして、ちょっと調べてみました。

一体この事業はどのような財源に基づいて行われることになるのか。先ほどもちょっと中身を紹介しましたが、社会福祉協議会、平成10年度事業計画書案の各会計予算書を見ました。そうすると、この事業は、さまざまな事業が並べてあるわけでありますが、その中の(2)在宅福祉サービス事業を積極的に日野市から受託する、というところに含まれています。在宅介護支援センター事業だとか、2級ホームヘルパー養成講習会であるとか、既に委託が決まっている。市からの受託が決まっているものの中の最後に「介護保険制度に向けた介護型ホームヘルプ事業を受託する」と書いてあります。この限りでは、受託したいという思いなんだといってしまう方がいいのかもしれませんが、予算書を見ますと、予算書の市委託金収入、市からの委託金の収入の中に、ホームヘルパー派遣事業委託金収入として200万円が計上されております。

そこで、確認のために質問をしますが、まず1点は、社会福祉協議会のこの平成10年度事業計画書案並びに各会計予算書によれば、新年度からホームヘルプサービス事業を実施するというになっているわけですが、日野市からこれを受託すると。予算上はそういう扱いになっているわけですが、日野市はこれを委託した事実はあるんですか。あるいはそういう方針を決めているのか。これが1点であります。

2番目は、今も紹介しました予算書を見ると、この事業に必要な費用は200万円で、ホームヘルパー派遣事業委託金収入ということで、協議会の予算に既に計上されている

わけであります。つまり日野市から200万円の委託金が入ることになっているわけですが、つい先ごろ成立した市の98年度予算には、そのような委託金は計上されていなかったのではないのでしょうか。ちょっと確認をしていただきたいと思います。

3番目は、そのような200万円が市から入るんだと。それで事業はできるということで、市民の皆さんにもこのように新年度事業で取り組みますと書いてあるわけでありませうけれども、この市民向けと思われるパンフレットは一体何部作成されたのか。お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 1点目の、ホームヘルプサービス事業の委託についてのことでございますが、市で委託をするという方針がどうなのかということでございますが、先ほど来、御答弁をさせていただく中にごさいますけれども、社協が事業型社協に取り組んでまいるということございまして、社協自身といたしまして、ホームヘルプサービスの事業を考えているということは、認識しております。社協に10年度、事業委託という形の方針といいますか、そういうものは現在ございません。

2点目でございますが、予算の件でございますけれども、一般会計につきましては、民生費の老人福祉費の中にヘルパー派遣費ということで、20、扶助費で、事業費が計上されておりますけれども、これは委託費という形ではございませんが、ヘルパー派遣にかかる経費ということで予算の計上がございます。

パンフレットの件でございますが、部数につきましては、3,000部を作成したということでございます。配布先等につきましては、行政機関、理事、評議員、民生委員さん、その他関係のところというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 2点目について、もうちょっとはっきりと。200万円という委託金が98年度予算に計上されているのかどうか、はっきり教えてください。

それからパンフレット3,000部つくったということですが、これは既に配布が始められているのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 予算でございますが、市で委託金という形では予算計上はございません。

それからパンフレットでございますが、私どもの方にも配布がございますので、配布

されているものというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ちょっと考えられないようなでたらめな話だというふうに思っています。こういうでたらめをやった主観的意図が那邊にあるのか私はわかりませんが、起こっていることの意味は明白だろうと思います。財源がないのに、あるかのようには粉飾して予算書をつくる。それに基づいて架空の事業をつくり出す。やるという。そして市民にもそれを知らせるといことが今起こっているということではないでしょうか。このようなでたらめな出来事をそのまま放置することは、到底できないと思いますけれども、この問題についてどう対処されるおつもりなのか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 予算の取り扱いでございます。受託で社協が受ければ当然、委託先があるわけでございますが、それが整っていないということでございます。このことについて事務的な細かい打ち合わせと申しますか、やりとりをしておりますので、こちらの考え方だけになりますけれども、10年度に予算計上してございますヘルパー派遣の事業費、一億七千何がしてございますけれども、これにつきましては、今までかわりを持っていただいております四つの事業所をお願いをするわけでございます。社協がこれに加わりますと、当然、受託という形ではなく請け負いやケアと申しますか、そういう形になろうかと思っております。したがって、10年度の社協での市からの受託……市よりという計上の仕方が、ちょっといかがかなというふうに思いますが、その場合には、その場合にはと申しますか、今、市で一般会計で予算計上してございますヘルパーの事業費ですね、ここからどこへ払うかの問題でございます。市の方の予算対応としては現状のままでよろしいかというふうに、現在私は考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） そういう問題じゃないと思うんですよ。市の方として、こういう事業が必要だから、それに少し柔軟に対応するという問題ではなくて、市が委託もしていないものを、もう受託をしたと書き、そして、それに基づいて委託金収入を200万円も予算書に計上して、そして市民の皆さんに、その事業はこれから実施されるということを知らせているという、その責任がどうなのかということを知っている。ぜひその責任、明らかにしていただきたい。社会福祉協議会には市からも職員が出向して仕事

をしていると思うんです。市としても全く関係のない話だ、川の向こう側で起こったことだというふうにはできないだろうと思います。

ぜひこの問題、なぜ、こんなくだらないことがやられたのか。そのことの責任をはっきりしてくださるよう強く最後に要望しまして、この質問をおしまいにします。

○議長（馬場繁夫君） これをもって12の1、福祉事業団が市民とともに育ててきた「在宅老人ケア事業」と「老人給食事業」の今後についての質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） 一般質問12の2、『機関団体名簿』から多くの市民団体を一方的に削除した理由はなにかの通告質問者、佐瀬昭二郎君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問12の3、ミニバスなど市内の交通体系の見直しをすすめるべきだの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは、引き続き質問をさせていただきます。時間が余り残っておりませんので、手短かに御答弁をお願いしたいと思います。

『機関団体名簿』の問題につきましては、予算特別委員会のやりとりで、一方的に通告なしに名称を、団体名を削られた市民団体に対し謝罪をするということと、98年度版の機関団体名簿はもとの内容に戻して発行するという、明確な御答弁がありましたので、一般質問での質問は取り下げることにいたしました。

さて、ミニバスであります。まずミニバス運行の現状と、それから2002年に新しい市立病院がオープンすることに関連して、何点か、まず教えていただきたいと思います。

ミニバスの利用状況については資料をいただきましたので、お答えいただきたいというふうにお願ひしたかったんですが、結構でございます。

ミニバス補助金の支出実績と運行実績、赤字がどのぐらい出て、そのうちどのぐらいの額を市は補助金として出しているのかという、そのデータをまず教えていただきたい。

それからミニバスの利用状況について利用人数は事務報告書にも載っているわけですが、利用人数のほかに利用目的、どういう目的で人々はミニバスを利用しているのか等、利用実態を把握するための調査をこれまでに行ったことがあるか。ミニバスについては10年以上前に市内の交通不便地域の調査に基づく報告書が出され、それに基づいて4路線が整備され、運行されるような状態になっているわけですが、その4路線の運行が、全部計画していたところが始まったわけですが、実態調査が、これまでどの程度行われているのか、お答えいただきたいと思います。

それから大きな二つ目、2002年に新しい市立病院がオープンすることに関連してです

が、現在の市立病院利用者の地域分布はどうなっているのか。少し前のデータはこれまでもお聞きしたことがあります、ほとんど北部に偏っているんだろうと思いますけれども、その実態について教えていただきたいと思います。

2番目に、市内のどこに住んでいても必要なときには市立病院に行くことができるように、2002年、新しい市立病院をオープンする前に公共の足を確保する行政の責任が生じてきているというように思うんですけども、この点について、どのようにお考えか。

以上4点、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） それでは1点目につきまして、補助金と運行経費でございます。路線別に御答弁申し上げます。

市内路線でございます。運行経費が、細かなところがありますが、1,000円単位で。市内路線につきましては、運行経費7,338万8,000円かかっております。これはまた平成8年度の実績でお答えさせていただきます。それに対する市の補助金が2,400万円でございます。

また、日野台路線につきましては、運行経費3,848万7,000円のうち市の補助金が1,800万円でございます。

三沢台路線でございます。3,742万7,000円の経費がかかっております。それに対する市の補助金は600万円でございます。

また南平路線につきましては、3,937万4,000円の経費のうち、補助金といたしましては1,800万円でございます。

以上でございます。（〔調査をしたかどうか〕と呼ぶ者あり）

利用目的の調査をしたかということでございます。

これにつきましては、利用者が市役所あるいは病院等の交通機関、公共機関の足と、また買い物等の日常生活の足として利用したかというような内容につきましては、利用実態の調査はいたしておりません。

ただ、利用状況の把握につきましては、いたしておるところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） 病院の患者さんの地域別割合がどうなっているかという御質問でございます。入院については、残念ながらちょっと地域別に出しておりませんので、外来患者で御報告を申し上げたいと思います。

8年度の実績でございますけれども、大枠で10通りに分けてございまして、多摩平が

21.3%で一番多くなっております。このようにして、川を境に日野地域と七生地域とかいう形で分けてまいりますと、日野の方が60.6%、それから南平、高幡、平山等が20.6%ということになります。そのほか八王子市が13.8%、他市町村、他府県が5%ということになります。全体では日野市民の利用が81.2%ということになりますが、これを南の地区と北の地区と分けてみますと、北の地域が75%、南の地域が25%、こういう割合になろうかと思えます。

2点目で、交通アクセスの問題がありました。病院へのアクセスとしてのバスを、公共の足の確保ということは大変大切なことだというふうに思っておりますし、この問題については市長部局でも市全体のミニバスの運行等を考えていただいているわけがございますけれども、病院といたしましては、できれば南部地域、高幡不動から直通の市立病院行き、こういうものが望ましいのかなと思えますが、交通混雑等を考えますと、平山の駅でもやむを得ないのかなと。いずれにしても、市立病院行きというバスを通していただきたい。こういうことを切望して、お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 先ほどの運行実績と補助金のことについて、ちょっと提案と
うか、要望と
うか、しておきたいと思えます。

私の記憶では、市内路線と日野台路線については赤字の全額を市が負担をする。南平路線については赤字の半額を市が負担をする。折半だと。三沢台路線については当初、すべてを京王の責任で運行し、そのうち一部、市も負担をするということで運行されてきているというふうに思いますが、実際の負担割合を見ると本当にばらばらになってしまっているんですね。最初の構想とは全然違ったものになってしまっていて、例えば南平路線を見ますと、赤字の半額というようなことで日野市が1,800万円ほど負担をすることになってはいますが、結果を見ますと、京王バスの赤字負担金は11万6,000円というふうに、ほとんど市の補助金で赤字分は埋まっちゃっていると。折半するはずなんですけれど、そういうようなことになっている。逆に京王の負担が少し大きくなっているところもあるわけですよ。どうもこのあたりは、改めて負担割合について見直す必要があるんじゃないか。

例えば市内、市がぜひとも必要だと思うから市が全額負担するよ、京王バスが運行してもいい、メリットがあると思うから京王バスの責任で運行するよというふうな、当初はそうだったかもしれないけれども、今は4路線どれを見ても市民の利用状況という意

味で現在言えば、どの地域も変わらないわけですから、例えば4路線全部折半にするとか、いろんな考え方があると思うんです。4路線を全部折半すると市の方がもうかるという計算になるんですけども、結構大きなお金、余裕のお金として発生するという事になると思いますが、少しそのあたり工夫をする、京王バスともしっかりと協議をしていく必要があると思いますので、この点はぜひ進めていただきたい。

ミニバスの成果が大変市民的にも評判がよくて、このミニバス政策は当初から福祉的視点で始められたというふうに私なんかは理解しています。運行時間を見ても明らかで、昼間の時間帯はお年寄りや小さなお子さんを抱えた人々が買い物であるとか公共機関であるとか、気軽に出かけていけるように、買い物を含めた社会活動を活発にしていけるのが、まちが元気になるもとになるというような、そういう、ですから朝の8時台から6時台という運行時間なんですよ。むしろその後、もうちょっと時間を延ばして通学や通勤にも使えるようにしてほしいという市民の声が出てきているというのが今現在の状態だろうと思います。

病院事務長の方からお答えいただきましたが、本当に病院の経営をちゃんと成り立たせるためにも、南部地域からの交通アクセスって、ものすごく大事だと思うんですが、基本はやっぱり市民の多額の税金を使ってつくる病院なのだから、市民はだれでもそこを利用できなければおかしいという、これにこたえるということだと思うんです。

この新しい病院が2002年に始まるというのは、いい機会だと思うんです。この際、市内の交通体系を見直して、その見直し作業を市民に開かれた場所で進める必要があるのではないかと。そのことを、きょうぜひ提案をしたくて、この質問をしました。

まず第1に、ミニバスの利用実態を調査してもらう必要があると思うんですよ。ちょっと担当の方にも伺ったら、京王バスが本当に点で調査しているような資料があるみたいなのですが、利用する市民の方々が何のために利用しているかという、どうも感じから言うと、買い物に利用している人が圧倒的に多いのだというような結果も出てきている。だから利用実態をしっかりと把握して、どのような交通体系にしていくのが一番利用実態に合っているのかと。また、ちょっときょうも質問した市立病院が新しくなることにどうつながっていくのかという、いろんな要素があると思うんですが、考えていく必要がある。その基礎的データをまずそろえる必要があるだろうと思います。

2番目には、市内の交通不便地域の見直しをしっかりとやるべきだというふうに思うんです。以前に行われた交通不便地域の認定というのは、ターミナル駅、電車の駅から800メートル、バスの停留所から400メートルという基準でコンパスで円を書いてその外側

にあるのが交通不便地域だという認定でした。しかし、最近のミニバスをめぐるいろいろな議会のやりとりでも、専ら重視されているのは高齢化が進んでいくという話です。だから、地域の高齢化がどのように進んでいるのかなとか、地域の形状が平らなのか、坂のある場所なのかとかいうようなことを勘定に入れないと、交通不便地域の本当のところが見えてこないということだろうと思うんです。もちろんターミナルからの距離も大事ですし、市立病院など公共機関からの距離ということも大きな要素ですけれども、高齢化率であるとか地域の形状であるとかという地域の特性も勘定に入れて、交通不便地域をしっかりと見直す必要があるだろうと思います。

そうして、その上に立って、電車、モノレール、路線バス、ミニバス、乗り合いタクシーとありますね。さまざまな公共の交通機関を活用することができるようになる。とりわけ乗り合いタクシーについては大都市部へも運行可能であるという条件が開かれてきているわけでありますから、これらのものをどううまく組み合わせて市内の交通体系をつないでいく、その整備計画をしっかりとつくる必要があると思います。そうでないと、ミニバスが走っているところの近くに住んでいる人は、どうして私のところにミニバスが来ないのかと。当然のことながらそう思って、さまざまな運動が起こってくるわけですが、個々の運動に個別に対応するだけでは済まない。そういう段階に今来ているのではないのでしょうか。一日も早く、私も以前この問題を取り上げて、同じように主張したことがありますけれども、改めて、計画をつくって、計画に基づいて順次、実践していく、そういうふうにする必要が出てきていると思うんですが、この点について市長のお考え、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　ミニバスを初めとする市内の交通体系、根本的な見直しをしていった方がいいんじゃないかというようなことですが、全くおっしゃるとおりでございます、私も実は新しい長期計画をつくるべく市民の意識調査をしたいというふうなことで、既に予算にも入れさせていただきました。そういう中で、できるだけ交通体系の再編といいますか、単に市だけがかかわるものじゃなくて、今お話しモノレールから鉄道、民間のバス、そういうものをひっくろめて整備計画といいますか、市民の足の確保はどうしたらいいのかなということは検討を進めなければならないと思います。

そういう中で、今、お話はありませんでしたけれども、やはり道路網の整備も全く同じように進めなければならないわけでございます、都道の拡幅でありますとか、都市計画道路、特に国道バイパスの川崎街道から、この神明上台地、そして多摩平まで、この

路線だけは早急にやっていただきますと、何とかいろんな南部の地域の皆さんの足がよい方向に行くのかなということも考えているわけであります。

そんなこんないろいろ考えまして、総合的に市民の皆さんが市内の移動について不都合のないような方策を総合的に考えていきたいと、このように思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 本日の小山議員とのやりとりでも、都の補助金を引き出すということに対する、意欲を持っているというお話がありました。23区、都心に行くと都バスが走り、都営地下鉄が走り、ということになっていますね。ところが三多摩は本当、ほんの一部の例外を除いて全くそういう恩恵に浴していない。とんでもない三多摩格差。これは間違いない事実なんですから、ミニバスを走らせる自治体が多摩地域でもふえてきていますので、ぜひ一層力強く都の補助金を引き出せる仕事を進めていただきたい。

そのことを最後に御要望申し上げまして、質問をおしまいにします。

○議長（馬場繁夫君） これをもって12の3、ミニバスなど市内の交通体系の見直しをすすめるべきだの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の1、市の契約事務について～市民にわかりやすい契約事務を～の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔4番議員登壇〕

○4番（菅原直志君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、契約事務全体についてということでお話しいたしますけれども、まずは例示に従ってお話を進めていきたいと考えております。

まずは、日野市の保養施設としてございます日野山荘と大成荘がございましてけれども、それぞれの業務委託の経緯を調べてみますと、一定の業者に対して随意契約が行われてきているわけです。その点について、それぞれの担当の方々に、随意契約をしている理由ですね、また、これを調べてみますと、いわゆる2社以上からの相見積もりをとって

いないことが判明しておりますけれども、その相見積もりをとっていない理由、そのあたりを教えていただきたいと思います。

お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 今、議員さんの方から事例で、大成荘、日野山荘という事例が示されましたので、私の方から答弁させていただきます。実は大成荘の担当は生涯学習部でございますし、日野山荘の担当は生活文化部が担当いたしております。時間を短縮する意味で、共通事項の部分は私の方で答弁させていただきます。

まず、それぞれ委託しております業者が企業会社でございます。なぜその業者に託しているかという理由かとも思います。まず、委託している理由でございます。

1点目といたしましては、平成7年4月に株式会社日野市企業公社が設立されました。資本金3,000万円、全額市が出資をいたしております。設立の目的が六つありまして、その一つに、日野市の所有する保養所、駐車場、駐輪場、及びその他の公共施設の管理運営の受託とあります。したがって、日野市の公共施設の管理運営を受託することを目的に設立した商法に基づく商法人であるということでございます。

2点目につきましては、日野山荘も大成荘も公の施設でございます。公の施設の管理につきましては、地方自治法第244条の2の第3項に「地方公共団体は公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる」というふうになってございます。

そして3点目は、条例で定めてございます。大成荘の例で申し上げますと、日野市立八ヶ岳高原大成荘設置条例第12条でございます。管理の委託で「大成荘の運営を効率的に行うため管理業務の全部又は一部を地方自治法第244条の2第3項に定めるものに委託することができる」と、条例にも定めてございます。

そして4点目につきましては、平成8年9月に制定しました日野市行財政改革大綱で、「業務の委託化等について、市の適正な管理・監督のもとに行政責任の確保、市民サービスの維持向上を図ることに留意して積極的に推進する」とうたっております。

そして「企業公社の活用について、調査・研究し委託業務の拡大を図る」という方針も出されております。したがって、企業公社を設立した以上、極力、活用してまいりたいと考えておるところでございます。

それで、なぜ相見積もりをとらないかということでございますけれども、今、御説明

申し上げましたように、公共施設でございますので、公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供するというのが、その使命でございます。この原則が遂行できる団体として、公共的性格を有する団体に限定しているからでございます。日野市にそのような組織がございますれば可能かとも思いますけれども、見積もりをとる法人もないわけでございます。したがって、随契をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

この今の議論について、特に相見積もりまたは公法人または公共的法人というところについては、まだまだ議論が深まってないような気がしますけれども、まずは先に進みたいと思っております。

理事者の方には何人かの方、資料をお渡ししております。平成9年3月31日に出されております通知がございます。「平成8年度日野市立乗鞍高原日野山荘経営委託及び使用料収納委託に関する契約の決算剰余金の返還について」という書類がございます。お手元の方で確認していただきたいと思っておりますけれども、これはどういう内容かといいますと、金額で申しますと大体、毎年1億円ぐらいが日野市から日野市企業公社の方に委託金という形で予算が契約されるわけですね。1年間たって、使わなかった金額というのが出てきます。または使った金額というのが出てきます。そのうちの使わなかった金額部分は日野市に返還しましょうと。これは契約書の中にも精算という条項の中で書かれているわけです。ここ、平成9年3月31日という書類を見ていくと、ちょっと確認しなければいけないことが出てきたわけです。

具体的に申します。日野市の委託料は1億114万5,000円でございます。実際決算の収入済額としては、1億186万5,900円。支出済額ということで9,855万6,069円、その差し引き額が、ざくっといって300万円ぐらい出てきたと。となれば、契約書のとおり行われれば300万円が日野市に返還されてしかるべきであったと。しかし、実際、日野市に返ってきたのが200万円ぐらいであったと。では、その残りの100万円はどこいったのかという問題なんです。この100万円についてヒアリングしてみますと、企業公社にもう1回差し戻されているというふう聞いております。この書類全体について、もう一度、私の理解でよろしいのか御説明いただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 生活文化部長。

○生活文化部長（宮本 寿君） 数字的には、今、議員さん御指摘のとおりでございますが、差し引きして返還金分を算出した数値のうち約101万1,000円ほどのお金を返還していない事実がございます。この数字につきましては、企業公社の所得税分、法人事業税分、法人所得税分、法人住民税分、これらの税の対応が企業公社として全然なされていなかったということで、当然これは企業責任において処理すべきことではございますけれども、先ほど来申し上げているとおり市が100%出資する事業体である関係の中で、何らかの形でこれを補てんせざるを得なからうという判断の中で、返還金の中から差し引いたという経過がございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） 今、御説明いただきました、契約段階で税の対応がなされていなかったということ、これは企業公社の見積もり段階または契約段階という問題であると思います。それが1点。次は、企業責任でなされるべきであるけれども、どうしようもなかったということ。そして補てんされたという、そういうお話をいただきました。

これは非常に問題でございまして、企業公社というのは幾ら日野市が出資している、ある意味では第三セクターといわれる部門であったとしても、株式会社であって独立していなければいけないというふうに考えております。そこについて、もう少し細かく質問していきたいと思っております。

契約書には、精算という言葉が書かれております。また、この書類ですね、先ほど申し上げました平成9年3月31日に出されました決算剰余金の返還についての通知の中、このような言葉が書かれております。

「締結した委託契約の委託契約金額について剰余金が生じたため委託者である日野市へ返還いたします」というふうに書かれているわけです。精算とは、決算剰余金を日野市に返却するという意味、しかもこれは日野山荘にかかわるものでなければいけないだろうと思うんです。これが日野市企業公社全体にかかわるものであってはいけないという理解なんですね。日野山荘の運営以外のところで企業公社に返還されたというふうに理解をしております。これは、ある意味では目的外支出ではないかという疑いを持たれても仕方がないというふうに思っております。

ここからは、担当の部署よりも、例えば企画財政部長、または契約を担当しております総務部長の大きなところからの見解を求めたいというふうに思っております。

まずは、企業公社の決算について。この100万円の、今、補てんというお言葉がござ

いましたけれども、返還がなければ企業公社の決算、平成8年度の決算は約90万円の赤字が出たというふうに考えております。その赤字部分を本来ならば内部留保で、企業公社の内部で処理すべきであったと。しかし、日野市の方で100万円を書類の操作をして渡したというふうに理解しておりますけれども、企画財政部長、そのあたりの見解について伺います。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 企業公社の決算につきましては、昨年9月の定例会で御報告をさせていただきました。

特に今の、このお話でございますけれども、私は適正な監査の結果、御報告を申し上げていたと今まで思って、今も思っているわけでございますが、特に、いわゆる100万円ほどの税額をこの乗鞍高原日野山荘の方から、剰余から引いて出したということですけれども、たしか、特に企業公社は全体の利益の中で必要なものについては必要経費を払い、税金を払い、そして残ったものについては市の方に返還するということになっておりますので、ただいまのお話は当然あるべきことじゃなくて、なければ、足らなければ、補てんということじゃなくて自分の会計の中で繰越金の処理あるいは基本財産の取り崩しということで、赤字を出すようなことがない形での経理ができるわけございまして、各事業の市の方から受託したもの、それから独自事業展開、その中で入りを量って必要経費についてはそれを支出して、最後の段階で繰り越しそのものの金額を定め、20万9,000円の決算ができたということを記憶しております。

したがって、目的外支出とか、あるいは経理上の内容ということについては、もう一度持ち帰りまして細かな分析をしてみないと結論は出ませんが、個々の委託契約の中でだけの処理ということではないと私は理解をしておるところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

今の最後のところなんですけれども、言葉の揚げ足を取るわけではないんですが、確認をさせていただきます。

この委託契約の中だけの話ではないと、何かそういうお話、ちょっとうまく言えないんですけれども、ということは、この契約書じゃなくて、日野市の企業公社全体を見ているというふうに理解してよろしいんですか。私の立場としては、この契約書に関してすべて物事を進めていかなければ、わかりにくくなると思うんですよ。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） おっしゃるとおりでございます、本来は市との委託契約については個々に結んでいるわけでございますので、その個々の委託契約に基づく決算剰余金の返還、いわゆる個々のものも全部出てきた中で、その内容として見ればいいんですが、たまたま企業公社の受託した、市から受託したものの、いわゆる委託契約と決算剰余金というか余った額ですね、それを、ほかのところは余ってない、あるいは逆に足りないところがあるかもしれませんが、基本的にはここだけに、ちょうど全体、企業公社の市からの受託の部分を返す金額そのものがこの乗鞍高原の日野山荘の経理の中に出てきてしまっていると。

ですから、今議員がおっしゃるように、それについては乗鞍高原だけの処理じゃなくて、ほか全体の委託契約の内容そのものを本来なら見ていただければ、その辺の実態が明らかになるのではなかろうかなと、このような感じがいたします。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） これは非常に、企業公社は確かに日野市に近い会社であるということは、それは皆さん認めるところだとは思いますが、しかし、このような経理のやり方、または契約のやり方をしている、いけないのではないかというふうに思うわけです。

今回明らかになったのは、日野市企業公社の見積もり、これは平成8年度に限っては甘かったということです。税金が払えないような見積もりをしていたということ。これを一つ指摘ができるのではないかと。

そして、そういう企業公社に対して随意契約で、しかも1社で見積もりをしていたということになってくるわけです。これは100万円の、この補てんという言葉が使われましたがけれども、精算の中身の数字ですね、これ100万円がなかったら企業公社というのは赤字であったわけです。それを企業公社に対して100万円を何らかの経理の操作、操作というか相談をして100万円を渡したという、これは事実だと思いますので、これは見解が違ったらお話しいただきたいんですけども、なければ先に進みたいと思います。よろしいですか。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 先ほど生活文化部長が御答弁申し上げた内容と、それとまた私の見解が相違があるということになるかもしれませんが、ちょっとその辺、企業公社の担当部長といたしましては内容確認、今までの議論の中で企業公社の方のこの

内容にちょっと私の方で具体的な内容を詰めていませんので。

ただ単に企業公社そのものが今までも申し上げましたように、いわゆる会計そのものは市から受託したもので、株式会社であっても利潤を、そのもうけをしないということでございますので、また逆に今回についてはこの100万円そのものが税金の手当てがしてなかったということについては、私は全くその事実をつかんでおりませんので、もう一度、決算の御認定をいただいているわけでございますが、仮にまずい内容があれば、これはたださざるを得ません。したがって、もう一度その辺については調べさせていただきたい。このような考え方でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） 私は、こういう今回の処理全体は、例えばほかに委託をしている会社って、たくさんあるわけですよ、企業公社以外にも。年間、大体1,200件、業務委託をしているわけです。それにかかわっているさまざまな会社があるわけです。そういう普通の契約の中では、これは許されないことではないかというふうな立場でいるわけですよ。ある会社が契約の内容が、または決算を出してみたら、ちょっとまずいよと。それに対して、日野市に対して相談を持ちかけてきたと。こういうことは許されないんじゃないかというふうに思うわけです。これは指摘をしておこうと思いますけれども、市長、この件だけに関して、通常から経営感覚というお話し、または民間人としての市長というお話しも随分されてきたわけですから、もしよろしければ御見解をいただければと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 平成8年度の乗鞍山荘、日野山荘ですか、の使用料収納委託に対する、決算で剰余金が出たから返しますよと、こういうことについてのお尋ねであります。

私も、今お話を伺っておりまして、かなりわかりにくいという印象を持ちました。そして議員からいただきました資料を見まして、返還金を精算するって金額が三百数十万出ていながら、それがそっくり市に來ないでマイナス百一十何万がしが引かれていると。その説明が、委託料1%分と、これが契約を私はここに持っておりませんのでわかりませんが、こういうふうな形で残った金額を委託料1%で差し引くとかいうのは、取り決めがあるのかどうか、これも私は見ておりません。よくわかりませんが、非常にわかりにくいというふうに今お話を伺って感じた次第でありまして、いかに市の公共的な色彩の強い株式会社であるとしても、しっかりとした契約に基づいて、しっかりとした経

理をしてもらって、経営をしてもらって、しかるべき対応をするというのは当然でありますので、これについては以後はもう少し整理をして、だれが見ても、なるほどというふうにわかるような形を整えさせるように指示をしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

今のお話の中に、委託料1%云々の取り決めですね、返還金の中での。そういう契約書の中の記載はありませんので、これは契約書を見ていただくとわかりますけれども、そういうことです。

ほかに、ちょっとこの話はここまででとめておきたいと思いますが、今回の例えば日野山荘または大成荘ですね、この見積もりのあり方全体についても私は見直すべきではないかというふうに思っております。ということは、こういうことなんです。見積書を手に入れて見てまいりましたけれども、根っこの部分は、大枠の契約金額は、必要経費全体に対して11%ないし12%を諸経費として掛けているわけですね。となってくると、こういう現象が起こってくるわけです。

例えば水道光熱費または修繕費、消耗品、そのほかいろいろあるわけなんですけれども、大体12ないし13項目に対して見積もりが出るわけですね。それらすべてに対してマージンというか、諸経費ですね、10%以上の諸経費がかかってくる。となってくると、例えば修繕費をたくさん取ったほうが、または水道光熱費がどんどん高くなった方が企業公社の利益になってしまう。そういう見積もりなんです。それは考え直すべきではないかと思います。担当の方にはお話をさせていただいておりますけれども、この契約の見積もりの取り方、これに対してお考え、または改善するお考えがございますかどうか、御返事いただければと思います。

これは担当でも結構です。どなたでも構いません。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（榎島英紀君） 御指摘の、確かに内容、これ見ますと、かなり細かい科目の内容になっています。それから特に経常経費的なものについては、施設の維持管理については、ある程度軌道に乗っている状況がございますので、ただ発生主義的なものとか、あるいはまた逆に事故というか、いろんな関係でふえたり減ったりするわけがございます。したがって、予算そのものの見積もりという部分では私ども財政の方も非常に注意をして個々の査定をさせていただいておりますので、担当の方とすれば、いわゆる施設の維持管理的な経費というものはある程度一定してきていますから、細かく

見れば今議員がおっしゃるような内容があらうかと思ひます。

したがひまして、今後、すべてに、いわゆる合計額にかかる一つの管理料率というか、部分については、財政課の方は特にここを厳しく、基本的には抑えようとは思ひております。したがひまして、ほかの部分をつやして管理料率を上げるということになれば、それだけ企業公社そのものが利益につながるという部分がございますけれども、適正な規模で予算の見積もりをいただき、また余った部分については個々の決算で、やはりまたお返ししていただくということになりますので、ただ単に見積もりを上げてよろしいかということになれば、それはやっぱり問題だと思ひます。個々の細目、科目につきましては、今、議員がおっしゃるような部分についてはもう一度見直しをして見積もりに当たるよう、各担当の方にも指示をしてまいりたい、このように考へております。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） 見直すというお話をいただきました。細かいところについては私なりに各担当の方には提案させていただいておりますので、この場でお話しするのは割愛していきたくと思ひます。ぜひ御対応の方をお願いいたします。

今度は、随意契約、これをとるとき、理由書というものを添付するようになっております。この理由書を私も見させていただきました。しかし、この内容について私なりの提案がございます。

理由書の内容が、例えば地方自治法施行令の中で167条の2というのがございます。これは内容として随意契約ができる理由ということで、7項目挙げている内容なんです。簡単に言うと、1番、予定額が条例の定める範囲を超えないこと、2番、契約の性質が目的または競争入札に適さない、3番、緊急の必要性があるということ、4番、競争入札にすると不利な場合、5番、時価に対して有利に契約できる場合、6番、入札者がいないとき、7番、落札者が契約を締結しない場合、かなり限られた範囲の中で随意契約ができるというふうに記載されております。

この167条の2、随意契約ができる理由を理由書の中に明記して、この7項目の中のどれに当たるから随意契約をするんですという、理由書のフォーマットに変更すべきではないかと思ひます。それがあれば、なぜ随意契約にしたのかが明確になるんです。過去の理由書を見ていきますと、前年も締結している業者だからという理由の記載もございました。そういうことでは、やっぱりわかりにくくなると思ひます。そのあたりについて御見解をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 御指摘のとおりだと思います。基本的には167条の2のどこかに該当するというものがあって、業務の性格上、性質上、随意契約という理由が入ってくる、そのように考えております。今後、そのような形で指導をしていきたい。既に昨年从那あたりの指導は行っておるんですが、まだ徹底されておりませんので、その点は徹底をさせていきたいと、このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

それでは、今度は大卒のところで確認をしていきたいと思ひます。

まずは、随意契約全体の、もっと言えば業務委託全体、これは1,200件あるというふうに、これは概略なんですけれども、そのように理解してあります。そのうち随意契約全体は幾つあるのか。これは数字だけ答えていただければよろしいかと思うんですけれども、それらの金額規模というのは大体、前に聞いた中で約50億円ぐらいあるんじゃないかというお話もいただいておりますが、そのあたり、確認のためにお答えいただきたいと思ひます。

その上で、今お話をしたフォーマットも含めて、現在行われている随意契約を一つ一つもう一度洗い直していく必要があるのではないかと思っているんです。その作業をされるお気持ちがあるのかどうか、確認をしたいと思ひてあります。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 平成8年度で答えを申し上げます。

平成8年度の委託業務の件数は、今御指摘のように1,291件でございます。そのうちの随意契約が、いわゆる業者との契約、これは営利を目的とした業者という意味ですが、708件でございます。それから非業者との契約、これが282件でございます。

それから金額につきましては、全部積み重ねておりませんが、昨年の方に計算したときに約50億円ぐらいあったように記憶いたしております。ただ、その中に常備消防の東京都の契約が約19億円、これも随意契約になっておりますので、そういったものが含まれておりますけれども、そういうことでございます。

それから随意契約についての見直しというか、契約そのものは前回は申し上げましたように競争入札が基本でございます。公平性あるいは効率性等の観点から随意契約でなく一般というか、指名競争入札、日野市ではとっておりますけれども、競争入札が正しいというふうに考えてあります。この点につきましては、昨年、それからことし、来年度に向けまして庁内各事業別に洗い直しを行い、また指導もしてきてあります。平成10

年度には約50件が準備行為としての期間の少ない中で、一般指名競争入札に切りかわっております。

ただ、それでもなおかつ、まだ今後のこともありますので、単年度でなくして少し計画的にこの問題については取り組んでいきたい。特に私どもの考えておりますのは、予算編成期前に各主管課のヒアリング等を通じて次年度に間に合う——次年度といいますのは平成11年度でございますけれども、期間に余裕を持って取り組んでいきたい。そのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

今回は、契約事務全体について、もう一つは、特に問題として私が提起しました企業公社との日野山荘の契約、しかもその返還金について問題として取り上げさせていただきました。一つ一つをしっかりと精査していかないと、なかなか見えてこないのが実情なんですけれども、やはり見直していくところは見直していくことで、今、日野市というのは非常に財源が厳しいということは共通認識だと思います。その財源を市民サービスを落とさずに財源を確保するためには必要ではないかというふうに思います。

最後に市長に、今回のお話全体の見解または、これ、随意契約全体に対するお考えですね、そのあたりをお話いただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 随意契約全体のこれからのあり方ということについての、菅原議員からのお尋ねであります。

実は私も市長に就任をして、ぐるっと一回り回ってきて、ここで新年度の各新しい予算に基づく契約業務を、準備行為というものの稟議書が回ってまいります。猛烈な数であります。

それが、私が一番疑問に思ったのは、一つ一つ見ておまして、ほぼ昨年と同じような業者の名前がそこに載っていたりするわけですね。実は今までの方はどうされたか知りませんが、かなりデスクに呼びまして、これはどうなっているの、まだ予算も決まっていないし金額も決まっていないのに〇〇会社、〇〇団体でいいんですかというようなことで、尋ねたわけですよ。すると、結局、行政の流れとすれば、やはりそういう予備行為といいますか、準備行為をあらかじめしておかないと、全く準備ができないときにぽんと予算ができて上がるというようなことになるそうでありまして、そうすると、それ

から用意ドンで始めますと、全く業者を決めたりなんかする手間が随分かかってしまうというふうな状況もあると。そうなってくると、やっぱり準備行為もしなきゃいけない。一方では、それをきちっとチェックをしなきゃいけないなというようなことで、実は随分膨大なものをいろいろ精査をする中で、今も部長もちょっと答弁がありましたけれども、私が、ことし1回だけですけれども、見る中で、これはちょっと別な方法がいいんじゃないのというふうな指示を出したのも幾つかございました。

いずれにしても、行政の流れというのは毎年ずっと同じ流れが続いておりますので、それが、それぞれが一つ一つ市民サービスに直接結びついておりますので、チェックの仕方もなかなか難しいように私も今感じているところであります。ですが、今議員御指摘の、それぞれの契約業務、委託業務について、しっかりと把握をし、認識をしっかりして、これで間違いないんだというふうなことで初めて随意契約に持っていくというようなことの作業は、やっぱりきちんとしなければいけないだろうというふうに思いますので、これから議員の御指摘に平成9年度以降について、そういうことがないように、一生懸命、私も二つの目でチェックをしていきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。これで、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって13の1、市の契約事務について～市民にわかりやすい契約事務を～の質問を終わります。

一般質問13の2、市民の命を守る情報ネットワークの構築をの通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の予算の中で、日野市としてインターネットのホームページを開設するというお話をいただきまして、非常に期待をしております。

私は、阪神大震災、そして福井県三国町の重油災害、それぞれの現場での体験をもとにして、市民の命を守る、災害のときに有効に活用する情報ネットワークシステムが必要であるというふうに訴えてまいりました。そのお話は何度かしてまいりましたので、割愛させていただきます。しかし、あの災害の現場で私がつとに感じたのは、情報がないこと、特に現場に行ったときの情報がない。阪神大震災のときは小さな避難所で1週間、寝泊まりをしておりましたけれども、全く行政からの情報がたどりつかない現実を見てまいりました。小学校に行っても、実際は三日ぐらいおくれた情報しか私たちの手

元には入ってこない。これらのことの実験から、情報ネットワークサービス、特に災害を主眼にしたものをつくっていくべきであるというふうに思っております。

まずはですね、今回、計画されておりますホームページの全体像、これはある分で結構です。これからつくる、これから考えていくというお答えであれば、それでも結構ですので、お答えいただければと思っております。その後に私なりの要望をお話しさせていただこうと思います。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（横島英紀君） 計画しているホームページにつきましては、まだ具体的には詰めておりません。特に今お話しがございました災害の関係、それから行政情報あるいはイベント情報、これらをむしろ双方性といいますか、市の方だけの情報提供ではなくて、その辺の要望や情報もフィードバックさせるとか、そんなことも今、事務レベルでは話し合いを進めております。

いずれにいたしましても、これからいろいろと御要望や、いろいろと皆さんからの御指導もいただきながら、各市の状況も見て進めてまいりたいと思っております。各市の状況も一応は調査をいたしておるわけでございますけれども、大変、市の概要とか行政情報、あるいは講座・講演、観光情報とか、施設案内、救急情報、いろいろ多岐にわたっておりますけれども、まず立ち上げがございますので、何が必要かという部分を、わずかではありますが予算の中で立ち上げ、そしてそれを少しずつ加えまして情報を市民に提供していくシステム、こういうものを何とかつくってまいりたい。今の段階ではそのような状況でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

今のお話の中でちらっと出た双方向性、行政と市民の方がお互いに情報交換ができるという、この考え方というのは非常に大切であって、そしてポイントではないかというふうに思っております。

では、この後、私なりの要望を簡単にお話しさせていただきたいと思っておりますので、それらについてお答えいただければと思っております。

まずは、通常の活動の中で市民要望を受ける窓口、今の双方向性に関するところだと思いますけれども、その窓口をつくっていただきたいと思っております。これは例えば目安箱的な存在になるかもしれませんし、また市長への要望も上げやすくなるだろう。また、議会に対するいろんな要望も上げやすくなるだろうというふうに思っております。

また今度は、市民相互の情報交換の場として位置づけていただきたい。これは、いわゆるチャットといわれる部分であったり、メールといわれる部分だったりするかもしれないんですけども、市民の方々が日野市の行政を介さないで、そのまま直接意見交換できるという場、そういう場所も必要だと思っております。

また今度は、市から直接市民の方々へ告知をする窓口というのにも必要であろうと思っております。現在、広報ひの、これがメーンの窓口になっているというふうに思いますが、あの広報ひのだけでは、いつも、例えばみんなの広場に載せる記事が3カ月待ちだったりするようなこともあると思うんですね。それが、こういうインターネットのホームページを使えば、その場でどンドンどンドン広報できていくということもございます。また逆に、バックデータを調べるときも紙ではなくて、ああいうデータベースになっていけば検索も簡単であろうと。そのような思いもございまして、市からの広報窓口、これをぜひつくっていただきたいと思っております。

今度は、情報公開についてです。これは別枠でとらえていった方がいいと思うんですけども、予算や決算を初めとして、市が活字として印刷しているもの、これらはすべてデータベースとして公開できると思っております。これは個人の情報、プライバシーにかかわるところは当然抜いていくべきだとは思いますが、そういう情報公開のあり方、また保存文書がございますよね、書庫に入っているものですね。それらの表題だけでも結構ですから、そういうものを、こんな文書が日野市にはあるという、そういう窓口があってもいいと思うんです。これは情報公開をするときに検索しやすいという意味です。

また、個別の市民要望にこたえて実現した事例もいろいろあるかと思っております。これはちょっと慎重に扱わなければいけないと思っておりますけれども、何も今まで市とかかわったことがない方々は、日野市とどうやってつき合ったらいいかわからないという人もたくさんいると思うんです。その事例紹介ということでも結構だと思いますので、考えていただければと思います。

これら情報公開についての一番の根っこというのは、常に行政情報が公開されているという事実、これが大切だと思っております。いつ何どき、市民の方々にこれら情報を見られてもいいんですよという、そういう姿勢を日野市が示していく。これが新しい情報公開という考え方ではないかというふうに思っております。

次は、これまた別建てで考えていただきたいんですけども、今回の表題にも入っております、災害のときの情報ネットワークの構築ですね。これは一つの枠として、災害

のときにすぐ使えるような情報の窓口を使っていたきたい、つくっていたきたいと思えます。

これは、他市のインターネットの画面などを見ても、ただ避難所が地図に載っているだけだったりする事例もあるわけです。それだったら余り使えないわけで、ふだん使っているこれらの情報網、つまり行政から市民に、市民から行政に、そして市民同士という、こういうトライアングルが災害のときにも有効に使えるような情報網の構築、これはフリーダムな形でいいと思うんですが、これらが必要ではないかというふうに思えます。

全部、要望事項をお話ししていきますと、これらが、まずは窓口として必要ではないかということです。

次です。ホームページの作成段階についての提案です。これは市民要望を的確にとらえるために、ホームページの作成については実行委員会形式がいいのではないかというふうに考えます。まだ構想自体が余り固まっていないというお話でしたから、なおのこと、こういうものをつくりたい、ああいうものをつくりたいというものを、市民参加で実行委員会形式でやっていったらいいのではないかという提案です。

次です。実際に画面を構築する場合の提案です。これは画面構築についても、これは市民ボランティアで十分できる、これは可能性としてありますので、今、ああいう画面をつくるのは個人でもできる時代になっております。そういうことも踏まえて、または日野市政をもっともっと市民の方々に理解していただくための窓口ともなりますので、市民ボランティアとして第一義に考えていただきたいと思えます。それがなかなか難しいようであれば、例えば大学の研究室、こういったところと連絡をとり合って、または市民と大学研究室の共同作業でもよろしいかと思えますが、そういう方針を考えていただきたいと思えます。

そして次は運用段階です。運用については、これは日野市が運用しては、なかなかこれ難しいと思えます。

そこで、私の提案の中では民間の活用をしたらいいのではないかというふうに思えます。こういった場合に、例えば日野市企業公社というのが具体的に出てきていくと思うんです。新しい企業公社の活躍の場ということでは、第三セクターの活用ということは非常にいけるのではないかと思えます。こういう運用についての提案です。

また、ケーブルテレビなど新しい情報網もありますので、そういったところと連携をとる意味でも、運用について、できるだけ民間の活用、しかも柔軟に動けるところ、そ

ういったところがいいのではないかと思います。

以上、ずっとお話をしてまいりましたけれども、これらについての御見解、そしてもしよろしければ、この質問を最後にしたいので、市長からもお考えをいただければと思います。あわせてお答えいただければと思います。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） たくさんの御要望というよりは、御意見、御提言の形で承りました。

先ほども申し上げましたように、まだ立ち上げの中で事務的な整理ができておりません。個々の窓口の問題、あるいは、いわゆる双方性の問題、また情報公開とか、あるいは特に災害時の問題と情報公開については、これは別建ての中で考える必要があるかとも思っております。

そのほか、どういう形でつくったらいいのか、実行委員会形式、職員、市民参画、あるいは実際の画面の構築の問題、さらには運用ということで、内容が明るい菅原議員さんから貴重な御意見、御提言でございます。それらを含めまして庁内で、あるいはまた市民参画も含めまして十分検討をさせていただいて、よりよきものをつくっていきたい。このように考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 情報ネットワークは、これからますます大切になるというふうな意味合いからの前向きな提言であります。私もこの分野は大好きでございまして、早く何とか我が日野市のインターネットを、あるいはLANにしても、うまく立ち上げるようにしたいなというふうに思っているわけですが、やはり一番問題になるのは、常々申し上げておりますが、私どもの日野市の幹部職員の皆様がパソコンを見る目が冷たいということ、ちょっと意識過剰かもしれませんが、要するに庁内にもかなり詳しい者がいるんです。かなりプログラムが組める連中は結構いるんですが、そういう人が一生懸命カチャカチャやっていると、彼は遊んどるというふうな目でどうしても見てしまうというふうな、まだまだそういう認識があるようでありまして、そういう中でございまして、このささやかな予算でありますけれども、このホームページを開くぞというのはい欲を示したつもりでありまして、とてもこの二百数十万なんていうもので立派なホームページが開けるものじゃございません。私もよくわかっています。場合によっては1,000万円とか、それ以上かかるようなものになるだろうと思いますけれども、とりあえずは始めるぞというふうな意欲として、この予算を見ていただきたいなというふうに思

います。

ある面では先進しております三鷹市等々から比べれば、この分野ははるかにおくれております。そういう中で、今、議員御指摘の市民要望の窓口の目安箱的な設置、あるいは広報としての十分な利用ができるではないか、あるいは情報公開の原点がそこにあるのではないか、というふうなこともありましたし、具体的にいいものをつくるときには市民参画で、まさにそういうものが大好きなといえますか、よくやっている方々がお集まりいただいて、むしろ職員を啓発してもらう、そんなことも必要ではないかなというふうに思っております。

特に一番最後にお話をされました運用について、企業公社等、結構、有効に活用できるのではないかなというふうなお話でございました。私もいろいろ似た認識を持っておりまして、あの企業公社を別な意味で、うまいぐあいに株式会社であるということのよさを生かして、市民の福祉といたしますか、全体のサービス向上ために、うまく有効活用していきたいと思っております、そういう中で、あくまでも人材が基本になりますけれども、私も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、先般もお願いいたしました経営懇談会等の中でもこういったプロに近い方をお招きをして、幹部職員に、これが今の企業経営であるぞとかっていうふうなことをよく理解させる、そんな場もつくっていききたいなというふうに思っております。

それから最後に、私は、多分、平成10年度中に自分のデスクにパソコンを入れるつもりです。いずれは各部長ないしは管理職のところと同じものを置きまして、それぞれの仕事状況を私がチェックできるようにしたいというふうに思っております、そういう意味で、私はこの分野では数年のうちに日野市が追いつき、追い越しができるように頑張っていきたい。こんな意欲を持っているところでございますので、菅原議員におかれましても、引き続き御支援をいただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

パソコンの世界というと、なかなか理解されがたいところもあると思うんですけども、しかし、私はこの情報化の世界というのは、ある意味で市民の命を守るところには、かなり合致するところが出てくると理解しております。そのあたりを踏まえて、例えば若手職員の方々、パソコンを使っているのは市民の命を守るためにとか、そういう感覚も、または、もっと活用できないかという形で、若い職員の方々のその資質を大切に伸ばしていただけるようなことをお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって13の2、市民の命を守る情報ネットワークの構築をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は4月1日、水曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時51分 散会

4月1日 水曜日 (第9日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第9号)

4月1日 水曜日 (第9日)

出席議員 (29名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	27番	黒川重憲君
28番	土方尚功君	29番	福島盛之助君
30番	小山良悟君		

欠席議員 (1名)

26番 馬場繁夫君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 樋園裕子君

議事日程

平成10年4月1日(水)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時19分 開議

○副議長（竹ノ上武俊君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問14の1、教育の現状と教育行政の果たす役割の通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番（奥野倫子君） おはようございます。日本共産党の奥野倫子です。ただいまより市民を代表いたしまして一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、市長の所信表明にある選べる「学校システム」の方向について。この件については既に市長から答弁をいただきましたが、一言つけ加えさせていただきます。

この選べる「学校システム」の方向というのは、1996年に政府の行政改革委員会の規制緩和委員会から出された報告書の中にある「学校選択の弾力化」と同じ意味ですが、アメリカやイギリス、オーストラリアなどでは既に実施されているシステムです。

そして興味深いのは、この制度について1994年にOECDが報告書を出して、次のように指摘している点です。すなわち、親の選択が特定校に集中すれば、親が学校を選ぶのは名のみで、実際は学校が子供を選ぶようになる。そうすると、最も人気のある学校を中心に学校の序列化が進むことになると指摘した上で、この制度による競争が学校の成果を改善したという明白な証拠はないと結論づけております。

さらに、この制度については、人事院の公務員研修所が監修している公務員研修のための本の中でも、特定校への選択の集中から学校が序列化する弊害は、既に学校の選択を認めている我が国の高校の現状を見れば容易に推測がつくであろうと警告しているわけです。このような制度が実施されれば、今問題になっている事態がますます深刻になり、子供たちにますますストレスを与えるだけで、決して問題の解決にはならないということを改めて強調して、本題に入りたいと思います。

初めに、ナイフ事件とその後の対応についてお伺いいたします。

現在、教師の安全を守るということで、中学生の所持品検査を行う動きがあります。また、学校への警官の巡回も対応の一つとして実施する動きもあります。所持品検査については、予算委員会の中で教育長は学校の判断に任せるという趣旨の発言をされてい

ますが、ことし2月の教育委員会定例会の中ではもっと突っ込んだ発言をされております。そのときの議事録によりますと、「所持品検査については校長には自信を持って事に当たってほしいと伝えてありますが、了解を要する場合は子供ではなく親に了解を取るように」すべきであるとした上で、「教職員の団体が持ち物検査について反対を表明しているようですが、私は一切反対表明するつもりはありません」と述べていらっしゃいます。私は、この内容は、教育行政において責任ある立場の方の発言としては非常に大きな問題を含んでいると思います。

そもそも一般社会において所持品の検査が許されるのは、犯罪を行い、または犯す恐れがあると疑うに足る十分な理由がある場合だけです。それは、所持品は個人のプライバシーに属するものであり、プライバシーの厳格な保護は憲法上の要請だからです。そして子供についてもプライバシーが保護されなければならないということは、子どもの権利条約も明文をもって定めています。犯罪を犯すと疑うに足る十分な理由がある特定の生徒に対する所持品検査であっても教育上大問題であるにもかかわらず、不特定多数の生徒に対する所持品検査は到底許されません。

さらには、子供の了解ではなく親の了解を取るという発想も、子供の人権を全く無視したもので、率直に言って、これを読んだときには怒りさえ感じました。所持品検査は子供のプライバシーの侵害であることは明白だと思いますが、この点についての見解を求めます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまナイフによる殺傷事件に絡みまして、生徒への所持品検査等について御質問をいただいたところでございます。所持品検査に絡みまして、警察官の巡回等の問題も通告の中ではいただいているところでございますが、その点につきまして、教育委員会の総体的な見解として私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

所持品検査の法的根拠につきましては、学校長の校務掌理権にあります。学校教育法第28条第3項は、校長は校務をつかさどると規定しているところでございます。この校長をつかさどる校務には、まず学校が安全な状態で教育を行うということが含まれているということは言うまでもないところでございます。学校には安全を確保するという大きな義務がございます。

このことについては既に幾つかの判例があります。例えば浦和地裁判決では、校長な

いし教諭が学校教育の場において児童の生命、身体等の安全について万全を期するべき
掌理上の義務を負うことは、学校教育法その他の教育法令に照らして明らかであると。
これは昭和60年4月22日付の判例でございます。

また、学校では安全を確保するために、合理的な範囲で児童生徒に所持品検査など一
定の制約を課すことが是認されております。この点については最高裁は、大学は国公立
であると私立であるとを問わず、その設置目的を達成するために必要な諸事項につい
ては、法令に格別の規定がない場合であっても、学則等によりこれを規定し、実施し得る
自立的、包括的な権能を有し、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成している。
これは昭和54年3月15日付の判例でございます。学校における教育上必要な制約を是認
をしているところでございます。判決の中では「大学」となっておりますが、これはも
ちろん小中高同じであるということと言うまでもないところでございます。

学校は児童生徒にとって危険と感ずるような場所であってはなりません。学校として
は児童生徒の安全を確保するために最大限の努力をすべきだろうというふうに考えてご
ざいます。ナイフの所持品検査は、たばこやポケベルの所持品検査とは事柄が違うとい
うことに私どもは留意しているところでございます。

以上でございます。

- 副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。
- 3番（奥野倫子君） 今、合理的なやり方であれば許されるという中身の発言でござ
いましたが、じゃあどういう手順を言っているのか、具体的にお願いいたします。
- 副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。
- 学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま、合理的な意味合いでの答弁ということで、
じゃあ具体的にはいかがな方法かということでございます。あくまでも学校を経営し、
学校を管理してまいりますのは、先ほど述べましたように各学校の学校長にその権限が
持たされ、また委ねられているところでございます。いかなる具体的な方法を取るかど
うかは個々のケース、または具体的な事例に照らし合わせ、学校長を中心としたそれぞ
れの学校経営の中で先生方がともに考え、児童生徒の生命の安全、先生の安全、そうい
うことを確保するという部分で、それぞれの学校がその場の場面場面において合理的な
処理をされるというふうに認識しているところでございます。
- 副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。
- 3番（奥野倫子君） この問題は、先ほども言いましたようにプライバシーの侵害、
人権侵害、つまり憲法に触れる問題なんです。こういう問題を学校長の、各学校ごとの

判断に任せていいのかどうか。それに、教育委員会がどういう対応を取るのかという具体的な煮詰めた話し合いもないままに、いきなりこういう通達を出していいものかどうか、そこを問うているのです。

どんなに慎重にやるにしても、不特定多数の生徒に対する所持品検査は絶対にやるべきではないと思います。教育というのは生徒と教師の間の信頼関係がないところでは成り立ちません。もしもこの所持品検査が実行されたならば、実際に検査をするのは現場の教師ですから、生徒の教師に対する信頼は広範な範囲で損なわれるであろうことは容易に想像できます。私自身は大いに疑問ですけれども、所持品検査が許される場合があるとすれば、犯罪を犯す危険性が客観的に明らかな特定の生徒に対する場合だけであると思いますが、慎重に対応するということがそういうことであると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 所持品検査にかかわる質問でございますが、いずれにいたしましても、どういう形で所持品を検査するかどうかについては、それはそのケースにおいて学校長の方も学校経営の判断の中で、安全の確保という中を期して行うというお話を申し上げました。

いずれにいたしましても、いかなる場合にも、学校が児童生徒にとって危険な場所であってはならないということは、これは論を待たないところでございます。特に義務教育課程にあっては、児童生徒を、言葉は表現としては好ましくありませんが、強制的に就学させている状況にあります。義務教育という形の中では親がその義務を負っているわけでございます。学校が児童生徒にとって少しでも危険を感じずような場所であるということは許されないのではないかというふうに思っているところでございます。

学校では児童生徒の尊厳を、ただいまの御指摘のように尊厳やプライバシーを守ることは、これは御指摘のとおり最も大切なことではないかというふうに認識しております。それも児童生徒の安全が確保された上で、やはりそういう児童生徒の、また先生も含めた形の中で、安全が120%以上というような意味合いで安全が確保されて初めて、大切な、今御指摘の大切な児童生徒の自由や人権が守られるのではないかというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 親の要請もないのに、子供の要請もないのに、教師の要請もな

いの、学校長のみの判断で学校は経営されるということだと、今の発言を聞いて感想を持ちました。

今、必要なことは、すべての学校、教室で、この間のナイフ事件と学校にナイフを持ってくることについて話し合うことだと思います。その論議は、ナイフを持ってくることがよいか悪いかという形式的な論議ではなく、また命の尊さを説教的に教え込むことでもありません。大切なのは、なぜあのような事件が起きたのか、二度とあのような事件が起こらないようにするためには何が必要なのかを、先生と生徒がまず心を割って語り合うところから始めなければならないのではないのでしょうか。そのことをまず学校現場ではやらなければならないのではないのでしょうか。そういうこともなくして、いきなり所持品検査を通達する。こういうところに問題があると思います。中教審が言う心の教育ということであれば、教育現場で、そして地域社会でそのような突っ込んだ話し合いがなされるための条件をつくり支援するというところにこそ、教育委員会として取るべき態度だということを改めて強調して、次の質問に移ります。

今の青少年をめぐるさまざまな問題について、教育長自身が3月に発行された「青少年委員だより」の中で、中高生を念頭に置いて、「極めて憂慮すべき事態」であると述べていらっしゃいます。そして、こうした事態に対して「緊急対策」を打ち出す必要性も述べていらっしゃいます。そこで述べている緊急対策の方向については見解を異にするところではありますが、この認識自体は全く同感です。現在、子供たちを取り巻く環境にはさまざまな問題があり、それらが複合して子供たちに否定的な影響を与えていると思います。その中でも子供たち、特に中学生について、この教育現場における問題点を中心に幾つかお尋ねしたいと思います。

具体的な質問に入る前に、中学生をめぐるさまざまな問題について述べておきます。

最近相次ぐナイフ事件などに関しても指摘されていますが、普通の子が突然切れるところに現在の問題の深刻さと難しさがあります。今の中学生の心の中はどうなっているのか、どんなことに悩み、何にストレスを感じているのか、そこに目を向けることが問題の解決への第一歩だと思います。

私の手元に、最近、市内の中学校で行われたアンケートの集計用紙があります。全校生徒を対象に550人以上の生徒が回答しているものです。部分的であるにせよ、中学生の心の中を見ることができる大変貴重な資料だと思います。

幾つかの項目についてその結果を紹介しておきますと、「ストレスを感じるがあるか」という質問では、「よくある」と「たまにある」を合わせると53.1%。「どのよう

なことに感じるか」については、ほぼ200人に当たりますが、24%の生徒が学習面と答え、13%の生徒が先生との関係と答えております。また、「ストレスを我慢できないような状態になることは」という質問には、「よくある」、「たまにある」を合わせると30%以上にもなっています。我慢できないときの解消法について特に目を引いたのは、「物に当たる」が20%にも及んでいる点です。さらに「学校生活で気になっていることは何か」という質問では、勉強のことが300人以上でトップ。2番目が進路のことで、これも200人以上に及んでいます。これらの数字は、今、世間で言われていることが日野市の中学生についてもそのまま当てはまると同時に、ストレスの原因の多くが教育に関係しているということをはっきりと示しています。

上の数字にもあらわれていますが、中学生の多くが勉強のことでストレスを感じたり、心配したりしている。学習塾の関係者の話でも、どんな塾でも半分以上の中学生が学校の勉強を十分理解しているとは言いがたい状況だということです。

また、中学校の先生方からも実態を伺いました。実際にみんながわかるように教えようとすると、中学3年生になっても中学2年の範囲も終わっていないだろう。ことしも終業式の日、清掃終了後、子供たちを残してやり残した分の授業をやったクラスがあったとのこと。週5日制が導入されて授業時間は減っているのに、教えなければならない内容は少しも減らされず、どの子にもわからせたいという気持ちと、教えるべき内容を消化しなければならない、そういう義務感との板挟みの中で、先生たちはいわゆる「新幹線授業」を余儀なくされているのです。

意味がわからない授業のために長時間じっと座っていなければならないことは、子供たちにとってはまさに地獄ですし、わからないまま日々が過ぎていくことは、高校受験、ひいては将来に対する大きな不安となり、物すごいストレスの原因になるわけです。授業妨害や喫煙、いじめや万引きなどの問題行動の背景にはこうした問題があることは間違いありません。

現在の教育内容は、文部省が決めた学習指導要領によって定められているわけですが、これまでに述べたような実態に照らし合わせたときに、現在の内容が本当に現場の声をしっかりと反映させて決められたものかどうか、極めて疑問です。そして、現在の教育内容が子供たちのストレスの一つの大きな原因になっていて、それが今の深刻な事態の背景にあることを考えるとき、文部省が決められているからということこの問題に目を向けないことは、各地域の教育行政に直接責任を持つ教育委員会にあってはならないことだと思いますが、日野市の教育委員の皆さんの間で現在の学習指導要領の内容について

どのような議論が行われて、どのような合意がつけられたのか、その点をまず伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 議員御指摘の、現在、中学校において小学校において、学習指導要領の内容に合わせながら教育課程の編成、実施を行っている問題について、社会の情勢の中で週5日制の問題が導入され、第2土曜日、第4土曜日が学校が休みになった。その中で授業時間の問題を棚上げし、内容はそのままにして教育課程の編成、実施を行うことについては極めて大きな課題があるのではなかろうかという御指摘の内容の御質問がございました。

この件については、確かに現在、週5日制の試行を行っております段階におきましては、現在の学習指導要領の内容は週5日制を前提にしていない内容でございますので、この問題については大きな課題があるということは認識しております。

この問題につきまして、国といたしましては2003年をめどに新しい学習指導要領の内容を変えていくという作業を進めていると聞いておりますが、最近ではこの2003年を1年早めて、2002年に新しい学習指導要領の内容を改定していくという作業を進めたいということ、我々にも新聞紙上、報道機関を通して連絡をしてくれているところであるというふうなところでございます。

本市におきまして、教育課程の届け出は、私どもの教育委員会に各学校から届け出られているところでありますが、この辺の状況を理解しながら、それぞれの学校の工夫の中で、かつての週6日制の教育課程の編成を頭に置きながらも、創意工夫を学校の教育課程の届け出の中で工夫を配慮しながら教育課程の届け出を受けているというところでございます。

なお、教育委員会としてこの問題を協議したかということでございますが、私が就任しました7月1日からの教育委員会では、この教育委員会といたしまして、教育課程の内容につきまして、週5制の問題に絡めて協議をしたことは現在まではございません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） それでは、教育委員会としても文部省に対して、この日野市では見直しを求める意見書が採択されていること、見直しを要求していく内容も、2002年まで、2003年まで待たずに、どんどんこちらから積極的に提言していくということが求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君）　今申し上げましたように、教育課程の届け出の中で、各学校の創意工夫をなるべく配慮するという前提で教育課程の届け出を受けているということがこの配慮であるというふうに御理解いただければありがたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君）　今の私が述べたような日野市の実態に即した内容になるように、国に積極的に働きかけていただきたいと思うんですが、もう一度答弁をお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　この問題につきましては、私どもの都市教育長会でもときに課題になることもありますし、この問題は担当の分野がありまして、その分野から東京都教育委員会を通し、この問題については常々話をしているところでございます。

なお、校長会という校長先生方の組織もございしますが、この組織もこの問題については大きく声を上げているところであるということを御理解いただきたいと思います、かように思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君）　積極的な姿勢が余り感じられない答弁でしたけれども、続きまして、引き続きこの問題は、学習指導要領、先ほど教育委員会の中でしっかりとした論議がなされていないと、教育委員会としての方向性も合意もできていないということでしたので、引き続きこの問題、しっかりと論議をしていただきたいと思います。

それで次に移ります。ことしも卒業式への日の丸、君が代の導入をめぐる幾つかの学校の父母の間で、これまで実行しないでもらいたいという運動がありました。

例えばある小学校では、これまでフロア形式、対面形式の、父母、教師、生徒が一体となつてつくり上げていく感動的な卒業式が行われていました。つまり生徒も教師も父母もフロアで向かい合つて座り、卒業証書授与もそのフロアで行われるので、父母は証書を受け取る我が子の表情を見ることが出来ます。君が代の斉唱も押しつけられることがなかったのです。

ところが、卒業式は儀式だから厳かにするべきという文部省の指導のもと、生徒も父母も正面の日の丸に向かわされて、一人一人壇上に上つて日の丸に一礼して証書もらうというやり方。君が代を無理やりに歌わせるというやり方を強制しようとしたために、これに反対する父母の間から要望書も出されました。

卒業式への日の丸、君が代の導入は、それに出席する子供や親への事実上の強制であ

り、子供や親の思想、信条の自由を侵害し、憲法上大問題だと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま学校行事における日の丸の取り扱い等の御質問でございます。

公立学校の教育は、学校教育法に規定されているところにより行っているところです。先ほどの御質問の中にありました学習指導要領——。「今聞いているのは、思想、信条の自由を侵害し、先ほどもそうでしたけれども、憲法上大問題だと思いますが——」と呼ぶ者あり

○副議長（竹ノ上武俊君） 答弁を続けてもらって、終わってから再質問してください。「すみません、どうぞ」と呼ぶ者あり）答弁を続けてください。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 学習指導要領には、「入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする」と明示されております。したがって、各学校はこれに基づいて児童生徒を指導するものと教育委員会としては考えております。

児童生徒が国際社会において信頼される日本人として成長していくためには、学校教育において国際社会に生きる日本人としての自覚を培うとともに、国旗、国歌に対する正しい認識を持たせ、尊重する態度を養うことが極めて大切であると考えております。

「押しつけ」という言葉は、内容を無理やり受けとめさせるということではありますが、教育には全くなじみません。しかし、取り違えてはならないのは、教育には基礎、基本として教えるべきことは教えるという部分と、これをもとにして育てる部分が必要だということでございます。国際社会に生きる日本人としての自覚を養うための基礎、基本として、学習指導要領に国旗を掲揚すべきとともに国歌を斉唱するよう指導するものと示されているのではないかと、教育委員会としては受けとめるところでございます。

文部省の指導に法的拘束力があるかという点でございます。（「そこまで聞いていません」と呼ぶ者あり）拘束力が、憲法に照らして拘束力があるかという部分で私はそう理解したもので、その部分に触れようとしたしました。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 今、私が聞いているのは、子供や親の思想、信条の自由を侵害していないかという点に絞って、じゃあ教育長自身の見解を、個人的な見解でよろしい

ですから、先ほどから教育委員会としての合意とかはないと思いますので、教育長、個人的な見解をお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 私に個人的見解はございません。職務としてのお話を申し上げます。

憲法に保障されている個人の思想、信条は当然のこととして重視されなければならないと思っております。しかしながら、学校において、これは教職員の問題をまず申し上げますと、教職員は職務遂行上の義務がございます。この職務遂行上の義務と個人の思想、信条を混同することはできないという解釈を私は持っております。

なお、子供及び親の個人の思想、信条はどうかというお問い合わせではありますが、私どもが統括しております小中学校、すなわち義務教育界において、国民の、市民の信託を受けて公的な機関として受けている学校の中では、国の法に従った教育を行うことが国の教育水準を保つことであるという理解のもとに、学習指導要領の内容を行うことは当然のことであるということで、これを個人の思想、信条と結びつけることは全く似合わないものであろうというふうな理解をしております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 個人の思想、信条と関係ないところに学校教育があるということですね。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） それは次元の問題でありまして、私はそうは言っておりません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 子供や親は、みずからの思想、信条に基づいて、それに従わない自由があります。そうすると、例えば式次第に従って起立しない自由や歌わない自由が当然出てくるわけです。みんなが立って歌っているときに座っていなければならない、これがどんなにつらいものであるか。そしてみんな喜び合いたいときに、その晴れの舞台に水を差すことになってしまうわけです。せっかくの卒業式が極めて不愉快なものになるわけです。また場合によっては、みずからの思想、信条、あるいは宗教に基づいてそのような卒業式には出席できない、子供も出席させられないということも考えられるわけです。親の教育権の侵害にも当たるとは思います、そこまでして本当に日の丸、

君が代の導入が必要だと考えているのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 義務教育界における学校、公立学校は革命論理で物を進めることはありません。改革論理では物は進みますが、現体制を維持するという前提のもとに物が考えられるという中で改革論議が行われるというふうに理解をしております。義務教育はあくまでも国民の信託を受け、市民の信託を受けて行うことであり、教育権が国民のみにあるかという議論につきましては、議員御存じのように家永裁判35年の裁判の中でも大いに争われたところではありますが、あの結果を御理解いただければ、当然、国家、すなわち行政にも教育権があるということの判例が出たということの前提で御理解いただきたいと、かように思う次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） とにかく今、この日野市の教育の現場において、この日の丸、君が代をめぐって父母と教師、子供たちの間で混乱が起こっているんです。（「起こってないよ」と呼ぶ者あり）この問題は、「南無妙法蓮華経」と唱えたい子供たちに「アーメン」と言いなさいという教育をするのに等しい。（「違う、何言ってるんだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）これが子供いじめでなくて一体何なんのでしょうか。その子の人格を深く傷つけているではありませんか。そういうことを日野市の教育委員会は校長に任せるとして放任していいのでしょうか。教育委員会として、現場で混乱が起こっている場合には一方的な立場なく、父母の信条をしっかりと理解して対応していただきたいと思います。合意が、父母と教師と子供たちの間にしっかりと合意が形成されるように援助をし、混乱を静めていただきたいと思います。

以上、意見を述べまして、日の丸、君が代、先ほどから学習指導要領の法的拘束力ということが出ておりますので、その関係でお尋ねいたします。

まず前提として、学習指導要領が法的拘束力を持つと言えるためには、それが法律に基づいていなければなりません。この点については文部省の説明では、学習指導要領は学校教育法第20条によって委任された文部省令が委任した告示、つまり法律が委任した省令が委任した、さらに告示ということになる。本当にこれだけでもあやふやなんですけれども、一度聞いただけではよくわからない、かなり無理がある説明であります。

ところで、その学校教育法第20条にはどう書いてあるかと言えば、「学課に関する事項は監督庁がこれを定める」とあるだけです。そもそも法律によって委任された命令などが法的拘束力を持つためには、その法律が委任する内容に関して一定の基準を定めて

いなければ、いわゆる白紙委任となり、その命令は無効なわけです。学習指導要領について法律は何も基準を定めていません。まさに白紙委任であり、法的拘束力はないと言わざるを得ないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 学習指導要領の法的からの御質問でございます。

学習指導要領といえますのは、文部大臣の教育課程編成権に基づいて文部大臣が告示を行って取り扱っているものでございます。この学習指導要領には、地域差、学校差を超えて全国的に共通なものとして必要最小限の基準が示されているところでございます。したがって、教師による創造的かつ弾力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地は十分残されております。全体としては全国的な大綱的な基準としての性格を持っているものでございます。

学習指導要領が法的拘束力を有していることは、既に最高裁判例、昭和51年5月21日をもって明らかになっているのではないかというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 今もありましたように、あくまでも大綱的基準ということではないわけです。先ほどの説明の中に答えがありませんでしたけれども、この学校教育法第20条のどこにどういう委任があるのか、説明を求めます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 議論が法的な議論をする場であるかどうかということについては、いささか課題があると思いますので、その件についての具体的な答弁については後ほど、場合によりましては資料をもって提出したいとは思いますが、ただ申し上げたいことは、私どもの日野市の教育委員会において、学校における教育課程の編成及びその実施に関する基本的なものになるものが学習指導要領であるということの見解をお話を申し上げているということをぜひ御理解いただいて話を進めていただければありがたいと、かように思う次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 先ほどから法律的根拠を理由にお話をされているので、私はこの問題を取り上げているのです。一応先ほどから法的根拠があるということをおっしゃっていますから、それについてもちょっと述べておきます。

今基準になっているのが、最高裁の判決、学習指導要領の法的拘束力についての判決なんです、これが学力テスト最高裁大法廷判決なんです。この判決は、「細目にわたり詳細に法的拘束力を持って教師に強制するのは適切でない」と述べております。さらにこの判決では、「学習指導要領の内容に教師に対し一方的な一定の理論ないしは観念を生徒に教え込むことを強制するような点が含まれている場合には、その学習指導要領は法的拘束力を持たない」とはっきりと述べています。この判決の後の別の学習指導要領の効力について争われた判決でも、この学力テスト判決を踏襲しています。

そして現在の学習指導要領には「国歌」と「国旗」、そういうふうにはっきりと書いてありますが、君が代が国歌で日の丸が国旗だという法律上の根拠はないわけで、これはまさに君が代が国歌で日の丸が国旗だという「一定の観念」を生徒に指導することにほかなりません。

君が代、日の丸は慣習法として成立しているという議論もありますが、たとえ慣習法として成立していると認めたとしても、慣習法というのは任意法規にも劣る効力しか認められておりませんから、その拘束力は極めて弱いものでしかないわけです。

要するに、現在の学習指導要領そのものの拘束力について法律上大いに問題があるのに加えて、日の丸、君が代については最高裁の判例によっても効力はないというべき内容であるわけです。個人的に日の丸、君が代に思い入れることは自由ですけれども、少なくとも地方教育行政に直接責任を負う機関としては、これだけ問題点がある日の丸、君が代の指導について、指導要領に書いてあるからなどという理由で無批判に受け入れることは余りに情けないと思います。無批判にでなく、自主的な判断として指導すべきと考えているとすれば、本当に問題だと思いますが、最後にもう1回見解を伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 国歌、国旗については学習指導要領に基づいて学校の教育活動の一環として行われているものであり、これを、この学習指導要領そのものを法的な内容として批判するという立場には私どもはございません。この問題を最低の一つの基準と考え、私どもとしては教育行政を進めていくということでございまして、その実施に当たりましては学校が行うということですが、この学習指導要領の内容については、ぜひこれを行っていただくということの前提で行政を進めていくという姿勢でございまして。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 納得できません。日の丸、君が代をどう考えているかという点では考え方が大きく分かれていますし、これを国旗、国歌と思っている人々の間でも、それを強制することが妥当かどうかという点については考え方が分かれています。さらには、東アジア各国の出身の両親もかなりいらっしゃるわけですから、そういう方々にとって日の丸、君が代の導入は耐えがたいことなんです。そんな問題を教育の場に持ち込まないでもらいたい、子供たちに強制しないでもらいたいという主張には道理があると思います。まして、そもそも国が言う拘束力そのものの根拠が怪しいわけです。子供を主人公にして、教職員や父母の一致点で、だれもが心から祝福できる卒業式のすばらしさを犠牲にしてまで強制する根拠はないということを強調しておきます。

続きまして、テーマをちょっと変えて、民主的な教育行政の実現をどう図るかという視点で幾つか質問させていただきます。

まずは教育委員会の自主性という問題です。戦後の教育行政は、地方自治の精神に基づいて、地方分権制を基本に行われています。すなわち国から独立した団体によって地方教育行政が運営されなければならないという団体自治の原則と、住民の意思に基づいて運営されなければならないという住民自治の原則に基づいて行われなければならないわけです。そしてその中心的な役割を果たすのが教育委員会であるわけです。

しかし、実際の教育行政は国からのさまざまな制約を受けています。教育の地方分権主義という大原則に反すると思われる現在の国の教育行政のあり方は、根本的に変えなければなりません。そして、日野市の教育委員会が文部省の一行政部局であってはならないことは言うまでもないことです。むしろ国の教育行政のあり方に問題があるからこそ、教育の地方自治の立場にしっかりと立って教育行政に当たる必要がある。場合によっては国からの制約を乗り越えていかなければならないし、そういう姿勢こそが教育の地方自治の具体的なあり方だと考えますが、まずこの点についての見解を伺います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま教育委員会制度の問題についての御質問をいただいたところでございますが、いずれにいたしましても、戦後の教育改革から始まりまして、昭和22年に教育基本法と現在の学校教育法が公布されて新学制による学校が発足し、その一歩が歩み出されて今日に至っているわけでございます。したがって、現在の教育委員会制度はこの教育改革の重要な一環として、教育についての公平な民意を反映し、教育の自主性を確保し、教育行政の地方分権を伴って、昭和23年11月に現在の教育委員会制度が併用されてきているものでありまして、現在の法体系の中で十分そ

の役割を果たしているものだと。御指摘の件については十分、現在の制度の中で果たしているものというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 地域と父母や子供たちの声、現場の教師の声、それを最優先させるという立場というわけですね。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 教育委員会に地域の方々、市民そのものを反映していくという部分につきましては、現在の制度の中で、日野市の小中学校のPTA協議会等と教育委員会、教育委員を含めた教育委員会事務局の幹部職員が年に定期的に交流し、意見交換を重ねて、よりよい日野市の教育向上のためにそういう場を設けながら現在でも取り行っておりますので、現在の教育委員会制度そのものに対して、十分その役割を果たしているという考え方でございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 教育委員会の自主性という点では、先ほども引用した、この公務員研修のための本では、「今日の教育行政では文部省と教育委員会はイコールパートナーであって、原則として上下の関係にはない。したがって文部省と教育委員会には指導、助言、援助の関係があるにすぎず、文部省が教育委員会に対して指揮、命令することは原則としてない」というふうに書いてあるわけです。安易にその文部省の指導だからということで現場に押しつけるようなことはしないということによろしいでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 教育委員会そのものの制度といたしましては、先ほど経過を述べてきたわけですが、教育委員会制度そのものとしては、原則として5人の委員が合議によってそれぞれの市の教育方針、基本計画等の基本方針を5人の教育委員さんの合議でもって基本方針を定めていく、それが教育委員会制度の基本になっています。それは議員さん、十分承知のことだろうと思います。そういう合議の形、合議制の中で基本方針が示された中で、教育長を筆頭とする私ども事務局の者が、その教育委員会で合議によって定められた基本的方針に従ってそれを実行していくというような仕組みになっておりますので、十分その民意を反映していくという部分に対しても、それはフォローできているものと理解しているところでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） では、その教育委員会の活性化ということについて質問いたします。教育委員会に現場や父母、地域住民の声をいかに反映するかという視点でお尋ねいたします。

教育問題について、現在私たちは緊急に解決が求められています。子供を取り巻くすべての大人がこの解決に向かわなければなりません。そして教育委員会がその中でも中心的な役割を果たす必要があります。それだけの権限を持っているわけです。そして本当にそういう役割が果たせるかどうかのカギは、教育行政に父母、教師、地域住民の総意を反映させることができるかどうかにあるわけです。制度上の困難はあるかもしれませんが、どうしてもやらなければいけないことだと思います。そういう視点で幾つか具体的に伺いをいたします。

そこで、まず日野市の教育委員会が、もちろんこれは教育委員によって構成される合議体としての教育委員会のことですけれども、日野市の教育現場で起きている問題について、主体的に話し合い、実質的な合意形成の機関として機能しているのかどうか。事務局がつくったものを形式的に承認していく機関になっているのではないかという点を伺いたいと思います。

なお、これは個々の教育委員の方々の教育委員としてのあり方を問題にしているのではなく、制度的に形骸化する危険が大きいものになっているという問題意識からの質問だということも、前もってはっきり述べておきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 本市の教育委員会そのものが形骸化しないかどうかという問題であります。本市の教育委員の先生方につきましては、現場、具体的には学校の現状をいかに知るかということについては大変大きな努力をしていただいております。

具体的に申し上げますと、これは本市の行政サイドの計画でもありますが、学校訪問を大変繁茂に行っていただきまして、2年に1回、または3年に1回は全校を回っていただく。その回っていただいた中で1日をかけてそれぞれの先生方の授業を見ていただき、そして先生方の会議、学校の会議に参加していただき、直接生の声を聞きながら、その現場の声をもとにそれぞれの教育委員さんとしての立場で以後の教育委員会での御発言などもしていただいているというような方策も取っております。そのようなことで、恐らくは他市、他区に比べて、またはそれに比して、現場の課題につきましては相当中に入り込んだ内容を理解していただいているというふうに思っております。

そのような観点の中で、そのような中で、教育委員会が定例月一度開かれておりますが、御発言いただき、本市の教育行政の決定をしていただいているというふうに理解をしている次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 学校現場には伺っているということですが、しかし、教育委員会が形骸化しているのではないかという質問に、教育委員会を代表する教育委員長ではなく、教育委員会の指揮監督のもとにある教育長が答えるところが、ちょっと腑に落ちないという感じもするんですけれども、昨年度1年間の教育委員会のこの定例会の議案、そして2月の議事録を見ても、今、教育現場で起きている問題が突っ込んで話し合われているという形跡がありません。この1年間の議題を見ましても、ほとんどが人事、任命や囑託や委託、そういう要綱の制定とか事務的な処理しかしておりません、1年間見てみますと。今、だからさまざまな教育現場での問題点を話し合われているという形跡はないわけですね。制度上の制約はあるけれども、できるだけいろいろな立場からの意見が反映される教育委員会をつくるべきではないかと思うわけです。

そして、そのための一つの方策として、教育委員の準公選制の導入ということも考えられるわけですが、一般行政については市長選挙を通して、住民は行政のあり方について直接判断を下すことができますし、選挙があることで行政に対する住民の意識も高まります。情報の提供も行われるわけです。しかし教育行政に関しては、その中心となる教育委員会を構成する教育委員は、議会の同意はありますが、直接住民が参加する形で決められるわけではありません。

さらにその教育委員会についても、臨教審の第2次答申でさえも、「教育の地方分権の精神についての理解、自主性、主体性に欠け、制度として形骸化していたり、活力を失ってしまっているところも少なくない」と指摘をせざるを得ない現状が一般的にはあるわけです。

昨年の議会の中で板垣議員が教育委員の公募という提案をされましたが、これについて森田前市長は、教育委員の公選制の意義を評価した上で、現行の法律のもとでも少しでも教育委員の選考が民主的な手続になるように研究すべき問題であるという趣旨の答弁をされております。教育委員の準公選制ということも含めて、教育委員の選考に当たってどのように民意を反映させるかという問題について答弁をお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 教育委員会の立場といたしまして、教育委員の準公選

制についてお答えを申し上げたいというふうに存じます。

ただいま御指摘のように、教育委員の準公選制については、教育委員候補者を住民の投票により選定しようという試みでございます。その事例といたしましては、昭和55年10月に東京都の中野区で第1回の区民投票が行われたところでございます。この問題につきましては当初から、合法か違法かの問題や、教育の中立性確保の問題など、さまざまな論議があったというふうに承知しております。中野区の準公選制も、現在では廃止になっているところでございます。

教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、議会の同意を得て市長が行うものであります。教育委員会がその部分に対して見解を述べる立場にはないというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 民意を反映させる、教育委員の選考に当たって民意を反映させる方向を持っているかということを知っているわけですね。現在の地方教育行政の仕組みは、教育の地方自治、特に住民自治の観点、すなわち教育行政に住民の声を十分反映しなければならないという点で非常に大きな弱点を持っています。この点では1987年12月に文部省も文部省教育助成局長通知を出し、その中で地域住民の意向の反映に努めることを挙げ、指導を行っているところです。ほかの市では弁護士さんが参加されて、子供の人権という立場から発言をされている例もあります。医者や保健婦、カウンセラーなど幅広い分野に携わる人々の声を反映する、また選考に当たって住民の意思が反映できるようなシステムをぜひ研究していただきたいと思います。

次に、このことと並んで、現在の教育委員会をどのように活性化していくかということも非常に重要になっていると思います。個々の教育委員の方々はそれぞれ熱意を持って取り組まれていると思いますが、ここで言う活性化とは、教育委員会に住民の声を反映させるという意味です。この点では、どうしても今の制度では無理があるわけです。それを補う意味で、教育委員会事務局でも事務の遂行に当たりさまざまな方法で住民の声を反映しようという努力はされているとは思いますが、それはそれとして大切ですが、教育委員の方々が直接学校関係者や父母、地域住民の声を聞ける機会をできるだけ多く持てるように事務局が努力しなければならないのではないかと思います。先ほど学校現場に教育委員の方がいらっしゃっているということをお聞きしましたがけれども、それ以外にこの点について、現在、教育委員の方々が住民の声を聞けるようにどのようなこと

が行われているのか、これをちょっと答弁をお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 現在の教育委員会制度の中で、地域の方々の意見をどのように反映されているかという御質問でございます。先ほど多少、前の質問の中で答弁をさせていただきましたけれども、御指摘のように、地域に根差した教育を進めるためには、常に学校と地域、家庭というものが連携していく必要があろう、そのようには理解しております。

いずれにいたしましても、教育委員会としては、安心して子供を学校に託していただけるよう、保護者、市民との信頼関係を築いていくことは大切なことであるというふうに事務局では認識をしておるところでございます。現在では、日野市の小中学校のPTAの代表の方々と定期的に会合を持ち、いろいろな教育に関する意見交換、交流などを深めるような努力をしているところでございますが、これからもこうした機会を拡大しながら、保護者、市民との話し合いの場の設定の場面を多く持つていくというようなことを事務局としては模索をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） いろいろ模索をしてやっていきたいということだとお聞きいたしました。

教育委員の選考に住民の声を反映させる努力をする、あるいは現在教育委員としてその職務に当たっている方々ができるだけ教育現場の声、住民の声を聞けるようにするということは大変大切ですが、それだけでは不十分であるということは言うまでもありません。そこで、この不十分さを補うのが、いわば直接民主主義の手法とでも言うべきものです。すなわち教育行政に直接住民の声を反映させるというやり方です。しかし、現行法制上、教育行政に直接住民や現場の意思を反映させるシステムはほとんどないわけですから、行政サイドが積極的に取り組むことが大切になります。現在も個々の問題で、先ほど言われましたような、そういう努力はされているわけですが、現在の子供たちに起きている問題の大きさ、深刻さを考えるとき、個々の対応ではやはり解決がつかないのではないかと思います。教員、父母、地域住民の声をより広く、直接教育行政に反映させるためにどのようなことが必要なのかという視点でお尋ねをしていきます。

今、子供たちをめぐる起きている問題を本当に解決していくために、全市的に教育論議が行われ、行政はそこで集約された内容を教育行政に反映していくということがと

でも大切ではないかと思えますし、全市民的な要求なのではないかとも思えます。非常に多くの市民が、本当に今の教育について、そして子供たちについて心配しているわけです。不安や心配、要望など出し合って、すべて出し合って、子供たちが本当に生き生きと育っていける環境をつくるために大人は何をしなければならないのかをともに考えていく。また現在、教育や子供にかかわる団体だけでも相当数になるのではないかと思います。直接教育や子供にかかわる団体でなくても、今の子供たちの問題はすべての大人が真剣に考えていかねばならない問題ですから、そういう団体も含めて、個々ばらばらにではなく、いわば一堂に会して教育論議をする。学校の問題、行政の問題、健康の問題など、総合的に論議を進めていく取り組みが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。いろいろな審議会をつくったりとか、そういうことの取り組みは方向性として持っているのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 時間配分は大丈夫ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）教育長。

○教育長（有元佐興君） 議員御指摘のように、現在、青少年の問題が大変な大きな課題になっているということの認識は十分持っております。これは日野市に限らず全東京都、全国の問題としても同じではないかと思っております。

戦後青少年犯罪の件数から考えましても、4番目のピークが来ているというふうに言われております。この前のピークはたしか昭和58年。そのときに価値観の多様化の問題が社会の背景としてありました。その中で中学生、小学生がいろいろな方面でいろいろな事件を起こし、大人たちを大変困らせ、悩ませたという犯罪件数の問題ではありました。そして、それから約15年たった今、また新たに少年犯罪の件数がここに来て大きくアップしてきた。この問題をどうとらえるかということも、我々大人としては大いに考えなければいけないだろうというふうにも思っております。

この大きな背景は、盛んに、私もそう認識しておりますが、大人も子供も含めた心の荒廃という問題が大きな問題ではなかろうかなというようなことを思っております。先ほどの議員の最初の御質問にありましたバタフライナイフの問題を含めまして、生徒が先生を学校で刺して、その結果先生が亡くなったというような異常事態。そして警官という治安を担当する人へ中学生が襲いかかるといような問題。これは今までにない、また大きな一つの特徴になっているのではなかろうかと。この問題を含めて心の荒廃というようなことを申し上げたわけでありまして、こういうすべての問題につきましても、一つには緊急対策、そして中期対策、そして抜本対策ということを考えなければいけないだろうと思っております。

私の考えでは、最終的には長期対策としては、今、大人の心をどう変えていくかということが最終的に大きな抜本対策になるのではなかろうかなと思っております。そういう点で、今、教育で一番大きな課題は、もちろん学校現場の大きな問題もあるとは認識しておりますが、それ以上に保護者、すなわち親の考え方にどう迫っていくかということが、改めて学校が考えなければいけない大きな課題ではなかろうかなということも思っておりますし、これこそが生涯学習の立場での教育が進めなければいけない一つの施策ではなかろうかなというふうに思っております。

そういう点からも、議員から御指摘いただきましたように、いろいろな大人の層の話聞き、そして大人の層の提言を聞きながら、本市の教育行政をどう進めるかということの姿勢は極めて大事なものであろうかというふうに思っております。その辺につきまして、今後大いに検討してこの問題については対処していきたいと、かように思う次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 市民が草の根からそういう運動を進めていくことはもちろん重要ですが、教育の地方自治に責任を負う教育委員会がイニシアチブを取って全市的に呼びかけていく、市民論議を教育行政に最大限生かしていく、こういう立場が今求められていると思います。この点に関して、2月の教育委員会の定例会の中でも教育長は、「ひのっ子21教育目標策定委員会」を発足させて、1年をかけて検討し、平成11年度から日野の教育の中心に据えたいという発言をされていますが、どのようなメンバーで、具体的に何を検討されようとしているのか、伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 「ひのっ子21」という形のものでの御質問でございます。ただいま御指摘のありました「ひのっ子21」というのは、正式には「ひのっ子教育21策定委員会」という委員会でございます。この委員会につきましては、幼稚園園長、それから小学校の校長、中学校の校長並びに教育委員会事務局職員を中心に18名のメンバーで構成されておりまして、委員長は私、学校教育部長が務めているところでございます。この策定委員会につきましては、日野市の教育委員会としての教育目標を策定するという目的を持って編成された委員会でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 先ほどから地域の声を反映させていくという言葉があったわけ

ですが、今の答弁の中には住民の代表が入っていなかったわけです。日野の教育の中心に据えようという内容であるならば、住民の参加でこれを練り上げていく、これこそ今求められているのではないかと思います。論議の初めから幅広く住民の声を反映させていくという視点がどうしても必要なのではないかと。このような、いわば内輪だけでいろいろ決めていこうという発想そのものの転換が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） このメンバーの中に一般の市民の方が入っていないという御指摘でございます。いずれにいたしましても、教育目標を策定していくという経過の中では、ただいま言いました小中学校の校長の先生、幼稚園の園長の先生方が構成メンバーに入っております。これはそれぞれの教育現場の中においてかかわっております父母とのかかわりの中で、日野の子供たちの今後の生き方、あり様については十分受けとめているというふうに理解しているところでございます。したがって、御指摘のような方々がこのメンバーに入っていないからとして、それが問題になるというふうには理解してございません。

また、この策定委員会の策定経過に当たりましては、市内の民間の有識者やいろいろな方々との交流の場を持ち、市内に住まれているいろいろな分野で活躍されている方々からの御意見もお伺いしながら、そういう機会を持ちながら日野の教育目標を策定していくということでございますので、教育委員会としてはこういう構成の中で十分それはなし遂げられるものと理解しているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 父母の意見を聞いているから、教師がすべて父母や子供のことをわかっているということにはなりません。なぜ広く住民の声を反映することに躊躇するのか。今は積極的という態度では絶対に、そういう姿勢ではないと思います。その理由をお聞かせください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 先ほど申し上げましたように、日野市の教育目標を教育現場、学校教育という一つの枠組みの中での教育方針を定めていくという過程においては、ただいまの構成メンバーで十分その役割が担えるというふうに理解しております。特段の理由はございません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 教育の地方自治に反していると思うんですけども、住民自治の精神にもっと立って、そのような学校現場というのはあくまでも学校の教師だけであるというような立場は本当に問題だと思います。

川崎市では、これは提案なんですけれども、先ほど述べたような全市的な教育論議を実践した貴重な経験を持っています。私が言うまでもなく、教育委員会ではこれを承知されていることと思いますが、市長が市内の学校関係者や子供に直接かかわる団体だけでなく、医師会、商工会など各種40団体に呼びかけて各団体から委員を出してもらい、その委員によって構成される委員会と教育委員会が協力をして、2年間にわたり全市的に教育にかかわる論議を進めてまいりました。その中で5,000人を超える人たちが集会や懇談会で教育についての発言をし、それらをまとめて行政側に提案するということが行われました。その一方で、教育学者を中心にした委員会もつくり、教育学の立場からの議論も行われ、相互に意見を交換しながら、この委員会からも独自に行政に提案をいたしました。本当にすばらしい取り組みだと思います。

この日野市でも、こうした経験に謙虚に学びながら、全市的に今の教育問題を考え、議論して、それを尊重して、教育委員会が教育行政に当たる教育の地方自治を本当に実践する。そしてそのための第一歩として、教育行政に直接責任を負う教育委員会がそういう立場にしっかりと立つことを最後に強く要望いたしまして、教育問題についての質問を終わらせていただきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって14の1、教育の現状と教育行政の果たす役割の質問を終わります。

一般質問14の2、平和問題に取り組む日野市の姿勢の通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

○3番（奥野倫子君） この2番の質問に関しては、これをちょっと全部終わらせる時間がないので、申しわけありませんが、6月議会で質問させていただきたいと思っています。

○副議長（竹ノ上武俊君） 14の2については、ただいま取り下げの話がありましたので、これを取り下げます。

一般質問14の3、交通安全対策の通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

○3番（奥野倫子君） 安全対策についてお伺いいたします。

まず、これは3カ所述べて、これについての安全対策をちょっとしていただきたいと

ということなんですけれども、まず一つ目なんです、万願寺区画整理地域内なんですけれども、道路整備で交通量がふえたこと、また、家がまだ密集していないために見晴らしもよくて、ドライバーが一たん停止をしないことなど、ドライバーのマナーにかかわる理由もあるんですが、交通事故がふえてきております。

それにもかかわらず、一応安全対策の方はおこなわれていて、子供たちの登校、下校の安全が保たれておりません。また公園の整備もおこなわれているため、放課後の子供たちの外遊びが大変心配なわけです。区画整理で地域じゅうが交差点になったわけなんですけれども、区画整理をしたために交通事故が頻発するようになった地点というのが、その万願寺の区画整理の地域内に何か所かあるわけですね。

例えばこの図なんですけれども、こちらに川崎街道がありまして、こちらが都道ですね。ここが高速道路でこっちが浅川という中の一番西の端っことで、この川崎街道に沿って太い道路があるんですけれども、これが日本道で、それでこれが、あとは側道になるんですけれども、区画整理をしたためにこの道幅が同じになってしまって、もう道だらけなわけですから、どれが日本道なのかという区別がつかないわけですね。それで、御存じのように万願寺地区というのは東西に長い地域なので、側道であってもこっちの一直線の方が長いわけです。ですから、都道側からずっと優先道路でここまで来て、ここで日本道だということで一たん停止があるんですね。すっ飛ばしてきて、この川崎街道の前の並行して走っている太い道に出る目標を持ってきた車は、ここでこの太い道路の左右の車のことが気になって、この一たん停止を見落としてしまうんですね。そういう構造的な理由もあるわけです。この地域の多発している理由なんです、それで、一応住民の意見も尊重しながら、例えば優先道路を変えとか、そういうのは警察と協議すればできることだと思いますが、そういう点は至急やっていただきたいということ。

二つ目、あと万願寺区画整理地域の都道を挟んで東側なんですけれども、こちらもやはり万願寺福祉ゾーンのトラックとか、通学路を頻繁にトラックが往来しているんですね。過去、自転車の中学生在がはねられて死亡するという本当に痛ましい事故も起こっています。住民からの要望なんです、せめて登下校中のトラックの運行を見合わせるようなことができないものか。そしてその交通安全対策を何とかできないものかということで要望が上がっております。

これと、あと三つ目。神明三丁目に、日野駅におりていく急な坂道なんです、雨の日に妊婦が滑って転んだということがあったり、お年寄りが駅へ向かう道、どうしてもここをおりなければ駅に向かえないわけですね。ここでとっても危なっかしくて不安だ

と。ここに手すりをつけてほしいという要望があります。で、おり切ったところの道が、駅からの車がすっ飛ばしていくかなり危険な道なものですから、ここに手すりをどうしてもつけてくれという要望があるんですけども、こういう命にかかわる重要な問題ですので、これを何とかしていただきたいということでお願いをしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 万願寺地区の中ということで御質問がございましたけれども、日野警察の方といろいろ内容について確認をさせていただきました。

万願寺地区の中では、事故の特徴といたしまして、特に大きな事故というのはないようでございます。そういう大きい事故はございませんけれども、区画道路での交差点での出会い頭というような事故が多いということでございます。これらの事故原因につきましては、今、御質問の中でもありましたように、基本的な一時停止とか、それから徐行ということで、これらを守っていただければまず問題はないのではないかとということの日野警察の方の担当の方からは確認をさせていただいております。

それから、そういう状況の中で1点目の、現在、区画整理で道路を供用する場合には、日野警察の交通管理者の方と十分協議をしまして、交差点には一時停止等の交通規制を行いながら交通安全の対策を行っているところでございます。そういう中で現在の安全対策については対応しているところでございますけれども、今、御質問のありましたところにつきましては再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、私どもの方も学童の通学のルートにつきましては、やはり事故が起きないようなルートということで、これは教育委員会の方と協議の中でルートが決まっているわけでございますけれども、これらにつきましても今後、交通管理者、それから教育委員会、それから都市整備部の方と一緒に協議しながら再検討させていただきたいというふうに思います。基本的には今の安全対策で、車を運転される方の良識の中で一時停止及び徐行が守られれば大丈夫ではないかというふうに思いますけれども、再度そこらあたりも合わせて検討させていただきたいというふうに思います。

それから2点目のトラックの運行ですけれども、これにつきましても最終的には交通管理者が決める部分でございますので、これらも含めて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 手すりの問題で具体的な場所の提示がございました。神明三丁目、高速道路に沿った市道の坂道ということでございます。この件につきましては、既に他の議員さんからも御要望がございまして、お名前は伏せますけれども、10年度事業で実施をしたいというふうに思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 万願寺の区画整理地域の中で、日野警察から何も問題がないというような発言だったと思いますが、私はまるで違うことを警察からお聞きしたので、この質問をさせていただいているんです。

あの地域の、先ほど申しましたのは西の外れでしたが、東の外れの交差点ではスクールバスとタクシーが衝突をして、園児が危うくけが人が出るような事故が起こっているんですね。一步間違えば死傷者が出たような事件が実際に起こっているんです。そのときにも警察は、これは構造上の問題だから、ちゃんとしっかりと市に要請を下さいということで、地域の住民の方は何度も要請に行っているんです。それがなかなかいつまでたってももちが明かないということでこの要望が寄せられているわけですから、そういうのはやっぱり区画整理の地域というのは今は家が建っていないですけれども、これから建って行って見晴らしも悪くなれば、当然これが、交通事故がふえていく地域なわけですから、そういう警察が安全だからということではなくて、先を見越したそういう交通安全対策を今のうちからやっていただきたいと、そういうことを要望しております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって14の3、交通安全対策の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時05分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の1、介護保険導入に向けた準備の状況と問題点、課題について問うの通告質問者、森田美津雄君の質問を許します。

〔13番議員 登壇〕

○13番（森田美津雄君） それでは始めさせていただきます。既にこの介護保険導入に

向けての課題については、予算委員会の質疑、あるいは一般質問でも多くの方が取り上げられまして、実りの多い討論をされたところですが、いま一度確認しておくべきことを含めて、なるべく今までの質疑と重複しないように配慮しつつ質問させていただきます。

少子高齢化が進む中で、高齢者の介護をめぐる状況は極めて深刻化しつつあります。地域の住民にとっても最も身近な基礎自治体として市民福祉の向上を最前線で担っている市町村にとっても、高齢化への対応というのは現在では最も重要かつ緊急を要する行政課題の一つではないかというふうに思うわけです。

そういう中で、昨年12月9日、まだ記憶の新しいところですが、介護保険法が成立をいたしました。自治体にとって、住民に信頼されるものとして円滑に制度を実施していくためには、介護基盤の整備を図っていくことはもちろんでありますけれども、事務処理システムの開発、あるいは要介護認定の体制の確保等々、さまざまな課題がまだ残されているところであります。さらに被保険者の負担、これはまた最も私どもの切実な興味のあるところですが、これについての問題もあります。

介護給付の開始は2000年の4月、平成12年の4月ということですが、それに先立って介護認定の開始が平成11年の10月からとされています。約1年半の間にこうした課題を解決して実施体制の整備に努めなくてはならないということになるわけです。

自治体は円滑な制度実施に向けて何をいつまでに準備していくことが必要か、こういうことに関しても大変苦慮されていることが、先立つ質問でも明らかになったところですが、しかし、そうは言っても、この12年の4月実施ということになりますと、準備は急がなくてはならない。時間との競争があるわけでありまして。

そこでお聞きしておきますけれども、準備は相当進んできたというふうに思うわけですが、その過程での問題点、あるいは課題について、今後の見通しとも合わせて伺っておきたいと思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 介護保険導入に向けての準備等につきましてお答えをさせていただきます。

昨年の11月に介護保険の担当の主幹を置きまして、老人福祉課とともに諸準備に取り組んでいるところでございます。法案成立後、いまだもって政省令で定める項目の内容が提示されていないものが多数ございます。

そのような中で、制度の根本となります被保険者の現状把握に努めまして、個人台帳

の作成、それから要介護者の援助計画の作成に取り組んでおるところでございます。在宅サービスの基本となりますホームヘルパーの派遣事業も、平成10年度から事業費補助方式を導入をいたしまして、保険制度にスムーズに移行できるよう準備実施をしておるところでございます。また、新年度予算でも御説明をさせていただきましたけれども、24時間巡回型のホームヘルプサービス事業、それから介護支援センターの設置も保険制度の中では欠くことのできない事業でございます、10年度から取り組んでまいりましてでございます。

今後、保険者である市町村が準備をしていかなければならない事務といたしましては、事務処理システムの開発、要介護認定の体制づくり、介護保険事業計画の策定などが基本となりますが、それに附属する事務といたしまして、保険者の資格管理、介護認定審査会の設置、保険給付事務、ケアプランの作成、保険福祉事業の実施、保険料の賦課徴収事務、条例・規則等の制定、特別会計の設置、これらを限られた期間の中で準備をしていかなければならないわけでございます。

体制といたしましては、組織改正によりまして新たに設置されます介護保険準備室を中心といたしましてプロジェクトチームを発足させ、それぞれの分野に専門部会を置きまして具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 今伺っただけでも本当にたくさんの事柄を処理していかなくってはならないということになるわけですけれども、とりわけ保険者である市町村が準備をしなくてはならない急務というのは幾つかに分かれるというふうに思うわけです。その中で第1点として挙げられました事務処理システムの開発について、少し伺っておきたいというふうに思います。

このシステムの開発、あるいは準備ということは、相当市の方でも苦慮されていることの一つだというふうに聞いているわけですけれども、自治体の内部だけではなくて、関係機関とのスムーズな情報の連携ということが介護保険の運営にとっては極めて不可欠なことになるということからすれば、今おっしゃった事務処理システム、電算システムということだと思いますけれども、この開発をきちんとしていかなくتهはいけない。

その準備作業についてですけれども、これは私も詳しく知っているわけではないし、理解しているわけではないんですが、要介護度、あるいはサービスの種類ごとの給付の上限というものが決まる介護保険では、要介護認定を行う市町村、あるいはケアプラン

を立てるケアマネージャーとか、各サービス提携機関と審査支払いを行う国保連というものと情報の連携を緊密に取っていかなくてはならないと。ある意味ではこの電算システムというものが、初めにシステムありきというほどに言われるほどだということだというふうに思うわけですが、大切な要介護認定も実はこのコンピューターを使うというようなことも合わせますと、相当精度が高く、しかも公平な判断が出せるものというようなものが開発をされるということが必要だということになろうかと思うんです。実際これから時間と競争する中で、このコンピューターを独自に開発していくのかどうか、あるいは委託をするのかどうかという、この決断が私は迫られているんだというふうに思うわけですね。

お聞きしたところによれば、横浜市は、確かに独自開発コストはかかるけれども、既に導入している住民基本台帳システムや福祉情報システムなどの整合性が図りやすいと。あるいはプライバシー保護条例があって、個人情報の開示にナーバスな事態の場合も、共同電算処理というよりはこの方がいいんじゃないかというような判断を加えながら、独自開発をします。あるいは、5億円とも7億円とも言われている開発費用がかかるので、自治体が共同して共同開発のシステムを組むということがどうかというような、そういう論議もなされていると思うんですけれども、この電算システム整備への取り組みについて、どのようなシステムで対応しようとしているのか。今の段階での考え方といますか、それをぜひお聞かせしていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 電算システムの件でございますが、お話にもございましたように、介護保険制度の事務処理に当たりましては、電算事務処理システムの開発が前提でございます。2000年スタート時に65歳以上の第1号被保険者が2万4,000人、それから40歳から64歳までの第2号被保険者5万9,000人が想定をされておりますので、これら対象人員からいっても電算処理システムは欠かせないというふうに考えております。

システムの開発についてでございますが、共同開発と独自開発とが想定されるわけでございますけれども、独自開発には相当なコストと時間もかかるというふうに思われます。また、SEの確保と現状システムの完成度にも大きく影響をいたします。各団体ともどちらの方法を取るか検討中のところが多いところでございますけれども、お話にもございましたように、横浜市は独自開発を決めたというふうに聞いております。

共同開発で行う場合の介護保険システムのパッケージソフトも、開発費用は、これもお話がございましたが、5億円から7億円ぐらいかかるというふうに言われております。

現在同機種を導入しております16市町村でつくる東京都市町村情報処理連絡会というのがございまして、ここで検討をしているところでございますが、共同開発した介護保険システムのパッケージソフトを使用したとしましても、現行システムとの整合性を図る必要がございますので、システム修正に相当な費用と時間がかかるものというふうに思われます。また、介護報酬請求の審査支払事務は、各都道府県に設置されます国保連合会へ委託することとされていますが、制度の詳細が決まらないために開発が進まない状況でございます。

いずれにいたしましても、早い時期に各市等の状況も踏まえつつ決定をしていかなければならないと。現在ではこんなふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） このシステムをどうするかということは、なかなか担当されている方たちだけでは決断はしづらいといえますか、大きな決断を伴うというふうに思うんですけども、現段階でいろいろな情報を市長は得ておられると思うんですけども、これは決断がやっぱり必要だろうという気がするんですね。

特に、これから政省令を含めていろいろな制度が固まるというときが順次来るわけですが、それを待っていますと、もちろん中身についてはその制度が固まってこないと組めないということはあると思うんですけども、こちらでいくというふうな形はやはり決めておく必要があるんじゃないか。これはできるだけ早く決断しておく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

この間、日野市も相当福祉面では多様な取り組みをしているということがありますし、そういう独自性を生かすというような点でも、私は可能な限りこのシステムを独自で開発するというような意欲を持って決断をしていく、つまり方向を決めていくということが必要であるというふうに思うところなんですけれども、市長、今、即断をされることは難しいかもしれませんが、現段階での率直なお気持ちを聞かせておいていただければというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 公的介護保険制度が始まることについてのいろいろな不安があったり、まだ見えない部分がたくさんあるわけではありますが、そういう中で、中身はともかくとして、今、質問をされておりますシステム化、コンピューターソフトの問題であります。これについては準備を始めなければいけないという認識は、私も実は市長就

任当初から持っておりまして、前々から申し上げておりますように、今、日野市役所の庁内のコンピューターシステムが非常にばらばらでありまして、これをそっくり伸ばしていくというような方式はできないわけですね。新たにこの介護保険に対応するためのシステムをこれからつくり出さなければいけないという状況にあります。

そういう中で、共同開発ということももちろん視野にあるわけですが、コンピューター関係で先行している各市と日野市が歩調が合わないという面があります。既にあるところまでもうやっているというところもあるわけございまして、そうなってくると、後発している日野市としては独自に開発をせざるを得ないということで、実はことしに入りまして、担当の、特に若い職員、コンピューターをしっかりと動かせる若い職員とは何度も何度もヒアリングを行い、彼らの案を出していただき、具体的には3案ぐらいを今出していただいて、その中で結論づけを今急いでおります。おおむね今、議員御指摘の中には5億円とか7億円とかというようなお話がありますが、トータルに先々そのシステムをもって全庁的なコンピューターネットワークのシステムに結びつけるには、多分15億円ぐらいかかるであろうというふうに私は今、想定をしております。当面、介護保険が始まるまでに、介護保険についてのシステムをまず先行的につくり上げ、それを後から、今ある年金とか保険とか税務とか、そういうところのシステムにリンクさせていくといえますか、そちらをリンクさせるわけですが、そういう形で、今かなり細かいシュミレーションといえますか、それをつくってやっているわけございまして、もう間もなく具体的な結論を出すわけです。

実は、この議会終了後、早速東京都の方に行って、そのことについて果たして起債が受けられるのかどうか具体的に聞いてこようかなと思っていますが、事務段階ではちょっと起債は無理のようでありまして、ハード面では起債が受けられますけれども、ソフトという面になりますと、今の起債システムというのはだめなんですね。そんなこともあるんですが、一応私が顔を出して、何とか我が市の場合にはこういう面でおくれているので取り返したいということもあるからということでは言ってみたくと思っています。

ともかく、内部ではいろいろな案を出し合って検討しており、今ここで具体的にこれだということは申し上げられませんけれども、かなり煮詰まった状況に今あるということだけは申し上げておきたいと思えます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。ニュアンスからしますと、独自開発という方向に少し重点を移して検討されているというような感触を受けました。

私は、電算システム自体の取り組みが他市と比べて後発的かどうかという評価がございませけれども、そういう、だから独自で開発するしかないというようなことだけではなくて、それを積極的に転化して、むしろその中で市の独自性といいますか、そういうものをきちんと市民と向き合う福祉のありようということを含めて取り組んでいただければありがたいというふうに思うところであります。この点はこれで終わらせていただきます。

次に、要介護認定業務についてお伺いしておきたいというふうに思うわけです。これもなかなか大変な問題を含んでいるというふうに思うわけですが、私どもが実際に介護サービスを受けたいというふうに思ったときには、手順としては市の窓口申請をします。そうすると市の職員の方が自宅を訪問されまして、食事や入浴など日常生活の動作を中心に、これは74項目だというふうに伺っているんですけども、聞き取り調査をしてマークシート方式の全国統一の調査票に書き込むと、で、調査票がコンピューター処理されて、自立、要支援、そして要介護が1から5段階までですか、計七つの判定をします。

この第1次判定があって、そしてそのコンピューターによる判定結果と主治医の意見書をもとにして、これから設置されます保険・医療・福祉の専門家らで構成する市の介護認定審査会が協議をして最終的な判定を決めるんだと。これを第2次判定というふうに言って、これで決まって、あとは介護が必要な場合には、介護支援専門員としてのケアマネージャーと相談しながら具体的なサービスの利用計画を作成していくんだという手順になるというふうにお伺いしているんですけども、しかし、この認定をめぐることは本当に、今も既に厚生省のモデルケースとしての事業が行われていますけれども、今年度は日野でも100ケースですか、行われるということですが、今までのモデル事業ではっきりしてきたことというのは、このコンピューターによる第1次判定と、それから介護認定審査会による第2次判定の、この判定のずれが非常に大きいと。

それは多少克服されたと。調査項目をふやしたりすることによって克服の途にはあるんですけども、しかし、それにしても大きいという点が大きくクローズアップされていますね。それに対して、このずれをどういうふうに克服していくのかということは大変大きな意味合いが私はあるというふうに思うんですね。これを今データとしてお持ちになっていると思いますけれども、どういうふうに克服するかという点についての率直なお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 要介護認定の認定にかかわる第1次、第2次の判定の差といえますか、でございますけれども、お話にもございましたが、コンピューターによります第1次判定と、それからかかりつけ医の意見書並びに調査員の特記事項、これらを加味した第2次判定が行われるわけでございまして、そういう状況でございますが、今までのモデル事業についての状況をお話をさせていただきますと、平成8年度と9年度に全国でモデル事業を実施をしておりますが、その結果でございますけれども、平成8年度におきましては、第1次判定の変更率が36.5%ということございました。それから9年度のモデル事業では24.4%ということになってございます。それだけの判定の差が生じているということでございます。

これらの結果を踏まえまして、平成10年度では第1次判定に用いる調査項目を74項目にして、すべての市町村でモデル事業を行うこととなっております。第1次判定につきましてはコンピューターで行うことから、どのようなクロス集計によって判断されるか不明でありまして、文字どおりブラックボックスと言われている状況でございます。74項目のうち、どういう項目、何通りの組み合わせといえますか、そういうことによって介護度が決められるということでございます。

それから、2000年までにこれらの誤差を修正していくということになるわけですが、いわゆる申しあげましたブラックボックスに市町村の判断といえますか、意見を反映させることは、現状では難しい状況にあらうかというふうに思います。

また、日本医師会の情報でございますけれども、医師会では現状の厚生省基準そのものを問題としておりまして、新たな判定基準をつくり、提案をしまいるというようなことを聞いております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。この第1次判定と第2次判定の誤差というのは相当あるということがわかるわけですが、この原因といえますか、それは一つはコンピューターで行うわけですから、その中をどういう条件とどういう条件があったときにこういう結果が出るというのがなかなか予想しづらい。ブラックボックスという表現をされましたけれども、私はなかなかこれは本当に難しいなという気がするんですね。

克服の道が何かあるのかということになりますと、これは本当に難しいことだろうと。この数値、誤差を相当縮めたとしても、しかし、言ってみれば介護を受けるか受けない

か、それからどの程度の介護を受けるかということが極めて切実なだけに、相当混乱を生じるのではないかと。不服があったときには都道府県の介護保険審査会に不服申し立てをする道があるというわけですがけれども、先行したドイツでも相当な、この判定の不公平だということをめぐって訴訟にまで持ち込まれているということがありますように、この点は非常に私は、何とか手立てを講じておかななくてはいけないというふうに思うんです。

さらに、その第1次判定と第2次判定の誤差ということもありますけれども、お聞きしますと、この審査会、介護認定審査会の審査が実際どれぐらい本当に状態を考えてできるかということになりますと、判定しなくてはいけない数からしましても、今の段階のモデル事業の中では1ケース五、六分というようなことを伺っているところですね。そうしますと、これは本当に状態の把握から、それから要介護の認定までの程度を分けていくということ自体が、これは不可能に近いんじゃないかというような気がするわけですね。そこで、どうしても勢いコンピューターの判断したところにはほぼ合わせるような形のことが、実務的には運用上起こってくるのではないかなという気がするんです。

さらに、そうしますと、第1次判定そのものの精度を上げていくということがとても必要になるわけですがけれども、つまり入口の調査票をどう作成するかというあたりが非常に大きなウェートを占めてくるのではないかと思うんです。

このことに関して、ことしの2月15日、朝日新聞の朝刊ですけれども、札幌の定山溪病院というんですか、ここでこのことを、第1次判定そのものについて調査をしてみたというデータがあるんですけれども、昨年、要介護認定について厚生省が実施したモデル事業と同じ調査票を使いながら、全く別の形の調査を試行したと。厚生省モデル事業ではお年寄り1人について1人の調査員が調査に当たったということに対して、ここでは、同病院での調査は1人のお年寄りを職種の違う12人の調査員で調査してみた。調査対象というのは同病院の入院患者366人から無作為に抽出した93人のお年寄り。その結果、12人の調査員全員の判定が一致したのは全体のわずか16%だったと。15人だったと。残る84%の78人については、判定が一致したのは調査員11人から5人と、こうばらついたと。中には認定ランクが「自立」から「要介護の3」のランクですね。ここまで四つのランクに分かれたお年寄りもあったと。要介護のランク3というのは、在宅で月額21万円から27万円までのサービスを受けられると。自己負担が2万1,000円から2万7,000円ということですがけれども、しかし自立だったら、これは介護保険による介護サービスは一切受けられないということになるわけですね。雲泥の差を生むというだけに、

認定という関門の公平さ、あるいはその公正さということが不可欠になるというふうなことを発表しているわけです。

これはいろいろこの中にも例が挙げられているんですけども、その中で少し興味を引いたのは、状態の差は歴然とするはずなのに、なぜその認定調査では大きなばらつきが出たのかということに関して、2人の看護婦さんがお話しになっているんですけども、いつも接している患者さんなら調査しやすいけれども、初対面のお年寄りの動作を短時間で調査するのは至難だということを口をそろえて言っておられるわけですね。

ですから、やはり私はこの調査票、コンピューターにかける前の調査票が本当に大きな意味を持ちながら、この調査票の作成について軽視してしまうと——軽視ということはないでしょうけれども、相当注意してやらないと、結果として判定結果のばらつきといいますか、その不公平や不公正さというものを感じるような結果を生んでしまうのではないかというように思うんです。

ですから私は、まず入口としてのここについて、中立性を身につける、あるいは専門的な知識というものを十分身につける研修なり、あるいは教育なりがやはり不可欠だろうというふうに思うわけです。74項目の調査票というマークシートに書いていくのも、イエスカノーかで書いていくわけですね。そうしますと、そのときはこうだったとか、このときはこうだったとか、いろいろ出てくると同時に、お年寄りの状態自体がなかなか安定しないということもあったりして、しかも1時間ぐらいの面接調査ということになれば、なかなかふだんの状態を把握していくということ自体も難しいだろうと。だからそれを読み取っていくということの一つはいかに訓練しておくかということが、結局その後の自立から要介護までの7段階、7種類の振り分けにとってみると決定的な意味を持つのではないかなというふうに思うわけです。

感想をちょっと伺いたいわけですけども、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 要介護の認定につきましては、お話がございましたように公平性の確保が大原則であるというふうに考えております。コンピューターの導入も、人的思考を排除するというような意味合いもあろうかというふうに思いますけれども、それを入力する調査票は調査員が作成するわけでございまして、お話の中にございましたように、調査票の作成、調査員の要介護者、サービス受給者を見る目と申しますか、そういったものを研修等の中で十分習得をし、実際の調査に当たるようにしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） この介護認定の開始が11年の10月からだとしますと、それまでに訓練された調査員をきちんと用意していくということは不可欠になってくるわけですね。その手順といいたいまいしょうか、その準備が間に合うかどうかということになりますと、相当いろいろなことをお考えだと思えますけれども、私は本当にこれは第1次判定が、ずっといろいろ見てみますと、結局第1次判定が最もそれからの給付の中身を決めてしまうということについて大きな要素になろうと。あるいは極端に言えば決定的になるかなという感じがするんですね。ですから、この調査段階の調査そのものの妥当性といえますか、公平性といえますか、見抜いてきちんとそれを抽出していくという、そのことについては相当やっぱり神経を配って、しかも相当エネルギーに用意していかなければいけないというふうに思うわけです。これは研究していけばいくほどそういうふうな気持ちを強めるわけですが、多分担当の方はもっともこの点は厳しく、あるいは心配もされながら見ておられるというふうに思うんですが、これからスタートに向けて、この調査員を実際にニーズに従ったものを用意していくことはできるんでしょうかね。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 先ほども申しあげましたけれども、国でモデル事業を実施をし、その結果によって、平成9年におきましては前年よりもその乖離が狭まってきておるわけでございまして、また10年もモデル事業を実施しておらない団体はすべて実施をするようになるわけでございまして、そういう中から第1次と第2次の判定の差が縮まっていくようなことに、そういう取り組みをしまっているということございまして、またそういう中からも個々の調査員の育成といえますか、研修等についても一定の指導があるように考えておりますので、いずれにいたしましても重要なポイントでございますので、十分注意をして進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 通告では第1次判定と第2次判定のばらつきの克服というようなことを一つテーマとしてお渡ししましたけれども、やはり今お話ししましたように、第1次判定そのものをどう我々がしっかりとらえ得るかということは、それから先を大きく決めていくということになりかねないという事柄でありますので、ぜひこの点に

については、調査員の数もそうですけれども、調査員の方々の研修を含めたものを徹底してやっていただくということが、これからのやはりこの制度を実施したときの意味を大きく分けていくということに影響を与えるというふうに思いますので、ぜひそこは、これ以上お話しすることはできませんけれども、やっていただきたいというふうに思うところです。

それからもう1点、大きな問題は、このサービス基盤の整備との関係において、その介護サービスの量、メニューとの関係で、認定の段階でそれとの見合いで認定そのものが影響を受けてしまわないかと、こういう恐れもあるわけですね。資源的に十分あれば、それはかなり自由な選択ができるということになりますけれども、しかし、そういうことが前提に不足感があれば、認定の段階そのもので、本来は必要だけでも、この認定は難しいということ判断せざるを得ないというようなことで影響を受けるのではないかと。この点について伺っておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 介護サービスの提供できる量と認定との関係でございますけれども、実際にサービス量が豊富なといいますか、十分な自治体とそうでない自治体が出てくる可能性がございます。そういう中では、不足している団体では、十分な本人が希望する自由な選択の幅が少なくなるということは十分考えられるわけでございます。しかし、その認定そのものとサービスを提供する基盤整備は基本的に別の事柄でございますので、危惧されることはわかりますけれども、基本的には認定はそのサービス基盤等との関連はなく認定がされていかなければならない、こういうふうに思います。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ぜひこれはそういうことが起こらないように、整備の点でも十分なものをつくっていくということも大前提になろうかと思っておりますので、頑張ってくださいというふうに思います。

それから私たち、特に高齢者の方が最も今心配なさっているのは、あるいは不安に思っておられるのは、介護保険料をどのようにどれぐらい支払うのかと。私だけではなくて、最近はいろいろな場面で具体的に聞かれることがふえてきたのではないかとこのように思うんですけれども、この被保険者の負担ということで、まずは保険料というものがあるわけですが、介護保険というのはすべての高齢者、65歳以上の方が第1号被保険者と。40歳から64歳までが第2号被保険者ということで、いずれにしても高齢者の方

にとっては、すべての高齢者が必ず保険料を払うということになるわけですが、低所得の世帯でも、これは保険料というのは免れないわけですね。

第1号被保険者については、これは17%ですか。第2号被保険者で33%で、公費で50%。国が25%、都道府県12.5%、市町村12.5%という割合になるというふうに我々の知るところなんですけれども、この65歳以上の方たち、被保険者の保険料の徴収について、このうち12%の方たちは、支給される年金から保険料が天引きされるというふうになるわけですが、支給される年金額が低いために年金から徴収しないで、国保と同じように納付月に自分で納付するという、これの対象になる方たちが5%だというふうに想定されているわけですが、この保険料の未納というのは予測を、今、既にされているわけですが、実際に未納者が出やすい年金額の少ない人の直接徴収というのは、そうであっても市町村がこれをやらなくてはいけないと。厳しい徴収をしなくちゃいけないというね。運営する保険者でありますからしょうがないわけですが、それに対して弾力的な法律上の措置というものが予定されていないわけですね。

ましてや、未加入の方には介護保険そのものの給付ができないと。これは本当につらい立場に市町村は立つわけで、現実に介護の必要な人を放置するということは、自治体の基本的な義務といえますか、そういうことからしても非常に厳しいと。そうした意味でも、この介護保険は市町村に冷酷な役割を負わせているわけですが、さらに介護保険の範囲でどの程度のサービスができるかということ、この間もずっと論議されてきましたけれども、どうしてもこのサービスでは足りないわけですし、議論がありますようにサービスの上乗せとか、あるいは横出しというものがどうしても必要だということになるかと思うんですね。

そういう横出し等をした場合に、もちろん市町村はできますよと。特別給付できますよというふうな法になっているわけですが、しかし、実際やったらすれば、これは原則として第1号被保険者の保険料にはね返る仕組みがまた一方であるわけですね。そうすれば、予定されている第1号被保険者の保険料というのは2,500円では到底おさまらないわけで、私これは資料をいただきまして、自治調査会がこの点についてかなり突っ込んだことを研究した、その結果を緊急報告でまとめているんですね。これはかなり大部なものなんですけれども、これをコンパクトに、これぐらいの厚さのものにまとめているわけですが、コンパクトにした「自治調査会ニュース」という中にあるんですが、これによりまして、家族の介護力に依拠せずに、ひとり暮らしでも安心して在宅生活が継続できて、家族は要介護者等のメンタルヘルスに専念できるというような、

私たちが一番想定し、望むような形を考えていったときに、どうもこの厚生省が言っているような、予定しているようなものでおさまるといことは考えられないと。少なくともその1.4倍から1.5倍、これくらいはどうしてもかかるだろうと。先日の市長の御答弁の中でも8,000円とか1万幾らというお話もございましたけれどもね。

特に東京都の市町村の場合、日野市なんかは福祉では、評価は分かれるかもしれませんが、しかし一般的に我々が評価するところでは、福祉の水準というのは高いですよ。言ってみれば、この横出しという部分は、想定されるものからすれば、先日の佐瀬議員の質疑の中にもありましたように、あの給食サービスなんかも含めると相当あるというふうになると、結局この介護保険がスタートをされれば、現行のサービス水準が、その2,500円の保険料ということからすれば、全く枠の外に出てしまうということが想定されるわけですね。だからと言って市町村独自の負担として第1号被保険者の負担にそのままはね返らせるということになれば、これは大変なことになると。8,000円とも1万円を超えるとも言われているんですね。それを一体どうするかということ。切り捨てていくということとはできないと私は思うわけですが、それを一体どうするのかということ。これもどの程度のことが起こるかかわからないけれども、しかし、やはり私は決断しておかなくてははいけないと。

市が決断すると同時に、もう一つは、いろいろな市町村の協議の場もあろうかと思うんですけども、保険料としてそれを上乘せするのは無理だということをはっきり私は断言していかないとはいけないと思うんですよ。この介護保険がスタートすることによって、国は2000年スタート時に5,000億円ぐらいですか、今までの分を持ち出さなくていいんだというようなことを想定していると。東京都も市も保険スタートによって多少そういう影響を受けるわけですが、私はこの点については、提案なんですけれども、その第1号被保険者の負担となる費用のうち、少なくとも半分、できれば半分以上と言いたいわけですが、これは公費負担とすると。その多くをやはり国が持つということ、ぜひ法改正を含めて市長会等々でも提案していただきたいですね。多分、武蔵野市長なんかはそういうお気持ちを持っておられると思うんですけどもね。そうしないと、これはスタート時点でも、私は実際は2,500円というのは無理ではないかというふうに思います。多分、実務担当者の方たちもそのように思っておられるんじゃないかというふうに私は思うんですね。

実際それがこのままスタートしてしまいますと、条例でこの保険料は決定することになっているわけでしょう。そうすると、サービス水準を落とさないでそれに伴う保険料

を決定することになれば、これはやはり、戻りますけれども、8,000円とかそういうことにならざるを得ないと。せんだっての佐瀬さんの給食サービスなんか、これも第1号被保険者の負担だということになれば、それはそういうことになる。だから、ここはどうしても政策判断といいますか、それを加えた上で、国に対してもはっきりとその検討の結果と、それから負担の能力といいますか、そういうことを合わせて進言していく必要があるというふうに私は思うところなんです。この点、市長にぜひ御見解を伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　介護保険の数多くの問題点の中で幾つか御指摘をいただいているわけでございます。これまでも数多くの議員の皆さんにこの問題についてはいろいろ御質問をいただき、あるいは強い要望をいただいているところであります。

そういう中で、何ていうんでしょうね、大変なことですよというふうな答え方をこれまでできておまして、それでは余り希望がないじゃないかというふうな御指摘もいただいているわけでありますが、実際、今、恐らく森田議員質問をされておられて、あるいはそれをいろいろお調べになった感触とすれば、えらい制度が始まったなという認識を御本人がお持ちではないかなと私は思っています。

ですから、私は市長就任以来、この問題についてはもう通ってしまった法律でありますけれども、あれで本当にいいんですかということ、特に東京都内の各市長会の皆さんと一緒に声を上げてきたところです。

国会を法律が通ったときにも附帯決議がつくというようなことはありましたけれども、ただ、非常に残念だったことは、今、質問にありましたようないろいろな認定の問題、保険料の問題、かなり具体的な問題が法律で規定をされていないということなんです。これはとても恐ろしい問題でありまして、政府あるいは厚生省が自由に判断をできるということになります。それを各自治体がそのとおり条例をつくりなさいというようなことになります。そうなりますと、今、私どもが一番恐れておりますのは、保険料を低く抑えた場合には、これから介護保険の中に入ってくるサービスの量がふえないどころか、今まで私ども日野市でやっているかなりの高齢者福祉等のサービスが保険の枠外に出してしまうと。

それについてどうするかということでございますが、それについて全く財政的な裏づけといいますか、国や都からの財政的な裏づけということについては、まさに規定がないわけございまして、そうなってくると、財政力のある自治体は一生懸命頑張ってそ

の面の福祉、あるいは介護のサービスをしましよと。そうでないところは国の政令なり省令なりのとおりの形でいきますよというふうなことになってくる。前にも申し上げましたように、そうなると介護移民ではないけれども、そういうことすら起こってくるのではないかなというふうな心配もしているところでありまして、先ほど認定の問題もお話しになりましたけれども、確かに国のモデルケースで、例えば長野県の飯田市の近隣の、これは事務組合じゃありません。何とか幾つかの市町村が一緒になって、大体20万人弱規模の人口圏を想定をして、この介護の認定の問題についてやったところが、やはり調査員を一生懸命講習会をやったりするんだけれども、地域差があったり個人差があったりして、全く認定の統一的なランクといいますか、それがそもそも1本にならないとか、そういうことがあって、非常にばらつきがあって困ったということが具体的に報告を、私も見ております。

そんなこともありまして、かなりこの制度はこれからも議員御指摘のとおり、市長会のもとより幅広いところから国や厚生省の方に強い現場からの声として持ち上げていって、できるだけ現在私ども自治体で一生懸命頑張っている高齢者のサービスが低下をしないように、あるいは市民一人一人の負担が余りふえないような方向を探っていかなければいけない。こういう点については全く共通の認識であります、あくまでも国が、あるいは国会がどういう方向を示し、そして政府がどういう判断をするかということはまだこれからでございます。そういう意味で非常に悩んでいるところでありまして、少しでもこういった声が反映できるように引き続き努力をしていきたい。市長会としても法案が通った後、ことし1月になっても、また改めて市長会長名でいろいろな要望を強く出しているところでありまして、引き続き頑張っていきたいというふうに思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。ぜひ市民を守るためにも強い意志をもって働きかけを続けていただきたいというふうに思うところです。

この負担に関しては、この保険料もそうですけれども、サービスの利用ごとに1割の定率負担ということがあるわけですしけれども、この1割の定率負担というのを考えますと、例えば認定自体で20万円のサービスを受けるということが決まると、2万円の自己負担ということになるわけですね。そうすると、その保険料を払って、確かに申請をして要介護認定を受けて20万円の給付が決まったというふうにしても、そのケアマネージャーと相談しながら、いや、私は定率の1割負担、これはしんどいから10万円の

サービスでいいというようなことというのは十分起こってくるんじゃないか。つまり、みずからがサービスを抑制するということが頻繁に起こるのではないかなという気がするんです。そういう場面が出てくると思うんですね。

本来ならばそういうときに、支払いそのものがきついということになれば、貸付制度とかいろいろ、あるいは自治体はその段で判断を下せば、いろいろなことが可能だと思うんですけれども、この介護保険で予定しているのは、そういうことは予定していませんね、中身としてはね。そうすると、こういう場面が起こってきたときに、少し細かいことになるかもしれませんが、どんなふうに対処していくかということはいかがでしょうかね。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 利用者負担の件で、その1割の負担が非常に困難であるという状況の場合でございますが、仮に生活保護ということでありましたら、生活保護の中に介護扶助という項目が新設をされまして、そこで医療扶助と同様の現物給付の形でサービスを受けることが可能でございますが、生保でなくても負担をきつく感ずる状況もあろうかと思うわけですが、このことにつきましては、先ほど市長の方からも国への要望等のお話ございましたけれども、全国市長会におきましても利用者負担における低所得者対策の検討ということで要望決議を上げてございます。また、東京都としても同様でございます。

現行では、一定の事由の場合には負担の軽減を図るということになってございますけれども、その詳細につきましては明らかにされていない状況でございますので、今後それらのことも明らかにされてくることというふうに思いますけれども、低所得者の対策ということは今後の明らかにされていく中でも重要な課題だというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 切実な課題ですので、ぜひ引き続き研究していただきたい。それから決断すべきときに決断して、あるいは何かいいアイデアがあれば、私どもも提案をしてみたいと思いますが、いろいろと検討していただきたいというふうに思います。

今、いろいろと伺ってききましたけれども、介護保険における市町村の基本的な任務として、直接的なサービス供給主体から、私はこの介護保険がスタートしますと、地域福祉の全体的な総合調整の主体としての役割が大きくなっていくと思うんですね。実際の

感じ方としては、保険料を含めた徴収機関のようなことを負わされるわけですが、しかし民間のいろいろな業種がこれに参入したりすれば、やはりその福祉の水準をきちんと守っていくというためにも、福祉行政における地方自治と市民自治の実現というテーマはやはり避けることはできない、今まで以上に大きなテーマになろうかというふうに思うんです。そういうことを考えますと、ぜひ本当にこれは市民を守るためにもしっかりと行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それからさらに、この市民参加システムということで、市町村が保険者となる公的制度であるわけですし、利用者である地域住民に与える影響というのは本当に大きいわけですから、その制度の、これから条例の制定とか、あるいは事業計画等の作成が待っているわけですが、この作成段階、あるいは運営実施の段階、私はすべてに、この間も質疑の中で出されましたけれども、広く市民参加を取り入れる仕組み、これは絶対にきちんと見えるものにしていただきたいというふうに思っております。

さらに、附属機関としての介護保険運営協議会、あるいはこの前も提案がありましたオンブズマン制度、こうしたものをぜひ考案をしていただきたいというふうに要望して、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって15の1、介護保険導入に向けた準備の状況と問題点、課題について問うの質問を終わります。

一般質問15の2、切実な要求としての延長保育等、保育行政をめぐる諸課題について問うの通告質問者、森田美津雄君の質問を許します。

○13番（森田美津雄君） 馬場市長の今議会での冒頭の所信表明で、きょうも広報が市民に配られたところですが、当面する行政課題ということで、「子育て支援のまちづくり」というくくりで、近い将来、市政の一番の課題は少子対策になると考えていると。子供がいなくなったら国やまちはつぶれるというお話がございました。極めて私はわかりやすい表現であると同時に、問題意識として、これだけでもしっかりと政策の方向性を示すような切り口が用意されたというふうに感じながら聞いておりました。まさに子供を産み、育てやすい環境をどう整備していくかということが、基礎自治体の公的責任としてまず問われるところではないかということも、この市長の表明をお聞きしながら感じたところであります。

この間の国や東京都の問題意識でも、年金財政の危機とか、あるいは将来の経済成長率低下への不安感から、出生率の低下を食い止めようと少子化対策論議が盛んになったと。こういう言い方の動機はどうかなという気はするんですけれども、働きながら子供

を産める環境の整備ということは、もうこれは待たなしたというふうに考えますし、とりわけ幼児保育に関する基礎自治体としての公的責任ということはもう既にはっきりしているというふうには私は思うわけですが、厚生省自身も保育園について、その設置については、例えばゼロ歳児、乳児保育、それから延長保育については、これはきちんと整備しなさいというようなことも言っているところなんです、この通告した件に関して、まずゼロ歳児保育の充実と保育時間の延長については、今議会でも請願が採択をされました。全会一致で採択されたところなんですけれども、現在、ゼロ歳、1歳、2歳の乳児保育の定員というのは、どなたがごらんになってもその枠が少なく、しかも待機率からいっても、東京都の標準から見てもかなりよくない状態といえますか、こういう状態にあります。

特にゼロ歳児については、この待機児については、都の15.7%に対して市は50%を超えているのではないかというふうには思うんですが、これは請願の中にもございますように、市立保育園の半数以上にゼロ歳児クラスがないこと、これがこういう現状を生んでいることは間違いのないわけですが、現在の労働の多様化と女性の社会進出という中では、やはり私は、働きながら子育てをするということは、むしろきちんと何とか保障していくという、そういうことが必要だというふうには思うわけですが、このゼロ歳から2歳児の乳児保育と、それから保育時間の延長について、この間、厚生委員会並びに予算委員会でも質問しましたし、またほかの方も質疑をされたところでございますけれども、現状認識として乳幼児の待機の実態というのは一体どうなっているのかというところから御説明を願えますか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） ゼロ歳児保育、低年齢児保育にかかわる待機の実態とこれからの方策でしょうか、そういうこと。それから延長保育の件でございますが、まず平成10年度の保育園への入所につきましては、おおむね事務的にはもう新年度に入りましたので、集計をしているところでございますけれども、待機の実態でございますけれども、ゼロ歳から3歳までの待機の状況でございますが、トータルで170人を若干超えるというような数値でございます。

待機児の状況につきましては、平成6年当時から非常にふえてまいりまして、7年、8年とかなりの率で上昇をしてきておりまして、平成10年につきましては、前年度よりもさらに多くなったという状況でございます、子供を産みたいという方に対しましては、安心して産み、育てることができるような環境をとということでございますので、今

まで民間、公立も含めてでございますけれども、既存の施設の改修等によりまして、昨年まで3年程度で20名程度の枠の拡大。これは低年齢児部分でございますが、ゼロだけではございませんけれども、それから平成10年につきましては、やはり低年齢の枠を13ほどふやしてきております。それから認可ではございませんけれども、家庭福祉員。これも従前4カ所で行ってございましたけれども、さらに2年程度で倍の8カ所にしてきてございます。

また、今後につきましてはですけども、今までのように既存の施設での可能な限りの対応というのはもちろんでございますが、民間保育園さん7園ございますけれども、こちらの方と今までも連携を取り、いろいろと対応はしてきてございますけれども、さらに十分なる協力をいただきまして、民間保育園さんでの事業の拡大等も含めまして、市の方でもいろいろとお話をさせていただきまして、枠の拡大に向けてさらに努力をしてまいるといふ所存でございます。

それから児童福祉法の改正によりまして、規制緩和というような関連で、施設基準の変更等ということも近々にあるやに聞いておりますので、それらも合わせまして可能な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

それと延長保育の件でございますが、ちょっと私ども、その延長保育につきまして、これは公立の場合でございますけれども、職員の方との話を少し時間をかけてかかっておりますけれども、厚生委員会等でもお話をさせていただきましたけれども、当初、延長保育そのものに対する子供にかかる負担とか、こういうことがございましたけれども、いずれにいたしましても、職員の側の方からもいろいろな実施に向けての問題点、こういうものが出てきておりますので、早急にそれらの一つ一つについて話を詰めてまいりまして、実施できるように努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） このゼロ歳児に関して見れば、その不足感というのはもうどの資料を見ても決定的なわけですし、お話を聞いてもそうなんですけれども、やはり私は何としても、今の働きながら子育てをするということが女性の地位向上も含めて極めて常識的だといふふうなことからすれば、その要求は不当なものではないわけですから、ぜひ何とか手をかけていくことが必要だろうと。極端な言い方をしますと、あるお母さんが言っていましたけれども、同じ税金を払っているんだけれども、どうなんですか、サービスという点ではというようなこともお話しになっていました。

そして私は、人という問題にぶつかったときにはいつももう、こういう——こういうといいますが、この間の発言が連なるわけですがけれども、保母さんの1人当たりの単価という言い方をあえてさせていただきますけれども、これを考えまして、国が2分の1、都が4分の1、市町村が4分の1の負担金だということから考えて、やっぱりこういうところにきちんと配置していくという、これが切実なだけに、やっぱり決断が必要だろうという気がするんですね。これは担当の方たちだとなかなか難しいかもしれない。やはり私は市長が何とかここに突破口をつくっていくという、そのために昨年4月に市民の大きな付託で出られたんだというぐらいのことに匹敵するぐらいの事柄だろうという気がするんです。ですから、財政が厳しいから人が云々という話にいつも、共通の認識はあるけれどもこうだということではなくて、やはりこういう切実な要求に対しては、どこか指一本でもかけていくという、そういう意欲を示していただきたいというふうに思うわけです。

延長保育については、これは今、努力の過程だということですがけれども、私は市長との関係も、やっぱり踏み込んだ議論をしていくということで、必ず実現するというようにしてもらいたいと思うんですね。年次はことしだと。話をつけるのがね。こういうふうな決断で臨んでいただきたいし、その前提はかなり福祉部長が課長の当時から丁寧に耕されたというふうに思いますので、ぜひことし実現しますというふうに、この後の6月、9月、12月もございますので、またお聞きしますけれども、ぜひ結論に向けて出していきたいというふうに思います。

それで、財政、人の問題ということになりますので、市長どうでしょうか。私、やっぱり今の状況を考えますと、特に聞いていて大変だなと思ったのは、幾つかの園の方に聞いたんですけれども、母子家庭で頑張っている方たちっていうのはかなり多いんですね。延長保育ともかかわるんですけれども、何としても預けていい保育を、保育の質もぜひしっかりしたものにしていただきながら、何とか自分たち家族として自立したいという思いを持って頑張っておられる。こういう母子家庭がかなり多いということからしましても、短時間ですがけれども、市長、ぜひ私は決意をお聞きしたいなというふうに思うんです。やっぱり決意してやろうと思うところから道は開けるんだというふうに思いますのでね。特に、市長のその席はそういう席として市民からも期待されていると思いますので、1点そういうことをお答えいただけますでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　切実な希望がある延長保育の問題、あるいは保育行政全般にわ

たつての、特にゼロ歳、低年齢児保育を日野市立の保育園でどんどんやるようにと。決意を示せと、こういう要望でございます。

道路とか区画整理とかの費用を削って削って福祉充実の予算をつくり、十分とはなりませんけれども、一生懸命福祉分野については手厚くつくった予算でありますけれども、いろいろそれについても御意見がございます。財源がやはり限られているわけございまして、やりたい気持ちは重々あります。どんどんどんどん職員をふやせばできる問題だというのであれば、100人、200人ふやしましょうということは非常に簡単です。しかし、それをじゃあ最終的にどこで責任を取るのかと言われたときに、私は責任を取りませんとは言えないわけですね。そういう点で、このいすは大変つらいいすでもあるわけでありまして。それをぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

そういう中でお話を伺っております、児童福祉法が改正をされましたね。50年ぶりの改正ということで、措置ということではなくなって選択的に入所ができるというふうなことになってきたわけですね。それを受けまして、これまでどうも私ども、保育所とか保育園とかといいますと、つまり所得の高い層がどうのこうのじゃなくて、どうしても困っている方々のために措置があって市が一生懸命負担をしていくんだというふうな見方だけであったように思うわけでありまして、こういう法改正を横に見まして、例えばベネッセコーポレーションであるとかピジョンとかという会社でありますとか、いろいろ民間企業が非常に大きな分野であるということで参入をしてきているわけですね。

既にベネッセコーポレーション、もとの福武書店でありますけれども、ここは昔から福祉についての造詣の深い会社でありまして、これがかかなり長時間にわたる延長保育を、しかるべききちとした料金をいただいてやっています。そしてそれが結構、入所待ちじゃありませんけれども、入園待ちの方がかなりいらっしゃるというふうな話も出ているわけでありまして。

つまり、市民あるいは国民のいろいろな要求というものがある一部のところにあるのではなくて、幅広いいろいろな階層のいろいろな声があるということでもありますから、すべてをこれまでの行政の延長で公立の保育園だけで対応せいというのはいかなものかなという認識を持っています。これは財政的な根拠とは別な話であります。やはりいろいろ同じような分野にいろいろな企業とか団体が参入しているものであれば、どこがどういう経費でどのぐらいうまくやっているか、どういう分野をやっているかということをよく精査をして、それで一番いい方法を探っていくというふうなことが、これからの行政の務めではないかなというふうに認識をしているところであります。

そういう意味で、思いはよくわかります。ぜひとも待機をしているお母さん方、あるいは子供たちのために少しでも枠を広げるような努力は、短期的な努力としては一生懸命してまいります、それをすべて日野市立の公立の保育園だけでやってほしいということはいかがなものかなと。これからもいずれ教育委員会ともいろいろな話をしなければいけませんけれども、幼稚園と保育園のすみ分けの問題とか、あるいは児童館でありますとか学童クラブとのすみ分けの問題とか、いろいろな問題でトータルに子育てをどう扱っていくか、支援していくか。そういう面で新しい行政のシステム、保育のシステムをつくるべく引き続き努力をしていきたい、このように思う次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。いずれにしても、基礎自治体として公的責任ということからすれば本当に大きな問題でありますので、ぜひ鋭意取り組んでいただきたい、形を見せていただきたいというふうに思うわけです。

それと、最後に近づくんですけども、この所信表明の中で、同じ「子育て支援のまちづくり」というところで市長が、関係民間機関との連携を図りつつ、日野版エンゼルプランを推進してみたいと。市民の参画もいただきながら新しい保育の仕組みを考えたいという、今の話に通ずることもあろうかと思えますけれども、しかし、このエンゼルプランを推進してみたいということに対して、きょう広報を読まれた市民から、推進してみたいというのは既にこのプランがあって、それをさらに推進したいということなのかというお話がありましたけれども、いやいや、これはこれからぜひこういう形をつくっていききたいということというふうに理解しているというふうにお答えしました。その際に、私はしっかりと調査をして、市民参加、まさに市民参画をきちんと、まさに見えるものにしていくということが必要だろうという気がしますので、ぜひこの点は十分にお考えいただきたいなというふうに思うところです。

それから、これは最後になるんですけども、先ほど議会に出された請願とほぼ同内容の要請書が、日野市立保育園父母会連合会、父母連というふうに言われておりますけれども、ここから市長に出されておまして、面会を求めたということですが、お忙しかったようで面会はなかったということですが、それに対してぜひ御回答いただきたいと、御返答いただきたいということも申し添えたということですが、伝わっていると思うんですけども、市長からの返答がなかったということで、そういうお話をお聞きました。

私は、ぜひこういう切実な要望に対して、やっぱり最も切実な方たちときちんと向き

合うということ、この間、行動する市長としては心がけてこられたと思うんですけども、ぜひこれからもこういうことを心がけて、市民の要望に対してきちんと耳を貸していただくということをお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。また引き続き6月、9月の中で、きょう足りなかった分を質問していきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって15の2、切実な要求としての延長保育等、保育行政をめぐる諸課題について問うの質問を終わります。

一般質問16の1、乳幼児医療費無料化制度の拡充についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（清水登志子君） それでは、乳幼児の医療費の無料化制度の拡充についての質問をしたいと思います。

現在の乳幼児医療費助成制度の適用外の実態を、まず日野市でどのようにつかんでいらっしゃるのか、担当部局にお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 現在、乳幼児医療費の助成制度につきまして、適用外というお話でございますけれども、現行ゼロ歳、1歳、2歳という対象年齢でございますが、ゼロ歳につきましては御案内のように所得制限を設けず、全部が対象でございますが、1歳、2歳につきましては所得制限を設けての実施でございますので、その1歳、2歳年齢のところでの所得制限があるがゆえに対象から外れている人数と、こういうことでお話し申し上げますと、人口は平成9年1月1日の人口でございます。その中で1歳児につきましては800人、それから2歳児につきまして820人の方が所得制限のために対象となっておりません。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけれども、生活の実態、それから医療要求の切実さについてどのように把握されているのか。また、除外になっている人の年収や、乳幼児全体に占める割合がどうなっているのか。例えば年収といえば、夫婦とお子さん1人の場合どのような年収になるのか、お答えいただきたいと思えます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 所得の制限の関係でございますが、所得制限が児童手当と同様の所得制限を適用してございますので、現行所得制限が二通りになってございました。これは現行そういうことになっております。それで、扶養が2人の場合で、国民年金加入者の場合には所得額で209万6,000円が、これが限度でございます。それからもう一方の厚生年金加入者の場合でございますが、同じ扶養2人の場合に所得額で387万8,000円、これが所得の限度でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございます。この所得制限を見ますと、かなり厳しい所得制限の枠になっているというふうに思います。私が聞いた範囲では、大体子どもたちの半分がこの制度を受けられないというような形になっていると思います。特に共働きの家庭ではこの制度を受けることはできないというふうになっているというふうに思うんですけれども、そのような認識でよろしいでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 受給者の割合というような関係でございますけれども、おむねおっしゃるように半数程度でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） また、乳幼児の医療費の助成を必要としている子どもたちの対象ということでも考えていきたいというふうに思うんですが、東京都の衛生局が発表しているデータを見ますと、子どもの受診率、受療率というのはゼロ歳ばかりでなくて、1歳から4歳、5歳から9歳の場合で6%ぐらいの子どもたちがかかっているということで、幼稚園や保育園、社会に出るに従って病気をもらうことが多くなっていくために、助成の制度が一番必要とされている年齢というのは、むしろゼロ歳よりももう少し上の年齢層だということと言えるというふうに思います。

お母さん方に聞いたアンケートの中で、私どもが取りましたアンケートの中でも、年齢が上がるほどに活動範囲が広がって病気やけがが多くなる。6歳から7歳になるまでは病気にかかりやすくて、家計の中での医療費の負担も大きい。また3歳からの方が病院に行くことが多かったというような声が寄せられております。

また、アレルギーにかかる子どもたちも大変ふえてきております。厚生省の調査でも、幼児の3人に1人が何らかのアレルギーを持っている。アレルギーを持つ子どもの場合には、お薬を常時服用している子どもの場合には2週間に1回。そうでなくても、ぜん

そくの子どもの場合には毎月1回お医者さんに通うという生活を何年間も続けていかなければなりません。また半年や1年ごとに受ける血液検査やアレルギーテストなども大変高額です。また医療費ばかりでなくて、アレルギーの子どもの場合には食事療法や、布団やフローリング化とか、環境整備にも大変お金がかかっていきます。それでも子どものアトピーを治したい、ぜんそくを治したいと、家計を節約してでも医療費を捻出して、今、治療に当たっていらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。

特に今、出産年齢も上がってきております。所得が多くなった家庭や共働きの家庭では、この所得制限に引っかかってしまって制度を受けることができない、そういう状態にあるのではないのでしょうか。しかし、共働きの家庭ではそれだけじゃあ裕福かといいますと、保育料が平均子ども1人につき1万円ぐらい。無認可に預けた場合には、ゼロ歳から2歳ぐらいの場合にはおむつ代やミルク代も入れると3万円から4万円ぐらいかかる。兄弟がいるとそれが倍、3倍とかかる。また、同じ保育園に通えないというケースもあるようです。2園をかけ持ちするというのであれば、出勤前に2園に通うということであれば、どうしても車も必要になるということで、そうしたもろもろの経費を考えると、働きながら子育てをしている家庭にとって、今の所得制限というのは本当に厳しいものになっているというふうに思います。所得制限ではねられた家庭でも、決して裕福な家庭ではなくて、本当に切実な家計の中でやりくりをしている。その中で医療費を捻出している、こういう厳しい状況があるのではないかというふうに思います。

特に、橋本内閣がしてきた消費税の増税、医療保険の改悪など、9兆円の負担増というのは若い低所得層ほど重くのしかかっておりまして、若い子育て世代が直撃を受けています。でも、子どもの医療費というのは本当に節約ができないものだというふうに思います。夜でも休日でも待たないしにお金を出さなければいけない、そういう本当はどうしても必要な費用だというふうに思いますので、医療費に対する経済的な支援の要求というのが強いというのも伺われます。

またそれだけに、周辺の方たちの理解も得やすいのではないかというふうに思います。ですから、東京都は財政健全化計画で多くの福祉を切り捨てていく中でも、乳幼児の医療費の無料化の制度というのは拡充の方向に向かっているのではないかというふうに思います。

23区が3歳までの所得制限を撤廃して、6歳まで年齢を引き上げていく傾向にある中で、日野市の市民からも同様のサービスを求める声は多く出ております。請願もたびたび出されておまして、さきの12月の議会でも年齢の引き上げと所得制限の撤廃を求め

る請願が採択されました。この早期拡充というのは本当に市民が求めている、また市もどうしても行っていかなければいけない責務だというふうに思います。1997年12月の議会で乳幼児の医療費の制度の拡充を求める請願が全会一致で採択をされて、これから市はこの制度の拡充についてどのような計画を持って進められようとしているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） ただいま所得制限並びに他の方面からの当該制度の充実というお話でございますが、予算委員会の中でも御説明させていただきましたけれども、この乳幼児医療の件につきましては、お話のように請願、あるいは議会の中での議論をたびたびいただいております。

そういった中で、ここ数年、まず所得の関係の整理をということで取り組んでまいりましたが、平成10年度には2本になっております所得の制限を、その矛盾といえますか、合理性がないということで、厚生年金加入者の高い方の所得制限に合わせるような施策を新たに実施ができるようになりました。それによりまして、区部の方は非常に制度が充実しておるのはそのとおりでございますが、27市におきましては、充実度からいきますと2番目になるという状況でございます。

さらに東京都にも補助率の引き上げ、所得制限の撤廃の関係、それから年齢の引き上げ、これらを引き続き要望をしまいたいというふうに考えております。

御承知のように、東京都では本年10月から対象年齢を1歳上げるということでございます。市の全体的な財政状況がございますけれども、私ども所管といたしましては、できるだけ東京都に合わせて実施をしまいたいというふうに考えております。

また今後、他の団体の状況を見つつ、制度の充実に向けて努力をしまいたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございます。東京都の進行状況に合わせて拡充を図っていきたいということですので、一気にはなかなかいかないというふうには思いますが、ぜひ段階的にも結構ですので、努力をしていただきたいというふうに思うんですが、そうは言っても、子どもたちは年々大きくなっていくわけですから、制度を受けられない子どもたちには、今、本当に緊急に必要な状態にあるというふうに思います。

特に今、不況が深刻になっていて、残業が実質的にどんどん目減りして、実質的な賃金が目減りしていく中で、本当に若い世代の家計は苦しくなってきました。アレルギーがふえる、そういう慢性疾患の子どもたちもふえていく中で、本当に今、子どもの医療費の助成の制度の拡充というのは切実に求められておりますし、また23区との格差がだんだん開いてきている中で、その不公平感というのは年々強くなっているというふうに思いますので、ぜひそれを東京都の制度が拡充されるのを待つという受け身の姿勢でなく、できるところからでも手をつけていただきたいというふうに思うんですが、さらに質問を進めたいと思います。

23区と三多摩では、担当部局がおっしゃったように明らかに格差も出てきております。その点についてちょっと質問をしていきたいというふうに思うんですけれども、東京都が広域行政の視点から受けられる市民サービスに格差があるという、こういう状況を放置していることそのものがまず問題ではないかというふうに思うんです。そもそもこの23区と三多摩の格差というのは、23区の企業活動が昔必要とした労働力の、この居住地を三多摩に押しつけて、都市基盤整備を三多摩に独自の財源で押しつけてきたこと、これが今、三多摩の財政力の貧困さというのを生んでいるというふうに思います。その根本の原因は、この国の政策、都の政策にあったのではないかというふうに思うんですね。こうした原因で生じている格差ですから、東京都が政策的に格差を是正していくべきではないかと、当然三多摩の市長会は要求をしていいのではないかとというふうに思います。

また国は、この乳幼児の医療費の助成の制度に対して何ら支援をしておりません。本来なら国がやるべき施策であって、国が負担すべき分があるというふうに思うんですが、何らこの制度に対して支援をしていない、そういう状態にあります。この乳幼児の医療費の助成について、国や東京都の責任を追求し、財源の確保に努めるべく積極的に働きかけていけば、さらに日野市でその拡充の時期を早めるということが可能になるというふうに思うんですが、この国や東京都の制度に対する姿勢についての考え方や、要請など働きかけについて、ぜひ市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 乳幼児医療費無料化制度のより充実をということで、最後に三多摩格差というふうな幅広い視点についてのお尋ねでございます。

私もこの三多摩格差ということについては、かなり古い歴史をさかのぼって、ずっと厳しい認識を持っています。薩長が新しい明治政府をつくったときから三多摩はいじめられ続けています。もともと神奈川県であったものが、当時の自由民権運動を弾劾する

という意味合いで東京都に押しつけられ、表向きは多摩川の水を確保するというのが東京都、あるいは薩長政府の主張であったわけでありまして、それについては、私はいまだにふつつたる怒りを覚えているところでありまして、そういう意味では、今の総理大臣は橋本総理、岡山県であります、どうも私の認識からすれば、やや薩長に近いぞというふうな認識を持っておりまして、何するものぞという意欲だけは私の血の中にたぎっているものであります。

そういう歴史はともかくといたしまして、今、乳幼児の医療費の無料化制度、都区内、23区内と三多摩の格差はまさに歴然といたしております。これはほかの行政分野にもたくさん見えることであります。よく市長会等で話題になりますのは、東京都は東京市としての機能は一生懸命おやりになるけれども、東京都としてのお仕事はほとんどやってこなかったのではないかなということは常々言われているところでありますし、先般問題になりました東京都の財政健全化計画におきましても、23区と三多摩27市5町1村の影響とを比べれば、はるかに私ども三多摩地域の方が多かったわけでありまして。市長会で再三再四にわたって要望し、とりあえず平成10年度についてはほとんど影響がなく済みましたが、これは来年、平成11年度以降には再度また蒸し返されて、大きな負担を強いられるのではないかなという恐れを、今、抱いております。例えば常備消防費、こういった問題もございますし、いろいろな数多くの問題が、ごみの処理の問題もそうございますけれども、たくさんあるわけです。

そういった点で、議員御指摘のとおり、これまでの市長さんより以上に、私は東京都にも数多く出回っておりますし、動いておりますし、強い要望をしております。既に幾つかの個別の問題について、これまでは余りつかなかったなと思う補助金が突然ついてきたり、ある面では、おお、ありがたいなという面も出てきておりますが、まだまだ制度的には東京都の三多摩に向ける目は大変冷たいものがあると、こういう認識を持っております。

もともと私は三多摩を独立しちやおうというふうな考え方を持っている人間でありますけれども、そういった考え方も示しつつ、さらに清水議員の後押しもいただいて、東京都には強く当たっていきたい、そのように感じた次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 日本共産党の村松美枝子都議会議員は、都議会に入っすぐこの三多摩格差是正のことを取り上げて、青島都知事から努力をしていきたいという答弁を引き出しておりますので、ぜひ都議会とも連携をしながら、さらにこの要求を強め

ていただきたいというふうに思うんですが、そうは言いましても、緊急の課題として、今、待っている市民がいるわけです。

1998年度、狛江市では革新市政にかわって5歳未満まで年齢の引き上げを行いました。狛江市は人口7万2,816人、歳出の総額や民生費の割合というのは日野市と1人当たり直すとほとんどかわりません。ちょうど半分ぐらいの規模になるかというふうに思います。民生費の割合も27%です。日野市は28%ですので、その1%少ない中でやりくりをして、年齢を5歳未満まで引き上げを行っております。

制度拡充を本気で進めようと考えて、その中で、苦しい財政の中でもめり張りをつけて決意をすれば可能なことだというふうに思うのですが、重ねてお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 議員、いろいろ言われるわけでありますが、めり張りをつけて一生懸命福祉に手厚い予算を私は組んだつもりでございますが、どういうわけか議員には御賛同をいただけなかったわけでありまして、「（「そうだ、何で賛成しなかったんだ」と呼ぶ者あり）そういう中で、じゃあどういふ予算を組めばいいのかということ、やや私も——（傍聴席より「うるさい」と呼ぶ者あり）

市長が今、発言中ですから、ちょっと……。

○副議長（竹ノ上武俊君） 議場、静粛にお願いします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

市長、座ってください。小山良悟君。

○30番（小山良悟君） ただいま議場のやり取りで、傍聴席よりやじが出ましたけれども、最近、マナーを、ルールを守らない傍聴態度が目には余る、そういう状況でございますので、傍聴規則を遵守して傍聴されるように、またそれを守れない方は退場いただくように、議長の方できちんと対応していただきたい。よろしく願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 傍聴の皆さん、傍聴のルールをよく守って傍聴していただくようお願いいたします。

それでは市長、答弁を続けてください。

○市長（馬場弘融君） ただいま私の発言中に発言を妨害するような傍聴者の大きな声が出まして、ちょっと私も今、心臓がドキドキしておりまして、気が小さいものでございますので、何を今言っていたのか、よくわからなくなってしまったんですけれども、何の途中でしたかね、今。（「予算のめり張り」と呼ぶ者あり）あ、めり張りをつけるという予算を一生懸命組んだんですよ。前市長がお組みになった予算よりもはるかに福祉

や教育には手厚い予算を一生懸命頑張ったんですよ。でも、それについての御評価はいただけないで、さらにやれということになりますと、一体このいすに座る者としてどういう予算を組めばいいのかという、非常に何と答えをしたらいいのか窮するわけであります。私は一生懸命やってきたつもりでありますし、これからもお話のように東京都や国へ一生懸命伺います。恐らく前の市長さんと比べれば倍以上、私はお願いに行っています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）個別に歩いています。それでもできなければ、それはもう仕方がないと思っています。少なくとも前の市長よりははるかに私は都や国に一生懸命要望をし、あるいは具体的な強い要求を突きつけているところであります。それは御理解をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 予算についての見解は、板垣議員が発表したあの見解をぜひもう一度読み返していただきたいというふうに思います。

最後に、国や都にさらに働きかけるとともに、市でも制度の拡充に一層の努力を重ねる、そのことを要望いたしまして、この件の質問を終わりたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって16の1、乳幼児医療費無料化制度の拡充についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後4時58分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後4時59分 休憩

午後5時22分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の2、多摩平団地建て替えにともなう住民対策についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

○2番（清水登志子君） では、第2問の多摩平団地建て替えに伴う住民対策についての質問を行いたいと思います。

多摩平団地の建て替えというのは、国の住宅建設計画の中に位置づけられたもので、住民の意思で始まったものではありません。住宅は市場経済に従うものでありますが、極めて社会的な性格を持っています。ですから革新市政の時代には、住まいは人権、住民の人権を守るという立場で多摩平団地の建て替えの問題に臨み、公団との協議もしてまいりました。

建て替え第1期指定地域が決定され、住民が移転についての決定を下すという時期が間近に迫っています。建て替えで家賃が上がることで、住民が住みなれた多摩平団地を追い出されるというような事態が起きないように、市が責任をもって住民の人権を守るという立場で多摩平団地の建て替えに当たっていくという決意をまず示していただきたいというふうに思うのですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（馬場弘融君） できるだけ住民の皆さんの声を通るような形で団地の建て替えができるように努力をしていきたいと思えます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございます。ぜひその姿勢で最後まで貫いていただきたいというふうに思います。

次に、高齢者、年金暮らしの方たちにとって、公団が示しております建て替え後の家賃、例えば1DKで6万8,000円、2DKで8万9,000円、3LDKでは14万4,000円というこの家賃は本当に高過ぎます。私ども日本共産党が取りましたアンケートでも、この家賃について、年金が月額11万円、公団の家賃が将来12万円にもなったらどうやって皆さんは支払えるのか。消費税と薬価の支払いで月2万円は増加になりましたという声。また、年金だけが頼りなのに、現在でも生活が大変なのに、年金暮らしの人はどうやって暮らしていけばいいのか。子供が1人いますが、障害者なので心配です。もっと安い

家賃で住めるようにお願いできないでしょうかという声。年金だけの生活なので、家賃を払ったら食事代がやっとなです。外出も病気の治療もできなくなります。いつまで今までのところにいられるのか、修理をするにしても考えてしまいますという、本当に高齢者の方たちからは切実な声が寄せられています。

今回の多摩平団地の建て替えの問題で、高齢者、年金暮らしの方たちが安心してこの多摩平団地に住み続けられるようにしていく、そのために今、市に求められていることがたくさんあるというふうに思うんですが、一番切実な問題が公営の住宅、特定目的借上住宅の確保ではないかというふうに思います。

先日発行された自治会のニュースでも、公団が行った第1期の建て替え指定地域の希望調査の結果、特目住宅を含む公営住宅の希望者が53%、約100名と発表されて、この100名が資格を有する限り全員が公営住宅に入居できるように、今、東京都、日野市、公団の三者で負担割合をどうするか話し合っていますというふうに述べられています。

移転先をこの夏にも決定をしていかなければいけない多摩平団地の建て替え第1期指定地域の住民にとって、本当にその公営住宅が用意をされるのか、希望者全員が公営住宅に入れるという保証があるのか、そこが今一番知りたい情報だというふうに思います。法律の改正によって、借上住宅という形で借上方式の公営方式というのが可能になりました。この方式を活用していけば、これまでよりもずっと経費を削減しながら公営住宅を確保していくということができるというふうになります。市営住宅の確保はもちろんのことですが、都にも働きかけて都営住宅の確保を積極的にして、有資格者が全員入れるだけの公営住宅の確保というのをぜひ責任を持ってしていかなければならないのではないかとこのように思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 住宅公団の多摩平団地の建て替え事業につきましては、現在、三者勉強会と申しますか、住宅公団、それから日野市、それから自治会、この三者で定期的に協議を行っているところでございます。

そういう中で、高齢者、それから年金暮らしの方々にも安心して住み続けられるようにということで、現在日野市といたしましては、住宅公団の方で都営住宅の併設、これは住宅公団の責任の中で都営住宅の併設を東京都にお願いするということを前提としておりますけれども、日野市といたしましては、特定目的の借上住宅の導入については、既に市長の方でも表明しているとおりでございます。

その中で、現在公団等でアンケート調査等を行っておりますけれども、先ほど100名

というお話がございましたけれども、これらについてはまだ確定している数字ではなくて、今後詳細に詰めていく中で数字が確定していくんだらうというふうに思います。したがって、特定目的借上住宅の数については、まだ現在の段階では確定しておりませんが、現在日野市といたしましても住宅公団を先頭にいたしまして、東京都の都営住宅の併設についての要請、それから都営住宅の借上住宅等もできないだらうかというようなところで、現在協議及び検討を進めている状況でございます。

今後も引き続き公団、それから東京都、関係機関との協議を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 考え方はそれでよろしいかというふうに思うんですが、第1期建て替え指定地域の皆さんにとっては、この夏にもどこに移るのかということを決定していかなければなりません。そのときに公営住宅の数はまだ未定ですということでは、これから多摩平団地を出ていった方がいいのか、それともここに住み続けながら、公営住宅に入れるという保証があれば待っていたいだけけれどもという、そういう皆さんの判断を下す時期にとっても間に合いません。ですからぜひとも、その数は明らかにならないけれども、希望調査に沿うような形で希望者全員が入れるような形で公営住宅をきちんとつくっていくのか、それともそれはできないかもしれないのか、そのところをはっきりさせたいというふうに思うんですが、希望者が全員入れるだけの確保を責任持って日野市が行っていくということをぜひ表明していただきたいんですが、その辺はいかがでしょう。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 多摩平団地の建て替え事業につきましては、日野市といたしましては一貫して、現在の居住者の方が安心して住み続けていられるというような建て替え計画をとということで進めているところでございます。

先ほどの第1期の事業の進め方でございますけれども、平成9年3月20日に説明会を行っております。これを基準日というふうに通常言っておりますけれども、これから移転期限が平成11年3月31日でございます。したがって、現在この中で三者の話し合いを行っているところでございますけれども、基本的には先ほどお話しさせていただきましたように都営住宅の併設、もしくは都営住宅の借り上げ、それと合わせて日野市の特定目的借上住宅の導入ということで、多摩平団地の建て替え計画については住都公団、

それから自治会等との協議を行っているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 確かに移転の期限は3月31日ですが、それに先立って、どこに移転をするのかという意向をはっきりと公団の方に伝えなければいけないという時期が6月の末から7月のあたりを見当に、今、作業が進められているかというふうに思うんですが、そのときに日野市が責任を持ってそういう公営住宅を希望者の入れるような十分な数を確保していくのだという、そういう市の姿勢があれば、安心して住民はここの中でそれができるまで待とうというふうに腹をくくれるというふうに思うんですが、今のお話の中で出てきた回答ですと、都営の住宅は公団の方で責任を持ってやっていく、市の方も働きかけるけれどもということで、特目については市の方で検討をしているということだけれども、数は明らかにならないということですね。

そうすると、住民にとっては、このまま多摩平団地で公営住宅ができるのを待っていて、本当に自分が入れるのかどうかという確たる保証は全くないわけです。せめて市の方で住民の皆さんの希望の数だけはきちんとそろえるような、その方向で全力を挙げて頑張りますというような、そういうお答えがないと、7月ぐらいに判断をするというのは難しいのではないかというふうに思うんですが、特に高齢者の場合は、公団が入居を開始したときに住みなれた土地を離れて入っていらっしゃる方もいらっしゃいます。ですから、多摩平団地の高齢者の方は近くに余り身寄りがない、近くに親戚がない、そういうケースもあります。ですからこの住みなれた土地で、地域の輪があるところで住み続けていきたいんだというような要望が強いのだというふうに思います。

私がお会した高齢者のひとり暮らしの方も、今、自分がこの家に住んでいて、何日か外に出なければ必ず知り合いの人が声をかけてくれるから、安心して住んでいらっしゃるけれども、これが違うところに移ったら、自分が外に出なくても、たとえ倒れていてもだれも気にかけてくれないと。だからこの町を離れられないんですというような、本当に切実な思いで、これから住んでいけるのかどうか不安な気持ちで待たれているわけです。ですから、そこにやっぱり市が責任を持って、そういう高齢者の方たちが安心して住めるだけのものを用意していくように頑張っていきますと、そういう意思表示が欲しいというふうに思うんですが、再度お尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 市としての考え方は先ほどお話しをさせていただきまして、そういう方向で進めていきたいと考えております。

それから第1期の部分につきましては、多摩平団地の建て替え事業を進めるに当たりまして、団地内移転を住宅公団が導入するというにしております。これは日野市が初めてだと思いますけれども、したがって、第1期の建て替えの区域の方につきましては、先ほど言いましたように都営住宅の併設なり、それから特目の戸数なり、そういうものがまだ決まっていない状況でございますので、公団と、それから自治会、日野市との三者の協議の中では、団地内のブロックを予定しまして、団地内移転を考えていくということで、先ほど御質問にありましたように、高齢者、それから年金暮らしの方々にも基本的には今の状況と同じ入居をしていただけるというのが大前提で現在やっております。その後、移転期限、それから戻り入居の予定がございますので、その時点までには、先ほどからお話ししております都営住宅の併設、それから特目の借上住宅、そういうものについては結論が出ていくんだろうというふうに思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ということになりますと、希望者が全員入居、資格を有する限り全員が公営住宅に入居できるように、今、話し合いを、特に東京都、日野市、公団の三者で負担の割合をどうするか話し合いを行っていますという、そういうニュースを読んだ方にとっては、本当に公営の住宅はきちんと用意をされるのだと、そういう安堵感を持っていらっしゃるかというふうに思うんですが、その保証が崩れていくのではないかというふうに思うんですが、これは市の姿勢にもかかわってくることだというふうに思うんですが、どうでしょうか。ぜひそこを用意するというで、責任を持ってやっていくということで立場を明らかにしていただきたいというふうに思うんですが、市長にお尋ねしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 議員お話し趣旨を踏まえて努力をしてみたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 先ほども申しましたように、多摩平団地では本当にこれからこの町に住み続けたいと願っている高齢者の方、年金暮らしの方がたくさんいらっしゃいます。そして市が責任を持って、今、この建て替えに取り組んでいただいて、公営住宅の建設を確保できるようにしていくんだというような大きな期待を持っていらっしゃいますので、ぜひそこは希望者全員が、有資格者が必ず入れるような形で鋭意努力

をしていただきたいというふうに思います。

次に、多摩平団地の住民の高齢化も大変進んでおりまして、先ほども申しましたように、近隣に身内の方がいらっしゃらない、親戚の方がいらっしゃらない、そういうケースも多いので、特に在宅介護支援センターのような高齢者福祉施設の建設の要望というのも大変強いものがあります。困ったときに身近に相談できるような公的な施設が欲しいというような声が、私どもが行いましたアンケートでも第一に寄せられております。今後建て替え計画の中で、その位置づけも含めて、どのように高齢者施設の具体化というのが進められていくのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 建て替えに伴う公共公益施設につきましては、現在庁内の関係各課からの要望を集約中でございます。これらの中でも在宅介護の支援センター等の高齢者福祉施設等の要望もされているところでございます。

また、この多摩平団地の建て替えに伴いましては、先ほどからお話しさせていただいておりますように、自治会、それから住都公団、日野市、この三者で定期的に話し合いをさせていただいているところです。そういう中で、自治会等の勉強会の中で、回転市場、それから老人福祉施設等の設置等についても提案がされているところでございます。したがって、こうした意見を整理いたしまして、地域の実情、それから住民の皆様方の要望に沿った公共公益施設を公団に対しましても要望していきたいというふうに考えております。

現在の段階での市の考え方といたしましては、現在の団地の建て替えの一部のところでございますけれども、複合的な施設の導入を図っていきたいということで考えております。自治会等の方につきましては、場所につきましては、大体水道部周辺のところで検討していきたいというようなお話は、自治会と話し合いを持っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 多摩平団地の周辺、多摩平地域では、日野市の今の福祉、在宅介護支援センターの設置の計画の中でも、特にほかに多摩平、旭が丘方面でその在宅介護支援センターのような福祉施設の計画が、今、具体化されているものはありません。この多摩平の中で現実的に具体化していく可能性があるとしたら、この多摩平団地の建て替えのところが一番有望な、時期と、それから場所的にも本当に有望なところだとい

うふうに思いますので、ぜひ高齢者の施設建設についても前向きに検討をいただきたいというふうに思います。

次に、公団では基本的には、建て替えを指定した地域の空き家とか、それから建て替え指定地域の根本的な修繕というのは行わないというふうになっていまして、多摩平団地の老朽化が進む中で、今の住環境には適さないという面が多々出てきています。

私どもがつかんでいるアンケートに寄せられた声の中でも、例えば窓では、サッシではなく、今、木枠になっているので、冬になるとすき間風が本当に寒い。建物自体ももう傾いているのではないかと。今すぐにでも、せめて窓だけでもサッシにかえてほしい。雨戸もないので台風のときは窓が壊れそうです。北側は木枠窓なので余計寒くて、雨が吹きつけたときは家の中に入ってきます。それから冬の場合はすき間風がひどいので、自費で修繕しても直らない。そういうすき間風についてはダンボール箱を当ててそれを補修しているとか、特に浴室の場合は深刻で、多摩平団地の浴室というのは床に直接湯船を置くような方式になっています。ですから、高齢者のように自力でその高い浴槽をまたいで入らなければいけないというのは本当に大変な苦勞があります。私どもが聞いたケースでも、ペースメーカーを入れている6代のお嫁さんが88歳の親御さんを抱えて入れなければいけない、そういうケースもありました。ひとり暮らしの方では一体どうやって入っていくのか、本当に大変なことが起きているというふうに思います。

多摩平団地は、建て替えが指定されたということで、こうした浴室の修繕とかは行えないというふうになっていますが、第1期指定地域以外のところでは、これから5年も10年も利用していかなければならない、そういう施設です。ですから、この高齢化を迎えた多摩平団地の中ではぜひ、日野市では三者協議も行っているのですから、そういう高齢者の対策というのにはぜひ公団の方でも万難を排して力を入れていただきたいというふうにぜひ要望を出していただきたいというふうに思います。建て替えが終わるまで、本当に長いところではあと20年もあります。その間、こうした不便さというのを放置してよいのかどうかというのを、日野市民がこういうふうに困っているのを、住民の生活権を守るという立場で、ぜひ日野市が働きかけ、支援を行っていただきたいというふうに思います。

特に、例えば空き家の修繕のところでは、階段がありますが、階段にある玄関のドアですね。玄関のドア、空き家の場合には塗装を塗り直すということをいたしません。ですから4階建ての建物で3階、2階に空き家が出た場合に、その3階、2階の玄関のドアがどれだけはがれて地肌がむき出しになると、穴があくまではそのままに放置をさ

れます。本当にこうしたドアがたくさんふえてくると、団地の環境そのものが悪化していくのではないかというふうに思います。こうした階段に面した玄関のドアのように、本当に周辺の環境として公共性が高いような場所については、空き家であっても修繕をしていく、そういうような申し入れも必要ではないかというふうに思いますが、こうした団地の修繕、環境整備、市から公団に申し入れをぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 現在、多摩平の建て替え事業に伴いまして、地元の多摩平自治会が現在、公団と意思の疎通を取るといいますか、住民の方々の意見を聞くということで、「多摩平ふれあいセンター」というのをつくっております。ここにつきましましては公団の方も常時、若い職員が張りついておりますし、そういう中で個々の対応もさせていただいておりますし、それから自治会としての協議も行っているところでございます。

そういう中で、今、御質問がありました空き家対策についてもお話が出ているわけですが、そういう中で公団としても前向きに受けとめていくということでございます。空き家につきましましては、基本的には修繕しないというお話でございまして、公団の管理部門の方で巡回や住宅の点検、それから暴風雨等による住宅への被害防止等に対する必要な措置を行っているということでございます。

それから、基本的にはそういう対策を行っておりますけれども、居住したり、それから空き家の部分で支障があるものについては、公団の現地事務所もありますし、それから先ほど言いましたふれあいセンターの中で申し出をいただければ、公団としても対応させていただきますというお話を聞いております。

また、高齢者対策といたしましても、トイレやお風呂の手すりを無料で取りつけていくというような処置も行っているということでございますので、こうしたことについては公団に対する要望ということで市の方から申し入れることもしていきたいと思っておりますけれども、現在の多摩平の自治会、実際に居住されている方々と公団との関係でいきますと、非常に良好な関係で話し合いが持たれているようでございますので、自治会の中でもそういう御要望はされているというふうに理解しているところでございます。

したがいまして、地元の自治会と合わせて、日野市の方もそういうことにつきましましては住宅公団の方に申し入れをさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 修繕についてはそれでよいというふうに思うんですが、浴室なんです、浴槽に関しては公団の方でも、自治会の申し入れがあってもこれは難しいというふうに判断が出ているかというふうに思うんですが、公団は建て替えを指定した団地に対して、浴室の修繕のような根本的な、お金の、本当に費用のかかる改修工事を行えないというふうな回答を持っているかというふうに思うんですが、多摩平団地のお年寄りのお家を訪ねますと、この浴槽の問題というのは本当に深刻な問題になってきています。お年寄りの生活権を守る、住民の生活権を守るという意味でも、この浴槽の問題については住民レベルでは解決できない、公団と市と住民の権利をどうやって守るかという、そういう話し合いの中で解決していかなければいけない部分もあるかというふうに思いますので、ぜひその点についてはまた御検討をお願いしたいというふうに思います。

あとは、本当に住民の方と公団と日野市の中で話し合いをしながら、高齢者の方、年金暮らしの方でも本当に安心して住み続けられる環境をどうやって整備していくのか。そのところで住民の権利を守るということで、自治会任せではなく、自治会が言い切れないところはぜひ日野市が主導権を持って公団の方に申し入れをしていく形で、住民の人権を守る、生活を守る、暮らしをよくするというで頑張っていたきたいという要望をいたしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって16の2、多摩平団地建て替えにともなう住民対策についての質問を終わります。

一般質問16の3、豊田南地域の区画整理事業、下水道事業についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

○2番（清水登志子君） 豊田南地域の区画整理事業と下水道事業についてお尋ねをしたいというふうに思います。

23区同様、武蔵野市や三鷹市では戦後すぐに下水道事業が始まりました。しかし当時保守市政だった日野市では計画すらなく、「何言ってるんだよ」と呼ぶ者あり）このスタートのおくれが日野市の下水道の普及をおくらせた一番の要因となっております。さらに、国は日野市の下水道事業がピークを迎える時期に補助率の引き下げなどを行ってまいりました。こうした厳しい環境の中で、革新市政はゼロからのスタートをし、目標年次を掲げて最優先の課題として取り組んでいくことを市民の合意として取りつけ、取り組んでまいりました結果、今日、区画整理外の地域では71%の普及率まで引き上げることができました。平成13年には区画整理地域を除く地域で100%普及するという計画

でしたが、今回の見直しで区画整理事業、下水道事業の計画に大幅なおくれが出ることとなりました。

住民にとって下水道の普及は切実な要望です。ですから、今この議会にいらっしゃる市議会議員の中でも12名が都市基盤整備を公約に掲げて当選されております。財政難だから先送りをするという、それだけでは市民に対して申し開きができないというふうに思います。豊田南の区画整理事業、下水道事業の到達点と見直しの内容、それから何年に完成の予定だったのが何年まで延びていくのか、そうしたことをお尋ねしたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 平成10年度の予算につきましては、市施行6地区の中で各地区のテーマを決めさせていただきまして、その中でめり張りのある事業を展開していこうということで、平成10年度の予算については作成をさせていただいております。

豊田南につきましては、豊田駅の南口にアクセスする都市計画道路3・4・19号線の整備を最優先として位置づけをさせていただいております。これにつきましては平成10年度より整備を進めていくという計画でございます。

各年度ごとの事業につきましては、これらの事業に伴います国庫補助金、それから東京都の補助金を最大限に活用するということと、それから市の状況も非常に厳しい部分がございますので、これらを考慮いたしまして、保留地の早期処分による自己資金の確保、それから区画整理事業、東京都の新都市建設公社に全面的に業務委託しておりますので、東京都の新都市建設公社の立てかえ金等の導入を図りながら事業の促進を図っていきたいというふうに考えております。

それから事業の期間につきましては、バブルがはじけた以降、地価の下落等がございましたので、その中で過去3回ほどの見直しを行ってきております。そういう中で、結果的には期間の延伸ということになりますけれども、平成10年度で予算を計上した段階では、当初25年ぐらいを予定しておりましたけれども、豊田南については30年ぐらいになるのではないかということで考えております。

詳細につきましては、平成10年度からの3カ年計画、それから「2010年プラン」の中で最終的なすり合わせをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 上下水道部参事。

○上下水道部参事（堀江勝利君） 御質問の中に下水道関係がございましたので、下水道関係につきましてお答え申し上げます。

平成10年度の予算現額につきましては、効率的な財政運営を図るということから予算編成に当たりまして、御質問にもございましたとおり暫定的な計画変更をいたしております。

この減額によりまして事業に与える影響ということは、もちろん事業期間の延伸ということになるわけですが、下水道事業の計画につきましては、区画整理区域とそれ以外の区域とに分けて考えているところでございます。区画整理事業につきましては権利者の方々との協議によって事業が進むということから、そういう仕組みになっておりますので、権利者の方々の個々の事情等から、計画的な事業の進捗ができないという面もございます。そういったことで、区画整理区域の下水道につきましては、区域外と分けて計画を持っているところでございます。

それから、御質問でございます見直しの内容でございます。内容につきましては大きく分けまして、起債借入額の抑制というのが一つございます。これまでの下水道事業につきましては、建設整備率の向上というものを主眼に起きまして事業を進めてまいりました。その結果、御質問の中にもございました整備率、約72%でございます。に達しているということで、本来ですと、この整備率イコール水洗化率、使用料収入が得られるというのが効果的な資金投入になるわけでございます。そういったことで、今までは普及率の向上ということに主眼を置いたために、その効率的な効果的な資金投入がされなかったということから、まず見直しを一つ行っております。

それから、下水道事業を行いますには、やはり財政条件もそうでございますが、もう一つ物理的条件が整うことが必要条件になってまいります。例えば都市計画道路の予定に合わせながら、整合させながら事業を進めていくというようなこともそうでございます。そういったことの見直しを行っております。

それから、何年を何年までという事業期間でございますが、現行計画では平成13年が100%ということでございます。もちろんこの計画のまま進めますと、平成15年から25年の間に起債償還額が32億円から35億円になるということで、下水道事業が成り立たなくなってしまうというところから見直しております。13年を、変更計画では、これはもちろん正式には基本計画、実施計画の変更手続を踏んでいくわけですが、予算編成に当たりまして、暫定的な計画変更の中では、平成13年を7年間延伸いたしまして、

平成20年の100%達成ということにしております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 豊田南の区画整理事業は、豊田南口のアクセス道路を最優先に置くということでお話がありましたが、それ以外の地域はどのようになりますでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 地区の大きな事業の進め方といたしましては、先ほどお話しさせていただきましたように、豊田駅の南口にアクセスする都市計画道路ということでございます。

それ以外の区域につきましては、現在地権者の方々の御要望もあるわけでございますけれども、できるだけ既存の道路、それから豊田用水、それから崖線等がございます。こういう中で、できるだけ現状の地形、それから道路等を生かした形で、現在事業の見直しを進めているところでございます。したがいまして、そういう中でできるだけ、基本的な方針としては駅周辺の都市計画道路という位置づけになっておりますけれども、周辺の方につきましてもこういう見直しの中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 既存の道路、崖線、地形を生かした形ということなのですが、その見直しというのはこれまでの計画と大きく変わる部分もあるのでしょうか。それともそんなに大きくは変わらないのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 豊田南の地区につきましては、現在、浅川の低段の部分については既に整備の方向が見えております。これから上段、高台の方に整備を進めていくわけでございますけれども、そういう中で、先ほど言いましたように既存道路等の見直しをしていこうということでございます。

したがいまして、全体として大きく変わるところもあると思いますし、それから、例えば都市計画道路沿いについては余り変わらないかもしれませんが、現在この作業を平成10年度中に再度見直しをしようということでございます。したがいまして、豊田南につきましては、10月ごろをめどに変更の内容について詰めていきたいということ

でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 豊田の高台の地域については大きく変わるところもあるということですが、この計画というのは住民の暮らしに直接かかわってくることで、また住民の将来の設計にも大きくかかわってくるのだというふうに思いますが、10月ごろをめどに変更計画を詰めていくということですが、それまでに住民の声はどのように生かされるのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 区画整理事業を進めていく上では、権利者の皆さんの理解と協力が、やはり区画整理事業が進んでいくかどうかということでございます。したがって、現在は豊田南については現在の計画で換地を発表させていただいておりますけれども、そういう中で再度見直しをさせていただきますけれども、先ほどからお話しさせていただいておりますように、既存の道路や、それから用水等をできるだけ残す方向で、現在その案を練っているところでございます。したがって、最終的には地権者の皆様にお話をさせていただくと。御理解をいただくということで作業を進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 今のお話ですと、市の方が10月ごろにめどをつけて計画の見直しが終わるまでは、市民の皆さんにはどのような見直しがされるのか明らかにされないという理解でよろしいでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 先ほどお話の中で、地元の方のそういう変更の御要望もあるわけです。そういうものを踏まえて日野市として考えていきたいということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 地元の変更の要望は受けるけれども、変更がない地域が、例えば大きく変わる地区に当たっている場合に、住民の方は今まで発表されている現在の、昔の計画の換地計画で将来設計を考えていらっしゃる、そういう場合もあるわけですね。それで満足されている場合には要望はないというふうに思うんですが、そういう方には10月の発表があるまで、どういう見直しが行われたかということは伝わらないということよろしいですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 先ほどお話しさせていただきましたように、見直しをした結果につきましては、基本的には権利者の皆様の御理解が大前提ということになります。したがって、日野市が案をつくったからということではなくて、基本的には豊田南の全権利者の方々の御了解をいただかなければ進まない事業でございますので、基本はそこにとらえております。したがって、案として日野市がつくれますけれども、最終的に決定するのは地権者の方の御了解をいただかなければ決定しないものでございますので、そういうことで豊田南の地権者の方お一人お一人にお話をさせていただき、その中で御了解をいただくということで作業を進めていきたいということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） なぜその地権者の方、それ以外の方にもなぜ計画を10月までに知らせていかなければいけないのかということにこだわるかといいますと、区画整理事業というのは住民の暮らしや将来設計に大きく影響してきます。計画が先送りされて不安定なままで今まで住民は暮らされていらっしゃるわけですので、これからさらにその状態のままで放置をしていくというわけにはいきません。特に、将来の見通しが得られるような丁寧な説明、それから事業開始から長期間たっておりまして、住民の年齢や生活の様式、それから地域での要望にも変化が生じております。

特に、区画整理を始めた当時40代だった方たちは70代に差しかかり、年金暮らしの方も多くなっています。そうした方たちにとって、移転、再建というのは本当に大きな負担です。本当に不安が募っている、そういう状態にあります。また、仮設の住宅に長く住んでいる、そういうようなことになるのだろうか、仮設に住んだままでお葬式は出したくないという声もいただきました。

また、区画整理がなかなか進んでいけないために手持ちの土地の活用ができないという、早く進めてほしいという声もありました。それから、建て替えをしたいと思っているんだけど、移転先と今の土地との形が違うんだけど、このまま建て替えられるのだろうか、そういう方もいらっしゃいます。こういう方にとって、大幅な見直しがあるということを10月まで知らずに、今知らされている形で建て替えをしたら大変なことになるのではないかというふうに思うんですが。

それからアパートに住んでいらっしゃる方からは、移転後そのアパートがどうなるのか、自分たちには何の情報も地権者でないからということで与えられないのだけれども、

本当にそれでいいのかどうか、そういう声も寄せられています。

今回、面の整備について大きな見直しもかけていく、高台については大きく変更もあるということです。この機会をとらえてぜひ住民の方たちの中に入っていただいて、地権者、そうでない方にかかわらず丁寧に話を聞いていただいて、市長もよくおっしゃっています市民参画で、ぜひまちづくりの計画の見直しというのを進めていただきたいというふうに思うんです。区画整理の場合には、多くの皆さん、意見が違いますので、市がたたき台を出しても、それを大きく変更していくというのは大変難しい作業だというふうに思います。だからこそ見直しの段階から住民の方に入っていただいて、市の誠意も示しながら話し合いを進めていくというのが大切ではないかというふうに思います。

今回の見直しの場合には、ぜひこれまで蚊帳の外に置かれていた地権者以外の住民の方にも、まちづくりについていろいろ思っていることがあるというふうに思いますので、そうした声をぜひ機会を設けて聞いていただきたいというふうに思うんですが、今回の見直しの中でその住民の声をどのようなとらえ、またどのようにその情報を公開していくのか、お伝えしていくのか、そのところを聞かせていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 区画整理事業を進めていくのに、基本的には事業を進めていく中で個人の負担というのは発生しないものでございます。したがって、区画整理事業でまちづくりをする中で個々の権利者の方が御負担をするということは、区画整理事業ではございません。ただ、御迷惑としておかけするのは、事業が長期になることによりまして、やはり精神的に、いつ自分の家や建物が移転になるのか、いつ道路ができるのか、そういう部分での精神的な御負担はおかけするというふうに思っております。ただ、金銭的な御負担については1銭たりともかけません。そういうことで事業を進めております。

それから事業の進め方の中では、先ほど私の方で、既存道路もしくはそういうものの既存の道路を利用した形での見直しというお話をさせていただきましたけれども、それは先ほどの質問の中でもありましたように、例えば従前地と重なっていない換地というのがいっぱいあるわけでございます。そういう中で、既存道路を使うことによって元の土地と同じようなところに換地するということもできますし、そうなれば建物を新たにつくることも可能になるという部分もございまして、そういうものも踏まえまして、できるだけ既存道路等で変更の見直しをしていくというのも一つあるわけでございます。

それから見直しの中で、土地利用とかそういうものについては、非常に現在、土地利用ができないというお話でございますけれども、基本的には1回発表したものについても大きく見直しする用意はございますし、それから現在ある土地利用できない部分につきましても、区画整理事業地区の中の制限の緩和等も今現在行っておりますので、そういう中で土地利用もできるような方向で協議をしていただければ、私どもの方としては対応させていただくということで、現在事業を進めているところでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） あと、住民の方にどのように情報を伝えていくのか。今回の見直しの内容を伝えていくのか。それから住民の声をどのように拾うかというところを再度お尋ねしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 基本的には、区画整理事業の場合には審議会がごさいます。その中で審議委員さんが選出されているわけでございますけれども、まずその審議委員さん。それから各事業地区につきましては、各地区の便りを出しております。豊田南であれば豊田南の区画整理便りを毎年発行しております。そういう中で、まず情報提供するというのが一つございます。

それから、先ほど言いましたように、換地の変更に伴います内容につきましては、全体の説明会等を行いまして話をさせていただくということで、そういう中で情報の提供はしていきたいというふうに思っております。

それから個々の部分につきましては、その後の換地等の発表の中で個々の説明をさせていただくということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 各地区の便りを毎年発行されているということですが、それは住民全員に届けられるのでしょうか。それから発行は年何回ぐらい発行されているのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 便りにつきましては年2回ということですが、発行につきましては、地権者の方を対象に行っております。それから借地、借家の方につきましては、できれば地権者の方からというお話はさせていただいておりますけれども、自治会等についての回覧も現在お願いはしているというふうに理解しております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君）　　というふうになりますと、地権者以外の方は大家さんが回してくれるか自治会が回してくれない限り情報は伝わっていかないということになるというふうに思います。実際、今回私が聞き取りに入った限りでも、やはり年2回の便りを発行されているにもかかわらず、住民の中にその区画整理の事業の計画の進みぐあいか、具体的な計画がどうなっているのか、そうしたことが周知徹底されていないように見受けられます。そのことが住民の方の不安を招いているように思うんですね。今回お伺いした中で、このように計画が今進んでいますとお話しすれば、ある程度の不安は解消されるんですけども、そこが年2回発行の地権者の方への各地区の便りというところの弱さではないかというふうに思うんですが、ぜひこうした情報は全住民を対象に配布をしていただきたい。

それから、自治会などでもぜひ説明会等を開いていただいて、今回見直しがあるということをお機会にぜひ住民の中にも入っていただいて、特に自治会などを窓口にしていただいて入っていただくような努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、ぜひ相談窓口のようなものを設けていただいて、その換地の個々の発表の中で、後で相談に乗っていきますということでしたけれども、ぜひ住民に公開されたような形で窓口を開いていただいて、地権者以外の方でもそうした要望や相談が受けられるようなことを開かれたような、そういう姿勢をぜひ示していただきたいというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君）　　区画整理事業を進めていく上では、先ほどお話しさせていただきましたように、地権者の御理解がなければ進まない事業でございます。したがって、これは豊田南地区だけではなくて、市施行6地区につきましては、すべて最初の都市計画の段階から説明会を数多くやらせていただいております。その中で、例えば豊田南、西平山であれば、説明会と合わせて臨時まちづくり事務所の開設も行っております。その中で数多くの個別説明会も行っておりますし、地権者の方に御理解をいただくような説明をさせていただいております。その中に豊田南の便り等を発表しているわけでございますけれども、これらの事業を進めるに当たりましては、説明会や、それから個別説明会を数多く行いまして、地権者の御理解と御協力を願っているところでもございますので、今後地元からの話し合い要請、そういうことがあった場合については、いつでも日野市の場合には、豊田南に限らず説明会に出席をさせていただいておりますので、そういう中で今後も地権者の御理解をいただくように努力はしてまいりた

いと思います。

ただ、現在、市施行6地区につきましてはそのような方向で、現在地権者の方のある程度の御理解をいただいているということで、事業を進めているところでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 地権者以外の方へはどのようにされていくんでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 周知するように、自治会単位等で回覧ができるような形での対応をさせていただきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 私の団地もそうですが、回覧は1周するのに大体1カ月ぐらいかかることもありますし、本当に周知徹底するのは大変難しいというふうに思いますので、ぜひニュースの発行を全戸配布なり、そういう形でやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 基本的には地権者の方に、地権者の方もしくは所有権をお持ちになっていらっしゃる方、それから借地権を持っていらっしゃる方にお送りはしているわけでございますけれども、借家の方についても周知ということでございますので、そのような方向を検討したいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございます。財政状況厳しいとは思いますが、住民の皆さんの合意を取りながら進めていくということですので、ぜひ市民参画の立場からも、広報とかも活用しながら、ぜひ地権者以外の住民の声も生かせるような形で進めていただきたいというふうに思います。

また、区画整理の事業を促進するというには、起債の利率の引き下げとか、償還期間を長くしていくこととか、高利の起債を低利のものにかけかえていくとか、国の補助金の補助率のアップとか、そうしたあらゆる努力が必要だというふうに思います。

また、起債に依存した体質というのを改めないといけないと、なかなか事業を進めていくというのは難しいというふうに思います。日本共産党はこの間ずっと予算委員会の中でも主張してまいりましたが、新しい財源の確保。例えば道路占用料というのは、適正に課税をすれば毎年数億円の財源も確保するということができます。こうした下水道の事業の促進というのは市民の切実な要求ですので、この事業を財政難だからという理由で

単に先送りをしていくということでは、なかなか住民の皆さんの理解は得られないというふうに思います。市があらゆる努力で財源の確保をして、市民要求を何としても実現をしていくんだという、そういう誠意ある姿勢を市民に示しながら、こういう事業を何としても早期に達成するような努力が求められているのではないかというふうに思いますので、そうした努力を要望いたしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって16の3、豊田南地域の区画整理事業、下水道事業についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後6時20分 散会

4月2日 木曜日 (第10日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第10号)

4月2日 木曜日 (第10日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 川久保友子君

議事日程

平成10年4月2日(木)
午前10時開議

日程第1 一般質問

(議案上程)

日程第2 議案第35号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第36号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

	(継続審査)		(総務委員会)
日程第 4	請 願	第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情 (文教委員会)
日程第 5	請 願	第10-13号	日野市立第三幼稚園の増員に関する請願 (厚生委員会)
日程第 6	請 願	第10-3号	更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求め る陳情
日程第 7	請 願	第10-4号	介護保険制度の準備・施行に関する陳情
日程第 8	請 願	第10-5号	医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療 の充実を求める陳情
日程第 9	請 願	第10-7号	市民生活の快適な環境を求める請願
日程第 10	請 願	第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願 (建設委員会)
日程第 11	請 願	第10-2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破 壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を 求める陳情
日程第 12	請 願	第10-6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対 し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時 避難場所の確保を求めることに関する請願
日程第 13	請 願	第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願 (継続審査議決)
日程第 14	議会運営委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 15	市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 16	行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 17	スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 18	ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件 (請願上程)		
日程第 19	請 願	第10-14号	歩行者横断信号機の設置に関する請願
日程第 20	請 願	第10-15号	「南部診療センター」の建設促進を求める請願
日程第 21	請 願	第10-16号	旭が丘一丁目の子供広場(緑地)と雑木林のみどり 保全を求める請願

追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件

追加日程第1

午後4時50分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって——（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） 御案内のように昨日ときょう1日、貴重な時間を棒に振ったわけでございますけれども、議長にぜひお願いしたいことがございます。

実は一部の傍聴人の最近目に余る行動がございます。そこで、ぜひ議長の方から代表者会議の中で諮っていただきたい件がございますので格段なる御配慮をいただきたいんですが、実は傍聴席に入るところに「傍聴席での遵守事項」というのが6項目書いてあります。これは読み上げますと、「議場における言論に対し拍手等、公然と可否の表明をしないこと」。2点目が「談論、放歌、高笑をしないこと」。3点目が、「はち巻、腕章の類をし、示威的行為をしないこと」。四つ目が、「飲食、喫煙をしないこと」。五つ目が、「写真、映画の撮影及び録音等をしないこと」。最後に、「その他、議場の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をしないこと」というふうになっております。これを破って公然としている傍聴人がおります。最近、特に目に余る。

そういうことで傍聴人の方は名簿を6階の議会事務局で記帳するわけですが、あそこには「傍聴人名簿」というような記載しか書いてないんです。ですから、できればその下に、ここに書いてあります遵守事項。特にその中でもって必ず規則を守る。守らない場合には議長の指示に従う。このぐらいの文書をつけて、ぜひ次回の議会からはその下にひとつ記帳していただく。当然のことでございますので、それをぜひお願いしたい。できれば、議会だよりを発行していますから、一部に曲げられて一部の議員の妨害行為によってこんなふうになったと言われては困りますので、ごくごく常識的なことでございますから、それを議会だよりに掲載していただければ特に幸いです。

ぜひ議長をして代表者会議の中で御検討をいただきたく、お願いいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） ただいまの奥住日出男君の発言の趣旨に沿いまして、また代表者会議を通じまして検討してまいります。

本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（内田 勲君） 本日、議会運営委員会を開会し会期の件について審議をした結果、会期を1日追加し4月3日までと決しました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期を4月3日まで1日間延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、4月3日まで1日間延長することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時56分 散会

4月3日 金曜日 (第11日)

平成10年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第11号)

4月3日 金曜日 (第11日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画財政部長	楨島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民部長	中里正市君	生活文化部長	宮本寿君
環境部長	野中勝美君	都市整備部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
病院事務長	高野英男君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
上下水道部参事	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	大沢百代君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 川久保友子君

議事日程

平成10年4月3日(金)

午前10時開議

日程第1 一般質問

(議案上程)

日程第2 議案第35号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第36号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

	(継続審査)		(総務委員会)
日程第 4	請 願	第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情 (文教委員会)
日程第 5	請 願	第10-13号	日野市立第三幼稚園の増員に関する請願 (厚生委員会)
日程第 6	請 願	第10-3号	更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求め る陳情
日程第 7	請 願	第10-4号	介護保険制度の準備・施行に関する陳情
日程第 8	請 願	第10-5号	医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療 の充実を求める陳情
日程第 9	請 願	第10-7号	市民生活の快適な環境を求める請願
日程第 10	請 願	第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願 (建設委員会)
日程第 11	請 願	第10-2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破 壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を 求める陳情
日程第 12	請 願	第10-6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対 し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時 避難場所の確保を求めることに関する請願
日程第 13	請 願	第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願 (継続審査議決)
日程第 14	議会運営委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 15	市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 16	行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 17	スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件		
日程第 18	ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件 (請願上程)		
日程第 19	請 願	第10-14号	歩行者横断信号機の設置に関する請願
日程第 20	請 願	第10-15号	「南部診療センター」の建設促進を求める請願
日程第 21	請 願	第10-16号	旭が丘一丁目の子供広場(緑地)と雑木林のみどり 保全を求める請願

本日の会議に付した事件
日程第1から第21まで

○議長（馬場繁夫君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問17の1、市民の願いに応えた介護保障を実現するために～介護保険法の実施を前にして～の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（板垣正男君） 一般質問を行いたいと思います。

初めに、先般の一般質問の中で社民党・佐藤洋二議員が日本共産党についてあれこれ述べておりました。日本共産党の発行したチラシに関係しているようでありますけれども、事実に基づいた報道なり内容ばかりであります。今ごろになってあれこれ言われても何ら通用するものではないことは、もう明白であります。もし、あれこれ言いたければ、それはみずからの党の土井党首にでも言ってもらって、国政におけるさきがけや自民党との連立による消費税率の引き上げ、あるいは医療の国民負担の増加などによる今日の不況をもたらした最大の原因の問題こそもっともっと発言されるべきではないかと思うわけでありますので、そのことを一言申し上げておきたいと思います。

それで私の通告いたしました「市民の願いに応えた介護保障を実現するために……」という表題で質問を行うわけであります。今議会でも各議員何人かの方々から質問が行われてまいりました。2000年4月からの介護法実施を前にいたしまして、市民そして国民全体が強い関心を持っていることでもあります。私も日本共産党の見解などを含めて、より一層市民の願いにこたえた介護の保障体制ができるように市側の考えを伺ってまいりたいと思います。

私の質問の内容は、保険法の趣旨や、あるいは特徴点そしてその介護の基本的な仕組み。また法の実施を前にいたしまして現行の福祉のあれこれの施策を後退させないという立場で、今何を取り組んでいくか、いかなければならないかといったことなどを基本にいたしまして質問を行ってまいりたいと思います。

初めに、介護保険法のつくられましたその背景や法の趣旨、そして具体的には国や市町村・自治体の役割。そしてその責任がどのようにあらわれてくるのか伺いたいと思います。

二つ目には、その介護保険法のもとで行われます具体的な内容にわたってであります

が、現状と法が実施された場合のその問題点あるいは格差が生じないかどうか。これらの点を明らかにしていただきたいと思うわけであります。

その一つに、ホームヘルプサービスはどのように変わっていくのか。予算委員会の審議等を通じましても、これまでの国の補助制度が人件費補助から事業費補助へと変わるという基本点の説明もありました。改めてホームヘルプサービスの違う点がどういうふうにあらわれてくるか説明いただきたいと思います。

二つ目は、訪問入浴サービス。これは今度、保険の対象になってサービスの対象にもされるということになるわけであります。この制度が現行とどのように違ってくるのか説明いただきたいと思います。

3点目には、デイサービスがどのように変わるのか。御承知のようにショートステイ、デイサービス、ホームヘルプサービスというのは3本柱の重要な施策をなしているとも言われているわけでございます。

そして4点目に、ショートステイ。現行との違いを明らかにしていただきたいと思います。

5点目には、訪問看護制度が医療保険のもとで行われておりますけれども、新たに介護保険の対象になると伺っております。現行との違いがどのように変わっていくのか明らかにしていただきたいと思います。

6点目は、訪問、通所、リハビリ。医療保険から介護保険に移行されるに当たっての問題点はないのかどうか伺いたいと思います。

7番目には、居宅療養管理指導。いわゆる訪問医療のことではありますが、歯科も含めて介護保険に定着させることができるのかどうか説明いただきたいと思います。

8点目には、痴呆の対応型グループホーム。対象とはなっていると伺っておりますが、その内容が明らかになっているのかどうか説明いただきたいと思います。

9点目は、特定施設入所者生活介護。いわゆる有料老人ホームやケアハウスでのホームヘルパー派遣も可能になると伺っておりますが、どのようなものになっていくのでありましょうか。

10点目に、福祉用具の貸与、購入費の支給、住宅改修費の支給などの対象がどのように現行と変わってくるのか。サービスのレベルアップが図れるのかどうか明らかにしていただきたいと思います。

11点目は、ケアプランの作成。いわゆる居宅の介護支援、サービス計画の作成の問題であります。ケアプランの作成の中心点は何か。留意すべき点は何かなど説明いただき

たいと思います。

12点目に、特別養護老人ホーム入居者。これは保険の適用によってどのような変化が生じるのか。あるいは現行のまま適用されていくのかどうか関心の高いところであります。

以上要点、わかりやすく説明いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） お答えを申し上げます。

1点目の介護保険にかかります制度の背景、法の趣旨、国、自治体の役割ということでございますけれども、現在の高齢者介護の状況でございますが、御承知のように、急速な高齢化の進行と少子化それから核家族化。このような状況の中で、家族による介護力の低下が出てきておりました、在宅介護の限界といえますか、いろいろ問題が発生しておるわけでございます。また社会的入院の増加や、年々増大する医療費の問題等に対応するために社会保険方式を導入し介護を社会全体で支える仕組みを創設するために制定されたというふうに認識しております。

それから、現行の社会福祉制度におきましては公費を財源といたしましてサービス内容や提供する機関について行政が措置として決定をしておりましたが、介護保険制度は要介護者がみずからの意思でサービスの利用を選択でき、ニーズに即した介護サービスが総合的、一体的に提供される利用者本位の制度ということでございます。高齢者の能力に応じまして可能な限り住みなれた地域で安らかに老後が過ごせるように社会的支援を行う仕組みというものでございます。

それから、国、自治体の役割についてでございますが、介護保険の保険者は住民に最も身近な行政単位であります区市町村ということで、区市町村が担うということでございます。それから、また区市町村につきましては保険料の徴収や介護が必要かどうかの認定等を初めといたしまして、主たる役割を保険者として担うわけでございます。国や都道府県の役割といたしましては、区市町村の負担を軽減する、補うために、財政的、実務的な面での支援をすることということになっております。また介護保険制度が始まりますと要介護者は認定区分によりサービスを受けることができますので、そのサービス要求に十分対応ができるようにサービス基盤の充実を図る責任が出てくるわけでございます。

それから大きな2点目でございますが、個々の具体的なサービスにつきまして導入後の取り組み変化につきましての御質問でございますけれども、介護保険につきましての

御質問、これまでもいただいておりますけれども、そのときもお話を申し上げておりますが、いまだ明らかになっていない点が多うございまして、そのような中での御答えになりますことを御理解をいただきたいというふうに思います。

介護保険の対象となるサービス、12項目ほど御質問をいただきましたが、まずホームヘルプサービスの関係でございまして、現状の介護保険方式から、お話にございましたように、事業費補助方式という形に変わるわけでございます。これは導入前でございますが、今までも御説明させていただいておりますように10年度から制度移行いたしまして取り組んでまいるといってございまして、内容といたしましては、時間的な単位が短縮される、扱いが。そういうふうに変ってくる。あるいは身体介護と家事援助によって保険給付に差がつけられます。また身体介護は2級以上のヘルパーでなければ介護はできなくなるというようなふうになってまいります。

それから、デイサービスの関係では、要介護認定による要介護度によって保険給付が異なっております。受け入れ施設の事情によっては、利用者の希望する施設が選べない可能性があるというふうに思います。

それから、ショートステイでございますが、ショートステイは内容的にまだ不明でございます。

次に訪問看護やリハビリ、それから老人保健施設、療養型病床群などにつきましては健康保険事業から介護保険事業へ移るわけでございます。

それから、特別養護老人ホームにつきましては介護度のランクによって費用が変わってまいります。現在の本人及び保護者の収入による費用徴収がなくなるかわりに、だれでも1割プラス食事代の負担まで、これが徴収されるわけでございます。

また、元気になられた高齢者は退所するということになります。現在、入所中の高齢者で介護度が低く、在宅生活が可能と認定される方につきましては、5年間のうちに退所することとなっております。

また、新たなサービスとしてケアプランの作成というサービスがあるわけですが、これは利用者負担はございません。

御質問いただきました項目すべてについてのお答えにはなっておりませんが、現在、私どもが情報をキャッチして、わかる範囲でのお答えをさせていただきました。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 介護保険法のつくられました背景や法の趣旨、また国や自治体

の役割についての説明がありました。

今の説明に加えて私がとらえたものとしたしましては、1994年、国としての初めての介護保険制度の創設を打ち出したのがその年の4月、厚生省の高齢者介護対策本部が設置されてからであります。そして'96年の5月に厚生省が介護保険制度の私案を発表いたしまして、いわゆる措置制度から保険制度に変えていくという考え方が具体的に打ち出されてまいりました。以降、法案の大綱作成から、国会提案いたしました法案、そして衆参両院での審議が続けられてまいったわけであります。昨年12月、衆議院多数で可決され、2000年の4月から発足する、こういう経過をたどったと思います。

高齢者の人口増に見合う社会保障関係の支出を抑えて、むしろ社会保障へかかる予算を減額した政府の目的のもとで、相互扶助の精神を取り入れた保険制度が打ち出されたというのが真相ではないかと思うわけであります。

昨年の6月4日の新聞報道によりますと、その前日、政府の財政構造改革会議が開かれまして最終報告が確認されたものであります。その中で、社会保障費を抑制することが打ち出されております。この中に、高齢化等に伴う当然増が見込まれる経費であるが、集中改革期間中は当然増に相当する額を大幅に削減することとするという内容が盛り込まれたわけであります。国民の願うのは、社会保障費をもっと増額して、より行き届いた介護の制度を望んでいるにもかかわらず、政府は逆に、社会保障関係の歳出を抑制するという方向を打ち出したわけであります。ここに従来の税による措置という福祉制度を抜本的に変えて、相互扶助の精神を取り入れて、従来の社会保障を切り捨てるという、こういう方向にこの法案がつくられたものであります。国会での審議でも幾つかの点が指摘され欠陥法だと批判されているわけではありますが、保険は40歳以上、65歳以上は5段階の保険料になって、平均2,600円の支払いを義務づけられたわけであります。

この法案の審議に当たりまして、日本共産党は昨年の11月から、保険あって介護なしの介護保険法案を廃案にして、抜本的につくり変えるよう提案をいたしておりました。例えば高齢者、低所得者からは保険料を徴収しない。療養は無料とする。保険料の滞納に伴う罰則は廃止するなど、8項目の具体案を示して政府に法案のつくり変えを要求してまいりました。そして12月9日、本会議での採決を前にいたしまして、この法案に対する反対の討論を行ったわけではありますが、その一つの理由が介護の基盤整備についての国の責任が明確にされていない。二つ目の理由は、介護保険の導入で国の負担を3,700億円、市町村負担を1,600億円削減する一方で、国民に大幅な負担増を求める内容になっ

ていること。三つ目は、要介護認定が問題を残しているということなどを柱とする理由で反対いたしました。そして一昨日であります、国会で多数で可決され、2000年からいよいよ発足するという内容であるならば、より国民の望む法案の内容に変えるように緊急提案を行って、2000年まで少なくとも幾つかの点で変える必要があることを発表いたしました。それは、高齢者の生活実態を反映した認定基準であるとか保険料の減免措置、介護サービス整備目標の引き上げ、現行の福祉水準を後退させないことを内容とするものであります。これは地方自治体の要求や、広く国民の願っている内容とも合致するもので、自治体、国を問わず、その実現のために努力をしなければならないと提案しているものであります。

さて、具体的な内容について先ほどわかっている範囲で説明がありました。そういたしますと、私が質問した中で大部分がわかってないということになるんですね。私が伺ったり、あるいは調べた範囲だけでも大体方向は明らかにされているようでありますけれど、市の説明に沿って幾つか問題点になるような点を指摘してみたいと思います。

一つは、ホームヘルプサービスの問題であります。今議会でも論議がありました。この4月1日から制度を切りかえるということで、対象の住民には説明が行われておりましたが、従来の制度の単位での時間。1時間単位で30分ずつ延長して2時間とするということは余りにも機械的ではないかという批判があるわけであります。一体、この派遣の単位でいいのかどうか。さらに検討を要することではないかと思えます。

訪問入浴サービスは、現在、国の補助制度はないと思うのでありますが、今度は保険の対象になったわけですね。保険の対象になって、じゃあ全体がよくなるのか、あるいは保険の対象にはなるけれど、現行とは余り変わらないというようなことなどが、利用する側としてはあるのではないか。1割の負担金によってどのような現在の負担増に変わっていくのかなども今後明らかにしていかなければならないと思えます。

デイサービスやショートステイ。これらは重要な福祉施策でもあります、特にショートステイは年間一、二回の利用というような基準があるようであります。実際、寝たきりを抱えている家庭では、年間一、二回のショートステイでは間に合わないというのが実態ではないかと思うわけありますから、これは利用者の声をよく聞いて、もっと回数を多く利用できるように改善する必要があると思えます。

訪問看護は、現在、1回250円の実費支払い、週3回まで受けることができるような制度になっておりますが、これが介護保険ではどのように変わっていくのか。患者は一切医療保険の適用は受けることはできないのかどうか。今後もっともっと明らかにする

必要があると思います。

さらに特別養護老人ホーム入居者。保険適用になって最低4万7,000円からの負担を行わなければならないと予想されているわけですが、せっかくホームに入ってリハビリなども行って、健康を取り戻す人が退所しなければならないということになりますと、それでは住宅はどういうふうになるのか、あるいは受け入れの家庭は受け入れることができるのかどうか。こういう問題が生じてくるわけがあります。ですから厚生省の示した標準的な基準だけではなくて、これらについての市町村・自治体の取り組みが具体的に求められてくるということになってくると思うわけがあります。

私が今申し上げましたのも全項目にわたってではありませんので、今後よく市でも調査検討を行って、十分市民の要望にこたえることができるようにしていただきたいと思うわけがあります。

次に、ヘルパーの派遣の問題で市側の対応についてただしてまいりたいと思います。現在受けておりますヘルパーの方々の声などは市にもたくさん寄せられていると思うんです。私も伺っておりますし、我々日本共産党市議団にもいろんな方からの声が寄せられております。一例だけ紹介しておきたいと思うんです。母親とその娘が同居しておりますが、母親の年齢は102歳。慢性呼吸不全、慢性心不全、在宅酸素の吸入を行っております。身体障害5級。しかし、元気でもありますので室内はつえをついて歩くことができます。しかし、日常的には寝たきりの状態を続けております。娘さんはもう60歳を超えております。手根管病という手首の病気で両手を手術している。その原因が働き過ぎなのか、膠原病らしいという診断もありますので、それが原因になっているのかははっきりしないままに現在も月1回受診に病院に通っている。週1回、リハビリ。皮膚科にも往診に行くという母と娘が病気を抱えている家庭があります。これまで1週間に、月曜日から土曜日まで午前中から午後にかけて3時間のヘルパーの派遣。火曜日は6時間。水曜日は3時間。木曜日も3時間。金曜日と土日も午前9時から15時までの6時間のヘルパーの派遣を受けておりました。年収も少ない遺族年金と厚生年金で、医療費が1年間で昨年かかったものだけでも144万円余りの医療費を支払っております。生活ももちろん楽ではないという具体例には、一体、今度の新しい制度では何時間のヘルパー派遣になるのでありましようか。具体的な事例で説明いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 今、事例を挙げられましての御質問でございますが、制度開始前、半年ぐらいから制度にかかる認定をしていくわけでございますけれども、現在、

きちんとした認定の作業ができることがございませんので、そういう中でございますけれども、この事例ですと母親、高齢102歳ということでございますけれども、この方が介護保険サービスの対象となるわけでございます。先ほど申し上げましたように、実際には介護認定審査会が要介護の区分の決定を行いましてサービス支給限度額が決まり、その中でサービスを受けるわけでございますけれども、今の時点で、どのようなサービスが受けられるであろうかということになりますと、このような今お話にあったような状況から想定をいたしまして、現在、厚生省のモデル区分に当てはめて考えますと、要介護度の3という、3ですね、3のランクになろうかというふうに思います。これは重度と表示される区分でございますが、内容は食事、排せつ、着がえのいずれも一部手助けが必要になるというような内容からの想定でございますけれども、区分でございますけれども、支給限度額につきましては要介護度3でございますので、月額21万円から27万円程度というふうに今想定がされます。その範囲でのサービスが受けられるということでございます。

そのランクでのサービスの内容ということで例示がされておりますのが、申し上げますと、ホームヘルプにつきましては週7回。訪問看護につきましては週1回。デイサービスにつきましては週3回。ショートステイにつきましては2カ月に1回、1週間という、このような内容でございます。サービスの組み合わせにつきましては本人の意思が尊重されますので、ケアプランによって決められるわけでございますけれども、ただいま申し上げました例えばの例でございますけれども、そんな内容となっております。それから利用料につきましては一律の1割負担ということでございますが、支払いが非常に困難というような状況につきましては、生活保護との関係にはなりますけれども、介護扶助制度の新設。これらのことも制度の中で考えられておるわけでございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 介護保険法が適用された場合のサービスの内容について説明がありました。要介護3というのは、今事例を挙げた人の場合は、ホームヘルプ週7回、これは1時間単位になるんですか。それとも2時間単位ですか。あるいは今受けているような、必要によっては6時間も派遣できるんだという内容ですか。その点を再質問いたしますが、さらに、支給限度額というのが月21万円から27万円というのは、その1割で利用者負担2万1,000円から2万7,000円になるということでございます。

私が先ほど申し上げましたように、この102歳の方はふだんは寝たきりの状態になっ

ているんですね。余り動けないんですよ。用を足すときにだけ何とかつかりながら足すことができるというものなんです。慢性呼吸不全、慢性心不全。在宅で酸素吸入を行っているんですよ。そういう人がなかなか屋外に出ることができない。こういう身体状況なんですね。ですから何項目もあっても、その項目を全部受けられるとは限らないわけです。大事な点は、今受けているヘルパーの派遣の時間を確保できるかどうかということとところがとりあえず最大の要望点、関心事でもあるわけですね。その点はいかがですか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） ヘルパー派遣の時間でございますが、回数で週7回というふうに申し上げましたが、それぞれの時間につきましてはランク、区分が3ということでございますけれども、支給限度額の21万円から27万円というふうな幅もございます。それで、御本人の状態によりまして細かくは決定をされていくもの、認定の内容となるものというふうに現在思っております。

それから、幾つかのサービスの組み合わせがございますけれども、ホームヘルプが御本人は非常に重要といたしますか、望むということでありますれば、他の項目とのバランスによりまして受けることは、ホームヘルプを重点的に行うことは可能かというふうに思います。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 基準の示されたものはあくまでも基準で、そのサービスを受ける人の実態に合わせて多様な対応ができるということじゃないかと思えます。ぜひ、そうあってほしいということになるわけであります。

厚生省の示す基準は、あくまでも基準であります。いわゆる横足しとか上乗せとかという言葉でそれぞれの市町村・自治体で独自に福祉を厚くすることができる、あるいは実態に合わせて横足しや上乗せをすることができるということも示されてあるわけでありますから、その実態把握を正確につかんでいただいて、そして住民や市民の求める対応を行うことが必要ではないかと思うわけであります。

4月から、ホームヘルプ派遣の制度を介護保険法の実施を先取りした形で、この4月から移行するということが表明されておりました。そして現にヘルプサービスを受けている住民に対する説明も行われているようではありますが、3月中に新しい制度に移行が既に行われている例もあるんですね。これは4月1日からだと私たちは説明を受けているんですが、もう既に3月から新しい事業費補助制度に移りますよということで制度移行されてしまうという事例であるとか、あるいは今私が例として申し上げました方には、

午前中2時間、午後2時間しかヘルパーを派遣することはできません。こういうふうの説明されているんですね。しかも、その説明が非常に唐突で準備の期間もなく、3月の半ばごろ、市からの説明があって4月1日からこのように変わりますよというような説明の仕方が行われていたのではないのでしょうか。これは、すべてだとは私は申し上げませんが、少なくともこのような非常に短時間で、いきなり制度を変えるという事業変更の説明ではなかったかと思います。しかも地域の民生委員や、あるいはヘルパー自身も、まだそういった正確な説明を受けないままに、住民に先行して市からの説明が行われて、十分理解されないままに制度の変更を受けざるを得ないということになった方々もおられるわけでありまして。これは、そうした声を聞きながら市の対応も改善していただきたいと思うわけでありまして。

これまで苦情を寄せられたことなどを含めれば、市でも当然検討が行われなければならない内容のものでもありますし、102歳という長寿の方に対する対応もそれなりに事務的ではなくて、十分実態を考えた対応をお願いしたいと思うわけでありまして。この方は最近の制度の変更などが行われるというようなことなどが家族の間で話がされている。あるいはヘルパー、市のケースワーカーなどの話は間接的にやっぱり伝わってくる。その状態もいろんな影響を受けるわけですね。もともと持っている病気が慢性呼吸不全とか心不全でありますから影響がないはずはないんです。102歳になった今、こうした高齢の方に安らかな毎日を送ってもらおうという点からも、こうした対応の仕方についても十分配慮をしていただきたいと思うわけでありまして。

それから、ヘルパーの派遣回数の少なくなってしまうという例はこれだけではありません。こういう例もあるんですね。84歳の女性の方であります。病気になって入院して、退院後、1週間に2回なり3回の訪問看護を受けて足踏みやリハビリ体操、ポータブルトイレなどへの移動も少しずつできるようになって、やがては外に出たい、お風呂に入りたいという希望が出されるようになりました。入浴の介助もできるようになって、これからはかなり自分自身も自立した生活ができるかなと思うようになって訪問看護の回数を週1回に減らしたら、すぐ症状が悪化して、もとの週2回から3回の訪問を行うようになったらまた体調も改善されてきたという例なども聞いております。そうした場合のヘルパーの派遣の回数というのは非常に大事なものになってくるわけです。1回の調査員の1時間程度の調査だけではなかなか把握し切れない。そういう前後の症状や、あるいは訪問看護の回数、看護婦の手厚い看護なども含めて、本人の身体的な変化あるいは家族を含めた改善をされるような状況をつくっていくということが含まれるわけで

ありますから、十分この辺の検討は抜かりなくやっていただくということを申し上げておきたいと思います。

さらに、非常に大事な点だと私は思うのでありますが、次の五つについて質問を行います。

法の趣旨は、利用者がサービスを選択することができるということを基本にしているということを繰り返し厚生省などはPRしております。じゃあ、ある施策に利用者が集中した場合、それを十分受け入れることができるような対応が、体制が2000年の4月にはでき上がっているのかどうかということですね。希望が集中した場合、どうするのか。

二つ目は、例えば民間の施設などで料金別の選別を行わざるを得ないようなことにならないかどうかということですね。例えば介護の度合いによって支給額や利用額が違うわけですが、症状の重い人はそれだけたくさんの人手がかかるようになるでしょう。そういったしますと人件費は非常に高騰する。あるいは低料金の場合は収入が場合によっては少なくなるかもしれないという懸念などいろいろと言われているわけであり。こうしたことの心配はないのかどうか。

それから希望する利用者数の絶対数に応じた供給側の、絶対数が2000年の4月にまで十分でき上がっていくのかどうか。この辺の見通しを伺いたいと思います。

5点目に、日野市の介護保険の会計規模、財源の内訳、支給額はどのくらいになるのでしょうか。

以上、5点、改めて伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） 一つ目の利用者が集中した場合ということでございますが、介護保険制度ではサービスの内容の組み合わせにつきましては、サービス支給限度額内において利用者が利用者の意思によってケアプランの作成がされるわけでございます。サービスが集中した場合の対応ということにつきましては、ヘルパー派遣サービスで申し上げますと、現状では充足はされておりますが、利用者が一挙にかなり増加をした場合という想定ですと、ケアプランの中で派遣時間帯の調整というようなことも想定がされるわけでございますので、サービス提供者の拡大を図る必要があるというふうに思います。

また施設サービスの利用につきましても、利用者の事態を把握いたしましてニーズに合った基盤整備を現在進めておるところでございます。受け入れ対応ができるように準備をしまいたいというふうに考えております。

それから料金、段階別の料金によりまして受け入れ施設側の選別と申しますか、対応の危惧でございますが、料金の段階がございますので、施設側、指定業者としても入所者の内容によって経営面や受け入れ体制の整備、これらに影響が出てくることも考えられるわけでございます。介護保険制度では、従来の施設サービスから在宅サービスへと移行する方向となるために、施設側も相当な決意と申しますか、取り組みを持って対応するというふうに思われます。行政側も認定された方が希望する施設に入所ができるように指導、調整と申しますか、そういうことも可能な範囲でやってまいりたいというふうに考えております。

それから利用者の数に応じた供給側の体制のことでございますが、サービスを提供する体制の確保は、これから介護保険の事業計画の策定をするわけでございますが、これは各年度ごとの事業量をサービスごとに見込むわけでございますが、その中でサービス事業者の確保や施設の整備を図っていくわけでございますが、在宅サービスにつきましては24時間巡回型のホームヘルプサービス事業や、先ほどお話がありました事業費補助方式を導入し、サービス提供者の拡大を図りつつ準備を進めておりまして、対応できるように諸準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから施設整備につきましても2000年を目途にいたしまして特別養護老人ホーム、老人保健施設、在宅介護支援センター、在宅サービスセンター、訪問看護ステーションなど、民間の活力を導入しながら進めてまいります。そういう取り組みの最中でもございます。

それから最後の会計の関係でございますけれども、会計規模、特別会計を設置いたしまして、その規模でございますが、平均の保険料が、今、月額2,500円というふうに試算をされております。この保険料の額を持って全体の会計規模を推計いたしますと、日野市の場合では約42億円が見込まれます。それから、これは財源といたしましては保険料が50%の、公費が50%という内容での財源構成でございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 今質問を行いました最後の点の会計規模、42億円になる。保険料50%、公費50%のそれぞれ負担割合ということではありますが、私は、支給額の割合はどのぐらいになりますかということも聞いたんですが、答えがなかったということであれば、今後よくまた試算も行っていただいて、後で結構ですから教えていただきたいと思っております。

42億円の保険の会計規模になるということでもあります。相当の金額になってまいりま

して、保険料が半分、国・都・市の割合が50%ということになっていくものと思います。このうちの支給額は恐らく42億円全部一遍に初年度から使うということはないと思うんですね。対象になる人は保険を掛けた人の、やっぱり何分の1かになっていくということに予想されます。しかし、だんだんだんだん制度が定着してまいりますと対象も当然広がってくるということにもなっていくわけでありますから、この程度で済むかどうかということも心配されていくわけであります。

これまで私が質問を行ってまいりました点で大事なことだと思ふことに、法の趣旨の中で、市町村の役割あるいは国の役割で、基盤の整備や充実がある。こういうふうの説明がありました。それから今、利用者が集中した場合の対応は、サービス提供者の拡大を図っていくということによって対応すると説明がありました。さらに、施設側の料金別の選別の懸念については調整するという説明だったと思います。ですから、サービス基盤の充実健康保険だけではなくて老人保健計画、福祉計画によっても当然それはカバーしていかなければならないわけでありますし、また計画を充実させるということも必要になってくるわけであります。そして、サービス提供側の拡大、十分、利用者の要望にこたえるだけのものにするということになってくると思います。

この法の趣旨は、市町村の役割、自治体の役割が総合的な調整能力が今度は求められてくるということも言われてくるだけに、今部長の説明であったことなどが恐らく東京都や国の責任もありますけれど、市の段階の責任も一層高まってくるということになってくると思います。

それで、例えばヘルパーの派遣をもっと欲しい。しかし、ヘルパーがいないといううなことになるのは困るわけであります。これをどうするかということも当然考えられておることと思いますが、例えば身体介護に携わるヘルパーは2級の資格を持っていないといけないという条件や資格も示されております。1日付の広報で、日社協が行います「ホームヘルパー・施設介護職員養成講習2級課程受講者募集」の要項が発表されておりますが、申し込みが殺到しているというふうに聞いております。これはある面ではいいことじゃないかと思うんですね。もし定数割れするような申し込みが少なかったら、これはヘルパーは確保できないということになっていくわけですから、30名の定数をはるかに超える人たちが応募をする。それにこたえるような受講体制をつくるということが、これは当然市側に求められると思うんです。従来、福祉事業団で行っているものを、今年度から日社協で行うようにいたしました。介護保険法との関係で、これもまた一層市民の関心の高まっているところであります。この点だけとりあえず伺いたいと

思うのでありますが、ヘルパー養成枠をもっと広げる、あるいは、こうした機会を今後つくっていくということが必要ではないかと思うのでありますが、この点はいかがですか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） ヘルパー講習の枠の拡大といいますか、御質問でございますが、現在、平成9年度におきましてもそうですけれども、30名ということで実施しております。講習を行うのに適正な規模と申しますか、それから大きくは実習がとて、市内だけでやるわけではございませんけれども、なかなか一どきに人数対応がスムーズにいかないというような面もございまして、現在30名ということで実施をしておるわけでございますが、他にもヘルパーの講習につきましては、東社協でありますとか振興財団あるいは民間の福祉の方に進出しております企業、こういうところでも実施はしております。

有料ということでかなり額、費用負担の面もございまして、そんな中で、おっしゃるように、応募者も多うございますので、そのようなことも考慮に入れながら今後検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 積極的な対応を行って、希望する受講者に機会をつくるということが必要だと思いますので検討を進めていただきたいと思います。

次に私は幾つかの提案を行ってまいりたいと思います。

一つは、この保険事業に対する情報が不足しているのではないのでしょうか。正確な情報をやはり市民に提供する、あるいは公開する。場合によっては広報の特集号を組んで市民に情報を提供する。こういうことが必要ではないかと思えます。

二つ目には、いろんな方がこうした保険事業に参入したい、参加したいという方がおられるかと思えます。こうしたことの相談窓口をちゃんと明らかにする。2階の福祉部でよろしければ、そのようなこともちゃんと明らかにして広報等で案内を出すということも必要ではないかと思えます。特にNPO法の成立によって民間非営利団体、さまざまな活動の分野が今後広がる可能性が出てまいりました。この保険福祉事業にも参入したいという団体や、あるいは組織があるかもしれません。そうした人たちへも門戸を開いて相談や、あるいは事業の参入が容易にできるようにする必要があるかと思えます。

さらに、今後行ってまいります、計画の作成が行われるわけですが、市民参加、当然なことでもあります。馬場市長の言われている「市民参画」、これを徹底して行うこ

とによって、来年恐らくつくられるでありましょう条例にも反映していく必要があると思います。この際の市民参加は、ヘルパーに実際携わっている人あるいは事業者、サービスを受けている人。そうした当事者の声を反映させる必要があると思います。

さらに苦情処理の受け付け。これは都道府県に設けられる審査会で受け付けやその内容が審査されるということになっております。受け付けてから30日以内に返事をしなさいということになっているんですね。みんな、急を要するサービスを受けたいというのに、苦情を申し出たら30日以内ということですから、場合によっては30日ごろ返事が返ってくるということにもなりかねないわけですね。早く苦情の対応が行われるように、市にこうした窓口をちゃんとつくる必要があるのではないかと思います。福祉オンブズパーソン。配置するとか、あるいは苦情委員会を設けるとか、今後検討が必要かと思えます。ぜひ、この市にこうした苦情を受け付ける部門をちゃんと配置する、設置する。要望したいと思えます。

それから、介護支援専門委員と言われておりますケアマネージャーの養成も求められているのではないのでしょうか。これは事業者任せにはいけないということが、これまでのさまざまな分野の検討から出ています。ますます市町村の介護支援専門委員の養成が求められているのではないのでしょうか。これは、福祉月報の広報のことしの2月号でありますけれど、ここにこういうことが書かれているんですね。「新たな消費者問題は生まれぬか」ということで介護保険制度のもとで、さまざまなことが考えられる一つとして、こういう問題提起がされているんです。身近な相談窓口となるべきケアプラン作成機関がサービス事業者の系列下に置かれた場合、過剰な営業活動が行われてしまうことも容易に考えられる。判断能力が低下したら、財産の管理が難しくなったりすることが多い高齢者に消費者被害を受けるケースは今も後を絶たないというわけですね。したがって、こうした事業系列に属さない、いわば中立的な立場で専門委員をちゃんと配置するということが必要だと思えます。これは自治体の調整能力を問われるというところの側面からも考える必要があると思うんです。さまざまな声を集約して、それを全体的に調整する。その際に、やはり専門のこうしたケアマネージャーをたくさん擁しておることが、それだけ十分な調整能力を持つということにもなるわけであります。ぜひ検討していただきたい。

これには財源は十分ある。予算委員会などでも日本共産党市議団、いろいろ提案してまいりました。さらに国の財源配分、予算の配分を現在の公共事業50兆円と言われております。社会保障20兆円と言われております。これは国と地方自治体合わせた予算投資

の比率です。このゆがみを正して福祉への投資をもっともっと高める。このことが必要ではないでしょうか。そして、これは地域経済の活性化という点でも大きな効果をあらわすことは言うまでもありません。こうした地域経済の活性化とあわせて財源の配分を国に要求するということが今後必要になってくると思うわけでありませう。

以上、今私が申し上げました7点について答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君） まず情報公開、情報の提供等でございますが、要介護者側のサービスの選択をするためには、サービス源の情報公開が原則となるというふうを考えます。介護支援センターの窓口を初めといたしまして、お話にもございました相談窓口コーナーの設置、サービスの紹介等をこれらのところで行いたい。それから広報の特集号というふうなお話ございましたけれども、そのようなものも考えつつ情報の提供を図ってまいりたいというふうを考えます。

それから事業への、民間の方の介護事業への参加あるいは事業参加のための行政の相談窓口というようなお話ございました。サービス提供者の拡大を図っていくということは先ほども申し上げましたが、これらのための規制緩和等も進んでおります。民間事業者、非営利団体、地域住民、ボランティアなどの方々の参加も柔軟な仕組みを考え、つくってまいりたいというふうに思います。利用者が自分に合ったサービスを選ぶことができるよう取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、NPO法も成立をいたしたところでございます。福祉や環境などの非営利の活動に取り組む市民団体に法人格が付与されますことによって、新たな事業体としての参加もできるようになったわけでございまして、これらの市民団体の相談にも対応できるよう体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

それから苦情等の関係でございますが、苦情処理につきましては以前にも申し上げましたように、都道府県が設置をいたします介護保険審査会に行政不服審査の受け付けの窓口があるわけでございまして、またサービスの質に関する苦情といたしましては国保連合会が受け持つということになってございますが、被保険者が申し立てをしやすいうように、市町村でも相談ができるように苦情の相談窓口を設置する必要がある、市でもですね。そのように考えております。

それからオンブズ制度でございますけれども、これも福祉オンブズ制度ということで、今後具体的に検討してまいりたいということでございます。

それから、ケアマネージャーの育成でございますが、御指摘のとおりケアマネージャー

の養成が急務でございます。7月初旬に予定されているという試験でございますけれども、講習を受けるための試験が7月の初旬に行われる予定をされておりますけれども、市でもヘルパー、それからケースワーカー、保健婦、看護婦。そういった専門の職の方に、あるいは福祉事業団の指導員、在宅ケア相談員。こういった方々に積極的にケアマネージャーとしての資格が取得できるよう取り組んでいただきたいということで、そのように話をしております。それで必要であろう数の確保をしてみたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 1月20日の厚生省医療保険福祉審議会、老人保健福祉部会で、介護支援専門員の養成の基本的な考えが示されているんですね。ここでは、できる限り幅広く認める方向で資格についても、いろんな条件を緩めるということで方向が示されておりますから、市のこの条件に合う人はできるだけ資格を取ることが求められているのではないかと思いますので、今答弁にありました方向で検討をしていただきたいと思います。

さて、最後になりましたが、市長に伺ってまいりたいと思います。

これまで何回かの市長の説明を伺うことができたのでありますが、今質問いたしましたケアプランの作成ですね、居宅サービス。この場合は事業系列に立った専門員のいろんなプランの作成というのがあると思うのでありますが、このプランを作成する人というのは、先ほど私が102歳の事例を申し上げましたように、いろんな人によって違うわけですね、ケースが。しかも人1人1人の人権を大切にするという立場であるとか、あるいは人としてのいろんな多様性があるということなど十分理解して、しかも専門的な知識を十分生かしていくという立場が求められると思うんです。それだけに私は、市の職員あるいは公的な機関におられる方々のこうした資格を取得して、ケアプランの作成はもちろんでありますが、全体的な調整能力を高めるということが必要ではないかと思っています。

これまでの質問でも明らかにされましたように、この保険法は地方自治体や国の措置制度による福祉の提供ということから大きく転換いたしまして、民間企業などの福祉の分野に参入できるようにしている点であります。しかもサービスがこれら法人や、あるいはその他の企業などの参入によって、大部分それらの企業の市場になってしまうというおそれもあるわけであります。従来市の町村の、地方自治体のサービス提供の割合というのはだんだんだんだん少なくなっていく。あるいはなくなっていくかもしれない、

場合によってはですね。というふうに大きく変化するわけです。そうなりますと地方自治体の役割というのは、ただ保険料を徴収するということに限定される可能性もあるわけですよ。これは果たしていいのだろうか。こういうふうに疑問に思わざるを得ないわけでありませう。

私が時々市長に申し上げておりますように、地方自治法の第2条、地方公共団体の義務、最も大事な点は住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を奉仕するということにあるということを申し上げてまいりました。恐らく市の職員も、職員としての原点に立ち返って考えならば、4月からのヘルパーの派遣制度の変更なども、内心心苦しいものを持ちながら住民に対する説明を行わざるを得ないという人が多いのではないかと思うんです。今まで6時間欲しいと言われていた人に、2時間ずつですよと言わざるを得ないという苦しさがあるのではないのでしょうか。

日野市の職員に晴れて採用されますと宣誓書を市長に提出するということになっております。「私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」というのが、ここに座っておられる職員の皆さんの原点なんですね。ここに立って仕事をすることと介護保険法に基づく低所得者などからの保険料を厳しく、また徴収しなければならないということの矛盾などが恐らくあなた方にも職員の皆さんにも悩みとして出てくるのではないかと思います。

市長が、そうした職員に対してしっかりと地方自治の本旨を体するというを示されなければいけないと思うんですね。そのことを市長は今どのように考えておられるか。この保険法の施行を前にして、あなたに基本的な姿勢を伺いたいと思います。

さらにもう一つは、ある意味では、この法律は恐ろしいということをお前はおっしゃっております。恐らくみずから欠陥内容を持った法律だとお考えになっておられるんでしょう。他の市長にも呼びかけて国にいろんな要請行動もしたいとおっしゃっております。我々もそう思っているんです。議会と市長が共同して国や東京都に要望を行うということと一緒にやろうじゃありませんか。市長の方から議会の方に呼びかけていただいてもよろしいですし、議会側から市長と共同歩調をとろうじゃないかと呼びかけた際に、それを受けて立って一緒に国や東京都に要望に行こうということについて、いかがでしょうか。この2点を伺います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 市民の強い願いのもとに介護保険が具体的に実施をされるにつ

いて、市民の立場に立った保険制度になるように非常に幅広い個別的な分野にわたってのかなり具体的な質問があり、あるいは御提言もいただいたわけであります。

そういう中で市長への質問というような形で、これまた非常に幅広い分野にわたっておりますのでお答えが十分でないかもしれませんが、いろいろな思いを述べてみたいというふうに思います。

まず、その中で私、議員の御質問あるいは御提言をずっとお話を伺っておりまして、まず一つ不思議に思ったのは、財源は十分あるというお話でありまして、財源が十分あるのであれば、極端なことを言えば保険制度というものは必要なわけであります。国も自治体もこの介護保険システムをつくるについて、どこからお金を持ってくるか。これが一番大きな問題だったわけでありまして、これは財源が十分にあるという御指摘はちょっといかなものかなという感じを持ちましたので、そのことがまず前提として御理解をいただかないと、これからの私のお話も聞いていただけないのではないかなというふうに思います。

ずっと以前のことを思い出しますと、平成6年の初めだったと思うんですが、当時の細川総理が福祉目的税といいますか、そういうものを唐突に言い出したことがあります。議員の皆さんも御記憶があると思いますが、あれがまさにこういったこれからの高齢化社会に向かっての介護とか福祉のために、やはり税で対応しなきゃいけないという、彼も非常に苦しい選択だったんでしょうけれども、突然、多分夜遅かったと思いますね、発表したんですね。当時、大議論になりまして、結局はだめになったわけですね。それをもとにして今の保険への、税から保険へというシステムの変換が日本の国会では行われたわけですね。つまり、もともと財源をどこに持ってくるかというところからこのシステムが始まっているということが前提にあるわけですね。

それで申し上げますけれども、私は今でも、やはり税というものによってこのシステムをつくった方がよかったなという認識を持っています。法律がもうできてしまって保険によって、それぞれの被保険者の負担によってやっていくんだというふうなシステムができたわけでありますから、もう今さらこれをどうこうということはできませんけれども、少しでも国の負担といいますか、税による負担をふやす方向をこれから省令ができる段階で我々自治体としては強く要望していかなければいけない。このようには感じているところであります。それをいたしませんと、これまでせっかく培ってきた高齢者の福祉サービスが、つまり自治体ができなくなってしまうといいますか、国や自治体の力じゃなくて、個人の力で全部おやりなさいというような方向になるもの……。

○議長（馬場繁夫君）　ただいま残り時間3分となりました。

○市長（馬場弘融君）　—そう言われますけれども、いろいろ幅広く問われておりますので幅広い背景から言わせていただかないと困るわけで、困っちゃったな、じゃあ、どうしましょうかね。

ともかく国には強く御自分の負担といたしますか、役割を果たしてもらいたいということも強く言い続けることは言い続けますが、共同行動云々というようなこともございましたけれども、私もくどいようであります、殊、日野市の予算につきましてはかなり福祉の分野に充実をさせた予算をつくったわけでありまして、それへの御理解をいただかないということについては少し違ってお考えをお持ちなのかなという認識もございまして、私は私で、これまでの市長とは違って一生懸命動きたいと思っておりますし、これまでも動いてまいりましたし、動くつもりでもあります。そういった点で、今の制度のよくないところを少しでも埋め合わせるような制度ができて、そして公的介護保険が始まるというふうな方向に向けて、ほかの市長さんとも力を合わせていきたいというふうに思っています。

なお、ちなみに申し上げておきますが、市長会でも1月末だと思いますが、また新たな要望書を出しまして、東京都市長会として全国市長会に働きかけをし、再度要望を出そうじゃないかというようなことでやっておりまして、その中には議員も御指摘の、特に低所得者といいますか、そういう方々への保険料負担への配慮というものを十分するように入っていることが入っておりますので念のために申し添えておきたいと思いません。

○議長（馬場繁夫君）　残り時間は1分。

○市長（馬場弘融君）　本当はいろいろもっと言いたいわけですが、残り1分ということでございます。私も、この制度の欠陥を少しでもいい方向に行くべく、市長として、あるいはよその市長と協力をして、あるいは知事さんたちと協力をして国に働きかけをしていきたい。このようには思っております。

○議長（馬場繁夫君）　板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　細川内閣が提唱いたしました福祉税云々については、その後、消費税になってあらわれておりますが、福祉に回す予算が非常に少ない。目的に沿っていないわけです。ですから財源はないということを言うようでありますけれども、予算全体の枠組みを変えるということがあれば福祉の予算を十分確保することはできるんです。

そのことを申し上げておきたいと思っておりますし、地方自治の本旨に立った本来の自治体

職員の役割、これには答弁がありませんでした。結局、答弁ができないということになってしまったのではないのでしょうか。（「時間がないんだよ」と呼ぶ者あり）

以上をもって質問を終わります。（「2問目はどうするんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（馬場繁夫君） 発言時間が終了しましたので、発言を中止してください。

これをもって17の1、市民の願いに応えた介護保障を実現するために～介護保険法の実施を前にして～の質問を終わります。

一般質問17の2、「産業用自動車専用道路構想」を白紙撤回せよと表明されたいは質問時間が終了しておりますので、終了いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、行財政改革の今後の取組みの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔25番議員 登壇〕

○25番（夏井明男君） それでは、お尋ねをしてみたいです。

ここでは今後の取り組みということなんですが、少し、今後の取り組みの以前に、実は行政改革の沿革が、これから議論をするために相当絶えず戻るということがありますので、前回の米倉参事の方から、この辺、概略御答弁をいただいておりますが、沿革について、今までの取り組みについての内容、経過、視点。そういうことについてのお話をいただきたいと存じます。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 行財政改革の経過ということでございます。

1994年、平成6年になりますが、10月に自治省の方から通達がございました。これは地方公共団体の行政改革推進のための内容としては指針が示されたわけでございます。今後の地方公共団体の自主的、主体的な行政改革を一層推進するということの要請でもございました。この指針の主な内容につきましては幾つか具体的なものもござい

ますが、行政改革大綱の策定をなささいというような内容と、庁内のそういう組織をつくって取り組みというようなこと、あるいは、ある程度期間も3年から5年ということを示され、また進行管理を行うんだというような内容が指針の中に入っております。またさらには、大綱、行革を進めるための重点事項というものが6項目ばかり示されたわけでございます。これら指針を受けまして、1995年でございます。平成7年3月に庁内の行政改革を取り組む組織体制といたしまして要綱を制定して推進本部を設置いたしました。これは市長を本部長として、本部員18名それから、そのもとの部会25名。合計43名で推進本部を設置したわけでございます。その後、同年11月でございますが、市の行政改革について必要な事項を調査検討を行っていただくため、学識経験者それから市民代表から成る日野市行政調査会を設置をいたしました。そして、その大綱についての諮問をいたしましたわけでございます。

以降、行財政調査会につきましては7カ月にわたりまして12回の会議を開催し検討協議を重ねてまいったわけでございます。また内部組織の行財政改革推進本部も調査会の動きに合わせまして本部会議を7回、それから部会を14回にわたる会議、検討をしております。

1996年、平成8年でございますけれども、7月1日に調査会より大綱の答申を得たわけでございます。その後、同年9月20日になりますけれども、推進本部で集中的に議論を重ねて基本的な考え方、また施策の体系を示した答申を踏まえた日野市行財政改革大綱を策定いたしましたものでございます。

続きまして同年12月3日になりますが、大綱に基づき、今後、本市が取り組んでいく行財政改革の各項目ごとに改革の内容を具体的に示し、また実施、検討等の計画年度を明らかにした行財政改革を着実に推進するため、実効性を確保するための自主プランでございます推進計画を策定いたしましたわけでございます。

その後、広報に掲載したり、あるいは議会に資料として御提出したり、また勤務労働条件に係る部分については職員組合とも再三協議を重ねてまいりまして手続を行い、特に平成9年度には、予算の資料に御提出したように各項目にわたる措置を講じまして、事務事業の見直し、あるいは定員管理の適正化、人事給与の適正化、さらには使用料等の改定等を実行いたしまして事業の実施を図ってきたところでございます。

また、これからも各年度ごとに具体的な項目につきまして、達成のため計画的に実行をしてきているところでございます。以上が経過でございます。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） ありがとうございます。

前回、議員の方の答弁で馬場市長も、現在の大概それから推進計画については見直し中である。作業中であるということですので、いずれ、この見直し作業が終わった段階で新たに前の市長・森田市長のもとで営々と築かれてきた路線を一応踏襲をして行財政改革を進めていくというお話ですので、それを前提にして見直しの案が出た段階では、また私どもに提示されるというふうに思いますので、その辺についてはまだお聞きをいたしません。ぜひ、素晴らしい案を具体的に出していただきたいというふうに思うわけですが、今、企画財政部長の方で今詳しくくる御答弁をいただいたところですけれども、前の森田市長がおやめになったのが平成9年の4月ですから、今のお話ですと1996年の12月。いわゆる推進本部がつくられて、そのもとで推進計画が策定をされて実行に移った。こういうことだというふうに思います。

その後の実行の中で改革の概要ということで特に公共料金の改定ということですが、大概の中にも、また推進計画の中にも適正、応能、応益というふうな言葉とか健全財政ということを含め、いわゆる公共料金の改定を求める大綱に踏まえて実際の実行に移ったというふうに記憶をしていますが、その辺、どうなのかですね。

さらに経常経費の削減の一覧ということが平成8年度の予算委員会のときに配られたわけですが、これも、いわゆる大綱に沿っての実行の一環というふうに私は理解をしているわけですが、そのように受けとめていいのかどうか。その辺のお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど日野市行財政調査会の会議の経過。いわゆる答申を1995年、いわゆる平成7年の11月から1996年——平成8年の7月までの間の答申の期間、この間、営々と議論を重ねてきたということです。この会長が非常に権威で、また有名ですが、柴田会長ということで載っております。その中には財政部会それから人事給与行政部会ということで二つの部会がつくられているわけですが、会議の経過を詳しく見ますと、先ほど7回ほどというお話があったので、その7回の意味は恐らく手続的なものを省いて具体的な実質的な会議だけを挙げられたのではないかというふうに思うわけですが、記録によりますと第1回から12回まで開かれている。また別に、それ以外に基礎委員会というものが築かれていて、そこでは第1回から第4回まで、まさに答申案の骨子をつくる作業ですが、4月18日から6月20日までということで精力的に行われています。

この中には当然、行財政改革大綱案を市の担当課を中心にして、それぞれの課の知恵を持ち寄って案をつくった。それを土台にして、ある意味ではたたき台にして大綱がで

き上がったというふうに理解をしていますが、そのように理解していかどうかですね。第2点です。

第3点目は、第2回目の調査会の会議の経過の中に、冒頭、使用料、手数料についての話が既に出てきております。案それから大綱を見ましても平成8年度からもう芽を出さなければいけないという議論が森田前市長のもとで議論をされてきております。

これは第1問目の質問に戻るわけですが、第2回目で既に使用料、手数料ということが具体的に具申されていますので、その辺の経過もわかれば教えていただきたい。使用料、手数料ということが冒頭に上がっている。その後で大綱案の説明というふうに入ってきています。財政の現状ですね、給与の制度についてというものも入っております。それから市有財産の処分にまで踏み込んでおります。さらに行政部会では人事の配置、さらには市立病院の現状についても入っておりますし、学校給食、図書館の運営についても踏み込んだ議論が恐らく相当された結果、大綱ということでもとめられたというふうに理解をしています。かなり大綱案から大綱にできるについては、これほど多くの委員の方が参加をされて、これだけ膨大な時間をかけて議論をされていますので、庁内的にはこれが土台となって今進んでいるというふうに理解をしていますが、そのように理解をしいかどうかというふうなところも雰囲気的なことで結構ですが、お示しをしていただきたい。

その関連になるわけですが、その延長線ですが、基本認識としては、いわゆるバブル経済の崩壊以来、長期的な景気低迷の中で云々というふうにあります。この中で、現在、日野市の財政も大きな影響を受け非常に厳しい状況に直面をしていますということで、新しい馬場市長になりまして、私の記憶ですが、2回ほど日野市の財政についての客観的な資料を日野市民の方に多く広く示されたところだと思いますが、こういうふうな認識のもとで行財政改革に取り組んでいるんだというふうに理解をしていますが、その辺、市長の基本的なお考えを伺っておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 行財政改革に当たっての日野市としての積極的な取り組みを問われているわけですが、私も就任以来、前市長のときにおつくりになられた大綱並びに計画をもとにした行財政の改革を積極的に推進をしていかなければいけない。この認識を強く持っているところでありまして、これまでもできるだけ取りかかるところは早く取りかかり、時間がかかるものについては計画性を持って順次取りかかるというふうな方策を職員に対して指示をしているところでありまして、既に幾つか具体的

な問題も出てきているわけであります。

いずれにいたしましても、今議員が御指摘のとおり、これから数年間の日野市の財政状況を考えますと、本当ならばもっと早く取りかかってほしかったというふうな思いはありますけれども、ともかく遅きに失しないうちに具体的などころにかかっていかなければいけないというふうに思っているところであります。

いよいよ平成10年度からは一番課題となっておりました職員の待遇の問題ですね、給与とか、あるいは定数配分。こういった問題にも取りかかっていく必要があるだろうというふうに思っています。これは、ひとり日野市だけではなくて近隣の27市すべて同じような状況でございまして、いずれも平成10年度から、これは当初予算の中で既にそういった問題に取りかかっている市もございまして。そういう面ではやや遅くなっているわけでありまして、職員の待遇の問題を一番初めに解決の方向づけを出しませんと、今、初めに議員の御指摘の市民の皆さんに御負担をいただく料金とか使用料等々の問題にすぐに入っていくというわけにはまいらないというふうに思います。まず内部の待遇を改めていく。それが先決ではないかなというふうな認識を持っています。

そういう中で既にこれまでも行われております一部事業の見直し、あるいは民間委託できるものがどれだけあるのか、そういったもの。さらには効率よく運営できるものがあるのではないかなというようなことで厳しく見入っているところでございまして。まだまだ成果が出ているとは申し上げられませんが、引き続き、あるいはそれまでより以上に強い覚悟を持って、職員とも、あるいは組合とも力を合わせつつ一緒に行財政の改革のために取り組んでまいりたい。こういう決意であります。

○議長（馬場繁夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（槇島英紀君） 使用料、手数料の関係でございまして。

特に、いわゆる市の諮問した案あるいはまた検討した大綱の中の使用料につきましては、具体的に財源の確保という意味で大綱作成に当たっての諮問の中に財源の確保、特に使用料、手数料につきましては受益者負担の適正化ということで内容を、詰めた内容を諮問の中に入れてさせていただきました。したがって、答申を策定の中でもこれらを踏まえた中で調査会の中で十分検討した結果を答申していただいた。このように感じているところでございまして。

それから、大綱の中で取り上げた使用料、手数料につきましては、既に平成8年度からその取り組みをさせていただいている状況でございまして。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） ありがとうございます。

日野市の行財政改革の取り組みの力関係といいますか、構造的な問題としては、今、野党の立場におられる方が与党の時代に熱烈に支持をしてきた森田前市長のもとで、構造的な行財政改革について案がつけられ、推進計画まで具体的な、いわゆる実施計画までつくられて、それを進めてきたという経緯があります。それが平成9年の4月に政権交代があって、今、与党、野党、かわったわけですが、新しい市長のもとでも行財政改革、森田前市長のもとでつけられ、実行されているものについて継承を原則としていくというお話でありました。また、この問題は三多摩全域市町村、さらには全国の市町村の課題でもあるという共通認識が具体的にこの議会の中でも一致を見ているというふうに思います。

ぜひ、これから見直しの作業を含めて行財政改革に汗を流していただきたいということをお願いをして、終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって18の1、行財政改革の今後の取り組みの質問を終わります。

一般質問18の2、語る会で市民から出された諸課題の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○25番（夏井明男君） 実は私も、市会議員の選挙がついこの間終わったばかりですが、それを機会に多くの市民の方の要望というものを聞いてまいりました。生の声がどういうものかということ。ある意味ではこれから4年間、どういうふうに市会議員としての姿勢を貫いていくかという基本姿勢のものがあるわけですが、とりあえずどういものが上がってきたかということ、かなり皆様の共通認識と同じような課題がぶつかっているかもしれません。

さらには、これをろ過してお話をするわけではありませんので、ある意味では誤解を受けるような表現になるかもしれませんが、一つの日野市の掲げている課題の一側面ということからまとめてみたわけであります。

さまざまございますが、御紹介をさせていただきたいと思います。

まず地区センターの中での、いわゆるお葬式として使えるようなふさわしい地区センターがあるのだから、ぜひそれを実施してほしいという意見があります。また公民館の問題に入りますと、これは内装が非常にもうだめだ、それで雨漏りもしている。今、私が話している時点はかなり前の時点ですので、既に解決済みの話もあるかもしれませんので、その辺は御容赦いただきたいと思います。また間違った認識の話もあるかと思

ますが、それはまた今後、修正をしていきたいと思います。雨漏りの対策をしてもらいたい。さらに利用者の声をもっと公民館運営の中で反映をしていただきたい。公運審があるわけですが、そういう声がございました。それから別の角度ですが、非常に考えさせられた例は、生活保護の実態。あるお年寄りですが、自分は生活保護を受けてない。受けている方と、近所でいろいろ生活をしていると非常に矛盾を感じるというお話も出ていました。これからどういうふうに運用をされていこうとするのかという質問もありました。

それから、これはもう議会でも何遍もお話しされて各議員の方が質疑されている点ですが、いわゆるミニバスの運行というものを、夕方に終わってしまうので、何とかこれをもう少し延長ができないかというお話もございました。それから、これは私どもに非常に責任があるところですが、いわゆる高幡の保健所がなくなりまして多摩市に統合になりましたけれども、さまざまな医療関係の申請の手続ですとか、それに付随するようなものがあるわけですが、それが実際には不便を来しているという声がありました。生活課の方では、それを踏まえてなるべく皆さんに不自由がないようにという形で実際的には運用されていますが、事実上の運用の中で、それが解消できるものかどうか。将来の課題だと思いますが、御検討いただきたいと思います。

これは日野市として直接関係がない話かもしれませんが、御紹介させていただきますと、自動車の教習所の料金が高い。37万円から50万円するので規制緩和で7万円から10万円ぐらいで取れるようにしてもらいたい。特に学生の身で取るなんていうのは、もう大変なことだというお話がありました。確かに規制緩和をすればこのぐらいになるのではないかなという感じを持っております。

それから、これは税の問題ですが、所得の高い人には介護費用——親を介護する場合の費用なんです、そういうかかった費用については税控除の対象にならないという、例えば家の改造をした費用ですとか、細かい話で言えばつえを買ったとか医療ベッドを買ったとか、そういうことについては税控除の対象にならないが、おかしいではないかという声がありました。私は、これは税は、ああ、そうですかということで聞いた次第です。議会でも問題になっておりますダイオキシンの発生の問題がありまして、ぜひ協力はしたいという声がまちにはあるわけですが、そのためにはスーパーの包装紙自体の成分表を表示すべきではないか。プラスチック系なのか何々系か、包装紙の材料の表示を摘示をすると市民の方も応援がしやすいんですがという、そういうふうなお話もありました。

今回、馬場市長のもとで新しい予算が一步非常に力強く進んで市民から喝采を浴びているところですが、それを踏まえてですが、寝たきりの入浴サービス事業。これもこれからの課題ではないかというふうな声が入っております。さらに痴呆老人対策ということも、これもやはり人数的にはこれから多くなるので、ぜひフォローしていただきたいという声もありました。

それから、これは非常に受けとめ方の問題でありますから決めつけることは私はできないというふうに思いますが、職員の対応が非常に悪いという話がありました。例えばどこかの出張所で、何かの事情で住民票を移してなかったんですね。そうすると、住民票を、あなたは移してないというのは、何か、あなたは悪いことをやっているんじゃないか。こういうふうに言われて非常に不愉快な思いをした。いわゆる職員としては、そういう意味ではなかったのかもしれませんが、つい追及型の相談になってしまったという例だと思うんです。それから、それに付随するんですが、うちのところは夏、いつも虫が、蚊ですね。蚊が大量に発生するところで定期的になっています。そういうことは市が直接情報として得ているんだから、なるべく早い時期に早い時期に対応してもらおうと助かるんです。こちらから連絡をしないと来てくださらない。こういう話も出ておりました。

それから、かなりこれは深刻な話になってはいけないんですけども、いわゆる市役所の人事配置、適材適所をお願いしたい。特に現場で展開をしている方の部署の問題だと思いますが、そういう声も上がっております。まさに桜梅桃梨ということで得手不得手あるわけですが、その辺の、特に長になる方の適材適所ということについては心を砕いていただきたい。ある一面的な面だけではなくて、多面的に見て適材適所という視点をとっていただきたい。こういう声がありました。

具体的な問題を展開していますが、児童館が少ないという声は日野市でもかなり聞いています。この方は都内と比較をされていますので、簡単にそうですかというふうには言えないんですが、自分は高田馬場に住んでいた。こちらへ来たけれども、児童館が非常に少ないのには驚いたという話がありました。23区の事情がありますので一概に比較はできないと思いますが、そういうものがありました。さらに23区内の比較だと思いますが、議会でも一般質問で議員が取り上げられてきていますが、いわゆる乳幼児医療の無料化の話ですけれども、自分は新宿区に住んでいたけれども、ここでは7歳まで無料であったけれども、同じ東京都内でもこんなに違うんですか。こういう話が出ておりました。前回、私も保育園の不足については一般質問をさせていただきましたし、今

回、議員の方も多く取り上げられておりますが、いわゆる特にゼロ歳、1歳児の幼児枠の確保についての提言がなされました。一つは、この方は学校の空き教室を使って保育園をつくったっていいではないか。こういう話がありました。いわゆる遊休施設を使うという意味ですけれども、遊休的な施設を使うという発想の中では区画整理事業地内の、いわゆる遊休地を、それができるまでの間、終わるまでの間、暫定的に使わせてあげたらどうかという声が議会からもなされておりますが、今回の市民相談の中でもそのような声が届いております。

さらに具体的に、多摩平の下水処理場跡地が将来計画は基本枠はでき上がっているわけですが、今、あのままの状態である。しかし、あれをもう少しちょこっと手を入れるだけで、またボランティア的な人に管理をお願いすれば広場として地域の方に使えるんじゃないか。閉鎖されてもう何年もたっていて、もったいないという声があるんですね。暫定的にでもいいから使えるようにしていただきたい。こういうふうな声も上がっています。責任問題とか、いわゆる既得権的な発想が出てはまずいんですが、そういう声があることは事実であります。

それから体の不自由な方の声も非常に届いておりますが、これはお褒めの言葉をいただいているんですが、先生によっては、要するに障害者の面倒を見ておられる学校の中の、先生によっては非常にすばらしく伸びる。特に知的障害者の方に対しては指導者によってかなり大きく伸びます。ぜひ日野市の中でも豊かな方が、経験豊富な方が、いわゆる他市の方で相当いらっしゃるので、馬場市長の前の言葉ではありませんが、人材を途中採用でもスカウトしていただきたい。こういう声も届いております。それから、お年寄りのひとり暮らしの方の相談も随分ありました。かなり痴呆の程度にもよるんですが、その浅い程度の方については、ひとり暮らしの方、特に火の始末が非常に怖い。隣近所の方で見あげているんだけど、非常に火の始末が怖くてという声がありました。御本人は至って配慮しているようなんですが、恐らくこれからも、ひとり暮らしの方についてのこういう問題も起きてくるというふうに思った次第であります。

思い切った提言の中では、こういう方を含めた寝たきり介護の方の充実をもっとしてもらいたい。それには一律に現金給付をして敬老金とか何かといったものを、それをやめて、むしろ、そういうふうに本当に介護をしてもらいたい方の方に手厚くやるのが、夏井さん、福祉の制度の本道ではないですかということを言われました。この方は国立市の事例を取られまして、国立市では敬老金を廃止をして、そういうふうな分野で展開をしていますよ。こういうふうに言われた次第です。

さらに提言ですが、今の市立病院が、公立病院は不採算部門を抱えておりますから構造的に赤字になる状況があるわけですが、全国の公立病院のデータを調べてもそういうデータが出ていますが、この方は信州の市立の茅野病院という例を出されまして、ここは非常に赤字でずっと来たけれども、病院長がかわって努力の結果、8億円からの赤字を抱えていたというんですが、これを黒字に転換をした。いわゆる市立病院ですね。ですから、ぜひ茅野市まで行って経営実態を研究してきたらどうですか。こういうお話がありました。市立病院についても市民の方の関心が非常に高いわけですが、やはり一番高かったのが、いわゆる救急医療体制としての、救急病院としての機能が果たせるんですかというふうな質問が随分多かったと思います。さらに、これからの公立病院も周辺の病院と、ある意味では競争していく。いい病院でないと来てくれない時代に入ってくる。ですから、その辺の努力も大事なんではないですかという経営的な面からのアドバイスが随分壮年の方、婦人の方を含めてありました。かなり膨大な赤字を抱えているけれども、それを解消するアイデアを随分いただいております。

それから、現在の市立病院が今駐車場がない。いわゆる、そこにお勤めの職員の方、医者の方の先生の方の駐車場はあるけれども、そこへ来る患者の方の駐車場がないんですよ。自分は来たときに、日野市立病院の付近で事故が起こったのを目撃していますというお話がありました。私も、これは一般質問でも取り上げたところですが、やはり、これから建て替えが入るにしても、今の状態でいいのかどうかということは課題として突きつけられております。

あと、これは非常に難しい問題になるかもしれませんが、いわゆるおふろ屋さんの問題であります。市立病院のすぐ裏手におふろ屋さんがあったんですが、これが経営者の方の御事情だと思えますけれど、そういう事情で廃業したわけですが、復活ができない。周りでも非常にこれを楽しみにしているという方がいまして、何とかならないんですか。下町の台東区とかそちらでは、こういういわゆる銭湯という江戸時代からのこういう社交場的な雰囲気のものというのを復活させる運動があるけれども、日野市さんの場合には、このまま衰退をして廃止にしていくのもやむなしという基本姿勢にあるのかどうか。もったいないんじゃないかというお話であります。財源としてはどうしたらいいんですかというふうに聞きましたら、多摩テックに温泉がわいて、あそこで入湯税が二千何百万円ぐらいもらえるそうですよ。あれを充当してやったらどうでしょうか。こういう提案でありました。

それから、今回大雪が降った選挙になったわけですが、大雪にちなんだ問題と

して、小学校、中学校、高校もそうですが、学校へ行かないで済んだという措置がとられたわけですが、いわゆる、こういうときこそ例えば中学生ぐらいの方は自分の家を出て隣近所の雪かきをするような、そういうふうなものがあるといいんじゃないか。道具の問題がすぐ出てくるわけですが、町会あたりでシャベルを何本か用意をして、年じゅう雪が降るわけじゃありませんので、一つの発想だと思うんですけど、学校でも、こういう日は出席扱いぐらいにはするような、そういうふうなものがあるといいんじゃないか。自分は外国に住んできたけれども、こういうときには隣近所が出てきて、特に子供も出てきて、そのような雪かきなんかやるというんですね。そういう点では、そういうふうな風景が見られない。これからもボランティア的な相互扶助的な精神を高揚していくには、こういうことも絶好の機会ではないか。大雪を嫌がるのではなくて、そういうふうな材料としても使われてはどうか。こういうアドバイスもあった次第です。

それから、これは議会でも特にずっと問題になっておりますが、最近でも議論されたところですが、いわゆる体育施設、グラウンドですね。いわゆる日野市の持っているスポーツ的な総合的な施設、いろいろな施設が中学校の夜間でも展開されていますが、こういうことについての情報がない。また手続も面倒くさい。面倒くさいという言い方は非常にいけないのかもしれませんが、非常に煩雑であるし、どういう所にどうい物が使えるかということも、そういうふうな情報が欲しいという声は何カ所からありました。非常に印象的でしたのは、御婦人の会ですが、これはサークルを持って運動をしているわけですが、この方たちは、いわゆる日野市の方の補助もあってできた新しい商工会館。ほかの施設が余り適当な施設がなくて商工会館を月に4回使わせてもらっている。二つの部屋を借りて1回4,000円かかるんだそうですね。ですから1カ月1万5,000円ぐらいかかる。こういうふうなことなんです。この方たちの集まりのニーズに合わせたものになっているかどうかということは、まず第1に問題になるんですが、この方たちのお話ですと、八王子の市民センターでは1時間900円でやっていただいています。こういうふうにできる練習施設もあるんです。こういう話でした。そのついで的な話で市民会館の練習室をなぜ使わせてくれないんですか。こういう話もありました。

さらに日野の市民会館では1週間前でないといけない。ですから1週間過ぎちゃって3日前とか4日前ですと受けつけをしてくれない。これは本当かどうかちょっと市民会館担当の方には申しわけないんですが、ちょっと言っぱなしで申しわけありませんが、細部については私が間違っただけを言っているかもしれませんが、書

きとめた範囲でお話をさせてもらっています。1週間、4日とかたつと、もう受けつけができない。こういうお話でした。準備等の、また職員等の配置的な問題もあるというのを聞いておりますけれども、そういう声がなされております。

さらに、これは集合住宅。私も多摩平団地に住んでおりますが、日野ケーブルテレビを見たいんだけど、なかなか手続がうまくいかない。これはどういうふうにしたらいいんでしょうか。ケーブルテレビの普及率もこれから年々高くなっていくわけですが、日野市も公団、公社とかえておりますので、この辺はどういうふうにされていくのかなというふうに私も思った次第です。

それから多摩平団地内の詳しいこともございますが、1点ちょっと申し上げますと、期別方式を採用しているの、いわゆる同じ団地の建て替えの計画の中に入っているんだけど、指定前と指定後で住んでいる方の扱いが根本的に違うわけですね。指定前に出ていくとなると内装費50万円、30万円かかって出ていく。指定後になった場合には内装費はただ。出ていくときには100万円のお金をもらって出ていく。今、私は金額的には大ざっぱなことを言っていますが、そうだと。実際にもうその後、住み終わった後、指定前でも出ていくときには内装はかからない、後から住むわけじゃありませんから。それなのに、どうして内装費まで取るんでしょうか。しかし、指定後の人にはどうして移転の費用とか引っ越しまで全部出してやるんでしょうか。この辺は何とかなりませんかでしょうか。こういうお話が出ております。今回、建て替えの問題が出ていますので、その辺のお話をしておきたいと思います。

さらに日野市は多摩川、浅川という二つの河川を持った非常に特色のある市なんですが、それを夢のあるような公園化構想というものも何人かの方からお聞きしました。これは今回、執印議員も一般質問でお話されている点ですが、共通点があるかと思いません。土手の中にハーブ、ハーブという植物があるそうですが、ハーブの道とか、コスモス通りとか、そういうものをつくったらどうか。そんなに夏井さん、お金はかかりませんよ、種を買ってきて植えればいいんですから。こういうお話がありました。

あと、道路事情の問題は非常にいっぱい出ております。特に矢頭橋の一方通行の問題も出ております。さらに開発行為に、疑似行為だと思いますが、これは、日野市の方もぜひ調べていただきたいと思っておりますけれども、日野市の東豊田1丁目45番地先ですが、いわゆる第一住宅に隣接する緑地帯が、いわゆる擁壁だけをつくるということで緑地帯がなくなっています。これは前に私は一般質問をしまして、第一住宅と緑地帯との境目を実は日野市が買ったんですね。土地を買いました。なぜ買ったかといいますと緑地帯

の開発行為をさせないために、緑地保存をするための手法としてやりました。こういうお話があったんです。当時の議事録を見ていただければわかりますが、今回、それがものの無残に赤茶けたものに一変してしまっていて、これを聞きましたら、この上に何ができるんですかといったら何もできません。建物もできません。ただ擁壁だけをつくっています。こういうお話なんですね。膨大なお金をかけて擁壁をつくっています。これは、いわゆる、そうすると、これはどういうことになるんですかと聞きましたら、これは開発行為でも何でもありません、単に擁壁をつくっているんだから。こういうことなんですね。私は、これは脱法行為ではないかというふうに見ています。その辺、法的に非常に問題があると思いますが、そういう点を含めて、ぜひ検討をしていただきたい。そうでありませんと、巨大な開発をするときに、これはただ擁壁をつくるだけなんですということでおろしますと、開発行為じゃありませんから、ただ擁壁だけを先につくってしまう。それが何年かたった後、その辺に今度は家を建てるという手法が許されるとすれば非常に、そんなことができるのかなというふうに今でも思っているんですが、ぜひ研究していただきたいと思います。

それから日野駅の方の問題で、豊田駅の問題になりますが、特に体の不自由な方の、いわゆる自動車、駐輪場ですね。自転車で通っている方がいらっしゃるわけですが、自転車も、自転車を置くぐらいですから5台ぐらいスペースをとっても、それほど土地はとらないんですが、体の不自由な方からは、そういうふうな場所を確保してもらいたい。こういうお話がありました。豊田駅のところにも駐輪場がそばまでありますけれども、あそこあたり5台か6台ぐらい、私は有料で結構だと思うんですが、確保しておいてあげてもいいのではないかなというふうに思った次第です。

まだ相当あるんですが、また一般質問の中の折に刻みまして御紹介をさせていただきたいと思っています。ただし、この中には無謀だなと思われるようなものもありました。一番胸を突かれましたのは、これは佐藤議員が質問された点でもありますが、一体、夏井さん、西豊田駅はどうなったんだと言われました。今回の馬場市長の明確な答弁で一步理解ができたわけですが、これを馬場市長のおっしゃるように、複々線の高尾までの高架計画の中にぜひ織り込んで、この課題は追求をしていただきたい。そうでなければ、西豊田駅に看板まで設置をして、それから準備室までつくって職員まで配置をしてやったということの意味をどういうふうに西豊田駅を望んでいる方にとって映るのか。これは政治不信なんていうものじゃなくて、人間不信そのものの課題が突きつけられていますので、馬場市長には毛頭責任は私はないんですけれども、前の森田市長がこういうふ

うにおやりになったことを尻ぬぐいせざるを得ないという行政の継続性の中でおやりになる以外にないんじゃないかというふうに思っています。

一番最後に、ぜひこれはお願いしたいんですが、市の方でいろいろ提案をされた制度。私どもが提案した制度が、制度の運用の中で衰退をしていく現象があります。当初、非常に充実されて生き生きとした制度がだめになるという場合があります。日野市は全国に先駆けて非常に珍しい消費者金融法律相談というものをつくりました。これは当初、なぜ今、法律相談がある中に消費者金融法律相談をつくったかという話なんですけれども、一般の法律相談では対応できないのでつくったわけですね。日野市の消費者金融の法律相談の特色は何かといいますと、相談に見えた方にすべての領収書、書類等全部持ってきて下さい。自分で整理をして持ってきて下さい。それを利息を計算をして、いわゆる利息制限法内の計算をして、いわゆるトイチの刑事罰までのグレーゾーンの中で彼らは勝負をしているわけですが、その元本、利息と計算をしてあげます。さらに、いわゆるサラ金の方にも交渉をします、ある程度ですけれども。そういうことでこの制度は始まったはずなんです。今はそこまでやっていないようですね。これは要するに立川の何とか相談所へ行きなさいというふうな形になってしまう。サラ金にかかわる方はお金がないから消費者金融を借りるわけですよ、2万、3万円を借りるわけですが、それがいわゆる複利計算の巧妙な計算方法で倍々にふえていきますから、あっという間にもう50万円、70万円、200万円、300万円になるわけですけれども。弁護士の方にも相談ができない。弁護士の方もかすみを食べて生きているわけじゃありませんから弁護士の報酬はいただきたい。ところが、消費者金融にかかわる方々は1,000円、5,000円、500円のお金がなくて借りる場合のケースもあるわけですね。浪費的な癖のある人でやる人もいますけれども、そうでない方もいるわけですが、そういう方は助けてあげなきゃいけない部分が多いわけですから。ですから日野市が全国に先駆けて非常に、そこまでの線を引いて踏み切ったわけですから、ぜひそういうふうな相談として展開をしていただきたいということを最後に要望しまして、この質問を終わります。

一言——失礼しました。言っぱなしになっていますので、今、市民相談的な部分を含めて皆さんの御理解、共通点、違和感があるものもあったかもしれませんが、含めて今お話をさせていただきました。

一言、市長の方から今お聞きいただいた話を含めて御感想を賜りたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（馬場弘融君） 今、選挙のときの語る会で、市民の皆さんから出された諸問題、

諸課題についての御要望を承ったわけではありますが、三十数項目、今、私のメモにもございまして、これまた一々やっておりますと時間が大分過ぎるのかなというふうな感じになります。非常になるほどなというふうに思った部分もございまして、日野市だけではどうしようもない、あるいは国等に働きかけをしなければいけないというような問題もあります。職員の問題もあります。特に、これからの介護とか痴呆とか、そういう問題もあります。職員の対応もあるようでございます。いろいろそれぞれが切実な市民の声として要望をされたものと承りますので、できるだけ優しい対応ができるように、それぞれの現場の職員に指示をいたしたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 大変にありがとうございました。

ぜひ、その中から長期計画、実施計画等に織り込めるような課題も多々あると思いますが、ぜひ真摯に取り組んでいただければ幸いです。

それをお願いして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって18の2、語る会で市民から出された諸課題の質問を終わります。

一般質問18の3、多摩平団地建て替え計画の現況の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○25番（夏井明男君） 現在までの到達点を確認をさせていただきたいということで質問させていただきます。

今回、まさに正念場に入りまして第1期工区を、前期になりますが、7月から8月にかけて住宅申し込みの受け付けが始まります。ここでは、いわゆる法的に一時使用契約締結が各団地住民の方と公団との間で結ばれるわけですが、これを機会にしてかなり居住者の権利関係というものが変動を来してまいります。そういう時期に入っておりますので、今私がお話をする経過を踏まえて覚悟のほどの御答弁をいただきたいというふうに思います。

1997年の4月に馬場市長が新しく市長になりました。このときには、前の森田市長が建て替え指定についての条件をすべて飲みました。3月に建て替え指定がなされて住民説明会が終わったばかりであります。こういう時期に新しい馬場市長が市長になられたわけであります。前年の1996年の12月、いわゆる平成8年の12月議会ですが、これは議会でも全会派一致で特定目的借上住宅の採用をするようにということで議決を見ております。にもかかわらず前の森田市長は言を左右にして、採用するということは一

言もおっしゃらなかった。非常に残念でありました。

平成9年の5月12日に馬場市長は、特定目的借上住宅の導入。これを日野市としても取り組んでまいりましょうということを表明いただきました。その後、公団によりまして住宅希望調査が行われまして、第1期の中に前期と後期を分けるんですが、公営住宅に入りたい方、いわゆる、この中には都営住宅と特定目的借上住宅があるわけですが、約100名ほどいらっしゃるということが公団で発表されました。ぜひ、100名前後の方の資格が、また再資格があるわけですが、審査があるわけですが、資格を有する方に全員どのようにしたら入られるのかということをお話を今、公団、東京都、日野市で精力的に負担割合等も含めて取り組んでおられるわけですが、ぜひ成果を示していただきたいというふうに思っております。その辺についてのお話をまず第1点、お伺いいたします。

それから6月27日に、これは根本的な問題になりますので歴史的な話ですが、馬場市長、河内助役、斉藤公団東京支社長、それから吉沢改善業務部長、それから自治会の3役。この中で建て替えというものは日野市、公団、自治会の3者の勉強会で検討して解決を見ていくんだということで勉強会という名前になってはいますけれども、この中で解決を見ていくんだという基本的な合意を見たわけでありまして、現在、この勉強会が月に3回行われております。中身は合意に至る話し合いであります。

その中身としては公団と自治会の2者、建て替えの勉強会があります。それから日野市と自治会の2者の建て替えの勉強会があります。最後に公団と日野市と自治会の3者の勉強会があります。私も役員として毎回参加をさせてもらっていますが、かなり両者の共通認識が広く広がっているというふうに思っております。この勉強会の前には、まず自治会の中でも事務局で会議を持ちまして、この勉強会の前報告と、それから議論のテーマを決めて話し合いをして原案を煮詰めてまいります。ですから、このような住民案の検討委員会を合わせますと月に約7回ぐらい持っているわけでありまして。この間、建て替え団地、公団の八王子試験場など、バスの見学会を日野市の職員の方2名の御参加もいただいて実施をしている経緯がございます。

さらに、これは歴史的なことだと思いますが、3者、建て替えの勉強会の中で、自治会としては住民が考えた、いわゆる住民が住んでいる、考えた間取りの住宅をつくりたいということを提案をいたしました。馬場市長の協力をいただきまして、いわゆる多摩平の中央マーケット内にまちづくりハウスの多摩平ふれあいセンター、これがつくられました。ここで住民が考えましたモデルルームが提案をされて、公団のモデルルームとともに

に比較をするわけですが、これが、ことし完成を見ます。春に完成を見ます。住民は好きな方を、これを選ぶことができる。公団の方もその設計を引き入れたものを建物の中に具体的に実現をしますということまで約束をされました。非常にこれは全国の公団の建て替えの中でも画期的なことだというふうに思っております。

さらに具体的な提案としては、自治会でされている例を若干申し上げますと、回転市場を残してほしい。やりましょう。それからデイケアセンター等含めた高齢化社会に向けての施設を提案もしております。さらに日野市民の全体のことを考えた内容でなければいけないということを含めて葬祭場の設置も実は提案をしているところであります。これは多摩平の特殊性から提案をさせていただいている経緯があります。さらに、たまだいら保育園の隣接地に、いわゆる市立病院の建て替えに伴うたまだいら保育園。幼稚園じゃありません。たまだいら保育園を移設をするということも協力をさせてもらっています。現在、予算も認められたとおりであります。このような経緯を含めて、ぜひ日野市の方の御協力もいただきたいというふうに要望しているところであります。

それから最後になりますけれども、多摩平団地がかなり空き家が多くて、今900戸ぐらい空き家になっています。今回の請願の中にも、あのままの状態をこれからも何年も続けるというのは社会通念上からもおかしい。利用する立場も、それから公団の方にとっても何の得にもならないということも含めて、公団の空き家をできるだけなくすような方向をとりなさいというお話が出ております。

それを踏まえて、私ども住んでいる立場から見ても若干意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、今900戸あるんですが、第1期工区の中で来年取り壊しが実際に始まります。それで第1期工区に入っているところが全部なくなりますから空き家は全部空き家にはならないわけですね。さらに第1期工区の中に入っている方が希望によって、原則として自分の間取りのところに第2工事、第3期工期の中に入っただいて結構だということで住居移転をやります。第1期工区が1年後に入りますと第2期工区の中でも解体が進む予定になっております。いわゆる、どのぐらい期間があるかといいますと約2年置きぐらいで第1期工期、第3期工期というふうに解体が進んでいく。これは川崎調に行った場合の話なんですけど、2年置きに解体が始まっていく。こういうことなんです。ですから、それを踏まえますと第2期工期の人が解体が始まるということになりますと、その方たちの中にも住宅事情によっては4団地の方にも入る方もいらっしゃるし、第3期工期の方に入る方もいらっしゃるということで、事業をスムーズにするためには空き家

というものがどうしても必要になってくるということで、それだけの余地がない。既に入られた方も2年間か3年間ぐらいして出ざるを得ないというふうな、物理的に見てそのような状況になるのではないかというふうに思っているところです。

それから多摩平が特に期別方式を採用していますので第4団地に入る場合、これを最大限に有効に活用したいという希望があります。それで、第4団地を、現在、40歳の人たちは都営住宅とか特定目的借上住宅の適用はないわけです。60歳以上というふうな制限がありますから。そうしますと40歳の所得の低い方、こういう方は4団地の方というふうな手法をとって、むしろ第4団地の方に20年後に建て替えになるわけですけれども、その方が40足す20で60歳ということでその適用を受けていくということで、なるべく多くの方が住まいに困らない、また住まいの高家賃になることを防げるということを含めて知恵を現場で今絞っております。ぜひ、この辺の御理解をいただきたいというふうに多摩平の団地に住んでいる者としてはお話をしたいわけであります。

それから借地借家法の第39条の適用のお話があるんですが、これは御承知のとおり、正当事由がなくてもいいですよということなんです、だと思えます。正当事由が欠落をしているといいますか、そこまで議論をしないでもいいという、これが第39条だと思えますが、ですから、これを前提にしますと住んだ方が明け渡しを実際に拒めば、これは当然裁判で行かざるを得ないという図式は根本的には変わっておりません。そういう意味では居住権の厚みというものはやはり確保されているというふうに見ておりますので、その辺、御理解いただきたいということでお話をさせていただいた次第であります。

前に戻りますが、今回7月、8月に実際に個人個人との契約が結ばれてくるということになります。今、3者協議等含めて市民の方も、特に団地住民の方は信頼を持って見詰めております。市長の御決意のほどをお話をさせていただければ幸いです。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 御質問につきましての全体的な現在の2者協議、3者協議等の到達の成果等について御説明をさせていただきたいと思えます。

現在、多摩平団地の建て替え事業に対しましては、先ほど御質問の中でもありましたように、多摩平自治会それから住都公団、市の3者による話し合いを基本として進めているところでございます。自治会と市、それから自治会と公団それぞれの2者勉強会。さらに自治会、公団、市の3者勉強会は定期的に行っているところでございます。

こうした話し合いの成果といたしましては、現在は都営住宅の併設あるいは特定目的の借上公共賃貸住宅の制度の導入ということで一定の方向性が3者間で確認されてい

るところでございます。特定目的の借上住宅の部分につきましては、現在、公団のアンケート調査等の中で100名という概略の数字が出ておりますけれども、今後、資格審査等を踏まえてできるだけ特定目的の住宅制度の導入に沿った形での整理をしていきたいというふうに思っております。

また話し合いの中で、ほかの団地の建て替えでは導入されておられません最終実施区域内への団地内移転を制度として実現してきたということでございます。さらに居住者の方の意見をできるだけ戻り住宅の方に反映させる場として、先ほどの御質問の中にもありましたように、多摩平ふれあいセンターが昨年11月に開設されてきております。その中で現在、居住者の方と間取り等について話し合いを行い、ことしの6月ぐらいに住民の方の考えたモデルルームがつけられるというふうに聞いております。

今後の課題につきましては、建て替え後の戸数それから階数、それから家賃問題等のほかに、まちづくりとしての観点を今課題としているところでございます。建て替え後の緑それからコミュニティー施設計画等について引き続き3者間の話し合いを進めていきたいということでございます。この3者間の調和点を見出しまして多摩平団地の建て替え事業をスムーズに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから自治会の方の協議の中で、先ほど御質問の中にございました回転市場それからデイケアセンター等につきましては、現在、自治会の方にも導入についてのお話をさせていただいているところでございます。

それから空き家の900戸につきましては、先日、公団の方とも協議したところでございますけれども、900戸の空き家が必要なのかどうかという判断を今しているところでございますけれども、先ほどのお話の中で、公団としては、どうしても建物の建て替えをスムーズに進めていくには900戸ぐらいの空き室がどうしても必要だということで現在いるところでございますけれども、今後、ここらあたりについては公団の方と調整をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 多摩平団地の建て替えの問題であります。

いよいよ一つずつ具体化してきているわけでありまして、そういう中で、いよいよ平成11年の、予定では4月であります、一応春と言った方がいいと思いますが、先行区としての第1期分が始まるというふうな段取りになっております。最終的には、すべてが終われば4,400戸というようなことになるわけですが、第1期が630戸であります。こんなことから、今、最後のところの空き室といいますか、900戸の対応というのはなか

なか次の2期のことの準備を考えますと、それを違う方が埋めていくというのはいかなものかなというような感じはいたしておりますが、いずれにしても、今いらっしゃる方々のまず移転と、それから戻り入居。その辺がスムーズに行くということをまず先決にして、これまで議員も入っていただきましてできております3者の勉強会と申しますか。これが非常に今スムーズなと申しますか、どちらかという前向きによいものをつくろうというふうな形で、お陰さまで推移をいたしておりますので、その経過を生かして、公団に言わせますと、これからあちこちに抱えている公団としての建て替えの一つの大きなモデルケースになるというふうな気概を持ってやっていくように、私の方からも話をしていきたいというふうに思います。

お話にございました高齢化社会へのいろんな施設の対応あるいは近隣の住民のためのコミュニティー施設とか、あるいは葬祭場対応の可能な施設と申しますか、そんなこと。そういうことも含めて、できるだけ住民の声を細やかに相手側に伝えていきたい。このように考えております。

具体的には、私も、ちょっと1日議会が延びたわけでありまして、早々に新宿の公団の支社の方に行く予定にしております。既に、そのときにお話をする材料を今そろえているところでありまして、支社長初め幹部とお話をして、できるだけ生の住民の声を伝えをし、そういう声が採用されるような建て替えの方策、工事のありようを希望してまいりたいというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、間もなく具体的に始まりますので、具体的に始まるとそれぞれ個別な要望と申しますか、そういうものも出てこようかというふうに思います。ある面では少し説得をしていただくというふうなことも起こり得るかもしれません。そういうこともひっくるめて、よりよい多摩平団地に建て替えができますように引き続き御協力を賜りたいというふうに思います。市としても一生懸命努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 現在までの経過報告を含めて多くの方の営々と築かれた汗の上で、現在まで到達をした地点であります。これを大事にして、団地に住んでいる方が、また団地に住んでいない方にも喜んでいただけるようなまちづくりに汗を流していただきたいということをお願いをしまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって18の3、多摩平団地建て替え計画の現況の質問を終わります。

一般質問18の4、豊田駅始発問題の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○25番（夏井明男君） この質問は私は第3回目であります。一番初めに質問させてもらったのは、要するに豊田駅が年々乗降客等がふえているにもかかわらず始発電車が減ってきているということをもとに具体的な資料をもとにしてお話をさせていただきました。

2回目にお話をさせていただきましたのは、日野市のそれに対する取り組んできた姿勢はどうかということをお聞きしました。しかし、文書で1回、平成元年に要望した程度で終わっております。いわゆるほとんど何もしていなかったというのが前の答弁で明らかになった次第であります。

さらに豊田駅の車両区が終戦直後、前後ですが、終戦前ですね。前後ににわかにできたということを含めて、どれだけ日野の市民の方が協力をしたか。その経過、いきさつ等を含めてお話をさせていただきました。いきさつのお話をさせていただきました。特に武蔵小金井車両区との中で比較を含めながらさせていただきましたわけです。さらに広大な土地、18万平米というふうな前の市民部長から御答弁をいただきましたが、それに対する固定資産税等の優遇措置の内容についてもどうなっているかということをお聞きをさせていただきました。いわゆる京王沿線等、私鉄沿線がありますが、そういうところでは特典はないわけですが、JRでは現在でも臨時的な措置だと思いますけれども、そういうふうになっているということで、そのことについても触れさせていただきました。次第であります。

今回は、それを踏まえまして私も署名運動を行いました。それで12月18日に北区の東田端にあります東日本旅客鉄道株式会社。856名の方からの署名をいただきまして、これをお持ちしました。その中で、担当としても、始発電車の確保という声があることを真摯に受けとめてまいります。こういうふうな御答弁をいただきまして請願署名の書類を全部受け取っていただいた経緯があります。今回の議会でも馬場市長のお話の中に、JRの東日本旅客鉄道株式会社の支社が八王子に本年4月、もう来ているかと思いますが、来ているというお話で、市長もここへ出向きたいというお話があったわけですが、ぜひ、現在ほとんど、要するに豊田駅始発については汗を流してこなかったという事実があるわけですので、ぜひお話をできていただきたい、要請をできていただきたいというふうな、それも文書でお願いしたいというふうな思うのが1点であります。

それから私の質問を通じて市の担当の方もいろいろ調べていただいている経緯があります。例えば青梅線の各駅の利用状況等、どのくらいふえているか等あると思います。また豊田駅を使う方がどの辺までの、いわゆる都心から何%なのかとか、都心以降から

さらに品川とか以北、以西の方に行かれる方とか、三多摩通勤の中でいらっしゃる方が何%とか、データがあるわけですが、そういうことも含めて現在の日野市がさらにほかの各駅とも含めて調べた実績があると思うんですね。

その中にはこの話もしていただきたいんですが、特に今回の語る会にも出ていたんですが、夏井さん、朝の7時50分ぐらいから豊田駅、日野駅をどんどん通過していってしまう電車が今あるんですよ。ちょうど通勤時間帯ですね。これは豊田も日野もとまらないんですよ。これはだんだんふえていますという話があるんですね。ああ、そうですかということで、その辺も市の方は正確に情報をつかんでいらっしゃると思いますので、その辺のお話をしていただきたいということでもあります。

それから、議会の方でも動きがあったと思います。鉄道事業の整備促進に関する要望書ということでJR本社の方に文書が提出されていると思いますが、その内容もぜひ御紹介をして、議会側からも努力をしているんだということの御説明をお願いしたいと思います。

残り8分になりましたが、よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 現在の豊田駅の状況でございますけれども、1日の平均乗降者といたしましては、平成元年に約6万7,000人であったものが、現在、約7万6,000人となっております。この間、約9,000人の増加となっております。9,000人の増加という数字につきましては、JR中央線の三鷹駅以西の駅の中でも立川、八王子、高尾に次ぐもの——高尾と並んで比較的大きいものとなっておりますのでございます。また、これらの乗降客の日野市における通勤・通学者の方向でございますけれども、立川方面それから八王子方面という形で割合を出させていただきますと、国勢調査による常駐者の流出人口で推測しているわけでございますけれども、約70%が立川方面ということになります。したがって30%は八王子方面ということになります。

それから、現在の運行状況でございますけれども、平日につきましては上りが219本、下りが197本でございます。合わせて416本が運行されているところでございます。そのうち豊田駅の始発につきましては52本となっております。特に朝のラッシュの時間帯につきましては、7時台から8時台についてですけれども、7時台では17本にプラス通過車両が1本ということになっております。そのうち豊田駅の始発が3本でございます。8時台につきましては11本に、通過車両が5本でございます。始発はゼロということになっております。また、この間の運行間隔でございますけれども、乗車時間等も考慮い

たしますと平均して約2分30秒ぐらいの超過密なダイヤということになっているところ
でございます。8時台の始発につきましては、平成3年までには2本、その後、1本に
なり、平成8年度以降はゼロということになっているところでございます。

これらのゼロになった理由といたしまして、JRの方では豊田駅以西の各駅乗降客数
の年々における増加から、中央線全体のサービスを考慮して豊田電車区からの出庫車を
高尾駅に回送して高尾始発に振り向けていったためということでございます。ただ、こ
れと同様の状況となっております青梅線でございますけれども、これにつきましては7
時、8時台の通勤帯に拝島始発が2本、河辺始発が4本、青梅始発が6本、御嶽の始発
が1本ということでふえているということでございます。

したがいまして、これらの状況を踏まえまして、日野市といたしましては、JRの運
行計画、豊田駅の電車区につきましては重要な役割を果たしてきているということで、
これらの設置につきましては地元の住民と、それから市が多大な協力をしてきたとい
うことに対する既得権が非常に後退してきたというふうに考えております。それからもう
1点は、当初3本の始発があった時点よりもはるかに現在の方が乗降客はふえている
ということでございます。それから3点目が多摩平団地の建て替え事業も始まります。そ
れから豊田南の土地区画整理事業等のまちづくりによりまして、今後さらに乗降客がふ
える予測があるということ。それから4点目といたしまして、豊田駅と同様に電車区を
持っております武蔵小金井駅の始発。現在、8時台に4本ございます。それと青梅線に
おきましては豊田駅と状況が似ている駅で始発がありますし、さらにまた、これがふ
えているという状況でございます。

これらの4点を踏まえまして——それと本年の2月9日に南多摩市議会議長会が、豊
田駅始発の復元も含めました鉄道事業の整備促進に関する要望書を運輸、建設大臣、東
日本の旅客株式会社の方、その他関係機関に提出しているところでございます。

先ほどの4点と、これらを踏まえましてJR当局に、8時台豊田駅始発の復活につ
いて再度強く要請をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。残り時間は3分です。

○市長（馬場弘融君） 豊田駅の始発の問題であります。

これは従来からの大きな課題でありまして、私も八王子支社が、この4月、ついこの
間でできましたので一度ごあいさつがてら近日中に行く予定をしておりますが、その中
で具体的にこの問題につきましては地元住民の要望を踏まえ、あるいは今お答え申し上げ
ましたけれども、豊田の電車区というものを、あの広い敷地を日野市内に持っていると

というようなことも踏まえて要望してまいりたい。

その際、いろいろ駅の改良でありますとか新しい西豊田駅の問題でありますとか、将来の複々線化対応、こういったものも絡めて幅広い要望として申し上げてきたい。このように考えているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） ぜひ豊田駅の始発の少なくなってきた現象も一生懸命研究をしていただいて、ぜひ始発電車をまず最低限、これ以上減らさないようにしていただきたいというのが1点と、8時台がもう既にゼロになっています。土曜日は始発があるんですね。そういう実績を武蔵小金井駅でも実例を持っていますので、ぜひ研究をして汗を流していただきたいということを要望いたしまして、終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって18の4、豊田駅始発問題の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時44分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の1、多摩動物園通りに桜並木は復活するかと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔21番議員 登壇〕

○21番（竹ノ上武俊君） 質問をさせていただきます。

市議会議員選挙後すぐに始まりました3月定例会、長いロングランの議会でございます。議員の皆さんも、また答弁される側もそれぞれお疲れかと思いますが、御協力をお願いいたします。

多摩動物園通りに桜並木は復活するかという質問でございます。

きょうは弥生の7日に当たる日でございます。今月は旧暦では桜の月ということになっております。桜の花に対する日本人の気持ちというものは長い歴史にわたって強くあるわけでございます。今、瀬戸内寂聴さんの源氏物語54帖全10巻、現代語訳が話題になっております。あのころも公的な場でも花見が桜の木の下で行われたということでございます。また、この花は桜の姫という神様の名前もありますが、こういうのも花に関係の

ある話ではないかというふうに思っております。古代から日本人が桜の花に親しんでまいりました。それもそのはずで、今ちょうど周りの山々を見渡してみますと桜の花が非常にいろいろの感じを私たち人間に与えてくれています。水曜日の日に私、早朝、私の党の機関紙の配達をいたしてまいりました。百草の山とか倉沢山のあたりを配っております。もう今の時期は木の幹の色もちょうど春の色になって、その上に木の葉がいろいろの形の、いろいろの種類の緑色、もえぎ色、そういうものに山は包まれております。その間に白い花が点々とあるところに桜の花があちこちと咲いております。このつり合いが何とも言えないわけですね。ですから私は日本人というのは、そういう自然を眺めて暮らしてきたという中で、春になると桜に対する気持ちが高ぶってくるということがあるのではないかと思います。

また、桜というこの言葉を使ったいろいろの名前、話などもたくさんあるわけでございます。桜吹雪の遠山の金さんの話もありますが、あれは桜の入れ墨を、いわば当時の正義のために使ったということであるかと思えます。また軍国主義で桜を利用して、いろいろと国の花ということで国民の感情を盛り上げようとして使われたこともございます。また、現在では小中学校などの校庭にほとんど桜の花が咲き誇っております。また、以前は小学生などの制服のボタンも桜の花でございます。

さまざまな形で、生まれたときから桜に取り囲まれているというふうに私も感じております。そういうわけで、特に4月、旧暦では弥生の月になりますと、桜に対する話も盛り上がってまいるわけでございます。また桜の種類も日本には多くて300種類ぐらい品種があるということでございます。オオシマザクラ、ソメイヨシノ。言うところの切りがございませんが、さまざまな八重桜に至るまで桜の種類がございます。そして、桜の木はまた建築物あるいは家具などにも使われて珍重されております。そういうような桜について日野市民の皆さんも関心が強いのは当然だというふうに思います。

それで緑化協会というところでこんな発言をされた方がありました。ずっと以前、前市長と一緒に市内を2時間半ぐらい、桜の木は何本あるか調べて回ったそうです。820本ぐらい当時あったそうですが、これを5,000本にふやそうじゃないか。こういう気持ちを込めて緑化協会の結成に加わったり、また、それを発足させるために頑張ってきたんだという高齢な幹事の方もいらっしゃったわけでございます。そのようにさまざまな方々が桜を愛し、また桜の木をふやそう。こういうようなこともされております。

ところが、多摩動物園通りの桜並木が突然引き抜かれるということに直面いたしました。私は、この件については1回、本会議で一般質問で取り上げておりますので、その

当時のことは省略をいたします。非常に多くの方から私のうちにも質問がございました。また、木の引き抜き方が東京都の工事が機重機で引っかくような形でやるものですから、これを眺めていた程久保小の子供が、かわいそうだといって泣いたという話などもございました。しかし、あれは市民の声なども受けまして、今、移植をされまして大部分の桜が花を咲かせている状況にあるようでございます。

この4月も、やはり日野市民の方々から、あの桜並木はどうなりますかという問い合わせが私のところにもたくさんございます。またタクシーの運転手さんなどにもいろいろ聞いてみますと、多摩動物園を通る方々が、非常にたくさんの方が桜がなくて寂しいですねというような話しかけをされるということでございます。そういうような今の状況を踏まえまして、私はなるべくたくさん桜の木を日野市内にもふやしてもらいたいし、また多摩動物園通り、モノレール工事の進捗状況に応じて桜の木をひとつ植えていただきたい。こういう気持ちから今回はこの質問をいたしました。

第1点は、モノレール工事の進捗状況について簡単にお聞かせください。

それと関連いたしまして、2番目といたしまして、モノレールの歩道部分などに対する植樹をされるかと思えますけれども、それはいつごろからを計画をされているのか、御存じであればお答えいただきたいと思えます。

それから3番目に、桜並木を復活せよということに対しての現在の東京都なりモノレールの会社の考え方というものをお聞かせいただきたいと思えます。

私は過去もさまざまな機関を通じまして都民参加で、植樹については樹木の選定をしていただきたい。できるだけ桜を残していただきたい。こういう働きかけをしてきております。多摩動物園通りは東京都のシンボルロードとしても位置づけられているということでございますので、東京都なりがいろいろ考えていらっしゃると思えますけれども、手おくれにならないうちに桜が復活できるような方向で市当局にも努力をしていただきたいと考えております。現在の東京都なり関係先の考え方というものがわかれば教えていただきたいと思えます。以上、お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 1点目のモノレール事業の進捗状況ということでございます。

モノレールの開業時期でございますけれども、立川北から東大和市の上北台まで約5.4キロでございますけれども、平成10年度内に開業するということでございます。それから多摩センターから立川北までにつきましては平成11年度内に開業するということで

ございます。したがって、多摩都市モノレール16キロにつきましては平成11年度内に全線が開通するというところでございます。それから立川北から上北台につきましては、現在、モノレールの試運転等を行っているというところでございます。

それからモノレールの事業に伴います街路の植栽の事業でございますけれども、平成11年度を予定をしているというところでございます。

それから3点目の桜並木の件でございます。

多摩動物園の通りにつきましては、多摩都市モノレールの関連道路のシンボルロード路線というふうになっております。現在、シンボルロードにつきましては整備検討委員会というものがございまして、ここでいろんな構造的なものを検討しているわけでございますけれども、この中で街路樹といたしまして、現在、樹種といたしましてクスノキとか、それから桜、シデコブシ等の樹種が現在選定されているようでございます。高幡不動から多摩センターの間につきましては多摩丘陵に包み込まれるような道路景観づくりをコンセプトとして丘陵地の緑と一体化した散策路的な道路整備、それから地形を生かした眺望、緑の連続性を基本として整備していこうということになっております。

これらの中で多摩動物園通りの桜並木の復活につきましては、日野市としては今までの経過を踏まえまして桜並木を提案し、今後、東京都と協議をしていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

モノレールの街路については11年度から植樹の時期に入るということでございます。まだ時間がございますので私が申し上げましたような立場で、ぜひ選定委員会に働きかけていただいて、桜をさまざまな形で復活をしていただきたい。そういう気持ちを伝えるような方策をぜひ日野市でとっていただきたいというふうに思います。

桜の木が公害に弱いという説もございます。しかし、300種類の種類も品種もございますのでさまざまなまた特徴のある桜も発見できるかと思えます。前の50年程度の樹齢のあの桜を、そのままもちろん復活していただくのもよかろうし、また新しい苗木を植えていただくのもよかろうし、桜に対する期待が非常に強いので、この点を強めていただきたい。

それから、できれば選定委員会というのに、日野市民だけの桜ではありません。あの桜並木は東京じゅうとか関東じゅうの人がいろいろ関心を持っている桜並木でもございました。そういうことではございますけれども、日野市が地元でございますので、

地元の何らかの代表を選定委員会に行って要望をさせていただくような、そういう努力もしていただければというふうに思います。

いろいろお勤めの皆さんも、この時期、以前はあの桜並木の下を通ってくるのが生きがいとまではいきませんが、喜びで、朝出勤をするのが楽しいんだというようなことで通勤されていたという声も一、二私も聞いております。さまざまな形で期待をされておりますので、そういうことを強くお願いしたいと思います。

一応、じゃあ市長にも桜についての、日野市内にふやすというようなことなども含めまして多摩動物園の桜並木に対して、市長はどういうふうな所感をお持ちであるかお聞きしたいと思います。コスモスをふやすのも、また悪いとは申し上げませんが、桜をふやすことも非常に、先ほど言いました日本人の心、4月の気持ちということから私は必要じゃないかというふうに思いますので、答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　多摩動物公園通りに桜並木を復活させるように働きかけをしてほしいという意味の竹ノ上議員からの要望であります。私も、この時期になりますと桜の花が一斉にぱっと咲いて景色の色合いが全部変わってしまうというふうな山の状況、特に市役所周辺の状況を見まして、日本というのはいい国だなということを改めて思うわけでありまして。そういう意味で桜並木の復活ということについては私も同じような思いを持っておりまして、あの並木は私も結構子供ころから通った記憶がありまして、夏はとても涼しい道でありまして、冬は雪が上に積りますと、なかなかこれは雪の並木というような形できれいだったなというふうな印象を今、思い出しております。

そういう意味で、できるだけ選定委員会といいますか、いろんなものがあるようでございますので、働きかけをして、もう一度きれいな並木が復活できるようにしていきたいというふうに思いますし、さらに先般、日の出町に行きましたらば、今たしか選挙をやっていると思うんですが、青木国太郎さんという町長さんは、例のごみの処分場の受け入れをするだけでなく、日の出町を桜で埋め尽くすんだ。たしか100万本とかすごい数を言っておりましたけれども、そういうふうな思いを持っているというふうなことで大名物にするんだというような、そんな自治体もございますので、参考にして、私どもの斜面の多い日野市でありますので、この時期、桜の花がたくさん咲いていればどんなに美しかろなというふうなことで働きかけを強め、また日本を代表する花としての桜をめぐる、そういった雰囲気を日野市内でもさらに広められればというふうな思いを持っております。努力はしてみたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） じゃあ最後に要望して、この件は終わります。

桜の並木についての感じという点では、市長と私も一致したようでございます。桜の花に軍国主義だとか何とかという気持ちがかもともあるわけではございません。人間が花を悪い形で利用するということがある方が許されない点であると思いますので、純粋な気持ちで美しい花はふやしていくということで頑張っていたきたいと思います。

なお、またモノレール道路の中央大学に行く坂道のところがございますが、そういうところにも桜をふやす考えがあるというようなことでございます。桜並木に今までありまして、移植した桜そのものにも愛着を感じている人もおりますので、街路として使えなくても日野市内のそういう多摩動物園周辺に移植できるところがあれば、ぜひその部分もふやしていくように努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって19の1、多摩動物園通りに桜並木は復活するかと問うの質問を終わります。

一般質問19の2、バス進入路の先行整備をと問う——高幡区画整理に関連しての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○21番（竹ノ上武俊君） 通告に従いまして、この件も質問をいたしてまいりたいと思います。

高幡の区画整理は終息の方向に向かいつつございます。神明の区画整理あるいは平山台、旭が丘の区画整理に次ぐ大きな事業の一つであったかと思えます。完成の仕上げ方については、市民の間で好評、不評もいろいろとございます。高幡不動駅前についてはもう少し商業が発展する方向でできなかったのかとか、あるいは公園がないのは残念であるというような声などもございますが、今は終息に向かっておりますので、そういう声が今後生かされることがあれば行政の方で努力をしていただきたいと思います、その点については申し上げておきたいと思えます。

区画整理は地権者との話し合い、また借家権者などとの話し合い。高幡区画整理でもいろいろ苦労されたと思えます。

きょうは、日野3・4・9の部分について絞りまして質問を申し上げます。

以前から、私は高幡駅前の区画整理においてはバス進入路を優先して完成をしていただきたいと繰り返し議会でも取り上げてきたわけでございます。このことによりまして七生交差点の渋滞が解決する大きな力になるということをはっきりといたしております。

またバスが駅に進入しやすい形になりますと、通勤される方々、朝急ぐときの1分2分が助かるということで市民の方々も喜ばれるというふうに思うわけでございます。

そういう趣旨で今回も日野3・4・9号線、幅が広いところは20メートルちょっとあると思います。16メートル道路だと思いました。これを優先利用できるように、ひとつ市で主張していただきたい。そして関係先といろいろ話し合いをしていただきまして、今申しあげましたような整備を急いでいただきたいというふうに思います。この点についての見通しをお聞かせください。

また市としては、どう今対応していらっしゃるか、そのことについてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、市民の質問で多いのが駅前広場はいつでき上がりますかということでございます。これも非常に重要なまちづくりの場所でございます。駅前広場を次の位置づけとして早く完成をさせていただきたい。これについても見通しをお願いします。

また3点目には地下駐車場の件でございます。

地下駐車場があれば、いろいろ市民の皆さん、業者の皆さん、仕事の皆さんも助かることは間違いありません。しかし、高幡不動駅前がマンションが中心のまちになってしまいましたために、地下駐車場がいろんな意味で効率的に利用できるのかどうかという疑問があるかと思えます。通勤のために使わせていただいて、市が無料で置かせていただければそれにまさるものはありませんので、そういう可能性があればもちろんそういう方向でつくっていただきたいわけです。現状と今後についてお聞かせをいただきたいと思えます。

最後に、ゴールデンウィークに対する交通渋滞解消策について質問をいたします。

正月については12月議会で質問いたしました。市や高幡不動尊などが努力をされまして都有地などにたくさんの駐車場をつくっていただきまして、思いのほか混乱が減ったという状況に、ことしの正月はなりました。今度のゴールデンウィークは、また多摩動物園を含めまして恐るべき交通渋滞が予想されております。市民の皆さんも非常に心配をされておりますので、これについても対策をとっていただきたい。このように思いますので、市の考え方をお答えいただきたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 1点目の3・4・9号線と、それから駅前広場、地下駐車場。これは一緒に回答をさせていただきたいと思えます。

高幡の土地区画整理事業につきましては、現在、京王線の北側の地区につきましては

護岸整備を除きましておおむね工事が完了しているという状況でございます。現在は、高幡不動駅の南側の地区を中心に事業を進めているところでございます。平成11年度末には駅前広場の用地もあくという計画で、現在、事業を進めております。進捗状況といたしましては先ほど御質問の中でもありましたように、ほとんど終局の状況でございます。

そのような中で駅前広場の整備でございますけれども、平成11年度末に駅前広場があくということでございますので、12年度以降に都市計画道路の3・4・9号線の築造と、それから駅前広場の整備を行っていきたいというふうに考えております。現状では、駅前広場の部分にまだ建物が数棟残っておりますので、これらをあけた段階で駅前広場それから3・4・9号線の築造を行っていきたいということでございます。

駅前に乗り入れるバス路線につきましては、現在5バスあるわけでございますけれども、これらにつきましては、今後交通管理者と、それから京王帝都のバス等と協議を行って決めてまいりたいというふうに考えております。

それから地下駐車場でございますけれども、当初、地下駐車場の計画をした段階と現状では土地利用の状況、それから社会・経済状況が非常に大きく変わっております。したがって、現在、公共駐車場の需要、それから採算性等につきまして平成9年度に検証をしているところでございますけれども、これらにつきましては今後、平成10年度の前半ぐらいまでに方向づけをしていきたいというふうに考えております。

それから4点目のゴールデンウィークの対策でございますけれども、ことしの正月につきましては比較的交通の混乱がなかったということでお聞きしております。ゴールデンウィークにつきましてもそのようなことがないように、これから東京都それから交通管理者の方とゴールデンウィークに対する交通の対策を協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

3・4・9号線の早期活用について、もう一度質問いたします。

駅が完成するまで待つとか、そういうのではなく、早くバス路線として活用できないかという私の質問でございます。

今、京王ストアの真ん前に抜けて出てきますので、どこにバス停を置くとか、いろんな関係が出てまいるかと思えます。そういうようなことで京王帝都などとの話し合いももちろん大切になってきます。そういうことで、既に3・4・9号線についてはすべ

て建物は移動を完了しておりますので、その段階でこの部分だけを優先利用できるという形のさまざまな知恵と工夫を働かせていただくということはできないかということで、もう少し使用開始を早くしていただけないか、こういう気持ちでございます。

幸い、高幡不動前の都道につきましても拡幅の条件が大分整ってまいりました。そういうことと関連いたしまして、努力をしていただければいい方法ができるんじゃないか。素人から見ますと、もう利用できるんだ、仮に舗装しなくても通れる状況だというふうに、みんなが見ておりますので、そういう気持ちにこたえるような何らかの策をしていただきたい。このように思うんですが、再答弁があればお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 先ほどちょっと……。3・4・9号線につきましては、現在、既に今、用地があいているという状況でございます。したがって平成10年度に都道側の一部につきましては築造を行うんですけれども、全線につきましては平成12年度に着手したいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても駅前広場の築造をする場合には、バスルートの変更をやはり検討させていただくようになると思います。その時点で現在のバス利用の状況等踏まえて3・4・9号線の一部につきましては使うような形になるかもしれませんが、今後、事業の進める中でそこあたりの検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

それでは重ねまして、ゴールデンウィーク対策につきましては要望ということでございますので、市側の積極的な対応をよろしくお願いいたします。

この件は終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって19の2、バス進入路の先行整備をと問う——高幡区画整理に関連しての質問を終わります。

一般質問19の3、「公団民営化」は自治体にとって不利益にならないかと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○21番（竹ノ上武俊君） それでは質問をいたします。

住都公団の廃止、このことが今、活発に動き始めております。住都公団が今までの公的な住宅、家賃についても建設大臣の認可が必要な公共料金、こういう立場をやめまして、市場家賃になじむような形に制度も変えてくるというようなことになるおそれがある

るわけでございます。そういう中で家賃がはね上がりますと、今、公団住宅に住む72万世帯、生活がさらに一層厳しくなる方々もふえてまいります。日野市は公団住宅が非常にたくさんございます。そういうことで市民の暮らしが圧迫されてくるということになりますと、市政全体としてもそれらに対する対応、仕事、サービスがふえてくるということで、日野市という地方自治体にとっても公団の廃止、究極的には民営化という方向でございますが、かなり考えておかなければいけない、また、できれば民営化反対で対応していかなければいけない、そういうテーマではないかというふうに思います。

また住都公団は今までの歴史の流れ、まちづくりの上でも大きな役割を果たしております。また面積自体も大分大きいものでございます。市全体のまちづくりにも重要な役割を果たしてまいりました。そういうことで、これが民間の持ち物になりますと非常にまた環境を整備するために市がさまざまな仕事を請け負わなければいけないことが出てくるおそれもございます。これについても懸念がございますので、今から民営化とは何ぞやということを自治体がよく考える必要があるのではないかと、そのように私は考えております。

公団関係の外周道路についてはその多くが市に移管をされました。また公団周辺の緑地につきましても市へ移管がされて、市立の公園という形になってはおります。しかし、まだ団地内にも古い緑の部分、広大な公園の部分等が存在をいたしております。こういうものについても民間のマンション等ではなかなか今までも力を入れることはしませんでした。これからもそういうことはしないと思います。やはり政府が支援をする形の公共住宅の一つで公団住宅だからこそ緑も豊かな団地というものをつくってきたかというふうに考えております。

そういうことから、新しく市長になられた馬場市長も、住都公団の廃止の動きについては対応をしていただきたい。こういう立場から質問をいたしているわけでございます。

具体的な質問に移ってよろしいわけですが、若干公団民営化についての動きを申し上げておきたいと思っております。

前市長は、国が公共住宅に力を入れるのは当然であって、公団住宅は公共的な性格で続けるべきだということを表明もされ、対外的にはそういう対応をいただいております。また日野市議会も居住者からの要望を受けまして、何回も民営化反対あるいは賃貸住宅についての公的な環境を維持せよ。さまざまな趣旨の意見書を政府等に今までも提出をしてきたところでございます。

橋本内閣が6月6日の閣議で決めました。1999年の1月末に開く通常国会で法律改正

を行って住都公団を廃止する。住都公団がこれまで行ってきた業務のうち、都市開発、再開発業務は新たに設立する法人、これは公団になるかどうか、まだ決まっておりません。——に移管する。住都公団の一番の目的としてきた住宅供給業務は今後、賃貸住宅業務は政策的に特に必要とされるものに限定し、分譲住宅業務からは撤退する。こういうようなことを決めたわけでございます。そして住都公団の廃止の時期については建設大臣が閣議決定を1年前倒しするように号令をかけたこともございました。建設省も早々と住都公団改革準備室をつくっております。ことし、この春から夏にかけても法案を国会に出せるよう急ピッチで作業を進めているという動きでございます。

都市開発、再開発を重点業務にして、住宅供給から大きく撤退する新しい法人のようなものが公団の居住者の新しい大家さんになる。居住者は非常に心配をいたしております。これらに対しても、やはり公団住宅をたくさん持つ日野市として、行政の方からも心配しないために市も頑張りますよという立場が私は必要ではないかというふうに思うわけでございます。

公団住宅の民営化をめぐる動きは15年続いてきております。これに対しては居住者あるいは公共住宅を守る方々、国民の各階層がさまざまな運動をいたしまして、今まで阻止をしてきているわけでございます。最初に始まったのは1973年の田中角栄首相による公団住宅払い下げ案からスタートをいたしました。そして第1次、第2次、第3次の政府による臨調。この動きの中で、また行革審の動きの中で民営化の動きが次々と強められてきたわけでございます。また国会等におきましてもさまざまな発言がございました。政府の赤字国債の穴埋めのために住都公団も払い下げただけなら130兆円から150兆円には全部申し上げただけでなるじゃありませんか。税金なんか必要がない。減税ができるということになりますということで、民社党の塚本委員長が1985年に発言をされたりいたしております。

このような動きの中で、いよいよ財界も、当初からでございますけれども、最近では正式にいろいろ政府に意見を上げております。財界団体の社会経済政策本部、これが一昨年10月、財政投融资と特殊法人の未来像ということ提起をいたしまして、2001年以降、株式会社にすべてをして株式をすべて放出して完全に民営化をするということを政府に直言をいたしたりしたわけでございます。簡単に言えば、通用の流れで民営化の動きがされてまいりました。

それで公団に存在しております全国組織の自治会の組織があります。日野市内にも各団地に自治会がありまして、この件については大いに頑張っているところでございます。

今も建設大臣に直接手紙を書こうという運動がございまして、私が住んでいる団地でも何百人という方が手書きでいろいろ文章を書いて、今、自治会に次々と届いている状況にございます。昨年は建設大臣に直接自治会の代表が要望をいたしました。昨年の9月5日、住宅要求国民署名というものを集めまして、25万人の署名でございました。段ボール17箱。建設大臣室に直接届けまして対話をしたわけでございます。私ではございませんけれども、自治会の代表が亀井建設大臣に陳情いたしました。このときは大臣は、「今までのような役所仕事でなく、住んでいる人にもっと満足していただけるようにしていきたい。72万戸も住んでいる方々を今後どうお世話していくかは大切なことで、どんどん要望を出していただきたい」。このような話をしてこれたわけですね。付き添っておりました伊藤国土庁長官も発言をしております。「私の選挙区には団地居住者が多く心配する声を聞いている。今の環境は貧しいと思う。もっとよい住環境にしていくことが望まれる」。建設大臣に声を出していただいたところでございます。

また昨年も11月28日、瓦力建設大臣に代表が面接をいたしました。このときは、こう大臣は話しております。「公団住宅の一つの時代、団地は羨望の的であった。高齢化など皆さんの苦労も多いことをよく知っている。よくお話を承らなければならないと思う。経緯はお話いただいたとおり6月に閣議決定が行われている。皆さんの心配のないようにしかるべくと思っている。これも一つの時代であって、住都公団のあり方について問われる時代が来たとも言える。これからのことをどうするか。前大臣からの引き継ぎもしながらやっていく。賃貸は従来と異なった体制の中で、管理は心配のないような大きな宿題を持って対応しようとしている。家賃問題では公営住宅とのかかわり、居住者の負担部分の問題等さまざまあって、一般会計からの導入も図りながら考える。管理については安心して住まい、生活ができるように考えていきたい。公団は検討中であり、私からも要旨は伝え取り組んでいきたい。皆さんに行き先が見えるように方向づけができるようにしていきたい。前倒しも結構だが、課題をしっかりと整理しておくことの方が大切と思う」。このような答弁をしております。これには、どこか近所にお住まいの小沢衆議院議員も立ち合っていたいただいたわけでございます。

そのようにして居住者の声を各建設大臣が真正面から受けとめて努力はしているようでございます。そこで我々自治体が、あるいは市議会が国民の声としてさらにバックアップをしていけば、住都公団がさまざまな改革はもちろん必要でございますので、改革は進めつつも、公的な立場で今後も国の公共住宅として管理をしていくということがずっと続くという条件を生み出していくことも可能なわけでございます。

そういうことで具体的な質問をさせていただきます。

第1点は、すべて関連しておりますけれど、一応分けます。第1点は、多摩平団地の建て替えについては、現在は住都公団は一生懸命いろいろ計画を出して努力中でございます。しかし、これが民営化ということになりますと、公団の職員自身もあずかり知らない状況下でこの作業は進んでおります。公団の職員の空気というのは組織が違って大体の職員は、また残れるだろうというふうに考えている、考えが甘いというふうに週刊誌に書いた評論家の方もいらっしゃいます。具体的になりますと大変なことになって、日野市としても差しさわりが出る場合もあるわけでございます。少なくとも多摩平団地の建て替えが終了するまでは国や建設省、住都公団の力で建て替えを進めさせる。このことが必要ではないでしょうか。これに対してお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

2点目は都営住宅のことで1点お伺いいたします。

南平の都営住宅が今建て替え中でございます。先日、見学をいたしてまいりました。1DKから4LDKに至るすばらしい建て替えが半分完成をいたしました。ところが、残された半分について東京都に対して自治会が聞きました。どうするんですか。予算のめどがなく、このままになるかもしれない、当分は。こういう答弁のようなんです、自治会に対して。それで集会所もあそこはプレハブで、もう15年ぐらいでしたか、使っている集会所なんですけれども、これも大分傷んでいるんですけれども、これも、だから建て替えるという計画がない。今、建て替えが完了したところには1室も集会所はつくられていないわけでございます。恐らく第2次の建て替えのところに計画が入っていたと思われます。しかし、居住者としては、こういう集会所だけでも建て替えてほしいし、あるいは今の2階建ての住居は壊すということではございますけれども、そのまま荒れ地にしておいたのではまちの環境上もよくないわけでございます。やはり東京都が公共住宅からだんだん手を引いていくということになると、やっぱり突然そういうようなことがあらわれるということを私は目の当たりにいたしました。そういうことで1点目の質問もいたしましたわけでございます。南平の都営住宅の今後についても、もし対応していただいているとすれば答弁をいただきたいと思えます。

3点目は、公団廃止。究極的には民営化につながっていくわけでございますが、これに対する市長の見解をお伺いしたいと思えます。以上です。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（堀之内和信君） 多摩平団地の建て替え事業の件でございますけれど

も、基本的には住都公団の本来の役割、目的というものがございませう。それは良好な住宅の供給、それから良好な居住環境の整備及び維持であるというふうを考えております。

市といたしましても、こうした視点に立ちまして今後の多摩平団地の建て替え事業については対応していきたいというふうを考えております。

現在の多摩平団地の建て替え事業でございますけれども、まず第1期分でございます。二中の東側の部分でございますけれども、これにつきましては、平成9年の3月に建て替えの指定を受けているところでございます。現在は、現居住者の方の移転先の希望の確認など、話し合いの期間となっているところでございます。その後、平成11年の3月以降に第1期の工区に工事を着手する予定でございます。工事期間は3年ということでございます。したがって、平成14年の3月ごろに一時仮移転している方及び後工区にお住まいの方が建て替え後の住宅に入居し、その後、後工区の着手ということでございます。

団地全体の建て替えのスケジュールにつきましては約20年という長期にわたる計画となっております。原則といたしましては建設年次の古いものから順に5期程度に分けていくということでございます。最終的には第4団地、駅前通りの西側のブロックでございますけれども、これを実施する予定となっております。その他の区域につきましては区域取り等については現在のところでは未定ということでございます。こういう長期にわたって多摩平団地の建て替えを行っていくわけでございますけれども、先ほど前段にお話ししましたように、住宅公団の役割というのはそういうふうな市としては認識しておりますので、そういう認識の中で今後の住都公団の方との対応については行ってきたいというふうを考えております。

それから2点目は南平の都営の建て替えでございます。

都営の日野平山四丁目団地の第1期工事につきましては、既に189戸が平成7年度から平成9年度の3カ年計画で工事を施行しているところでございます。平成10年の3月に工事が終了し、4月に入居する予定ということでございます。また第2期の建て替え計画につきましては、前回の第4回の定例市議会の中で、平成11年度設計、平成12年度から平成13年度までの2カ年計画で予定されておりますということでお話をさせていただきましたけれども、計画が1年早まりまして、平成10年度設計、平成11年度から平成12年度の2カ年計画で115戸を予定しておりますということでございます。

それから集会所につきましては第2期の建て替え計画の中で建設が予定されているところでございますけれども、現在あります集会所につきましては、住宅の解体後も本体

工事の着工までは使用できる状態で残していきたいということでございます。以上でございます。（「じゃあ、市長、最後にしてもらえますか」と呼ぶ者あり）

3点目の公団の民営化でございますけれども……（「これは、市長からでも結構ですよ」と呼ぶ者あり）わかりました。住都公団を含めまして、現在、特殊法人の整理合理化の方針につきましては、平成9年の6月に閣議決定されているところでございます。その中で住都公団につきましては、平成11年の通常国会におきまして廃止される予定ということでございます。その中で都市開発それから再開発業務につきましては新法人に移管され、それから分譲住宅の業務からは撤退するというような方針であるというふうに聞いております。

現在の賃貸住宅の管理業務も新法人に移管を予定しているということでございますけれども、正式なことについては現在は聞いていない、承知していないということでございます。

こうした行政改革の一連の動きの中で住都公団がどのような形で移行し、あるいは再編されていくのか、現段階ではわかりませんが、先ほどお話しさせていただきましたように、いずれにいたしましても住都公団の本来の役割、目的というものは、良好な住宅の供給それから良好な居住環境の整備及び維持であるというふうに認識しておりますので、日野市といたしましても、このような視点の中で今後の動向を見守っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　住都公団の民営化によって自治体が、あるいは住民が不利益を受けないだろうか。また、受けないように市としてもしっかり対応してほしいという意味での質問であります。

私どもは見解を問われているわけでありますので申し上げますが、日野市内には非常に数多くの公団があり、その公団にお住まいの方が今もいらっしゃいますし、ずっと歴史的にただいま本当に長くお住まいになっているわけであります。日野市の住民の生活の非常に大きな分野を公団の住宅が担ってきたというふうな歴史的な経緯もあります。そういう中でございますので議員御指摘のとおり、例えば家賃の問題でありますとか、もろもろの道路状況あるいは公園のありよう、市民生活への圧迫が来ないように市長の姿勢として対応しなければいけない。このようには感じているところでありますし、お話のとおり、市民の生活を守るというのが行政の基本にあるわけでございますので、そういう意味では公団にお住まいの皆さんを守るというふうな意味合いから一生懸命頑張っ

ていかなければいけない。このようには考えているところであります。

そういう中ではあります、今、部長からも答弁を申しあげましたように、これは大きな国の行財政の改革といいますか、一環でございまして、重要な要素にもなっているわけでありまして。過去のいろいろ、いわゆる公の機関の民営化ということにつきましては、例えばNTTでありますとかJRというふうな問題があったわけでありまして、それぞれ大きな問題を抱えながらも、よりよい面といいますか、より効率的に物事が運営されるといった面もまた出てきているわけございまして、今、議員御指摘のとおり悪い面あるいは不安な面ばかりが横たわっているわけではないというふうには思っております。ある面では民間的な発想を公団が取り入れることによって、もっと違った新しい意味でのサービス形態が出てくるかもしれない。そういった意味合いも、やはり私どもはじっくり見ていかなければいけないというふうには思う次第であります。

いずれにいたしましても、初めに申しあげましたように、日野市における公団の重要性といいますか、公団にお住まいの方々の多さというものを踏まえて、決して不都合が起きないように、よりサービスの低下というとおかしいですけども、住民の皆さんの不安や生活の状況に悪い影響が出ないような方策は考えていきたいというふうに思います。

ちなみに多摩平の建て替えにつきましては、私は市長に就任して早々支社長にお会いをしてしておりますが、副支社長にもお会いしておりますが、そのときに真っ先に問うたのがこの問題でございまして、住民の皆さん、一番不安を感じている。建て替えが始まるというのに肝心の公団が民営化されるそうじゃないか。一体、大丈夫なのかということに念押しをいたしまして、その時点では、ぜひ御心配はされないように。しっかりとやりますということはおっしゃいました。また近々、公団の支社長等々にお会いをいたしますので、再度その確認はしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） 南平都営住宅の今後については、ぜひ積極的に東京都に対応していただきたいと思います。居住者の皆さんの心配がないように、あその場合、促進といいますか、そういう方向で真に努力をお願いしたいと思います。

民営化についての見解を問いました。市長は、これに賛成だ、反対だという答弁はございませんでした。じわじわと前市長より少し後退しつつあるのではないかな、公共住宅に対する考え方が後退していくんじゃないかなという気持ちがいたしました。引き続き、この点についてはまた議会の中で論議をしていきたいと思っております。

自治会の運動の皆さんが今おっしゃっているのは、民営化反対という単純な言葉で今運動をしていないんですね。賃貸住宅部分については公共住宅として政府が責任を持って管理・運営するように。しかし、今のような住都公団の問題点については改革をしてほしい。こういう立場で運動が進んでおります。それで、住都公団改革に当たっては公共住宅としての性格を維持・保存して、さらに一層前進充実させよ。自治会の運動の皆さんも、そういう主張をして建設省や公団と交渉などをされているわけでございます。

公団が果たした役割、これはどういうことがあるか。いろいろ専門家の方も述べておられます。その一部を私は紹介してみたいと思います。そういう立場から、この公団住宅あるいは政府が公共住宅に力を入れることが日本の環境あるいは住宅政策として非常に重要であるぞということを強く主張したいわけでございます。

こういう方もいらっしゃいます。公団は既に歴史的使命を終えたからつぶしてしまえという極論がある。しかし、今それを実行したとしても大都市圏で中間層向けの良質借家が不足しているという厳然たる住宅問題の課題は残されたままである。小規模賃貸マンションが激増しているということで、民間の資本に任せたのでは今の課題は解決できない。公団の業務が根本的に洗い直される中で公的賃貸住宅供給の役割は再評価されるべきである。こういうふうにおっしゃっている方もおられます。また公団にかわって民間デベロッパーが公団が行ってきた以上の成果を上げるのでなければ民営化は意味がない。民間デベロッパーの特質は、目の前の需要者の需要動向に沿って商品としての住宅を企画・販売するところにあり、居住水準の向上、社会的課題の解決、住文化の高揚といった長期的な展望に立った住宅政策的関心は希薄だと言わざるを得ない。住宅は都市の主要な構成要素としての社会的、文化的資産として構築しなければならない。住都公団が戦後の我が国の住宅難や住宅不足の解決に重要な役割を果たしてきたばかりでなく、良好な住環境の形成、都市居住様式の喪失、住宅生産の工業化などを通じて住宅近代化への多様で多大な貢献を成したことは万人の認めるところである。公団の組織や運営について、民間デベロッパーに多くを学ばなければならないが、事業内容は民間デベロッパーと競合することを避け、我が国の住宅問題の解決に向かっての住宅政策の実践的役割に重点を置くべきである。こういうふうにもおっしゃっております。

また別の方は、景観や町並みにも配慮した住宅を供給してきた。特に採算が悪いため業者がほとんど手を出さない中低所得世帯向けの賃貸住宅は独壇場だった。住都公団は住宅関連の子会社を20社も持っており400億円もの累積黒字があるが、本体にはほとんど還元されていない。こういう点を改善すれば住都公団の役割は今後も存続させなけれ

ばいけない。分譲から撤退し、賃貸にはこれまで以上に力を入れるべきだ。こういう声もごぞいます。

私も阪神大震災で3日間、ボランティアで行ってまいりました。特に公団住宅には募金などをして届けてまいりました。公団が地震に強い住宅を大量供給するシステムであり、そこに住む居住者たちの自治会活動がコミュニティーを守る上で大きな役割を果たすことを実証しました。自治会の資料にもごぞいます。私も直接、住都公団の建物を見ました。ほかのマンションとも比べてまいりました。写真などもたくさん撮ってまいりました。全半壊した40万戸の住宅のほとんどが民間住宅でございました。公団住宅は倒壊はしておりません。壁にひびが入った程度のところが何カ所かございました。団地内での死者もゼロでございました。なおまた、被災直後に公団住宅ストックが果たした役割、住宅再建に寄与した公団の力、こういうものも大いに評価してよいわけでごぞいます。東海・関東地方である我々の居住地には大地震が起きる危険も強まっているわけがあります。そういう中で、そういう観点からも公団住宅の存在意義というのは非常に大きいというふうに私は考えております。ですから、ますます政府が公団住宅あるいは公庫住宅あるいは県、市などによる公営住宅、こういうものに国庫をどんどん支出をしてもっともっとこういう公共的な賃貸住宅の部分、これをふやしていくべきではないかというふうに思っております。

現在、日本では公共的賃貸住宅は全戸数の7.1%なんですね。諸外国に比べても非常に低い率でございます。公的住宅の強い国家におきましては公的住宅がまちづくりでも、住宅政策でもリードする役割も果たしているわけでごぞいますので、これからの日本にとりましては、私は住都公団の賃貸住宅部分、これについては体質改善はしつつも、やっぱり存続をさせる。これが必要だというふうに思います。日野市長もそういうことを理解して、そういう立場で行政の長として関係先に働きかけることを強く要望をいたします。時間の点もごぞいましてお答えは結構でございます。

最後に、この市議会のやりとりで一言申し上げておきたいことがございます。これは市長にも申し上げておきたいと思います。通告にも行革の問題をしておりましたが、これは時間の関係で省きますが、それらにも関することでもございますので一言申し上げます。

市長と沢田議員とのやりとりに関係してでございます。馬場市長は、選挙戦のときの論戦等についての対応がどうであるか。昨年の6月議会ではこういう答弁だったんですね。中谷議員が質問をいたしました。選挙戦の論戦についてですね。市長の答弁です。

「ただいまお話にありました選挙中のいろいろな話ですね、これは、あそこではこう言った、ここではこう言った。一つ一つを取り上げてそれを私が間違いなくそう言ったかどうかは確認をすることは全くできません。そのような趣旨のことを言ったかもしれないし、また全く違った趣旨を言っているかもしれない。十分認識をすることはできません。こうおっしゃっているわけでございます。「一つ一つの集会について、こういう話をした。どういう話をしたということは大変恐縮でございますが、すべてを原稿を持ってやっているわけではありませんので何とも、こういう話をしたかどうかは記憶にありませんが云々」と答弁が続いております。今回の選挙戦は非常に激しい選挙戦でございます、ここは私の感想ですけれど、戦うという字を使って選挙戦という答弁をされておりますので、やっぱり選挙戦中は市長も戦われたなという感想でございますね。戦いは嫌いということでございますがね。「選挙戦でございます、中谷議員等が応援をされたグループでもいろいろな御発言があったわけであります。それについては私は、この本会議の場では全くああだ、こうだということは申し上げません。すべて自分の心の中に入れております」。こういうことございました。

しかし、ところが、沢田議員の質問に対しては、5点、沢田議員が指摘をされたわけでございます。これに対しては、なぜか、「すべて真実であります」。こういう趣旨の断定的な答弁をされたんですね。それで私は市長の論戦に対する考え方が一貫してないなということを感じたことでございます。

それから、日本共産党が選挙戦中にいろいろの論戦の意味で資料を市民の皆さんに提供をいたしました。もう一度繰り返します。これは中谷議員なども本会議場その他でも繰り返しておられます。市長もこれを否定はしていないんですが、市長がおっしゃった沢田議員の5項目、例えば、全部は読みません。「4年たったら」云々ということがございました。あるいは「当初はやめてしまおうと申し上げたが」云々というようなこともございました。それから各種料金の見直し、福祉の分野はある面では見直しをしなければならない。こういうことを共産党が事実に基づいて市民の皆さんに資料を提供いたしました。それは市長の新年の市役所内での年頭のあいさつでございますとか、公然と開かれました選挙での集会の発言でございますとか、そういうものを事実に基づいてやってきたわけでございます。選挙戦中、それに対する抗議とか取り消しの要望というのはなかったように聞いております。そういうことで我々は戦ってきたものであり、今も市長がそのとき話されたこと、しゃべられたこと、記録に残っていることは、今度の予算編成また本会議の答弁の中でも私は示されて、その考え方が続いているというふうに思っ

ております。

それで、市長の私は、経営感覚を生かすという、市長、市役所における垂れ幕は取り下げられたようでございます。しかし、経営感覚という言葉そのものが中曽根行革臨調路線のときに生み出されたものでございます。そういうことでありますので、その考え方が続いているわけです。私たちが行政改革ということ、このことについては効率的な行政をやることについては賛成でございます。しかし、今、政府がねらっているリストラ、行革の方向というのは完全に質が違います。1985年のG5によるプラザ合意以降、経済構造調整ということで日本の企業に外圧がかかりました。その以後、企業がリストラを行い、対外生産の移転で中小企業の倒産、中高年も人員整理対象、新卒者採用手控えなどがあったわけでございます。こういうルールなき資本主義、利潤第一主義が野放しになっている中で、リストラというのはどういうことか。これはリストラクチャリングということだと思いますが、資本蓄積、条件の再構築ということを目指すものでございます。そういう方法の考えが市長の私は信念の中にあるからこそ、これからの本会議での市長の答弁にもそういう考えが伺えたえたというふうに思います。

したがって、日本共産党が市議選中に発表した、それらのいろいろの論戦の資料というものは今後とも生きていく真実である。

このことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上議員に申し上げます。副議長でもあり、通告にない発言については十分注意をして一般質問を行っていただきたく、議長をしてお願いいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

これをもって19の3、「公団民営化」は自治体にとっても不利益にならないかと問うの質問を終わります。（「議事進行」「議長、一方的発言ですよ、それは」「終わったよ」「自席から発言します」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御意義ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。（「議事進行、議長」と呼ぶ者あり）小島久君。

○10番（小島 久君） 本日、第1回目に板垣議員との市長との一般質問のやりとりの中で、最後の、いわゆる締めくくり部分について不穏当の発言がございました。

要約いたしますと、後段の一番最後の部分でありますけれども、いわゆる「細川内閣

が提唱いたしました福祉税云々については、その後、消費税になってあらわれておりますが、福祉に回す予算が非常に少ない。目的に沿ってないわけです。ですから財源がないというようなことを言うわけですが、予算全体の枠組みを変えるということがあれば福祉の予算は十分確保することができるんです。そのことを申し上げておきたいと思えますし、地方自治の本旨に立った本来の自治体職員の役割、これには答弁がありませんでした。結局、答弁ができないということになってしまったのではないのでしょうか。つまり最後の二、三行のくだりの部分であります。これは、やりとりを聞いておまして、明らかにみずからの質問配分時間を誤り、さらにまた残り時間をなくしておいて、市長に対して答弁がなかったとか、あるいは答弁ができないというふうに決めつけるのはとんでもない話であります。よって、議長より議事録の削除を求めるものであります。

よろしくお取り計らいをお願いいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君）　ちょっと待ってください。議事進行ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　今、私の発言に関する小島議員の発言がありました。

一般質問中の私の見解についての発言であります。聞か者がどういうふうに取り受けるかということはそれぞれ受けとめ方があるかと思いますが、私自身の発言の持ち時間の中で市長の答弁に対する私自身の考えを述べたわけでありますから、そのことが不穏当云々ということになれば、これは発言ができなくなるということになってくると思うのであります。

議長において、私の発言の後段部分の議事録削除の要求に対しては、断固反対いたしますので、このことも十分議長に申し上げておきたいと思えます。

○議長（馬場繁夫君）　ただいまの小島久君、板垣正男君の議事進行発言に対しましては、今後、速記録等も十分精査し、対応してまいります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君）　本会議の席上でのことでございますので、今即刻、私の議事進行に対する見解を申し上げておきます。

議長から、「副議長でもあり」という発言がございました。日野市議会の会議規則には、議長においても自席から意見を述べることも規定をされております。そういう中で、私は今回、副議長として一般質問を行ったものではありません。一議員の会議規則による精神にのっとり一般質問を行ったものであります。そういう点についていきなり議長自身がそのようなことを発言されるのは非常に私は理解できません。

ん。本来ならその他の本会議以外の場所でいろいろ発言していただければいいのであるというふうに、もし発言したければですね。いいのではないかと思います。この場でそういうことが指摘がありましたので、議長の議事進行上の発言でございますので、私の見解を申し上げておきます。

○議長（馬場繁夫君） これより議案第35号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第35号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、3月31日の今国会において、地方税法等の一部を改正する法律が可決、成立されましたことに伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（中里正市君） 今議会では、過日25日に御可決いただいた、いわゆる市税条例の一部改正に次いで再度の一部改正を上程するに至りました。

ただいま理事者が申し上げたように、地方税法の一部を改正する法律の公布が3月31日、そしてまた租税特別措置法の一部を改正する法律の公布が同時に3月31日に参議院で可決、成立いたしました。それを起因とする今回の一部改正でございます。こうして本日最終段階での提案となりましたことを御報告方々御理解をいただきたい、お願いをしたい次第でございます。

それでは詳細説明でございますけれども、本来的には議案書によりまして逐条的に内容を追って触れるべきとは存じるところであります。甚だ僭越ではございますが、お手元に別途お配りをされております一部を改正する条例の説明書をもって提案説明とさせていただきます。お願いいたします。

それではお手元の日野市市税条例の一部を改正する条例の説明書をお開きいただきたいと存じます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。今回の一部改正の内容は、具体的項目といたしましては非課税等特別措置の整理合理化等のための所要の措置。二つ目に、土地等の譲渡益に係る個人市民税の税率等の見直し。三つ目には、特別土地保有税における

三大都市圏の特定市の免税点の特例制度の廃止等ございまして、改正の概要でございますけれども、市民税課関係から申し上げますと、その一つ、個人の市民税の税率。(1)均等割の非課税の基本額を現行の34万円を35万円に1万円上がる内容でございます。そして(2)所得割の非課税の基本額。同じく34万円を35万円に改正するものでございます。それぞれ、この説明書には括弧書きで関連条項を掲げさせておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それから三つ目としては、土地等の譲渡益課税の見直しでございまして、一つには、平成10年1月1日から平成12年12月31日までの短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の特例。今までは分離課税でございまして、その分離課税は適用せず、総合課税にするということでございます。それから二つ目には、平成9年12月31日までの譲渡をもって、超短期、2年間以下の所有のものですが、等の譲渡に対する分離課税を同じく廃止するものでございます。

それから3ページ一番上になりますが、土地等の譲渡益課税の見直しの三つ目の内容でございます。平成10年1月1日から平成12年12月31日までの長期所有土地、5年超でございますけれども、その譲渡所得に対する税率を、今生きている当分の間ということで行われている条項に第2項を加えまして、この3年間においては税率を引き下げるというゆえんの改正でございます。それから四つ目でございますが、課税標準の特例において、平成11年度以後の各年度の個人の市民税に係る居住用財産の買い替えに伴う譲渡損失の繰越控除については、適用はいたしませんという条項の新設でございます。

それから大きな二つ目としては、納税管理人の拡大という内容が市民税においても、あるいは固定資産税においても、さらに特別土地保有税においても、従来は納税管理人、義務者は納税管理人を置く場合には市内に居住している方に代理人となるということでもございましたけれども、これからは市長の承認を受けた上では区域外の方でも、それになり得るということでございます。②の納税管理人を定めることを要しない規定であって、その申請書の内容に異動が生じた場合の届け出についての規定を設けるものでございます。

(2)は、納税管理人に係る不申告に関する過料でございまして、説明は省略いたします。それから大きな三つ目でございますけれども、日野市の市税条例付則第17条関係の改正に伴う条文の整理として、以下、六つの条項はそういうことでの条例法規の改正に伴う整理でございます。

それから大きな四つ目、日本銀行法の改正に伴う条文の整理でございますが、これは

文言の整理、条例では文言の整理が影響しておりまして、基準割引歩合という歩合が基準割引率ということに整理されている内容でございます。

それから4ページ目をお開きいただきたいと存じますが、資産税課関係でございますが、固定資産税、都市計画税については、いわば条文の整理でございます。それから三つ目の特別土地保有税につきましてはかなりな変革がございます。いざなぎ景気以降、つまり昭和40年中ごろから創設されたこの制度でございますけれども、5,000平米というもとの面積に対象が戻るということ。この間、1,000平米に下げたとき、あるいはミニ保有税といって330平米に下げて課税をいたしてきている経過がございますけれども、もともとの5,000平米以下は免税にするという本則に戻るということから、これに関係する条項は、いわばそっくり削除になるということでございます。

それから施行期日でございますけれども、これにつきましては議案書の9ページから記載されておりますが、施行期日につきましては、公布の日から施行し、新条例の規定は平成10年4月1日から適用であります。したがって、きょうは3日ありますので、なかんずく2日間は遡及ということが言えるかと思えます。

なお、それぞれに経過措置がございまして、前年度までの所得に係る課税の各種市税の内容につきましては従前の例によるということでございます。

以上で説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 日野市市税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表して意見を申し上げます。

この条例改正は地方税法の一部を改正する法律、租税特別措置法の一部を改正する法律の制定を受けての条例改正であります。両法とも全体として大企業向けの減税が中心の減税でありまして、またバブル期の課税強化を撤廃し、大企業が所有する不良資産や遊休地の企業負担を軽減するもので、バブル経済の再現につながるおそれのある法律と

して、我が党は国会で反対しております。しかし、市税条例にかかわる部分では、このようなバブル再現につながりかねない条例改正部分もありますが、個人市民税の均等割、所得割の非課税限度額の若干の引き上げ、あるいは長期所有土地などの譲渡所得に対する住民税率の見直しで、個人がマイホームを取得する際の減税という要素もあることを考慮し、条例改正案には賛成することといたします。

国の法律が土地投機の規制を緩和するものとなっており、これを自治体に押しつけてくることは日本共産党は反対であります。自治体を預かる市長としても、このような国の姿勢に対しては厳しい態度で臨んでいただきますように求めまして、意見とさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第35号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第36号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第36号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、3月31日の今国会において、租税特別措置法の一部を改正する法律が可決、成立されましたことに伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（中里正市君） さっき御審議いただいた第35号に連関することございまして、租税特別措置法の一部改正に伴い、いわゆる超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等に係る市民税が総合化されましたので、市税条例の改正と相まって本国民健康保険条例の一部を改正するということでございます。

なお超短期のものでございますので関係してくるのは来年の4月1日からの施行に該当するんでありますけれども、市税条例との改正と一体的に事前に改正すべきという行政指導もありまして、今回、上程をお願いした次第でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第36号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第10－8号、新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本件については、総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－13号、日野市立第三幼稚園の増員に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本件については、文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10-3号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10-4号、介護保険制度の準備・施行に関する陳情、請願第10-5号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情、請願第10-7号、市民生活の快適な環境を求める請願、請願第10-10号、猫の不妊手術の補助に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本5件については、厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10-2号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10-6号、日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願、請願第10-12号、多摩平団地の空き家

状態解消を市にお願いする請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本3件については、建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第14、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第15、市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等建設特別委員長より、市立病院等建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第16、行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

行財政改革推進特別委員長より、行財政改革推進に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第17、スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化・教育特別委員長より、スポーツ・文化・教育に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第18、ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみリサイクル特別委員長より、ごみリサイクルに関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10-14号、歩行者横断信号機の設置に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-14号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長にお

いて、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第10-14号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10-15号、「南部診療センター」の建設促進を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-15号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第10-15号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10-16号、旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-16号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第10-16号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

本日の日程は、すべて終わりました。

これをもって平成10年第1回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後5時26分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会臨時議長 福 島 盛 之 助

日野市議会議長 馬 場 繁 夫

署 名 議 員 秋 山 薫

署 名 議 員 板 垣 正 男

署 名 議 員 中 野 昭 人

署 名 議 員 清 水 登 志 子

